日本学校保健会八十年史

財団法人　日本学校保健会

歴代会長

初代会長

三　宅　　秀

第２代会長

横　手　千代之助

第３代会長

三　宅　鑛　一

第４代会長

栗　山　重　信

第５代会長

東　　俊　郎

第６代会長

村　瀬　敏　郎

第７代会長

矢　野　　亨

発刊にあたって

財団法人日本学校保健会　会長　**矢　野　　亨**

財団法人日本学校保健会は、大正２年（1913年）大日本学校衛生協会を母体とし、大正９年（1920年）帝国学校衛生会として呱々の声をあげました。それ以来、昭和21年(1946年)日本学校衛生会となり、昭和29年（1954年）に日本学校保健会と、時代の変化に対応しながら名称を変えつつ現在に至っております。当然のことながらこういった会の発足の原動力になったものは、明治の黎明期にあって、心ある一部の為政者や医師達が、我が国の将来の発展を担うのは子どもたちであり、その子どもたちの健康の保持増進をはかることは非常に大切な事であるという、強い信念にかられていたからであります。そのことは、明治31年（1898年)、当時としては世界にも稀な「全国の公立学校に学校医を置く」という勅令にも見られるのであります。

以来、現在まで約一世紀を経てきましたが、学校保健の歴史の中でその精神なり伝統は、決して損なわれること無く、脈々として受け継がれているのであります。

顧みますと、昭和61年に「日本学校保健会60年史」が刊行されました。その当時、編纂を手掛けられた諸先生には、大変な時間と労力を要したと聞いております。改めて諸先生方に深甚な謝意を表したいと思います。しかし、残念ながらその一部に多少の欠落が指摘されております。今回の「80年史」は、前回の60年史をベースとし、その欠落を補いつつ、執筆し直したもの、また新たに執筆いただいたものも多数あり、その意味で一層完成度の高いものになっております。このためには各委員の先生方、各都道府県・政令都市学校保健会の方々にも、活発なご審議と精力的な執筆活動をいただきました事を厚くお礼を申し上げたいと思います。

通常の年史の目的とするところは、過去の組織・事業、更にはその成果を事実にもとづいて時系列に記録し、保管提供する事にあると思いますが、その一方で大切な事は、過去の歴史を理解した上で、新しい知識や情報を適切に活用し、将来の方向付けの参考に資することにあると思います。

本書も年史ではありますが、誌上「第７編」の座談会において、各委員の先生方から本会の将来にたいする貴重な提言を頂いておりますので、その実現に向けて更なる努力を傾注していくつもりであります。関係団体や学校保健関係者の格別のご協力をお願いするとともに、本書をご活用いただくことによって、子どもたちの健康増進に役立たせていただければ望外の幸せであります。

終わりにあたりまして、本誌編纂に多大なご尽力を賜りました委員の先生方、各都道府県・政令都市学校保健会の皆様方、又資料の提供を頂きました関係者に感謝とお礼を申し上げ発刊のことばとさせていただきます。

平成17年２月

発刊を祝して

文部科学大臣　**中　山　成　彬**

このたび、「日本学校保健会80年史」を発刊されるに当たり、一言お祝いを申し上げます。

我が国の学校保健の中心的存在である貴会におかれましては、設立以来、児童生徒の健康の保持増進を図るため、様々な調査研究や各種研修会の開催などに積極的に取り組まれ、大きな成果を挙げてこられました。とりわけ、昭和47年の保健体育審議会答申におきまして、学校保健にかかる重要問題に関し、調査・研究、指導の役割を持つ機関が必要であると言及されてからは、なお一層、学校保健の推進に御尽力いただきました。関係の皆様方に対し、改めて深く敬意を表しますとともに、心からお祝い申し上げます。

今日、児童生徒の健康をめぐる問題としては、生活習慣病の兆候、喫煙及び薬物の乱用、様々な要因による心の病、シックハウス症候群などに加え、最近では各種の感染症なども大きな課題となっています。

そのため、文部科学省では、児童生徒が心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、各種の教材や指導資料の作成・配布、学校保健関係者を対象とした研修会の開催、さらに、平成16年度におきましては、地域保健と連携し、児童生徒の心身の健康相談や健康教育を行うモデル的な事業を実施するなど、学校の教育活動全体を通じた様々な施策を推進しております。

このような施策を推進するに当たり、貴会におかれましては、多大な御協力をいただいておりますが、今後とも御理解を賜りまして、御支援・御協力のほどお願い申し上げます。

おわりに、本書が学校保健関係者をはじめ、広く一般に活用されることで、学校保健の理解を深めていただく一助となることを期待するとともに、貴会のますますの御発展を祈念しまして、お祝いの言葉といたします。

平成17年２月

発刊を祝して

社団法人日本医師会　会長　　植　松　治　雄

このたびの「日本学校保健会80年史」の上梓にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

大正９年に学校保健の向上発展と学校保健行政への協力を目的として、帝国学校衛生会として発足し、その創設から現在までの80余年もの長きにわたり、その間のたび重なる大きな社会情勢の変化に対応しながら、常に日本における学校保健の発展、振興に努めてこられました日本学校保健会の関係者の皆様方の並々ならぬご努力、ご尽力に深く敬意を表します。

教育基本法第１条において、教育の目的とは「心身ともに健康な国民の育成」にあるとしていますが、ご承知の通り、昨今の社会環境や生活様式の急激な変化はそれを脅かし、児童生徒の心身の成長・健康に与える影響は計り知れないものがあると言えるでしょう。現在、実際の学校現場で起こっている様々な問題、不登校・いじめ・学級崩壊等心の問題、性の逸脱行為や薬物乱用、アトピー疾患等の様々なアレルギー疾患の増加や生活習慣病の若年化等を見る時、その抱える問題の多様性、深刻さを実感することができます。このような学校現場をめぐる様々な問題の解決に向けて、学校保健活動の活性化が強く望まれており、今この時期に「日本学校保健会80年史」が上梓され、今まで日本学校保健会が取り組んでこられた、様々な事業やその成果をまとめられることは誠に意義深く、今後の学校保健の発展に向けて貴重な財産となることはいうまでもありません。

また、平成９年に保健体育審議会答申において、21世紀の学校保健活動の方向性を示すものとして、生涯にわたる心身の健康に関する教育・学習を充実させる必要性が説かれ、学校保健にかかわるすべての職種は、互いに連携・協力し、地域保健の一環として組織運営をすることの必要性が唱えられました。児童生徒の健やかなる心身の成長のために、地域保健と学校保健の密接なつながりは必須とされ、その重要性は、今後ますます高まることでしょう。その中でも日本学校保健会は中心的役割を担われることが期待されております。日本医師会といたしましても地域医療の重要な柱としての学校保健活動を推進し、日本学校保健会と、今後より一層の連携・協力をはかり、学校保健の発展・振興の一翼を担えればと考えております。

おわりに、この「日本学校保健会80年史」が、学校保健の将来進むべき方向性を示唆するものとなり、本書が広く活用され、学校保健のより一層の発展に寄与することを期待しております。

平成17年２月

発刊を祝して

社団法人日本歯科医師会　会長　　井　堂　孝　純

財団法人日本学校保健会が創立80周年を迎えられましたことを心よりお慶び申し上げます。

貴会におかれましては、大正９年帝国学校衛生会として創設されて以来、わが国の学校保健の向上と発展に多大な貢献をされてこられました。この間、時代の変遷に対応しながら、子どもたちの健康に関する調査・研究、それによって得た情報の提供など、学校保健に関する様々な活動を展開され、多くの業績をあげてこられたことに心から敬意を表します。

日本歯科医師会では80歳で20本以上自分の歯を保とうという「8020運動」を国民的な運動として強力に推進しております。生涯を通じて健全な歯を保ち、心身ともに豊かで充実した生活を送るには、幼児期・学童期からの一貫した歯科保健対策が必要であります。

貴会におかれましては、「児童生徒の歯・口の健康つくり推進事業」の実施等、口腔の健康の大切さにご理解いただき、児童生徒等への歯科保健の普及と向上にお力添えをいただいていることに深く感謝申し上げます。

われわれ歯科医師も、子どもたちの健全育成のために、貴会との連携を図り、学校歯科保健のより一層の発展を期して努力していく所存であります。

「子どもは社会を映す鏡」と言われるように社会全体のあり方が、子どもの意識や行動に大きな影響を与えています。今、社会環境や生活様式は急速に変化しており、子どもたちの健康問題も多様化・深刻化しつつあります。

このような中で次世代を担う子どもたちが健やかに育っていくためには、家庭はもちろんのこと、学校、地域が協力して、子どもたちの心身の健康に気を配っていく必要があり、この環境づくりに取り組まれている貴会の社会的役割はますます重要になっていくと確信しております。

創立80周年という節目を迎えられ、これを機に今後さらに学校保健の向上発展にご尽力され、大いなる飛躍につながることを期待しております。

終わりに、貴会の今後ますますのご発展を祈念いたしまして、お祝いの言葉といたします。

平成17年２月

発刊を祝して

社団法人日本薬剤師会　会長　　中　西　敏　夫

財団法人日本学校保健会が、このたび「日本学校保健会80年史」を発刊されるにあたり、一言お祝い申し上げます。

日本学校保健会は、大正９年の発足以来、80有余年にわたり、児童生徒の健康の保持増進のために様々な活動を展開してこられました。この間の学校保健活動の推進にご尽力された関係者の皆様に深甚の敬意を表するとともに深く感謝申し上げる次第であります。

近年、社会環境や生活様式の変化に伴い、薬物乱用、シックハウス症候群、生活習慣病等々、学校保健に係る新たな課題・問題も出てきております。

平成10・11年、学習指導要領が改正されたことにより、学校においてはこれまで以上に薬物乱用防止等に関する教育が行なわれることになりました。良好な学校環境衛生の維持とともに、学校薬剤師が果たすべき役割もますます重要になってきており、学校医、学校歯科医、養護教諭の方々と一致協力して、より一層、活動の幅を広げていくことを期待しております。

学校保健活動は、次世代を担う健康な国民の育成に貢献する大変重要な活動であり、日本薬剤師会といたしましても、各都道府県の学校薬剤師会、試験検査センター等と連携を取りながら対応しているところでございます。

今後、学校保健の取り組みを進める上で、先人たちの活動を記録に留めていただくことは大変有意義なことであり、日本学校保健会の長年にわたる歴史を整理し編纂されました委員の皆様のご努力に対し深く敬意を表しますとともに、本書が学校保健に携わる関係者にとりまして貴重な資料となり、今後進むべき道の指針となることを祈念し、発刊に寄せることばといたします。

平成17年２月

日本学校保健会八十年史 目次

発刊にあたって　日本学校保健会　会長　矢　野　　亨
発刊を祝して　文部科学大臣　中　山　成　彬
社団法人日本医師会　会長　植　松　治　雄
社団法人日本歯科医師会　会長　井　堂　孝　純
社団法人日本薬剤師会　会長　中　西　敏　夫

第１編　概況

第１章　社会的・教育的背景 …… 3
第１節　学校教育の概況 ……吉田瑩一郎…… 3
第２節　保健衛生施策および児童生徒健康状態の推移 ……髙石　昌弘…… 12
第２章　日本における学校衛生（学校保健）の成立 …… 22
第１節　学校衛生の発祥 ……瀧澤　利行…… 22
第２節　近代日本における学校衛生の成立 ……〃……23
第３節　学校衛生の研究動向 ……〃……26
第４節　学校衛生に関する研究団体 ……〃……27
第５節　学校衛生関係職員の活動 ……〃……29

第２編　帝国学校衛生会の成立とその組織及び運営

第１章　帝国学校衛生会の設立 …… 33
第１節　大正期の民間団体による学校衛生運動 ……和唐　正勝・瀧澤　利行…… 33
第２節　帝国学校衛生会設立の経緯 ……〃……34
第２章　帝国学校衛生会の組織と運営体制 …… 36
第１節　前期（大正９年～昭和９年）における組織と運営体制 ……和唐　正勝・瀧澤　利行…… 36
第２節　後期（昭和10年～20年）における組織と運営体制 ……〃……38
第３章　事業計画および事業の内容 …… 42
第１節　機関誌「学校衛生」および「養護（学童養護）」
の発行とその他の刊行物 ……和唐　正勝・瀧澤　利行…… 42
第２節　全国聯合学校衛生会の共同主催 ……〃……43
第３節　その他の事業 ……〃……45
第４節　C. E. ターナー教授の招聘 ……〃……47
第４章　帝国学校衛生会の建議、陳情、諮問および答申 …… 51
第１節　帝国学校衛生会の建議、陳情、諮問および答申の概要 ……和唐　正勝・瀧澤　利行…… 51
第２節　建議、陳情、要望 ……〃……51
第３節　諮問および答申 ……〃……53

第３編　日本学校保健会の成立と発展

第１章　戦後日本学校衛生会の発足と展開 …… 63
第１節　財団法人日本学校衛生会の発足と展開の概要 ……七木田文彦…… 63
第２節　寄附行為・組織・役員の変遷 ……〃……65
第３節　日本学校衛生会の事業 ……〃……76
第２章　日本学校保健会の発足 ……151
第１節　財団法人日本学校保健会の発足 ……瀧澤　利行……151
第２節　一般事業（昭和29年～47年） ……〃……152
第３節　十三大都市学校保健協議会 ……内藤　昭三……160
第４節　日本学校保健会の発展　―学校保健センターへの飛躍― ……瀧澤　利行……164
第３章　日本学校保健会の発展と学校保健センター事業の発足 ……168
第１節　役員の組織及び会議 ……瀧澤　利行……168
第２節　一般事業（昭和48～58年） ……〃……168
第３節　学校保健センター的事業の開始と展開 ……〃……176
第４節　学校保健センター的事業の内容 ……〃……180
第５節　事務所の移転 ……青木　宣昭……186
第４章　21世紀に向けた日本学校保健会の発展 ……188
第１節　役員の組織 ……瀧澤　利行……188
第２節　学校保健センター的事業の多様化 ……〃……188
第３節　学校保健センター機能の充実と日本学校保健会 ……〃……189
第４節　一般事業の展開と健康教育推進学校表彰の開始 ……〃……191

第４編　財政
第Ⅰ期　（大正９年～昭和９年）　……日本学校保健会事務局……197
第Ⅱ期　（昭和10年～20年）　……〃……199
第Ⅲ期　（昭和21年～47年）　……〃……200
第Ⅳ期　（昭和48年～58年）　……〃……202
第Ⅴ期　（昭和58年～63年）　……〃……208
第Ⅵ期　（平成元年～５年）　……〃……210
第Ⅶ期　（平成６年～10年）　……〃……214
第Ⅷ期　（平成11年～15年）　……〃……219
第５編　関係団体の沿革と日本学校保健会
第１章　日本医師会における学校医活動の沿革と課題……233
第１節　ドイツ医学の採用と我が国の学校医活動の胎動……矢野　享・雪下　國雄……233
第２節　明治の医療事情と勅令発布前後の学校医……〃……233
第３節　大正の医療事情と学校医……〃……235
第４節　昭和初年から太平洋戦争終結までの医療事情と学校医……〃……235
第５節　太平洋戦争後の学校医活動と日本医師会……〃……236
第６節　日本学校医会の設立……〃……236
第７節　武見太郎日本医師会長の学校保健に対する考え方……〃……237
第８節　全国学校保健・学校医大会が発足……〃……237
第２章　日本眼科医会における学校医活動の沿革と課題……257
第１節　明治期……三宅　謙作・吉田　博……257
第２節　大正、昭和（戦前）期……〃……259
第３節　昭和（戦後）及び平成期……〃……262
第４節　今後の眼科学校保健……265
第３章　日本耳鼻咽喉科学会における学校医活動の沿革と課題……267
第１節　学校保健史の中の耳鼻咽喉科……神田　敬・浅野　尚……267
第２節　耳鼻咽喉科健康診断の制度の変遷（聴力検査を中心に）……〃……268
第３節　日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会の概要……〃……270
第４節　日本学校保健会のセンター（的）事業と耳鼻咽喉科関連……〃……273
第４章　日本学校歯科医会の沿革と課題……274
第１節　学校歯科の夜明け前……野溝　正志……274
第２節　口腔衛生キャンペーンから学校歯科保健の活性化へ……〃……275
第３節　学校歯科医令の公布……〃……276
第４節　学校保健法の成立まで……〃……277
第５節　管理と指導の調和……〃……278
第６節　学校歯科保健とヘルスプロモーション……〃……279
第７節　確かな健康観の育成をめざして……〃……280
第８節　日本学校歯科医会の現況……〃……281
第９節　これからの学校歯科保健活動の課題……〃……283
第５章　日本学校薬剤師会の沿革と課題……285
第１節　創立の期……杉下順一郎……285
第２節　法制化への道……〃……287
第３節　事業概要……〃……288
第４節　今後の課題……〃……295
第６章　全国学校保健主事会の沿革と課題……297
第１節　沿革……林　眞示……297
第２節　課題……〃……302
第７章　全国養護教諭連絡協議会の沿革と課題……304
第１節　教育職員としての制度の変遷……野地　絹江……304
第２節　全国養護教諭連絡協議会の沿革……〃……306
第３節　今後の課題……〃……308
第８章　全国学校栄養士協議会の沿革と課題……神山　久夫……309
第６編　加盟学校保健会の推移と現状……各都道府県・政令指定都市学校保健会……315
第７編　新たな学校保健の課題と日本学校保健会……編纂委員会……435
附録　歴代会長・歴代理事等……459
会則等の変遷……465
年表……七木田文彦……476
索引……541
日本学校保健会八十年史編纂委員会名簿……552
編纂後記……髙石　昌弘……553

第１編　概況

第１章　社会的・教育的背景

第１節　学校教育の概況

１　戦前の学校制度―学制から国民学校令まで―

我が国の近代学校制度は、明治５年（1872）の「学制」によって発足した。「学制」は、欧米の近代学校制度を範として構想された国民教育制度であったが、「学制」のもつ遠大な構想と社会の現実の間にはかなりの溝があり、就学率も明治６年（1873）が28.13％、明治10年（1877）39.88％にとどまり、我が国土に広く根をおろすまでには至らなかった。

その後、明治12年（1879）に「学制」は廃止されて「教育令」が公布されたが、我が国の学校制度の基礎を固めたのは、明治19年（1886）初代文部大臣森有礼のもとに公布された学校令「帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令」であった。

⑴　初等教育

初等教育については、尋常小学校と高等小学校の２段階の小学校がおかれ、年限は各４か年とし、尋常小学校４か年を義務就学とした。ただし、土地の事情によって３か年以内の小学簡易科で代用することも認められている。この制度は、国民生活の向上や明治33年(1900)の小学校令改正による義務教育４か年無償制確立などと相俟って、次第に国民の中に根をおろし、就学率も飛躍的な上昇を見せ、明治35年（1902）には90％を越え、明治40年（1907）には97％（男98.53％、女96.14％）に達し、国民の大部分が普通教育を受けるようになった。このような情勢に促されて、明治40年には尋常小学校の修業年限を６か年とし、同時にそれを義務就学とした。

また、尋常小学校の教科は、修身、国語、算術、日本歴史、地理、理科、図画、唱歌、体操とし、女子には裁縫を加え、土地の状況により、手工を加えると定めた。教科書は明治36年（1903）から国定制となった。

なお、幼稚園の制度については、大正15年（1926）に幼稚園令が公布され、「学制」以来ほとんど小学校制度の中に含まれていた幼稚園制度がようやく独立発展の基礎が確立されることとなった。また、大正12年（1923）には盲学校及び聾唖学校令が公布された。

⑵　中等・高等教育

中等教育については、明治19年（1886）の中学校令によって修業年限５か年の尋常中学校と２か年の高等中学校をおくこととし、前者は府県立のもの１校、後者は全国５地区に官立各１校設けることとした。その後初等教育の発展に伴って、中等教育も整備拡充されることとなり、明治32年（1899）新たに中学校令、高等女学校令、実業学校令が公布され、中等教育は男子の高等普通教育、女子の高等普通教育、実業教育の三系統に分化されることとなった。中等教育はそれ以後産業の発達や国民生活の向上を反映して著しく普及発展した。

なお、明治19年（1886）の中学校令による高等中学校は、明治27年（1894）の「高等学校令」公布によって高等学校となった。

以上のような初等・中等教育制度の整備と量的発達は、高等教育にも波及し、時代の産業的要求にも促されて、明治36年（1903）には「専門学校令」が公布され、大正７年（1918）には、帝国大学令にかわる「大学令」及び改正「高等学校令」が公布されるに至り、国立の

みならず公立・私立の大学や高等学校、専門学校の量的増大が顕著となった。

こうして我が国の中等学校、高等学校、専門学校、大学は、第一次世界大戦の経済的好況を背景に著しく拡大されることとなったのである。

⑶ 戦時体制下の学校制度

昭和６年（1931）に勃発した満州事変以来、次第に戦時体制へと進むのであるが、昭和10年（1935）青年学校令の公布によって勤労青少年を対象とする青年学校が設置され、昭和14年（1939）男子については義務化とした。このことは従来からあったが実業補習学校（明治26年）と青年訓練所（大正15年）とを統合したもので、極めて軍事色の強いものであった。

昭和16年（1941）には、国民学校令を公布し皇国民の練成を目的として小学校を国民学校に改め、修業年限６か年の初等科と２か年の高等科を設け、この８か年を義務教育期間とした。この時国民学校には「養護訓導ヲ置クコトヲ得」の規定が設けられその職務を「学校長ノ命ヲ承ケ児童ノ養護ヲ掌ル」とし、訓導と同様の教育者としての職制が誕生したのである。

また、昭和18年（1943）には中等学校令を公布し、従来の中学校、高等女学校、実業学校という３系統の中等学校の制度を統合し、修業年限を１年短縮して４年制とした。

さらに、同年師範学校令を改正して師範学校を官立とし、予科3年、本科３年の専門校とした。

⑷ 教科における保健教育

１）学制から教育令までの保健教育

太平洋戦争終戦までのいわゆる戦前の学校教育の中で、教科教育としての保健教育の位置づけが最も充実していたのは、明治５年（1872）から12年までの「学制」の時代であった。

すなわち、「養生口授」（６～９歳の下等小学）、「生理学大意」（10～13歳の上等小学）の口述が定められ、小学教則で下等小学が「養生法健全学等ヲ用テ教師縷縷口述ス」とし、上等小学で「教師自ヲ人身ノ養生スル所以ノ理ヲ口述ス」としている。教師用書としては、「養生法」は松本良順が元治元年（1864）に著述したもの、「健全学」は杉田玄瑞が文久３年（1863）に英国人の著わしたもののオランダ訳にした全６巻からなる著書を用いていた。ちなみに、「健全学」の目次は次の通りである。

第１編　天地間万物の生活を論頭ず
第２編　機生体諸元質の論
第３編　合物及び消食機の論
第４編　血液の論
第５編　血行及び呼吸の論
第６編　人身体の論
第７編　筋、神経、脳髄の論
第８編　分泌及び排泄の論
第９編　健全及び疾病の論
第10編　食料の論
第11編　飲食の論
第12編　大気浴場及び運動を論ず
第13編　気候身体に関係あるを論ず
第14編　前篇諸条の応用を論ず

やがて、明治12年（1879）の「教育令」によってこれらの科目は廃止され、新設された修身の修徳、養智、家倫の中で禁酒、衣服、清潔、運動、酒食の節約、結婚適齢期などが扱われるようになった。

２）小学校令から国民学校令までの保健教育

明治19年（1886）には、「小学校令」が公布され、高等小学校にはそれまでの博物・物理・化学・生理の４教科を統合する教科として理科が設けられた。明治24年（1891）「小学校教則大綱」では、「人身ノ生理及ビ衛生ノ大要ヲ授クベシ」とされたものの学制や教育令での扱いから一段と後退したものとなった。このような流れは、大正時代の理科教育における実験・観察の重視などもあって、国民学校令に至るまで止まることはなかった。

しかし、教育令によって誕生した修身においては、はじめの儒教的徳目から次第に国家主義的道徳観を背景にした内容に傾斜していくものの、日常生活における健康生活習慣の形成を重視した内容が扱われていた。この修身の国定教科書は、明治36年（1903）から終戦まで５回の改訂が行われているが、第１期の明治36年から明治42年（1909）の教科書には、尋常小学校１年で「シセイ」「カラダ」「ゲンキヨク」、２年で「タベモノ」「セイケツ」、３年で「けんこう」、４年で「身体検査についてのこころえ」などが扱われている。また、高等小学校２年には「公衆衛生」の題目も取り上げられている。

第２期は、明治43年（1910）から大正６年（1917）までであるが、尋常小学校１年では「ゲンキヨクアレ」「カラダヲタイセツニセヨ」、２年では「タベモノニキヲツケヨ」、３年では「けんこう」、４年では「身体」、６年では、「衛生」などの題目が扱われている。また、人物には貝原益軒、ジェンナー、ナイチンゲールなどが見られる。

国定教科書は、以後大正７年（1918）から昭和７年（1932）、昭和８年（1933）から昭和15年（1940）、昭和16年（1941）から終戦までの３度の改訂が行われたが、保健に関する内容は項目的には前述のものとほぼ同様の扱いであった。

昭和16年（1941）の国民学校令では体操と武道からなる体錬科が設けられ、体錬科の教授要項に「身体の清潔」「皮膚の鍛錬」「救急看護」が示された。

要するに戦前の小学校における保健教育は、学制の時代を除き、保健の理解に関する内容は理科の生理衛生を中心に関連教科で部分的に行われ、実践的な学習は修身でなされていたといえよう。

2　戦後の教育改革

昭和20年（1945）の第２次世界大戦終結から昭和27年（1952）の平和条約の発効による独立回復に至るまでは、米国軍を中心とする連合国軍の占領管理下に置かれ、教育理念をはじめ学校制度は全面的に改められた。

昭和21年（1946）３月、連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）の要請により、米国教育使節団が来日し、我が国の教育改革のための「報告書」を作成した。その内容は、米国民主主義教育思想を基調として、初等教育から教員養成を含む高等教育までの教育目標・学校体系・カリキュラムと教授方法、成人教育、地方教育行財政、言語改革などの広範囲にわたるものであった。

この「報告書」を受けて、我が国の教育改革の基本方針を調査審議するため、昭和21年

（1946）９月、内閣に「教育刷新委員会」（昭和24年に教育刷新審議会に改称）を設置し、戦後日本の教育改革に関する基本法令や制度について建議を求めることとした。その数は実に35に達していたとされ、戦後教育改革に果たした役割は絶大であった。

昭和21年11月には、日本国憲法が公布され、国民の「教育を受ける権利」（第26条）と義務教育の無償が規定された。

⑴　教育基本法の成立

昭和22年（1947）３月、教育基本法を公布し、憲法の「理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と宣言し、全11条の「新しい教育の理念と基本原則」を示した。

この教育基本法に象徴される戦後教育改革の内容は、次のように要約できよう。

①「人格の完成」を目指す教育理念

②　教育の機会均等と男女平等

③　民主的な単線型の学校制度

④「６・３」制の無償義務教育

これを実現するため、昭和22年（1947）から昭和24年（1949）にかけて、学校教育法をはじめ教育委員会法、文部省設置法、教育公務員特例法、教育職員免許法、国立学校設置法、私立学校法、社会教育法などの重要な教育関係法が制定された。

⑵　新しい学校制度

戦前においては、尋常小学校で６年間の義務教育終了後、旧制中学校、高等女学校、実業学校、高等小学校に分かれて進学する「複線型」の学校制度であった。

昭和22年３月に制定された学校教育法により学校制度の改革が行われ、中等教育段階の諸学校を３年制の中学校と３年制の高等学校とに統合・整備し、小学校６年、中学校３年、高等学校３年、大学４年という学校制度、いわゆる「６・３・３・４制」が採用された。これと併せ、義務教育期間が、小学校６年間と中学校３年間とを合わせた９年間に延長されて前期中等教育が義務化されるとともに、基本的に全員に単一の学校系統を用意するいわゆる「単線型」の学校制度となった。

このことにより、すべての児童生徒が前期中等教育を受けることとなった。また、後期中等教育段階の諸学校が高等学校に一本化され、制度上も高等教育への進学の機会が広く開かれることとなった。さらに、高等教育機関についても、原則として４年制大学に統合され、旧制専門学校のうち４年制大学に転換しなかったものは、暫定措置として修業年限２年又は３年の大学を設け、短期大学と称することとされた。

昭和22年４月、教育課程、教育内容及びその取扱いは、文部大臣の定める学習指導要領の基準によることとされ、それに先立つ同年３月の「学習指導要領一般編（試案）」の後、各教科の学習指導要領が作成され、昭和26年（1951）に改正が行われた。

⑶　講和独立後の教育制度の拡充

昭和27年（1952）４月、平和条約の発効により、我が国は独立を回復し、国際社会に復帰した。占領期間中に民主主義を基調とする戦後教育の骨組みは成立したが、我が国の文化と伝統、社会・経済などとの関係において必ずしも適切でないものの是正という課題も出てくるようになった。

その代表的なものに、昭和31年（1956）６月教育委員会法を改正して制定された地方教育

行政の組織及び運営に関する法律がある。

また、昭和33年（1958）10月の学習指導要領の全面改訂では、小学校の教育課程が各教科、道徳、特別教育活動及び学校行事等の４領域で編成することとされ、道徳の時間の設置、教科の系統性を重視した基礎学力の向上、科学技術教育の充実などが打ち出された。

さらに、昭和27年（1952）６月文部大臣の恒久的諮問機関として中央教育審議会が設置された。

⑷　日本経済の成長と人的能力の開発

昭和30年代半ばから、日本経済は復興から成長の段階へと進み、経済成長における人材養成が急務となった。昭和35年（1960）11月の国民所得倍増計画において、倍増計画期間（35年～45年）内におよそ17万人の科学技術者不足が見込まれるとされたことを踏まえ、文部省は昭和36年度から理工系学生２万人の増募を実施し、実践技術者養成のため昭和37年度から、高等専門学校制度を発足させた。さらに、理工系大学院修士課程の増設を行い、その入学定員は昭和35年～45年間に約４倍となった。

また、経済の高度成長に伴って国民の所得水準も上昇し、伝統的な学歴偏重の傾向と相俟って、高等教育への進学希望は著しく高まった。昭和40年（1965）以降「ベビー・ブーム」世代の大学・高等教育機関への入学者が急増し、昭和46年度には同一世代のほぼ４分の１が大学・短期大学に入学するようになった。

⑸「四六答申」と主な施策

昭和46年（1971）６月、中央教育審議会は「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策について」を答申した。いわゆる「四六答申」といわれるこの答申では、公教育の質的水準の維持向上と教育の機会均等の保障、幼稚園教育の積極的な普及充実、特殊教育の積極的な拡充整備などについて様々な提言が行われ、主に次のような施策が講じられた。

○　現職教員の研修・研鑽の機会を確保するための大学院と初等教育教員の養成を行うための学部を有し、学校教育に関する実践的な教育研究の推進を目的とした新構想の教育大学（兵庫教育大学、鳴門教育大学、上越教育大学）が設置された。

○　昭和51年（1976）に、専修学校専門課程（専門学校）が新たな高等教育機関として位置付けられた。

○　昭和56年（1981）には、放送大学が特殊法人として発足した。

○　過度の受験競争の緩和策として、昭和54年（1979）１月国公立大学共通一次試験が初めて実施され、以後大学が個別に行う二次試験との組み合せによる選抜方法の多様化が進んだ。

○　昭和52年（1977）、53年（1978）の学習指導要領の改訂では、学習内容の量的増大と高度化を緩和すべく教育内容の精選と授業時数の削減が行われた。

○　昭和46年（1971）に「幼稚園教育振興計画要項」（第二次計画）を策定し、希望するすべての４、５歳児の就園が可能となった。また、私立学校振興助成法によって私立幼稚園に対する公費助成の拡大が図られた。

○　昭和54年度（1979）から養護学校の義務制が実施された。

⑹　臨時教育審議会と教育改革

昭和50年代の中頃から、核家族化や都市化の進展を背景としつつ、社会連帯意識の喪失、家庭の教育力の低下等が進み、他方で第二次ベビーブームによる過大規模校の増加や受験競争の低年齢化等が進み、児童生徒の教育環境が悪化した。また、青少年非行が増加し、小・中学校でのいじめ、不登校、校内暴力等社会的に大きな関心を呼ぶ事態が頻発した。

こうした中、昭和59年（1984）９月、政府全体の責任において教育改革に取り組むため、内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育審議会が発足することとなった。教育問題について内閣直属の調査審議機関が設けられたのは、戦後では教育刷新委員会に次いで２度目のことであった。

審議会は、昭和60年（1985）６月の第一次答申から62年（1987）８月の最終答申まで、３年間に四次にわたって答申を行った。これらの答申による「21世紀に向けて」の教育改革の基本的考え方は、①個性重視の原則　②生涯学習体系への移行　③国際化、情報化等変化への対応であり、それは、画一主義と学校中心主義からの脱却であり、行政が変化に柔軟に対応することを要請するものであった。

答申を踏まえた改革は、文部大臣の諮問機関としての各審議会において専門的な検討を行い、施策が展開された。

①の個性重視の原則にかかわっては、平成元年（1989）３月に幼稚園、小学校、中学校、高等学校の、同年10月には盲学校、聾学校及び養護学校の学習指導要領の全面改訂が行われた。この改訂では、生涯学習の基礎を培う観点に立ち、社会の変化に自ら対応できる人間の育成を目指して、小学校低学年では生活科を新設、中学校では選択履修の拡大、高等学校では教育課程の一層の弾力化が図られた。この改訂は、自己教育力の育成を重視した「新しい学力観」の提唱という点で特徴づけられた。

また、高等学校総合学科の創設、さらには中高一貫の６年制中等教育学校の制度化、女子差別撤廃条約の批准に伴い高校「家庭科」が男女共通必修とされた。

さらに、教員の資質向上のために新規採用教員を対象とした１年間の初任者研修制度が創設された。

大学・高等教育については、大学設置基準の大綱化、大学院制度弾力化のための大学院設置基準の改正、教育上の例外措置としての17歳での大学入学、共通一次試験に代わる大学入試センター試験の実施、推薦入学をはじめとする選抜方法の多様化、大学３年からの大学院入学などの改革が行われた。

②の生涯学習体系への移行にかかわっては、平成２年（1990）６月に「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」が成立し、特に都道府県における事業の推進体制と地域生涯学習振興方策が規定された。また、文部省は文教政策全体を学校教育を含めた生涯学習体系への移行を目指すものとして社会教育局を改組し、生涯学習局を設置した。

さらに、生涯学習と学校教育との関係については、成人にとって中等教育や大学、高等教育を利用しやすい教育機関となるようにするため、単位制高等学校の制度化や夜間学部・大学院の増置などの施策が講じられた。

③の国際化、情報化等変化への対応についても、平成元年及び平成10年（1998）12月・平成11年（1999）３月の学習指導要領改訂の際、各学校段階を通じて国際理解教育の充実が図

られるよう各教科等の内容の改善が行われた。また、昭和63年度から高等学校における留学制度が設けられ、高等学校段階の留学生交流が拡大されるなど、様々な施策が講じられた。

⑺　教育改革国民会議報告と「21世紀教育新生プラン」の推進

臨時教育審議会答申後、東西の冷戦構造が崩壊し、経済、社会のグローバル化が進み、「IT革命」が急速に進んだ。学校においても「学級崩壊」現象が顕在化し、また、これまで想像もできなかったような青少年犯罪や幼児虐待等の社会問題が現出した。このような臨時教育審議会の答申以後の新しい急激な変化に対応するため、平成12年（2000）３月、内閣総理大臣の下に「教育改革国民会議」が発足し、同年12月「教育改革国民会議報告―教育を変える17の提案―」が提出された。改革を進めるに当たっては、①人間性豊かな日本人を育成する教育を実現する、②一人ひとりの才能を伸ばし、創造性に富んだリーダーを育てる教育システムを実現する、③新しい時代にふさわしい学校づくりとそのための支援体制を実現する、という三つの視点を特に重視する必要があるとしている。

文部科学省においては、この報告を踏まえ、平成13年（2001）１月に「21世紀教育新生プラン」を策定し、七つの重点戦略を設定するなど積極的に施策を推進している。

⑻　国立大学の法人化

平成16年（2004）４月から国立大学は法人化されることとなった。この法人化は、国立大学が国民や社会の期待にこたえてその役割を一層果たしていくため、それぞれが法人格をもった独立した法人にすることによって、各大学の運営上の裁量を大幅に拡大し、より自律的な環境の下で教育研究の活性化と質の向上を図ることを目的にしている。具体的には、①「大学ごとに法人化」し、自律的な運営を確保　②「民間的発想」のマネジメント（運営管理）手法を導入　③「学外者の参画」による運営システムを制度化　④国家公務員法体系にとらわれない(非公務員型)弾力的な人事システムへの移行　⑤評価の実施による事後チェック方式に移行など、これまで国立大学の運営上の課題とされてきた事項について、その抜本的な改革を進めることとしている。

なお、国立大学そのものの設置・廃止は、法律において定めることや、必要な財源措置を責任をもって行うことなど、国立大学の教育研究に対する国の責任は今後とも果たすこととしている。

⑼　戦後の保健教育

戦後の保健教育は、昭和21年（1946）３月の米国教育使節団報告書を契機に一段と重視されることとなった。

①　保健計画実施要領（試案）と保健科教育の成立

昭和24年（1949）11月、GHQ民間情報教育局（CIE）指導のもとに中学校、高等学校を対象とした「中等学校保健計画実施要領（試案)」が作成された。この実施要領には第５章として健康教育の章が設けられ、健康教育の必要性、健康教育の目標、健康教育の方法、健康教育者の心得、健康教育の内容が示された。内容としては、次の13項があげられている。

① 健康とその重要性	⑧ 食物と健康
② 生活体	⑨ 容姿と健康
③ 特殊感覚器官とその衛生	⑩ 成熟期への到達
④ 骨格とその衛生	⑪ 救急処置と安全
⑤ 筋肉とその衛生	⑫ 健康と社会
⑥ 呼吸、循環、内分泌とその衛生	⑬ 健康と職業
⑦ 神経系統と精神衛生	

これらの内容は、同年中学校及び高等学校に教科として登場した、いわゆる保健科教育の内容となるのである。

すなわち、昭和24年には５月に中学校学習指導要領一般編が一部改訂され、中学校の「体育」が「保健体育」となり、保健は３年間に70単位時間行うこととされた。そして、その内容は「近く示される中学校保健指導要項に準拠せられたい」旨が通達された。また、高等学校については、同年６月に高等学校教科課程の一部改正が行われ、「体育」が「保健体育」となり科目「体育」と「保健」から成る必修教科となった。また、保健の履修単位数は２単位とされ、内容は前掲実施要領によることとされた。

このような改革に伴い、昭和24年11月には、中学校、高等学校の教科書検定基準が定められ、中学校、高等学校ともに昭和26年（1951）４月から使用されることとなった。

一方、小学校については、昭和26年２月に「小学校保健計画実施要領（試案）」が作成され、13項目に及ぶ健康教育の内容が示されたが、同年改訂された小学校学習指導要領一般編で、それらは教育活動の全体で行うこととされた。

昭和31年（1956）には、高等学校学習指導要領保健体育科編が作成され、科目保健の目標及び内容が示され、連続する２学年で各１単位を履修することとされた。

また、中学校については、同年３月初等中等教育局長通達で目標及び内容を示した。

さらに、小学校については、戦後２回目となる昭和33年（1958）の学習指導要領改訂において、体育科に「体育や保健に関する知識」の領域が新設され、第５学年と第６学年で年間それぞれ10単位時間程度の学習が行われるようになった。

② 第３次学習指導要領改訂以降の保健教育

昭和43年（1968）から昭和45年（1970）までの間に戦後３回目となる学習指導要領の改訂が行われ、新設された小学校、中学校の「特別活動」における保健指導、安全指導の位置付けの充実が図られた。このため、文部省においては「小学校安全指導の手びき」（昭和47年３月）、「小学校保健指導の手びき」（昭和48年２月）及び「中学校安全指導の手引」（昭和50年８月）を作成し指導のための指針を示した。

昭和52年（1977）と53年（1978）には、４回目の学習指導要領の改訂が行われたが、学校生活における「ゆとりと充実」を目指し、教育内容の精選と授業時数の削減が大きな課題であった。このようなことから、中学校の保健の授業時数が15単位時間削減されることとなった。また、学習指導要領の内容の示し方も、教育内容精選の観点から概念を軸とした構造化の視点に立ち、叙述概念で表記されるようになった。

平成元年（1989）３月には、５回目の改訂が行われたが、小学校の保健学習の充実を図る観点から、我が国としては初めての保健の教科書が制度化され、平成４年度（1992）から使用されるようになった。

平成10年（1998）と平成11年（1999）に行われた６回目の改訂では、「生きる力」をはぐくむ観点から心と体の健康づくりが一層重視され、総則の教育課程編成の一般方針の「３．体育に関する指導」が「３．体育・健康に関する指導」に改められた。このようなことから、小学校の体育科保健の領域は３・４学年にも創設され、授業時数は２学年間で８単位時間程度とすることが示された。また、５、６学年については、２学年間で16単位時間程度とされた。

また、中学校については、学校週５日制完全実施とのかかわりから、教科の授業時数が全体的に削減されたことから、保健分野の授業時数は、３学年間で、48単位時間程度とされ７単位時間程度削減されることとなった。

高等学校の科目保健の履修単位数は、戦後一貫して２単位となっている。

（吉田瑩一郎）

〔参考文献〕

(1)　文部省：学制百年史　ぎょうせい　昭和47年

(2)　㈶日本学校保健会編：学校保健百年史　第一法規　昭和48年

(3)　岡津守彦編：教育課程・各論(戦後日本の教育改革)第７巻　東京大学出版会　昭和44年

(4)　仲新：日本現代教育史　教育学叢書１　第一法規　昭和44年

(5)　文部省：中等学校保健計画実施要領（試案）　大日本図書　昭和24年

(6)　吉田瑩一郎編：新しい保健科教育　教育出版　平成12年

(7)　文部科学省：文部科学白書　平成13年度　平成14年

(8)　文部科学省：文部科学白書　平成14年度　平成15年

(9)　文部科学省：文部科学白書　平成15年度　平成16年

第２節　保健衛生施策および児童生徒健康状態の推移

１　保健衛生施策の推移と現況

⑴　帝国学校衛生会創設の頃までの概況

日本学校保健会の前身である帝国学校衛生会が創設されたのは大正９年（1920）であり、当時の保健衛生状態は明治政府による我が国の近代化過程の中で一応の各種施策の基に着々改善の途にあったと考えてよい。

保健衛生行政の沿革を遡ると、明治政府使節団の一人として派遣された長與専斎が欧米の衛生行政を導入し、明治８年（1875）に内務省の初代衛生局長としての活躍を開始したことはよく知られている。コレラの大流行をきっかけとして明治30年（1897）には「伝染病予防法」が制定され感染症対策が進められ成果が出され始めたが、一方でこの時期には種々の産業が興り人口の都市集中化が進んだ結果、都市の衛生環境は大いに悪化した。そこで明治33年には「汚物掃除法」、「下水道法」、「飲食物取締法」などを制定して環境衛生の改善を図り、赤痢、腸チフスなどの伝染病対策が組織的に進められた。

学校教育分野では明治31年に学校医に関する勅令が出され、また明治33年には文部省大臣官房に学校衛生課が誕生して、トラホーム問題を始め児童生徒の健康問題が重視されるようになった。一方、産業発展による労働者とりわけ女子年少労働者の増加に伴う労働衛生上の諸問題に対処するため明治44年（1911）に「工場法」が策定されたが、現実に施行されたのは大正５年（1916）になってからであった。さらに、苛酷な労働条件と共に結核症の蔓延が進み、これに対処するため日本結核予防協会が設立されたのは大正４年（1915）であった。

⑵　帝国学校衛生会創設以降太平洋戦争敗戦までの概況

帝国学校衛生会が創設された頃は、当時の重要産業であった紡績工場で罹患した患者が帰郷して、さらに新しい地域での感染が増すという形での結核症の蔓延が大きな社会問題とされていた。この当時、結核症を始めとする感染症の蔓延と劣悪な生活環境さらに貧困者層の低栄養状態のため乳児死亡率は極めて高く、出生千対150を超える状態であった。

従って、次世代を担う子どもの健康状態に大きな関心が寄せられてきたのは自然の成り行きであった。学校看護婦の配置が開始されたのは大正11年（1922）であり、昭和４年（1929）には学校看護婦に関する訓令が出され児童生徒の健康状態に力点が置かれるようになった。昭和９年（1934）に恩賜財団母子愛育会が設立され、昭和12年（1937）の「保健所法」（旧法）制定によって当時の母子衛生活動は結核予防活動と共に保健所活動の二大事業とされていたわけである。両事業との関連からも児童生徒の健康問題が重視されたことはいうまでもない。母子衛生活動の進展により乳児死亡率は昭和15年（1940）に100以下となり、翌16年には戦前の最低値84.1を記録している。

昭和13年（1938）には内務省の保健衛生部局が厚生省として独立し、同年、米国ロックフェラー財団の巨額の援助に基づき公衆衛生院が創設された。このように保健衛生に関する行政・研究・教育のしくみが順次整備され、社会保障、社会政策への取り組みが本格化していく中で、戦時体制への移行も進み、遂に太平洋戦争に突入した後、昭和20年（1945）、敗戦を迎えることになる。

(3) 敗戦直後から戦後復興までの概況

敗戦後の米国指導の下に保健衛生行政は、従来の取り締まり行政から衛生教育に重点をおいた指導行政に変革した。昭和21年（1946）の日本国憲法公布に基づき保健衛生に関わる多くの法律が整備され、戦後復興は困難な情勢の中で徐々に進行した。昭和22年の「保健所法」（新法）、「食品衛生法」、「児童福祉法」、「労働基準法」、昭和23年の「予防接種法」、「優生保護法」、「性病予防法」、昭和25年の「精神衛生法」、昭和27年の「栄養改善法」などがその例である。これらに基づく諸政策の進展により保健衛生状態は急速に回復し、乳児死亡率も昭和22年に76.7、昭和35年には30.7と急激に改善された。なお、労働基準法が制定された昭和22年には厚生省の労働衛生部局が新設された労働省に移された点も記録に残すべきことである。

一方、学校保健分野では昭和22年（1947）の「教育基本法」、「学校教育法」による新しい教育制度が施行され、戦前の管理を中心とした学校衛生は教育をも重視する今日の学校保健へと脱皮したわけである。その後、昭和33年（1958）の学校保健法制定によって今日の学校保健体系が確立されたことはいうまでもない。因みに帝国学校衛生会は連合学校歯科医会と合併して昭和21年に日本学校衛生会となり、昭和29年（1954）には今日の日本学校保健会に名称変更をしている。

この時期の保健衛生状況をみると、敗戦後の混乱期における感染症対策と栄養不足対策に重点がおかれていたことは当然であった。DDT散布や「蚊と蝿をなくす運動」などによる感染症対策の成果は記憶に留めるべき当時の保健衛生事業の誇りといってよいであろう。そして学校保健法制定の４年前に当たる昭和29年に学校給食法が制定され、学校給食による栄養改善施策が進められたことも重要である。

(4) 復興に続く経済成長期における概況

昭和30年代後半から40年代にかけては、復興後の社会情勢の変化に基づき国民生活の安定が確保されると共に急速な経済成長がみられ国際的な注目を浴びたことは周知のとおりである。しかし、一方ではこのような経済成長に伴って公害が社会問題化した。大気汚染、水質汚濁、騒音・振動などの諸問題が住民の健康被害との関連から問題となり、昭和42年(1967)には「公害対策基本法」が制定され、また昭和45年（1970）のいわゆる公害国会において公害防止に関する多くの法案が成立した。さらに翌46年には環境問題の重要性に基づき環境庁が発足している。

一方、小児保健関連では昭和40年（1965）の「母子保健法」公布を背景とした諸政策の進展によって感染症対策や栄養改善施策が新しい母子保健事業として発展し、乳児死亡率はさらなる低下を辿り昭和50年（1975）には10.0に達している。学校保健分野では児童生徒の健康上の課題が多様化し、従来から重視されていた近視などの視機能の課題および歯のう蝕の課題に加えて、心疾患・腎疾患対策に力点が置かれるようになった。また、経済成長に伴う急速な食生活の西欧化に基づく新しい栄養過剰の課題およびモータリゼーションの進展に伴う運動不足の結果、肥満傾向が問題とされるようになった。このような傾向は児童生徒のみならず成人にも生じ、いわゆる成人病対策が重視されることになったわけである。

しかし、国民の全般的な生活水準の向上によって人口の高齢化が急速に進み、昭和57年（1982）には「老人保健法」が制定され老人問題が脚光を浴びるようになったため、子ども

の保健衛生に関する事業に皺寄せが生じたといわざるをえない。

⑸　昭和60年代から平成年代の今日の概況

昭和末期から平成年代に入り一転して経済成長に翳りが生じ、不況時代に突入して今日に至っている。このような社会情勢の変化に対応するため全ての分野で見直しが求められていることは当然であろう。臨時行政調査会の最終答申は昭和58年（1983）に公表されているが、その後、一連の行政改革プランに基づき、国鉄からJR、電々公社からNTTなどを始めとした多くの改変が実現して今日に及んでいる。

保健衛生分野も例外ではなく、平成６年（1994）の「地域保健法」制定（平成９年全面施行）によって、保健衛生活動の前線として活動してきた保健所の機能の見直しが行われると同時に地域住民に密接に関わる市町村保健センターの充実が図られるようになった。また、超高齢社会の到来に向けて平成９年には「介護保健法」（平成12年施行）が制定された。さらに平成11年には「感染症新法」が制定され、いわゆる新興感染症・再興感染症に対する対応が進められている。また、ライフスタイルの変化に基づく生活習慣病対策が進められ従来の成人病対策に変わる政策が樹立されたことも特筆に値する。この傾向は第三次国民健康づくり対策としての「健康日本21」の策定に結びつき平成12年に公表されたことは記憶に新しい。そして、この延長線上に平成14年制定の「健康増進法」（平成15年施行）があり、いわゆるヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進に関する方向性が確立されたわけである。また、同年、健康日本21の母子保健版ともいうべき「健やか親子21」が策定され21世紀における母子保健の新しい方向が規定された。

一方、学校保健の分野では平成９年（1997）の保健体育審議会答申において既にヘルスプロモーションの理念を明記した21世紀の新しい学校保健活動の方向性を示していることに留意すべきである。また、この答申では、児童生徒の健康に関わる現代的課題として、薬物乱用、性の逸脱行動、肥満や生活習慣病の兆候、いじめや登校拒否、感染症の新たな課題などを明示している点に注目しなければならない。このような多くの課題に加えて、生活環境の変化との関連から交通事故を含む事故傷害防止をはじめ、突然の災害や事件に対応すべき学校安全の課題が重視されていることはいうまでもない。

さらに、環境保全の観点から従来の公害対策基本法に変わり、平成５年（1993）に総合的な「環境基本法」が制定されていることにも留意すべきであろう。保健衛生施策に関連する一連の行政改革は平成13年（2001）の中央省庁再編により、厚生省と労働省の合併による厚生労働省が、文部省と科学技術庁等の合併による文部科学省が、さらに環境庁の昇格による環境省が設立され今日に至っている。

最近における保健衛生施策の重点は、薬物乱用、性の逸脱行動、いじめや虐待などの防止に共通する心の健康の課題、ライフスタイル改善による生活習慣病予防の課題、不慮の事故や不審者による危害等の防止に関する安全の課題、そして腸管出血性大腸菌（O157）等による食中毒対策の課題、HIV感染の蔓延防止に関するエイズ教育の課題、重症急性呼吸器症候群（SARS）や鳥インフルエンザなどの新しい感染症防止の課題、牛海綿状体脳症（BSE）等の防止に関する食品安全の課題など枚挙に暇がないといってもよいであろう。

以上、日本学校保健会80年史の冒頭に記すべき保健衛生施策の沿革と現況について概説した。保健社会的背景として年史を理解する上の一助と考えてほしい。

2　児童生徒の身体発育の推移と現況

⑴　明治中期までの概況

明治21年（1888）に発刊された「児科必携」（弘田長）が近代医学輸入後、日本人により著された最初の小児科学書とされているが、この中に年月齢別の発育値が示されているという。また、明治30年（1897）の「衛生新編」（森林太郎）の中でも「我国学齢期児童及少壮者ノ体格」が論じられたとされている。おそらく明治21年の「学生生徒ノ活力検査ニ関スル訓令」により初めて学校における身体計測が制度化された結果に基づくものと思われる。しかし、その調査対象は直轄学校のみに限定されていたため、必ずしも十分な資料とはならなかったようである。

⑵　明治33年（1900）以降、太平洋戦争敗戦までの概況

明治33年に「学生生徒身体検査規程」が制定されてから、全国的規模で身体計測や諸検査が行われることになり、これが今日まで100年間以上に亘って継続され、わが国における身体発育値として国際的にも高く評価されている統計資料の嚆矢とされるものである。同年、前節で述べたとおり、文部省大臣官房に学校衛生課が誕生しているが、三島通良初代課長の努力により文部大臣に対する報告も義務付けられたことが、その後の存続に大きく貢献したと考えられる。なお、明治35年（1902）の「日本健体小児ノ発育論」（三島通良）は日本人を対象とした身体発育値の創始とされていることを付記しておきたい。

図１は明治33年以降、戦後の昭和45年（1970）までの児童生徒（男子）の身長の年齢別年次推移を５年ごとにプロットして作図したものである。この統計は戦時中の諸事情により昭和15年（1940）から同22年（1947）までは欠落している。ただし、当時の実情から特別な調査が行われ、その結果も公表されてはいるが、調査対象の相違から年次推移としては使用し難いので敢えて点線で結んでいることに留意願いたい。

（高石の作図による）

図１　児童・生徒身長の年齢別年次推移（男子）

戦後の急成長については後に詳述するが、明治33年から昭和14年（1939）までの傾向をみると、各年齢ごとに徐々に上昇傾向が明らかであり、とりわけ思春期年齢にその傾向が顕著であることが分かる。これは、生活の近代化が明治中期から徐々に進行してきたことを示すものであり、同様の年次推移は欧米諸国で既にゆっくりと進行していたことからも理解することができる。

前述のとおり、戦時中の資料欠落を経て敗戦後の状況をみると、栄養不足による身体発育値の極度の低下がみられたことは当然であり、とりわけ思春期年齢における急落が目立ったことが分かる。栄養状態をはじめとした生活状況全般の悪条件が児童生徒の身体発育状態に大きな影響を及ぼしたことを如実に示しているといってよい。

⑶　急速な経済成長期の状況と発育促進現象

図２は昭和23年（1948）の統計復活から今日平成14年（2002）までの男子の年齢別平均身長の年次推移を示したものであり、一部の重複はあるものの図１に続く経緯を示している。

これをみると分かるように、戦後の急激な体位の向上には目を見張るものがある。とりわけ思春期年齢の急速な向上が目立つ。これは戦後の経済成長に伴う生活状態特に栄養状態の改善に基づくものである。思春期にみられる急速な向上は、思春期発育の急進が年齢的に若年化してきたこともその一因とされている。同様の現象は女子についてもみられており、女子における初経発来の若年化現象からも説明することができる。

（平成15年度版「学校保健の動向」より）

図２　戦後における児童・生徒身長の年齢別年次推移（男子）

このような体位の急激な向上は集団的にみたcatch-up growthとみられており、その急速な回復ぶりは国際的にも大きな注目を浴びたわけである。元来、catch-up growthは個人の発育経過の中で何らかの疾病により低迷した発育状態が、疾病の回復によって本来疾病に罹患しなければ伸びたであろうと思われる値に回復後急速に躍進する現象をいうのだが、戦後の日本人児童生徒の全体像がまさにこのようなcatch-up growthの現象を示したわけである。欧米では生活レベルの改善により、19世紀から20世紀にかけて徐々に体位の向上がみられ、これをsecular trendつまり年次推移として理解しているが、わが国の戦後の向上は経済成長と共に生じた極めて急速な変化だったのであり、発育促進現象とよばれている。

体重についても身長と同様であり、経済成長と共に戦中、戦後の困窮時代から脱却して急速な向上を示し、その年次推移は右肩上がりの様相を明らかにしている。そして、図３にみられるとおり肥満児の課題が問題とされるようになってきたわけである。

⑷　年次推移にみられる発育促進の停止と現状

図２の年次推移に明らかなように、経済成長と共に進んできた急速な発育促進現象は徐々に緩やかになり平成期に入ってからは、ほぼ停止したかのようにみえるのが現状である。しかし、図３に示したとおり肥満傾向児の増加は、とりわけ男子にとって重要な課題となっている。一方、女子では平均値に埋没されてはいるが、不要なダイエットの結果としてのやせ傾向の課題が生じていることも見過ごすわけにはいかない。

このような現状をみると、学校保健統計の果たしてきた役割を再認識する必要があるのであって、発育促進現象の停止による発育統計の不要論が惹起するのは不可解であり、集団の発育状態モニタリングと共に個々の発育状態評価による健康教育の進展にとってこの種の統計の果たす役割を新たな視点から再認識すべきであろう。

（注）肥満傾向児：性別、年齢別に身長別平均体重を求め、その平均体重の120%以上の者。
資料：文部科学省「学校保健統計調査報告書」

（平成15年度版「学校保健の動向」より）

図３　肥満傾向児の出現率の年次推移

3　児童生徒の疾病異常等の推移と健康状態の現況

⑴　消化器系感染症と食中毒の課題

明治・大正期の保健衛生行政の重点として急性消化器系感染症が挙げられていたことは前述した伝染病予防法の制定後の経過から知ることができるが、消化器系感染症については環境改善に基づく寄生虫疾患の減少と共に少なくとも学校保健分野における課題でないと思われていたことは事実であった。

しかし、平成８年（1996）に学校給食で生じた腸管出血性大腸菌（O157）による大きな食中毒事件は、翌９年の学校給食衛生管理基準（平成15年一部改訂）の制定に基づき、学校給食調理場の衛生管理の改善をもたらすことになった。さらに、近年、小型球形ウイルス（Small Round Structured Virus: SRSV）による食中毒が問題とされていることにも留意しなければならない。

⑵　呼吸器系感染症の課題

大正・昭和戦前期において国民病ともいわれた結核症が戦後の体系的な結核予防対策の進展によって激減したことは、わが国における保健衛生施策の大きな成果として歴史に残されており、この中で学校保健活動が果たした役割もよく知られている。このような結核症の急減の実態にも拘わらず、地域によっては学校における集団感染事例などが近年報告され、平成11年（1999）には「結核緊急事態宣言」が出され、再興感染症としての結核症に再び脚光が浴びせられたことも記憶に新しい。一方では全般的な傾向に基づき、従来、小学校・中学校の一年生全員を対象として実施してきたツベルクリン反応検査が平成15年（2003）から中止され、定期健康診断時において問診票により選別された高リスク対象児を重点とした検査方式に変わってきたことに十分配慮すべきであろう。

さらに、毎年冬季の流行が問題とされるインフルエンザ対策も学校保健活動における重要な課題であり、とりわけ平成15年にアジアを中心として問題とされた重症急性呼吸器症候群（Severe Acute Respiratory Syndrome: SARS）に対する対応も重要な課題である。

⑶　エイズおよび性感染症の課題

かつて性感染症は性病として学校保健分野の課題とされていなかったが、戦後の若年層にみられる性行動の急速な変化によって、とりわけ思春期生徒における重要な健康上の課題となってきた。クラミジア感染やヘルペス感染の増加など性感染症（Sexually　Transmitted Disease: STD）予防の課題はさけて通ることのできないものである。

1980年代から国際的な重要課題となってきたエイズ（Acquired Immuno-Deficiency Syndrome: AIDS）は今や最も重要な感染症の一つとされており、その予防は学校保健分野における健康教育活動なしには進めることのできない重要課題となっている。

⑷　眼科疾患、耳鼻咽喉科疾患の課題

明治・大正期にかけてみられた児童生徒の疾病異常の中でトラホームなどの眼疾患や近視などの視機能異常は極めて大きな部分を占めており、その対策が学校医とりわけ眼科学校医や当時の学校看護婦の重要な仕事となっていたことは良く知られている。その後、アデノウイルスやエンテロウイルスによる流行性角結膜炎などが問題とされることはあったが、今日では主として近視、遠視、乱視などの視機能低下の課題に加えて、コンタクトレンズ使用による障害の課題が問題とされている。さらに平成15年度より定期健康診断項目から削除され

た色覚異常に関連して学校教育上の対応が重要な課題となっている。

耳鼻咽喉科疾患については学校における定期健康診断がスクリーニング検診であるという視点から主として耳鼻咽頭疾患に限定されていたが、最近では聴力機能や平衡機能の検査、さらに音声言語に関わる検査についても重点がおかれ始めていることに留意すべきであろう。また国民病に近いともいわれている花粉症に関連してアレルギー性鼻炎の対応なども問題とされている。

⑸　歯・口の健康課題

歯科医による歯のう蝕の検査が全国的レベルで実施されるようになったのは大正９年（1920）の「学生生徒身体検査規程」の改正以来とされている。当時の児童生徒う歯罹患率は年次と共に急速に上昇し、昭和６年（1931）には「学校歯科医及幼稚園歯科医令」によって各学校に歯科医を置くことが明示されるほどであった。

戦時中は砂糖不足による甘味菓子の消費量低下と平行して歯のう蝕は一次的に減少していたが、戦後の砂糖消費量増加と共に児童生徒の歯のう蝕は再び急増し、学校保健活動の中での歯科保健の重要性が強調された。

学校歯科保健活動と共に乳幼児期における歯科保健活動の進展によって、近年、子ども全般のう歯罹患率の上昇に歯止めが掛かり、むしろ、やや低下の傾向がみられることは喜ばしい。このような傾向を背景にして、平成７年（1995）より歯・口の健康診断が従来の疾病対策志向から健康つくり志向に変わり、早期発見・早期治療の時代から、より積極的な健康増進の方向性を打ち出したと考えてよい。C（う蝕）のみでなく、CO（う蝕の要観察）の記録を導入し、さらにGO（歯周疾患要観察）の記載を導入して、歯・口の健康つくりに連結した保健指導を推進するという方向性が確立されている昨今である。

⑹　心臓・腎臓疾患対策および糖尿病対策の概況

戦後の経済成長によって、児童生徒の疾病対策は感染症対策から心臓・腎臓疾患対策へとシフトしていった。昭和47年（1972）の保健体育審議会答申に基づき、翌48年から小・中学一年生の心臓検診の実施が義務化されたが、これは、医療技術の進歩によって先天性心疾患児が学齢期年齢まで十分に延命し易くなったことに加えて、リウマチ熱等の後遺症による後天性心疾患の早期発見が重視されたこと、さらに学校での体育実技中の心臓突然死が社会問題化したことなどが理由として挙げられる。心疾患児の管理指導に用いられてきた「学校心臓病管理指導表」は何回かの改訂を経た後、「腎臓病管理指導表」と併せて「学校生活管理指導表」と改称され、平成14年（2002）から使用されている。

心疾患と共に戦後の学校保健管理の上で重視されたものに腎臓疾患対策が挙げられる。慢性に経過する腎臓疾患は学齢期に早く発見して対応することによって成人してからの人工透析を必要とする患者を減らすことができるからである。試験紙による簡易な検尿技術の開発が学校における検尿スクリーニング方式を進展させ、身体症状の少ない腎疾患児を早期に発見して適切な医療に結びつけることができた点は学校保健管理の大きな発展の一齣であったといえる。「腎臓病管理指導表」も改訂を重ねた結果、前述の「学校生活管理指導表」として共通利用されている。

内科系の疾患として近年重視され始めてきたものに小児糖尿病が挙げられる。学校検尿の際に一部の地域では早くから尿糖の検査が盛りこまれていたが、平成４年（1992）度から全

国レベルで正式に検尿の中の検査項目として追加され発見率の向上がみられている。今日大きな話題とされている食教育との関連から個々の食生活指導と共に保健管理上の重要な課題と考えてよい。

⑺　小児生活習慣病の兆候および肥満・やせの課題

昭和30年（1955）代から従来の感染症対策に替わり重視された成人病対策は、成人病の大部分が生活習慣に起因するという理由から平成８年（1996）に導入された生活習慣病という表現に基づき生活習慣病対策として今日に至っている。したがって、小児期にみられる小児成人病の兆候も小児生活習慣病の兆候として新たな課題とされるようになった。

なかでも、過食や運動不足など不適切なライフスタイルに基づく児童生徒の肥満傾向が小児生活習慣病との関連で大きな課題となっていることは図３に示し前述したとおりである。反面、やせ傾向にも視点が置かれるべきことについても前述のとおりであり、その早期対応のための定期的な身体計測の重要性を再認識すべきであろう。

⑻　皮膚疾患および脊柱側わん症等の課題

古くは白癬などが児童生徒の皮膚疾患として重視されていた時代もあったが、生活水準の向上により、これらの皮膚疾患はみられなくなった。しかし、近年アトピー性皮膚炎の増加が問題とされている。生活環境の変化や体質の問題など原因は複雑だがアレルギー疾患として重要な課題である。

骨格関連の疾病として、かつて栄養状態が悪い上に日照時間の少ない地域では、くる病が問題とされていた時代もあったが、戦後の生活水準の向上により、これらの課題は一掃された。しかし、児童生徒の姿勢の問題にも関連し脊柱側わん症が課題とされるようになって久しい。

⑼　傷害防止および学校安全の課題

児童生徒の疾病異常の中で、不慮の事故等に基づく傷害を問題にすべきことはいうまでもない。交通事故防止を含め、日常生活の中での事故防止、さらにスポーツ傷害の防止などは生活の近代化の中で避けることのできない重要課題である。

また、近年多発している児童生徒に対する思いもよらぬ殺傷事件などを防ぐ意味からも新しい視点に基づく学校安全対策が必要とされよう。

⑽　心の健康問題

かつては児童生徒の身体面に関わる課題に学校保健活動の重点が置かれた時代が長かったが、近年、精神面に重点が移行し心の健康に関わる論議が高まり今日に至っている。いじめ、不登校の課題が論議されるようになって久しいが、長期欠席児童生徒の増加や保健室登校の実態などをみると、心の健康問題がいかに重要な課題かを実感することができる。

さらに、近年、虐待の課題が社会問題化しており、複雑な社会情勢を基盤とした心の健康問題に関する対応は今後の学校保健活動の最優先課題であろうと思われる。

⑾　健康に関する現代的課題と今後の対応

21世紀における学校保健活動の方向性を示したとされている平成９年（1997）の保健体育審議会答申には「健康に関する現代的課題と心の健康問題」の項に次ぎのような記載がみられる点に留意したい。

「―前略―、とりわけ児童生徒については、薬物乱用、性の逸脱行動、肥満や生活習慣病

の兆候、いじめや登校拒否、感染症の新たな課題等の健康に関する現代的課題が近年深刻化している。これらの課題の多くは、自分の存在に価値や自信を持てないなど心の健康問題と大きくかかわっていると考えられる。―後略―」

これらの現代的課題については、その概要を述べてきたが、薬物乱用に関する課題の重要性をここで改めて強調しておきたいと思う。児童生徒の健康問題に関わる新しい課題としての喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の重要性に基づいて、それぞれの学校段階における取組が進められていることを再認識しなければならない。そして、これらの現代的課題に対応するためには学校保健活動のみでなく、地域保健との連携を一層充実し、新しい視点からの学校・家庭・地域社会の連携のさらなる進展に努力を払うべきであろう。

（髙石昌弘）

〔参考文献〕

(1)　㈶日本学校保健会編著：日本学校保健会60年史　昭和61年
(2)　㈶日本学校保健会編：学校保健百年史　第一法規　昭和48年
(3)　髙石昌弘・出井美智子編著：学校保健マニュアル（改訂６版）南山堂　平成16年
(4)　髙石昌弘：日本学校保健学会50年の歩みと将来への期待―運営組織と活動の視点から―　学校保健研究　46(1)：pp. 5 － 9　平成16年

第２章　日本における学校衛生(学校保健)の成立

第１節　学校衛生の発祥

「学校衛生（school hygiene, Schulhygiene)」についての成立は、何をもって学校衛生の実態と解するかによってその成立年代は異なる。教育施設において何らかの意図的な衛生的配慮がなされたことをもって学校衛生的活動の端緒とするならば、その起源は中世西欧の僧院における養生法の規律や中世日本における禅林の「洒掃（さいそう）」の慣行にもとめることができる。H．シッパーゲスは、中世西欧の修道院が日常的に医療的施設であり、同時に「健康の規則」などを広める場であったことを指摘している（H. Schipperges: Die Kranken im Mittelalter. Verlag C.H. Beck. München, 1990)。中世修道院は同時にキリスト教の教育施設であったことから考えて、当時の教育施設としての修道院では、修行する修道士たちへの健康への配慮が教化の内容として含められていたことが考えられる。トマス・アクィナスの『神学大全』にも、身体への配慮が記されており、教育的行為にともなう衛生的配慮としての学校衛生は、このような側面からも萌生していたことが窺える。一方、日本においては道元によって開宗された曹洞禅における生活規則（清規（しんぎ））の中で、清掃や身体の清潔、東司（とうす）（便所）の使用などが詳細に規定されており、それ自体が修行の一環としてとらえられていた（宮坂哲文：禅における人間形成，評論社，東京，1967)。こうした側面は、教育施設における広義の衛生指導とみなすこともできる。

しかしながら、公教育としての近代学校教育の定義を構成する要件である宗教的影響から独立した世俗的教育施設という点を重視するならば、このような先行史実は、学校衛生の遠い淵叢であったとしても、直接的起源とはしがたい。

近代学校制度とそれにともなう教育活動において衛生的な配慮なされるようになった時期は、おおむね18世紀末以降であるとしてよい。

医学史上はじめて衛生行政について体系的な記述をおこなった衛生学者の魁であるJ．P．フランク（J.P. Frank）によって著された大著『完全なる医事行政体系（System einer vollstandigen medizinischen Polizei 1779−1821)』の第２巻第３部は「若い学生の管理および教育機関における不可欠な行政的監視」と題され、その第２章に「学校衛生および体罰」が設けられている。フランクにおける学校衛生に関する記載は、公衆衛生的施策および衛生行政の一環として、さまざまな衛生的配慮を必要とする人間集団のひとつとして若年者集団を取り上げ、その集団の健康状態に関する特徴を記載する際に「学校衛生　Schulhygiene」の概念が論じられている。当時のドイツを統治したプロイセン帝国では、さまざまな経緯によって派生した各種の民衆学校を国民学校として統一的に制度化しようとしていた。フランクが学校衛生について触れた『完全なる医事行政体系』第２巻が著された1798年に先立つ1794年、プロイセン「一般国法」によって、学校は国家の機関となり、学校の財政負担を地方政府の責任とすることとされた。すなわち、学校は国家の機関とされた以上、フランクが抱いた国家の責任において国家の諸部門とそこに属する人間集団の健康を管理するという衛生行政思想のもとでは、学校の衛生は当然ながら国家の責任において実施されるべき事項であった。このように、衛生行政の一環としての学校衛生は、学校を国家の機関としてとらえ、国家の

責任においてそこに集まる児童・生徒の健康を管理するという国民統治論的観点から成立したとみてよい。

しかしながら、近代における学校衛生の成立は、そうした国家による国民統治的観点のみで成立したとはいいがたい。いま一方では、今日的には「保健福祉論」的観点というべき、生活困難者・就学困難者への保健的・福祉的配慮としての学校衛生が19世紀後半より徐々に組織化される。それは後に「学校看護」とよばれる学校教育への看護的対応として具体化される。19世紀半ばのイギリスでは、F. ナイチンゲール（F. Nightingale）の努力により、それまでの慈恵的で質的には十分ではない修道院看護から科学的で組織的な看護へと変貌を遂げたイギリスの看護は、それまでの教会における教区での看護活動から各地区における看護団体の設立とその団体による訪問看護を精力的に推進するようになる。これが、後の公衆衛生看護の源流となる。やがて、訪問看護の対象者は、貧困でさまざまな健康上の障害をもつために学校に登校できない子どもたちへと拡大していく。当初は家庭への訪問看護として行われていた子どもたちへの看護は、学校へ出向いて必要な看護処置を行うようになり、やがて治療的対応にとどまらず、健康への指導へと拡がりをみせるようになった。この実績は、やがて学校巡回型の学校看護婦制度として、欧米における学校看護のあり方として一般化していくことになる。

このような国家の管理行政的観点からの学校衛生と福祉的観点からの学校看護が、近代学校衛生の二源流としてその基礎を形成したとみられる。

さらに、19世紀中葉以降には主にドイツにおいて学校衛生に関する論説や著書が多く刊行されるようになった。フロリープ（Froriep: Bemerkungen über den Einfluss der Schulen auf die Gesundheit. Berlin, 1836）、パッペンハイム（Pappenheim: Die Schule und die Gesundheit der Schule. Monatsschrift für exakte Forschung auf dem Gebiete der Sanitats-Polizei. 1860. Bd. I）、レクラム（Reclam: Gesundheitslehre für Schulen. Leipzig, 1865）などの論説や著書が刊行され、ペッテンコーヘル（Pettenkofer）やウィルヒョウ（R. Virchow）らも学校衛生や学校における健康保護の問題について論説を公にした。さらに、眼科学を専攻していたコーン（H. Cohn）は、教室の照明と学童の近視の関係性に関する研究（H. Cohn: Kurzsichtigkeit unter den Schulkindern und ihre Beziehung zu Schultisch und Helligkeit der Schulzimmer. Deutsche Klinik, 1866）や10, 060名の学童に対する視力調査（H. Cohn: Untersuchungen der Augen von 10060 Schulkindern. Leipzig, 1867）など実証的な研究を行い、学校衛生の基礎的知見を蓄積した。

そして、1877年には、バギンスキー（A. Baginsky）によって『学校衛生ハンドブック』（Baginsky. A: Handbuch der Schul-Hygiene. Denicke's Verlag. Berlin, 1877）が著され、それまでの諸研究、諸文献は体系的に記述された。同書の内容は概論部分のほか4章に分かれ、学校建築とその整備、教授衛生、学校病、学校の衛生管理体制について総括的に論じられている。同書は、日本にも紹介され、20世紀に入るまで学校衛生の定本として参照された。

（瀧澤利行）

第2節　近代日本における学校衛生の成立

日本における近代学校の成立時期に関しては諸説あり、明治元年（1868）の静岡藩立沼津

兵学校附属小学校や明治２年（1869）の京都の番組小学校、明治３年（1870）の東京府の６小学校設立、あるいは各藩における小学校設置の意義を指摘する向きもあるが、統一的な学校制度の構想をもって全国的に学校を整備する体系的学校教育は、明治５年（1872）の「学制」によってはじまるとされる。「学制」のもとでの近代公教育としての日本の学校教育は、明治４年（1871）に設置された文部省によってその確立が急がれたが、その整備の主眼は国民の基礎教育を担う小学校制度の充実におかれた。その実態は早くも明治10年前後には破綻しはじめたとされるが、明治12年（1879）に「学制」は廃止され、「教育令」が公布され、「小学校ハ普通ノ教育ヲ児童ニ授クル所」とされ、町村を設置単位として整備が図られた。しかしながら、この教育令では小学校の最低修業年限を４年とし、その間に児童は16ケ月の就学義務を課し、授業は毎年４ケ月以上おこなうものとされた。この当時では、こんにち理解されているような毎日一定の年限通学するような就学形態ばかりではなく、地方の実情に応じた弾力的な就学体制をとらざるをえなかった。翌明治13年（1880）には、教育への国家統制が強められた教育令の改正、すなわち「改正教育令」が公布され、教育は府県の監督事項となった。各府県は文部省が定めた基準によって、教則や就学督促、教員資格、および学校管理についての規定を設けることになった。その管理的側面の一方で、小学校３カ年の就学と毎年16週以上の就学義務を定め、授業日数は毎年32週以上とほぼ年間常時授業形態をとるようになった。教育課程は明治14年（1881）の「小学校教則綱領」によって定められた。

明治19年（1886）には、内閣制度のもとでの初の文部大臣に就任した森有礼によって、中央集権国家に対応したより近代的な学校制度の確立を意図して、「小学校令」「中学校令」「帝国大学令」「師範学校令」のいわゆる「学校令」が公布された。これによって、小学校は尋常科４年、高等科４年の２種とされ、前者を尋常小学校、後者を高等小学校と呼称することとなった。４年後の明治23年（1890）には、この小学校令は廃止され、新たに「小学校令」が制定された。この小学校令では、３年制の義務教育としての小学校教育が確立した。そして翌明治24年（1891）には、小学校令施行のための諸規則として「小学校設備準則」「小学校教則大綱」「小学校祝日大祭日儀式規程」「学級編制ニ関スル規則」等が整備され、全国的な統一基準による小学校教育が制度的に確立した。特に、「小学校設備準則」は小学校における標準的設備を規定しており、その後の小学校設備の基準となっていった。

また、明治21年（1888）12月には、文部省の直轄学校に対して学生および生徒の活力検査を行い本省に報告させるよう訓令を発し、あわせて体格検査の様式を制定した。これは後に「学生生徒身体検査規程」となり、学校健康診断の基礎となった。

また、明治24年は、日本の学校保健史にとって特筆すべき年となった。それは文部省が当時東京帝国大学医科大学を卒業したばかりの医学士であった三島通良に、「学校衛生事項取調嘱託」の職をあたえ、主に九州地方、東北地方、中国・四国地方の学校衛生の実情を調査したことである。この調査は実に詳細なもので、校地、校舎、教室、校具、便所、遊戯体操場、飲料水といった学校環境的事項と児童の発育状況、平均年齢・就学年齢、死亡状況、就学前後の健康状態、欠席状況、運動習慣、自宅学習などの児童の身体状況と生活環境的事項に分け、実に詳細な調査を行ってい

三島通良

る。この調査結果は三島の帰還後に直ちに「学校衛生事項取調復命書」として文部省に報告された。文部省はこの復命書のうち、九州地方における調査結果の摘要を印刷し、地方に配布した。しかしながら、東北地方と中国・四国地方における調査結果は未刊であったために、三島は全対象地方の調査結果の概要を刊行した。それが『学校衛生取調復命書摘要』（三島通良：学校衛生取調復命書摘要，博文館，東京，明治28年）であった。この著作は、三島の主著『学校衛生学』（三島通良：学校衛生学，波隠堂蔵版・博文館発行，東京，明治26年）とならんで、その後の学校衛生の発展に裨益するところきわめて大なるものがあった。三島の『学校衛生学』は、中にはバギンスキー『学校衛生ハンドブック』を祖述したところも少なくないが、学校衛生事項取調の成果をもとに日本の国情にあわせた記述を心がけている点では当時の多くの翻訳衛生学書が受けていた制約を大きく越えている。一点だけ三島の学校衛生に関する基本的な姿勢に言及しておくならば、三島は、『学校衛生取調復命書摘要』において「自宅ノ稽古」すなわち家庭での学習がすでに当時から多くなっていることを批判し、日本に伝統的にある稽古事の風習に加えて学校での学習の復習によって、児童の健康が害されていることを深刻に懸念した。そして、「児童ハ必ス先ツ十二分ノ発育ヲ遂ケシメ、其身神ノ共ニ満足ノ営養ヲ享ケタル後ニ至リテ、始テ之ニ智識ヲ得セシム可シ、培養之ヲ修メスシテ、漫ニ花實ヲ得ント欲スルハ、智者ノナサヽルトコロナリ」（復命書、pp146―147）と断言した。

こうした熱意と使命感をもった三島を牽引車として、明治20年代後半より日本の学校衛生は急速に整備されていく。明治26年（1893）に布達された「小学校ニ於ル体育及衛生ニ関スル件」いわゆる文部省６号訓令は、その当時、なお一般では教育において知育に偏し、衛生の必要を十分に認識していないために学校における体育および衛生の実施は不十分であることを指摘し、その振興を期しすべきことを徹底する意図から出された。この訓令の後、児童生徒学生の疾病、虚弱及び教職員の結核等の多くの健康問題や、学校環境衛生の問題が各方面から取り上げられ、学校衛生に関する制度的確立が検討されるようになり、明治29年（1896）に学校衛生顧問および学校衛生主事がおかれた。学校衛生顧問は、文部大臣の諮問に応えて学校衛生に関する枢要な事項を協議する職であり、学校衛生顧問会議を構成した。顧問には帝国大学医科大学教授、陸海軍軍医部の顕官らが就任した。学校衛生主事は学校衛生に関する専門的事項を所管し、文部省における実際の学校衛生実務を履行する職であり、三島がこれに就任した。

学校衛生顧問会議と学校衛生主事を擁した文部省は、学校衛生主事となった三島を中心に数々の学校衛生施策を矢継ぎ早に具体化していった。すなわち、明治30年（1897）１月には学校の清掃法の基準となる「学校清潔方法」を訓令として布達、同年３月には従来の学生生徒に対する活力検査の規程を改正し「学生生徒身体検査規程」を制定、翌明治31年（1898）１月には、「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」を勅令として公布、同年２月には文部省令において学校医職務規程を定め、かつ学校医の資格を規定した。さらに、同年９月には「伝染病予防法」の公布に合わせて「学校伝染病予防及消毒方法」を省令で布達、同年12月には検定に出願する教科用図書の文字印刷等に関する文部省告示などがそれである。そして、明治33年（1900）には、学校衛生を所管する専門部課として文部省官房に学校衛生課がおかれ、初代課長に三島通良が就任し、別に学校衛生事務取扱嘱託を置いた。これにより学校衛生は文

部省内での地歩を固めるにいたった。

このように、明治20年代後半から明治30年代にかけて、三島を中心に積極的に展開されてきた日本の学校衛生は、順調に発展するかにみえたが、その堅調も長くは続かなかった。明治36年（1903）３月20日には学校衛生顧問会議が廃止され、同年12月には学校衛生課と学校衛生主事制が廃止され、学校衛生に関する職掌は学校衛生取調嘱託（駿河尚庸、石原喜久太郎、古瀬安俊）のみが辛うじて存続した。これは日露戦争を控えての戦費捻出のための行政整理の一環がその理由とされている。以後、大正５年（1916）に「学校衛生官」制を布くまで学校衛生行政は省内においては沈滞を余儀なくされる。

（瀧澤利行）

第３節　学校衛生の研究動向

学校衛生行政の進展にともなって、医学界や教育界にも学校衛生に関する研究や論考がなされるようになった。学校衛生に関する著作としては、翻訳書では明治13年（1880）大河本聴松訳編『学校衛生論』が初見であり、邦人著作としては明治16年（1883）の松山誠二『学校衛生論』が初刊であると考えられている。前者はドイツの学校衛生を最初にわが国に紹介した本で、1878年に独逸巡検医・医学博士グロースの著した『学校衛生論』を主とし、これに1879年同国医学博士エリスマンの著した『民間健全学』の中の学校篇を補い、わが国の風俗習慣に適合するものを選んで抄出したという。後者の『学校衛生論』は、松山が米・英・独の学校衛生書から引用し自己の見解にもとづいて説をたてて書いた本である。以後、明治22年（1889）にはニウスホルム原著，小林義直訳『学校衛生論』、リンコルン（リンカーン）『学校衛生法』、明治24年（1891）には高桑致芳『学校衛生法』、明治26年（1893）には瀬川昌耆『学校衛生法綱要』、三島通良『学校衛生学』、明治29年（1896）には三宅秀訳述『教育衛生講義』、明治31年（1898）には牧山建吉『学校衛生学』、明治32年（1899）には關以雄『衛生教育論』、坪井次郎『学校衛生書』、明治34年（1901）には關以雄『学校衛生講話材料』、佐藤信直『普通学校衛生』、明治35年（1902）には池田鐵之助『最近学校衛生学』、明治36（1903）には關以雄『学校衛生及学校医』、明治37年（1904）には瀬川昌耆『学校衛生』、明治43（1910）には後藤角太郎『学校衛生』、駿河尚庸『最近学校衛生学』、明治44年（1911）には赤井直忠『学校衛生の研究及児童病』と陸続と刊行がなされた。いうまでもなく、明治20年代までの学校衛生書の内容の大半は、欧米、ことにドイツの学校衛生学書の祖述であったが、明治30年代以降の書では、三島の『学校衛生学』の影響を受けながら、日本の実情に応じた学校衛生の内容や方法を指向した記述がみられるようになった。

この明治20年代以降の学校衛生に関する研究の進展には、一つに医学領域における衛生学研究の影響がある。東京大学―帝国大学―東京帝国大学における衛生学研究は、明治10年代にチーゲル（E. Tiegel）によって開講され、その後は大澤謙二、片山國嘉らによって兼担され、明治17年（1884）12月に緒方正規が講師として衛生学を専任で講義するようになり、明治19年（1886）に緒方の教授昇任により衛生学講座として開講される。その後、衛生学講座は２講座となり第一講座は緒方が担当し、明治31年（1898）から横手千代之助が助教授、後に教授として第二講座を担当する。以後、緒方、横手の両教授のもとで、多くの衛生学者が成長し、各医科大学や医学専門学校の衛生学教授や研究機関の要職につくが、大正期に活

躍する学校衛生関係者もまた緒方、横手門下であった。例を挙げれば、石原喜久太郎、北豊吉、古瀬安俊らがこれにあたる。東京帝国大学衛生学では栄養、建築、被服など多くの研究課題に取り組んでいたが、学校衛生はその主要な研究課題であった。

いま一つは、陸海軍軍医部の影響である。当時の医学界における大学医学部と陸海軍軍医部は密接な関係にあり、医科大学教授を軍医部高官が兼務するなどの人事上の関係にとどまらず、明治12年（1879）に組織された中央衛生会においてもともに委員を出すなど多くの点で連携関係にあった。日本の学校建築は、多くの点で兵舎などの建造物の影響を受けて建築されており、環境管理などの点で軍陣衛生と学校衛生は関連する点が多く、学校衛生顧問会議にも陸軍軍医総監の小池正直や海軍軍医総監の高木兼寛が顧問となるなど、学校衛生に大きな発言力をもった。

（瀧澤利行）

第４節　学校衛生に関する研究団体

一方、明治10年代後半になると、それまでの政府主導の近代化政策に対して、民間からの活動があらわれてくる。これには自由民権運動の影響もあったが、そうした政府の近代化に対向する動向だけでなく、政府の進める近代化政策を民間の立場で翼賛的に推進しようとする動きもみられるようになる。この中には、近代化の一つの主潮であった「衛生」に関する動向も当然存在していた。そして、その中では当然ながら学校衛生も研究の対象とされた。ここでは、明治10年代後半から20年代にかけて設立された学校衛生関係団体の概要を記しておこう。（以下は、高橋裕子：明治および大正期の学校衛生、日本学校保健学会50年史、2004.を参照。）

⑴　大日本私立衛生会

大日本私立衛生会は、戦前日本における最大の民間衛生団体であり、近代日本の衛生行政や衛生事業の推進にきわめて大きな影響をおよぼした。同会の設立は、政府が内務省に衛生局を置き、中央衛生会、地方衛生会および地方衛生委員を各府県に設けて衛生行政を整備しつつあった時期に、官民一体の立場から衛生行政に協力するとともに、各個人に衛生思想・方法を普及しその向上を図り、衛生行政の推進を輔翼しようとする団体であった。その前身は、松本良順らによる「医学会社」や後藤新平による「愛衆社」にもとめられるが、大日本私立衛生会の設立は、その規模と構想からいっても、空前の挙であった。明治16年（1883）２月18日に設立を広告、同５月17日に第１回大日本私立衛生会が開催された。同会の目的は、「人民の健康の保持増進についての方法を討議講明すること」および「衛生知識を普及し衛生政策を翼賛すること」を掲げていた。

初代会頭となった佐野常民は、旧佐賀藩士で、緒方洪庵の適塾に学び、明治維新後は新政府において兵部少丞、工部大丞などを歴任し、博愛社を明治10年（1877）に設立した。なお、明治20年（1887）に博愛社は日本赤十字社と改称する。佐野は後に農商務大臣や元老院議長を歴任したが、病気療養のため常会を欠席がちであった。佐野に代わって会の活動を実質的に推進した人物は、内務省衛生局長であった副会頭の長與専斎であった。長與は、肥前大村藩の藩医の家に生まれた。長與も佐野と同じく緒方洪庵の「適塾」に学び、その学才を称えられた俊英であった。後に長崎でポンペに学び、維新後は岩倉遣欧使節団に随行し、西欧の

医療・衛生制度を視察した。明治６年（1873）に文部省医務局長、明治８年（1875）に内務省衛生局長となり、19年間にわたって在職した。

同会の活動の中心は、毎月末土曜日の常会において催された演説と衛生懇話会、そして機関誌『大日本私立衛生会雑誌』（明治16年６月創刊）の発行であった。その演説の演題や論説には学校衛生関係の事項がしばしば取り上げられた。会務が公衆衛生科ほか17科に分けられ、各領域はその当時の第１級とみなされる専門家を審事委員として運営された。なお、学校衛生科の審事委員には片山国嘉が就いた。大正12年（1923）１月からは大日本私立衛生会は「日本衛生会」と改称され、機関誌は『公衆衛生』と改称されて、昭和18年（1943）12月まで刊行された。同会はさらに第二次大戦後に「日本公衆衛生協会」へと発展して現在にいたっている。

⑵　学校衛生研究会

この会の設立者・編集兼発行人は原田長松とされる。編集人は、明治期の学校衛生に常に名を連ねる關以雄であった。一方、同誌の顧問には、石黒忠悳（男爵、元陸軍軍医総監）、緒方正規（東京帝国大学医科大学衛生学教授）、嘉納治五郎（東京高等師範学校長）など、軍医界、学界や教育界の著名人が名を連ねている。機関誌の『学校衛生』（明治36年６月創刊）は日本で最初の学校衛生の専門雑誌といわれている。発刊の辞には以下のようにある。

衛生と教育とは、固是国家経綸の大本にして、富強の淵源実に此に存すと謂ふべきなり、（中略）要するに将来国家の重任に荷ふべき、健全なる第二の国民を養成せんことを謂ふに外ならざる可し

とある。同誌はその後も学校衛生に関する論説、文献紹介、時事問題などの掲載を続けたが、原田長松が長野県師範学校の教頭として東京を離れたことも影響して、創刊後約２年半で消滅した。

⑶　教育研究所

この研究所は明治31年（1898）４月、児童の精神及び身体の状態を科学的に研究することを目的として富士川游らによって設立された。会長は心理学者の元良勇次郎である。その主たる研究領域は、児童心理学や教育心理学が中心であったが、それにとどまらず教育学、教育病理学、教育治療学とならんで、教育衛生学、生理学、学校衛生学の分野が設けられ、教育衛生学や学校衛生学が領域として挙げられている。教育病理学の開拓者として知られる富士川は主として児童研究の医学的領域において論説を公にした。同会および機関誌『児童研究』は、その後、日本児童研究会『児童研究』、日本児童学会『児童研究』と変遷している。

明治10年代以降、学校衛生は明治政府の制度形成をもとにその振興がはかられていったが、当時いまだ教育の領域においてもまた医学の領域においても十分に認知されていなかった学校衛生の理念を普及し、その具体的な活動を啓発していく上で、こうした衛生関連団体や教育関連団体が行っていた活動は大きな意味があった。また、こうした活動が後の帝国学校衛生会を設立する気運を醸成していったと考えられる。

第５節　学校衛生関係職員の活動

⑴　学校医

わが国の学校医は、明治20年代の後半から一部の地域では見られるようになってきたが、全国的に設置されることになったのは、明治31年（1898）１月の「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」の勅令、同年２月の学校医職務規程制定以降のことである。当初、学校医制度は、医師数の不足もあって十分には徹底・配置されなかったが、年を追ってその数は増していった。例えば、明治45年（1911）に学校医が配置されていた小学校の数は13,965校であったが、大正５年（1916）には15,393校に達していた。

このような学校医の増加に伴って、各地で学校医会が結成され、調査研究や研修・連絡を行う組織として、非常に大きな役割を果たした。

⑵　その他の関係職員

学校歯科医や学校看護婦が、全国的な制度として設置されるようになったのは、かなり後になってからのことであるが、その基盤ともなった先駆的動きは、既に明治30年代からあらわれはじめていた。

例えば東京市麹町区においては、明治34年（1901）にはすでに学校歯科医を委嘱して、小学校児童の歯科検査を実施している。さらに明治39年（1906）の「歯科医師法」の公布後は、日本聯合歯科医師会の積極的指導もあって、大正期に入り各地で歯科医師を委嘱して検査を行うようになっていった。

一方、学校看護婦は、明治38年（1905）に岐阜県羽島郡竹ヶ鼻尋常高等小学校および笠松尋常高等小学校で採用され、児童のトラホーム洗眼に従事したことがその嚆矢とされている。その後、各地で制度化の動きがあらわれてくる。そして明治45年（1912）には、大阪府堺市が正規の学校職員として学校看護婦を採用している。また大正期になると、このような公費採用の学校看護婦の数は徐々に増えていった。このように初期の学校看護婦の職務の中心は、巡回によるトラホーム洗眼であったが、次第にその働きが学校において評価されるようになり、また西欧の巡回学校看護婦の活動なども紹介され、学校と家庭とを繋ぐ衛生指導の要員としての学校看護婦の機能が認識されるようになり、大正11年（1922）には大阪市の一つの学区において１校１名専任駐在制が布かれた。

広瀬ます
（竹ヶ鼻尋常高等小学校
最初の学校看護婦）

（瀧澤利行）

第２編　帝国学校衛生会の成立とその組織及び運営

第１章　帝国学校衛生会の設立

第１節　大正期の民間団体による学校衛生運動

北豊吉

前章で概観したように、明治30年末から学校衛生の制度的整備は一時沈滞化する。しかしながら、児童生徒数の増加とともに、彼等の疾病異常問題に対する関心も各方面で高まり、大正３年（1914）11月２日に文部省は第１回学校衛生講習会を開催した。またその２年後の大正５年（1916）４月には文部省に学校衛生調査会を設置するとともに、同年６月に学校衛生官（普通学務局第二課所属・北豊吉）制を設け、それに引き続いて設置して間もない学校衛生調査会を拡充して「学校衛生会」とし、学校衛生に関する事項についての調査や大臣の諮問に応じて答申する機能を付与した。そして大正８年（1919）の「学校伝染病予防規程」の制定や「児童生徒及学生ノ近視予防」に関する訓令等、学校衛生上重要な諸規程を制定した。

一方、大正の始めより、各府県では独自に学校衛生主事（県学校衛生医、県学校衛生技師等と呼ばれていた）をおいて、学校衛生に関する視察、調査、学校医に対する講話等を行っていた。そこで文部省は、大正５年（1916）に第１回学校衛生主事会議（１府11県）を開催して、学校衛生上の諸問題を協議した。

制度的に一時衰退した学校衛生の大正期における復興に大きく影響したのは、大日本学校衛生協会である。この組織は、本圖（井上）晴之助が全国の多数の学者及び有志の賛同を得て、大正２年（1913）３月に設立した団体である。その際に自らは幹事となり、会長には当時の内務省伝染病研究所所長であった北里柴三郎をもってあてた。会の事業としては、「学校衛生体育、青年及児童に対する衛生の調査研究、機関雑誌及図書の刊行、講習会講演会展覧会等の開設」とされており、設立と同年に機関誌「日本学校衛生」を発刊した。同誌は、昭和16年（1941）２月の廃刊まで、約28年にわたって学校衛生の専門誌として、学校衛生の振興に多大な貢献をしてきた。その他の事業においても、文部省に対する諸建議（学校衛生課の復設、学校衛生主事の設置）、全国学校衛生協議会の主催（大正３年11月15日に第１回開催）、文部省による学校衛生講習会の開催の促進、学校衛生講演会の開催等を行った。また奈良県選出の帝国議会衆議院議員八木逸郎に要請し、帝国議会に対する建議「学校衛生振興ニ関スル件」を実現させた。さらに大正２、３年には、鎌倉において虚弱児の夏季全休暇聚落を実施し、全国的な反響を呼び起こしたことも特記される。

（和唐正勝・瀧澤利行）

「日本学校衛生」15周年祝賀会

第２節　帝国学校衛生会設立の経緯

大正３年（1914）に文部省主催の第１回学校衛生講習会が開催された折に、その出席者を対象として大日本学校衛生協会主催の学校衛生協議会が開催されたが、その時に文部省から同協議会に対して、「学校ニ於ケルトラホーム予防ニ於ケル適切ナル方法如何」との諮問が出された。これらの会議を通して、出席した関係者を中心として、学校衛生の研究および普及に関する全国的組織を確立する必要性が認識されるようになった。

また、大正５年（1916）に群馬県学校医会、栃木県学校医会、熊本県学校衛生会、山形県学校衛生会などが設立され、大正７年（1918）には茨城県学校衛生会が設立されるなど、各府県では次第に学校医会や学校衛生会が結成されるようになった。そのような民間の学校衛生の研究・普及活動が活発になるにつれて、中央においても文部省と意を同じくして学校衛生の研究・普及を行うとともに、各府県における学校衛生活動を統括するような組織の必要性が生じてきた。

岩原拓

大正９年（1920）６月、文部省において府県学校衛生主事会議が開かれた際に、神奈川県主事であった岩原拓が、上述のような組織としての「学校衛生研究会」の設立を提唱し、満場一致の賛同を得た。そして創立準備委員として、軽部修一（東京）、岩原拓（神奈川）、渡辺豊次（京都）、皆吉質（大阪）、平山茂樹（福岡）を選び、当時緒方正規の後を襲って東京帝国大学医学部衛生学第二講座の教授の座にあった石原喜久太郎と学校衛生取調嘱託であった北豊吉にも参加を要請することを決議した。

しかしながら、これら中心人物の大部分が本圖晴之助によって運営された大日本学校衛生協会の要人であったため、本圖やその周囲の人達との一時的に摩擦を生じることになった。それまでの学校衛生沈滞期にあって、意欲的に学校衛生の研究と啓発を担ってきた本圖の立場からすれば無理からぬこととともいえる。

関係者間での協議がなされ、結果的には大日本学校衛生協会が妥協して事態は収集した。すなわち、学校衛生研究会設立後には、大日本学校衛生協会は、学校衛生に関する政策提言的な社会的活動を停止し、基礎的研究の誌上掲載（「日本学校衛生」）に徹する方針に転換し、新組織の発展を期すことになった。

その後、新たな全国組織の創立準備委員は、頻繁に会合を開き、同年10月14日には、関係する学識経験者を東京神田の如水会館に集め、準備委員起草の会則草案に対する意見を求めた。その結果、会の名称を正式に「帝国学校衛生会」と決めると同時に設立の方針を決定し、設立総会の開催準備を開始した。

12月５日、文部省内の修文館において発起人会を開き、引き続き設立総会を開催した。当日の参会者は36名であった。冒頭に岩原拓より設立準備作業の経過報告があり、その後に人見祐一郎の発議にもとづいて三宅秀を座長とし、会則案について討議した。次いで役員選挙に移ったが、詫摩武彦の動議により、座長に一任するということになった。そこで座長である三宅は、30名の評議員を指名した。閉会の挨拶は軽部修一によって行われた。

その後、12月８日に評議員会を開催し14名の理事を選出した。そして、同月17日には理事

会を開き、会の事務分掌を決定するとともに、会長・副会長の選出が行われた。副会長としては横手千代之助、赤司鷹一郎両氏が選ばれたが、会長は一時空席であり、設立総会にあたって座長をつとめた三宅秀が初代会長に就任したのは後年のことである。

翌大正10年（1921）５月22日、東京帝国大学医学部生理医化学教室講堂において、第１回帝国学校衛生会総会が開催された。当日の参加者は、来賓、会員、府県学校衛生主事、文部省学校衛生講習員などであった。開会にあたって、内務大臣床次竹二郎、文部大臣中橋徳五郎、陸軍大臣田中義一、東京帝国大学総長古在由直、東京府知事阿部浩、東京市長後藤新平、大日本医師会会長北里柴三郎、帝国教育会会長澤柳政太郎ら錚々たる政界、医界、教育界の要人が祝辞を述べた。

（和唐正勝・瀧澤利行）

第２章　帝国学校衛生会の組織と運営体制

第１節　前期（大正９年～昭和９年）における組織と運営体制

⑴　組織の概要

本節では主として帝国学校衛生会の組織と運営体制について論じるが、それにあたって、時期をおおむね２期に分けて論じる。その前期は大正９年(1920)の創設から昭和９年(1934)の財団法人化までとする。後期は、昭和10年（1935）から昭和20年（1945）の終戦までとする。

はじめに組織を規定した会則についてみていく。帝国学校衛生会の機関誌「学校衛生」創刊号に示されている会則、すなわち大正９年12月５日の設立総会において議決された会則は以下のとおりである。

帝国学校衛生会会則

第一条　本会ハ帝国学校衛生会ト称ス

第二条　本会ハ学校衛生ノ進歩発達ヲ図ルヲ目的トス

第三条　本会ハ前条ノ目的ヲ達スル為左ノ事業ヲ行フ

一、雑誌図書ノ刊行　二、研究会ノ開会　三、講演会及講習会ノ開設　四、其ノ他ノ学校衛生ニ関スル事業

第四条　本会ノ事務所ヲ東京市下谷区上野桜木町十七番地ニ置ク

第五条　本会々員タラントスル者ハ氏名、住所職業ヲ記シ本会々長ニ申込ムモノトス　法人其ノ他ノ団体ノ入会セントスル場合モ前項ニ準ス

第六条　本会々員ニシテ退会セントスル者ハ其ノ旨ヲ会長ニ届出ツルヲ要ス　但シ既ニ出捐シタル金品ハ返納セサルモノトス

第七条　本会々員ヲ分チテ名誉会員、正会員ノ二種トス

一、名誉会員ハ本会ニ功労アル者ノ中評議員会ノ決議ニ依リ会長之ヲ推薦シタル者

二、正会員ハ毎年会費トシテ金参円ヲ納ムル者

第八条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク、会長　一名、副会長　二名

理事　十四名、評議員　三十名、尚必要ニ応シ地方委員若干名ヲ置クコトヲ得

第九条　評議員ハ総会ニ於テ之ヲ選挙ス、但シ最初ノ評議員ハ発起人ニ於テ之ヲ推薦ス

理事ハ評議員会ニ於テ評議員ノ中ヨリ選挙シ会長副会長ハ理事ノ中ヨリ互選ス

役員ノ中欠員ノ生シタルトキハ補欠選挙ヲ行フコトヲ得

地方委員ハ会長之ヲ嘱託ス

第十条　会長ハ本会ヲ代表シテ一切ノ会務ヲ統轄シ総会、評議員会ノ議長トナル、副会長ハ会長ヲ補佐シ会長故障アルトキ之ヲ代理ス、理事ハ会長ノ命ヲ受ケ本会ノ事務ヲ分担ス、評議員ハ会長ヨリ附議セラレタル事項ヲ審議ス、地方委員ハ当該地方ニ於ケル本会ノ事務ヲ分掌ス

第十一条　本会役員ハ総テ無給トシ其任期ヲ二ケ年トス　但シ任期満了後ト雖モ後任者ノ選任アル迄ハ其職務ヲ行フモノトス、補欠員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

第十二条　総会ハ毎年一回之ヲ開会シ左ニ掲クル事項ヲ附議シ又ハ報告スルモノトス

一、収支予算及決算　二、施行シタル事業　三、其ノ他ノ会務ニ関スル必要ナル事項、会長ハ必要ニ応シ臨時総会ヲ開クコトヲ得

第十三条　評議員ハ会長之ヲ召集ス

第十四条　本会ノ資金ヲ基本財産及経常財産ノ二種トシ会長之ヲ管理ス　基本財産ハ指定寄附金ヲ以テ之

ニ充ツ、経常財産ハ会費、寄附金、基本財産ヨリ生スル利得及其ノ他ノ雑収入等ヲ以テ之ニ充テ本会ノ経費ヲ支弁ス

第十五条　本会ノ収支予算及決算ハ評議員会ノ決議ヲ経テ総会ニ之ヲ報告ス

第十六条　本会ノ会計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十日ニ終ル

第十七条　本会々員ニシテ其ノ義務ヲ怠リタルモノアルトキハ評議員会ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルヘシ

このうち、「第三条」にうたわれている事業内容をみると

一、雑誌図書の刊行
二、研究会の開催
三、講演会及講習会の開設
四、その他の学校衛生に関する事業

である。これは、それまでの学校衛生関連団体がすすめてきた事業を基本的に踏襲した内容であった。

次に、「第七条」では会員の種類を名誉会員と正会員の２種に分けている。正会員たる要件は、会則による限り会費納入のみであり、きわめて任意性の高い団体であったことがわかる。

次に組織を構成する役員についてみる。「第八条」に示される役員構成は、会長１名、副会長２名、理事14名、評議員30名であった。また、必要に応じて地方委員をおくことが定められているが、実際にどの程度の数の地方委員がおかれ、実際にどのような業務に従事したかは明確ではない。「第十一条」で役員はすべて無給とされた。この点においても、同会が自発性の高い団体であったことが窺われる。

なお、組織構成の変更として、昭和３年（1928）には、同会の組織として新たに「看護部」が置かれ、学校看護婦に関連する事業を所掌するようになった。

昭和５年（1930）５月７日に開催された第10回総会においては、理事を14名から20名に、評議員を30名から40名に増員した。そして、「第十八条」として「本会に附設の事業部を置くことあるへし、部に関する規約は評議員会の議を経て別に之を定む」が加えられ、会則上「事業部」を設けることが可能になり、学校衛生の推進を事業として企画し、実施する体制が整えられた。すでに設けられていた看護部はこの条項によって正式に帝国学校衛生会の事業部門として展開されることになった。また看護部の規約について、この時、第四項が新たに加えられていた。また、役員の増員は、昭和７～８年頃から会員数の減少がみられるようになり、この状態の改善のために役員を補充して役員の努力による会員の獲得を期していたことが窺われる（「学校衛生」第10巻、322頁および822頁による）。

⑵　主な役員と会議

会則にみたように、帝国学校衛生会の発足時点における役員定数は、会長１、副会長２、理事14、評議員30であった。会長は設立時より大正12年（1923）に三宅秀が就任するまで欠員であり、横手千代之助副会長が中心となって運営されていた。また、副会長の２名の１名

は、文部次官をもってあてることが慣行となり、赤司鷹一郎（局長）、松浦鎮次郎（後に文部大臣）、粟屋謙、中川健蔵、再び粟屋、三辺が就任した。

議決機関である評議員会は、年に１～２回程度開催され、予算および決算の審議と理事の選出が主な議題であった。新年の評議員会は、理事会と同日にもたれ、新年会をかねてなごやかに行われた。一方、会務執行機関である理事会は、年に１～７回程度の開催と年によって幅があった。例えば、初年度は評議員会１回、理事会７回の開催であった（「学校衛生」第２巻、262頁による）。

総会は年１回、４～５月に開催される全国連合学校衛生会総会にあわせてその開催地で開催されることが慣例であったが、第６回総会（大正15年）の時は、全国聯合学校衛生会総会開催地の福岡ではなく、東京で開かれた。この理由は、三宅会長があいさつで述べているように、京都・大阪と東京以外での遠隔地での総会がつづいたために、事務局との連絡が不便になったためである、とされた（「学校衛生」第７巻、343頁）。これ以後、第８回、第９回、第11回の時など、東京で総会は開催された。第15回総会は長崎で開かれたが、昭和18年（1943）の総会をもって、戦局の悪化とともに中断された。

（和唐正勝・瀧澤利行）

第２節　後期（昭和10年～20年）における組織と運営体制

⑴　組織の変更

昭和10年（1935）２月23日、帝国学校衛生会は財団法人としての認可をうけ、新しい一歩を踏み出すこととなった。財団法人化については、昭和８年（1933）１月23日の理事会および評議員会において、「満場一致決定の上、一切の手続を常務理事に一任、来る本会総会に提案することとなり」（「学校衛生」第13巻、115頁）と、準備はかなり早くから進められており、同年５月５日の評議会で可決された。しかも、この記事によれば、「常務理事」がすでに選出されていることがわかる。

平成16年（2004）７月に確認された地體一七〇號「財團法人設立ノ件指令案」には、帝国学校衛生会の財団法人化の経緯が綴られている。帝国学校衛生会が所管官庁である文部省に財団法人設立認可を申請した期日は昭和９年（1934）９月７日、申請を受け付けた東京府が文部省に進達した期日が同年11月15日、文部省が省内においてこの件につき原議起案を行った期日は同年11月16日、民法第34条により財団法人設立が認可された期日が、昭和10年２月23日である。

昭和13年（1938）３月８日開催の理事会、同年９月５日開催の評議員会では、法人寄附行為変更の件が審議され、後に触れる常務理事制とともに、「第十四条」に「本会ハ理事会ノ決議ニ依リ学校衛生ノ振興ニ関シ本会ト連絡提携ヲ保ツ為地方学校衛生団体ヲ団体会員ニ推薦スルコトヲ得」との条文を定め、地方学校衛生団体（各府県学校衛生会など）を団体会員として組織化することとした。この寄付行為改正は、昭和14年（1939）１月24日に認可され、団体会員制度が確立した。次いで、同年３月２日に再び法人寄付行為の変更が帝国学校衛生会より文部省に申請され、同月23日に認可された。この変更は、「学校衛生奨励金」ならびに逝去した三宅秀前会長を顕彰する記念事業の資金処理のために特別会計を設定するほか、副会長を従来の２名から「一名若ハ二名」と変更した。かつ「第十九条」において、従来か

ら会長および副会長は学校衛生の功労者ならびに文部大臣と明記していた条項を、「会長及副会長ハ理事会ニ於テ学校衛生関係者ノ中ヨリ之ヲ推戴ス」と条件を変更した。また、新たに「第二十条」を設け、顧問および参与の規定を追加し、会長が顧問および参与を委嘱することとした。当時の役員会における審議事項の概要を窺うため、昭和２年度の帝国学校衛生会役員会の模様を記す。

本会理事会並に評議員会は去月十七日午後四時文部省内本会事務所に開会、出席者は　横手、北、詫摩、軽部（修）、軽部（栄）、吉田（以上理事）、中島、今井、永井（道）、木村、拓植（以上評議員）の諸氏にして左記事項を審議し終つて晩餐を共にして午後七時散会せり

一、議事

一、昭和二年度本会収支決算及昭和三年度収支予算に関する件

一、報告

一、昭和三年開催第七回全国聯合学校衛生会準備委員選定の件

本件に関しては本会副会長、常務理事に於て選定し本人の承諾を受くるやう取運ふことに本会理事会に於決定すること

二、第七回全国聯合学校衛生会総会準備事務に関する件

本会理事会に於て第七回聯合学校衛生会総会準備委員会設立に至る迄の準備事務は本会副会長及常務理事に於て適宜処理することに決定せること

三、第八回本会総会開催に関する件

第八回本会総会開催準備事務は副会長及常務理事に於て適宜処理することに理事会に於て決定せること

四、本会々員募集に関する件

本件に関しては昭和二年二月本会各地方委員に於て直接勧誘（往復端書使用）方を依頼したるに其の成績良好なりしを以て本年も昨年同様各地方委員を煩し往復端書を使用し勧誘せり

五、昭和二年度中に於ける事業

㈠　第七回本会総会

昭和二年四月東京に於て開催し役員改選及事業報告を為せり

㈡　第六回全国聯合学校衛生会総会

同会々則に基き第六回全国聯合学校衛生会総会終了後に於ける事務たる同総会に対する文部大臣諮問の答申及同総会に於ける建議事項の進達を行ひ同総会概況報告を作製せり（本会雑誌第八巻第四号に於て一緞に報告の予定）

㈢　全国体育デーに於ける事業

本件に関しては日本体育聯盟と協力し東京市に於て体育調演並音楽大会（二回）及東京市民競技検査（一回）を施行し良好なる成績を挙けたり

㈣　図書出版

イ、発育概評決定早見表

ロ、衛生教育

㈤　雑誌発行

⑵　役員と会議（昭和10年～20年）

財団法人化した「帝国学校衛生会」の役員も、その会長は法人化以前からの会長であった三宅秀が昭和13年（1938）３月16日の死去までつとめた。次いで横手千代之助が第二代会長を昭和16年（1941）の死去までつとめた。横手の後任には三宅鑛一が第三代会長となった。

副会長には三宅鑛一、詫摩武彦（昭和18年10月７日死去まで）と、文部次官として、三辺、河原などが推戴された。

大西永次郎

なお、財団法人化にともなって、寄付行為には、理事の中から理事長１名を互選することと定められた。理事長は、法人化当初に副会長であった横手が兼務した。また、常務理事は、前述のように財団法人化時点での寄付行為中には明記されない職であったが、「学校衛生」第16巻（542頁）によれば、昭和11年（1936）末あたりから、岩原拓、詫摩武彦、大西永次郎の３理事が常務理事に委嘱されていた。昭和13年（1938）３月８日開催の理事会、同年９月５日開催の評議員会ではこの件が審議され、可決されている。12月５日に申請された帝国学校衛生会地體四號「寄附行為變更認可ノ件指令案」によって、さきにみた団体会員制度とともに寄付行為変更の条文に加えられたことがわかる。その変更内容には、常務理事は「理事会ニ於テ委任セラレタル本会ノ事務ヲ処理スル」とされた。これも昭和14年１月24日の認可によって正式に制度化された。この後、常務理事は岩原拓、詫摩武彦、大西永次郎の３人体制から岩原拓、小笠原道生、重田定正が、それぞれ一人で担当する時期が続く。

小笠原道生

重田定正

昭和18年（1943）前後から、戦時の状況下にあって、各種団体の統廃合がすすめられ、帝国学校衛生会においても、新団体設立へ向けての検討が行われるようになるが、結果として終戦時点まで本会は存続する。

評議員会は、年１回、理事会も１～２回開催の年度が多くなり、回数は減少してくる。議題としては、全国聯合学校衛生会総会に関する件、学校衛生表彰、各種の陳情、収支決算・予算の報告・議決、事業計画、評議員委嘱、日本学校衛生沿革史編纂委員会の委嘱などが諮られた。この時期の役員会の模様を知るため、昭和12年度の役員会の模様を記す。

本会理事会、評議員会

本会理事会、評議員会は去月二十五日神田一ッ橋学士会館において開会、横手理事長議長となり、昭和十二年度庶務竝びに事業の概況を大西理事より報告、終つて左記事項を審議し、午後八時散会した。当日の出席者は左記の通りである。

横手理事長

北島、岩原、大西各理事

喜多浦、久我、栗本、栗山、齋藤、杉田、高野、田宮、田村、拓殖、中島、野津、山　川各評議員

一、議事

一、昭和十二年度収支決算に関する件

二、昭和十三年度収支予算に関する件

三、昭和十三年度事業計画に関する件
四、本会規約一部改正に関する件
五、本会特別会計設定に関する件
六、学校衛生調査研究審査に関する件
七、本会事務処理内規に関する件

一、昭和十二年本会庶務並に事業概況
一、二月二十三日山王下幸楽に於て理事会並評議員会開催昭和十一年度収支決算、同十二年度収支予算、同十一年度庶務報告、同十二年度事業予定其の他に就き審議並に報告する所あり
二、三月十五日文部省主催学校衛生講習会を機として出席員中の地方委員（学校衛生技師）を三信ビル東洋軒に招待せり
三、五月一日、二日の両日東京女子高等師範学校に於て本会主催の下に第十六回全国聯合学校衛生会総会を開催せり
四、五月三日文部省学校衛生技師会議に出席せる地方委員を宝亭に招待せり。
五、六月一日第十五回全国聯合学校衛生会総会に於ける文部大臣諮問事項は本年第十六回総会の決議に基き文部大臣に答申手続をなせり
六、七月十二日満鉄エトアールに於て理事会開催、学校衛生研究調査奨励に関する件、指定寄附金に関する件、世界教育会議に関する件其の他に関し協議せり
七、七月一日本年第十六回全国聯合学校衛生会総会決議事項に関し文部大臣宛建議の手続をなせり
八、七月四日目黒雅叙園に於て世界教育会議学校衛生部外国側関係者を招待、理事出席せり
九、八月九日明治屋ビル中央亭に於て世界教育会議学校衛生部委員を招待、理事出席せり
一〇、十月八日文部省より本会に対し補助金千円の指令あり
一一、「学校衛生」「学童養護」十二ケ月分発行す
一二、二月十日地方委員を煩はし会員募集をなせり
一三、学校衛生に関する調査研究奨励を目的として各府県より優秀なる調査研究の資料の推薦報告に依り之を公表せり
一四、各地学校衛生団体四十七に対し奨励金を交付す

一、昭和十三年度事業計画予定
一、雑誌「学校衛生」の発刊
二、学校衛生団体に関する大会の開催
１、第十七回聯合学校衛生会総会
２、全国学校歯科医大会
三、学校衛生団体に対し奨励金の交付
四、学校衛生奨励施設
１、学校衛生指定調査研究奨励
２、調査研究委員会設置
３、学校衛生研究大会
４、学校衛生研究資料の刊行
５、従来の全国研究学校衛生会総会の建議答申刊行

（和唐正勝・瀧澤利行）

第１節　機関誌「学校衛生」および「養護（学童養護）」の発行とその他の刊行物

１　雑誌「学校衛生」

學校衛生

第一卷第一號

內容

大正十年五月發行

帝國學校衛生會

雑誌「学校衛生」

大正９年（1920）に発足した帝国学校衛生会は、日本における学校衛生の発展を図ることを目的とし、雑誌および図書の刊行、研究会・講演会の開催、その他学校衛生に関する事業を行うこととなった。

なかでも雑誌「学校衛生」は、帝国学校衛生会における主要事業であり、その刊行期間からみても、掲載された内容からみても、戦前期日本における学校衛生専門雑誌として代表的な雑誌であり、近代日本学校衛生史研究における第１級史料である。雑誌「学校衛生」第１巻第１号は、大正10年（1921）５月19日印刷、同22日発行された。東京市下谷区桜木町にあった、発起人の一人であり理事であった軽部修一（修伯）宅に事務所をおき（編集兼発行者）、吐鳳堂書店が売捌所となっている。「本誌ハ当分一ケ年六回刊行トス」とされ、隔月刊年間６号が大正11年（1922）第６号まで刊行された。第１巻、第２巻はＢ５版大の大型版であった。大正12年（1923）１月からは月刊に改めることになり、第３巻より月刊でＡ５版大の小型になった。なお第１巻第４号、第５号は合本である。第６巻より発行所は文部省構内帝国学校衛生会と明記された。帝国学校衛生会では、主に大西永次郎が編集の任に当たり、第３巻から昭和19年（1944）までに24巻が発行された。

「学校衛生」第１巻第１号の「発刊之辞」には次のように記されている。

新緑滴ラントスルノ好季節ニ際シテ本誌初号ノ発刊ヲ見ルハ不肖等一同ノ欣喜ニ堪エザル所デアル、聊カ本会設立ノ主旨ト経過トヲ述ベテ大方諸賢ノ了解ト賛助トヲ仰ギ度イノデアル。

顧ルニ昨初夏六月文部省修文館樓上ニ於テ開催サレタ学校衛生主事会議ノ席上デ本会設立ノ必要ト方法トガ協議サレ満場一致ヲ以テ設立ヲ整唱シ設立準備委員ヲ挙グルニ到ッタノガ実ニ本会設立ノ起源デアル、想フニ本邦学校衛生ノ創設ハ遠ク三十星霜ノ既往ニアツテ爾来今日ニ至ルマデ幾多ノ先覚識者ニ依ツテ其基礎ハ樹立サレ進路ハ指南サレ実績ハ挙揚サレ来ツタノデアルガ其間時勢ノ消長ニ伴ヒ斯界ニ推移モ亦一弛一張免カレ無カツタノデアル。

然ルニ時代ハ正ニ世界的覚醒ノ時期ニ入リ一切ヲ挙ゲテ真ノ自覚ト猛進トヲ要求シ一切ヲ挙ゲテ真ノ平等ト相互トヲ主張スルニ到ツタノデアル、国民ノ体質向上ト体力増進トガ我ガ学校衛生ノ上ニ基礎ヲ置キ智力ト体力トノ相関研究ガ我ガ教育衛生ノ上ニ根底ヲ求ムルニ到ツタノハ実ニ時代的覚醒ニ基ク傾向ト云ハネバナラヌ、個人的事業ト団体的事業トガ真ノ平等ト相互トノモトニ握手提携セントスルノハ実ニ時代的主張ニ基ク傾向ト云ハネバナラヌ。

斯カル時代ノ雰囲気ニ包容サレテ開カレタ主事会議ノ席上デ本会設立ノ議ガ提唱セラレタノハ機宜ニ適シタル時代児ノ叫喚トシナケレバナラナイ、設立ノ主旨ト本会ノ組織トハ実ニ時代ノ要求ト主張トニ適応

シ心身強健ナル次代国民養育ノ基底タリ中核タル本邦学校衛生振興ノタメニ国家的有機団体ヲ構成スルニ他ナラヌノデアル。（後略）

雑誌「学校衛生」第１巻第１号の内容構成は、「原著及論説」「調査報告」「雑纂」「抄録」「雑報」「会報」となっており、「原著及論説」では酒井卓造・砂田恵一「長距離徒歩競走ノ身体ニ及ボス影響ニ就テ」、石原忍「近視眼ノ視力ニ就テ」、富士川游「学校衛生ノ任務ニ就テ」、三田谷啓「学校生活ト衛生的教育ノ徹底」の５論文が掲載された。

杉浦守邦によれば、「後年吉田章信にかわって学校衛生官になった大西永次郎も、その主要な任務はこの雑誌の編集にあって、北課長自身『このような雑誌は民間にまかせておくべきではなく、官庁自らがやるべきだ』と述べていたと語っている。そのために、どうしても官庁の広報誌的性格が濃厚で、文部省関係者の講演の速記、官庁統計、文部省通牒文、会議の議事録、決議文などが多くのっている。」と述べている（「健康教室」第259集、1972）。

2　雑誌「養護」および「学童養護」

既述のように、昭和３年（1928）には、帝国学校衛生会に学校看護部が設置された。これにあわせて、その機関誌として、同年11月に雑誌「養護」が発刊された。Ａ５版大で月刊であった。学校看護婦の読者層拡大のために、昭和８年（1933）１月発行の第６巻第１号より「学童養護」と名称を変更したが、昭和13年（1938）に、第11巻をもって「学校衛生」に吸収合併されることになる。なお、雑誌「養護」の発行所は右文館発行となっている。

雑誌「養護」
創刊号

雑誌「学童養護」
最終号

3　その他の刊行物

この時期、図書の刊行はさほど盛んでないが、大正14年（1925）から昭和４年（1929）にかけて、文部省の委託的な刊行が集中した。これを第一次刊行期と呼ぶことも可能である。すなわち、大正14年、文部省著作の『競争指針』『教育学概論』という必ずしも学校衛生と直接かかわるものでない著作を刊行している。（「学校衛生」第５巻、525頁、理事会報告）、昭和２年（1927）からは文部省編纂の『学校衛生叢書』全６巻（第１集『教授衛生』、第２集『女子体育』、第３集『衛生教育』、第４集『学校看護』、第５集『精神衛生』、第６集『学校給食』）を年２冊のペースで刊行し、現場および研究者の参考とされた。また、昭和２年には『発育概評決定早見表』なる資料が出版されている（「学校衛生」第８巻、210頁）。

（和唐正勝・瀧澤利行）

第２節　全国聯合学校衛生会の共同主催

大正11年（1922）から毎年、帝国学校衛生会と各地の学校医会その他の学校衛生団体との

共同主催の下に全国聯合学校衛生会が開催されることとなった。

文部大臣諮問事項、各衛生団体提出の問題を熱心に討議研究し、学校衛生の思想普及に大きく寄与することとなった。

すでに触れたように、帝国学校衛生会は、大正10年（1921）５月22日、東京帝国大学医学部において第１回総会を開催した。ここにおいて、帝国学校衛生会主催による全国聯合学校衛生会の開催が決定された。翌大正11年（1921）には第１回の全国聯合学校衛生会が開催された。また、その全国聯合学校衛生会（以下大会と呼ぶ）に合わせて、第２回以降の帝国学校衛生会総会も開催された。

こうして、大会は昭和９年（1934）まで、毎年ほぼ５月を中心に、第13回まで順調に開催された。各地の開催地のあげると、第１回東京、第２回大阪、第３回京都、第４回福岡、第５回仙台、第６回名古屋、第７回神戸、第８回金沢、第９回横浜、第10回広島、第13回富山、第12回長崎、第13回福井の各市であった。

昭和10年（1935）以降も大会は全国各地において開催された。大会と開催地は次のとおりである。すなわち、第14回（昭和10年）富山県、第15回（昭和11年）長崎県、第16回（昭和12）年東京府、第17回（昭和13年）東京府、第18回（昭和14年）福井県、第19回（昭和15年）東京府、第20回（昭和16年）岡山県、第21回（昭和17年）北海道、第22回（昭和18年）愛媛県と続いた。

第17回大会（東京）および第18回大会（福井）では、色濃くなる戦時色のなか、国民精神総動員のもとで、「健康報国」を旨として次のような総会宣言が採択された。この二つの宣言の内容をみると、当時の学校衛生を取り巻く情勢もまた急速に戦時下の総力戦体制の中に組み入れられていったことがわかる。

宣　言

国民精神総動員第十七回全国聯合学校衛生会総会ニ於テ我等学校衛生関係者ハ現下学校衛生ノ重大性ニ鑑ミ全国在学青少年ノ体位向上並ニ其ノ強健ヲ期シ以テ報国ノ赤誠ヲ致サントス

右宣言ス

昭和十三年五月十五日

第十七回全国聯合学校衛生会総会

宣　言

天地の公道に基づき八紘一宇の神訓を顕揚するの道之を青史に照らし、之を時運に鑑みる正に其の根本は人的資源の充実完備に在り、今や皇軍の嚮ふ所旭旗燦として輝き新東亜建設の基礎漸く成ると雖も肇国の大精神を結実する日は尚ほ遼遠にして国民の努力は益々加はらざるを得ず蓋し青少年育成保健の大任を担ふ吾人学校医は此の時局と其の責務とに稽へ健康報国の大旆のもと全員交驩和議国民保健の大方針を確立し之が具現に全力を竭し以て皇運を無窮に扶翼し奉り国策の趨勢に順応するの赤誠を致さざるべからず茲に吾人の決意を表現し之が実践敢行を宣言す

昭和十四年五月五日

国民精神総動員　健康報国

第十八回全国聯合学校衛生会総会

なお、大会は愛媛県松山市での第22回（昭和18年）を最後に中断された。戦時下のなかで、

もはや大会開催も不可能となったのである。なお第16回（昭和12年）の大会は東京で開催されているが、この年の８月２日～７日に、東京帝国大会法学部において、第７回世界教育会議学校衛生部会がもたれた。残念ながらC.E. ターナー委員長の出席が叶わなかったが、同委員長の「学校衛生の世界的協力」が代読され、参加者に感銘を与えた。

（和唐正勝・瀧澤利行）

第３節　その他の事業

⑴　全国体育デーにおける事業

大正13年（1924）11月３日の旧明治節に、当時の文部省は「全国体育デー」を実施した。本会も主催者として東京を中心に参加し、大正14年（1925）には日本体育聯盟と合同し種々の活動を行った。

全国体育デー

⑵　国際学校衛生会議再興の促進

大正14年（1925）、第４回全国聯合学校衛生会で、国際学校衛生会議再興の促進についての一切の事務が本会に一任された。本会は大正14年10月、岡田良平文部大臣宛に「国際学校衛生会議再興方促進ニ関スル件」を建議した。この会議は昭和５年（1930）にベルギーのブリュッセルで開催される予定であったが、同国より開催が延期された。

⑶　学校看護婦に関する事業

昭和３年（1928）４月、帝国学校衛生会は、学校看護部を設け会員の募集を開始した。主な事業は雑誌「養護」の刊行と、全国学校看護婦大会の開催であった。雑誌については、既述のように同年11月から「養護」と題する月刊雑誌を刊行したが、これは学校看護婦対象の専門誌として、当時わが国唯一のものであった。雑誌「養護」はその後読者の拡大を視野に入れ、昭和８年（1933）１月発行の第６巻第１号より「学童養護」と改題したが、昭和13年（1938）１月に「学校衛生」誌に合併された。

一方、昭和４年（1929）３月12日には、本会主催のもとに「第１回全国学校看護婦大会」が東京の日本赤十字社参考館講堂で開催された。

⑷　全国学校歯科医大会の共同主催

昭和初年代、全国の学校歯科医は、勅令による学校歯科医会公布を目前にして、学校歯科の発展に資するため、全国的大会を計画した。その事務は、主として東京市学校歯科医会において行われていた。しかしながら、一般学校衛生との緊密な連絡をとる必要もあることから、主催者である東京市学校歯科医会より帝国学校衛生会に対し、共同主催の提議があった。これにより、帝国学校衛生会と東京市学校歯科医会共同主催のもとに第１回全国学校歯科医大会が昭和６年（1931）４月10日に、日本赤十字社参考館講堂で開催された。

⑸　海浜（聚落）保養の実施

昭和５年（1930）には、一般の児童生徒の健康増進のため、帝国学校衛生会主催で夏期海浜聚落が開設された。また、高原における保養学園も開催された。昭和６年（1931）に入り、帝国学校衛生会は、病弱・虚弱児の健康教育としての「養護教育」の動向に影響を受けて、学校衛生上必要な事業を行うための養護施設奨励費を計上し、諸般の事業を行うこととなった。同年８月、帝国学校衛生会主催のもと、長野県下追分、菅平、北山の３ケ所に於て高原保養学園が開かれた。

⑹　学校衛生功労者表彰の実施

昭和８年（1933）からの新規事業として学校衛生功労者表彰並びに学校衛生に関する実際施設奨励等、地方会員のために特に各種の事業を行うこととなった。

第Ⅰ期の最終年（昭和９年）に設けられた学校衛生表彰規程により、この第Ⅱ期も表彰は行われてきた。そこでの表彰受賞主体は、学校に限定されていた。

しかし第18回大会（昭和14年）より、「全国にわたり多年その職に精励し、功績尠からざる学校医を各府県概ね一名を表彰することとな」り、「いずれも二十年以上勤続せられ、県下において学校医の模範として有数の人々」41名が受賞した。表彰状には次のように記されている。

表　彰　状

貴殿多年学校医トシテ学校衛生ノ振興ニ寄与セラレタル功績尠カラス仍テ本会表彰規程ニ依リ茲ニ之ヲ表彰ス

財団法人帝国学校衛生会長

横手千代之助

学校医表彰ヲ記念スル為本会三宅奨励金規程ニ依リ硯箱一個ヲ贈呈ス

財団法人　帝国学校衛生会

第19回全国聯合学校衛生会総会における表彰式

続く第19回大会では学校医45名、学校歯科医５名、計50名が、第20回大会では学校医46名が、第21回大会では学校医43名、第22回大会では学校医44名が、それぞれ表彰された。

⑺　学校衛生表彰の実施

昭和９年（1934）、組織を変更して財団法人となった機会に、さらに積極的に学校衛生に関する各種の施策奨励に乗り出すため、その手はじめに全国の各道府県約１校を基準に学校衛生に関する研究ならびに施設（活動を含む）の優秀な学校の表彰を行うこととなった。

学校に関する顕彰・表彰制度は、しばらくの間存在せず、昭和９年に初めて学校衛生表彰規程が作成された。これにより、学校衛生表彰会が設立され、表彰規程に則り、全国から47尋常(高等)小学校が表彰された。表彰式は同年11月15日、文部省大会議室にて行われた。あいにく文部大臣の松田源治は出張中であったため、学校衛生表彰会中央審査会長の三宅秀が代理をつとめた。以下にその学校衛生表彰会の構成ならびに学校衛生表彰規程を示す。

学校表彰盾

表彰狀

貴校風ハ兒童ノ保健養護ニ力ノ致シ施設經營宜シキヲ得學校衛生ノ進展ニ寄與スル所少ナカラズ依テ之ヲ表彰ス

昭和十年十一月十五日

學校衛生表彰委員會委員長 文部大臣 松田源治

帝國學校衛生會長 三宅秀

学校衛生表彰状

学校衛生表彰会

会　長　文部大臣　　松　田　源　治

中央審査会

会　長	帝国学校衛生会長	医学博士	三　宅　　秀
委　員	文部大臣官房体育課長	医学博士	岩　原　　拓
	文部省学校衛生官		大　西　永次郎
	東京帝国大学教授	医学博士	永　井　　潛
	日本医師会長	医学博士	北　島　多　一
	東京歯科医学専門学校教授	医学博士	奥　村　鶴　吉
	学校衛生調査会委員		詫　摩　武　彦
	東京帝国大学教授	医学博士	三　宅　鑛　一
	東京府衛生課長		軽　部　修　伯
	日本赤十字社救護部長		高　橋　　高
		医学博士	北　　豊　吉
	体育研究所技師	医学博士	吉　田　章　信
	文部省督学官		龍　山　義　亮
	東京高等師範学校教授		佐々木　秀　一
	東京女子高等師範学校教授		堀　　七　蔵

学校衛生表彰規程

一、帝国学校衛生会ハ学校衛生ニ関スル施設経営ノ優秀ナル学校ヲ表彰スル為学校衛生表彰会ヲ設ク

二、表彰ハ帝国学校衛生会ニ於テ必要ト認ムルトキ之ヲ行フ

三、表彰会ノ会長ニハ文部大臣ヲ推ス

四、表彰ニ関スル審査ヲ行フ為中央審査会並ニ地方審査会ヲ設ク

五、中央審査会ハ帝国学校衛生会ニ於テ選定シタル委員若干名ヲ以テ組織シ会長ニハ帝国学校衛生会長ヲ推ス

　地方審査会ハ道府県学務部ニ於テ学校衛生関係者ヲ加ヘタル委員若干名ヲ以テ組織シ会長ニハ学務部長ヲ推薦スルモノトス

六、表彰並ニ審査ニ関スル事務ハ帝国学校衛生会ニ於テ之ヲ行フ

七、表彰ニ関スル細則其ノ他ノ事項ハ別ニ之ヲ定ム

（和唐正勝・瀧澤利行）

第４節　C.E. ターナー教授の招聘

帝国学校衛生会は、昭和10年（1935）５月、日本生命保険会社協会との共同のもとに、アメリカ合衆国マサチューセッツ州モルデン市を中心に健康教育に新機軸を試みつつあった当

時の健康教育研究の第１人者であるターナー（C.E. Turner）を招聘することを企画した。ターナーは、翌昭和11年（1936）４月20日から５月14日まで滞日し、わが国の健康教育を視察するとともに、各地で講演をおこない多大な影響を与えた。

帝国学校衛生会では、招聘にあたって日本生命保険会社協会と共同のもとに、以下のような招待状を発送した。

C.E. ターナー

拝啓

貴下がマサチユーセツツ理工科大学生物学公衆衛生学教授として学校衛生教授の傍らモルデン市の学校衛生を改革し又合衆国全体の学校衛生の改善に貢献せらるるのみならず多年世界教育会聯盟会議の学校衛生部長として世界の学校衛生の協同進歩に貢献せられ居ることを吉田章信博士並に野津謙博士より承り茲に多年の御尽瘁に対し遙かに敬意を表し候

而して貴下が明年五月日本に来遊相成ることは日本学校衛生関係者として誠に栄光且つ欣とする所に有之候就ては我等は貴下を我が国に招聘し東京（約二週間滞在）及び大阪地方（約一週間滞在）に於て教育者学校衛生専門家等に対し講演を依頼致し度く候に付何卒世界児童幸福の為め御承諾被下其の際我方としては貴下の日本御滞在約三週間の間貴下令夫人及び御子様の滞在費及び本会等に於て計画せる視察、講演、名所見物等の為めに要する旅費一切（講演の謝礼は贈呈せず）を負担致し度く候に付此の儀併せて御承諾被下度、御渡日後のプログラムの詳細は後日申上ぐべく右に関し何分の御回答相待ち申上候　草々敬具

一九三五年五月

同年12月、会長より委嘱された本会理事並びに東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸など滞在地の学校衛生関係者より構成された「ターナー教授招聘準備委員会」が開催された。準備委員の氏名は以下の通りである（順序不同）。

委員長	帝国学校衛生会理事長	横手　千代之助
委　員	文部大臣官房体育課長本会理事	○岩　原　　拓
委　員	生命保険会社協会	玉　木　為三郎
委　員	生命保険会社協会	大　原　万寿雄
委　員	生命保険会社協会	○渡　辺　　定
委　員	生命保険会社協会	岩　切　英　三
委　員	帝国教育会理事	藤　井　利　誉
委　員	文部省督学官	龍　山　義　亮
委　員	東京文理科大学教授	田　中　寛　一
委　員	東京女子高等師範学校教授	堀　　七　蔵
委　員	聖路加病院	○齋　藤　　潔
委　員	東京市教育局体育課長	○加　用　信　憲
委　員	東京市保健館学校衛生部長	○野　津　　謙
委　員	帝国学校衛生会理事	奥　村　鶴　吉
委　員	帝国学校衛生会理事	○大　西　永次郎
委　員	帝国学校衛生会理事	軽　部　修　伯
委　員	帝国学校衛生会理事	北　島　多　一
委　員	帝国学校衛生会理事	○吉　田　章　信
委　員	帝国学校衛生会理事	詫　摩　武　彦
委　員	帝国学校衛生会理事	永　井　　潜

委　員	帝国学校衛生会理事	北　　豊　吉
委　員	帝国学校衛生会理事	三　宅　鑛　一
委　員	帝国学校衛生会評議員	田　村　森　次
委　員	神奈川県学校衛生技師	今　井　忠　宗
委　員	横浜市学校衛生技師	高　橋　　尚
委　員	大阪府学校衛生技師	中　村　朝　吉
委　員	大阪市衛生視学	家　原　毅　男
委　員	京都府学校衛生技師	小　林　重　道
委　員	京都市学校衛生技師	井　上　寿之助
委　員	兵庫県学校衛生技師	渡　辺　道　義
委　員	神戸市学校衛生技師	山　田　平　太
委　員	愛知県学校衛生技師	中　島　鋭　雄
委　員	名古屋市学校衛生技師	佐々木　鶴　二

また、同準備委員会の手によって日本滞在日程の予定が以下のように決定された。

ターナー教授日本滞在日程

月　日	午　　前	午　　後	宿 泊 所
5月1日	横浜入港東京着	皇居遙拝、明治神宮参拝	帝国ホテル
5月2日	視察	講演	帝国ホテル
5月3日	市内見学	見学	帝国ホテル
5月4日	視察	講演	帝国ホテル
5月5日	市内見学	見学	帝国ホテル
5月6日	視察	講演	帝国ホテル
5月7日	視察及見学（横浜）	講演	帝国ホテル
5日8日	東京発、日光着	日光観光	日光金谷ホテル
5月9日	日光観光	日光発、東京着	帝国ホテル
5月10日	東京発甲府	講演	山中湖ホテル
5月11日	富士観光	富士発、東京着	帝国ホテル
5月12日	東京発鎌倉見学	箱根着	富士屋ホテル
5月13日	箱根観光	箱根発（夜）	汽車中
5月14日	宇治山田市着伊勢神宮参拝	宇治山田市発愛知県蒲郡着	蒲郡ホテル
5月15日	名古屋視察見学	講演　名古屋発　京都着	都ホテル
5月16日	京都市視察見学	講演	都ホテル
5月17日	京都観光	観光	都ホテル
5月18日	京都観光	観光	都ホテル
5月19日	京都発、大阪着、	講演　大阪発　奈良着	奈良ホテル
5月20日	奈良観光	奈良発、神戸着	甲子園ホテル六甲ホテル
5月21日	神戸視察及見学	講演　神戸発	汽車中
5月22日	東京着休養	学校衛生技師会合席上講演	帝国ホテル
5月23日	横浜出港		

「備考」なお、5月22、23、24、25日の4日間は文部省学校衛生技師会議（東京）
5月28、29、30の3日間は全国聯合学校衛生会総会（長崎）開催

これによると、東京、横浜、名古屋、京都、大阪、神戸の各都市で視察と講演を行うほか、日本国内の観光が日程の過半を占める過密な日程であった。その後、マニラよりターナーの来朝時期変更の通知があり、ターナーは、昭和11年（1936）４月20日から５月14日まで滞日し、東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸の各都市において健康教育に関する講演や学校衛生の視察等を行った。

ちなみに４月21日、東京・京橋区泰明小学校において、小学校長・衛生主任訓導約1,000名に対して行った「学校に於ける健康教育について」と題する講演は、来会者一同に多大な感動をあたえたとされる。ターナーの健康教育講演の要項は次のようなものであった。

1．遺伝と環境
2．健康教育は幼時より
3．担任教員は健康訓練の中心
4．健康教育と保健施設
5．教員の健康と教授技術
6．行為の問題としての健康及び積極的指導
7．健康教育に協力する諸活動
8．健康教育の行事
9．学級指導法
10．世界の健康教育

ターナーが帰国の際に日本の学校衛生に対して示した所感は、「私の視察した学校が日本学校衛生の標準的のものとすれば、その設備のおいては世界においてもっとも優秀なるものの一つに違いない。特に制度の完備せる点、学校衛生施設の充実せる点は、英・米と共に世界の一流国としてはずかしくないが、健康教育の指導については将来の発展がのぞましい」とするものであったという。

（和唐正勝・瀧澤利行）

第４章　帝国学校衛生会の建議、陳情、諮問および答申

第１節　帝国学校衛生会の建議、陳情、諮問および答申の概要

帝国学校衛生会において各種事業とともにその存在意義を示した活動として、学校衛生に関する建議、陳情および諮問ならびに答申がある。建議、陳情は帝国学校衛生会がほぼ主体的に理事会、役員会の審議を経て総会や全国聯合学校衛生大会の際に行うものである。諮問および答申は、主に文部大臣から帝国学校衛生会に対してなされた諮問を受け、これについて協議し、答申を行ったものである。この点からみても、帝国学校衛生会には、学校衛生行政の推進に資する文部大臣の諮問機関的役割とともに、それにとどまらない自発的な建議や陳情を行うという主体的・積極的な政策関与の視点や民間団体としてのロビー機能を併せもっていたことがわかる。

通常、全国聯合学校衛生大会の協議事項は、各県市学校医会あるいは学校衛生会等によって提出された案件を一つ一つ検討し、そのうえで整理、集約されて建議事項が作成される。以下に第１回大会から第13回大会までの協議事項数と建議事項数を示す。

大会回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
協議事項数	41	38	27	47	0	56	0	42	0	44	0	53	0
建議事項数	23	27	0	14	0	0	0	13	16	0	20	22	9

（和唐正勝・瀧澤利行）

第２節　建議、陳情、要望

以上のうち、第１回大会（大正11年）の建議事項を示す。この時の大会では、「建議事項二三件は議事録に基づき左の如く取り纏め議長より建議すること」として、次の16項目にまとめられた。

建議事項

一、学校医ヲ学校委員タラシムルノ制ヲ設ケラレタシ
一、国立体育研究所ヲ速カニ設置サレタシ
一、文部省主催学校衛生講習会ヲ各医科大学所在地ニ於テ開催サレタシ
一、明治三十一年勅令第二号公立学校ニ学校医ヲ置クノ件中第一条第二項ヲ削除サレタシ
一、少クトモ大都市ニ於テハ薄弱学級并ニ常設林間学校ヲ特設スヘキ規程ヲ設ケラレタシ
一、補助学校（又ハ学級）ノ設置ニ関スル規程ヲ設ケラレタシ
一、学校医ノ待遇ヲ向上セラレタシ
一、学校医ノ解職ニ際シ功績アリシモノヲ表彰スル方法ヲ講セラレタシ
一、中等学校入学等ノ身体検査ニ於テ入学ヲ拒否スヘキ疾病ノ種類ヲ指定サレタシ
一、就学児童入学前身体検査施行ノ規程ヲ定メラレタシ
一、師範学校生徒ニ正科トシテ救急手当ヲ教授スヘキ様取計ハレタシ
一、低能児教育ノ普及改善ニ関シ適当ノ方法ヲ講ゼラレタシ
一、集団教育ノ欠陥ヲ補フ方法ヲ設定サレタシ

一、学校衛生費ニ対シテ国庫ヨリ相当補助アリタシ
一、全国殊ニ町村小学校衛生費ヲ国庫支弁トサレタシ
一、学校医ノ手当ヲ国庫支弁トサレタシ

また、第14回大会では、以下のような建議がなされている。

一、現在実施しつゝある学校給食臨時施設は、本邦教育界における劃期的事業にして学童の栄養改善、保健養護の向上に資するところ極めて大なるものあるを以て昭和十一年度以降は勿論更に之を経常予算に移し恒久的施設として学校給食本来の使命を一層発揮せしめられたし
二、学校看護婦は日々学校教員と同様の勤務を成し児童の衛生養護の実務に服しつゝあるに拘らず未だ何等の身分待遇等の規定なきは甚だ遺憾とするところなるを以て速かに学校看護婦に関する職制を制定せられ、学校衛生の進展に資せられたし

ここで次第にその意義が認識されつつあった学校看護婦の身分保障について、職制を制定するべきであるとする建議を行っていることが注目される。

さらに、戦前での最後の大会となる第22回大会では以下のような要望および建議がなされた。

第二十二回全国聯合学校衛生会総会に於ける要望、建議事項
要望事項
一、学校身体検査票にマントー氏反応の成績記入欄並に裏面説明書を設くるやう要望の件
〔理由〕現行学校身体検査規程は現下重要国策たる結核の予防に関しては頗る消極的なり、依つて右規程の一部改正を行ひツベルクリン反応検査を必行し、身体検査票に同結果の記入欄並に裏面説明書を設け、結核の予防に関し万全を期するの必要を認む
二、学校身体検査規程と国民体力法を統一実施せらるゝやう要望の件
〔理由〕１、昼間通年制に非ざる青年学校に於ては、両者は検査施行者並に施行時期を異にするため、運営上不便尠からざること
２、両者は報告様式殊に発育に関する集計方法を異にするため事務的煩雑多きこと
３、前出要望事項にある如く、両者は結核に対する措置を異にするを以て生徒児童の結核対策上統一実施するを最善と思料す
三、養護婦を速に国民学校職員として取扱はるゝやう要望の件
〔理由〕現在養護婦の国民学校に於ける地位は助教に及ばず、一傭雇者に過ぎず、俸給、教職員共済組合加入資格等に於て甚だ恵まれざる実情にあり、斯くて教育者としての信念、矜持を堅持せしめ養護教育の実をあげんには遺憾なる点多し、尚前項と直接関聯なきも養護訓導試験検定の受験資格に関しては養護婦に対して甚だ酷なる条件の設けらるゝあり、依て両者を一括して速に関係規程の制定改正せられんことを望む
四、学校医手当を国民学校職員同様国道府県費負担とし適切なる標準を定めらるゝやう要望の件
〔理由〕学校医の職責悠々重大性を加へつゝあるに拘はらず、其の手当は今尚市町村費負担にして、支給額区区に渉り甚しきは手当の支給せられざるものあり　国民体力法による体力管理医には既に国費による助成の道あり、依て学校医の手当を国道府県費負担とし適正なる標準を定むるの必要を認む

重要決議事項
本総会に於ける重要決議事項左の如し
記
吾人は大戦下飛躍的学校衛生の発展強化を期する為め速に全国を統合せる学校衛生団体の結成を期す
昭和十八年五月十日
第二十二回全国聯合学校衛生会総会

一方、学校保健に関連する他団体の建議の中にも、学校衛生に関する事項は含まれている。

たとえば、昭和10年（1935）に開かれた第33回全国各市小学校聯合会では、文部大臣に対して14項目の建議を採択しているが、そのうち学校保健関係事項には次の２項がある。

一、学校給食交付金児童一人当を増額の上将来も継続支給せられたきこと
一、速に学校看護婦令を制定せられたきこと

また、同年名古屋市で開会された第４回全国学校歯科医大会においても、次の建議が採択され、文部大臣松田源治に陳情されている。

一、学童歯科検査の徹底を期する為身体検査規程の外に口腔検査規程を制定し全国的に統一せられたし
二、学校歯科衛生教育の普及を図る為全国の小学校に口腔衛生週間を実施し且つ文部省に於て児童用の映画フイルムを編纂せられたし
三、学校衛生の健全なる発達を期する為道府県の学務部内に学校衛生課を設置せられたし
四、学校歯科医の普及を図る為現行学校歯科医及び幼稚園歯科医令（昭和六年六月二二日勅令第一四四号）中「学校歯科医を置くことを得」とあるを「学校歯科医を置くべし」と改正せられたし
五、齲歯予防規程を制定し之に必要なる簡易診療設備を全国的に普及せしむる為国庫補助の途を開かれたし
六、歯科衛生の知識を普及せしむる為文部省に於て学校教員に対し学校歯科衛生講習会を開催せられたし

その後も、戦時体制下にある児童生徒の体位・健康の悪化を反映してか、各種団体から多くの学校保健関連建議・陳情が提起された。

（和唐正勝・瀧澤利行）

第３節　諮問および答申

一方、帝国学校衛生会への諮問事項は、大正10年（1921）に東京帝国大学医科大学において開催された第１回帝国学校衛生会総会において、文部大臣より帝国学校衛生会に対して、初めて学校衛生に関する諮問がなされている。帝国学校衛生会は、それに対して答申する形式をとっていく。この形式は、帝国学校衛生会のほぼ全期間を通して共通していた。なお、諮問は各大会で平均すると２事項である。

ここでは、第１回帝国学校衛生会総会時の諮問・答申と、翌大正11年の第１回全国聯合学校衛生会（大会）の諮問・答申を示す。

大正10年の諮問事項と答申

諮問

学校衛生主事職務規程ノ最適当ナル標準如何

答申　委員　渡辺豊次（京都）、（委員長）皆吉質（大阪）、大西永次郎（群馬）、白幡兼（青森）、吉見通義（石川）、手塚亨二郎（和歌山）、矢田胤雄（大分）

学校衛生主事職務規程標準

一、学校衛生主事ハ学校衛生ニ関スル指導監督ニ従事シ左ノ職務ヲ掌ル

甲㈠校地建物並ニ設備ノ衛生ニ関スル事項

㈡校具ノ衛生ニ関スル事項

㈢教授衛生ニ関スル事項

㈣体操其他ノ体育運動ニ関スル事項

㈤職員生徒児童ノ身体検査及健康増進ニ関スル事項

㈥病者虚弱者精神薄弱者等ノ教養ニ関スル事項

㈦林間学校休暇聚落補助学校等ニ関スル事項

㈧飲食物ニ関スル事項

㈨疾病予防ニ関スル事項

㈩清潔ニ関スル事項

㈪学校医ニ関スル事項

乙㈠教員任用時ニ於ケル身体審査ニ関スル事項

㈡学校職員ノ疾病療治料給与ニ関スル審査事項

㈢学校衛生思想普及ニ関スル事項

丙其他学校衛生上必要ト認ムル事項

二、学校衛生主事ハ必要ト認ムル時ハ学校職員生徒児童ノ身体検査ヲ行フコトヲ得

三、学校衛生主事ハ視察及調査ノ要領ヲ知事ニ上申スベシ

大正11年の諮問事項と答申

文部大臣諮問事項

一、時勢ニ鑑ミ学校衛生ノ振興上特ニ留意スヘキ事項如何

諮問事項答申案

一、学校医ノ待遇ヲ向上スル事

一、学校医ノ学校衛生ニ関スル知識ノ向上ヲ図ル事

一、教育者ヲシテ今一層学校衛生ヲ理解セシムル事

一、医学教育中ニ学校衛生ノ科目ヲ加フル事

一、専任学校医並ニ学校看護婦ノ制度ヲ設クル事

一、学校医ヲ学務委員中ニ加フル事

一、地方学校衛生主任者官制ヲ速ニ制定スル事

一、教育費中学校衛生費ノ増額ヲ計ル事

一、速ニ国立体育研究所ヲ設置スル事

一、中等学校入学試験制度ヲ全廃スル事

一、身体薄弱児童ニ特殊教育制度ヲ設クル事

一、生徒児童ノ家庭ニ学校衛生ノ知識ヲ一層普及セシムル事

委員長　遠　藤　大太郎

委　員　高　田　範　国

同　　楢　木　俊　蔵

同　　青　木　孝　太
同　　瀬　戸　喜十郎
同　　山　口　袈裟治
同　　大　西　永次郎

これらの建議・陳情事項ならびにこの諮問・答申事項は、それぞれに当時の学校保健が直面していた諸課題を反映するものであり、それらの事項の分析・検討は、問題の状況、学校保健の発展そして帝国学校衛生会並びに全国学校衛生大会の役割を把握するうえでも必須である。

なお、当時の関心事項を明らかにするために、ここでは第２回大会から第22回大会までになされた諮問事項を列挙しておこう。

第２回（大正12年）　第一　競技運動に関し学校衛生上留意すべき事項如何
　　第二　教授衛生の振興に関する具体的方法如何
　　第三　学校に於ける衛生教育を徹底せしむる方案如何
第３回（大正13年）　学校看護婦の執務指導上学校医の留意すべき事項如何
第４回（大正14年）　一、精神薄弱者ノ監督養護ニ関シ学校衛生上特ニ注意スベキ事項如何
　　二、女子体育運動ニ関シ学校医ノ留意スベキ事項如何
第５回（大正15・昭和元年）　なし
第６回（昭和２年）　一、国民体育振興上運動競技会ノ実行ニ関シ留意スヘキ事項如何
　　二、身体検査ノ結果継続的監察ヲ要スト認メラレタルモノニ対スル適当ナル取扱方法如何
第７回（昭和３年）　なし
第８回（昭和４年）　一、運動ニ関スル衛生施設ノ発達ニ関シ留意スヘキ事項如何
　　二、職業指導ニ関シ学校医ノ留意スヘキ事項如何
第９回（昭和５年）　なし
第10回（昭和６年）　学校に於ける衛生訓練の実施に関し特に留意すべき事項如何
第11回（昭和７年）　なし
第12回（昭和８年）　一、学校給食実施に関し学校医並に学校衛生団体として留意すべき事項如何
第13回（昭和９年）　一、学校に於ける健康相談施設に関し留意すべき事項如何
第14回（昭和10年）　一、学校医職務規程に関し改正の要ありと認むる事項如何
第15回（昭和11年）　一、学校教員の健康増進上留意すべき事項如何

なお、この諮問には答申内容が残っている。

〔答申〕　学校教員の健康を保持増進することは教育活動の源泉なり、然るに近時教育の事務負担過重となり、為めに健康を害し教育の効果を減殺するのみならず、延ひて児童生徒に及ぼす影響の恐る可き事象を発見せらるゝに至るものあり、依て此の実状に鑑み教員の保健衛生疾病の早期治療に関し根本的解決の方途を講すると共に教員も亦自己の認識に基き只管健康増進に努力し以て教育本来の使命達成に邁進すべし、而して之に関し特に留意すべき事項は左の如し
一、教員養成機関の改善
　一、師範学校入学等に対しては健康体位を第一義とすること
　二、師範教科中に一般並に学校衛生に関する事項を附加すること

三、学校に於ける保健体育施設を完備すること
四、在学者の身体検査は厳密に之を施行し疾病異常の発見に努め特に潜伏結核に注意すること
五、卒業時就職時教員検定時に於ける身体検査の結果全健康者に限り之を採用すること
二、教員職務負担の軽減並に統制
一、教育事務の簡捷を図り学級編成を調査し研究調査事項を過重ならしめざること
二、増置教員専科教員を増加し成べく兼務を避けしむること
三、小学校に専任書記を設け勤務上の統制を行ひ社会事業其他の事項の為め心身過労に陥らしめざること
四、日曜休暇日に於ける諸行事は之を減少すること
五、適当なる方法を以て常に教員の精神上に慰安を与ふること
三、療病機関の設置互助団体の組織
一、国家的に教員療病機関を設け疾病治療早期診断等を行ひ発病防止に努むること
二、疾病者に対しては診療費負担軽減の途を拓き之れが療養を容易ならしむること
三、学校衛生技師学校医等をして日常特に教員の健康状態に注意せしむること
四、教員疾病休職中は休職給を与へ恢復後は再任用の制を確立し早期診断を回避せしめざること
五、教員をして互助団体を組織せしめ疾病時に際し互助方法を講ぜしむること
四、学校に於ける保健衛生施設
一、学校に於て健康保持体力増進に必要なる設備を為すこと
二、一般衛生設備を完備すると共に特に教員宿直室の衛生的設備に注意すること
三、適当の方法に依り教員の衛生保健並に栄養上の知識涵養に努むること
四、健康相談其他の方法に依り教員の疾病異常に対する認識を高め自己の身体状況に留意せしむること
五、適時教員に対し結核検査法を施行し之れが早期発見に努むること
五、教員の待遇改善と生活の向上
一、教員の待遇を改善し日常生活を向上せしむること
二、教員給国支弁の制を確立し生活の安定を期すること

第16回（昭和12年）　特になし
第17回（昭和13年）　一、現情に鑑み在学者の衛生指導に関し学校衛生団体として実施すべき事項如何
第18回（昭和14年）　一、時局に鑑み在学者体位向上に関し特に留意すべき事項如何
第19回（昭和15年）　一、学校ニ於ケル結核予防教育ニ関シ実施スベキ具体的方法如何
第20回（昭和16年）　一、青少年学徒の団体訓練の実施に関し衛生上留意すべき事項如何
第21回（昭和17年）　一、児童生徒ニ対シ現下ノ情勢ニ即応セル栄養対策如何
第22回（昭和18年）　一、児童生徒に対し現下の情勢に即応する栄養対策如何

第17回全国聯合学校衛生会総会

第21回全国聯合学校衛生会総会

なお、この諮問については以下のような「答申案」が残っている。

答申案

大東亜戦下児童生徒の体位向上は最大喫緊事にして一日も忽諸に附する能はざる所なり就中之が源泉たる栄養問題は重要なる刻下の課題なりとす速に之が対策を講し健兵の基本を培養し以て戦力増強に貢献せざるべからず

今や我国は緒戦以来偉大なる戦果を挙げ必勝不敗の国家体制を確立し生産拡充物資統制を励行するの際栄養資材の自由獲得は難中の難事とす然れ共今日の児童生徒は軈て次代国民たり又兵たり将た産業戦士たるを思ふの時本問題が如何に重要性を有するかを直感し之が対策を攻究せざる可からず左に其の要項を掲ぐ

一、発育期に於ける児童生徒の栄養が重要意義あることを一般国民に認識せしむる様方法を講ずること

総ての教育機関を動員し諸新聞雑誌を通し全国的に之が運動を開始し一面学校に在りては父兄等に対し栄養問題の鼓吹に力め而して之が徹底を期すべし

二、限定せられたる現下の食糧情勢に於て食品の最大限活用を期す為め調理法指導徹底を図ること

現下発育期に在る児童生徒の栄養法如何は直接国力に影響を来す所以を認識せしむる為め全国主婦に指導を行ひ又学校母姉会を通し或は女子高学年料理実習の際合理的指導を行ひ更に之等の事を各家庭に浸透せしむべし

三、児童生徒をして戦時下特に体力増強の重要性を認識せしむる為め之が教育的指導を行ふこと

児童生徒に対し機会ある毎に学校に於て今時大戦の意義を説示し自己の体力増強は国家の要求たる所以を識らしめ同時に栄養改善の為め常に偏食駄食消化障害等に充分の注意を払はしめ此の趣旨を家庭に通達すべし

四、学校給食を奨励し之に要する食糧資材並に調味料等優先的配給の方法を講ぜしむる様文部当局に於て

努力せられたきこと

学校給食令の厳存する限り之を奨励実施せしむるは当局の責任にして之に要する資材の給付も其の責務の一端なり現下物資配給の円滑を欠き此の方面に対する認識の甚だ乏しきを遺憾とす文部当局は宜しく関係方面と折衝を遂げ之が支障を排除し学校給食経営に困難なからしむる様努力せらるべきなり

最近の発表に依れば東京府に於ては昭和十八年度に於ける学校給食は八王子市及七箇村の国民学校に対し新に学校給食を実施せしめ其の月延人員は三万人に達し之に要する資材は府経済部の努力斡旋に依り配給円滑を期し調理は実習を兼ね専ら女子高学年児童に担当せしめ母の会も各自交代之を助成せしめ差当り副食物の給与を為し一面給食菜園の経営をも行はしむると言ふ以て一例とするに足る

五、栄養補給剤即ち肝油ビタミン類其の他の物に対し効力検定を施し優良品種を推奨し進んで之等学校用栄養資材確保に対し当局の善処を要望すること

現下の食糧情勢に在りては児童生徒に対し栄養補給剤の価値頗る大なるものあり這回政府に於ては国民学校用の之等の物に対し免税せられたるは当然の措置なりと信ぜらる然るに其の原料資材は多くは他の重要方面に移行し学校用資材の窮乏甚しく殊に肝油に在りては此の傾向著しと言ふ宜しく当局に於ては之が対策を講じ将来の安定を期せらるべきなり

六、栄養給食は自給自足の精神に則り資材確保を図り同時に其の方法に於て工夫考案を疑し以て目的達成に努力すること

虚弱児童の為に栄養給食を行はんとするも之が資材を確保し得ざる現状に於ては副食物のみの給与に依り栄養保持を図らんとするも一案たるべし東京市浅草区千束国民学校に於ては校医の努力と学校当局の熱意により昨年十月虚弱児童に対し味噌汁給与を実施し二箇月にして体重増加身体状況に於て著しき効果を認めたるを以て今尚之を継続すると言ふ都市の学校に在りては宜しく之等の方法に倣ふも亦一策たるべし更に地方に於ては給食農菜園を経営せしめ野菜栽培養兎山羊搾乳或は川魚類等の利用を試み栄養資材の確保を図り自給自足之が経営を行はしむるを得べし以上は児童生徒をして実習を兼ね之に当らしむるに於て指導宜しきを得ば以て体力錬成の一助ともなり一石二鳥の効果を齎すことを得べし

右答申候也

昭和十八年五月十日

委員長　杉田武義

委　員　小川原亮　佐久間又二
古屋禎造　田中実
西起三郎　雨森一郎
鈴村憲一　塚崎貢
柳下彦雄　樋口虎若
井上卓二　草野春平

この答申案には、当時きわめて切迫していた食糧事情のもとで、いかに児童生徒に供給すべき栄養の一定水準を保つかについてさまざまな方策が論じられていることがわかる。

なお、諮問事項ではないが、昭和12年（1937）に開催された第７回世界教育会議学校衛生部会には約220名の参加者があり、次の事項を決議して、世界教育会議役員に提出した。

決議事項

学校衛生部は次の事項を決議し、世界教育会議役員会に提出する。

一、世界教育会議に関係せる総ての国の学生、生徒及び児童の身体検査に関しては適当にして統一的な記録を用ひることが望ましい、而して出来得れば身体検査の項目及び方法に就いては一九三九年の次回会議までに各国に於て研究しておくこと

二、東京会議に出席せる学校衛生部会員は学校衛生部会の準備及び会議進行に一方ならぬ御骨折を賜はっ

た日本側準備委員並に部会役員に深甚の謝意を表すること

三、世界教育会議理事会は次回会議までに総会及び部会を円満に進行せしめるに必要な一定の簡単にして効果ある手続を取られたきこと、特に次の諸項に関して考慮せられたい

イ　秘書附の速記者を置くこと

ロ　会議及び発表演説の時間の正確を期すること

ハ　部会決議案を正式に承認すること

ニ　会期中に於ける本部と部会との連絡を緊密にすること

ホ　書類の配布を周到ならしめること

ヘ　他部会員との提携を便ならしめること

四、世界教育会議学校衛生部は国際的に有益なる保健施設に関する資料を蒐集し要項を印刷し会員に配布し且つ施設及び新規計画の参考に供すること

五、教員に対し最新の方法により健康教育の教授をなし公衆衛生及び他の社会的保健機関と十分なる連絡を図るやう訓練すること

六、学校衛生部は各国に於て特徴ある健康問題其の解決方法及び之れが学校衛生施設並に児童の健康に及ぼした影響を調査し之れを会員に周知せしめること

七、児童の体育運動は適当なる身体検査の結果に基いて実行せしめること

八、少年赤十字の健康教育及び保健施設は成るべく学校衛生に於て之を利用すること

吉田章信

ちなみに、第7回世界教育会議学校衛生部の役員は以下の通りである。

第七回世界教育会聯盟会会議学校衛生部役員

委員長	アメリカ合衆国	マサチューセッツ工科大学教授	C.E. ターナー　（欠席）
第一副委員長	フランス	パリ赤十字連盟	G. ミルソム　（欠席）
第二副委員長	日本	体育研究所技師	吉　田　章　信
臨時委員長		赤十字社聯盟事務次長	E. ギールグッド
秘　書	アメリカ合衆国		S.L. ジーン
臨時秘書	アメリカ合衆国	ハワイ社会協会	F.E. ミドキフ

日本側準備委員

連絡委員	文部省体育課長	岩　原　　拓
連絡委員	体育研究所技師	吉　田　章　信
	日本赤十字社調査部長	井　上　円　治
	神奈川県学校衛生技師	今　井　忠　宗
	文部省体育官	大　西　永次郎
	文部省体育官	小笠原　道　生
	東京歯科医学専門学校教授	奥　村　鶴　吉
	東京市広尾病院々長	加　用　信　憲
	千葉県学校衛生技師	喜多浦　哲　宗
		軽　部　修　伯
	東京府衛生課長	草　間　宏　司
	東京府学校衛生技師	小　林　茂　雄

第7回世界教育会議学校衛生部会（東京帝国大学）

	聖路加国際病院小児科部長	齋　藤　　潔
	東京高等師範学校附属小学校主事	佐々木　秀　一
	文部省督学官	龍　山　義　亮
		田　中　照　子
	東京市保健館学校衛生部長	野　津　　謙
	東京高等師範学校教授	二宮　文右衛門
	内務省技師	浜　野　規矩雄
	東京高等女子師範学校教授	堀　　七　蔵
		福　岡　文　子
		松　下　定　子
	東京市体育課長	山　口　重　知
	体育研究所技師	安　田　守　雄
顧　問	東京帝国大学教授	東　　龍太郎
同　上	東京帝国大学名誉教授	横手　千代之助

（和唐正勝・瀧澤利行）

第３編　日本学校保健会の成立と発展

第１章　戦後日本学校衛生会の発足と展開

第３編第１章では、帝国学校衛生会と日本聯合学校歯科医会が合併して昭和21年（1946）１月28日に設立された財団法人日本学校衛生会の誕生から、昭和29年（1954）７月17日に財団法人日本学校保健会へと名称変更し、その年の第４回全国学校保健大会開催までの約８年間にわたる会の活動について記述する[1)]。

日本学校衛生会としての約８年間の活動は、日本学校衛生会寄附行為の目的にあるように「保健衛生ノ文教施策ニ対スル協力」と「保健衛生思想ノ普及啓発」のため、①出版事業、②調査・研究事業、③指導・研修事業、④全国大会事業と大きく４つの事業を行っており、大会決議により学校保健委員会の推進や学校保健法確立要求等、今日に至る学校保健の基盤を築いた重要な時期として注目される。しかしながら、日本学校衛生会の果たした役割の重要性に比してその内容はあまりにも明らかにされていない。戦後復興期の物資不足や占領検閲等により、日本学校衛生会関係資料は極めて限定されていることから、雑誌、会報、大会記録等の記述を断片的につなぎ合わせながら、できるかぎり日本学校衛生会の活動を明確にしたい。

第１節　財団法人日本学校衛生会の発足と展開の概要

昭和20年（1945）８月15日、太平洋戦争が終結し、日本の戦後復興は連合国軍の占領統治下において開始された。戦後の国民生活は、戦災による家屋の倒壊、物資・食料不足等により最悪を極めた。こうした状況は、子どもたちの体位の低下にも現れ、終戦後２年を経過した昭和22年（1947）まで低下が続いた[2)]。

文部省は、この状況に対し、「学徒体位低下ノ現勢ニ鑑ミ学校ニ於ケル保健衛生諸施設ニ新タナル検討ヲ加ヘ学徒並ニ教職員ノ健康ヲ増進セシムルハ刻下ノ教育上喫緊ノ要務ト謂フベシ（後略）」として、昭和21年（1946）２月１日に「学校衛生刷新ニ関スル件」（発体13号）の通牒を発した。文部省体育局がこの積極的通牒を発するまでにときは戦後半年を経過していた。

文部省が学校衛生対策を試みるまでに半年を要した理由は、第一に、占領軍の統治下における文部行政施策は、連合国軍最高司令官総司令部民間情報教育局（GHQ/SCAP, Civil Information and Education Section、以下CIEと略す）への報告義務、承認、場合によっては指導といった手続き経なければならなかったこと、第二に、GHQ/SCAPが日本に対して、何よりも軍部の解体、武装解除（消極的指令）を優先し、その他の施策は武装解除の次に位置づけられたことが復興策の施行にブレーキをかけていた。そして、昭和21年３月の第一次米国教育使節団来日に向けて、CIEの内部にも担当部局が設置された。体育・学校衛生を担当したPhysical Education Divisionは、昭和21年１月に設置された。

通牒「学校衛生刷新ニ関スル件」には、「学校医、学校歯科医、学校衛生関係職員等による衛生教育の推進」、「臨時身体検査の実施」、「養護訓導設置の推進」等、留意事項として８項目が示された。

第８項には、「以上ノ諸施策ヲ推進セシムル為各地ニアリテハ学校衛生団体ノ活動ヲ促進シ学校衛生関係者ノ総力ヲ結集スルコト」（傍点著者）と各地方学校衛生関係団体の援助に

ついて示された。この地方学校衛生関係団体こそ、戦前・戦中に各地で形成された学校医会、学校歯科医会、学校看護婦会、学校衛生会であり[3]、「学校衛生刷新ニ関スル件」に記されたように、日本の戦後復興に地方学校衛生関係団体は大きく関係することとなった。さらに言うならば、通牒「学校衛生刷新ニ関スル件」といった「保健衛生ノ文教施策ニ対スル協力」を目的として設立された日本学校衛生会はこうした通牒の徹底を進める役割をもって設立されたともいえる。

前編でもふれているように、戦前・戦中の各地域の学校衛生関係団体は、帝国学校衛生会支部の役割、そして、文部省が打ち出す施策を普及させる役割を担っていた。

構成役員の顔ぶれからもわかるように、帝国学校衛生会は半官半民的団体であり、当時、各学校に学校衛生の専門家として訓導が設置されていない状況を、各地域の学校衛生技師をはじめとして地方学校衛生関係団体の補助によって支えていた。

しかしながら、一旦歴史の歯車が、総力戦体制へ傾斜しはじめると、末端まで組織された団体は総力戦体制構造の中にへ取り込まれることとなった。

戦後、文部省は、GHQ/SCAP, CIEの指導の下に施策を行わなければならず、さらに占領文教政策は、中央集権ではなく、地方分権としての改革により進められた。こうした占領政策は学校保健分野も例外ではなく、より重要な位置を占めたのが、昭和初期から各地域に形成されていた学校衛生関係団体であった（図１）。

図１：学校衛生団体数の推移

文部大臣官房体育課：本邦ニ於ケル学校衛生団体ニ関スル調査（昭和13年３月）より作成

戦後、各地域において子どもの体位低下、結核、トラコーマ、寄生虫感染症が問題視される中、文部省が出す通牒を実現させるために、学校衛生会の設立・再設置が望まれるようになった。

そして昭和21年（1946）１月28日、地方に先駆けて「教育ニ於ケル保健衛生ノ研究並ニ普

及発達ヲ図リ之ガ施策ニ寄与スル[4)]」ことを目的として、帝国学校衛生会と日本聯合学校歯科医会が合併し、財団法人日本学校衛生会が設立された。

日本学校衛生会の活動は、寄附行為にも示されているように「保健衛生ノ文教施策ニ対スル協力」と「保健衛生思想ノ普及啓発」のため、①出版事業、②調査・研究事業、③指導・研修事業、④全国大会事業と大きく４つの事業を展開した。

以下の節ではこの４つの事業にそって説明を行うが、日本学校衛生会としての約８年間の活動は、換言するならば、第一に、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭等の学校保健関係職員の職制確立運動、第二に昭和24年（1949）の中等学校保健計画実施要領（試案）による学校保健推進事業の促進、そして第三に学校保健法制定促進運動として展開された[5)]。

第一の学校保健関係職員の職制確立運動は、養護教諭の必置制、学校医の俸給問題等、学校保健を支える職員の問題として、会の発足後から問題に取り組む運動・要望が全国学校衛生大会・全国学校保健大会で決議され、関係当局に陳情・要望書が提出された。

第二の中等学校保健計画実施要領（試案）を中心とした戦後の学校保健推進計画は、CIEのニューフェルド（W. Neufeld）とCIEのコンサルタントとして来日したマンレー（H. Manley）の指導の下に展開された総合的学校保健計画であった。

この計画推進のために全国学校衛生大会・全国学校保健大会では保健主事や学校保健委員会を活用した様々な推進策が決議された。しかしながら中等学校保健計画実施要領（試案）は、法的拘束力を持たなかったこともあって、事実上、全国的展開として定着する前に新たな動きが生まれることとなった。それが、三点目にあげた学校保健法の制定促進運動である。

学校保健委員会
（昭和25年足利市立第二中学校第１回学校保健委員会）

学校保健法の制定促進運動は、中等学校保健計画実施要領（試案）の法的拘束力を持たないことで思わしく展開ができなかったことに対する学校保健関係者の苛立ちや、教育基本法・学校教育法の新法規に即した新たな学校保健法規の確立として、旧法規の総合的改正（学校身体検査規程等の見直し）、そして学校保健関係職員の適切な配置等、学校保健に関する多くの問題を一括して法制化することが目的であった。

振り返るならば、日本学校衛生会の約８年間におよぶ活動は、今日に至る学校保健の基盤を形成した重要な時期にあたる。よって、以下にその会の活動をできるかぎり詳細に記述したい。

（七木田　文彦）

第２節　寄附行為・組織・役員の変遷

⑴　寄附行為

昭和21年（1946）１月28日に発足した財団法人日本学校衛生会は寄附行為によりその活動を行っている。約８年間の日本学校衛生会活動はこの寄附行為にそっていることから、はじ

めに寄附行為の内容を概観したい。

昭和21年に定められた財団法人日本学校衛生会寄附行為は、その内容から会の前身である帝国学校衛生会寄附行為を参考にして作成された[6)]。

そして寄附行為は昭和23年（1948）９月２日に最初の変更認可を受け、昭和29年（1954）７月17日に日本学校衛生会から日本学校保健会へ名称変更を行うとともに監督官庁である文部省より２度目の寄附行為変更認可を受けた。

昭和23年９月２日の１度目の寄附行為変更により大きく改められたところは、全国大会の実施の明文化と学校衛生研究所設置規程、特別事務機構に関する規程の３点であった。

また、ここで特筆すべきことは、昭和26年（1951）に福岡で開催された全国学校保健大会時に行われた日本学校衛生会評議員会において、日本学校保健会と名称変更することが決議され、同時に寄附行為の変更を監督官庁に申請することとなった。しかしながら、この名称変更及び寄附行為の変更が認可されるのは、その３年後の昭和29年７月17日であった。

この間、すぐに監督官庁である文部省が変更を認めなかった理由は明確でないが、日本学校衛生会はそれまでの全国学校衛生大会を全国学校保健大会と改め、主催名も日本学校保健会として開催することとなった。申請より間もなく名称変更が行われることを前提に使用した新名称も、すぐに変更認可されなかったことを受けて、翌年の第２回全国学校保健大会からは再度日本学校衛生会の名称で活動を行った。

日本学校衛生会寄附行為は次のようなものであった。

◆財団法人　日本学校衛生会寄附行為　昭和21年１月28日設立許可

第１章　総則

第１条　本会ハ財団法人日本学校衛生会ト称ス

第２条　本会ノ事務所ハ東京都内ニ置ク

第２章　目的及事業

第３条　本会ハ教育ニ於ケル保健衛生ノ研究並ニ普及発達ヲ図リ之ガ施策ニ寄与スルヲ以テ目的トス

第４条　本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

1　保健衛生ノ文教施策ニ対スル協力

2　保健衛生思想ノ普及啓発

3　学校衛生ニ関スル調査研究

4　学校衛生ニ関スル事業ノ企画及実践

5　学校衛生関係者ノ指導及研修

6　学校衛生施設ノ経営助成

7　学校衛生資材ノ斡旋

8　其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

第３章　資産及会計

第５条　本会ノ資産ハ左ノ各号ヨリ成ル

1　基本財産

2　政府並ニ其ノ他ノ補助金

3　会員ヨリノ醵出金

4　寄付金品

5　基本財産ヨリ生ズル果実

6　其ノ他ノ諸収入

第６条　本会ノ資産ハ理事長之ヲ管理シ現金ハ確実ナル銀行信託会社等ニ預入ルルモノトス

第７条　基本財産ハ将来増加シ得ルモ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ不得已事情ヲ生ジタルトキハ評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ承認ヲ経テ其ノ一部ヲ処分スルコトヲ得

第８条　本会ノ経費ハ第５条第２号乃至第６条ノ資産ヲ以テ之ヲ支辨ス

第９条　本会ノ予算ハ毎年度開始前理事会ニ於テ編成シ評議員会ノ決算ヲ経テ之ヲ定メ決算ハ毎年度終了後２月以内ニ理事会ニ於テ作成シ監事ノ監査ヲ経テ評議員会ノ承認ヲ受クルモノトス

本会ハ事業遂行上必要アルトキハ評議員会ノ決議ヲ経テ特別会計ヲ設クルコトヲ得

第10条　毎会計年度ニ於テ剰余金ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越スモノトス但シ理事会ノ決議ヲ経テ其ノ一部ヲ基本財産ニ繰入ルルコトヲ得

第11条　本会ノ会計年度ハ毎年４月１日ニ始リ翌年３月31日ニ終ル

第４章　会員

第12条　本会ハ左ノ各号ニ依ルモノヲ以テ会員トス

1　学校医、学校歯科医並ニ其ノ他ノ学校衛生関係者

2　本会ノ趣旨ニ賛同スルモノ

第５章　役員及職員

第13条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会　長

副会長

理　事　６名以上

監　事　２名

評議員　60名以上

前項ノ外顧問及参与各若干名ヲ置クコトヲ得

第14条　会長及副会長ハ理事会ニ於テ選任ス

会長ハ本会ヲ統轄ス

副会長ハ会長ヲ輔佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行スルモノトス

第15条　理事長ハ理事中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

理事長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ執行ス

第16条　理事ハ評議員会ニ於テ選出シ会長之ヲ委嘱ス

理事ハ会務ヲ掌理ス

常務理事ハ理事中ヨリ会長之ヲ委嘱シ本会ノ常務ヲ掌理ス

第17条　監事ハ評議員会ニ於テ選出シ会長之ヲ委嘱ス

監事ハ会計並ニ会務執行ノ状況ヲ監査ス

第18条　評議員ハ左ノ各号ニ依ルモノヲ以テ之ニ充ツ

1　支部長ノ職ニアルモノ

2　学識経験アルモノニシテ理事会ニ於テ推薦セラレタルモノ

評議員ハ重要事項ヲ審議ス

第19条　顧問及参与ハ会長之ヲ委嘱ス

顧問ハ会長ノ諮問ニ応ジ参与ハ会務ニ参画ス

第20条　役員ニシテ其ノ任ニ堪エザルモノアルトキハ理事会ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

第21条　役員ノ任期ハ２年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

補欠役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スルマデ其ノ職務ヲ行フモノトス

第22条　本会ニ主事及書記ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

主事ハ理事長ノ命ニ依リ会務ヲ処理ス

書記ハ上司ノ指揮ニ依リ庶務ニ従事ス

第６章　会議

第23条　会議ハ評議員会及理事会トス

評議員会ハ毎年１回会長之ヲ招集シ会長其ノ議長トナル但シ会長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ評議員ノ３分ノ１以上ヨリ会議ノ目的タル事項ヲ示シ要求アリタルトキハ臨時之ヲ招集スルモノトス

理事会ハ随時理事長之ヲ招集シ理事長其ノ議長トナル

第24条　評議員会ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ決議ス

１　予算及決算ニ関スル事項

２　資産ノ処分ニ関スル事項

３　会長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項

第25条　理事会ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ決議ス

１　評議員会ヨリ委任セラレタル事項

２　会長及理事長ニ於テ重要ト認メタル事項

第26条　評議員会及理事会ハ各役員ノ３分ノ２以上出席スルニアラザレバ之ヲ開会スルコトヲ得ズ但シ委任状ニ依リ代理者ヲ定メタルトキ又ハ書面ヲ以テ表決シタルモノハ出席者ト看做ス

第27条　評議員会及理事会ノ決議ハ出席役員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第７章　部会

第28条　本会ニ部会ヲ置ク

第８章　支部

第29条　本会ニ支部ヲ置ク

支部ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第９章　寄附行為変更及解散

第30条　本寄附行為ハ評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ経ルニアラザレバ之ヲ変更スルコトヲ得ズ

第31条　本会ハ評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ許可ヲ経ルニアラザレバ解散スルコトヲ得ズ

解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ主務官庁ノ指示ニ従ヒ之ヲ処分スルモノトス

附則

本寄附行為施行ニ関シ必要ナル細則ハ理事会ノ決議ヲ経テ別ニ之ヲ定ム

第16条ニ依リ選出セラレタル理事就任スルニ至ル迄ノ間左記ノ者ヲ以テ理事トス

岩原　拓　奥村鶴吉　栗山重信

松原　勉　三宅鑛一　重田定正

杉田武義　柴沼　直　塚田治作

◆財団法人日本学校衛生会寄附行為　昭和23年９月２日変更認可

第１章　総則

第１条　この会は、財団法人日本学校衛生会という。

第２条　この会の事務所は、東京都内に置く。

第２章　目的及び事業

第３条　この会は教育における保健衛生の研究並に普及発達を図り、これが施策に寄与することを目的とする。

第４条　この会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

１　保健衛生の文教施策に対する協力

2　学校衛生に関する全国的並に地方ブロック大会の開催
3　保健衛生思想の普及啓発
4　学校衛生に関する調査研究
5　学校、衛生に関する事業の企画及び実践
6　都学校衛生関係者の指導及び実践
7　学校衛生施設の経営助成
8　学校衛生資材の斡旋
9　その他この会の目的達成に必要な事業

第３章　資産及会計

第５条　この会の資産は、左の各号より成る。
1　基本財産
2　政府並にその他の補助金
3　会員よりの醵出金
4　寄附金品
5　基本財産より生ずる果実
6　その他の諸収入

第６条　この会の資産は理事長が管理し、現金は、確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。

第７条　基本財産は、将来増加することはできるが消費することはできない。但し、やむを得ない事情が生じたときは、評議員会の決議により主務官庁の承認を得て、その一部を処分することができる。

第８条　この会の経費は、第５条第２号から第６号までの資産で支辨する。

第９条　この会の予算は、毎年度開始前理事会で編成し、評議員会の決議を経て定め、決算は毎年度終了後２月以内に理事会で作成し、監事の監査を経て評議員会の承認を受けるものとする。
この会は、事業遂行上必要があるときは、評議員会の決議を経て特別会計を設けることができる。

第10条　毎会計年度において剰余金が生じたときは、これを翌年度に繰越すものとする。但し、理事会の決議を経てその一部を基本財産に繰入れることができる。

第11条　この会の会計年度は、毎年度４月１日に始り、翌年３月31日に終る。

第４章　会員

第12条　この会は、左の各号によるものを会員とする。
1　学校医、学校歯科医、その他の学校衛生関係者
2　この会の趣旨に賛同するもの

第５章　役員及び職員

会　長
副会長
理　事　６名以上　内１名を理事長とし、１名を常務理事とすることができる。
監　事　２名
評議員　60名以内　前項の外、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

第14条　会長及び副会長は理事会で選任する。
会長はこの会を統轄する。
副会長は、会長を輔佐し、会長事故ある時は、その職務を代行する。

第15条　理事長、常務理事は、理事の互選とする。
理事長はこの会を代表し、会務を執行する。
常務理事はこの会の常務を掌理する。

第16条　理事は、評議員で選出し、会長が委嘱する。

理事は、会務を掌理する。

第17条　監事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。

監事は、会計並に会務執行の状況を監査する。

第18条　評議員は、左の各号によるものをもって充てる。

1　各支部より推薦された１名の代表者

2　学識経験のあるものであって、理事会で推薦されたもの

評議員は、この会の重要事項を審議する。

第19条　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、会務に参画する。

第20条　役員であってその任に堪えないものがあるときは、理事会の決議によって解任することができる。

第21条　役員の任期は２年とする。但し、重任を妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

第22条　この会に、事務職員を置く。

事務職員に関する規程は、別にこれを定める。

第６章　会議

第23条　会議は、評議員会及び理事会とする。

評議員会は、毎年１回会長が招集し、会長がその議長となる。但し、会長が必要と認めたとき、又は評議員の３分の１以上より、会議の目的事項を示し要求があったときは、臨時にこれを招集するものとする。

理事会は、随時理事長が招集し、理事長が議長となる。

第24条　評議員会は、別に定めるものの外、左の事項を決議する。

1　予算及び決算に関する事項

2　資産の処分に関する事項

3　会長が特に重要と認めた事項

第25条　理事会は、別に定めるものの外左の事項を決議する。

1　評議員会より委任された事項

2　会長及び理事長が重要と認めた事項

第26条　評議員会及び理事会は、各役員の２分の１以上の出席者がなければ開会することができない。

但し、委任状により代理者を定めたとき、又は書面で表決したものは出席者とみなす。

第27条　評議員会及び理事会の決議は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決す。

第７章　部会

第28条　この会に、部会を置く。

部会に関する規程は、別にこれを定める。

第８章　支部

第29条　この会に、支部を置く。

支部は、都道府県を単位とする学校衛生団体であって、その地域におけるこの会の会務を行うものとする。

第９章　学校衛生研究所

第30条　この会に、学校衛生研究所を置く。

学校衛生研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第10章　特別事務機構

第31条　この会会務の遂行上特に必要あるときは、特別事務部局を設けることができる。

特別事務部局に関する規程は、別にこれを定める。

第11章　寄附行為の変更及び解散

第32条　この寄附行為は、評議員会の決議により、主務官庁の認可を経なければ変更することができない。

解散の場合における残余財産は、主務官庁の指示に従って処分するものとする。

附則

この寄附行為に関して、必要な細則は、理事会の決議を経て別にこれを定める。

⑵　役員

昭和21年（1946）１月28日に発足した財団法人日本学校衛生会の役員には、会長に三宅鑛一、副会長に岩原拓（理事長兼任）、奥村鶴吉の２名、理事には三宅鑛一、岩原拓、奥村鶴吉の他、常務理事に塚田治作、理事に栗山重信、柴沼直、重田定正、松原勉、杉田武義の９名が就任した[7]。

奥村鶴吉

日本学校衛生会の会員は、「学校医、学校歯科医並ニ其ノ他ノ学校衛生関係者」であり、かつ「本会ノ趣旨ニ賛同スルモノ」で構成された。

評議員は「支部長ノ職ニアルモノ」と「学識経験アルモノニシテ理事会ニ於テ推薦セラレタルモノ」、理事は評議員の互選、会長及び副会長は理事の互選、理事長は会長の指名とされ、それぞれの任期は２年と定められた[8]。

第１回の役員改選は、昭和23年（1948）に行われた。

昭和23年６月16日、東京都中央区保健所講堂にて日本学校衛生会評議員会が開催され、日本学校衛生会寄附行為の改訂及び理事の改選が行われた[9]。続く７月15日の理事会において、会長、副会長、理事長の選任・互選が行われた。

改選の結果、会長に三宅鑛一（重任）、副会長に奥村鶴吉（重任）、理事長兼常務理事に岩原拓（重任）、理事に三宅鑛一、奥村鶴吉、岩原拓、栗山重信、松原勉、杉田武義、市川重平、青木巽、鈴木憲一、勝木新次、磯仙策、石川知福、千葉たつ、東俊郎（文部省体育局長）、新井英夫（文部省保健課長）の15名、監事に長松二郎（東京都技師）、稲葉一郎（東京高輪台小学校校長）、参与に重田定正、塚田治作が選出された[10]。

改選による評議員、顧問は下記の通りである[11]。

〔評議員〕

岡田　　満（慶応義塾大学医学部歯科教室）
齋藤　　潔（公衆衛生院部長）
白土　壽一（日本大学歯学部教授）
井上善十郎（日本学校衛生会北海道支部長）
山内　隆一（日本学校衛生会青森支部長）
小塚喜四郎（宮城県学校衛生会連合会長）
（日本学校衛生会秋田支部長）
大沼　禎蔵（山形県学校衛生会長）
坪井　寅壽（福島県学校衛生協会長）
鈴木　憲一（茨城県学校衛生会長）
金山　國治（日本学校衛生会栃木支部長）
六本木久雄（日本学校衛生会群馬支部長）
三田　　弘（埼玉県学校衛生会長）
市川　重平（千葉県学校衛生会長）
杉田　武義（東京都学校衛生会長）
青木　　巽（日本学校衛生会神奈川支部長）
柴田　宜輔（日本学校衛生会富山支部長）
柴野和喜夫（日本学校衛生会石川支部長）
齋藤　武雄（日本学校衛生会福井支部長）
小野　　徹（日本学校衛生会山梨支部長）

堀沢　乙彦（岐阜県学校衛生会長）
伊藤泰次郎（日本学校衛生会愛知支部長）
石田　　誠（三重県学校衛生会長）
古屋　貞造（日本学校衛生会京都支部長）
伊賀　政雄（大阪府衛生振興会長）
長崎　五郎（広島県学校衛生会長）
木下　友敬（日本学校衛生会山口支部長）
大西　義衛（香川県学校衛生会長）
杉野　常夫（愛媛県学校衛生会長）
森本　正志（日本学校衛生会高知支部長）
遠城寺宗徳（福岡県学校衛生会長）
高島　舜逸（日本学校衛生会佐賀支部長）
稲松志可太（日本学校衛生会長崎支部長）
蟻田　重雄（熊本県学校衛生会長）
平松　輝夫（日本学校衛生会宮崎支部長）
〔顧問〕
小笠原道生（元文部省体育局長）
勝俣　　稔
田宮　猛雄（東京大学医学部教授）
柴沼　　直（元文部省体育局保健課長）
伊藤日出登（元文部省体育局長）

⑶　部会・委員会

昭和21年（1946）１月28日に定められた財団法人日本学校衛生会寄附行為第７章「部会」第28条には「本会ニ部会ヲ置ク　部会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム」との規程がある。

財団法人日本学校衛生会部会規程は次の８条からなる。

◆財団法人日本学校衛生会部会規程

第１条　本会に医学部会、歯科医学部会、養護部会を設ける。

第２条　部会は学校衛生に関する事項について調査審議する。部会は担当事項について会長に意見具申することができる。

第３条　部会に部会長１名、副部会長１名、委員若干名、幹事若干名を置く。

第４条　委員は学校衛生に関し学識経験あるものの中から会長が委嘱する。幹事は会長が委嘱する。部会長、副部会長は委員の互選できめる。

第５条　部会長は当該部を総括する。副部会長は部会長を補佐し、部会長が事故あるときは其の職務を代理する。委員は担当事項について調査研究する。幹事は当該部の部務を掌る。

第６条　委員の任期は２年とする。但し重任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。委員は任期満了後でも後任者の就任するまで其の職務を行うものとする。

第７条　部会に参与を置くことができる。参与は部会に諮り、会長が委嘱する。参与は部会活動に参画する。

第８条　本規程の施行上必要な事項については各部会長が会長の承認をうけて定めることができる。

昭和21年（1946）の部会規程に定められた部会は医学部会、歯科医学部会、養護部会の３部会であったが、昭和23年（1948）には校長部会が新設された[12]。

医学部会、歯科医学部会、校長部会は、昭和25年（1950）には「健康観察要領」を作成・決定し[13]以下に示す部会活動を行った。

その後の部会新設については部会規程の変更内容に関する資料が残されていないために明らかではないが、部会は、全国学校衛生大会・全国学校保健大会の職域分科協議会とおおよそ同様に設置されていたと考えられる[14]。

そこで、全国大会でもたれた職域分科協議会を確認すると、昭和26年（1951）の第１回全国学校保健大会では上記４部会の他に大学部会、薬剤師部会、学校栄養士部会が開催され、

昭和27年（1952）の第２回大会ではさらに保健主事部会、昭和28年（1953）の第３回大会ではPTA部会の職域分科協議会が開催されている[15]。

次に各部会の組織・役員・活動について個別に概観するが、医学部会、歯科医学部会、養護部会、校長部会以外の部会については、部会規程に定められた部会であったかどうかは明確でないが、部会として設置されていた可能性を考慮しながら、全国大会における職域分科協議会についてもふれておきたい。

１　医学部会・歯科医学部会

日本学校衛生会医学部会、ならびに歯科医学部会がいつ発足したか、その詳細は明確でない。

昭和21年１月28日に定められた日本学校衛生会寄附行為第７章第28条には部会を置くことが定められていることから、日本学校衛生会発足時にいくつかの部会を置く予定があったことがうかがわれる。

帝国学校衛生会の部会編成は、学校医部会、学校歯科医部会、学校看護部会の各部会が設置されており、日本学校衛生会もこれと同様に、発足当初から医学部会をはじめとした各種部会の発足を考えていたと思われる。

医学部会、歯科医学部会の発足は、日本学校衛生会発足後、まもなく設置されたと思われるが、部会の存在が確認できるのは昭和23年12月に発行された雑誌「学校衛生」第27巻第６号の掲載記事が最初である[16]。

記事の内容から、医学部会、歯科医学部会の発足は昭和23年11月以前と推測される。

昭和23年11月22日に東京歯科医師会館で行われた日本学校衛生会医学部会・歯科医学部会は、医学部会に岩原拓、新井英夫、原島進、長松二郎、杉田武義、詫摩武人、内田早苗、菅修、三浦隆蔵、荷見秋次郎、岡田信一、中村鎮、歯科医学部会に榊原勇吉、原一学、磯仙策、榎智光、柴崎佐平、加島秋次郎、竹内光春が出席し、１．学校身体検査規程案、２．学校における衛生養護の施設に関する規程、３．身体虚弱学徒選定基準について協議がなされた。

昭和24年（1949）９月の医学部会委員、歯科医学部会委員は次の通りである[17]。

◆医学部会委員

〔部会長〕

岩原　拓（本会理事長）

〔委員〕

原島　　進（慶應義塾大学医学部長）
勝木　新次（労働科学研究所員）
高橋　　良（慈恵会医科大学助教授）
詫摩　武人（東京大学医学部教授）
長松　二郎（第一生命保険医務部）
服部　静雄（東京都保健課長）
内田　早苗（千葉県地方技官）
新井　英夫（文部省保健課長）
齋藤　一男（日本医科大学教授）
齋藤　　潔（公衆衛生院部長）
桐澤　長徳（東京大学医学部眼科助教授）
三浦　隆哉（千葉医科大学講師）
宮崎　　肇（東京都保健官）
白戸　三郎（神奈川県地方技官）
菅　　修（芹香院長）
奥村　鶴吉（本会副会長）
杉田　武義（本会理事）
塚田　治作（本会参与）

◆歯科医学部会委員

〔部会長〕

奥村　鶴吉（本会副理事長）

〔副部会長〕

松原　　勉（本会理事）

〔委員〕

磯　　仙策（開業医）

原　　一学（学校歯科医）

加島秋次郎（開業医）

高木圭二郎（日本歯科医師会嘱託）

田丸　将士（日本歯科医師会）

塚田　治作（労働省労働衛生課長）

中村　平蔵（東京医科歯科大学教授）

向井　嘉男（口腔予防科学研究所長）

大西　栄蔵（厚生省医務局医務課技官）

正木　　正（慶應義塾大学医学部歯科助教授）

小林　一郎（前北京大学医学部教授）

榎　　智光（千葉県保健体育課技官）

榊原　勇吉（学校歯科医）

柴崎　佐平（東京都教育委員会保健課技官）

白土　壽一（日本大学歯学部教授）

岩原　　拓（本会理事長）

2　養護部会

日本学校衛生会養護部会は、昭和23年（1948）11月９日、東京虎ノ門晩翠軒において第１回養護部会を開催し、部会の発足をみた。

部会規程による部長、副部長の選挙は各委員の互選で部長には千葉たつ（東京）、副部長には南波多嘉（神奈川）が選出され、就任した。

千葉たつ

部会の運営は毎月１回の定例委員会を開き、日本学校衛生会支部、または支部未組織各県に対して連絡をとり、活発な運動を開始し、調査研究事項として、学童の外傷調査、及び病欠調査を行うこととした。

発足時の養護部会委員は以下の通りである[18]。

◆養護部会委員　1948年（昭和23）11月９日

坂本　　久（千葉市院内小学校）

木築　穂波（千葉県教育委員会）

及川　うた（千葉市新宿小学校）

山田　きく（東京都松江小学校）

室井　光子（東京都月島第三小学校）

南波　多嘉（横浜市六浦中学校）

志村　ツネ（鎌倉市第二小学校）

瀧口　さか（埼玉県庁体育課）

岡部　きよ（埼玉粕壁小学校）

内田喜代子（浦和高砂小学校）

安江　　静（東京都台東区蔵前中学校）

中島　スズ（東京都大和田小学校）

田部　静子（東京都大森第三小学校）

河原　みよ（東京都文京区昭和小学校）

千葉　たつ（東京都港区高輪台小学校）

島田　とら（東京都築地文海小学校）

小野寺はる（東京都中野区第三中学校）

小菅　正子（神奈川県母子衛生課）

白岩　けい（東京都桃井第三小学校）

3　校長部会

財団法人日本学校衛生会部会規程第１条には「本会に医学部会、歯科医学部会、養護部会を設ける」との規程があるが、昭和24年（1949）11月に中等学校保健計画実施要領（試案）が文部省より示され、以降、学校保健活動は、各学校の特色をもった学校保健計画として展

開されることとなった。これにより、学校長の存在、リーダーシップがこれまで以上に強調されることになり、昭和25年（1950）３月２日、日本学校衛生会は校長部会を発足させた[19]。

発足時の部会長には長倉邦雄（都立駒場高等学校校長）、副会長には佐伯敏郎（月島第一中学校校長）、佐口安治（麹町小学校校長）が就任した。

校長部会は、全国学校衛生大会・全国学校保健大会の職域分科協議会において、健康教育推進に関する協議、養護教諭の設置率向上について、保健主事の法制化について、学校保健委員会の強化等、学校保健全般にわたる多くの協議を行った。

日本学校衛生会校長部会の設置は、戦前・戦中の学校衛生が学校医や養護訓導に任せきりであった状態を払拭し、衛生管理中心と呼ばれた学校衛生から戦後改革を通して健康教育を中心とした学校保健へと推進させる大きな原動力となった。

４　大学部会、学校薬剤師部会、学校栄養士部会、保健主事部会、PTA部会

日本学校衛生会が発足した頃の部会は、医学部会、歯科医学部会、養護部会の３部会であったが、昭和24年に開催された第３回全国学校衛生大会までに、以上３部会に加え、薬剤師部会の職域分科協議会がもたれるようになった。

大会における職域分科協議会は日本学校衛生会部会規程に定められた部会と一致していたとはいいきれないが、資料の制約上、全国学校保健大会職域分科協議会の変遷は部会設置の参考になると思われる。

全国学校保健大会では全体協議会が行われたあとで職域分科協議会が開催され、各分科協議会で関係事項が決議された。そして決議事項は再度全体協議会で協議され、決定された事項は関係当局に陳情・要望書が提出された。

こうした大会運営による全国大会の決議は、もし日本学校衛生会部会規程に部会として定められていなかったとしても、大会において各分科協議会が社会的に大きな影響力をもっていたことになり、部会として定められたことと大きく異なることはなかったと思われる。昭和28年（1953）の第３回全国学校保健大会までに、職域分科協議会は、大学部会、学校栄養士部会（後に学校給食部会）、保健主事部会、PTA部会がもたれている。

以上の部会編成は、昭和28年に開催された第３回全国学校保健大会まで継続され、第４回大会からは各職域の横断的協議を行うために課題別分科会へと変化することとなった。

また、ここで特筆したいことは、昭和26年（1951）に開催された第１回全国学校保健大会での大学部会の果たした役割である。この大会での大学部会決議、また全体協議会決議において、「学校保健学会構成に関する件」が提出・決議された。このことは昭和29年（1954）の日本学校保健学会設立に大きく影響を持ったこととして注目される。

日本学校保健学会　結成準備会
中央から湯浅謹而
中央から右へ　１人おいて、栗山重信、岩原拓、遠城寺宗徳
中央から左へ　荷見秋次郎、近藤正二、１人おいて、村上賢三

この経過について、当時文部省初等中等教育局保健課に勤務した竹内光春氏によれば「文部省保健課は、当時、学校保健を幼稚園から大学に至るまで整備させようとしていた。しかしながら、文部省機構改革による体育局廃止により、保健課は初等中等教育局に属しており、初等教育から中等教育に至る学校保健整備は管轄上スムーズに進行させることができたが、高等教育である大学への学校保健整備は管轄が高等教育局であることから初等・中等教育のように整備することができなかった」と回顧している[20]。さらに「全国学校保健大会での大学部会の動きも同様に、陳情・要望書を出しても高等教育局はあまり関心を示すことはなかったことから、村上賢三、湯浅謹而、遠城寺宗徳等大学部会関係者が中心となって学校保健学会設立に向けて話し合っていたようである」と語っている。

5　各委員会、研究所・研究班、協議会

日本学校衛生会部会規程第２条には「部会は学校衛生に関する事項について調査審議する」と定められており、調査審議の結果は会長に意見具申することができた。

このような部会の調査審議機関は、後に学校衛生研究所の設立や各委員会にもみられた機能であった。

次節「⑵研究事業」の「１　学校衛生研究所」に詳しく述べるように、学校衛生研究所は、昭和22年（1947）４月に学校衛生の科学的調査研究を行うために創設された。

研究所は、多くの学校衛生問題の調査研究のため、研究所に清潔教育研究班[21]や伝染病予防委員会[22]、結核検査部[23]等、研究班や委員会を設置し調査研究を進めた。

日本学校衛生会が約８年間にどれだけの研究班と委員会を設置していたかについて、その詳細は明確ではないが、昭和25年（1950）５月１日に日本学校衛生会、日本学校衛生会校長部会、東京都学校衛生会が主催して開催された学校保健研究協議会[24]等多くの協議会が持たれていたようである。　（七木田　文彦）

第３節　日本学校衛生会の事業

⑴　出版事業

戦前・戦中と帝国学校衛生会の機関誌であった雑誌「学校衛生」は、日本学校衛生会発足後間もない昭和21年（1946）３月、「学校衛生」通巻第25巻第１号として占領検閲の下で刊行された[25]。

再刊「学校衛生」は日本学校衛生会副会長兼理事長の岩原拓が編纂にあたり、実質作業は文部省体育局保健課員が行った[26]。

「学校衛生」は、当初の予定では月刊での刊行を予定していたが、占領下の物資不足や流通事情、検閲事情によって不規則な刊行となった。

昭和23年（1948）７月15日刊行の第27巻第３号からは表紙がつけられ、徐々に雑誌の体裁も整えられた。そして同年11月10日刊行の第27巻第５号からは、年に６回の隔月発行となり、各号の定価を10円から25円に引き上げた[27]。

GAKKO-EISEI
學校衛生
再刊３月號
第25卷 第1號
東京雜感

再刊「学校衛生」

昭和24年（1949）、戦後学校保健改革の集大成ともいえる中

等学校保健計画実施要領（試案）が文部省より示された。その作成過程で、これまでの学校衛生概念と理念の刷新がはかられ、これにともない機関誌「学校衛生」は、昭和24年９月20日刊行の通巻第28巻第４号より雑誌「健康教育」と改題された。

雑誌「健康教育」

雑誌「健康教育」は、発行所を小笠原書房へ変更し、定価を各号40円とした。そして昭和25年（1950）１月20日刊行の第29巻第２号からは月刊誌として刊行された。

月刊誌となった「健康教育」は、雑誌の性格も昭和25年２月20日刊行の第29巻第３号より、日本学校衛生会機関誌の側面をもちながら、文部省初等中等教育局保健課学校保健研究会[28]の下で編集され、文部省初等中等教育局保健課が教育現場に送るサービス連絡誌、さらに、学校相互間・中央地方間の連絡情報誌となった。

こうした目的により編集された「健康教育」は、昭和25年４月20日刊行の第29巻第５・６合併号から、埼玉県、富山県下の全学校に配布が決定し、雑誌の版はB5版に変更された。

戦後の学校保健で特に強調された点は、健康教育の推進と各学校において計画・実行された学校保健計画であった。戦後改革の影響と健康教育の推進から昭和24年に機関誌「学校衛生」は誌名を「健康教育」と改称し、さらに昭和26年（1951）９月にはその誌名を「学校保健計画」に変更した。

雑誌「健康教育」は、「学校衛生改題」としていたことから、巻号は通巻としていたが、雑誌「学校保健計画」を創刊するにあたり、「学校衛生」、「健康教育」と約30年間続いた機関誌の通巻には終止を打ち、「学校保健計画」は第１号からの刊行となった。

新雑誌「学校保健計画」は、新井英夫（文部省保健課長）、岩原拓（財団法人日本学校衛生会理事長）、松島尉太郎（北海道教育庁保健課長）、櫻井稔（山形県教育委員会学校衛生課長）、武光多四郎（群馬県教育委員会学校保健課長）、川口金治郎（埼玉県教育委員会保健課長）、内田早苗（千葉県教育委員会健康教育課長）、服部静雄（東京都教育庁保健課長）、成田功（神奈川県教育委員会学校保健課長）、八田宏（愛知県教育委員会厚生課長）、植村肇（福岡県教育庁保健課長）の11名が発起人となり、文部省初等中等教育局保健課監修の下、文部省保健課内学校保健研究会が発行することとなった。

学校保健計画　第１号

「学校保健計画」は、70頁を超える紙面をもち、「健康教育」の頁数と比較すると大部な雑誌であった。大部な雑誌の刊行には執筆原稿の確保や財政的負担が伴ったとみられ、昭和26年９月20日の創刊号から昭和27年（1952）10月25日刊行の第４号までは刊行が確認されているが、以後の刊行号の出版有無は確認できていない。おそらく第４号をもって廃刊となった可能性が高いとみられる。

新たに雑誌「学校保健計画」が刊行された背景には、当時の

文部省学校保健政策の影響がみられる。先にも述べているが、戦後学校保健の強調点は、健康教育と学校保健計画の推進にあった。こうした強調点が雑誌名を「健康教育」と改題することへとつながった。さらに、「健康教育」と改められた雑誌の内容は、昭和24年（1949）11月に公にされた中等学校保健計画実施要領（試案）の実践例や計画が主として掲載されるようになり、その内容は、健康教育というよりはむしろ学校保健計画というべきものであった。

こうした内容を掲載した雑誌「健康教育」は、雑誌「学校保健計画」として刊行される過程において、度々英語表記を変更している。

昭和24年10月27日に刊行された雑誌「健康教育」第28巻第５号の英語表記は「KENKO-KYOIKU」、同年11月20日に刊行された第28巻第６号は「SCHOOL HEALTH」、1950（昭和25）年２月20日に刊行された第29巻第２号では「SCHOOL HEALTH PROGRAM」、同年４月20日刊行の第29巻５・６合併号では「THE SCHOOL HEALTH PROGRAM」と表記された。こうした英語表記、また副題には「学校保健計画の実際と理論」と題されていることから、雑誌「健康教育」の内容は、新たな雑誌「学校保健計画」の刊行に向けて、その内容を変化させていた。

「学校衛生」、「健康教育」、「学校保健計画」と続いた雑誌は、大正10年（1921）５月の創刊号以来、研究誌としての性格をもっていた。こうした研究雑誌の他に、戦後、日本学校衛生会は、「児童養護に資するよう、出来るかぎり具体的に、実際面に即して、生きた健康教育を研究指導すること目的[29]」として、一般教師、養護教諭、父兄を対象にした季刊誌「季刊健康教室」を新たに刊行した[30]。

「季刊健康教室」の刊行は、昭和23年（1948）１月、CIEのHealth EducationとSchool Healthコンサルタントとして来日したマンレー（H. Manley）の助言によるところが大きい。「健康教育は実践を目的とするものであるから、いかに耳から教えても、それが実践にあらわれねば無意味である[31]」「健康教育は耳から教えるより目から教えよ[32]」とのマンレーの助言を考慮して創刊された。これを受けて、紙面は視覚的に、ひらがな、漫画、紙芝居、人形劇などの内容をもち、カラーで印刷された。「今までの衛生教育雑誌がまるで干物の魚みたいにコチコチで、現場の教育の実際と余りに遠く遊離している欠陥を除き、これを実際価値のある生きた内容として大衆化する必要があるとて、日本学校衛生会の事業の一つとして新雑誌の発刊を提案した―中略―今までの学校衛生関係雑誌が極めて少部数しか消化できなかったのに比べ、本誌の普及ぶりは全く驚異的なこととされている。これは時局の要求、編集委員の献身的な情熱、発行所の損益を度外視した義侠的奉仕によるところがあろう[33]」との説明にあるように、「季刊健康教室」はこれまでの学校衛生雑誌の研究的側面をわかりやすく咀嚼したかたちで編集された。

季刊「健康教室」 第一集

「季刊健康教室」は、昭和23年９月30日刊行の第１集から昭和25年（1950）１月１日に刊行された第６集までは「季刊健康教室」として刊行され、第７集からは日本学校衛生会の手を離れ東山書房の事業となった[34]。これにより、季刊誌（年４回）を隔月（年６回）に改め、「健康教室」（「季刊健康教室」から通巻）として刊行された。以上の特徴を持った

雑誌「健康教室」は、現在もその流れを受け継いで「月刊健康教室」として東山書房より刊行され続けている。

さらに日本学校衛生会では、日本学校衛生会寄附行為の目的にも示された「7　学校衛生資材ノ斡旋」事業として、教材や教具の出版も行った。

戦後子ども向けの出版物としては、昭和23年（1948）に小学生向けの衛生教育絵本「よい子つよい子」を刊行した[35]。「よい子つよい子」は、昭和22年（1947）に文部省が公にした学校体育指導要綱に基づいて、「児童を興味ふかく衛生実践に導くよう工夫し、また指導上に必要な各種の資料を添え、童詩形による健康明朗な表現」により作成された。

よい子つよい子

また衛生教育の教具として、昭和24年（1949）には学校衛生掛図を発行した[36]。

衛生教育絵本、学校衛生掛図は両方とも健康を視覚的にとらえるものであり、子どもに健康を認識させるツールとなった。ここにも「健康教育は耳から教えるより目から教えよ」と助言したマンレーの影響力があったと思われる。

昭和22年４月、日本学校衛生会は学校衛生研究所を開設し、研究成果の出版を行った。研究成果は２分冊出版されており、最初の研究成果は昭和25年（1950）３月１日に日本学校衛生会学校衛生研究所編「学校保健の研究」として、２冊目は「学校保健の研究第２集」として昭和26年（1951）12月１日に東山書房より発行された。内容は、学校衛生研究所で調査・研究された内容を中心に、官庁統計、各地域の学校調査統計等が掲載された。

学校保健の研究　第二集

学校衛生研究所は、調査・研究のみでなく、学校衛生従事者の指導養成を行う機関として創設されており、実際に多くの指導者養成研究会を企画・実行した。なかでも昭和22年12月１日から４日間、文部省と日本学校衛生会の共同主催で行われた運動医学講習会（於日本赤十字社講堂）[37]の講義を編集し、日本学校衛生会編「運動医学講座」（全５冊）としてまとめられ、七星閣より刊行された。

その他、日本学校衛生会は、学校衛生に関する速報版として昭和21年（1946）より「学校衛生通信」を発行した。当初は月２回の発行を予定していたが、昭和22年には１年に７回の発行となった[38]。

その他、日本学校衛生会が編集した出版物は、学校保健パンフレットとして「新しい学校身体検査」（B6版）、「学徒身体検査票」（第１号様式）、「学徒歯牙検査票」（第２号様式）、「職員身体検査票」（第３号様式）、「簡易体力判定図形原表」（B6版）、「簡易体力判定図形について」（B6版）、「傷病救急手当簿」、「病欠児童調査簿」、「内科的病患統計表」、「外科的傷病統計表」、「病欠児童統計表」、「からだを作ろうからだを守ろう叢書」、「新しい健康教育カリ

キュラム」等、健康教育資料として出版された。

以上にみてきたように、日本学校衛生会は、寄附行為の目的「2　保健衛生思想ノ普及啓発」に示されたように、多くの出版物を刊行しており、なかでも終戦後の物資不足のなかで、児童生徒、保護者、教師などにも活用される衛生教育絵本、学校衛生掛図などの教材・教具の出版にも力を入れていたことは特筆すべきことである。

会報「学校保健」 第１号

昭和29年（1954）には各地区学校保健学会の連合体として日本学校保健学会が創設された。こうした背景から、日本学校衛生会の研究出版事業は、昭和27年（1952）10月25日刊行の雑誌「学校保健計画」第４号をもって終了し、その後は啓発事業へと力を入れていくこととなった。

日本学校衛生会の事業報告等は、昭和24年２月１日より刊行された会報「学校保健」によってなされるようになり、現在も継続して刊行されている。

⑵　研究事業

１　学校衛生研究所

日本学校衛生会寄附行為の目的には、「３　学校衛生に関する調査研究」があげられており、昭和22年（1947）４月に日本学校衛生会は「学校衛生に関する科学的調査研究を行い、併せて学校衛生従事者の指導養成を行う」ため、副会長兼理事長である岩原拓を所長として、学校衛生研究所を開設した[39]。

学校衛生研究所は研究室を２室設け、第１研究室は労働科学研究所内に、第２研究室は長尾研究所内に設置した[40]。

昭和22年10月11日、労働科学研究所講堂において学校衛生研究所第１回研究発表会が開催され、勝木新次、木田信子、高松誠、坂元佐多子、小川員、狩野廣之、井上房江、鈴木慎次郎が研究発表を行った[41]。

学校衛生研究所第１回研究発表会が開催された昭和22年10月という時期は、同年６月に文部省より出された学校体育指導要綱により新たな健康教育が開始される時期にあたり、地方においても様々な研究大会が開催され始める戦後学校保健復興のターニングポイントに位置する。

例えば、昭和22年11月８日には関東地区学校衛生研究発表会が千葉師範学校附属小学校講堂において開催され、11月29・30日には第１回全国学校衛生大会が永田町小学校（東京）で開催された。また、各地方において養護教諭、学校給食等に関する教育講習会、協議会も盛んに開催されるようになった。

こうした各地域の活動は、戦前・戦中に設置されていた各地方学校衛生関連団体を母体として設立された団体によって開催された。

学校衛生研究所第２回研究発表会は、昭和23年（1948）２月８日、第１回研究発表会と同じく労働科学研究所にて開催され、第２回研究発表会以降の研究発表会は、研究事項打ち合わせ懇談会・懇話会とかたちを変えて開催された。

懇談会・懇話会の期日が明らかになっているものだけを記載すると、昭和23年５月19日に第４回学校衛生研究所懇話会が開催、６月22日に第５回、７月５日に第６回[42]、７月27日に第７回学校衛生研究所懇話会が第２研究室（長尾研究所内）において開催された。第７回懇話会の出席者は、第１研究室より木田信子、坂元佐多子、第２研究室より湯浅謹而、久保秀史、菊野正隆、宮崎叶、野口俊雄、濱田正好、文部省より東俊郎体育局長、新井英夫保健課長、竹内光春事務官、他に重田定正（本会参与）、北濱章（日大医専教授）等が参加した[43]。

検討事項は、「文部省の研究調査案について」、「結核の調査について」、「フッ素のむし歯予防作用について」等であった。

第８回学校衛生研究所懇話会は、10月13日に長尾研究室にて開催された[44]。出席者は岩原拓、狩野廣之、木田信子、坂元佐多子、湯浅謹而、久保秀史、宮崎叶、菊野正隆、高木四郎の各所員、文部省新井英夫保健課長、三宅鑛一本会会長、重田定正本会参与、稲葉一郎本会監事、千葉たつ本会理事であった。

懇話事項として、①学徒の結核問題、②学徒の寄生虫病問題、③学徒のむし歯問題、④虚弱学童の問題、⑤精神衛生の問題、⑥学校教職員の労働問題について具体的に調査研究を行うことになり、分担者を①学徒の結核問題については坂元と新井、②学徒の寄生虫病問題は木田と湯浅、③学徒のむし歯問題は野口と岩原、④虚弱学童の問題は宮崎と岩原、⑤精神衛生の問題は高木と三宅、⑥学校教職員の労働問題は湯浅が担当することになった。

昭和24年（1949）９月の学校衛生研究所研究員は以下の通りである[45]。

◆学校衛生研究所研究員

所長
　岩原　拓（医学博士）
第１（祖師谷）研究所
　研究員
　勝木新次（医学博士）
　高松　誠
　木田信子
　坂元佐多子

第２（品川）研究室
研究員
　湯浅謹而（医学博士）
　籠山　京（医学博士）
　久保秀史（医学博士）
　村松常雄（医学博士）
　高木四郎（医学博士）
　菊野正隆（医学博士）
　宮崎　叶
　野口俊雄
　濱田正好

学校衛生研究所の懇話会のような文部省内外の学識経験者が参加してのリベラルな研究会や懇話会は、学校保健分野に限らず、他分野においても多数存在していた。

こうした文部省内外の動向を、当時文部省に勤務し、中等学校保健計画実施要領（試案）作成委員でもあった勝田守一は次のように回想している。

「敗戦後の文部省内部では戦時中に抑圧されていた下級職員の自然発生的なさまざまな要求や不満が組織されることになった。そこに教育内容についての下からの動きの反映があった」、さらに「文部省の上層で、どれだけ教育内容についての努力が積極的になされたか、私にはわからない。ただ、私たちは、外部の人たちや内部の少数の人たちと、語り合い討議し合ったことを覚えている。もちろん、そこでは一つにはアメリカの占領政策が教育にどのようにあらわれるか、ということ、日本の将来および教育の在り方についてであったことは

いうまでもない。食糧難の苦しみと物資の欠乏はひどかった。しかし、そういう中で、さまざまな種類の会合が行なわれ、私はそこで多くの教育者や教育専門家達と知り合うことができた―中略―こういう状況のもとで文部省の中には、行政官でない専門分野のものたちの間に多くのグループができ、さまざまな動きがあったようである。おそらくこの時期ほど、文部省の内と外とで自由に意見の交流ができたことは明治のはじめをのぞいてはなかったであろう[46]」

先にあげた戦後復興に向けて努力する学校衛生研究所の懇話会も、勝田の回想する様々な研究会の一つとして位置づけることができよう。そして学校衛生研究所で行った調査・研究成果は、雑誌「学校衛生」、雑誌「健康教育」に掲載されるとともに[47]、日本学校衛生会学校衛生研究所編「学校保健の研究」（昭和25年）、同編「学校保健の研究第２集」（昭和26年）にまとめられ、東山書房より出版された。

学校衛生研究所の所員は、その多くが文部省関係者であることから、研究所の調査・研究成果は当時の文教政策に直接的・間接的に多くの影響をもったと考えられる。

着実な研究成果をあげる研究所の存在は、昭和23年（1948）９月２日の財団法人日本学校衛生会寄附行為の変更にともなって、第９章第30条に「学校衛生研究所を置く」と定められ、以後、日本学校衛生会医学部会、歯科医学部会、養護部会、校長部会等と連携しつつ、研究所に清潔教育研究班[48]や伝染病予防委員会[49]、結核検査部[50]等を設置し結核や寄生虫病の予防研究を進めた。

２　研究発表会・調査研究会等

全国学校衛生大会・全国学校保健大会では全体協議会、職域分科協議会の他に重要な会合として研究発表会（全体発表、職域分科会発表）が企画・実施された。研究発表は、当時流行していたトラコーマや結核といった感染症に関する発表から、学校給食、養護教諭設置率、そして学校保健委員会の事例研究まで多様な研究発表がなされた。

大会の研究発表会に加え、特筆すべきは、昭和29年（1954）に設立された日本学校保健学会が、昭和26年（1951）の第１回全国学校保健大会を機に設立計画されたことである。日本学校保健学会設立の詳細については、日本学校保健学会50年史[51]、及び次項において確認している。

以上のように、全国学校衛生大会・全国学校保健大会は、昭和29年に日本学校保健学会が設立されるまで、実質的に研究・学会の機能を持ち合わせていた。

さらに、日本学校衛生会の研究事業は、学校衛生研究所の研究事業、全国大会における研究発表の他、必要に応じて調査研究会等[52]を設置し研究を進めた。

その一端として、昭和22年度には以下の調査研究が行われた。

◆昭和22年度に設置された調査事業

①衛生教育研究学校の指定　昭和22年（1947）10月１日　全国18小学校
②歯疾の予防的処置に関する調査（弗化ソーダ溶液塗布によるむし歯予防）
③歯に関する調査（昭和15年度歯に関する精密調査に対応し戦後の歯の調査）
④学徒の体位調査（身長、体重、胸囲、集計完了）

こうした調査研究の結果は、文部省が進める学校保健施策立案のための基礎資料として活用されたと考えられる。

⑶　研修事業

1　研修会

昭和22年（1947）４月に開設された学校衛生研究所は、学校衛生に関する科学的調査研究を行うだけでなく、学校衛生従事者の指導養成を行うことをも目的としていた。

国民学校令が廃止され、新たに教育基本法、学校教育法が制定されるなかで、新教育制度に対応する教員の再教育が必要となり、全国各地で指導者講習会が開催された。

全国学校保健大会決議でも各種研修会についての要望が出されるなど、日本学校衛生会は学校衛生関係職員の研修事業を積極的に実施した。昭和21年（1946）１月28日に定められた日本学校衛生会寄附行為第４条第５項には「学校衛生関係者ノ指導及研修」があげられている。

日本学校衛生会は戦後教育改革が進められる中で、毎年多くの研修会を行っており占領初期の昭和22年度日本学校衛生会事業として行った研修会・研究会は下記の通りである[53]。

◆昭和22年度に日本学校衛生会事業として開催された研修会・研究会

①養護教員指導者研修講習会　昭和22年（1947）９月８～12日　日本赤十字社講堂
②運動医学講習会　昭和22年12月１～４日　日本赤十字社講堂
③教育衛生指導者研修会　昭和23年（1948）２月６～７日　東京第一師範女子部
④教育衛生指導者研修会　昭和23年２月13～14日　山口師範学校男子部
⑤学校衛生関係者研修会　昭和23年３月27～28日　名古屋市
⑥関東地方学校衛生研究発表会　昭和22年11月８日　千葉師範学校男子部
⑦近畿地方学校衛生研究発表会　昭和22年12月15日　奈良師範学校
⑧学校衛生研究所研究発表会　昭和22年10月11日　労働科学研究所
⑨学校衛生研究所研究発表会　昭和23年２月８日　労働科学研究所

昭和22年度は、教育基本法、学校教育法が制定された年度でもあり、以降、制度に即した研修会が多数実施されるが、戦後教育改革による学校衛生（保健）改革の全体像は、この時点でまだ明らかにされておらず、日本学校衛生会が実施した研修事業はまだ多くはない。

学校保健に関する研修がより具体化してくるのは、昭和24年（1949）の中等学校保健計画実施要領（試案）、昭和26年（1951）の小学校保健計画実施要領（試案）が公にされてからであり、学校保健主事の研修、学校長の研修等多くが企画・実施された。

また、研修会と並び、大会協議会等[54]の形で研修を行う場合や職域分科大会において研修及び研究がなされる場合があった。

昭和22年には次のような会合がもたれている。

◆昭和22年度に日本学校衛生会事業として開催された会合

①全国養護教員大会　昭和22年９月13日　日本赤十字社講堂
②第１回全国学校衛生大会　昭和22年11月29～30日　東京永田町小学校
③養護教員指導協議会　昭和23年２月24～25日　福島市
④養護教員指導協議会　昭和23年３月９～10日　岐阜市
⑤東日本学校歯科衛生協議会　昭和22年12月６日　文部省
⑥西日本学校歯科衛生協議会　昭和22年12月14日　大阪市
⑦支部連絡協議会　昭和22年５月29日　文部省

2　よい子つよい子展覧会

日本学校衛生会は、東京都学校衛生会との共同主催により、昭和24年（1949）１月６日から19日までの期間、東京三越を会場に、「よい子つよい子展覧会」を開催した[55]。

よい子つよい子展覧会
（中央が皇太子（平成天皇））

展覧会には、新宿区の小・中学生等、毎日平均５千人、会期総計６万人の入場者があり、連日場内整理に困難をきたしたほどの好評であった。

１月14日には、GHQ/SCAP，CIEのニューフェルド、ネルソン、オワズが参観し「よい展覧会だ、全国に廻すとよい」と賞賛した。翌日15日（成人の日）には皇太子が見学に訪れ、岩原拓理事長が参観の説明をおこなった。

日本学校衛生会は、学校衛生用品の斡旋を一つの事業としており[56]、「よい子つよい子展覧会」には、会の斡旋品目も陳列された。

展覧会への賛助、出品された業者・品目は、奥田商会（幻燈器）、金港化学工業株式会社（アパラジン）、千代田銀行、ライオンはみがき本舗、植村製薬所（蛔虫駆除剤パンシー）、東山書房（絵本よい子つよい子）、第一出版株式会社（栄養掛図）、共和商会（金網）、共同薬品株式会社（バリカン、紫光）、河合製薬株式会社（栄養剤）、日本機器工業株式会社（平釜、バケツ）、協力社（やかん、金網）、三洋商会（かん切り）、日本薬品化成東京事務所、七星閣（運動医学講座）であった。

よい子つよい子展覧会の閉会後、各地からの展覧会資料の貸し出しの要望があり、同年１月27～31日に大田区役所、３月20日～４月20日に岡山県、４月上旬に神奈川県、６月上旬に宮城県に展覧会用品が貸し出された。

⑷　全国学校衛生大会・全国学校保健大会

1　大会の概要

昭和21年（1946）１月28日に定められた日本学校衛生会寄附行為は、昭和23年（1948）９月２日に内容変更の認可を受けた。変更点として、目的及び事業の第４条第２項に「学校衛生に関する全国的並びに地方ブロック大会の開催」が１項加えられた。

学校衛生に関する全国大会は、寄附行為が変更される以前の昭和22年より全国学校衛生大会として開催されていた。

全国学校衛生大会は、昭和22年（1947）に第１回大会が開催されて以降、昭和25年（1950）までに４回の全国学校衛生大会が開催された。翌昭和26年（1951）からは、大会名を全国学校保健大会と変更して開催された。

これにともない、昭和26年に開催された第１回全国学校保健大会時の評議員会において、財団法人日本学校衛生会を財団法人日本学校保健会へ名称変更することが決議された。さらに、寄附行為の名称と内容の変更を文部省に申請した。しかしながら、いかなる理由があったかは明らかでないが、法人名及び寄附行為の変更はこの時点では認可されなかった。

日本学校衛生会は、文部省に対し法人名変更の申請を行ったことから、認可を受けることを前提に開催した第２回全国学校保健大会で、すでに名称を日本学校保健会としている。しかしながら、変更認可が得られず、第３回全国学校保健大会では、再度、法人名称を日本学校衛生会として大会を実施した。

その後、日本学校衛生会が日本学校保健会に名称変更したのは、昭和29年（1954）７月17日のことで、昭和26年（1951）の法人名称の変更申請から３年が経過していた。

以下に記述するのは昭和22年（1947）から昭和29年（1954）までに開催された４回の全国学校衛生大会と４回の全国学校保健大会の内容である。

大会は、以下に示した開催地、開催期日に行われた。

〔全国学校衛生大会〕

第１回全国学校衛生大会　昭和22年（1947）11月29～30日　東京都
第２回全国学校衛生大会　昭和23年（1948）９月24～25日　栃木県日光市[57]
第３回全国学校衛生大会　昭和24年（1949）４月９～11日　神奈川県横浜市[58]
第４回全国学校衛生大会　昭和25年（1950）10月22～24日　愛知県名古屋市[59]

〔全国学校保健大会〕

第１回全国学校保健大会　昭和26年（1951）10月６～８日　福岡県福岡市[60]
第２回全国学校保健大会　昭和27年（1952）８月４～６日　宮城県仙台市
第３回全国学校保健大会　昭和28年（1953）11月15～17日　香川県高松市
第４回全国学校保健大会　昭和29年（1954）10月９～11日　島根県松江市・出雲市

日本学校衛生会として実施した全国大会は７大会であり、なかでも、全国学校衛生大会に関係する資料は管見の限りほとんど手にすることができなかった。このことから、資料が残されていない大会協議内容については、雑誌等に残された断片的記述をつなぎ合わせながら可能な限り明確にしたい。

全国学校衛生大会、ならびに全国学校保健大会は、全国の学校医、学校歯科医、養護教諭、学校薬剤師、保健主事、栄養士、学校長、PTA代表、大学教員、教育委員会代表等の参加により学校衛生・学校保健に関する課題を協議した。

大会の進行は、議長選出後、全体協議会にて前年度協議された事項について進捗状況を確認し、学校衛生会支部・学校保健会支部より提案された議案を全体協議会にて協議した。より具体的検討を要する事項や全体協議会にて保留となった議案については、職域分科協議会により協議され、再度全体協議会にて結審する方法をとった。

全国学校衛生大会・全国学校保健大会で決議された事項は、関係当局へ陳情された。

以下に示した大会協議内容からも明らかであるが、全国学校衛生大会から全国学校保健大会の協議内容には徐々に変化がみられる。

全国学校衛生大会が開始された昭和22年当時の学校衛生制度は、終戦・占領下における混乱時期にあたり、前年に出された通牒「学校衛生刷新ニ関スル件」、昭和22年（1947）６月に公にされた学校体育指導要綱、教育基本法、学校教育法等に支えられてはいたが、今後の学校衛生制度がどのように確立されるかは不透明な時期にあり、このころの大会での協議題は、行政施策を立案する組織の確立課題が中心であった。

具体的には、昭和23年の第２回全国学校衛生大会で決議された内容として、①文部省機構改革により廃止される体育局の廃止撤回要求、②学校医・学校歯科医をはじめとする学校衛生職員必置制について、③学校と保健所の積極的強力体制の確立などがあげられる。

全国学校衛生大会の陳情がどれだけ文部省の学校保健施策に反映されたかは定かではないが[61]、昭和24年11月に中等学校保健計画実施要領（試案）が公にされて以降は、大会協議事項に変化がみられる。

中等学校保健計画実施要領（試案）は、戦後学校保健の一つの到達点とされ、戦前・戦中の衛生管理を中心とした学校衛生から脱し、健康教育の推進、学校保健委員会の確立など、教育課程と衛生管理が一体となった総合的学校保健施策であった。

しかしながら、中等学校保健計画実施要領（試案）は法的拘束力を持ち得ないこと、また、学校保健計画を支える学校長、保健主事等の意識の問題、そして、学校保健計画を推進する職員である養護教諭の必置が完了していなかった背景を受けて、その後の大会では、学校保健関係職員の設置と身分の確立が協議の中心を占めてくる。

そして、強力に学校保健を進めるためには、①法的拘束力を持たなければならないこと、②戦前・戦中に確立された学校衛生関係法規が教育基本法、学校教育法と理念上も、実施上もそぐわない内容であることから、新たに学校保健法・学校給食法を確立することが建議されるようになった。

２　大会における協議・決議

以下、各大会の全体協議会、職域分科協議会で協議された事項、それによって関係当局に陳情することになった事項、要望を記述する。

各大会の決議事項、陳情、要望についてはできるかぎり資料に忠実に掲載したが、資料の存在が判明しなかった大会決議事項および第１回と第４回の全国学校衛生大会決議事項については掲載しなかった。

第２回全国学校衛生大会　昭和23年（1948）９月24～25日　栃木県日光市[62]

〔陳情〕

１．健康及び体育に関する文部省部局の強化拡充に就ての陳情[63]

今回栃木県日光において開催せる第２回全国学校衛生大会に参加せる各都道府県、都市の学校衛生団体より参加せる150名の代表者の総意に基いて連合軍総司令部に対し、左記事項につき善処あらんことをここに謹んで建言する。

記

今次教育委員会の新発足に際して、文部省の健康及び体育に関する局が、同省他局内に分散せられるやに仄聞するが、もしこれを事実とすれば、終戦後急速に発達の機運を示しつつある健康教育学校給食その他の学校衛生事業は、その出端を挫じかれ、健全強固なる発達を阻害すること言を俟たないところである。

かくては、基本的人権を昂揚すべき民主教育成上に支障少からざるばかりでなく、学徒の健康増進上、眞に憂うべき結果をもたらすこと、火を見るより明かである。

わが国の現状においては、むしろ健康教育、学校給食の推進とともに運動の奨励、学徒の健康増進上、眞に憂うべき結果をもたらすこと、火を見るより明かである。

わが国の現状においては、むしろ健康教育、学校給食の推進とともに運動の奨励、学徒の厚生等を一体とせる強力なる行政部局、即ち健康体育の如き部局を設置し、その内容を充実し、眞に日本文化の基根を培うに遺憾なき行政の実現を期することこそ急務であることを確信する。

昭和23年９月24日

第２回全国学校衛生大会

連合軍総司令部殿

文部大臣　森戸辰男殿

２．学校衛生行政の刷新強化に関する陳情[64)65)]

１．文部省に健康教育課を設置すること。

今回文部省設置法案が検討されつつあると仄聞するが、この際学徒の保健衛生に重大な関心を傾けている学校衛生関係者としての我々は文部省に学徒の健康保持増進を強力に推進する局の必要を痛感している次第である。

我が国の体育行政の現状に鑑み従来の運動偏重より脱皮し、健康教育学校給食の振興と共に運動の奨励、学徒の厚生等を一丸とした強力なる行政局即ち健康体育局を設置されるよう特に御願いする次第である。

２．専任学校医、学校歯科医の必置制を確立すること。

学徒の保健対策は今やゆるがせに出来ぬ情勢にあるにもかかわらず、これを担当する学校医、学校歯科医は依然開業医が嘱託され眞に学徒の保健に重大関心を持ちながら時間的にも実務に余裕のない実情にあるので甚だ遺憾に堪えない。この際政府においては学徒保健対策を強力に推進するため専任学校医、学校歯科医の必置を制度化するよう希求して止まない。

３．学校保健事業に関する諸規程を新時代に適応するよう速に改廃し且つ右実施に必要なる経費につき充分な助成を与えること。

従来の学校保健に関する諸規程は終戦後の新教育制度下に於て種々不便と不必要なる条項があるので更に学校保健事業の円滑なる運営を図るべく必要なる規定が特に一般より要望せられていることに鑑み新時代に適応するよう速に改廃され、且つこの実施について充分効果を得るためこれに必要なる経費の充分なる補助を与えられるよう取りはかられたい。

４．学校給食、学校診療経費等につき社会保障制度を判定すること。

学徒の健康増進、並に保健施策としての学校給食、学徒診療の事業は今後益々促進し、正常なる発達を図らねばならないが、何分諸物価高騰の現在、父兄のこれに要する負担は容易ならざるを思えば折角の施設もかかる点で支障を来たすおそれも多分に考えられるので、学徒の幸福のため、これ等の経費につき社会保障制度を制定されるよう要望して止まない。

５．教育委員会事務局に学校衛生主管部課を設けること。

終戦後急速に発達しつつある健康教育、学校給食其の他学校衛生事業は学徒の体位向上に寄与する所少からざるも、眞に文化国家建設の基礎となる学徒の保健については、更にこれが推進を図らなければならない。それには都道府県の教育委員事務局に学校衛生主管の部課を設置する必要を痛感する次第であるので、この点格段の御高配を御願いする。

６．教育委員会事務局に学校衛生指導員を必置すること。

学校衛生の振興徹底は学校医、学校歯科医、養護教員のみの努力だけでは到底期し得ない。これは学校教育の一環としての健康教育も他の教科における視学とか指導員が行政面に設置されているように教育委員会事務局に学校衛生指導員を必置し、一般担任教員に対しても、健康教育指導にあたられるよう御措置願いたい。

７．各学校に保健教員、養護教諭、保健専務職員を必ず置くこと。

更に学校衛生を強力に推進するため各学校の健康教育、学校給食其の他学徒の保健衛生を主務と

する保健教員、養護教員、保健事務職員等を各学校に必置して人的組織を完備せらるるよう特に御配慮をお願いする。

右陳情する。

昭和23年９月24日

第２回全国学校衛生大会

文部大臣　森戸辰男殿

各教育委員会殿

第３回全国学校衛生大会　昭和24年（1949）４月９～11日　神奈川県横浜市[66]

〔陳情〕

◆学校保健指導者の普及徹底に関する陳情[67]

１．健康教育を振興しその普及徹底を図るため次の事項を速やかに実施すること

㈠　学校職員中に健康教育を担任するための中等学校（中学校及び高等学校）に健康教師の設置を行う外小学校においては一般教員及び養護教員に中等学校においては関係諸学科の教員及び養護教員に健康教育の趣旨内容を充分了解せしめるような文部省は適切な講習会、研究会、協議会等を開催せられたい。

㈡　文部省は速やかに学徒の健康指導を適切に行うため小学校及び中等学校の保健指導要領を公表し、健康教育の実施普及に必要不可欠な保健主事及び健康教師の免許資格、健康教育のための正科の時間配当等を適切に法制化すると同時に、学校医、学校歯科医の積極的活動を期するためその職務規程を改正し健康教育の面にも協力せしめるよう考慮せられたい。

㈢　学徒の健康指導を系統的、科学的に実施するため、小、中、高等学校まで一貫した健康簿を制定し、教師は勿論生徒もこれを活用し得るよう考慮せられたい。

㈣　学校保健指導特に健康教育に必要な教具及び参考資料を各学校に備えるようこの規格を指示せられたい。

２．学校保健の向上のため保健所と学校とが相互に積極的に協力するよう関係方面に徹底せしめること

学徒の保健対策を万全なものたらしめるためには衛生行政の第一線機関である保健所の積極的協力を必要とすることはいうまでもないことである。然るに地方によっては未だ学校と保健所との連絡協力が充分でないため学童保健指導上遺憾の点の多い所も少なくない現状であるから、文部省は厚生省と充分協議の上速かにこの欠を補うよう充分善処されるようお願いする。

３．小学校就学１ケ年前より児童の健康管理を行い得るよう学校教育法施行規則を改正すること

学徒の健康を確保するためには小学校入学前にその健康状態を正しく知り疾病異状ある者に対しては入学までの間に徹底的にそれを治療矯正するよう指導し又必要ある者に対しては就学猶予、就学免除を行うよう科学的に適切に指導することが最も大切である。そのためには少なくとも入学一年前よりその健康管理を行う必要がある。

然るに現在では学校教育法施行規則第30条により僅かに入学３ケ月前の12月末でなければ就学予定児童が判明しないので、入学前１、２ケ月に始めて身体検査を行うため入学までに治療矯正を行い或いはその健康状態を正しく知る余裕がない。よって文部省は就学１ケ年前の児童の健康管理を徹底的に行い得るよう、学校教育法及び学校教育法施行規則の関係条文を改正するよう取り計らはれたい。

参考　関係法規

学校教育法　第22条、第23条、第26条、第27条

学校教育法施行規則　第30条、第31条、第32条、第33条、第38条

４．学校衛生関係法規を現状にふさわしいものとするため速かに改廃すること

従来も学校保健関係法規は屡々改廃されてきたが、今尚、新時代にふさわしくないものも多数残っ

ており又新に設けなければならないものもある。よって文部省は学校衛生関係法規を一括して十分に検討し、現状に適する如く改廃されることを希望する。尚その際には今回の学校身体検査規程の改正の如く実施に当って無理が起らぬようその実施期日等については慎重に考慮せられたい。

5．学校医学校歯科医の待遇改善について具体策を講ずること

学校保健の向上のためには学校医、学校歯科医の積極的活動が必要である。然るに現状はまだ余りに手当が少ないため学校側としても積極的協力を依頼しがたい状態にある。よって文部省は今の時代に則した手当の標準を全国の市町村に示して速かに全国学校医学校歯科医の待遇を改善するよう配慮すると共に学校医学校歯科医職務規程をも改正してその職務内容を一層明らかにせられたい。

6．養護教諭養護助教諭を各学校に必置できるよう学校の教職員定員を確保すること

学校教育法、高等学校設置基準により小、中学校、高等学校には必ず養護教諭又は養護助教諭を置くことになっているが教職員の定員数が著しく少いため、現在ではその定員内で養護教諭養護助教諭を置くことはどこの府県でも殆んど不可能に近い状態であるこれでは如何に学校教育法で養護教諭、養護助教諭の必置制を定めても無意味であるので、文部省は速かに関係方面と充分に連絡の上、養護教諭、養護助教諭のための定員を確保するよう特に御配慮を御願いする。

7．養護助教諭の資格を改めてもつと数多く各学校に配属されるようにすること

看護婦の資格ある者を養護教諭、養護助教諭として学校に配置することは実際問題として極めて難しい現状であるので一般教官の中で特に衛生養護に関心深い人たちに一定期間の講習を行って児童生徒養護の実力をつけ養護助教諭として働いていただけるよう何分の御措置を御願いしたい。

8．養護教諭の官立養成所を早急に設置すること

如何に養護教諭、養護助教諭の必置を強調しても有資格者がなくてはその実現は不可能である。よって政府は養護教諭の官立養成所を早急に多数設置して、優秀な実力ある養護教諭を多数学校に送り出すよう是非具体的に取りはかられたい。

9．養護教諭恩給を養護婦としての学校勤務年数をも考慮に入れて支給されるよう法規を改正すること

現在養護教諭の恩給は養護訓導の制度のできた昭和16年から計算して支給されることになっているが、之は保母やその他の職業の人々に比して極めて不利な立場にあり、20年、30年も養護婦として学校勤務をしている学校衛生上の功労者に対しても非常に気の毒であるので、是非とも学校勤務の年数を勤務年数の中に加算して恩給が支給されるよう特に御配慮をお願いする。これは昭和23年度全国学校教員大会においても満場一致を以て可決された切実なお願いである。

10.「むし歯予防法」を制定すること

現在日本の子供のむし歯罹患率は極めて高率で而も年々上昇しつつあることは国民保健上誠に憂慮に堪えない。之が予防措置を講ずるにはただむし歯予防教育を行うだけでなく、具体的に科学的にむし歯予防を行うことが必要である。このために政府は速やかに予防接種法の如き「むし歯予防法」を制定してこの目標達成に善処していただきたい。

11．特殊学級及び特殊学校の設置普及を図ること

心身に故障のある要養護児童を正しく教育するためには特殊学級又は特殊学級に収容して教育するのが最善である。学校教育法にもこれに関する奨励条文はあるが未だに特殊学級及特殊学校の設置基準が示されておらず又経済的にも補助が与えられないので、その実現は極めて困難である。然しこの問題は教育の目的達成上不可欠のことであるので、文部省は是非特殊学級及び特殊学校の設置普及が実現するよう法的に経済的に具体的に考慮されたく切に要望する。

12.㈠　学校給食用諸物資を確保し給食を主食配給の主食とするため善処されたきこと

㈡　学校衛生及学校給食用の衛生材料及び繊維品（白衣・シーツ・タオル）等を学校に配給するよう考慮すること

学校給食開始以来第３年目に入っているが、給食物資の不足、経済問題等でいろいろな悩がある。之を解決するために最も必要なのは給食用諸物資の確保と主食を伴った学校給食の実施であり、之は

全国の教師、父兄の熱望する所である。よって文部省は之が実現されるような格段の御高配をお願いする。

又学校、衛生、学校給食の正しい運営上今最も困却していることの一つは衛生材料特に白衣、シーツ、タオル等繊維品の不足であるから、之らものを計画的に学校に配給していただけるよう、関係方面と充分連絡の上実現方御配慮願いたい。

13. 学校薬剤師を法制化すること

学校医、学校歯科医、養護教諭が法制化されている今日、国民保健衛生向上のために不可欠である薬剤師を学校に設置しないのは極めて不自然である。文部省は速かに学校薬剤師を法制化するよう善処されたい。

右陳情する

昭和24年４月９日

第３回全国学校衛生大会

文部大臣　高瀬壮太郎殿

◆教育予算復興についての陳情

今回神奈川県横浜市において開催せる第３回全国学校衛生大会に参加せる各都道府県郡市の学校衛生団体代表者600名の総意に基いて衆議院議員各位並に参議院議員各位に対し、左記事項につき善処あらんことを茲に謹んで建言する。

記

敗戦日本を真に民主主義精神に徹した日本に再建するのは一に時代を背負っている少青年の働にかなっている。この青少年の教育の成否こそ日本の将来を左右するものであるといっても過言ではない。このために教育委員会法が公布され、全国の都道府県及び五大都市には教育委員会が設立され、新教育は輝かしい新発足をしたのであるが、今や早くも教育予算156億円の削減によってその前途には大いなる暗影がただよわんとしている。

６・３制実施以来既に３年になるにも拘らず未だ教室、校舎の不足、施設の不備甚だしきため幾多の児童、生徒が困難な条件の下にその勉学を続けざるを得ない事情にあるが、これがいかに再建日本の復興を妨げているかは現在の社会に現われている種々の問題、特に児童、生徒の不良化問題によっても明らかなことである。

この日本の最も重要な時期に、最も大切な教育予算が全面的に削減されたことは、この問題をいよいよ深刻化するのみならず新教育の根本精神をまで全面的に破壊せんとする危機に臨んだものと言うことができよう。

全日本の４分の１に及ぶ２千万人の学徒の教育、幸福のために再建日本の基礎をゆるぎなきものとするために、是非とも教育予算は文部省提出通り復活していただきたい。このために衆議院及び衆議院の議員各位の絶大な御協力をお願い致したく一国の学校衛生関係者を代表して特にお願いする次第である。

昭和24年４月９日

第３回全国学校衛生大会

衆議院議長殿

参議院議長殿

各政党幹事長殿

◆都市計画と学校保健との関係について陳情

今回神奈川県横浜市において開催せる第３回全国学校衛生大会に参加せる各都道府県郡市の学校衛生関係団体の代表者600名の総意に基いて全国各市町村の議会議員各位に対し左記事項につき特に善処せられんことを茲に謹んで建言する。

記

再建日本の運命を左右するものは、時代を担ってたつ青少年である。この青少年を心身共に健康に発達させ、その能力に応じた教育を受けさせるようにするのは国の最も大切な義務の一つである義務教育を受ける青少年学徒の心身の健康を保持増進するに不可欠な学校保健計画を正しく行うためには先ず学徒に対して健康的な学校環境を与えることが必要である。

然るに戦後全国の大小都市は殆んど罹災したため、その復興に際し都市計画が行われているが学校保健については殆んど関心が払われていないことは極めて遺憾なことである。6・3制の実施に伴う新制中学校の校地の選定、校舎の新築に当たっても、戦災校の復興に当たっても、青少年を健全に発達させるための学校保健問題に科学的な関心を払わずに行われている現状は国民保健の立場からも誠に嘆かはしい次第である。

今後全国各都市の都市計画を立案し、又その実施に当っては是非学校衛生関係の権威者を計画委員の中に加えて衛生的に、科学的に学校保健問題を取りあげて都市計画を進めるよう配慮すべきである。学校環境の整備は又学校法規の問題、6・3制の問題、夏季施設の問題、児童の不良化問題、特殊児童に対する養護学級、養護学校による指導の問題、学校給食の問題等と共に等しく都市計画の中に考慮されなければならない重要な問題であると信ずるこの意味において全国2千万の学徒の健康を確保するために、速かに学校衛生の権威者を都市計画委員の中に加えて、都市計画をして真に科学的教育的たらしめるよう各都市町村の関係者にお願いする次第である。

昭和24年4月9日
第3回全国学校衛生大会
東京都知事殿
各市町村長殿

第1回全国学校保健大会　昭和26年（1951）10月6～8日　福岡市[68]

昭和22年（1947）から昭和25年（1950）まで毎年開催されてきた全国学校衛生大会は、文部省と日本学校衛生会の協議の結果、昭和26年（1951）から全国学校保健大会として開催されることになった[69]。これにより第4回全国学校衛生大会までは日本学校衛生会と開催地都道府県学校衛生会の共同主催であったが、第1回全国学校保健大会からは文部省と開催地教育委員会の公共機関が参加することになった。これは官民一体となって推進しようとするものであった。

10月6日（第1日）の全体協議会は1,300名の参加によって九州大学医学部中央講堂で開催された。大会にはCIEからHealth and Physical Education担当のニューフェルド（W. Neufeld）が祝辞を述べた。

第1回全国学校保健大会役員

九州大学医学部中央講堂

全体協議会で取りあげられた議題は次の7題であった。

〔全体協議会〕

1．学校保健憲章制定に関する件（日本学校衛生会、群馬県提案）
2．学校保健学会構成に関する件（日本学校衛生会、福岡県提案）
3．学校保健の充実振興のため速かに「学校保健法」を制定する件（愛知県提案）
4．学校保健関係法規改正に関する件（名古屋市提案）
5．学校保健振興のためにはどうすればよいか（愛媛県、香川県、宮城県提案）
6．学校給食の法制化に関する件（島根県提案）
7．次回開催地に関する件

CIE，ニューフェルド祝辞

全体協議会

1号議案の学校保健憲章制定については、「世界保健憲章の制定は、健康に対する関心を世界的に高めるための多大の効果をもたらしているものである。我が国に於いても内閣や民間の各方面の総意により児童憲章の制定をみた。この意義ある全国大会に於いて学校保健の憲法である極めて簡単にして要を得た根本精神をつくり、各地にもちかえって趣旨の徹底をはかりたい[70]」と提案理由が述べられ、本大会において作成を決定し、今後、豊田順爾（京都）を委員長とする小委員会（16名）に付託することで採択された。第1回全国学校保健大会で選定された学校保健憲章案は次のようなものであった。

◆学校保健憲章[71]

教育において学徒の心身を健やかに育成し、教育の成果を完からしめるため、この憲章を定める。

学校でも、家庭でも、社会でも、常にこの事を想起しつつ、あらゆる機会において良い方策の樹立実行に邁進することを忘れてはならない。

1．学校において、学徒は教育としてその健康を管理されるとともに、健康の保護向上について学習することに専念しなければならない。
2．学徒は家庭において、大切な家宝として先ず心身のすこやかさが祝福され、又、知能情操の向上が念願され、またP·T·Aの愛護を受ける幸福をもつべきである。
3．学徒は次代の後継者として、その健康を磨き、健かなる社会をつくるとともに、国家的健康文化の発展に身を以て協力しなければならない。

◆学校保健憲章起草委員

委員長　豊田順爾（京都）
委　員　岸芳男（群馬）、飯田耕三（兵庫）、柴田宜輔（富山）、西起三郎（大阪）、小塚喜四郎（宮城）、

滝口忍郎（広島）、大沢弘（埼玉）、岡田保治（長崎）、磯仙策（東京都）、加藤健次（福岡）、青木巽（神奈川）、松井六輔（奈良）、市川重平（千葉）、鷹取三省（山口）、山内貞三（愛知）

2号議案の提出理由は、新しい学校保健が発足した特色の一つは、「幼稚園から大学に至るまで教育の正当な課程の内で健康教育が行われることになったこと」であるとして、これを機に学校保健も学術的研究が必要であるとされた。すでに北陸地方には北陸学校保健学会が設立されており、九州地方にも学会準備委員会ができていることから、「全国的な学会を設立し、学問を基礎とした大学の研究者を中心として、小・中・高等学校の学校保健研究者が協力するよう組織したい」として、①日本学校衛生会は、学会のできることに協力する、②日本学校衛生会が創設するのではなく援助をする、③学校衛生会とも充分相談し、総ての人々が気持ちよく研究推進して行くために力添えをすることで賛成可決された。

この提案が可決されて以降、日本学校保健学会創設の動きは表面化し、昭和29年（1954）の第4回全国学校保健大会と時を同じくして日本学校保健学会が設立された[72]。

3号議案の提出理由は以下の3点に集約できる。

第一は、従来の学校衛生は、単に学校における衛生管理と考えられがちであったが、昭和22年（1947）に制定された教育基本法、学校教育法により、教育の目的は「心身ともに健康な国民を育成し、人格の完成を目指す」とされ、教育を重視して、これに適合した学校保健を形成することであった。なかでも「現行の学校保健関係法規中には、今なお旧時代のものがそのままになっているものが多く、学校医令、学校歯科医令、同職務規程、養護訓導職務要領等の学校保健関係職員法規は、新しい学校保健の観念から全くかけ離れていることから、教育基本法、学校教育法に即した新しい学校保健の法規に改正すること」が求められた。また、これと同時に学校医の身分問題、歯科校医の必置問題、養護教諭の定員問題等も明確に対処することが提案された。

第二は、工場における労働基準法と同様に、校舎・教室の基準等の最低基準を学校保健法で定めること。

第三は、各衛生関係法規、社会保障、社会福祉関係法規との関連について、例えば、厚生省と文部省の二重監督の弊害や、一般衛生関係法規がただ他律的健康管理面を強調しているのに対して、学校保健法規においては健康の自立的管理面を強調してとりあげることを十分に理解すること。

以上の3点を考慮して、健康教育の面を十分に表現した学校保健の総合的・統一的法規の制定を要望することで賛成可決された。これにより、以後、日本学校衛生会、東京近郊の県で強く文部省に要請することとなった。

4号議案の「学校保健関係法規改正に関する件」は、前年の大分大会においても決議をみたものであるが、引き続き3号議案と同様、日本学校衛生会と東京近郊の県で文部省に折衝要望することで賛成可決された。

5号議案の提出理由は、①学校保健の主管課を単独に設置する行政機構を法的に整備するよう改革する、②学校保健に対する指導者層の心構えを確立する、③保健主事の地位確立と養護教員養成機関の充実、並びに枠外必置すること等であり、分科会で審議した後、全体協議会で審議することとなった。

6号議案は、起草委員を選出し、第1回全国学校保健大会名で決議文を作成、関係当局に建議することとなった。

作成された建議書は次のようなものである。

◆建議書

ガリオア資金援助打ちきりによる学校給食の存廃如何は今日全国民関心の焦点となっている。

今日の学校給食は終戦後の食糧事情の最悪の下に発足したものであるが、短年間の間にこのような驚くべき学童の体位の向上をみたことは他に幾つかの理由はあるとしても、その根幹をなすものは学校給食の影響、特にミルク給食の効果によるものである事を我々は純学術的な立場から立証することができる。学校給食は今日不可欠な教育的施設として民主教育の上から更に強力に全学童に推し進めるべきものであるときたいしている。

しかるに政府は給食継続に関する再度の閣議の決定と純真な世論の支持とに関わらず何らの納得し得る理由なくして一方的に昭和27年度以降の継続については財源の負担においてその責任を回避しようとしている。若し万一不幸にしてその様な事態に至った場合は、ただに教育上の問題ばかりでなく学童の童心と健康に及ぼす悪影響はけだし甚大である。我々は到底これを黙視するにしのびない。ここに全国1千万学童の幸福を念じ次代の国民の健全な育成を願う全国の学校保健関係者一同は本大会の名において昭和27年度以降においても「現状通りの学校給食」を継続し得るように予算的措置を講ぜざるよう強力に要望建議する。

昭和26年10月6日

第1回全国学校保健大会

7号議案の次回開催地については、宮城県での開催に満場一致で決定した。

〔職域分科協議会[73]〕

2日目午後には、校長・教諭部会、校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、養護教員部会、大学部会、学校栄養士部会の7部会の職域分科協議会が開催された。

以下に示した職域分科協議会での決議事項は、分科協議会長より全体協議会に報告され、すべてにおいて賛成を得た。この結果の処理については、地方並びに日本学校衛生会に委任することとなった。

◆校長・教諭部会（学校長、保健主事、健康教師、一般教官）　薬理科学教室講堂

1．学校保健を振興するにはどうすればよいか。

⑴　学校保健主事活動推進の具体的方策

⑵　学校保健委員会の永続的強化

A．専任保健主事を設置することを要望する。可決

B．学校保健指導主事の設置並に養成をすることを建議

C．全国保健主事連絡協議会を作ること。そのために各府県保健主事会を組織すること。これによって学校保健委員会の永続的強化策となる。

⑶　小学校における健康教育特設時間の設置

（追加）「小学校用保健体育教科書編纂」（共に設置要望可決）

⑷　学校保健の充実振興のため、速かに「学校保健法」を制定する（全体協議会で承認要望するよう可決）

(5)（追加）高等学校、中学校の健康教育の独立と成績評価の目標を設置する件（決議要望をするよう可決）

(6)（追加）学校保健計画の確立徹底方策

「東京都学校衛生会で発表した学校保健計画の診断、評価の基準」による学校保健計画の見方、考え方の資料として日本学校保健会においてこれが徹底普及に努力すること並びに各府県においてこれが活用することを承認可決す。

職域分科協議会（校長・教諭部会）

2．養護教員の設置充実について

(1) 養護教員を定員の枠外として一校一名必置の件

これに関しては一校一名の下に「以上」を追加するよう要望することに可決

(2) 附則削除要望可決（教育法103条附則）

(3) 養護教員養成機関を各都道府県単位に必置する

3．教職員の結核対策について

(1) 教育の公務員特例法第14条該当者の休養期間延長

休養期間を3年とする内容において、「任命権者において必要と認めたときは予算の許す範囲内」で言々の削除をなすよう要望するよう可決

(2) 結核休職職員の定数増加並びに保護施設（保養所など）の整備拡充と補助費の増額

整備拡充と補助費の増額を要望可決。特に内容設備の完備を附加してこれが要求をする

4．緊急決議事項

(1) 学校医、学校歯科医の手当増額を要望すること。可決

(2) 学校保健課を何れの府県においても独立するよう各府県宛大会決議において要望する件。可決

(3) 貧困学校児童、生徒の結核療養機関の設置を要望する件。可決

5．附加説明

(1) 小学校における健康教育特設時間の設置並びに同教科書編纂に関しては4年以上にこれを実施する。このことは学校教育現地実施者の一致した希望であること。

(2) 高等学校、中学校の健康科の独立は現地教育者の一致した要求であることを附加する。

◆校医部会　小児科学教室講堂

1．身分待遇の改善について

(1) 学校医、学校歯科医の身分待遇改善方策樹立を要望する件

(2) 小、中学校々医、歯科医の手当を都道府県支弁とするよう規定を改正する件

(3) 学校医身分保障と殉職校医問題

以上の3議案は名古屋における前大会においても要望されている事項であるから重ねて文部当局に強く要望することで可決された

(4) 学校歯科医を必置する件（可決）

2．健康管理について

(1) 学童トラコーマの集団治療の普及強化

トラコーマの治療は行きすぎと考えられるので保留となった

(2) 運動選手の健康管理の強化（可決）

(3) 学校給食の法制化（可決）

3．学校保健関係法規改正に関する件（可決）

4．追加議題

⑴　学校衛生施設の強化について
　提案として出すことにする。具体案については学術研究の範囲で行う（可決）
⑵　高等学校入学選抜考査に際し身体検査を施行する件（可決）
⑶　蟯虫病を寄生虫病予防法中に含むことを厚生大臣に建議する件（可決）

◆学校歯科医部会　歯科口腔外科学教室講堂

1．身分待遇及び設置について
⑴　学校歯科医の必要を要する件
　「置くことを得」とあるを「置く」と改めることで可決
⑵　学校医、学校歯科医の身分待遇改善方策樹立を要望する件
　校医部会の議案「学校医の身分保障と殉職校医問題」と本議案を一括審議し可決
⑶　小・中学校校医、歯科医の手当を都道府県支弁とする規定を改正する件（保留）
2．健康管理について
⑴　学校身体検査規定第９条に定むる検査期日を６月まで延期するの件（否決）
⑵　学校薬剤師の法制化（可決）
⑶　学校保健主事の活動推進の具体的方策（可決）
3．追加議題
⑴　学校歯科整備に関する国庫補助要求（可決）
⑵　弗化ソーダに関する研究機関を設置するよう文部当局に建議するの件（可決）
⑶　学校歯牙検査票とあるを学徒口腔検査票と改名するの件（保留）

◆養護教員部会　中央講堂

〔緊急動議〕恩給に関する件（東京都提案）
　昭和17年養護訓導制度の制定以前の学校看護婦時代を換算するよう（納付金については恩給金から差引とする案）要望方決議（部会の名を以て決議と同時に中央本部に打電連絡）
1．養護教員の設置充実について
⑴　養護教員を定員の枠外として一校一名必置の件
⑵　養護教員の必置制に対する附則削除について
⑶　養護教員養成機関を各都道府県単位に必置するの件
　生徒数によらず、一校一名の養護教員の必置制を強力に要望（可決）
　養成機関については⑴⑵の裏付けとなるものは人の問題である。有資格者の養成機関を理想的に設置し、或いは学芸大学に併置すること等につき可決
　又、有資格者にして任用されぬ者については早急に任用されるよう要望（可決）
2．教職員の結核対策
⑴　教育公務員特例法第14条該当者の休養期間の延長について
　（第３年目の休職期間における法制の改正、可決）
⑵　結核休職者定数増加並びに保養施設の整備拡充と補助金の増額について
　学校保健管理上教職員の健康管理は特に重要な問題で、結核性疾患職員について厳正な管理を必要とする
　⑴の場合においては、第３年目の休職期間における法制の改正及び之が各府県単位に予算の獲得に養護教員部会として協力する（可決）
　⑵の場合においては、現職者の２％の該当者を出して定員をオーバーし、学校運営上支障をきたしているため、これが打開に、あるいは結核予防法による健康診断の結果の処理に基づく教職員の健康管理の保養、療養等の施設についての補助に対する要望（可決）

3．学校身体検査規定第9条に定める検査期日を6月まで延期する件（撤回）
4．追加議題
養護学校並びに学級振興について建議する（撤回）

◆大学部会　事務室1階会議室

1．学校保健を振興するにはどうしたらよいか
(1) 学校保健学会構成に関する件
名称は学校保健学会とする。各地で設立しその世話役は日本学校保健会で行う。
(2) 学校保健憲章制定に関する件
起草委員に任せる
(3) 学校保健関係法規改正に関する件
身体検査、学校医の問題、養教の問題等に関する事は適当に決めて文部大臣に建議する
(4) 養護教諭養成機関を各都道府県単位に必置するの件
養成機関指導者に関する委員会をつくる
2．健康管理について
(1) 学童トラコーマの集団治療の普及強化
治療よりも予防の方に力をそそぐ
(2) 運動選手の健康管理強化
学校保健を強化する
(3) 特殊学級の編成
身体的並びに精神的特殊学級の設置に伴う専任教員の配置―作り方運営の仕方に根本的検討の必要あり
3．小学校における健康教育特設時間の設置
現場にくらく、吾人は先ず健康教育の体系をつくることが大事である
4．追加議題
(1) 学校保健指導と保健所の学校衛生事業との関係について
協力を希望する
(2) 小児及び学童結核の研究機関設置の件
一般結核の研究と切り放しては考えられない
(3) 学童結核の保養施設の整備拡充について
提案理由が不明。立派なものであれば結構である

◆学校薬剤師部会　薬学教室講堂

1．学校薬剤師の法制化について
各都道府県単位において、都道府県の保健会に協力し学校薬剤師設置の気運を高めて、その実数を増すことに努力すると共に併せて文部省当局に交渉し法制化につとめる（可決）
2．緊急動議
大会の名において法制化促進についての決議文を提出する
(1) 学校保健学会構成に関する件（可決）
(2) 学校保健振興充実のため速かに「学校保健法」を制定する（可決）
(3) 学校給食の法制化について（可決）
(4) 学童トラコーマの集団治療の普及強化について（保留）
(5) 学校保健委員会の永続的強化について（可決）
3．追加議題

弗化ソーダ使用について

4．緊急動議

(1) 日本学校保健会に薬剤師部会設置の件（可決）

(2) 日本学校薬剤師会結成の件（可決。日本薬剤師協会とは不別不離）

◆学校栄養士部会　皮膚科学教室講堂

1．法制化

学校給食の法制化について

速やかに制定せられるよう建議する（可決）

他の各議題については会員の意見により撤回左を追加協議題として審議し決議した。

2．学校保健大会に学校栄養士部会設置の件

学校保健の重要分野を占める学校給食に直接担当している学校栄養士について、他の保健関係職員と同様日本学校衛生会並びに学校保健大会に学校栄養士部会を設置することを要望する（可決）

3．学校栄養士の身分獲得について

現在全国で約一千名の栄養士が学校給食担当者として給食教育の任に当たっているが、従来これに対する法的根拠がないため、その身分・待遇については著しい差を生じている。従って本大会において学校教育法並びに免許法の一部改正によりこれが善処方を要望する（可決）

4．学校給食用脱脂粉乳の政府責任配給を要望する件

学童保健の見地より、学校給食は将来とも継続実施されるべきものであるが、講和後は如何なる国内情勢下にもあっても、全国学童に給与し得る最低基準量の脱脂粉乳を政府の責任において確保することを要望する（可決）

第２回全国学校保健大会　昭和27年（1952）８月４～６日　宮城県仙台市公会堂[74)75)]

第２回全国学校保健大会は、文部省、日本学校保健会、宮城県教育委員会、仙台市教育委員会、宮城県連合学校衛生会の主催により、昭和27年８月４日から６日の３日間、全国からの参加者600名、地元県下からの参加者800名が参加して開催された。会場となった仙台市公会堂大ホールには固定席1,500脚、これに補助席を用意しても間に合わないほどの参加申し込みがあったために、やむを得ず地元参加者400名以上、県外参加者100名以上へ参加の断りをしなければならない状況であった。

参加者数は県によって差がみられ、地元以外で多数の参加者がみられたのは愛知県の107名、これと対照的であったのは大分県の１名、宮崎県の２名の参加であり、各都道府県からの参加者数には大きな差がみられた[76)]。

北町一郎

全国学校保健大会は、義務的な集まりではないこと、経済的負担の大きいこと等から、各都道府県参加者数に差ができることは仕方がないことではあるが、大会の運営方法にも少なからず問題があったようである。

文部省保健課嘱託の北町一郎は、その参加者制限について以下のような大会の運営問題をあげている。

第２回全国学校保健大会の参加について、

「東京都では75名を申込んだが、名簿では60名に制限されている。つまりは２割の減員である。この中で養護教諭７名の申込希望に対し、６名が削られている。２割の減員ならば養護教諭も公平に１名又は２名を減らすならば話は分るが、これでは一方的に過ぎる。

唯一の養教参加者は千葉たつさんだけであるが、千葉さんは主催者側の日本学校衛生会の理事であり、また、実際に理事の資格で招待状がとどいているのであるから、一般参加者名簿からはずして取扱うのが至当である。従って千葉さんを除くと、東京都から一人も養護教員が参加していないという結論になる。

東京都だけでなく、養護教諭の参加していない県は17県に及び、これは参加都道府県の約４割にあたる。その事情がいずれにあるかは知らないが、校医、歯科校医、校長等の参加数に比べて、養護教諭の参加実人員は極めて少ないのである。

しかも大会の重要な課題である協議会には、養護教諭の分科会は他の部門と同列に存在するのである。この点から見ても養護教諭の参加は他の部門と同一に公平に取扱われるべきである。

第２回全国学校保健大会開会の辞
宮城県連合保健会会長　小塚喜四郎

全体協議会（仙台市公会堂）

以上の点から綜合して、大会参加者の選出について、地域代表制（ブロック代表制）、職能代表制等も考えられ、一部には既にその要望が強いようだ。大会出席者の資格や権限がハッキリしないと、全体協議題のように重要な案件も、十分に理解されない危険が生まれるのである。

例えば大阪市提案の「新教育に即して改善制定すべき事項」として３件ある中で「認定講習の教職教養に学校保健を必須履修単位に加えること」があった。学校保健の現状と教師の保健知識の実情を知るものならば、学校保健向上のために必要な方法と考えるであろう。これは学校医部会では可決されたが全体協議会では否決されている。この事例は出席者の資格、決議権のアイマイから起こったものと考えてよい[77]」

と大会の運営方針に疑問を投げかけており、決議によって文部省へ陳情する力をもっていた大会・組織だけに、参加者の問題は大きかったといえる。さらに第２回日本学校保健大会に参加した者の意識の一端として「全般的に一般教師から熱心な発言があって、学校保健が浸透しつつある現状を示すものであり、力強い限りであった。しかるに一部の医事関係者から『この大会は学校医が作った大会なのだ』という言葉があったという。なるほど戦前からの学校医大会は困難な条件の中で、長くまじめに持たれてきたし、先輩の開き築いてきた道は尊敬と感謝を以て顧みなければならない。しかし新しい教育における学校保健は、この過去の土台の上に築かれるが、お医者さんの特殊意識で左右されるべきものではない。学校全体のものであり、教育そのものとして全員が担当し、協力し発展をねがうものでなければなら

ない[78]」と北町の感想にあるように、養護教諭よりも学校医の参加者が優先された実態があったのである。

この頃の大会決議内容を概観しても、学校医、学校歯科医等の身分保障が強く要望されており、子どもの健康をまもることと同様に、学校保健を支える専任職員の職制運動としても展開された。

大会１日目は、開会後、表彰式（学校医の部27名、学校歯科医の部23名が表彰された)、全体協議会、分科協議会、レクリエーション、２日目は、研究発表、特別講演、全体協議会、３日目は仙台市の小学校等の視察・観光が行われた。

全体協議会、分科協議会８部会（大学部会、校長部会、保健主事部会、養護教員部会、校医部会、歯科医部会、薬剤師部会、栄養士部会）では、各々専門的立場からの討論研究がなされ、決議された。協議題は56題で、採択された議題は整理して関係方面へ強く要望することとした。

研究発表は、口頭発表、誌上発表をあわせて61題であり、大きく分類すると寄生虫に関するもの８題、結核に関するもの８題、トラコーマに関するもの６題、給食に関するもの４題、精神衛生に関するもの７題、養護学級に関するもの１題、施設に関するもの３題、歯科に関するもの２題、衛生検査消毒に関するもの５題、特殊研究１題等であった。

第２回大会の議決で特筆すべきことは、第１回大会からの懸案であった「学校保健憲章」が総意により決定されたことである。「学校保健憲章」は以下のように定められた。

◆学校保健憲章[79]

学徒の心身をすこやかに育成し、民族発展の基をつちかうため、この憲章を定める。

学校でも、家庭でも、社会でも、よい方策をたて、本憲章制定の目的達成に努力しなければならない。

1．学徒は、学校において、その健康を管理されるとともに、健康に対する理解を深め、健康に適した生活実践の態度・習慣を確立するように指導される。

2．学徒は、健全な精神をもって、よき民主社会人としての性格を確立するために、精神衛生についての管理と指導とをうける。

3．学徒は、家庭においても、学校におけると同様に、その健康に対して深く関心が持たれ、その心身がすこやかに発達するよう努力が拂われる。

4．学徒は、一般社会から、次の世代において、より健康な社会を作り、民族文化を発達させ、世界平和を建設するものとして、その健康の保持と増進とのための愛護をうける。

5．学徒は一人のこらず、何らかの形で、学校保健委員会を中心とする学校保健計画に関与し、その集団社会における健康の保持と、各自の健康に対する自主能力がつちかわれる。

6．学徒は、学校における身体検査、健康相談、学校環境整備、その他の管理によって、心身の発育助長、学習の能力向上と疾病の予防とに、具体的によき助言を受ける。

〔全体協議会〕

1．学校保健法制定促進方要望について（新潟県学校衛生会提出）
2．学校保健法制定促進の件（福岡県教育委員会提出）
3．学校保健に関する単独立法制定について（佐賀県学校保健会提出）
4．学校給食法制定の件（愛知県教育委員会提出）
5．学校給食法の立法化に関する件（千葉県教育委員会提出）

6．中学校３年生を対象とする健康優良生徒の表彰制度の設定について（宮城県学校保健会提出）
7．学童保養所設置促進について（群馬県学校衛生会提出）
8．新教育に即して改善制定すべき左記事項を当局に建議する件（大阪市教育委員会提出）
　A　学校身体検査用紙の改正
　B　中等学校保健科の独立
　C　認定講習の教職教養に学校保健必須履修単位に加えること
　D　校医服務規定の改正
9．養護学校設置の件（佐賀県学校保健会提出）
10．小学校の教科科目に体育とあるを保健体育と改める（福岡県教育委員会提出）

以上の10議案について、１、２、３号議案は３議案が一括採択され可決、４、５、７、９号議案も可決されたが、６、８、10号議案については、賛否両論の意見が出され、保留となった。可決事項については大会本部委員、東京及びその近県、地元において審議答申することになった。

〔職域分科協議会〕

◆大学部会　公会堂東袖

1．教職員の健康管理の件（茨城県教育委員会提出）
2．教職員の健康管理は如何にあるべきか（山形県教育委員会提出）
3．養護教員の養成機関を各大学に設置し養護教諭免許状と同時に小・中・高校の仮免許を下附すること（岡山県教育委員会提出）
4．スポーツ指導と学童の健康管理について（横浜市学校衛生会提出）

大学部会は、１号議案のみ採決された。２号議案から４号議案までの採決については提案者の来会がなかったために未了となった。

◆校長部会　公会堂大ホール

1．教職員健康管理の件（茨城県教育委員会提出）
2．教職員学徒の結核検診を年２回実施されたい（国費）（東京都学校保健衛生会提出）
3．教職員の過労防止のため職員定数を増加し罹患教職員の療養施設の増設の充実を計られたきことを当局に建議する件（大阪市教育委員会提出）
4．14条休職者の定員枠に関する件（千葉県学校保健会提出）
5．教職員の健康管理は如何にあるべきか（山形県教育委員会提出）
6．学校保健委員会を振興するにはどうすればよいか（愛媛県教育委員会提出）
7．学校保健委員会を更に効果的に運営するには具体的にどうすればよいか（京都市学校医会提出）
8．学校保健委員会の組織運営について（高知県教育委員会、山形県教育委員会提出）
9．学校保健委員会の活動推進方文部当局に建議するの件（名古屋市学校衛生会提出）
10．学校保健推進に関し教職員並びに一般父兄に関心を深める方策について（大阪市教育委員会提出）
11．学校保健と校長のあり方（山形県提出）
12．養護教諭の全校必置方策及び養成について
13．新教育に即して改善制定すべき左記事項を当局に建議するの件
　A　学校身体検査用紙の改正
　B　中等学校保健科の独立
　C　認定講習の教職教養に学校保健を必須履修単位に加えること
　D　校医服務規定の改定

１～５号議案は一括討議された結果、①教職員の集団検診は国庫負担とし、現在の年１回に加え、他に１回以上実施すること、②療養施設は各県に保養所を置き拡充強化する、③予算定員と実際配置定員と同じにする、④患者の給与は現在通り支給すること、⑤事務官設置により教員の過労を減じさせる、⑥地方毎に教育委員会ができても、療養機関は道府県教委の管理下におくこと、⑦全快後の勤務については、軽量の仕事を与えるようにすること、以上を都道府県当局、文部省に陳情することで可決された。

６～９号議案は、学校保健委員会に関する議題として一括協議となった。ただし、９号議案は建議者欠席のため取りあげられなかった。議案検討の結果、①学校長、保健主事、校医、歯科医、養護教諭の強力な組織協力が児童愛から出発する事こそ最も大切なことである、②地域の協力を得るようにしなければならない、③メンバー各自が切実な問題を持ち、簡単な問題からはじめるべきであるといった結論が出された。

10号議案については、①組織メンバーが地域と一丸になって地域にくいこみ、学校保健会の存在を一般に認識させ、保健意識の向上に努めることで可決、②校内研修会を随時実施し、職員自体の認識を深めることを決議した。

11号議案は、①校長は保健を学校教育のどの辺に位置づけるかをはっきりさせること、②校長は職員の意見を素直に聞くと同時に熱意をもって、学校保健推進に努力すること、③児童生徒の健康観察と共に教職員の健康観察を強調すること、④振興を阻むものを吟味して除去することに努めることとした４点について可決した。

12号議案は、①学校教育法第103条但書を削除すること、②定員枠外に置くこと、③養成機関を大学に附属設置することの３項を本大会の名において文部省に陳情するとともに都道府県当局にも建議することで可決した。

13号議案は、全体協議会第９項目を校長部会において取りあげ、再検討されることとなった。Ａ、Ｂ項は取りあげることに決定、Ｃ項は否決、Ｄ項は学校医部会で取りあげることに決定した。

◆保健主事部会　仙台市立立町小学校

１．学校保健主事の法制化（栃木県学校衛生会提出）
２．学校保健主事の資質の向上を図るための具体的方策について（愛媛県教育委員会提出）
３．学校保健計画について（高知県教育委員会提出）
４．学童の災害補償について（熊本県教育委員会提出）
５．健康教育推進に関し教職員並びに一般父兄に対し関心を深める方策について（大阪市教育委員会提出）
６．教職員の健康管理の件（茨城県教育委員会提出）

１号議案については、全員一致で法制化について関係当局に建議することとなった。

２、３、５号議案は、多数の意見が出され、その意見をもとに各自でまとめることになった。

４号議案は、財政上、本件の実現は困難であり、建議することは保留となった。

６号議案は、協議題の重複を避け、校長部会へ委譲することとなった。

◆養護教員部会　東北大学医学部中央講堂

１．養護教諭の枠外設置について（栃木県学校衛生会提出）
２．養護教諭の全学校必置方策及養成について（熊本県教育委員会提出）

3．養護教諭を枠外とし学校教育法第103条を削除すること（岡山県教育委員会提出）
4．学校教育法第103条の末梢を要望する（佐賀県学校保健会提出）
5．養護教員と定員外に設置させるよう文部省に請願する件（鹿児島県教育委員会提出）
6．養護教員の養成機関を各大学に設置し養護教諭免許状と同時に小・中・高校の仮免許状を下附すること（岡山県教育委員会提出）
7．養護教諭の再教育を如何にすべきか（徳島県教育委員会提出）
8．義務教育国庫負担中養護教員の基準定数引上げ要望の件（青森県教育委員会提出）
9．年２回の学童結核検診を要望する
10．従来通りの学校給食実施を要望する

１、３、４、５、８号議案は、学校教育法第103条を削除し、枠外に一校一名以上の養護教諭必置の実現と法制化を文部省に強力に要望することで可決された。

６号議案の小・中・高等学校仮免許状の下附については、養護教諭本来の執務が阻害される恐れがあるので撤回し、教員養成を目的とする大学に養護教諭養成機関を併置することで可決され、関係当局に要望することになった。

７号議案については、文部省はまず地区毎に定期的講習会を開催するほか、３ケ月程度の長期にわたる養護教諭指導者養成講習会により、養護教諭の再教育を行うよう要望することで可決された。

９、10号議案は、緊急動議された議案であり、９号議案は、年に２回の学童結核検診公費全額補助を要望することで可決、10号議案は、先に給食推進協議会が要望しているとおり、最低97億円の予算化、従来通りの学校給食の実施を要望することが可決された。

◆校医部会　公会堂第一集会室

1．スポーツ指導と学童の健康管理について（横浜市学校衛生会提出）
2．校医・歯科校医の身分保障確立を要望する（群馬県学校衛生会提出）
3．学校医・歯科校医・学校薬剤師の事故退職等の場合、公務員同様の待遇をせられたい（東京都学校保健衛生会提出）
4．校医・歯科医、公務中の災害に対する保障を校長に準ずることを建議する件（大阪市教育委員会提出）
5．校医・歯科校医の講習会をブロック別にしてほしい（佐賀県学校保健会提出）
6．新教育に即して改善すべき左記事項を当局に建議する件（認定講習の教職教養に学校保健を必須履修単位に加えること提出）

２、３、４号議案は校医の身分保障に対する議案であることから一括審議され、全会一致で可決、当局に建議することに決定した。

５号議案については、佐賀県学校保健会の提案理由説明に基づき文部省に要望することに決定した。

６号議案については、全体協議会における保留事項であることから、一部を訂正して実施するよう決定された。

また、緊急動議として、大会規定の制定を望むとの意見があり、全会一致で可決、全体協議会に提出することに決定した。

◆歯科校医部会　医師会館

1．校医・歯科校医の身分保障確立を要望する（群馬県学校衛生会提出）
2．学校医・歯科校医・学校薬剤師事故退職等の場合公務員同様の待遇をせられたい（東京都学校保健

衛生会提出）
3．校医・歯科校医の公務中の災害に対する保障を校長に準ずる事を建議するの件（大阪市教育委員会提出）
4．校医・歯科校医の講習会をブロック別にしてほしい（佐賀県学校保健会提出）
5．学校歯科医必置の件（茨城県教育委員会提出）
6．歯科検査基準の改正を要望する（横浜市学校衛生会提出）
7．う歯予防巡回診療費の国庫負担要望の件（青森県教育委員会提出）
8．学校歯科保健の完璧を期すべきその施設ならびにその措置に必要な経費は公費をもって支弁する様法令をもって定められたい（岡山県教育委員会提出）
9．学校歯科医の待遇につき適正なる規準によりいたずらに地方的経済事情によらざるように確定されたい（岡山県教育委員会提出）
10．児童福祉法による乳幼児の歯科保健指導につとめ健全なる歯牙保持者として学校へ入学出来るよう緊密なる連絡機関をして運用されたい（岡山県教育委員会提出）
11．学校歯科衛生に関する教育を教職員に徹底せしむる様文部省に要望すること（大阪市教育委員会提出）

6号議案は提案者欠席のため協議されなかった。他の議案については、1号議案の「歯科校医」を「学校歯科医」と修正することなど、語句を多少修正することですべて可決された。

その後、緊急動議がなされ、①学校身体検査規程の「学校歯科検査票」とあるを「学校口こう検査票」と改正するの件、②学校歯牙検査票に記入する符号は社会保障のそれと一致せしむるの件、③定期の口こう検査後処置を特に強調するよう各県主管当局に要望するの件、④各県教育委員会に保健課を独立設置する件のうち、②は「委員附託として研究する」とされ、他の議案は可決された。

◆薬剤師部会　公会堂第二集会室

1．学校薬剤師の法制化について（名古屋市学校衛生会提出）
2．学校薬剤師法の促進について（東京都学校保健衛生会提出）

1、2号議案を一括審議し、満場一致で可決された。続いて議長より附帯決議として「学校保健法制定に際し、学校薬剤師法を同法中に規定されんことを当局に要望するの件」が提出され、全員一致で可決、全体協議会の承認を得ることとされた。

◆栄養士部会　仙台市立立町小学校

1．学校給食運営の方法について（新潟県古志郡栃尾小学校教諭鷲尾祐亨提出）

1号議案は栄養士部会としては大きすぎる議題として全体協議会において審議の上、全国大会の動きとして決議することとした。

以上の職域分科協議会において決議された事項は、分科協議会議長より全体協議会に報告され、すべてに賛成を得た。この結果の処理については地元並びに日本学校衛生会に委任されることとなった。

第３回全国学校保健大会　昭和28年（1953）11月15～17日　香川県高松市[80]

昭和28年度学校保健表彰者の選考は、日本学校衛生会と文部省の共同で行われた。選考にあたり、学校保健表彰会が設けられ、会長に文部大臣を推戴し、文部大臣より委嘱された委員により、審査委員会が組織された。選考は、全国各都府県より推薦された学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校保健委員会のうちから、２種類の候補者（五大市からは３種類）が出されたうえで選考された[81]。その結果、79名が大達茂雄文部大臣（代理田中文部次官）より表彰された。

〔全体協議会[82][83][84]〕

１．保健主事の法制化促進並びにその養成機関設置について（青森県学校保健会提出）
２．学校保健主事の設置を法文化するよう当局に要望せられたい（青森県学校保健会提出）採択可決学校保健法に包含せしむるよ事になった。
３．学校保健法の制定促進に関する件（山口県学校保健会、東京都学校保健衛生会、静岡県学校保健会、群馬県学校保健会、香川県学校保健会提出）
４．学校保健法の制定を、その筋に建議する件（栃木県連合学校保健会提出）
５．学校保健法の制定促進方を建議する件（大阪市学校保健会提出）
６．学校薬剤師の法制化促進について（東京都学校保健衛生会、大阪市学校保健会、名古屋市学校保健会提出）採択して学校保健法に入るるよう運動する事となる。
７．速かに学校保健法並びに学校給食法を制定し、学校保健の向上を図ること（北陸三県学校保健研究協議会提出）
８．校医（校医、歯科医）給与の基準案制定について（栃木県連合学校保健会提出）
９．学校医制度の再検討について（岐阜県教育委員会提出）
10．専任学校医を各郡市に設置せられるよう、当局に要望する件（徳島県教育委員会提出）
11．養護教育の養成機関を国立大学に設置し併せて養護教員を一校一名必ず置く件（山形県教育委員会提出）
12．一校千人以上の学校には養護教員一名とせず増員すること（佐賀県学校保健会提出）
13．養護教員養成機関の設置並びに学校教育法第103条の末梢について（岡山県養護部会提出）
14．現行学校身体検査の改善の措置を講じ国費を以つてこれを実施し健康指導と管理を強化すること（北陸三県学校保健研究協議会提出）
15．生徒児童の結核検診を年２回国庫負担を以つて実施せられたい（徳島県教育委員会提出）
16．児童生徒結核保養所の設置に関する全国運動の展開について（岐阜県教育委員会提出）
17．学校保健を教育免許の必修単位とすると共

第３回全国学校保健大会

第３回全国学校保健大会役員

に学校保健計画実施要領を改訂して実施の具体策を明確にし、健康教育を振興すること（北陸三県学校保健研究協議会提出）

18. 文部省日本学校衛生会共催による中学校３年生を対象とする健康優良生徒の表彰制度の設置について（宮城県連合会学校保健会提出）

19. 高等学校以下の学校における健康教育を改善充実するため、教員養成を主目的とする学芸大学において学徒に対する健康教育並に健康管理を一層重視するよう、文部大臣並に各学芸大学長に陳情する件（財団法人日本学校衛生会、関東ブロック学校保健会提出）

20. 学徒特別健康保険組合法制化を当局に建議するの件（大阪市学校保健会提出）

21. 学校保健に関する単独立法の促進について（熊本県提出）

22. 学校給食法の法制化促進について（熊本県提出）

23. 学校保健職員設置の法制化促進について文部大臣及び衆参両院議長に決議するの件（日本学校衛生会提出）

24. 日本学校衛生会の発展策について（福岡県学校保健会提出）

25. 学校医、学校歯科医設置に関する法案の促進方を文部省に要望する件（福岡県教育委員会提出）

１、２、３、４、５、７、21の議題については一括して協議された。協議の結果「十数氏の発言があり、要するに学校保健法の制定を熱望する、そして年々歳々要望、建議するも実を結ばず、如何になりしかそれさへ分からず、文部当局の真意奈辺にありや、又運動の緩慢実に慨嘆に堪えず。乃ち運動を組織化して常置の運動委員会を作り、綜合的にせよ部分的にせよ、政府及び衆参両院に継続せる運動を強力に行うべきである。との情勢となり、採択して、委員会を設け協議する事[85)]」となった。また、６、８、９、10、23、25の議案は一括上提され、全議案が採択、11、12、13、14、15、16の議案についても採択された。

17、19の２議案は学校保健法に織り込むこととして採択された。

18議案については賛否両論があり、保留とされ、20議案は「甲論乙駁して容易に決せず、結局採択して推進協議会に委託する」こととなり、22議案は７議案とともに分科協議会にゆずることになった。

24議案は、日本学校衛生会の不振、ならびにその対策について岩原拓理事長より事情説明を受け、各都道府県は今後一層協力助勢することが申し合われた。

第３回全国学校保健大会では、全体協議会の総意により各府県代表者が会合し、次の要綱案を作製し、これを全体協議会にはかり、その承認を得た。

●推進協議会の結成

学校保健の重要性に鑑みこれの強力なる推進を図るため、地方及び中央に別紙要綱に基づき夫々協議会又は連合会を設けるものとする。

◆地方学校保健推進協議会要綱案

１．（名称）この会は都道府県五大都市学校保健推進協議会（以下本協議会という）という。

２．（事務所）

３．（構成）本協議会は学校保健会及び協力団体をもつて構成する。

４．（目的）本協議会は第３回全国学校保健大会の決議に基づき学校保健法の制定その他学校保健の強力な推進に当たることを目的とする。

5．（活動）前号の目的を達成するため左の活動を行う。
①学校保健法の内容検討
②法案の実現のために必要な物心両面に亘る企画とその推進
③その他学校保健の強力な推進をはかる諸活動
6．（役員）本協議会に左の役員を置く
会長　1名
副会長　若干名
幹事　若干名（内1名を幹事長とする）
7．（役員の選任）会長、副会長は幹事会で推戴する。幹事長は幹事の互選による。幹事は学校保健会及び協力団体から推薦する。
8．（経費）
本会議に要する経費は夫々規定に基づき処理するものとする。

◆全国学校保健推進連合会要綱案

1．（名称）この会は全国学校保健推進連合会（以下本連合会という）という。
2．（事務所）本連合会の事務所は当分の間日本学校保健会内におく（東京都港区芝明舟10）
3．（構成）本連合会は地方協議会全国的組織をもつ協力団体及び日本学校保健会をもつて組織する。
4．（目的）本連合会は第3回全国学校保健大会の決議に基づき学校保健法制定その他学校保健の強力な推進を図ることを目的とする。
5．（活動）前号の目的を達成するため左の活動を行う。
①学校保健法案の内容の検討
②法案の実現に必要な物心両面に亙る企画とその推進
③地方協議会との連絡調整
④その他学校保健の強力な推進を図る諸活動
6．（役員）本連合会に左の役員をおく。
会長　1名
副会長　若干名
幹事長　1名
幹事　若干名
監事　3名
7．（役員の選出）
①会長、副会長は幹事会で推戴する。
②幹事長及び常任幹事は幹事の互選による。
③幹事は地方協議会、全国的組織をもつ協力団体及び日本学校保健会から推薦する。
④幹事は幹事会の選定による。
8．（経費）本連合会に要する経費は地方協議会の負担とする。

◆第3回学校保健大会において学校保健推進協議会に対して実現促進方を依頼された事項

1．学校保健法制定についての部
①学校保健法の制定促進に関する件（山口県学校保健会、東京都学校保健衛生会、静岡県学校保健会、群馬県学校保健会、香川県学校保健会、熊本県、栃木県連合学校衛生会、大阪市学校保健会、日本学校保健会提出）
②速やかに学校保健法並びに学校給食法を制定し学校保健の向上を図ること（北陸三県学校保健研究協議会、熊本県提出）

③学校保健法の制定方を国民運動として展開展望（岡山県教育委員会、岡山県学校保健会提出）
2．学校保健法案の内容に関する事項の部
①保健主事の法制化促進並びにその養成機関設置について（青森県学校保健会提出）
②学校薬剤師の法制化促進について（東京都学校衛生会、大阪市学校保健会、名古屋市学校保健会、東京都学校薬剤師会、香川県学校薬剤師提出）
③校医、（校医、歯科医）給与の基準案制定について（栃木県連合学校保健会提出）
④学校医制度の再検討について（岐阜県教育委員会提出）
⑤専任学校医を各郡市に設置せられる様、当局に要望する件（徳島県教育委員会提出）
⑥養護教員の養成機関を国立大学に設置し併せて養護教員を一校一名必ず置く件（山形県教育委員会提出）
⑦一校千人以上の学校には養護教員一名とせず増員すること（佐賀県学校保健会提出）
⑧養護教員養成機関の設置並びに学校教育法第103条但書の末梢について（岡山県養護部会提出）
⑨現行学校身体検査の改善の措置を講じ国費をもってこれを実施し健康指導と管理を強化すること（北陸三県学校保健研究協議会提出）
⑩生徒児童の結核検診を年２回国庫負担を以て実施せられたい（徳島県教育委員会提出）
⑪学校保健を教員免許の必修単位とすると共に学校保健計画実施要領を改訂して実施の具体策を明確にし健康教育を振興すること（北陸三県学校保健研究協議会提出）
⑫学校医・学校歯科医設置に関する法案の促進方を文部省に要望する件（福岡県教育委員会提出）
⑬定時制高校生の保健対策と養護教諭の設置促進（愛媛県教育委員会、佐賀県学校保健会提出）
3．学校保健法以外の事項
①学校健康保険組合の法制化を当局（文部省、厚生省）に建議する件（大阪市学校保健会長西起三郎提出）
②学校保健会の発展策について（福岡県学校保健会提出）

●とび出した質問

第３回全国学校衛生大会の全国協議会において、参加者より切実なる質問・意見が出された。この意見は、戦後成立した保健教科の不振に伴って、保健教科が廃止されるのではないかといった危惧の現れであった。当時の大会の様子は「第１日目の全体協議会が始まって間もなく、参加者の胸に黒い雲のようにただよっていた不安が表面化された。それは学校保健法の法制化について協議が進行中に、『保健体育科の学習から、保健を抹消したいとの動きがある。保健法の論議よりも先にこの緊急問題を解決せよ』との発言がきっかけであった。これに対し、あとで日本学校衛生会の長倉邦雄氏から、文部省の高等学校教科課程審議会において保健体育が問題になっているとし、保健科の時間の減少案、保健科の内容が社会、理科、家庭、その他の教科に分解吸収される危険、保健学習と生徒の保健活動とが混同して考えられていること、体育の時間を拡大すること等の、審議会における消息が発表された。『高等学校から保健科がなくなれば、中学校にも当然波及するであろう』との長倉氏の言葉は、参加者に大きなショックを与えたようである[86]」と当時の大会の様子が報告されている。ここで、保健教科の不振は教科の存続危機にまで発展していたことが確認できる。

〔職域分科協議会[87]〕

職域分科協議会は８分科会に分かれ、研究発表と協議題の審議が行われた。一部の分科会

は定刻を過ぎ、夜遅くまで熱心に討議が行われた。

◆校長部会　四番丁小学校講堂　（議長　高松高等学校長　赤松廣志）

1．教職員の健康管理について（広島県教育委員会提出）
2．地域の特殊事情に鑑み速かに学校職員結核療養所を設置すること（北陸三県学校保健会提出）
3．定時制高校生の保健対策と養護教諭の必要性について（愛媛県教育委員会提出）
4．夜間の定時制に専任の養護教員の設置促進（佐賀県学校保健会）
5．高等学校の保健学習70時間（2単位）を105時間（3単位）に増加すること（石川県二水高校提出）
6．教員養成機関に於ける保健科の強化を要望する（群馬県学校保健会提出）
7．大学における健康教育の強化に関するの件（愛媛県学校保健会提出）
8．正しい健康観の再認識と学校保健の強化対策について（大阪府学校保健会提出）
①学校保健関係経費とその対策
②学校保健施設、設備の現状とその対策
③学校保健関係職員の現状とその対策（特に保健主事、養護教諭、校医の問題）
④健康教育の現状とその対策
9．学校保健に関する現職教育振興策について（香川県学校保健会（校長）提出）
10．小学校における教科としての保健科の特設を望む（千葉県学校保健会提出）

1号議案は、広島県より提案理由の説明があり、審議の結果、教職員の健康管理について「本人の健康はもとより、直接間接児童生徒の健康に重大な影響があるので、従来国や地方に於いて取られて来た健康管理を一層強化し、少なくとも年2回国費をもって結核健康診断を実施」するよう、関係当局に要望することに決定した。

2号議案の「地域の特殊事情に鑑み、すみやかに学校職員結核療養所を設置する件」は、北陸三県学校保健会の決議として本大会に上程され、審議の結果、北陸の特殊性を認め本分科会で採択、本会議の決定を待ち関係方面に要望することに決定した。

3、4号議案の「定時制高等学校の学生に対する保健対策と養護教諭の必要性、及びその設置促進」は、提案県である愛媛、佐賀より提案理由の説明があり、その必要性は全国定時制高等学校の共通の問題で、その実現を強力に推進することで意見が一致し、採択された。

5号議案は、佐賀県より「高等学校の保健学習70時間（2単位）を105時間（3単位）に増加すること」の提案理由の説明がなされ採択された。

6、7号議案は、教員養成機関における保健科の強化について、文部省及び関係大学に要望することに意見が一致、採択された。

8号議案は、正しい健康観の再認識と学校保健の強化対策について、大阪府より提案がなされ、1項より4項までの具体的問題について協議された結果、学校において今後一層の努力を払うことに決定した。なお関係事項中、2、3項は関係方面に強力に要望することに決定した。

9、10号議案については、時間の都合で審議未了となった。

◆保健主事部会　香川県公会堂　（議長　香川県小中学校保健主事会副会長　末友克己）

1．全国保健主事会結成について（香川県学校保健会（保健主事）提出）
2．保健主事活動の隘路と打開策（香川県学校保健会（保健主事）提出）

3．昭和30年日本人学徒標準体格作製の件（静岡県教育委員会、静岡県学校保健会提出）
4．健康教育（ヘルスインストラクション）の有効な方策について（愛媛県教育委員会提出）
5．身体検査結果の適切な処理方策如何（京都市学校保健協会提出）
6．病弱や肢体不自由学生の実技或いは養教の実情た承りたし（同志社大学体育会提出）
7．学校保健施設の設置基準の実現を当局に建議する件（大阪市学校保健会提出）
8．学校身体検査の強化徹底を期するの件（茨城県学校保健会提出）
9．姿勢教育を強化する件（茨城県学校保健会提出）

1号議案は、次年度の大会に協議事項として提出することとなった。

2号議案は、①保健主事の地位の法制化を望む、②保健の仕事をする時、主事は早く一般職員・児童に行事、目的、方法を知らせ、理解を受け、協力を求め、結果を報告する、③地域社会PTAの保健に対する無理解に対し啓発する、④経済的にPTA、地方教育委員会、県当局に呼びかける、⑤保健主事自身が現実教育者としてその責任上、研究修養につとめる事を約する、⑥養護教諭の配置を望む6点について決議された。

3号議案は、「方法は自由にして各県各学校において研究実施すること」として決議された。

7号議案は、要望・建議することに決定した。

◆養護教諭部会　高松市公民館　（議長　香川県養護教諭協会会長　諸節綾子）

1．養護教諭増置方策について（鹿児島県教育委員会提出）
2．全国養護教員の資質向上に対する方策についてその対策実施を当局に要望する件（大阪市学校保健会提出）
3．健康教育、健康指導健康管理の関連性について（香川県養護教員協会提出）
4．養護部会の運営について（香川県養護教員協会提出）

養護教諭部会では、研究発表、及び協議会が行われ、協議会では各都道府県の代表者から、活発な意見が出された。協議のたけなわのころ、日本学校衛生会理事千葉たつより、緊急動議が出され、動議は、満場一致で可決された。

1号議案は、学校保健法にふくまれているので養護部会では審議を行わなかった。

2号議案は、「毎年文部省で行われている、指導者講習は短日のため、不充分であるから『アイフェル（IFEL）』の如き長期にわたる指導者の講習を文部省において、是非やっていただきたい、と同時に各県においても、一般の現場職員と同様の講習会を養護教諭にも実施してもらいたい」、との事項を強く当局に要望することで決議された。

3、4号議案については、各県より意見もあったが、到底短時間で解決する問題ではなく、ワークショップの研究題として各県に持ち帰り、研究することになった。

5．緊急動議
1．研究発表は、分科会で行うのではなく、全体の発表にしていただきたい。その理由は、
①他の研究発表も養護教諭は是非きかせていただきたい。
②養護教諭の発表も部会のみでなく、学校医、学校長、保健主事等すべての人々に聞いていただきたい。
2．学校保健大会に養護教諭が1名も出席していない県が7県あった。学校保健推進のために一生懸命働いている養護教諭も、校長や保健主事と同等に出席できるよう関係当局に要望する。

◆学校医部会　香川県医師会館　（議長　香川県学校医会会長　佐々木礼三）

1．校医（校医・歯科医）給与の基準案制定について（栃木県連合学校保健会提出）
2．学校医制度の再検討について（岐阜県教育委員会提出）
3．専任学校医を各都市に設置せられるよう当局に要望するの件（徳島県教育委員会提出）
4．学徒の健康度の測定を実施する件（山形県教育委員会提出）
5．都心部における学童虚弱の対策（石川県高岡町中学校提出）
6．中学校及び高等学校における生徒の健康管理について（広島県教育委員会提出）
7．学校医会の現状とそのあり方について（香川県学校医会（校医）提出）

1号議案は、①校医の身分保障ができていない、②校医の給与は極めて貧弱である、③会社、工場の管理医については労働基準局において大体の基準を示されているが、校医についてはまだその設置がない、④速やかに現状に適する給与基準を是非定められたいとして決議された。

2号議案は、「学校医制度の再検討について、及び学校医会の現状とそのあり方について、専任学校医と学校薬剤師の職域とが非常にまぎらわしいので、学校医の職域を明らかにする必要がある」として決議された。

3号議案は、「専任学校医は学校衛生技師というような面において、すなわち結核に対する対策、給食等について研究指導し、また検査する。学校医ではできない方面を担当する意味において各都市に設置されたい」として決議された。

4、5号議案は、提案の説明がなかったため審議されなかった。

6号議案は、「体格検査表を小学校より中学校、さらに高等学校、大学というように一貫して受けつぎ、最終学校において保管するよう指令されたい」とまとめられた。

8．希望
　希望事項として次の5点が決議された
①協議議決したものは実行に移すよう努力すること
②議題が多すぎる。ブロック会を作り予め決定する必要あり
③大会規定決議を実施する機関を作り東京に本部を置く
④学校医会を全国的にすること、代表者各県1名を出し会議すること
⑤学校医会を医師会の一分科会とすること

◆学校歯科医部会[88]　高松高等学校　議長　香川県学校歯科医会会長　諏訪亮平

1．校医（校医・歯科医）給与の基準案制定について（栃木県連合学校保健会提出）
2．学校医制度の再検討について（岐阜県教育委員会提出）
3．専任学校医を各郡市に設置せられるよう、当局に要望する件（徳島県教育委員会提出）
4．身体検査後における後処置の徹底を期するよう、文部当局に要望する件（歯科医部会）（大阪市学校保健会提出）
5．学校歯科の在り方について（香川県学校歯科医会提出）
6．学校歯科技官設置に関する件（香川県学校歯科医会提出）
7．学童に対する歯科健康保険組合について（香川県学校歯科医会提出）

1、2、3号議案は、すでに全体会議で採択済みとなっているので、すみやかに当局に要望することとまとめられた。

4号議案は、「文部省において、学校関係者（校医を含む）Ｐ・Ｔ・Ａ、家庭、社会の4つのグループに対し鞭撻を加えられるよう、適当の措置を講ぜられるよう要望する」こととしてまとめられた。

5号議案は、「学校歯科医の在り方は現在の学徒を健康の状態におくばかりでなく、口腔知識を教育課程に織り込んで将来も健康になり得る要素、能力を与えることが本旨である。従って病院、診療所の延長の如く学校内に於いての治療が目的の如く考えることは誤った考え方であることにつき意見の交換をした」結果、これを再確認することとなった。

6号議案は、「これが実現により学校歯科衛生は普及される、現行規程では『置くことを得』となっているのを必置することに改正方を文部当局に要望する」こととした。

8．追加議案

①学校身体検査規程の「学校歯牙検査票」とあるを「学徒口腔検査票」と改名するの件（九州山口ブロック学校保健大会提出）

昭和27年第2回全国学校保健大会歯科分科会並びに第16回全国学校歯科医大会に於いて既に可決採択せられて居り論議の余地はない、速やかに文部省令の学校身体検査規程の一部を改正せられるよう建議すること。

②学校教科書編集については誤り無きよう厳重な検査を文部当局に要望する件（群馬県学校歯科医部会提出）

小学校3年生理科の教科書に「子供の歯は生え変わりますけれども一番奥の歯は生え変わりません」とあり図解してある。第二臼歯は生え変わりませんとの間違った知識を与えることになる。教科書検定当局の厳重なる注意喚起方を要望すること。

③義務教育中の小学校並びに中学校の児童生徒の6才臼歯の軽度齲歯の予防処置（アマルガム充填）を全額国庫負担とする件（岡山県学校保健協会学校歯科医部会提出）

社会保障制度確立までの処置として文部省に建議すること。

以上、追加議題が決議された。

◆学校薬剤師部会　四番丁小学校図書室　議長　香川県薬剤師会会長　今沢義三郎、副議長　深谷義雄（名古屋市）、安部繁雄（高松市）

1．学校保健法制定の促進と同法案中に学校薬剤師の規定を設けること（東京都学校薬剤師会、香川県学校薬剤師部会提出）

2．学校薬剤師の職務について（東京都学校薬剤師会提出）

3．学校薬剤師の法制化促進について（東京都学校保健衛生会、大阪市学校保健会、名古屋市学校保健会提出）

4．寄生虫予防撲滅対策について（宮城県連合学校保健会提出）

1、3号議案については、議長より一括上程された。可児重一（東京都学校薬剤師会長）より下記のような意見がだされた。

「学校医学校歯科医が法制化されているのに未だ学校薬剤師のみが法制化されていない。本大会に至る迄は当局に於いても学校薬剤師は余り重視されていなかったのであるが本大会に於いて学校薬剤師の必要性の言葉が出るようになって大変喜ばしい。

此の問題に就いて如何にすれば法制化が出来るか討議願って皆さんの総意を纏めて頂いて全体会議に於いて採択されたけれども之を分科会に於いて取り上げ明日の全体協議会の報告の時には要求の貫徹を期し度いと思う。

学校薬剤師は縁の下の力持ちの仕事が多いので派手に認められないが次第に認められてくる。法制化

の問題を解決するには学校薬剤師の数を殖やすことにある。現在は市、町に於いても任命されている所もある。本日に於いても学校薬剤師の必要性の声を聞く様になり文部省に於いてもお考えになると思う。

学校保健法の中に学校薬剤師を含む規定を入れるか、学校薬剤師の単独立法でも又全体協議会の第12号議案の学校保健職員設置の法制化の中に学校薬剤師を含んで頂いて以上３つの中どれでも一番早い方法で法制化致したいと思う（この説明の途中文部省新井保健課長、大西教育委員長、朝倉保健体育課長、御来場約30分位熱心に説明を聞いてくださる）」

これに対して、各地代表より次々と質問が出された。

「今大会の空気から察しても学校保健法は此処２、３年成立しそうにない、ですから保健教育実施計画要綱の中に一項目入れて貰えばよい（大阪市）」など、「分科会の決議として学校保健衛生の完璧を期するため、以上３つのうちどれでもよいから早く法制化すること。なお全国学校保健大会の名において文部省衆参議員関係方面へ運動するとともに日本学校薬剤師会よりも強力に運動する」こととされた。

２号議案は、一同異議なく了承された。

４号議案は、提出者の参加がなく取りやめとなった。

◆学校給食部会　香川県庁会議室　議長　香川県学校給食会理事　中村鎮雄

1．速かに学校保健法並びに学校給食法を制定し、学校保健の向上を図ること（北陸三県学校保健研究協議会提出）
2．学校給食法の法制化促進について（熊本県、香川県学校給食会提出）
3．学校給食を普及させる具体的方策（香川県学校給食会提出）
4．農村に於ける給食費の問題について（香川県学校給食会提出）
5．学習指導をどのようにとりいれたらよいか（香川県学校給食会提出）
6．蛋白補給のための脱脂粉乳の使い方をどのようにしたらよいか（香川県学校給食会提出）

・議題の決定

全体協議会の時間延長のため、協議時間が減少したことから全題を協議することが不可能になり協議の結果、１、２号議題を一括したものと、４号議題を取り上げることになった。

・協議の概要

「学校給食法をぜひ今通常国会において成立させたい」

「理由は学校教育の一環として、また義務教育の立場より学校給食の立法化は必至である。特に風水害、冷害等による現下食糧事情困難なる現状よりして、今時ほどよい機会はない」

とされた。

審議された議題は、「学校給食法の制定にともない解決することが予想されることから、法制化の要望推進、強力な組織的運動の展開を要望するとともに、パン及びミルクの全額国庫補助を法案に明記してもらいたい」とまとめられた。

◆PTA部会[89]　四番丁小学校　議長　香川県PTA連合会会長　守谷秋蔵

1．学校保健法の制定方を国民運動として展開することについて（岡山県教育委員会、岡山県学校保健会提出）
2．学校教育法第103条を削除し、養護教諭を全学校に配置すること（北陸三県学校保健研究協議会提出）
3．校医（校医・歯科医）給与の基準案制定について（栃木県連合学校保健会提出）
4．各都道府県大都市に対し養護学園設置促進方を陳情する件（大阪市学校保健会提出）

5．寄生虫予防撲滅対策について（宮城県連合学校保健会提出）
6．学校保健歌制定方を日本学校衛生会に要望するの件（名古屋市学校保健会提出）
7．校内における傷痍疾病に対する補償は如何にあるべきか（香川県学校保健会（PTA）提出）
8．修学旅行は学徒の保健上如何にあるべきか（香川県学校保健会（PTA）提出）

1～3号議案は、全体協議会にて採択済みの議題であったため、分科協議会でも同様に採択された。4号議案は、提案者である大阪市学校保健会より大阪市の事例を含めた説明があり、昨年の大会で提案採決された事柄であるにもかかわらず未だ実現されていないこと、また兵庫県、香川県、愛知県での成果説明がなされ、全会一致で原案を採択し、文部省に陳情するとともに議会に請願することで議決された。5号議案は、PTAが協力して国民運動を展開することに決定された。6号議案は全会一致で採択、7号議案は採択後、陳情請願することに決定、8号議案は修学旅行の注意事項について7点があげられた。

〔陳情・要望・請願〕

◆第3回全国学校保健大会による決議及び陳情

決議陳情要綱案文の作成は、保健大会運営委員会（大会前日都道府県代表によって行われた会合）の承認を得た起草委員によって、作成された都道府県の代表審議を待って大会に提出され、参加者の承認を得たものである。

起草委員職氏名

日本学校保健会理事長　岩原拓
文部省保健課事務官　湯浅謹而
日本学校保健会理事　長倉邦雄
日本学校保健会理事　千葉たつ
日本学校保健会研究員　野口俊雄
香川県教育委員会課長　朝倉政之
香川県教育委員会主事　松本俊一
香川県学校医会会長　佐々木礼三
香川県学校給食会理事　中村鎮雄
香川県学校歯科医会副会長　満岡文太郎

大会2日目（11月16日午後）の全体協議会において、次の決議を全員一致で可決し、文部大臣に陳情することに決定した。

◆学校保健法制定促進に関する決議

学校保健の推進には、その基礎となる法的な裏付けをなすことが最も肝要であることを確認して、ここに参会する一同は、あらゆる困難をのりこえて、一致協力学校保健法の制定を目指して挺身することをここに決議する。

昭和28年11月26日

第3回全国学校保健大会参会者一同

◆学校保健法制定の促進に関する陳情

教育基本法の精神に則り、心身ともに健康で文化的な生活をいとなむ国民を育成するための学徒の健康を重じ、その保持増進を図ることが最も肝要であるので、左記事項を織込んだ学校保健法を急速に制定するよう大会決議にもとづいて陳情する。

第3回全国学校保健大会議長　大西義衛

文部大臣　大達茂雄殿

記

1．（関係法令の統合）

身体検査規定。学校伝染病予防規程・学校清潔方法・学校医及び歯科医師令等を統合して、新教育の即した法令を制定すること。

2．（学校の環境）

学校の換気・照明・採光・保温・防湿・休養・避難及び清潔に関する措置・及び教職員の健康・風紀及び生命の保持に必要な基準を設けること。

3．（学校伝染病）

学校における伝染病予防措置を強化すること。

4．（特殊教育の対象者）

特殊教育の対象となる児童生徒に対する健康の管理と指導に対しては一定の基準を定めて適切な措置をなすこと。

5．（健康管理者）

各学校に健康管理の専門的職務に従事するため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師等を置くこと。

学校医・学校歯科医・学校薬剤師は、その職務に相当した手当を支給することと共に、身分保障の措置を講ずる。

6．（専任職員）

1）学校保健の企画・連絡・調整を行うため、専任の学校保健主事を置くよう措置すること。

2）学校教育法第103条但書を削除して児童生徒数に応じて養護教諭を必置するよう措置すること。

7．（教員保養所）

教員保養所の設置にともなう国庫補助の比率を高めると共に運営費についても補助するよう措置すること。

8．（費用）

以上各号の実施にともなう経費の裏付けをなすこと。

◆学徒の歯牙検査に対する改正の要望について

左記の件について訂正方をお願いしたい

記

1．学校身体検査規程の「学徒歯牙検査票」とあるを「学徒口腔検査票」と改める件

（理由）

定期身体検査に行う学徒歯牙検査は、現実には口腔検査を行っている有様であるので、この名称も学徒口腔検査票と改めることが適切であると思われるので、訂正方配意願いたい。

2．小学校三年生理科の教科書中、歯牙に関する記事の訂正について

表記教科書中、「子供の歯は生え変りますけれども、一番奥の歯は生え変わりません」とあり図解してあるが、第2乳臼歯は生え変わりませんと間違った知識を与えることとなるので、訂正するよう御配意願いたい。

第3回全国学校保健大会議長

文部省初等中等教育局長宛

◆学校給食法の制定について（請願）

児童、生徒の身心の健全な育成を図り、国民の食生活の改善に資するには、学校給食の果す役割が極めて重要であるので、早急に学校給食法を制定して、これが完全なる運営を計られるよう請願する。

第3回全国学校保健大会議長

衆参両議院長宛

◆養護学園設置について（要望）

全国の学徒約２千万のうち、10%が心身共に養護を要する特別児童であるが、都道府県はこれ等の児童生徒に対しては、学校教育法第74条により盲学校・聾学校又は養護学校を設置する義務があるが、養護学校については設置している都道府県はごく一部であり、これ等の特殊教育が全く省みられない現状である。新教育がひとしくその能力に応じた教育を受ける機会を与えるという理念に鑑み国・公共団体が速急に養護学園を設置するよう特別措置を取られたい。

第３回全国学校保健大会議長　大西義衛

文部大臣宛

各県教育委員会宛

五大都市教育委員会宛

◆学校保健歌の制定について（要望）

学校教育の基盤である学校保健を振興するため、絶えずこれが関心を高め、健全で明朗なる保健歌（仮称）を制定することは極めて有意義であると思われるので貴会において次回大会までに、学校保健歌が実現できるよう取り計られたい。

第３回全国学校保健大会議長　大西義衛

日本学校保健会長宛

◆学校教育法第103条の末梢と養護教諭養成機関の設置についての陳情

学校保健の推進の上に養護教諭の占める地位は、極めて高いのに鑑み、本大会では、ここに参加した２千名の総意をもって、学校教育法第103条を削除して、小・中・高校の各学校に一名以上の養護教諭の設置を要望すると同時に、政府は養護教諭の養成機関を拡充強化するよう取り計られたい。

第３回全国学校保健大会全体会議議長　大西義衛

文部省宛

◆寄生虫予防撲滅対策についての要望

児童生徒の健全なる育成を図る為には、寄生虫の駆除が急務であるに鑑み、これが駆除の方策と徹底を図るため、適切なる方途を講じられたい。

第３回全国学校保健大会議長　大西義衛

文部大臣宛

都道府県知事宛

◆児童・生徒の傷害の補償について（要望）

学校に於ける教育活動中、児童生徒の傷害に対しては、今日迄公共団体からの補償の途が講ぜられていないので、父兄はＰ・Ｔ・Ａが其の経費に関しては直接負担しているのが現状である。然し、教育活動は国の行政作用であり、これを委託されて、公共団体が直接の責任をもって行っているのが現状であるので、教育活動中に発生する事故に対する補償を、早急に講ぜられるよう特別の措置をされたい。

第３回全国学校保健会議長　大西義衛

各知事宛

各県教育委員会宛

◆寄生虫予防撲滅についての要望

児童生徒の健やかなる心身の育成をはかる上に寄生虫の予防撲滅を計ることが肝要であるのに鑑み、

寄生虫駆除の方策を徹底すると共に、地方財政法を改正して、昭和６年法律第59号寄生虫予防法を生かして、単独で２分の１の国庫補助をするよう措置されたい。

第３回全国学校保健大会議長

厚生大臣宛

◆定期の学徒歯牙検査後における処置の徹底について（要望）

定期の身体検査は、学徒の健康状況を精査し、鍛錬と養護を適切にし、体位の向上に資する為に行われるものであるが、就中学徒の歯牙検査後の処置が各学校に於いて徹底を欠ぐうらみがあるので、これが直接指導管理する関係官庁においては、検査の処置の徹底を期するため格別の措置を講ぜられるよう善処されたい。

第３回全国学校保健大会議長　大西義衛

文部大臣宛

各県教育委員会宛

第４回全国学校保健大会　昭和29年（1954）10月９～11日　島根県出雲市・松江市[90)]

昭和29年10月９～11日、島根県出雲市・松江市において、第４回全国学校保健大会が開催された。

同年７月17日、財団法人日本学校衛生会から財団法人日本学校保健会へ名称変更をしての最初の大会であった。

参加者は島根県内から400名、全国から1,200名、計1,600名の参加者があった。

第４回大会の分科会は、従来の職域別分科協議会ではなく、７つの問題別に研究協議会を設け、問題に対して各職域から自由に参加できるように改められた。

また、特筆すべきは、時を同じくして10月８日に島根県において第１回日本学校保健学会が設立・開催されたことである。日本学校保健学会は、第１回全国学校保健大会の全体協議会決議により学会設立活動が開始され、地方学校保健学会の設立から３年の時を経て実現したものであった。詳細は、日本学校保健学会20年史、及び日本学校保健学会50年史の記載通りであるが、日本学校保健学会は、会則によって「事務局を、日本学校保健会学校衛生研究所におく」とされ、それまでの日本学校保健会の研究活動は、新たな研究組織として学会に分化したといえる。

こうした時期に開催された第４回大会は、学校保健法確立運動がより具体的に展開され、前年の第３回全国学校保健大会で決議された地方学校保健推進協議会、及び全国学校保健推進連合会の活動が本格化された大会となった。

第４回全国学校保健大会全体協議会

〔全体協議会〕

◆緊急動議―故三宅鑛一会長・故新井英夫理事へ弔意を表して黙祷

開会壁頭にあたって、日本学校保健会岩原拓理事長から緊急動議が提出された。

緊急動議は、昭和29年５月31日、日本学校衛生会に尽力した新井英夫日本学校衛生会理事・文部省初等中等教育局保健課長が52歳の若さで逝去されたこと[91]、同年７月６日、三宅鑛一日本学校衛生会会長が78歳で逝去され[92]、日本学校衛生会に尽力されたことへの感謝の意味を弔意として表したいとの緊急動議であった。全体協議会は、この動議を取りあげて、全員起立し、30秒間の黙祷を捧げた。

新井英夫

両理事の逝去は財団法人日本学校衛生会が日本学校保健会へ名称変更認可がされる直前のことであり、戦後学校保健確立の一時代を築いた人物の逝去であった。

〔協議題〕

1．学校保健を全国的に強化促進する方策について（京都市学校保健協会提案）
2．学校保健法の経過を承りたい（大阪市学校保健会提案）
3．学校保健法の制定促進について（関東甲信越静ブロック学校保健会、宮城県教育委員会、石川県学校保健会、神奈川県連合学校衛生会、宮崎県学校保健会、島根県学校保健協会提案）採択可決
4．全国学校保健推進連合会の活動方法について（岡山県学校保健協会提案）
5．学校保健主事の設置と職務の法制化について（千葉県学校保健会、青森県学校保健会提案）
6．養護教諭必置制実現のため学校教育法雑則第103条の即時削除（大阪府学校保健会、山形県立養護教員養成所、東京都学校保健会養護教諭部会、和歌山県養育委員会提案）採択可決
7．養護教諭を普通教員と別わくで各校に必置すること（香川県学校保健会、北陸三県学校保健研究協議会、神奈川県養護教員研究会、横浜市学校保健会、三重県学校保健会、広島県学校衛生会、島根県学校保健協会提案）
8．学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬の確立に関する件（愛知県学校保健会提案）
9．学校医等の手当に対する国庫負担制度について（宮崎県学校保健会提案）
10．学校薬剤師を全国各小中学校に設定するよう関係当局へ陳情するの件（大阪市学校保健会提出）採択可決
11．学校保健に関する諸種の法規修正を要望する件（大阪市学校保健会提出）採択可決
12．学徒健康保険組合の法制化を当局（文部省・厚生省）に要望するの件（大阪市学校保健会提案）採択可決
13．肢体不自由施設に対する国庫補助陳情の件（兵庫県教育委員会、姫路市学校保健衛生会提案）
14．小中学校児童生徒の定期身体検査の結果疾病の治療を国家保障によって処理せられるよう其の筋に要望するの件（栃木県連合学校保健会提案）
15．議案撤回
16．教職結核休職３年実施とする件（和歌山県教育委員会提案）
17．近時学徒のう蝕罹患率の高さに鑑み歯科衛生教育の徹底を期するよう当局に要望する件（大阪市学校保健会提案）
18．寄生虫駆除薬代価国庫支給とするの件（和歌山県教育委員会提案）
19．トラホーム治療費半額国庫負担の件（和歌山県教育委員会提案）

20. 再び学校保健歌の制定方を日本学校衛生会及び文部省へ要望するの件（名古屋市学校保健会提案）
21. 日本学校保健会の強化について（福岡県学校保健会提案）
22. 学校看護婦必置方を法制化するの件（名古屋市学校保健会提案）

1号議案は、第1分科会である学校保健組織部会に廻付された。

2号議案は、大阪市学校保健会より提案理由が以下のように述べられた。

「①第3回全国協議会に於て協議を致した通り、第1回のこの全国大会に於て我々の痛切に感ずる所のことは、即ち全国各地に於てどのように学校保健推進に対して努力しつつあるか。その他本問題に関する諸種の角度から真面目なる意見の交換、有力なる研究発表とか、又大切なることは、これ等に対する質疑等をなすことに於て、問題解決の好い機会を作り推進を図ることである。

②更に又大なる力を以って臨んだ場合には、国家も亦保健問題に対して充分力を尽し、今問題の中心にしているこの学校保健法の如きものについても通過を見ることとなる。

而して之れは余程の力の結果が必要となって来るので恐らく完全なる全国的結果を以て根気よく臨まなくてはならぬのである。

昨年は全体協議会に於て之が制定を当局に希望し一日も早く制定を速進すべきであることに満場一致した意見であった。

幸い諸彦の熱誠なる御努力により、本問題即ち学校保健法が如何に制定に対し進歩しているかにつき詳細に御説明を願い度い次第である。尚又今日までの経過が充分思う様に進んで居らぬ場合は、落胆なく更に引続いて貫徹に向かって御努力願いたいことを附言する。

最後に希望して已まざる点は、前項の②の如き建議に関する事項は出来る限り重要なるものについてのみ行い、而して一度建議を行った節は之が遂行の暁まで努力を傾倒する覚悟を以ってし、之が制定と見んか、学校保健の諸般の事項は大部分解決する所のものに就いて我々は努力すべく、然かも敏速に解決に向かって処理し、前項①の問題を相共に審議し合う時代の早からんことを本会の責任者諸彦に希望する[93]」

これに対して、全国学校保健推進協議会幹事長の長倉邦雄東京都駒場高等学校校長が状況報告を行った。報告の詳細は以下のようなものであった[94]。

●全国学校保健推進協議会の状況報告

学校保健推進協議会の運動は、其後各方面に有形無形の成果を挙げていますが、この法案の成立に最も必要であるとと思われる「統一法としての学校保健法案の必要性について具体的資料」の研究は未だ充分でなく、この点が今後の推進運動の過程に於て支障になりはしないかと心配されます。

この問題の解決のために、直接健康教育の場にある現場有識者の意見をきくために、学校保健推進協議会研究会を開きました。其の結果を御参考までに御報告申し上げます。

〔研究会の次第〕

第1回研究会　7月10日（土）都立駒場高校
第2回研究会　7月17日（土）都立駒場高校
第3回研究会　9月13日（月）都立駒場高校

〔出席者〕

（第1回）文部省保健課、都教育庁保健課、都内高・中・小学校校長代表者、都内学校医代表者、都内学校薬剤師代表者、都内学校歯科医代表者、養護教諭代表者
（第2回）学校保健主事会代表者、保健科担当教師代表者
（第3回）第1回研究会出席者に同じ

〔協議事項〕

⑴　学校保健法の成立を促進する必要性の分析、特にその必要性を裏付けする具体的な根拠

⑵　学童の健康保険制度について

〔協議の結果〕

⑴　学校保健に関する現行法としては、学校教育法（昭和22法）、学校保健法施行規則（昭和22省令）法令が概念的なものとして見られるだけである。

これに関係のある部分法としては、学校身体検査規程（昭和24省令）、学校清潔法（昭和23訓令）、児童生徒及び学生の近視眼予防に関する件（大正８文訓令）、学校伝染病予防規程（大正13文省令）、トラホーム予防法（大正８法）、トラホーム予防法施行規則（大正８内省令）、予防接種施行規則（昭和23厚省令）など約30種の法訓令が見られる。

これらのうちには既に現行法としての意味を失ったものや、その制定年度が余りにも古くてその内容が既に時代遅錯誤的なものとなり、戦後の新しい教育体制に即応し兼ねるようなものや、その所管が文部省以外の省令によるために、学校保健の準拠するものとしてはその取り扱いが極めて不便なものなどが多く、これらの諸法令を綜合統一して新しい時代の要請に応えるようなものが是非共必要である。

⑵　新しい学校保健教育を今後活発に展開してゆくには保健関係職員の身分の保証や学校保健施設の基準などについて明確な法的裏付けを行っておくことが必要である。

⑶　僻地教育振興法の成立に伴う僻地のおける学校保健に関する問題のうちには、学校保健法案のような統一法によって協力に推進してゆかねばならない事が少くない。

⑷　学校教職員の保健問題は学校教育の基盤であるが、これに関する具体的な法令が現行法では全く見られない。

⑸　学童の健康保険制度については各地における類似制度を具体的に調査して将来の研究課題とする。

●文部省初等中等教育局並びに保健課との懇談会

学校保健推進協議会研究会は「学校保健法案の必要性について」前後３回に渉って、研究会をもち、その研究の結果、同法案について、次頁Ⅲのような問題点を発見しました。そこで、この点についての文部省の説明を聞くために、在京正副会長会議の承認を得て、９月28日文部省側との懇談会を開きました。右懇談会の結果は非常に有意義であって、今後の本協議会の推進運動に大きな自信と、理論的な足場を与えるものでありました。つきましては、右懇談会の結果を御報告申し上げます。

〔懇談会の次第〕

・日時　９月28日　於東京虎ノ門共済会館

・出席者　文部省初等中等教育局長、猪方信一氏、以下文部省保健課事務官全員、都教育庁保健課、都内高・中・小学校校長代表者、都内学校医代表者、都内学校歯科医代表者、都内学校薬剤師代表者、養護婦（マ）（マ）代表者、都内保健主事代表者、都内保健科担当教師代表者、その他協議会研究会全員

〔懇談事項〕

Ⅰ　学校保健法の内容に関する問題

①現行の学校保健に関する諸法規を統一してこれを有機的に活用する必要があると思うが、文部省の見解如何

②学校疾病に関する具体的な予防、治療の対策如何

③学校給食に関する衛生、施設、訓練などの基準に対する意見如何

④養護婦保健主事の身分に関する見解如何

⑤地域教育振興に伴う学校保健強化の必要はないか

⑥学校教職員の健康保持に関する具体策如何

Ⅱ　学校保健教育に関する問題

学校保健教育推進の力点と、これに対する文部省の自主性の所在如何

Ⅲ　学校保健医師に関する問題

①現行学校保健技術職員制度は現在のままでこれを継続する意向であるか

②地方教育委員会における学校保健専門技術者の活動強化に関する見解如何

Ⅳ　研究機関の問題

保健体育審議会の活動を強化するための対策如何

Ⅴ　学徒の学習強化政策に関する問題

学徒衛生法規その他による成人に対する保健政策は専ら労働を規制するような立場をとって育るものが多いが文部省が現在行っている学徒の学習強化政策については保健の立場から反省を要するような点はないか。

3号議案は、関東甲信越静ブロック学校保健会より「全国学校保健推進協議会で文部省及び衆参議院へ陳情したが、文部省は賛意を表明されている。しかしこれが実現すれば大体52億円の政府支出が必要であることが重大な問題であり、その実現は必ずしも容易ではない。しかしその動きは牛歩の感がないでもない。団結の力によって完遂の必要がある[95]」と提案理由が述べられた。

協議の結果、①学校保健法の制定促進についてはさらに一段と強力に当局へ働きかけることが必要であり、全国学校保健大会の名において学校保健法の制定に邁進すること、②全国学校保健大会の協議案すべてが保健法の制定と関係するものであることから、この機会に気分を新たにし、さらに一層結束を固くして、法の実現に邁進することとで採択可決された。

起草委員は、「文部省からも参加を願い事務局に一任する」との議長提案を可決した。

4号議案は、岡山県学校保健協会より「昨年3月全国の推進連合組織が出来たが、中央の活動及び折衝状況が各府県の協議会へはよくわからない。学校保健法の重要性はわかっているが、更に熱意を高めるためには、各県での運動方法を協議願いたい[96]」と提案理由が述べられた。

これに対し、「全国学校保健推進連合会に27府県より加入していないことが問題である」との発言や「今後の全国学校保健大会において厚生省・文部省の出席について措処されたい」との発言などがあり、全国都道府県の加入を可決し、関係各省に次回大会より出席の折衝行うこととなった。

5号議案は、千葉県学校保健会より以下のような提案がなされた[97]。

文部省の保健計画実施要領による学校保健主事の職責は学校保健の推進上極めて重要であるが、現状においては果たして満足すべき執務が行われているであろうか。①学校保健主事は学校長によって任命されるが、極端にいえば学校長はこの重要な位置にある学校保健主事を校務の一分掌主任程に考えているものが多い、②従って、任命された学校保健主事もその重要なる職責の自覚を欠き且つ多忙に追われてその執務に専念することができない。かかる現状からして規則にもとづく学校保健主事の発令についての要望しきりである。つまりその執務をしたいが、客観条件がこれを許さないのである。これを打開する道は、その設置の根拠を明確化するにある。

学校医、学校歯科医、学校薬剤師の設置及び転務についてはすでに法制化された。学校保健法の実現が諸種の実情からにわかに期待できないとすれば、この際この重要な位置にある学校保健主事の設置と

職務内容についての法制化を早急に実現させる必要がある。このことが学校保健の推進上最も具体的且つ手近な問題である。

即ち各学校に学校保健主事を必置すべきこと及びその職務内容を明確に法の上に規定する必要がある。学校教育法第28条を次の如く改めることによりこれが可能となる。

「小学校には校長、保健主事、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。但し特別の事情ある時は、保健主事は他の職員をして兼ねさせることができ、事務職員は置かない事が出来る」

第４項を「保健主事は学校保健計画の事務を掌る」と改める。

このように学校保健主事の設置及びその職務が法制化され、やがて彼等が学校経営の責任者になるであろう日の学校保健の進展を思えば、もはや議論の段階にあらずして実現の時機である。

あえて学校保健主事の法制化を提案する次第である。

以上の千葉県学校保健会の提案に対して協議がなされ、「学校保健主事を法制化するねらいは専任とする方途を考えるのが適当である。『学校教育法の中で規定して実現するのが実現し易いではないか』という意見に対して、『総合立法としての学校保健法の重要事項をぼかす恐れあり』との意見もあり、学校保健推進連合会及び各県の協議会でその推進に努力すること[98]」となった。

６号議案は、大阪府学校保健会より下記のような提案理由が述べられた[99]。

私の提案はすでに何回となく提案されたのでありますが、私達養護教諭の学校保健に於ける責任の重大なる事は今更申し上げるまでもありませんが、学校保健の進展に伴い益々養護教諭の活動を必要とするのではありますから今回更に改めて提案するわけであります。

学校教育法雑則第103条に小学校及び中学校には28条の規程にかかわらず当分の間養護教諭は之を於かない事が出来るとあります。但し高等学校設置基準第104条に「高等学校には学校において生徒の養護を掌る職員１名以上をおきその中の１名は他の職をかねず又他の職からかねない者でなければならない。即ち専任の養護教諭をおけとなって居りますので大阪の高校では現在全部おいているのでありますが、全国的にみますとまだおかない学校も相当あります。小中学校を通じますと更にその数は非常に大きいのであります。

養護教諭の設置状況を、府県別全国的にみますと昨年５月現在、平均29.6%、最高は97%でありますが、最低は僅かに6.1%であります。私どもの大阪におきましては昨年は52.0%であったのが現在80%まで増加して来ました。

思いますのに学校教育法の出ました当時の22年頃には基礎資格を有する者が少なかったためにこの付則が必要であったのでありますが、現在はその数も非常に増加しておりますので最早充分に需要を充たし得ると思います。よってこの際速やかに第103条を削除される様関係当局にお願いする次第であります。

６号議案は、以上の提案理由の説明を受け、採決可決された。

７号議案は、香川県学校保健会より「学校保健を振興するには保健技術職員の充実が極めて重要である。殊に養護教諭の設置は吾が国学校保健制度上画期的飛躍であってその充実は最も急務とする処である。然るに学校教育法雑則第103条により、未だその設置率は極めて低く一向に進歩の傾向を見ないのであります。われわれは第一に右の規定の削除を要望するものであります。然し教員定数の減少が次第に強化されつつある現状よりすれば養護教諭を普通教員と別わくとして各校に必置する如く法制化する事が最も現実的に養護教諭確保の捷経であると存じます故、ここに大会参集各位の御賛同を得て当局に要望したいのでありま

す[100]」と提案理由が述べられ、採決可決された。

８・９号議案は、一括上程された。

８号議案は、「占領下に制定された学校保健法規には、身分職務または報酬等に関して何等の規定もなく、名誉職として考えられ、１年に数回学校に出校し形式的の身体検査をする。そして、その報酬についてもこれまでは無関心であった。

昨年11月及び本年７月の学校教育法施行規則の改正並びにこれに伴なう局長通達によって、はじめて学校医、学校歯科医、学校薬剤師の身分は、非常勤の公務員として明確にされ、その職務内容もはっきり定められ、またその報酬についても一応望ましい額を示されたが、報酬は、市町村等設置者の負担としているために各地区で異なり甚だしく低額に抑えられている現状にある。これを一定基準のもとに国庫で半額、都道府県または市町村で半額支給するよう、法律で制定するべき」と愛知県学校保健会より提案理由が述べられた。

９号議案の提案理由については、宮崎県学校保健会より８号議案と同様の説明がなされ、８・９号両議案は採択可決された。

10・11・12号議案は、大阪市学校保健会より提案理由が述べられた。

10号議案は、昭和29年７月の文部省令によって学校薬剤師の法制化が実現されたことにより、全国各地の学校に速やかに学校薬剤師が設置されるように地方自治体その他関係当局に要望することで可決された。

11号議案は、学校身体検査について改正と修正を速やかに行うべきとして、①学校身体検査の改正（年２回実施、検査表を小・中・高等学校と関連させること）、②教師の身体検査について、③明治時代のものを現代に適合するよう改修することの３点が提案され、可決された。

12号議案は、現在の学校並びに環境下における法的諸条件では、徹底した保健の目的を達成することは不可能であることから、「学徒健康保険組合法」なるものを制定するよう提案理由が述べられ、具体的内容として、下記内容が採決可決された。

①学徒全員の強制加入（市町村郡が単位。以上の地域内の全学徒の強制加入）
- 都道府県あるいは都市区町村の行政区又は郡に組合を設ける。
- 行政区の首長が保険者となる。

②給付内容（現品給付で保険料の分、無料）
- 予防（主として学校内にておこなうもの）
- 治療
- 給付期間は学徒の在籍期間（組合の財政上給付期間に制限を設けたり、又は傷病に制限を定めたりすることができるようにすること）

③経費（実施する組合に少なくも全経費の半額以上を支出する）
- 国庫より大半支出
- 教育委員会、相当額支出
- 学徒、小額の保険料醵出（保護者の所得に比例して額に段階を設ける）
- 結核予防法により結核に関する予防、治療に要する費用を支出

13・14号議案は、一括上程され両案とも採決の上、可決された。

13号議案は、姫路市教育委員会より、①肢体不自由施設の必要性について、②特殊教育施設の種類について、③普通学校に付置した特殊学級の必要性について、④特殊学級には教育施設に経費が相当かかるがその経費について、⑤厚生省の補助は現状としては学校では活用できないことの5点について補助を文部省に請願するとした提案理由が述べられた。

14号議案は、「身体検査によって疾病異常が発見されても処置が行われていないことから、これまでの身体検査は単に統計のための検査であった。これに対して治癒回復の処置治療を国の保障によっておこなう」よう請願する由が栃木県連合学校保健会より提案理由として述べられた。

16・17号議案は、一括上程され、両案ともに採決の上、可決された。

16号議案は、「不幸にも教壇に倒れた結核性患者に対し身分的にも経済的にも不安なく療養できるよう、教育公務員特例法第14条『校長及び教員の休職の期間は、結核性疾患のため長期の療養を要する場合の休職においては、満2年とする。但し任命者は、特に必要があると認めるときは予算の範囲内において、その休職に期間を満3年まで延長することができる』の後段を削除し、前段における満2年を満3年と改正されるよう切望する」と和歌山県教育委員会によって提案理由の説明が行われた。

17号議案は、戦時中並びに戦後のう歯罹患率は、戦前に比べて低率を示していたが、最近では上昇しており、次の事項について強化徹底を図るよう、関係当局に要望することが大阪市学校保健会より提案された。①学校歯科医をしてその学校の教員に歯科衛生に関する教育をなさしむること、②現職教育には歯科衛生教育をなすこと、③学校が中心となって母親に歯科衛生教育をする機会をもたらすこと、④学校における保健委員会等に歯科衛生問題をよく取りあげて学校歯科衛生教育面に役立たしめること、⑤学校歯科医会は歯科衛生教育を強調し、学徒は勿論一般大衆にも歯科衛生教育の徹底を図ることについて提案説明がなされた。

18・19号議案は、第2分科会の疾病予防部会に廻付された。

20・21・22号議案は、一括上程され、20・21号議案については採決の上、可決され、22号議案は保留となった。

20号議案は、名古屋市学校保健会より提案説明があり、学校保健の事業に対する意識の高揚をはかり、目的に向かって一致協力するために全体会において満場の一致を見たが、未だ実現していないことから、再度の提案がなされた。

21号議案は、日本学校保健会をどうすれば強化できるかについて協議され、特に福岡県学校保健会から、運営資金の強化のために会費の増額、事業収入の増加を図り、人材の起用、議会人への理解と協力を求めることなどが提案がなされた。

22号議案は、養護教諭の設置されていない学校が多数存在していることから、養護教諭の必置を法制化するか、これが困難な場合には、例えば学校看護婦等を置くよう制度化されることを名古屋市学校保健会が要望した。しかしながら、この議案については保留となった。

●全国学校保健推進協議に対して実現促進方を依頼された事項

1．学校保健法制定促進に関する事項

◆学校保健法の制定促進について

関東甲信越静ブロック学校保健会、宮城県連合学校保健会、石川県学校保健会、神奈川県連合学校

衛生会、宮崎県学校保健会、島根県学校保健協会

2．学校保健法の内容に関する事項

◆学校保健に関する諸種の法規修正を要望する件
大阪市学校保健会
◆学校保健主事の設置と職務の法制化について
千葉県学校保健会、青森県学校保健会、大阪府学校保健会
◆養護教諭必置制実現のため学校教育法雑則第103条の即時削除
山形県立養護教員養成所、東京都学校保健会養護教諭部会、和歌山県教育委員会
◆養護教諭を普通教員と別わくで各校に必置すること
香川県学校保健会、北陸三県学校保健研究協議会、神奈川県養護教員研究会、横浜市学校保健会、三重県学校保健会、広島県学校保健衛生会、島根県学校保健協会
◆学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬の確立に関する件
愛知県学校保健会
◆学校医等の手当に対する国庫負担制度について
宮城県学校保健会
◆学校薬剤師を全国各小・中学校に設定するよう関係当局へ陳情するの件
大阪市学校保健会
◆肢体不自由施設に対する国庫補助陳情の件
兵庫県教育委員会、姫路市学校保健衛生会
◆小・中学校児童生徒の定期身体検査の結果疾病の治療を国家保障によって処理せられるよう其の筋に要望するの件
栃木県連合学校保健会
◆教職結核休職３年実施とする件
和歌山県教育委員会
◆近時学徒のう歯罹患率の高きに鑑み歯科衛生教育の徹底を期するよう当局に要望する件
大阪市学校保健会
◆寄生虫駆除薬代価国庫支給とするの件
和歌山県教育委員会
◆トラコーマ治療費半額国庫負担の件
和歌山県教育委員会
◆学校看護婦必置方を法制化するの件
名古屋市学校保健会
◆学校保健に関する現職教育の振興方策について
岡山県教育委員会
◆学校保健委員会の再検討について
京都市学校保健会
◆身体検査票の全国統一の件
横浜市学校保健会
◆学徒身体検査票及結核予防法の個人票（第１、第２様式）について
鳥取県教育委員会
◆保健課指導員の強化について
東京都学校保健会、歯科医師協会
◆児童生徒のトラコーマ集団治療の普及方策如何

島根県学校保健協会

◆学校給食指導要領設定に関する件

島根県学校保健協会

◆学校給食施設の基準制定に関する件

島根県学校保健協会

◆へき地における完全給食実施奨励とその具体的推進方策樹立の件

島根県学校保健協会

◆小学校に於ける健康教育の位置づけについて

島根県学校保健協会

◆虚弱児童生徒に対する健康指導の振興策について

東京都学校保健会校長部会

◆運動選手の健康管理について

徳島県教育委員会

◆保健室及び学校保健環境の拡充について

北陸三県学校保健研究協議会

◆学校保健室の備付薬品を設定するの件

大阪市学校保健会

◆学校保健環境の基準を速かに設定せられるよう関係方面に要望するの件

島根県学校保健協会

◆教職員の休職復職の基準について

徳島県教育委員会

◆学校身体検査における疾病異常の発見について如何なる改善策を講ずるべきか

鳥取県教育委員会

◆児童、生徒、教諭の健康管理強化のため学校身体検査規程の改正とその強化

大阪府学校保健会

◆農村児童生徒の寄生虫防除の対策について

愛媛県教育委員会

3．学校保健法以外の事項

◆学徒健康保険組合の法制化を当局（文部省・厚生省）に要望するの件

大阪市学校保健会

◆学校保健を全国的に強化推進する方策について

京都市学校保健協会

◆日本学校保健会の強化について

福岡県学校保健会

◆全国学校保健推進連合会の活動方法について

岡山県学校保健協会

◆再び学校保健歌の制定方を日本学校衛生会及び文部省へ要望するの件

名古屋市学校保健会

◆肢体不自由児施設に対する国庫補助陳情の件

姫路市学校保健衛生会

◆中学校健康優良学校表彰制度を設けることについて

宮城県教育委員会

◆大学に於ける健康教育の強化に関する件

愛知県学校保健会

◆学校保健に関する現職教育の振興方策について
岡山県教育委員会
◆学校健康保険組合の法制化を当局（文部省・厚生省）に要望する件
島根大学
◆学生健康相談所専従のレントゲン技術員看護婦及び事務職員の配置について
島根大学
◆医療費の給付その他の補償に関する制度の法制化について
島根大学

〔７問題研究部協議会〕

第４回大会でもたれた分科協議会は、第３回大会までの職域分科協議会としてではなく、７つの問題により研究別に協議会を設け、各職域から自由に参加できる協議会とした。したがってこれまでとは異なり、各方面の意見が展開できるようになった。

７問題研究部協議会は次の７分科協議会である。

○学校保健組織部会
○疲労予防部会
○学校給食部会
○健康教育部会
○学校環境部会
○学校保健行政部会
○大学部会

７問題研究部協議会では、次の決議（案）を可決裁定し、その早急なる実現を期待することとなった。

決議（案）[101]

学校保健法の制定に関しては、今日までたえずその推進か継続せられたのであるが、未だその実現をみないことはまことにいかんである。よって本大会参加者一同は一層組織を強化し、結束をかため、あらゆる困難な要件を克服排除して、これが実現に向って邁進することを茲に決議する。
昭和29年10月10日
第４回全国学校保健大会

〔分科協議会〕

第１分科会　学校保健組織部会

会　場　松江市立第一中学校
議長団　松江高等学校校長　下間忠夫
　　出雲高等学校校長　岸本正義
　　松江市立第一中学校校長　中島久喜
　　八東郡宍道小学校校長　石原武男

〔協議題〕

１．学校保健を全国的に強化推進する方策について（京都市学校保健会提案）
２．全国学校保健推進連合会の活動方法につ

学校保健組織部会

いて（岡山県学校保健協会提案）
3．学校保健推進協議会活動の活発化を促進する件（群馬県学校保健会提案）
4．学校保健に関する現職教育の振興方策について（岡山県教育委員会提案）
5．学校保健委員会の再検討について（京都市学校保健協会提案）
6．身体検査表の全国統一の件（横浜市学校保健会提案）
7．学徒身体検査票及び結核予防法の個人票（第1・第3号様式）について（鳥取県教育委員会提案）
8．保健課指導員の強化について（東京都学校保健会歯科部会提案）

1～3号議案は一括討議された。

1号議案は、京都市学校保健会より、以下の3点について提案がなされた。

①昨年度、四国大会で作った推進協議会は折角の意途（ママ）にもかかわらず、形式的に屋上屋を重ねるので、実効が挙がったとも思われない。かかるものを、日本学校保健会の外に作るよりも、本会そのものを組織的に強化するようにしたい。

②最近、地区ブロックの地方大会が全国大会の小型としてよく開催されているが、地域ブロックというものは都市、農山村と混合して何等の共通的基盤を持たない。かかる全体的なものとしては全国大会のみでよいのではないか。それより本年5月京都市が当番で開催した六大都市協議会のような同一基盤に出来るだけ立っているものが協議会を持つ方が適当ではないか。

③全国大会において分科会を持つことは好ましいが、全国新たな試みとして職域綜合分科協議会というので分科会が持たれたが、考え方としてはわかるが、これでは結局全国大会の小型になったというだけで、各職域別の意見が十分に反映されないと思う。

2号議案は、岡山県学校保健協会より、「学校保健の重要性はよくわかっている筈なのに、現場では等閑視しているようである。学校保健の成果を十分発揮するにはどうしても法制化の必要がある。学校保健会が国会や当局に働きかけねばならない」と提案理由の説明を行った。

3号議案は、以下の3点について提案がなされた。

①未だ組織のできていない県は速かに組織し連合体に加入する
②中央連合体においては統一的活動展開の計画を地方に流し、全国的、統一的活動を展開する。又地方に時々の情報を流す
③活動展開の為の資金については都道府県は連合体に、全国的に協力する。

1～3号議案の一括討議では、昨年の高松大会で決議された学校保健推進協議会の問題が協議され、同会幹事長長倉氏から経過説明があった。創立準備費の未納県が27県もあることに対して、この問題を「第一に解決せよ」との強力な発言が多かった。これらの議決について決定されたことは、①各学校における学校保健委員会の組織強化と活動の活発化、②学校保健に対する地域社会の理解認識を深める、③各都道府県の学校保健推進協議会の組織強化と活動の活発化、④全国学校保健推進連合会の強化育成につとめる（未加入県の加入促進、中央本部役員経費の強化・充実）、⑤学校保健法の法制化促進などで、主として学校保健推進協議会の活動の強化・促進に慎重な協議が行われた。

4・5号議案は一括討議された。

4号議案は、岡山県教育委員会より、「学校保健法の制定を待っていては何もできない。一般教員の関心が少ないからではなかろうか。組織を運営するのは人である。小学校では学級担任であり、中学校では教科担任であってとかく保健はおろそかになる。現職教育の重要なる所以である。現職教育の振興について意見を承りたい」と提案理由が述べられた。

5号議案は、京都市学校保健協会より「学校保健委員会の必要性が叫ばれる割に一般に低調（開店休業）と云われる理由はどこにあるか」など意見・質問が出された。討議の結果、①学校保健法の意見を待つことなく、全教員が学校保健について研修するための機会をつくる、②各地域に適応する実質的な組織を作って運営の妙をはかる、③指導陣の強化につとめると意見がまとめられた。

6・7号議案は一括討議された。

6号議案は、横浜市学校保健会より身体検査個人票の用紙規格の大小、身体検査個人票と歯牙検査票と表裏一体となっているところ、身体検査票と結核健康診断個人票が一緒になっているところなど、県市により不統一であり、児童生徒の転入学の折にその処理に困惑することから、身体検査票を全国で統一することが提案理由として説明された。

7号議案は、鳥取県教育委員会より、学徒身体検査票及び結核予防法による個人票は各人に4枚必要とされ煩雑であることから2枚とすることが提案された。

6・7号議案の一括討議の結果、①様式・形式を一定化し、かつ単純化し、存続的な健康観察を可能ならしめる、②文部省・厚生省に本会の名をもって陳情することで決議された。

8号議案は、東京都学校保健会より、学校保健を管轄する課における直接指導の人員が非常に少なく、完全に学校指導ができない現状であるので、早急にこれを充足するよう各都道府県教育委員会において取り計らわれたいと提案理由の説明がなされた。

討議の結果、各都道府県の教育委員会に医師、歯科医師、薬剤師等の専門的指導員をおくよう世論を喚起し、関係当局に働きかけることとなった。

第2分科会　疾病予防部会

会　場　松江市公会堂

議長団　県立盲学校医　古瀬庸
松江市立第二中学校校長　上杉喬
松江市立第三中学校医　米田正治
八東郡玉湯中学校医　奥村通
松江市立雑賀小学校医　福間[illegible]夫
松江高等学校歯科医　板垣信
松江市立内中原小学校歯科医　長洲長行
県養護教諭協会会長　佐藤トシ

〔協議題〕

1．学校身体検査における疾病異常の発見について如何なる改善策を講ずべきか（鳥取県教育委員会提案）
2．児童、生徒、教諭の健康管理強化のため学校身体検査規定の改正とその強化（大阪府学校保健会提案）
3．農村児童生徒の寄生虫防除の対策について（愛知県教育委員会提案）
4．寄生虫駆除薬代価国庫支給とするの件（和歌山県教育委員会提案）
5．児童、生徒のトラコーマ集団治療の普及方策如何
6．トラコーマ治療費半額国庫負担の件

1・2号議案は一括討議された。

1号議案は、鳥取県教育委員会より、「身体検査を科学的な方法で実施し、実際に生かす

方法如何」として提案理由の説明を行った。

２号議案は、大阪府学校保健会より「学校保健法の立法化に関係して早急に手を打つべきもの」として昭和23年に改正された「学校身体検査規定」の改正ついて提案された。

改正点は、

①児童生徒の身体検査を定期的なものとし少なくとも年３回、現段階では既にこの段階に来ている
②上記に備えて公費補助、現在では結核予防法にのみ年１回の公費補助が規定され学校身体検査規定にはない。これを裏付ける予算と公費補助の規定を望む
③教職員の身体検査として、学徒と同時に行う定期検査は年１回（４月）あるがこれには公費補助がない。府県で実施している身体検査規定第16の強化と改正を望む。現在の「教育委員会は必要と認めて教職員の身体検査を実施することが出来る」このような弱い線ではなく結核検診だけでもよいから「ねばならない」と改正されたい
④身体検査票を小・中・高と一貫したものに改正する

ことであった。

個々の法令の制定としては、①養護教諭必置、②学校保健主事の法制化等が提案された。

また、１・２号議案の一括協議の際、緊急動議として次の議題が取りあげられた。

〔緊急議題〕

現行通信簿身体検査表改正に関する件（茨城県教育委員会提案）

緊急議題の提案理由は、「今までの身体検査表を見ると記録に止まりその結果を活用するには旧態依然たるものである。更にこれは専門家にのみ解り、父兄、生徒には解らない。一目瞭然解るものに改正する必要がある。体格の全国平均との比較、疾病異常の記号による表現、体力検査結果を記載し得るものとし、全国統一とする」こととされた。

これらの議題について、①身体検査は統計や報告のものでなく、疾病異常早期発見のために年２回以上（毎学期１回）行うべきである、②小・中・高一貫性ある身体検査表への改正を望む、③疾病異常を早期に発見するために科学的設備の充実を望む、④ヘルスサービス機関の協力態勢強化。学校医のみに依存せず専門医に協力してもらう。担任教師の健康管理に関する認識を高め、PTA一般町村民の関心を高揚することが決議された。

３・４号議案は一括協議された。

３号議案は、愛媛県教育委員会より、４号議案は、和歌山県教育委員会より提案理由が述べられた。３・４号議案一括協議の結果、①流れ川利用の悪習慣を改善し、改良便所を徹底させるように方策を講ずべきである、②学校における集団治療を実施する、③家族全員、全国一斉の検便と寄生虫の駆除、④都市の寄生虫予防対策は農村の肥料対策（少なくとも４ケ月以上経過してから使用）に帰結する、⑤治療の重要性は理解できても経済的裏付けがなければ全治するまで治療をしない。学校から強制的に駆除できるように国庫補助などを早急にしてほしいとして決議された。

５・６号議案は一括協議の結果、①自覚症状も少ないし長期の治療を要するので根気よく通院の必要がある、②時間的、経済的困難より治療に長続きしないものが多く集団治療の必要性が考えられる、③トラコーマに対する認識理解、協力があらゆる角度からなされなけれ

ばならない、④集団治療を実施するためには国庫補助が切望されるとして決議された。

以上、２分科会の結論として、「児童・生徒・教諭の健康管理強化のため、学校身体検査規定の改正と、その強化推進のための国家補償を要望するの件」の決議案を提案し、この処理については大会本部役員に一任することとなった。

第３分科会　学校給食部会

会　場　松江市立北堀小学校

議長団　出雲市立第三中学校医　岡田甚七　　松江市立北堀小学校校長　木元常文

出雲市立四絡小学校校長　来海恭太郎

〔協議題〕

１．学校給食実施要綱制定に関する件（島根県学校保健協会提案）
２．学校給食施設の基準制定に関する件（島根県学校保健協会提案）
３．僻地に於ける完全給食実施奨励とその具体的推進方策樹立に関する件（島根県学校保健協会提案）

１・２・３号議案ともに島根県学校保健協会より提案理由の説明がなされた。

１号議案は、協議の結果、学校給食の有効な実施にあたっては、まず予算措置の拡充強化が肝要であり、あわせて教育的にも配慮された学校給食指導要綱が設定されるよう決議された。

学校給食部会

２号議案は、①制定された学校給食実施基準は施設等の概要を示したものとして一応の基準として尊重するが、施設の実際的具体的な問題について衛生的教育的に考慮する、②学校給食の実施に際し、一層学校医、学校歯科医、学校薬剤師等の専門的立場からの協力を得るようにする、③学校施設、設備・費用の補助を増額してもらいたい、④附帯事項、栄養教諭あるいは専従教員の配置を法制化してもらいたいとした４項目について決議された。

３号議案は、「①人間教育の根幹をなす学校給食は、原則として全国児童生徒に実施されるのが望ましい。然るに山間へき地の学校では、地理的、経済的理由でその完全実施が甚だ困難である。従って経済的な補助制度を確立して、その完全な実施を可能ならしめるよう政府において措置されたい、②尚準援護家庭の子弟の給食費補助の確立が最も重要である」といった２項目について決議し、この立案については政府ならびに都道府県に以上の趣旨にそって協力に要望することとし、その手続きについては大会事務局において考慮することとなった。

第４分科会　健康教育部会

会　場　松江市立母衣小学校

議長団　出雲市立今市小学校校長　山根徳右衛門　　松江市立内中原小学校校長　栗間久

松江市立第一中学校歯科医　上田源吉　　松江市立母衣小学校校長　山野正雄

八束郡宍道小学校医　坪内杵吉

〔協議題〕

1．学校保健に関する現職教育の振興方策について（岡山県教育委員会提案）
2．小学校に於ける健康教育の位置づけについて（島根県学校保健協会提案）
3．虚弱児童生徒に対する健康指導の振興策について（東京都学校保健会提案）
4．運動選手の健康管理について（徳島県教育委員会提案）
5．近時学徒のう歯罹患率の高き鑑み、歯科衛生教育の徹底を期するよう要望する件（大阪市学校保健会提案）

1号議案は、岡山県教育委員会より、「健康教育の主体は教師にある。その教師の指導の強化が根本問題であり、現職教育が最も有効であると考える。すなわち学校長、一般教師、健康教師（小学校においては全員）を対象とすべきであると思うが各地の具体的状況を承りたい」と提案理由の説明があった。

討議では、健康教育の重要性を認識させるような現職教育の方法を考えなければならない。保健主事には、その中心になれるような法的根拠をもたせるようにしてほしいとの意見が出された。

2号議案は、島根県学校保健協会から以下の8点の提案理由が述べられた。

①学校保健を推進するにあたって、新しい健康観を築き保健学習、保健指導の両面から、健康教育の徹底を期することが大切である。
②保健指導については、「小学校学習指導要領一般編」に一応の基準となるべきものが示されているが、保健学習の性格が明確に示されたわけではない。
③健康に適した生活習慣の形成は、あらゆる機会に、あらゆる場所で行われなければならない。1週1時間や2時間では足りない。この保健指導と別に、保健学習が行われ、健康に適した習慣形成の扉を開くため、系統的、計画的、集団的に行われなくてはならない。
④保健学習は社会、理科、家庭等の教科において行われるから特設の時間を必要としないということは成り立たない。
　○保健学習の性格が健康観と共に変わってきた。保健の領域は、人間の生命について人間の生活―仕事の能率、感情の安定―について問題の範囲が拡大した。
　○社会科は社会環境。理科は自然環境とそれぞれ生活環境への適応とその改善に必要な経験や能力をめざし、それぞれ目標をもつものであって、社会科、理科の教科学習によって保健学習の目標が完全に達せられたとはいわれない。勿論両教科との間に関係性はあるが、それは従来考えられていた理科との関係性よりも、社会科的なものへ移行してきていることは今日の保健の性格から当然である。
　○インストラクションとガイダンスを明確に区別した上、その一体的指導が健康教育である。保健学習と保健指導を個人生活の上に適切に結びつけることは、健康管理の仕事であり個人差に応じた教育がここにある。
　○保健の領域が従来より、個人的―実践的、統一的―生活的立場をとる以上、理科や社会科にのみ満足できず、自己の保健的理解をめざす保健学習の特設時間が必要である。
⑤保健学習特設時間の割り出しは教科の時間に入れるわけにはいかない。特別教科外活動の時間として出すということも考えられる。ここにも問題があるが、今日の段階においてはこれ以上に説明がつかない。
⑥教科教育課程の立場に立つとき、保健課を新しく設けることについては今後の問題としていきたい。
⑦保健学習の実施学年は4年から始めるもの、5、6年において実施するもの等各校の方針による。
⑧健康教育の体系を整えるため、保健学習と保健指導とが全体教育計画においてどのように位置づけら

れるべきであるか、特に保健学習の性格について本議題が充分検討されたい。

討議の結果、①現行教科についての内容の検討と健康教育の内容について検討を要する、②保健学習に対する時間を特設し、健康教育のカリキュラムを作る必要がある、また、文部省より、将来保健教育の資料を蒐集し、さらに教科体系を研究し、保健教育の根本方針をきめたいとの発言もあった。

3号議案は、討議の結果、養護学級の設置は絶対に必要であるから、これが編成に対して教員の定数外配当と予算措置を当局に陳情することとなった。

4号議案は、①選手は疲労から健康を壊しがちであるから、選手の疲労度を測定し処理することが必要である、②クラブアドバイザーをして、選手の保健管理と指導を生活全般にわたり行わせることが必要である等の意見が出された。

5号議案は、討議の結果、①歯科治療器具を保健室に備えることはすでに通達済みであるが、徹底していないから重ねて通達してほしい、②へき地学校に歯科医の設置ならびに巡回治療の方策を立てるよう当局に要望したい等の発言があり、この議案について関係当局に陳情することとなった。

第5分科会　学校環境部会

会　場　松江市立朝日小学校

議長団　仁多郡横田中学校校長　藤原仲義　　松江市立第三中学校校医　四方正次
　　松江市立雑賀小学校校長　難波正直　　松江市立第三中学校校医　林重徳
　　松江市立第三中学校校医　伊野正慶

〔協議題〕

1．保健室及び学校保健環境の拡充について（北陸三県学校保健研究協議会提案）
2．学校保健室備付薬品の基準について（東京都学校保健会薬剤師部会提案）
3．学校保健室の常備薬品を設定する件（大阪府学校保健会提案）
4．保健環境の基準を速に設定せられるよう関係方面へ要望するの件（島根県学校保健協会提案）

1号議案は提案者不在のため4号議案と一括上程された。

4号議案は、島根県学校保健協会より提案理由の説明があり、協議の結果、①要望するよりも我々でできることを理想に向かって一歩でも進めるよう研究機構を進めてはどうか、②我々は一応の基準を設定して科学的にこれを解決するよう努力すべきである、③基準を決定してもこれを運営する人の熱意がなければ無駄である、④文部省の基準は抽象的すぎるので、もっと具体的なものにしてもらいたい、⑤文部省発表に際しては、言語表現を明確にされるよう要望するといった意見が出された。

結論として、学校保健環境の基準を自主的に研究するとともに本大会の名において、文部省に対し、具体的基準を速やかに設定されるよう要望することとなった。

2・3号議案は一括上程された。

協議の結果、①常備薬品の基準については、都市部と地方とは当然異ならなければならない。養護教諭の有無により異なった基準とならなければならない、②管理について、学校薬品には使用に堪えない実情がある。施薬結果について家庭より誤解をうける場合がある。そ

の責任について検討すべきである。③薬品について、学校薬品は救急薬に限るべきである。学校では調剤をすべきではない。使用を十分明らかにしたものが必要であり、本分科会において具体的に薬品をあげてはどうか(本会において具体的薬品を決定することは困難である)との意見が出された。

結論として、東京都、及び日本学校保健会において、さらに審議し、なるべく速やかに機関紙に発表したいとまとめられた。

第6分科会　学校保健行政部会

会　場　松江市立白潟小学校

議長団　県立松江工業高等学校校長　鎌田武　　八東郡本庄小学校校長　福田紀夫
　　松江市立竹矢小学校校長　板垣将成

〔協議題〕

1．学校保健に関する諸種の法規修正を要望する件（大阪市学校保健会提案）
2．学徒健康保健組合の法制化を当局（文部省・厚生省）に要望するの件
3．肢体不自由児施設に対する国庫補助陳情の件（兵庫県教育委員会提案）
4．教職員の休職復職の基準について（徳島県教育委員会提案）
5．学校医・学校歯科医・学校薬剤師の報酬の確立に関する件（愛知県学校保健会提案）
6．学校医等の手当に対する国庫負担制度について（宮崎県学校保健会提案）
7．中学校健康優良学校表彰制度を設けることについて（宮崎県学校保健会提案）

1号議案は、協議の結果、①学校身体検査の改正（年2回実施と検査表を高・中・小連関したものとする)、②教職員の身体検査について、「行うことを得」を「行わねばならぬ」に改める、③身体検査のみならず体力検査も加える、④身体検査以外の問題（学校浴場・学校理髪等）も含める、⑤明治時代からのものを現代的に改めることが意見としてあげられた。

学校保健行政部会

2号議案は、①広範な法制化に対し、種々実施上の検討、②現行国民健康保険等との関連性において、本案の実現性について検討する、③千葉、広島（福山）より、現行の具体的説明を聴取し、その程度の可能性を明らかにした3点について協議し、広範な理想を堅持しつつ、暫定的に現場で可能なことから実施する。そして、就職において原案貫徹に努力するとまとめられた。

3号議案については、①大阪での実施例をもって、大都市における施設と中小都市をもつ地方における実施の方法について検討し、②厚生省関係施設との関連性はあるが、文部省からの国庫補助を期待するとの意見が出された。

4号議案は提案者欠席につき付議しなかった。

5号議案は、愛知県学校保健会より、「学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の身分・職務・勤務日数・手当等の義務を我々に押しつけているが、政府としてその義務に報いていない。国庫で半額、府県で半額負担してほしい」との提案理由が述べられた。

5号議案と6号議案は全体会議で討議されているので、2議案を1本の議案（「学校医・学校歯科医・学校薬剤師等の報酬に対する国庫負担制度について」）に修正し、制度化の実現をみるまでは、各都道府県においてその確立に協力・努力することとなった。

7号議案は、①表彰の対象、内容について（個人的、団体的、義務制、学校範囲等）、②表彰の主体について（文部省、教育委員会、新聞社、学校保健会等）、③方法については教育的に充分研究すべきではあるが、現在学校保健の推進に大いに貢献しつつある小学校を対象とした表彰制度を中学校にも設けるよう関係方面に要望することとなった。

全体会議より学校保健行政部会に附議された、18・19号議案については、2議案ともに採決可決され、原案通りこれを貫徹することとなった（第2分科会にも同様の議案が廻付）。

最後に、学校保健行政部会の性格から、「学校保健法」の貫徹については、本大会の一大決意をさらに促して、その目的達成に最善を尽くすことを要望することとなった。

第7分科会　大学部会

会　場　島根大学文理学部

議長団　島根大学学生部長　谷本武夫　　島根大学教授　荻野秀寿

〔協議案〕

1．学生健康保険組合の法制化を当局（文部省・厚生省）に要望する件（島根大学提案）
2．学生健康相談所専従のレントゲン技術員、看護婦及び事務職員の配置について（島根大学提案）
3．在校時に於ける学生、生徒、児童等の災害に対する医療費の給付その他の補償に関する法制化について（島根大学提案）
4．大学に於ける健康教育の強化に関する件（愛知県学校保健会提案）
5．学校保健に関する現職教育の振興方策について（岡山県教育委員会提案）

1号議案について、各大学の事情報告があり、2、3の大学では学生健康保険組合を大学自身で結成しているところもあるが、現在は、「本制度の必要性」を論ずる段階ではなく、具体案作成の段階にあり、本大会としてその促進方法を強力に当局へ要望することで一決した。

2号議案は、提案の職員と、その他、「医師」をも専従職員に加えて当局に要望することに決定した。

3号議案は、「現在ではこうした制度がなく、予算支出の科目もないので、学校によっては『校医奉仕』になっている状態である。このようなことでは困るので、制度の確立と同時に予算の裏付けを確定して、学徒をして負傷等の場合安んじて治療を受けしめるため」本件を強力に当局に要望することに決定した。

4号議案とともに長崎大学より当日提案された追加議題と関連があることから、問題を二つに区分して一括討議することとなった。

〔追加議題（長崎大学提案）〕

1．教育大学に於ける保健の2部会を作ること
2．保健教科を実験講座とすること

3．実験学科の選定と必修単位の決定
4．保健担当教官の専門家確保の件
5．保健学会と保健会との問題
6．教育学部における保健学科の必修性

新たな問題の区分として、①一般大学における健康教育、②教員養成学部における健康教育の２議案について協議された。

５号議案は、「今日の現職教員の学校保健に対する教養も認識も全体としては大切な人の子を託するに心細い現状にある。よって現職教育を強化し認定講習等にも保健講座を多く出すよう大学も教育委員会も共に努力すべきである」との強力な発言が多数出された。

〔決議及び陳情〕

●決議

◆学校保健法制定促進に関する決議

学校保健法の制定に関しては、今日まで絶えずその推進が継続せられたのであるが未だその実現を見ないことは誠に遺憾である。

よって本大会参加者一同は一層組織を強化し結束を固め、あらゆる困難な条件を克服排除して、之が実現に向かって邁進することを茲に決議する。

昭和29年10月10日

第４回全国学校保健大会

起草委員

文部省初等中等教育局保健課事務官　湯浅謹而
文部省初等中等教育局保健課事務官　竹内光春
東京都教育庁保健課長　水野俊夫
青森県里石市浅瀬石小学校校長　大田準逸
福井県学校保健会会長　坂本豊
愛知県教育委員会保健課長　八田宏
大阪府教育委員会学校保健係長　丸岡隆二
福岡県学校保健会副会長　朔東民
岡山県赤磐郡江西小学校校長　黒田卓示
香川県教育委員会保健体育課主事　八倉正夫
島根県教育庁健康教育課長　高橋恵三郎
島根県学校保健協会副会長　大屋正夫
大会議長　河井忠親
大会事務局総務部　竹並豊之助
大会事務局会議部　福田紀夫
大会事務局会議部　野津茂人

●陳情・要求・請願

◆学校保健法制定の促進に関する陳情

教育基本法の精神に則り、心身共に健康で文化的な生活をいとなむ国民を育成するためには、学校保健の推進を図ることが肝要であり、これが推進のためにはその基礎となる法的な裏付けをなすことが急務であるので、学校保健法を急速に制定されるよう大会決議にもとづいて陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆学校教育法103条の末梢について（陳情）

学校保健の推進上、養護教諭の責務と地位は極めて重要なのに鑑み、本大会に於ける参加者２千名の総意をもって、学校教育法103条を即時削除し、小中高の各学校に１名以上の養護教諭を普通教員と別わくで必置せられるよう特別措置を取られたい。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬の確立について（陳情）

学校保健の推進に学校医、学校歯科医、学校薬剤師は枢要なる地位を占めるにかかわらず、これが報酬は確立されていないのが現状である。これらの報酬を一定基準のもとに、国庫にて半額・都道府県または市町村にて半額の負担について格別な措置を講ぜられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

都道府県教育委員会宛

◆学校薬剤師の設定について（陳情）

学校教育法の改正により学校薬剤師の改定について法制化の実現を見たが、学校薬剤師の学校保健・学校給食の運営上に占める職責の重要なるに鑑み、小中高等学校に遍く設定せられるよう格別の配慮を要望する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆学徒健康保険組合法の制定について（陳情）

学徒の保健の成果をあげるには、傷病に対する予防と治療を併せ行うことが肝要あるにもかかわらず治療面における立法化は全く閑却せられた現況にある。国家社会は特別なる施設を設けこれを処理すべきであることを痛感せしめられるので、学徒の保健の完璧期せられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆肢体不自由児施設に対する国庫補助について（陳情）

全国の学徒２千万人のうち、0.5%が身体不自由児と推定されるが、これら身体不自由児のためには、特殊な養護施設を要する。都道府県はこれら児童・生徒に対して、地方財政の貧困により殆んど省みていない実情にあるは極めて遺憾である。今後特殊養護施設の進展を図るため、国庫補助について特別の措置をとられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆小・中学校児童生徒の定期身体検査の疾病治療の国庫保障について（陳情）

学校身体検査は、児童生徒の健康現状を精査し、その結果に基き学校養護の完璧を期することを要するが、検査後の疾病の処理について、各学校においてきわめて不徹底の現況にあるので、これが徹底を期するため、治療の国庫保障について格別の措置を講ぜられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆結核による教職員の休職期間延長について（陳情）

教育公務員特例法第14条を改正して但書を削除し、結核性疾患のため長期の休業を要する場合の休職期間を３年に延長する措置を講ぜられる様陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆歯科衛生教育の徹底について（要望）

近時学徒のう歯罹患率の高いのに鑑み、歯科衛生教育の徹底を期せられ、適切なる指導を講ぜられるよう要望する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆寄生虫の予防対策について（陳情）

児童生徒の保健上寄生虫病の予防を計ることの肝要なるに鑑み、寄生虫駆除の対策を徹底すると共に地方財政法を改正し、法律第59号寄生虫病予防法を生かして２分の１の国庫補助をせられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

厚生大臣宛

◆トラホーム予防対策について（陳情）

児童生徒の保健上トラホームの予防を計ることの肝要なるに鑑み、トラホーム予防の対策を徹底すると共に、地方財政法を改正し、法律第27号を生かして２分の１の国庫補助をせられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

厚生大臣宛

◆学校保健歌の制定について（要望）

学校保健の振興を図るため、広くこれが関心を高める方途として健全で明朗な学校保健歌（仮称）を制定することは極めて有意義であると思われるので次回大会までに学校保健歌の実現について取り計らわれるよう再び要望する。

第４回全国学校保健大会議長

日本学校保健会長宛

◆学校身体検査票及び結核予防法の個人票（第１号様式）（第３号様式）改訂について（要望）

学校身体検査票（第１号様式）及び結核健康診断個人票（第１号様式）結核予防接種個人票（第３号様式）の各票の規格（用紙）及び各学校（大高中小）の規格（用紙）並に結核診断、予防接種両票の統合等を図り、かつ各学校（大高中小）を通じ結核予防に真に活用し得るよう格別の措置を講ぜられる様要望する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣・厚生大臣宛

◆児童生徒、教職員の健康管理強化のため学校身体検査規定の改正とその強化について（陳情）

学校保健管理上、児童・生徒・教職員の身体検査の実施とこれに基く処理は重要なる意義を有する。この規定の改正により実施を強化し、国庫補償によりこれが成果を推進するよう格別の措置を講ぜられたい。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆学校給食指導要領の設定について（陳情）

学校給食の推進については先ず予算措置の拡充強化徹底が肝要なることはいうまでもないが一方之に併せて教育的立場から給食指導の確立を要するものなれば指導要項の設定と共にその運営上の機構的措

置を速やかに講ぜられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆学校給食施設の基準判定について（陳情）

過般判定を見た学校保健法の実施基準は施設等の概要を示したものであるが、更に実施について衛生上安全にして且つ教育的、栄養的たらしめる為施設の基準をより一層具体的なものとし運営上学校医、歯科医、薬剤師の協力を得るとともに栄養教員の設置を法制化されたい。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆へき地に於ける完全給食実施奨励とその具体的推進方策樹立について（陳情）

学校給食は全国の全児童に機会均等に実施されるべき性格のものなれど実施には山間僻地学校に於いては地理的、経済的等諸種の事情により実施に困難なる状況にあり、その必要度とむしろ逆相関にあるので僻地校には殊更に実施可能な方策を樹立し尚準援護家庭の子弟の給食費補助の確立を併せて陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆虚弱児童生徒の健康指導の振興について（要望）

全国の学徒約２千万のうち10%が身心共に養護を要するが、都道府県はこれ等児童生徒に対し、学校教育法第74条により養護教諭を設置する義務があり、第75条により特殊学級を設けることができることとなっているが、極めて不振の現状にあるので、これらの設置により虚弱児童生徒の教育を徹底するよう国、公共団体が急速に特別の措置をとられるよう要望する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛・都道府県教育委員会宛

◆全日本中学校健康優良学校表彰制度設定について（要望）

現今実施の小学校における健康優良学校表彰制度は学校保健の推進により新教育の指標を明らかにし、児童を通して全国民の健康保持増進にも好影響を及ぼしたことは周知の事実であり、この表彰制度を更に中学校まで拡大され一層の成果を期し、その設定方を要望する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛・厚生大臣宛・朝日新聞社長宛

◆大学における健康教育の強化について（陳情）

健康教育の重要性に鑑み大学においては保健講座を整備しその強化を図ることが必要であるので下記４項につき、これが実現について格別の措置を講ぜられるよう陳情する。

１．教員免許法を改正し、教員たらんとする者はすべて保健教科を独立（２単位）を必修とする

２．教員養成学部における保健教科を独立とする

３．大学における保健教科を実験科目とする

４．教育大学協会の２部会に保健部会を設置する

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛・教育大学協会長宛

◆学生健康相談所専従のレントゲン技術員、看護婦及び事務職員の配置について（陳情）

本年度より９大学に学生健康相談所の新設を見ることになったが、建物の新設と併行し上記職員の配置と、更に医師をも専従職員に加えられるよう陳情する。

第４回全国学校保健大会議長

文部大臣宛

◆全国養護教諭協会より委任され当局に陳情処理せるもの

今回わが島根県において第４回全国学校保健大会が開催されました際に全体会議並びに分科会に於いて学校保健の推進上養護教諭必置については声を大にしてさけばれたのであります。

特に全国養護教諭の集まりの部会におきましては幸にして文部大臣が本年の御出身であられますので何とかしてこの大会を機会に直接大臣への陳情方を総意をもって熱望したのであります。

右の実情を御賢察いただきまして何分の御高配を賜りますようここに別紙陳情書を添えまして全国養護教諭を代表して懇願する次第であります。

昭和29年11月１日　全国養護教諭協会代表
島根県養護教諭協会長　佐藤トシ

文部大臣殿

陳情書

１．学校教育法第103条を削除し養護教諭の養成機関を設置され速かに養護教諭の定員を増加されたい。

学校保健の推進上養護教諭の任務は極めて重要な地位をしめております。特に小・中学校の如き幼弱なる児童を対象とする教育の場においては１日たりとも欠くことのできない重要な職務を遂行しながら教員の定員減による整理の対象として第一に養護教諭があげられていることは学校保健を無視されたといっても過言ではありません。速かに養護教諭の定員を増加していただきたく要望します。

２．養護教諭の恩給起算点を学校就任の当初においていただきたい。養護教諭の職制は昭和17年度に始めて制定されたために大正14・15年頃より学校看護婦として勤務し、今日まで約30年間も勤続しているものが全国には多数おります。

かかる人が一たん退職した場合現行の制度によれば恩給の恩典に浴せられず現在既に退職を勧告されながら60才近い老い先きを今後どうして生きようかと真に悲惨な状態にあります。

以上の点を御賢察いただきまして無資格者としての勤務年数をせめて幾割か加算していただきたく懇願します。

(5) 諮問・答申・通達類

日本学校衛生会の前身である帝国学校衛生会は、戦前・戦中期に文部省より学校衛生に関する多数の諮問を受けている。こうした諮問事項について、戦後文部省は、CIEの指導もあり、既存の外郭団体に対する諮問ではなく、有識者からなる委員会を設置し諮問する形式をとった。

例えば、昭和21年（1946）３月の第一次米国教育使節団報告書に基づいて立案された学校体育指導要綱は、学校体育研究委員会により検討され、これ以後、学校保健に関しては衛生教育調査委員会等、文部省にはいくつかの諮問・調査委員会が設置された[102]。

こうした状況下において、文部省は昭和23年（1948）10月16日[103]と昭和25年（1950）９月１日に日本学校衛生会に対して、以下に示した内容の諮問を行っている。

文部省が日本学校衛生会に行った諮問はこの２回であり[104]、以降、諮問事項は、昭和24年

（1949）７月５日に設置された保健体育審議会（会長小笠原道生、副会長東俊郎）によって扱われるようになった。

以上のように、戦前から戦後に至る帝国学校衛生会・日本学校衛生会の諮問機関としての役割は、昭和25年９月１日の諮問、そしてそれに対する答申をもって諮問機関としての役割を終えたことになる。

昭和23年10月16日に文部省より諮問された事項は、関係方面の意見を徴し、研究の結果、結論を得て日本学校衛生会より昭和24年５月18日に次の答申を行った。

◆文部大臣諮問事項に対する答申[105)]

一、学校医・学校歯科医の身分待遇及び職務に関する事項

1．各学校に嘱託制の学校医・学校歯科医を置き、数校を担当する専任学校医・学校歯科医又は郡市区を執務範囲とする１名乃至数名の学校衛生専任の衛生技術吏員を置くことが必要である。

2．嘱託の学校医・学校歯科医は少なくとも毎週１回担当学校にて執務し、その手当は少なくとも月額千円年額１万２千円を下らざるものとすること。但し六大都市にありては最低年額２万円とすること。

3．嘱託の学校医・学校歯科医の任務は主として定期身体検査・身体検査の結果に基づく養護施設の計画への参加・救急処置・臨時に発生する伝染病の予防処置等当該学校の必要に応ずる事項にして、学校衛生の広範囲に亘る事項、及び行政学的運営に関する事項は主として専任の学校医・学校歯科医又は郡市区の専任技術吏員にて担当すること。

4．学校医・学校歯科医の他に眼科・耳鼻科等の専任技術者を設置し得る途を規程に明示すること。

5．専任の学校医及び学校歯科医・郡市区等の学校衛生技術吏員は公務員の待遇を受けること。

二、学校衛生に従事するその他の職員の制度について

1．総ての学校に養護教諭又はこれに準ずる職員を必置する制度を確立すると同時に右職員養成の方法を講ずること。

2．各学校に保健主事・健康教師をおき、学校医・学校歯科医・養護教諭・Ｐ・Ｔ・Ａ役員、学識経験者とにより学校長のもとに学校保健委員会を組織することを規程化すること。

3．都道府県教育委員会・五大都市教育委員会には必ず学校衛生課を独立せしめると共に他の自治体において行政組織を一層充実し人的機構を整備すること。

三、その他学校衛生関係法規の改正について

1．学校衛生関係法規は旧態制下の法令多きを以て新時代に即応するよう速やかに改廃を行うこと。

2．右に関連して学校衛生諸法令の根幹となるべき学徒保健法の如き法律の発布を行い学徒保健に関する家庭並びに行政庁の権利義務を一層明確にすること。

3．学徒の疾病異常中軽易にして、ややもすれば放置され易き程度のものについては一般的の社会保障により経済的保障を受くるの他持に学徒生活の実情に即し、しかも教育的施設として遺憾なき治癒矯正の方法を講ずるため、これに関し経済的相互扶助及び公の援助を規定する学徒健康保険規程ともいうべきものを前項法律中に又は単行法令を以て規定することが極めて必要であること。

昭和25年（1950）９月１日に文部省保健課より日本学校衛生会理事長宛で諮問された事項は、以下のようなものであった。

◆学校医、学校歯科医に関する諮問事項[106)]

学校保健の重要性に鑑み之が立法を目下考慮中でありますが、学校医、学校歯科医の問題に就きまして貴会の御意見を伺いたいと思います。就いては下記により至急御回答を得たく御願い致します。

記

学校医、学校歯科医の身分待遇、職務、勤務その他学校保健上国家に於て基準を設ける必要のある事項

⑹ 表彰事業

日本学校衛生会は、第３回全国学校衛生大会において学校衛生功労者21名、学校給食功労者10名、感状贈呈者６名を表彰した。こうした表彰は、前身である帝国学校衛生会の学校衛生表彰会・学校衛生表彰規程を参考に実施された。

類似の表彰制度は、朝日新聞社が昭和５年（1930）に開始した全日本健康優良児童表彰事業、及び全日本健康優良学校表彰があり、こうした表彰により、学校保健を推進すること、また、実際に推進に尽力した者への表彰が目的であった。

以下、昭和24年（1949）の第３回全国学校衛生大会から昭和29年（1954）の第４回全国学校保健大会までの表彰者を示す。

●第３回全国学校衛生大会　昭和24年（1949）４月９～11日　神奈川県[107)]

〔学校衛生功労者〕（21名）

杉田武義、千葉たつ（東京）、綿貫與三郎（神奈川）、鈴木憲一（茨城）、伊藤泰治郎、長屋弘（愛知）、武田俊男（三重）、宮坂三鋼、松岡文七郎（長野）、國友茂、上林林治郎（滋賀）、坪井安男（和歌山）、池田久二（山口）、田部義篤（島根）、加藤健次、池田明治郎（福岡）、水谷盛、菅原千秋（宮城）、柴田宣輔（富山）、伊賀政雄、濱野松太郎（大阪）

〔学校給食功労者〕（10名）

高橋林造（神奈川）、奥田杢次郎（三重）、伊藤増雄（長野）、光尾芳人（山口）、永瀬達三郎（島根）、谷口衡（宮崎）、楠原八禾（福岡）、阿部操（宮城）、中林彬（富山）、打木みち（千葉）

〔感状贈呈者〕（６名）

本島寛、長松二郎（東京）、鈴木孝明（神奈川）、近藤正二（宮城）、堀本勝雄、大岡忠夫（大阪）

●第４回全国学校衛生大会　昭和25年（1950）10月22～24日　愛知県

〔学校保健優良学校表彰〕

昭和25年10月22～24日に開催された第４回全国学校衛生大会において、学校保健優良学校表彰状贈呈規程により学校保健優良学校を表彰した。

表彰の主旨は、「学校保健に貢献し真にその成果の著しい学校を全国から選び出し学校保健の普及発達に資するため感謝の意を表せんとするもの」とされた。

審査方法は都道府県より学校保健優良学校候補校を小学校、中学校、高等学校の学校種別を通じ各２校選定し、昭和25年９月末日迄に日本学校衛生会宛で報告を受け、中央審査会により決定された。

なお報告の際、希望によっては学校保健につき１校、学校給食につき１校を候補校として推薦することができた。

調査要項は、①学校保健委員会及び学校保健主事の設置、運営、活動状況、②養護教員等の設置年月等、③学校医・学校歯科医の設置年月及び前年度の出勤日数、ならびに眼科・耳鼻咽喉科その他専門医師嘱託の有無、④健康に適した学校環境、⑤衛生室の設置内容及休養

室の有無、⑥生徒児童に対する健康教育並びに保健指導の実施状況、⑦身体検査の結果処理、⑧保健行事の実情、⑨PTAの活動及びその総費総額保健衛生関係経費であった。

第４回全国学校衛生大会の表彰校は資料が残されていないので表彰校は不明である。

●第１回全国学校保健大会　昭和26年（1951）11月６～８日　福岡県

第１回全国学校保健大会では学校長、保健主事の活動状況より県下の優良学校が選出された。各都道府県より候補学校が報告され、最も適切に報告されているものの中から、府県より23校、市より２校の校長・保健主事が表彰された。従来の表彰は大会長と日本学校衛生会会長名で表彰していたが、第１回全国学校保健大会では全国学校保健大会会長名により表彰することとなった[108]。

北海道　椎野小学校　庄内武治（校長）、市田三雄（保健主事）
宮城　南材木町小学校　瀬上顯（校長）、加藤純一郎（保健主事）
福島　桃見台小学校　根本義夫（校長）、鈴木格也（保健主事）
栃木　足利市西小学校　根岸正（校長）、前橋繁安（保健主事）
群馬　橘小学校　沢田孝（校長）、嶋村正彦（保健主事）
埼玉　坂戸小学校　関口正雄（校長）、黒瀬滝治（保健主事）
千葉　市川小学校　内田毅（校長）、江沢婦美（保健主事）
東京　松葉小学校　伴安丈（校長）、今西忠義（保健主事）
神奈川　古市場所湯学校　滝沢安雄（校長）、井上和賀雄（保健主事）
神奈川　金沢中学校　中島義正（校長）、鈴木瀧雄（保健主事）
新潟　三條小学校　酒井誠治（校長）、竹石利一（保健主事）
福井　立待小学校　鈴木信治（校長）、吉田正二（保健主事）
長野　縣小学校　宮下眞澄（校長）、下村茂夫（保健主事）
愛知　福岡小学校　佐藤喬治（校長）、佐原正巳（保健主事）
大阪　金塚小学校　安松節三（校長）、山城伊三郎（保健主事）
大阪　堅下小学校　葭仲恒（校長）、安尾寿（保健主事）
奈良　土庫小学校　箸尾実（校長）、広河一尋（保健主事）
兵庫　鮎原小学校　中野啓二郎（校長）、増田博（保健主事）
山口　岩国小学校　吉木恕平（校長）、藤本理（保健主事）
香川　滝宮中学校　矢代一善（校長）、楠原謙治（保健主事）
福岡　三橋中学校　相浦敬次郎（校長）、山田伊勢松（保健主事）
長崎　神代小学校　宮崎功（校長）、谷守裕（保健主事）
熊本　来民小学校　山下長俊（校長）、富田国利（保健主事）
大分　川崎小学校　佐藤正（校長）、大川啓事（保健主事）
宮崎　大淀中学校　青敏夫（校長）、佐竹隆生（保健主事）

●第２回全国学校保健大会　昭和27年（1952）８月４～６日　宮城県[109]

学校保健表彰者

〔学校医〕（27名）

世良田秀夫（北海道）、板橋英太郎（宮城）、後藤広次（山形）、星三郎（栃木）、佐川一衛（群馬）、桜井隆房（東京）、葛原昇（東京）、田辺秀久（神奈川）、鈴木喜広（新潟）、富藤外茂（富山）、塚田孝一（石川）、津田忠士（福井）、山田永俊（岐阜）、片桐純三（静岡）、中沢宏（愛知）、片岡慶有（滋賀）、西起

三郎（大阪）、榊原益次郎（兵庫）、飯田幸三（神戸）、久為井広道（奈良）、本城明朗（岡山）、佐伯益三（広島）、佐々木礼三（香川）、菅井久隆（愛媛）、中山宏道（福岡）、上村周甫（佐賀）、石橋通衛（長崎）

〔歯科校医〕（23名）

佐藤二郎（宮城）、大浪雄三（山形）、立花半七（茨城）、牧野晋三（栃木）、外丸平八郎（群馬）、高山隆三（埼玉）、福田生駒（千葉）、渡部重徳（東京）、地引鐘雄（東京）、榊原勇吉（神奈川）、伊塚員良（岐阜）、長島孝（三重）、岡田藤治郎（大阪）、本間真吉（兵庫）、林一彌（島根）、中村広（島根）、有田敏夫（山口）、神谷深一（香川）、見本惠喜馬（高知）、安元健吾（福岡）、山口繁茂（佐賀）、丸山芳朗（長崎）、宇野位吉（大分）

第２回全国学校保健大会表彰式
代表　宮城県　板橋英太郎

●第３回全国学校保健大会　昭和28年（1953）11月15～17日　香川県[110]

学校保健表彰者

〔学校医〕（34名）

菅野二郎（北海道）、鈴木逸太（青森）、亀卦川英吾（宮城）、山田顕一（秋田）、小松文一（山形）、鈴木憲一（茨城）、荒井清一郎（栃木）、佐藤清一（群馬）、小室太一（埼玉）、田村俊吉（千葉）、河野久義（東京）、小出石太郎（新潟）、松本乙男（石川）、河合重次（福井）、窪田憲祐（山梨）、野村朋一（岐阜）、白井福松（静岡）、永田善雄（愛知）、高槻碩夫（滋賀）、安田慶二（大阪）、横田清一（兵庫）、天野美実（広島）、池田久二（山口）、橋本広次（徳島）、南保吉郎（香川）、高島正博（高知）、池尻久四郎（福岡）、林彰夫（佐賀）、豊永正義（長崎）、故内田長（熊本）、仲島良兵衛（大分）、山内貞二（名古屋市）、合田眞澄（京都市）、伊賀政雄（大阪市）

〔学校歯科医〕（15名）

柏小学校歯科医師団（北海道）、荒巻広政（秋田）、田代武二（福島）、磯仙策（東京）、今村彦治（富山）、渡辺茂（岐阜）、間瀬登一（愛知）、松井六輔（奈良）、森山豊（島根）、奥富子（岡山）、和田千賀一（徳島）、河野文子（愛媛）、高橋秀城（高知）、水上隼太（佐賀）、武下鬼一（大阪市）

〔学校薬剤師〕（１名）

小林秦朔（東京）

〔学校保健委員会〕（29団体）

西海小学校（青森）、岩沼小学校（宮城）、千歳小学校（山形）、磐城女子高等学校（福島）、栃木東中学校（栃木）、橘小学校（群馬）、青木中学校（埼玉）、成東高等学校（千葉）、深川第一中学校（東京）、直江津小学校（新潟）、新湊中部中学校（富山）、作見小・中学校（石川）、若狭高等学校（福井）、小淵沢小学校（山梨）、伊東西小学校（静岡）、四条畷町立小学校（大阪）、精道小学校（兵庫）、大津小学校（島根）、可部小学校（広島）、小郡中学校（山口）、大浜小学校（香川）、宮内村学校保健委員会（愛媛）、警

第３回全国学校保健大会被表彰者記念撮影

固小学校（福岡）、早岐小学校（長崎）、宮地小学校（熊本）、八幡小学校（大分）、米野小学校（名古屋市）、小川小学校（京都市）

●第４回全国学校保健大会　昭和29年（1954）10月９～11日　島根県[111]

表彰式は岩原理事長から、「本年度は文部大臣の表彰も受けることになった。表彰方法は、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、養護教諭及び学校保健委員会の５種類であって、都道府県教育委員会が推薦するものについて行われた。このことは大体例年通りであるが、本年度の表彰において例年と違った点が２・３ある。それは、都道府県から推薦されたものについて、学校保健分科審議会が審査して文部大臣に推薦する。文部大臣はこの結果に基づいて財団法人学校保健会の理事長と協議してこれを決定することにした。なお、表彰は今まで表彰委員会の会長に文部大臣をいただき、表彰会長名によって行ってきたが、今回は文部大臣と日本学校保健会会長名の連名によって行った」と説明がなされた。

表彰の実際と当時の学校保健の意識について、千葉県教育庁保健体育課主事菅谷昭は、「表彰が行われたが、この被表彰者中、学校保健推進の原動力たる学校長、学校保健の中心となるべき保健主事が１名も見えないことはどうしてあろうか。さらに、学校保健の主体である学校そのものが見当たらないことも何となく寂しい[112]」と感想を述べており、学校保健委員会の中心的役割を担う学校長、保健主事の意識の向上を期待していた実際があった。

〔学校医〕（22名）

遠藤季雄（北海道）、小塚喜四郎（宮城）、吉田重弥（福島）、延島市郎（茨城）、田島栄吉（群馬）、市川重平（千葉）、広瀬勇（東京）、青木巽（神奈川）、遠山道雄（岐阜）、田中義邦（愛知）、新宅幸造（滋賀）、豊田順爾（京都）、伊藤謙吉（大阪）、渡辺立（兵庫）、前防義則（奈良）、田中敏夫（鳥取）、板東勁吉（徳島）、永井静（香川）、町野保雄（福岡）、伊東喜代太（佐賀）、前田稔（長崎）、北原正孝（熊本）

〔学校歯科医〕（９名）

永田亀之助（山形）、原一学（東京）、半田忠敬（神奈川）、手鹿政（福井）、三津間常作（静岡）、長屋弘（愛知）、嶋喜一郎（京都）、須貝琢磨（兵庫）、横矢重包（高知）

〔学校薬剤師〕（１名）

可児重一（東京）

〔養護教諭〕（５名）

遠藤フミ（栃木）、老田モトエ（富山）、覚野綾（石川）、長沢ひさえ（大阪）、稲田佐与野（岡山）

〔学校保健委員会〕（11団体）

元山小学校保健委員会（秋田）、阿久原小中学校保健委員会（埼玉）、大蒲原小学校保健委員会（新潟）、韮崎高等学校保健委員会（山梨）、頓原小学校保健委員会（島根）、福山市霞小学校保健委員会（広島）、久賀小学校保健委員会（山口）、大洲小学校保健委員会（愛媛）、安岐小学校保健委員会（大分）、都城市立東小学校保健委員会（宮崎）、串木野小学校保健委員会（鹿児島）

（七木田文彦）

文献・注

１）　日本学校保健会60年史の記述では、日本学校衛生会が日本学校保健会に名称変更したのは昭和26年（1951）とされているが（日本学校保健会：日本学校保健会60年史、p. 66参照）、文部省原議書、文部省認可通達等から財団法人日本学校保健会と名称変更されたのは昭和29年（1954）７月17日であることが明らかになった。この名称変更により、財団法人日本学校衛生会寄附行為も財団法人日本学校保健会

寄附行為へ名称変更がなされ、同時に寄附行為の内容変更がなされた。

2） 戦時下、及び占領下の学徒体位の推移については、七木田文彦・和唐正勝・野村良和・柴若光昭・衞藤隆：『日本ニ於ケル学校衛生ノ現状ニ関スル統計資料』の戦後学校保健政策上の位置、学校保健研究第45巻第2号、2003、pp. 121–144、及び、七木田文彦・野村良和：1940年代学校衛生統計の調査状況―資料「学徒体位に関する調査　昭和23年　文部省体育局」の位置―、日本教育保健学会年報第12号、2005を参照

3） 七木田文彦：日本学校保健学会50年史　第1章第2節「日本学校保健学会設立前史　昭和期から戦後期」、2004、pp. 5－9を参照

4） 財団法人日本学校衛生会寄附行為「第2章　目的及事業　第3条」

5） 学校保健法の成立過程の詳細については、友定保博：学校保健の行財政に関する研究（第2報）―「学校保健法」成立過程の考察―、山口大学教育学部研究論叢第25巻第3部、1976、pp. 19–34が詳しい。

6） 日本学校衛生会は、帝国学校衛生会と日本聯合学校歯科医会が合併して設立されたとされているが、日本学校保健会に残されている寄附行為変更資料から、日本学校衛生会は帝国学校衛生会寄附行為の変更認可とされており、寄附行為は帝国学校衛生会の変更として作成されたものであることがわかる。こうした合併の流れに対して、「日本学校衛生会から再度日本聯合学校歯科医会が独立する動きもみられたようである」と当時文部省保健課員であった竹内光春氏は語っている（平成17年1月8日談）。

7） 財団法人日本学校衛生会寄附行為「第5章第13条」の役員規程には会長、副会長、理事（6名以上）、監事2名、評議員（60名以内）と定められ、その他、顧問、参与を若干名おくことできるとされた。役員の構成については、「財団法人日本学校衛生会の目的・事業・役員」、学校衛生第25巻第1号、1946、p. 16を参照

8） 財団法人日本学校衛生会寄附行為「第5章　役員及職員」、1946

9） 本会評議員会、学校衛生第27巻第3号、p. 4

10） 本会役員改選、学校衛生第27巻第4号、1948、p. 24

11） 日本学校衛生会の事業・機構・役員、季刊健康教室第5集、1949、pp. 70–71

12） 校長部会の発足は昭和25年（1950）3月20日（健康教育第29巻第4号、1949、p. 48）、医学部会と歯科医学部会の発足日は不明（学校衛生第27巻第6号、1948年）

13） 昭和25年日本学校衛生会医学部会・歯科医学部会・校長部会「健康観察実施要領」、健康教育第29巻第11号、1950、pp. 25–26

14） ただし、第1回全国学校保健大会時の学校栄養士部会協議において「学校保健大会に学校栄養士部会設置の件」が話し合われており、このことから全国学校保健大会での職域分科会の開催と日本学校衛生会部会規程による設置部会が必ずしも一致したものでなかったことが確認できる。

15） 昭和23年（1948）の医学部会、歯科医学部会、養護部会は、昭和26年（1951）の第1回全国学校保健大会では、それぞれ校医部会、歯科校医部会、養護教員部会と表された。また、学校栄養士部会は第2回大会では栄養士部会、第3回大会では学校給食部会と名称が毎年異なっている。これと同様に、はじめは養護部会とされていた部会名称は、第1回全国学校保健大会では養護教員部会、第3回大会では養護教諭部会に変更、医学部会は第1回全国学校保健大会では校医部会、第3回大会では学校医部会となった、そして、歯科校医部会は第3回大会では学校歯科医部会と表記されている。

財団法人日本学校衛生会寄附行為第28条には、「部会に関する規程は、別にこれを定める」としているが、部会に関する内規変更資料が発見されていないことから、大会でもたれた職域分科協議会の部会が毎年部会名称を変更していたかどうかは明確ではない。したがって、ここでは全国学校衛生大会記録、全国学校保健大会記録に掲載されている表記のまま引用し表記している。

16） 医学部会・歯科医学部会、学校衛生第27巻第6号、1948、p. 33

17） 前掲11）

18） 本会養護部会発足、学校衛生第27巻第6号、1948、p. 32及び前掲11）

19） 学校衛生記録日本学校衛生会校長部発足、健康教育第29巻第４号、1949、p. 48

20） 平成17年（2005）１月９日、竹内光春氏談

21） 健康教育第30巻第３・４号、1951、p. 9

22） 健康教育第30巻第５・６号、1951、p. 15

23） 学校衛生研究所結核検査部「学徒結核検査実施要領」、健康教育第29巻第９・10号、1950、p. 12

24） 学校保健研究協議会開催、健康教育第29巻第５・６号、1950、p. 6

25） プランゲ文庫により、学校衛生は占領軍の検閲を受けていたことが確認できる。

26） 終戦直後の用紙難と印刷所不足という悪条件の中で、「学校衛生」再刊にあたって、文部省保健課嘱託・編集委員の北町一郎の尽力は大きなものがあったとされる（健康教室第13集、1951、p. 67、及び日本学校保健会60年史、p. 98）。北町は、戦前に日本有数の婦人雑誌「婦女界」を編集し、ジャーナリストとして十数年の経験があり、これまで極めて少部しか消化できなかった学校衛生関係雑誌を驚異的なほどに普及させるために献身した。

27） 雑誌「学校衛生」の価格は段階的に引き上げられており、昭和21年（1946）３月１日に刊行された戦後再刊第１号である第25巻第１号の価格は１部１円、昭和22年（1947）２月１日刊行の第26巻第１号の価格は３円、同年８月１日の第26巻第２号からは、「新物価体系に伴う諸物流の値上げのため」１号10円に値上げされた。

28）「健康教育」を推進するための学校保健研究会の委員は、東俊郎（順天堂医科大学教授医博）、高木四郎（国府台国立病院医博）、松井三雄（東京教育大学教授）、岩原拓（日本学校衛生会理事長医博）、勝木新次（労働医学心理学研究所所長医博）、重田定正（東京大学教授医博）、塚田治作（結核予防会理事医博）、原島進（慶應義塾大学教授医博）、久保秀史（公衆衛生院医博）、木田文夫（日本医科大学教授医博）、竹之下休蔵（文部事務官）、新井英夫（文部省保健課長医博）、湯浅謹而（文部事務官医博）の13名であった。

29） 健康教室について、季刊健康教室第１集、1948、p. 64

30）「季刊健康教室」は日本学校衛生会の依嘱した監修委員によって編集企画された。委員は、荷見秋次郎、中村鎮、小菅正子、下田巧、千葉たつ、内田早苗、北町一郎であった。

31）「健康教室　創刊のことば」季刊健康教室第１集、1948

32） 同上

33）「健康教室」編集委員のプロフィル（その６）北町一郎先生、健康教室第13集、1951、p. 67

34） 第６集までの「季刊健康教室」監修委員は、第７集からは編集委員として全面的に指導協力をすることになった。

35）「よい子つよい子」は、小学校１・２年生用と小学校３・４年生用が出版された。小学校１・２年生版が好評であったことから、次いで小学校３・４年版が作成された。Ｂ５版の４色刷絵本で、定価を25円として東山書房から発行された。絵は戦前から童画で活躍していた井口文秀の作であった。

36） 学校衛生掛図は後に学校保健掛図と改称され、「第１集　健康生活（小学校向）」、「第２集　健康指導（中学校向）」が刊行された。

37） 昭和22年度本会事業報告、学校衛生第27巻第４号、1948、p. 25

38） 昭和23年10月の「学校衛生通信」第26号からは「学校給食版」として内容をあらためて刊行された（日本学校保健会60年史、1986、p. 99）。

39） 学校衛生第26巻第４号、p. 23に掲載されている「学校衛生研究所開設」記事では、学校衛生研究所の設置は昭和22年（1947）４月、学校衛生第27巻第４号掲載記事では、昭和21年（1946）４月１日となっているが、日本学校衛生会学校衛生研究所編「学校保健の研究」の序文には「昭和22年、文部省当局の推奨をうけて学校衛生研究所を設立」と記載されていることから学校衛生研究所の設立は昭和22年（1947）４月であり、学校衛生第27巻第４号掲載期日は誤りである。

40） 学校衛生研究所は昭和22年（1947）４月から設置されていたが、研究所の設置が財団法人日本学校衛

生会寄附行為に定められたのは、昭和23年（1948）９月２日の寄附行為変更時であった。

41）　学校衛生研究所第１回研究発表会、学校衛生第26巻第４号、p. 23

42）　学校衛生研究所懇話会、学校衛生第27巻第３号、1948、p. 4

43）　第７回学校衛生研究所懇話会、学校衛生第27巻第４号、1948、p. 12

44）　第８回学校衛生研究所懇話会、学校衛生第27巻第６号、1948、p. 33

45）　前掲11）

46）　勝田守一：戦後における社会科の出発、現代教育科学12社会科学と教育Ⅰ、1961、pp. 39–40

47）　例えば、学校衛生研究所調査室「立幅跳運動と体格要素との相関性についての一観察」、健康教育第28巻第４号、1949、pp. 2–8、日本学校衛生会研究所調査室「健康は教育目的の一つである」、健康教育第30巻第３・４号、1951、pp.　4–6、日本学校衛生会研究調査室「夏休みの健康生活プログラム」、健康教育第30巻第５・６号、1951、pp. 9–12がある

48）　前掲21）

49）　前掲22）

50）　学校衛生研究所結核検査部は、文部省の委託を受け「学徒結核検査実施要領」を作成し、児童生徒の結核早期発見に関する指導と健康管理に協力した。詳細は「学徒結核検査実施要領」、健康教育第29巻第９・10号、1950、p. 12を参照

51）　日本学校保健学会50年史編纂委員会編：日本学校保健学会50年史、2004

52）　昭和22年度本会事業報告、学校衛生第27巻第４号、1948、p. 25

53）　同上

54）　同上

55）　皇太子様成人の日によい子つよい子展覧会御見学、学校衛生第28巻第１号、1949、学校保健よい子つよい子展覧会、学校衛生第28巻第１号、1949、p. 28、及び、展覧会余録、学校衛生第28巻第１号、1949、p. 14

56）　昭和22年度日本学校衛生会の学校衛生斡旋品目は、体重計、上皿秤、体重記録表、胸図計、体温計、バリカン、歯科用器材、駆虫剤、ネオタール、紫光であった（昭和22年度本会事業報告、学校衛生第27巻第４号、1948、p. 25）。

57）　岩原拓挨拶、学校衛生第27巻第５号、1948を参照

58）　学校衛生第28巻第２号、1949、p. 28、及び学校衛生第28巻第３号、1949、p. 29を参照

59）　健康教育第29巻第７・８号、1950、p. 15を参照

60）　学校保健計画第１号、1951、p. 64を参照

61）　大会には、文部省保健課長新井英夫や日本学校衛生会理事である文部省事務官が多数参加していたことから、大会決議が文部行政に多少なりとも影響力を持ったことは確実である。しかしながら、日本学校衛生会は理事の顔ぶれから確認してもわかるように半官半民的団体であることから、自らの団体に自ら建議するようなものであったこともまた確かであるので、地方学校衛生団体の意見を聞きながら、文部行政施策をスムーズに進行させるために会の執行部が計画した議題もあったと思われる。

62）　前掲57）参照

63）　第２回全国学校衛生大会報告、健康教育第29巻第９・10号、1950、pp. 23–24

64）　同上

65）　学校衛生行政の刷新強化についての建言、学校衛生第28巻第１号、1949、pp. 30–32

66）　学校衛生第28巻第２号、1949、p. 28、及び学校衛生第28巻第３号、1949、p. 29

67）　大会決議による陳情書、健康教育第28巻第４号、1949、pp. 28–31

68）　福岡県学校保健会：学校保健会報第１回全国学校保健大会特集号、1951、井上博之：全国学校保健大会報告書、健康教室第17集、1952、pp. 62–66、及び保健法提案理由、健康教室第22集、1952、p. 32

69）　昭和26年（1951）１月19日に第５回全国学校衛生大会準備委員会・第１回地方準備委員会が発足し、

同年４月10日に開催された第２回中央準備委員会時に文部省新井保健課長、佐藤事務官、日本学校衛生会岩原理事長、田谷主事、福岡県遠城寺会長、植村課長の協議によって、大会名を第１回全国学校保健大会と変更することを決定した。さらに４月10日に文部省初等中等教育局長より県教育長宛に「第１回全国学校保健大会の共同主催について」の通牒が出された。

70）　福岡県学校保健会：学校保健会報第１回全国学校保健大会特集号、1951、pp. 7–8

71）　同前、及び学校保健憲章、健康教室第17集　1952、p. 63及び第22集、1952、p. 34

72）　日本学校保健学会の設立過程の詳細については、日本学校保健学会編：日本学校保健学会50年史、2004、及び村上賢三：日本学校保健学会20年史、1974を参照

73）　前掲71）

74）　第２回全国学校保健大会要綱、1950

75）　菅原千秋：第２回全国学校保健大会報告書、健康教室第23集、1952、pp. 62–66

76）　北町一郎：時言　全国学校保健大会に望む、健康教室第24集、1952、p. 11

77）　同上

78）　同上

79）　学校保健憲章、健康教室第24集、1952、p. 31

80）　第３回全国学校保健大会記、健康教室第24集、1954、pp. 62–65

81）　香川県教育委員会編：第３回全国学校保健大会会報、1954、pp. 8–9

82）　香川県教育委員会編：第３回全国学校保健大会要綱、1953

83）　前掲81）

84）　第３回全国学校保健大会記（健康教室第24集、1954、pp. 62–65）では、①学校保健主事の設置を法制化し、かつその養成機関を設置せられたい、②学校保健法及び学校給食法をすみやかに制定し学校保健の向上を図られたい、③学校薬剤師法の法制化を促進されたい、④学校保健職員の法制化促進について文部大臣及び衆参両院議長に建議の件、⑤学校医、学校歯科医の給与の基準案制定について、⑥学校医制度の再検討、並びに各郡市に専任学校医を設置せられたい、⑦養護教員の養成機関を国立大学に設置し、併せて養護教員を１校１名必ず置くこと（学校教育法第103条の末梢）、⑧１校1,000人以上の学校には養護教員１名とせず増員すること、⑨現行学校身体検査の改善の措置を講じ国費をもってこれを実施し、健康指導と管理を強化すること、⑩生徒児童の結核検診を年２回、国費負担をもって実施せられたい、⑪児童生徒結核保養所の設置に関する全国運動の展開について、⑫高等学校以下の学校における健康教育を改善するための教員養成を主目的とする学芸大学に於て、学徒に対する健康教育並に健康管理を一層重視するよう文部大臣並に各学芸大学長に陳情する件の12件が採決されたとされている。また、日本学校保健会に残されている第３回全国学校保健大会要綱によると複数の内容を一つの項目としてまとめ、決議した記述が残されている。

85）　前掲81）pp. 11–12

86）　前掲80）、p. 64

87）　前掲81）、pp. 16–17、及び、前掲80）、pp. 62–65

88）　第３回全国学校保健大会記（健康教室　第24集、1954、pp. 62–65）学校歯科医部会報告では、①身体検査における後処理（歯科）の徹底を期するよう文部省に要望する、②学校歯科のありかたについて（治療は開業医に任せるよう規準を作られたい）、③学校歯科技官設置に関する件、④学校歯科検査票を「学徒口腔検査票」に改めるよう文部省へ建議するの件、⑤学校教科書の検閲改訂強化を要望する（理科教科書等に口腔衛生の誤が多い）の５件が採決されたとされている。

89）　第３回全国学校保健大会記（健康教室　第24集、1954、pp. 62–65）PTA部会報告では、①各都道府県大都市に対し養護学園設置促進方を陳情するの件、②寄生虫撲滅対策に就て（モデル学校、便所の改造新築等への補助、寄生虫予防法の改正による補助要望等）、③学校保健歌の制定を日本学校衛生会へ要望するの件、④校内における傷病疾病に対する補償について（応急手当は校費、PTA費であて全治ま

では国費で負担せられたい）の４件が採決されたとされている。

90）　第４回全国学校保健大会記、健康教室第49集、1954、pp. 42–45

91）　日本学校保健会：故新井英夫保健課長追悼特集、会報学校保健、第６号（７・８月号）、1954、pp. 1–4

92）　日本学校保健会：本会会長三宅鑛一博士逝去、会報学校保健、第７号（９・10月号）、1954、pp. 1–2

93）　第４回全国学校保健大会会報、1954、p. 10

94）　前掲93）、pp. 10–11

95）　前掲93）、p. 11

96）　前掲93）、p. 12

97）　前掲93）、p. 12

98）　前掲93）、p. 12

99）　前掲93）、p. 12

100）　前掲93）、p. 13

101）　前掲90）

102）　七木田文彦：戦後初期日本における保健科成立の基盤形成、戦後教育史研究第18号、2004、pp. 1–14を参照

103）　日本学校保健会60年史　p. 68に記載されている諮問期日は、昭和24年10月16日となっているが、正確には昭和23年10月16日である。

104）　日本学校保健会60年史　p. 68の記載では、文部省が日本学校衛生会に行った諮問は１回となっているが、昭和25年９月１日の諮問をあわせて正確には２回であった。

105）　文部省諮問事項に対する答申、学校衛生第28巻第３号、1949、p. 33

106）　学校医、学校歯科医に関する諮問事項、健康教育第29巻第９・10号、1950、p. 29

107）　学校衛生第28巻第３号、1949、p. 16

108）　福岡県学校保健会：学校保健会報第１回全国学校保健大会特集号、1951、p. 6

109）　文部省保健課監修：学校保健計画第４号、1952、pp. 62–63

110）　前掲80）

111）　菅谷昭：出雲に集う1,600人、健康教室第49集、1954、pp. 42–44

112）　同上

第２章　日本学校保健会の発足

第１節　財団法人日本学校保健会の発足

⑴　財団組織の構成

財団法人日本学校衛生会は、昭和29年（1954）６月21日に財団法人日本学校衛生会理事長岩原拓の名で、文部大臣大達茂雄に対して、「財団法人日本学校衛生会寄付行為変更認可申請書」を提出した。これは、同年の４月16日に開催された理事会、同21日に開催された評議員会において議決された「財団法人日本学校保健会」への名称変更を含む改正であった。この申請は、同年７月17日付で認可された。

日本学校衛生会の理事会および評議員会に提出された「寄付行為変更の条項及び理由」には、名称変更の理由について以下のように記されている。

旧第一条「この会は財団法人日本学校衛生会と称する」とあるを、今日では「学校衛生」「保健衛生」等を総括して「学校保健」というようになったので「学校衛生」という用語では学校保健の一部分と考えられる可能性がある。従ってこの会の本来的な性格からみて「学校保健」会と称することが妥当と考へられるのでそのように改めることにしたことによるため同条を「この会は、財団法人日本学校保健会と称する」と改めた。

また、この寄付行為変更では、それまで同会の決議機関が評議員会であったのを改めて、理事会を決議機関とした。これは同会の活動を「時代に即応する」こととしたからである。これによって、事業計画および予算の編成は理事長が行うこととなった。

⑵　役員と会議

会長は三宅鑛一（昭和29年７月６日死去まで在任）についで栗山重信（第４代、昭和30年4月22日～45年まで）、東俊郎（第５代）が就任した。副会長は奥村鶴吉（昭和34年２月４日死去まで）と、岩原拓（栗山会長就任の昭和30年４月22日～昭和34年５月15日死去まで）が、一人もしくは二人でつとめている。その後しばらく副会長はおかなかったが、昭和38年（1963）11月３日の評議員会、昭和39年（1964）の理事会で、重田定正、可児重一、向井喜男の３人が選出された。昭和42年（1967）７月10日からは塚田治作一人のみで、昭和46年（1971）からは可児、向井の二人が選任され、それぞれつとめた。

理事長は岩原が死去までつとめ、昭和35年（1960）７月26日より東俊郎（第３代）、昭和37年（1962）７月16日より重田定正（第４代）、昭和39年（1964）より岩尾泰次郎（第５代）、昭和42年（1967）より湯浅謹而（第６代）、昭和46年（1971）６月１日より塚田治作（第７代）が担当した。

塚田　治作

湯浅　謹而

常務理事は、日本学校衛生会時代より塚田治作が就任しており、昭和23年（1948）からは岩原理事長が兼任、栗山会長就任の昭和30年から塚田、重田の二人、36年からは岩尾、向井、可児ら４ないし６人、42年以降９人、７人、12人、13人と数多く選出されることとなり、常務理事会を構成した。昭和37年（1962）に、すでに常務理事会を開催した記録がある。

このように定例の会議は、理事会、評議員会、常務理事会が設けられ、臨時に企画部委員会、さらに時に応じて在京役員会（昭和44年９月17日など）が開催された。事務所の移転が具体化した昭和46年（1971）には「事務所移転問題特別委員会」が開かれた。

次に、理事会の議決機関化による評議員会の役割の変化と開催状況についてみていく。

戦前の帝国学校衛生会の総会に相当する最高議決会議は、評議員会であった。昭和26年より開催された全国学校保健大会の前日に、定例の評議員会がもたれたが（寄附行為28条、毎年一回、会長が招集し、会長が議長となる）、春季にも評議員会がもたれることが多かった。内容としては例えば昭和23年６月16日の評議員会では、寄附行為の改訂、理事の改選がはかられた。昭和27年に仙台で開催された第２回全国学校保健大会の前日の評議員会では、理事および評議員の改選が行われ、昭和28年の高松での第３回全国学校保健大会では、前年度決算報告、本年度決算報告、欠員理事の選任、大会に提出の協議事項に関しての承認、本会の運営について（事業運営の不活発化の原因、および会報刊行について）などが諮られた。

理事会の議決事項は寄附行為第25条に示されている。これにしたがい、例えば昭和23年（1948）７月15日の理事会では、役員の推戴、「参与」を設けるなどを決定した。昭和29年（1954）９月15日の理事会では、「寄附行為変更に関する件、役員改選に関する件、全国大会提出議題の件、その他」を協議した。

また、常務理事会は、寄附行為には示されていないが、理事会や評議員会開催のために準備的検討をすることや、委託された問題の審議にあたって重要な役割をはたした。さらに部会問題でも審議をくりかえしている経過が示されている。常務理事には、青山松次（神奈川県学校保健会）、亀沢シズエ（東京都学校保健会）、渡邉真言（同）、榊田桂（横浜市学校保健会）、岩尾泰次郎（学校医）、斉藤宗久（同）、湯浅泰仁（学校歯科医）、永山芳男（学校薬剤師）、山中正一（同）、湯浅謹而（日本学校保健学会）、小栗一好（同）、千葉たつ（元養護教諭）、堀内フミ（養護教諭）の13名が就任している。

野津　謙

また、昭和40年（1965）６月17日には、事業の展開をはかるために「企画部委員会」が発足した。委員長には常務理事の野津謙が就いた。委員会は他に15名の委員で構成され、同年７月22日、８月18日と委員会を開催し、「学校保健振興についての本会事業の展開」について検討をおこなった。この委員会は、昭和48年（1973）以後の企画運営委員会の前身ともいえるものである。

（瀧澤利行）

第２節　一般事業（昭和29年～47年）

昭和29年に「財団法人日本学校保健会」となるのにともなって、大会名も「第１回全国学校保健大会」と変更された。また昭和42年の第17回からは大会名称が再び変更され「全国学

校保健研究大会」となり現在にいたっている。研究大会の際には全国学校保健協議会が開催される。こうしてこれまでの学校保健大会の持ってきた研究大会としての側面と協議会としての側面とを一応分離して運営する形をとった。

⑴　全国学校保健大会（昭和29～41年）

全国学校保健大会の開催地、期日、参加人員、特別講演及び大会標題（主題）は次の表のようになっている。

参加者数で見れば徐々に増加し、学校保健への関心の高さを示している。

全国学校保健大会開催地等一覧

回数	年度	開催道県	開催地	期　　日	参加人員	特　別　講　演	大会標（主）題
4	昭和29	島根	出雲市	10月 9 ・10日	1,500	学校保健における今日の課題と体力問題について 金沢大学教授　村上賢三	な　し
5	30	福井	福井市	10月15・16日	2,193	健康を享有する権利と義務 金沢大学長　戸田正三	な　し
6	31	滋賀	大津市	10月13・14日	1,400	教育学的にみた健康について 京都大学教授　下程勇吉	な　し
7	32	千葉	館山市	10月16・17日	663	学校保健の諸問題 千葉大学名誉教授　小池敬事	な　し
8	33	新潟	新潟市	9 月20・21日	1,321	脳からみた日本人 京都大学総長　平沢　興	な　し
9	34	広島	広島市	11月14・15日	2,031	心身ともに健康 広島大学学長　森戸辰男	な　し
10	35	福島	平　市	10月15・16日	2,348	児童生徒の精神衛生について 東京大学名誉教授　内村祐之	な　し
11	36	青森	青森市	10月15・16日	2,800	国民生活と健康 立教大学総長　松下正寿	一般教員の学校保健に対する理解と関心を一層たかめるための具体的対策をどうすればよいか
12	37	静岡	静岡市	11月10・11日	2,103	日本人の遺伝と環境 京都大学名誉教授　駒井卓	広く一般の理解と協力を深めるために
13	38	熊本	熊本市	11月 9 ・10日	2,714	体温調節生理学から見た四季の学童 熊本大学体育医学研究所長 緒方維弘	広く一般の協力を得て健康生活の理解と実践を高めるために
14	39	石川	金沢市	11月 7 ・ 8 日	2,661	脳・身体・精神 東京大学教授　時実利彦	活力あふれる健康の増進をはかり得る日本人の育成をめざして
15	40	三重	伊勢市	11月13・14日	3,200	精神について 大阪大学教授　澤潟久敬	近代生活を生き抜く子どものために、みんながいかに学校保健に参加するか
16	41	群馬	前橋市	11月12・13日	3,022	人間の健康と社会開発計画 国際基督教大学教授 蠟山政道	近代社会を明るくたくましく生きぬく強いからだと美しい心の育成をめざして

なお、大会の標（主）題は、第11回の青森大会より始められ、継承されている。これは大会の特色を示すと同時に、大会の意識、行動、成果をそこに集中させようとするスローガンであり、大会を盛り上げるうえで大きな役割を果たしてきた。

各大会の主催は、文部省、日本学校保健会、日本学校安全会（現日本スポーツ振興センター、第20回大会―秋田大会―から主催者側に加わる）、都道府県教育委員会、地元学校保健会であり、初期の頃は文部大臣が会長となった。

⑵　学校保健表彰

従来の表彰は日本学校衛生会長名によって行われていたが、第１回全国学校保健大会（昭和26年）以降は全国学校保健大会長名、つまり文部大臣名で表彰することとなった。そして、被表彰対象者も徐々に拡大されることになった。以下、第１回大会からの表彰対象者とその数を示す。

大会回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
学校医	0	27	34	22	0	18	21	24	0	19	0	22	0	24	22	16
学校歯科医	0	22	15	9	0	15	6	11	0	12	0	9	0	6	11	12
学校薬剤師	0	0	1	1	0	2	1	2	0	3	0	2	0	5	6	3
学校保健委員会	25	0	29	11	0	4	8	3	0	3	0	3	0	2	2	3
養護教諭	0	0	0	5	0	10	5	5	0	4	0	8	0	7	7	7
校長	0	0	0	0	0	0	7	5	0	6	0	5	0	6	4	8
保健主事	0	0	0	0	0	0	3	2	0	6	0	1	0	3	1	4
計	25	49	79	48	0	49	51	52	0	53	0	50	0	53	54	52

	大会	16	17	18	19	20	21	22
学校保健	学校医	16	26	20	17	35	21	25
	学校歯科医	12	12	11	11	20	13	11
	学校薬剤師	3	4	7	8	16	10	9
	学校保健委員会	2	3	8	4	10	8	7
	養護教諭	7	7	6	8	13	3	2
	校長	8	0	0	0	0	0	0
	保健主事	4	0	0	0	0	0	0
	地域団体	0	0	2	6	4	1	5
	計	52	52	54	54	98	56	59
学校安全	学校	12	23	28	31	34	37	36
	地域団体	0	0	0	0	0	0	0
	教諭	1	0	0	1	1	0	0
	計	13	23	28	32	35	37	36

第１回大会での表彰対象は、学校（校長、保健主事名記入）であったが、第２回大会、第３回大会での表彰は学校医、学校歯科医のみであった。第３回大会表彰からは学校薬剤師が、第４回大会表彰からは養護教諭が加えられた。第７回大会表彰より学校長及び保健主事が加えられ、以降ほぼこれらの被表彰対象職が確定された。

昭和40年代に入ると、高度経済成長のひずみが少しずつ出はじめた。特に都市化のなかで、学校としては児童生徒の通学上の交通安全問題が大きな課題となりはじめていた。また校内においても、大規模校の誕生により、校内での安全教育も重要さを増してきた。

こうした背景のなかで、これまでは学校保健としての枠の中で、すでに見たような職種の人々が表彰されたのであるが、第16回大会（昭和41年）以降、学校安全の枠が設けられることになった。具体的には養護教諭１名、組織として学校12校（小学校８校、中学校３校、高等学校１校）の計13校が表彰を受けた。

⑶　建議・陳情

学校保健大会は、研究発表と同様に協議の場でもあるが、すでに第１回大会の全体協議の議題でも見たように、「学校保健憲章」そして「学校保健法」制定へと向けて一色に染られていった。第３回大会では協議事項27項目、研究発表70題であるが、大会の決議・陳情として「学校保健法制定促進に関して」が採択されている。第４回大会でも「学校保健法制定に関する決議」が採択されている。またこの年の陳情項目は全部で21項目に増加している。こうした建議や陳情が、学校保健法をはじめとする戦後の学校保健制度の整備に影響をおよぼしたことは無視できない事実であろう。

その最も端的な成果こそが昭和33年（1958）４月10日に公布された「学校保健法」であったといえる。周知のように、同年には、「学習指導要領」の告示化がなされた年でもあり、これまで「保健計画実施要領」によってなされてきた保健科が教科として確立したことを意味する。こうしてわが国の学校保健は、学校保健管理が学校保健法、学校保健教育が学習指導要領によって体系化されることになった。

また昭和34年（1959）12月17日には「日本学校安全会法」が公布されている。こうして法的整備がなされて以降の大会では、当然にして、その法令の具体化を求めていくことになる。

昭和35年（1960）の第10回大会では、大会決議事項に関する要望書が作成され、12項目が決議されたが、そのうち次の５項目が陳情（要望）書として文部省に請願された。

一、学校保健､学校安全の充実強化のため医療費､安全会予算等の国庫補助を増額すること
二、学校保健専門職員の待遇改善と適正配置をすること
三、学校保健活動の円滑な運営を期するため左記法令を改正すること
四、文部省が行う学校保健表彰の対象に地区の学校保健会を加えること
五、全国学校保健大会に対する国庫補助金を増額すること

また、昭和41年（1966）の第16回大会での決議は次のようなものであった。ここではその後の動向を反映して新たな項目が加えられていることがわかる。

一、養護教諭の設置基準を改正し、各学校に必置するよう要望する

特にへき地、離島の小、中学校ならびに高等学校の定時制（夜間）課程について早急に特別な措置を講ぜられたい

二、国立大学の教員養成学部に養護教諭養成課程を設置されたい

三、保健主事の身分を確立し、その職務に専念できるよう、教職員定数の増加をはかるとともに、資質向上のための措置を講ぜられたい

四、教職員の結核以外の疾病を結核と同様に取扱うよう学校保健法第八条および教育公務員特例法第十四条を改正し、保健管理の拡充強化をはかられたい

五、高等学校における保健教室、保健準備室の設置をはかるために、設置基準を改正するとともに小学校、中学校における保健室の充実をはかるための措置を講ぜられたい

六、学校環境衛生基準の法文化を早急に実現するようつとめられるとともに学校建築に際しては基準に即した施設、設備が行なわれるよう学校保健関係者の意見を尊重して立案設計するよう措置されたい

七、児童生徒の保健管理の拡充強化をはかるため次の措置を講ぜられたい。

㈠　寄生虫卵の検査およびインフルエンザ、日本脳炎の予防接種に要する費用を全額国庫負担とすること

㈡　学校保健法第十七条に規定された学校病に要する通院費を国庫補助の対象とすること

㈢　定期健康診断の検査項目および実施方法について、医学の進歩に即して検討のうえ改正すること

㈣　へき地保健管理のための国庫補助の増額（専門医の派遣および給水施設の設置）をすること

八、学校安全教育推進のため施設、設備の国庫補助と学校安全会法による給付の増額を措置されたい

昭和四十一年十一月十四日

以上の決議文を文部省を始め関係方面に提出し、善処されるよう希望し、全員一致で賛成した。

さらに、子どもたちの体位、体力の低下が社会問題化していることを反映して、第18回大会（昭和43年）以降、領域の中に「体格・体力の向上」の項が設けられた。また、建議・陳情については、既述のように第18回大会以降、日本学校保健会の単独主催による全国学校保健協議会が設けられ、そこで討議されることとなった。

文部大臣への陳情は、これ以降急激に減少するが、ここに第18回研究大会時の、第１回全国学校保健協議大会決定の要望書を示す（「学校保健」第77号　昭和44年５月１日）。

協議大会会長

日本学校保健会会長　　栗山　重信

日本学校保健会議長団

岐阜県学校保健会長　　服部　貴芳

愛媛県学校保健会長　　笠置　正義
鹿児島県学校保健会長　　花牟礼淳二郎

要望書

学校保健法が制定されて以来十年を経過し、年とともに学校保健の進展を見つつありますことはまことに喜びにたえません。

しかるところ、学術文化の進歩ならびに社会環境の急激な変化にともない、学校保健のうえにも、多くの早急に解決を迫られている問題が提起されつつあることは、学校保健関係者のひとしく認めるところであります。

この時に当たり、昨秋11月、全国の学校保健関係者が集まり、岐阜市において、第１回全国学校保健協議会を開催いたしたのであります。

この大会での全国的の声を集約いたしますと、現行の法規中には、現状に即さない点があり、早急に法規の改正をせられ、時代を荷なう健全な青少年の育成に資する要があるということであります。

よって、法規の改正に当って、とくにご考慮願いたい点その他を別記いたし、その実現方を強く要望いたす次第であります。

１、健康診断票の改訂とその内容について

小・中学校で使用する健康診断票は、全義務教育期間を通じて一貫したものにし、とくに尿検査及び心臓疾患の発見のための検査項目を加えられたい。

なお同検査に要する経費は、国庫負担とせられたい。

２、学校環境衛生基準の法制化の促進とそれに要する経費の予算措置について

学校環境衛生基準を法制化し、保健室の備品その他学校環境衛生に関する規格を明示し、その整備充実に要する諸経費を予算化せられたい。

３、保健主事の身分を確立し、保健主事及び養護教員の職務の内容を明確にせられたい。

４、養護教員の定数を学校規模別ならびに校種別に増加せられたい。

５、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の待遇改善を図られたい。

以上の要望に対して、文部省学校保健課の塚田課長は、大要次のような意見を述べられた。

各要望はいずれも目下連続開催中の保健体育審議会における審議事項に含まれているので、いずれ同審議会から答申されるものと思う。

尿検査と心臓疾患検査は当然必要だと思うが、在学中ある学年に重点的に実施してはどうか。

環境衛生基準については、先に示したものはあまりに程度が高く、一般に適用するには過重のおそれがある。漸進的に実施する必要がある。なお法規改正は必要であろう。

保健主事については、施行規則には、教諭をこれにあてるとなっているが、それが適当であって、専任とするのは適当でない。ただし任免規定や職務内容などについては、やや不明確なところがあるが、これらは近々刊行の予定になっている「保健指導の手びき」で明らかにすることになっている。

養護教員の定数については、現行規定は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令」に示されているが、これは改正の方向に進めている。小規模校は別ワクにする必要があると思われる。

医歯薬三師の待遇改善については常に努力しているが、思うように進展しないのは残念である。手当ては交付金として地方に流してあるため地方により相当の格差を生じているが、これを補助金とすることは今のところ不可能である。

その後の建議・陳情の数は次の通りである。

	昭39	昭40	昭41	昭42	昭43	昭44	昭45	昭46	昭47
大　会	14	15	16	17	18	19	20	21	22
協議事項	0	59	47	0	29	14	0	33	17
建議事項	0	2	5	0	9	0	8	4	4

⑷　諮問・答申

文部大臣からの諮問は、文部大臣の諮問機関である保健体育審議会が昭和24年（1949）７月５日に置かれるようになったため、帝国学校衛生会や日本学校衛生会がもっていた諮問機関としての役割は、財団法人日本学校保健会には附帯しなくなった。昭和24年を最後に、文部省からの諮問は出されていない。

⑸　全国学校保健研究大会（昭和42～47年）

この頃の研究大会は全国学校保健大会から全国学校保健研究大会となり、研究大会と協議会との機能分離を明確にしたところに特徴がある。

こうした理由は、「小学校、中学校、高等学校の教育課程の全国研究大会と歩みを同じくするような」（「学校保健」第70号　昭和42年12月31日）意図があったとみられる。さらに、「過去十六回にわたる大会は、制度施設の充実推進にはじまり、全職員の学校保健への関心と参加を高め、すすんで地域社会の理解と協力を深め、さらに近代社会を生きぬく活力ある児童生徒の育成をめざして研究し、その成果をあげてきた。本研究大会は、それらの成果に加えて、自主的積極的な児童生徒の育成をめざし、教育基本法の精神に基づく学校保健の充実進展を図り、より一層の成果を期待しているものである」（「学校保健」第68号　昭和42年７月10日）との認識が反映していた。そのために、各学校の日頃の教育実践を持ち寄り、検討・交流を強めようとしたものである。

しかし、協議会との関係でいえば、全国学校保健大会がもっていた研究と協議の混在への疑問が伏在していたとみられる。すなわち、全国学校保健大会の主催者は、文部省、日本学校保健会、そして開催地の教育委員会であるが、その「総会（全国学校保健協議会―引用者）の実情についての疑問が出され始めた。それは主催者（文部省―引用者）が自分に要望するというような矛盾であった。そこで、総会に当る会議を日本学校保健会だけが受けもち」（「学校保健」第109号　昭和50年10月１日）、研究大会は従来通り、三者共催となったのである。

したがって文部省への要請、陳情は全国学校保健研究大会としてではなく、そのスケジュールの中に一部として割り当てられるようになった全国学校保健協議会名で行われるようになった。

第17回大会から第22回大会までの概要を以下に示す。

全国学校保健研究大会開催地一覧

回数	年度	開催道県	開催地	期　日	参加人員	特別講演	大会標（主）題
17	昭和42	愛媛	松山市	11月25・26日	2,842	日本の魚 東京大学名誉教授　末広恭雄	学校保健を推進し国家社会のにないてとして、たくましく明るい児童生徒を育てよう
18	43	岐阜	岐阜市	11月22・23日	4,000	人類の進化 岐阜大学長　今西錦司	健康が幸せをつくる人間生活の基底であることを銘記し、たくましい児童・生徒の育成をめざして学校保健のあり方を究めよう
19	44	鹿児島	鹿児島市	11月22・23日	3,447	青少年の心身の鍛練と体力の増強 京都大学名誉教授　川畑愛義	近代社会を明るくたくましく生きぬく児童生徒の育成をめざして
20	45	秋田	秋田市	10月27・28日	4,000	これからの日本の教育 国立教育研究所長　平塚益徳	学校保健および学校安全の画期的進展を図る具体的方途をめざして
21	46	岡山	岡山市	11月13・14日	3,000	無題 比叡山延暦寺　葉上照澄	変ぼうする社会をたくましく生きぬく児童生徒の育成をめざして
22	47	北海道	札幌市	9月2・3日	2,500	北海道その自然・人・動物 北海道大学名誉教授　犬飼哲夫	人間尊重の未来社会をきりひらく学校保健・学校安全の創造をめざして

なお、すでに述べたように、表彰は第16回大会よりこれまでの学校保健だけの枠から学校安全の枠も設けられることになった。さらに、学校保健では第18回大会より、そして学校安全では第19回大会より、それぞれの地域団体にも被表彰の対象が拡大され、それぞれの振興が促進されることとなった。また、学校保健において、校長と保健主事がその表彰対象から除外されたことも特徴的なことである（この二者は第25回・昭和50年に復活する）。

	大　会	16	17	18	19	20	21	22
学校保健	学校医	16	26	20	17	35	21	25
	学校歯科医	12	12	11	11	20	13	11
	学校薬剤師	3	4	7	8	16	10	9
	学校保健委員会	2	3	8	4	10	8	7
	養護教諭	7	7	6	8	13	3	2
	校長	8	0	0	0	0	0	0
	保健主事	4	0	0	0	0	0	0
	地域団体	0	0	2	6	4	1	5
	計	52	52	54	54	98	56	59

学校安全	学　　校	12	23	28	31	34	37	36
	地　域　団　体	0	0	0	0	0	0	0
	教　　諭	1	0	0	1	1	0	0
	計	13	23	28	32	35	37	36

⑹　会報「学校保健」および小冊子の類

昭和21年（1946)、「学校衛生」の再出発とともに、「学校衛生通信」という速報版が月２回発行の計画で作成され、配布された。「学校衛生」第27巻第４号によれば、昭和22年度は年間７回発行にとどまるが、昭和23年10月、第26号からは「学校給食版」として内容をあらためて出版を続けた。

昭和27年（1952）４月、今度は「学校保健通信」第１号が出されたが、これも長くは継続できなかった。次いで、昭和29年（1954）２月１日、会報として「学校保健」を刊行できるようになり、こんにちにいたっている。財政的基盤もない状況下での発行であったので、担当者の努力は大変なものであり、この間の事情は、第１号に掲載された評議員会の報告や第100号の可児重一による回顧によって知ることができる。題字の左に教育基本法から「教育の目的」を掲げた型式は、第91号（昭和47年３月１日発行）まで続き、個人的にも入手を求める声が高まってくる。第50号記念号から個人に対して年間100円で有料配布をはじめ、少しずつの値上げはあるものの、部数をのばしている。現在は１部200円、年間1,000円で頒布されている。なおその読まれ方については第112号の時点でアンケートをした結果がまとまっているが、決して芳しいものとは言えず、内容の検討・工夫がなされてきている。

⑺　図書および資料・資材の刊行

昭和29年（1954）の会報「学校保健」の発行の頃から、普及事業も盛んになる。昭和29年（1954)、文部省保健課監修、日本学校保健会編集として『学校保健関係法令集（昭和30年版)』を帝国地方行政学会より、次いで、昭和31年（1956）は、『逐条注解学校保健法規集』を第一法規出版株式会社より刊行している。翌32年には本会編著で『学校安全の研究』を出版し、昭和34年（1959）の日本学校安全会設立への基礎となった。この後、またしばらく沈滞の時期を迎える。

一方、物品としては、「就学時の知能検査用紙」の斡旋を続けていたが、昭和42（1967）年には、日本学校保健会編で「就学時の健康診断における知能検査法ならびに検査用紙」を第一法規出版株式会社から刊行した。昭和44年（1969）には、日本船舶振興会から補助をうけて、247頁からなる「学校保健研究紀要」を刊行した。さらに昭和46年頃、「私たちの未来」を監修、また女子生理教育用スライド「いつもあなたでいるために」を監修（無料貸与用）など、性教育方面にも力を入れた。

（瀧澤利行）

第３節　十三大都市学校保健協議会

十三大都市学校保健協議会の記録は昭和29年（1954）５月９日、10日の両日、京都市で開

催された第５回大都市学校保健協議会に始まる。当時政令市と指定されていた横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市の５市と東京都を加え、全体協議会において規約の一部改正を行い、名称を六大都市学校保健協議会と定めた。そこでは６大都市における学校保健の進歩発達と向上を計る目的とする、輪番主催制により必要に応じて開催するなどの他、構成は①学校医、②学校歯科医、③学校薬剤師、④学校長、⑤学校保健主事、⑥養護教員、⑦PTA、⑧その他の各部を設けることができるとした。次いで第６回六大都市学校保健協議会は昭和30年（1955）６月の大阪市に始まり、順次各都市で開催されるようになった。その後指定都市の増加に伴い、北九州市の加入により７大都市へ、川崎市・札幌市・福岡市の３市が参加して10大都市へ、次いで広島市が入って11大都市へ、次に仙台市が入り12大都市となり、更に千葉市が加わり十三大都市学校保健協議会に進展した。平成14年（2002）から東京都は退会することになったが、現在はオブザーバーとして参加している。平成15年(2003)には新制さいたま市の加入により、名実ともに十三大都市学校保健協議会となっている。

古くは、当時の議題項目をみると学校保健研究所（仮称）設置や学校保険組合設立の要望、待遇改善、結核検診の公費負担、養護教諭の１校１名必置及び資質向上、専門医の設置、PTAとの連携などがあり、学徒健康保険組合の法制化促進などがあり、時あたかも昭和33年の学校保健法施行への布石となったものと思考される。昭和33年（1958）９月１日刊行の日本学校保健会会報27号の時評に学校保健法と学校安全と題し、保健関係者が留意すべきことや理解の必要性が強調されている。横浜市（第５回）では全体会議、特別講演の後、職域別８部門の第１分科会、組織活動・健康教育・健康管理３部門の第２分科会が行われた。名古屋市（第10回）は出席350名、７部会、研究議題は35題、全体協議会では大都市における学校保健法完全実施に伴う問題点の討議を受け、学校保健法調査委員会をつくり研究するとした。京都市（第19回）は北九州市の初参加を得ながら、全体協議は例年と大差なく全国大会、ブロック大会も同様に同じ問題、同じ要望を幾度も繰り返す嘆きを訴え（学校医等の待遇・健康診断に検尿と心臓精密検査を加える・保健主事の勤務時間・養護教諭の設置・性教育・環境衛生検査・学校保健委員会など)、主題については「大都市における児童生徒の健康と安全を確保」を挙げ、学校保健法の発足10年を転機とした効果の実証と学校保健の問題点について方向づけを図るとした。８班別研究分科会では協議の時間不足を指摘し、今後の学校保健に思いをいたすとともに、７大都市学校保健協議会が20歳の成人式を迎えるを機に大都市特有の問題解決に向かって意欲を述べている。神戸市（第20回）の主題は「大都市における児童生徒の健康の保持増進と安全を確保し明るくたくましい青少年の育成をはかるにはどうすればよいか」であり、８分科会は（精神衛生・性教育・視力聴力障害・心腎疾患・環境衛生・う歯予防・発育と体力・学校安全）であったが、運営上十分に討議する時間がなく、出席者の自覚に待たれることが多いと指摘された。出席した会報執筆者の富田竜夫氏（学校医部会）は第４回国際学校保健学術会議（昭和38年イタリア）でデプレ教授が「保健技術者は教育を学び、教育者は保健を学んで、相携えて学校保健の向上を計ることが、向後の世界の学校保健の動向となるものである」を引用し、協議会参加者の自覚を促している。さらに次期開催市横浜市榊田学校保健会長は第20回の成人をふまえ新しい企画をと発言されたという。大都市特有の問題点に対応する創意工夫を発見しなければ意味を失うであろうと危機感が述べられている。川崎市（第44回）は主題として「21世紀を担う児童生徒の心身の

健全な成長を育む学校保健の推進」―自らの力で疾病を予防し、生涯にわたって健康管理に努める子どもの育成をめざして―とし、大都市における複雑な社会環境構造の中で生活する児童生徒の与える影響を、思いやりの心・強い心から保健や安全を通じての方策を探るとした。北九州市（第45回）は豊かな環境の中で生涯保健の基礎づくりめざすとした。広島市（第46回）は都市問題や高齢・少子化社会をとらえ健康教育の推進を謳い、心の問題を取り上げた。千葉市（第47回）も心の問題、成人病の低年齢化、アレルギー疾患に注目した。大阪市（第48回）「心とからだと環境」をキーワードに個々の子どもの健康に焦点を合わせている。京都市（第49回）は心の問題や性の問題、薬物の問題などを通して生きる力を育てるをテーマにした。東京都（第50回）は現代社会を背景にした学校保健の現在的課題を大都市との関連で考えている。神戸市（第51回）は豊かな人間性の育成と生きる力をめざした基礎づくりなどを課題にした。併せて内科・眼科・耳鼻科学校医の研修会で児童の虐待その他が検討された。横浜市（第52回）は自然との共生やすべてのものとの共存を思う心を中心に設定されている。名古屋市（第53回）は「学校新時代における豊かな心と体を育む健康教育の推進」をテーマに大都市における今後の学校保健のあり方の研究協議するとした。社会環境の変化による新たな健康課題や学校・家庭・地域との連携、学校週５日制などを挙げている。なお東京都は今会から退会している。福岡市（第54回）は新制さいたま市の参加があり、大都市において深刻となっている薬物乱用問題や、性に関する問題への提言や意見の中で、本年度以降の学校完全週休５日制実施による家庭・地域との健康教育への取組などが浮き彫りになった。

このような経過からその時代の有り様を、主題設定の理由などから比較してみると、平成５年（第44回）と平成14年（第53回）では、分科会内容では予防教育・保健管理・精神保健・地域保健の４題に対し健康教育・保健管理・心の健康・組織活動であり、「協議主題の設定理由」は〈近年における科学技術の加速度的な進歩は、私たちに豊かな経済生活をもたらした。その反面自然環境の破壊、社会環境と生活様式の急激な変化を生み出した。これらの急激な変化は、激動が予想される21世紀の社会を担うべき児童生徒の心と体の成長の過程に様様な問題を投げかけている。特に、大都市におけるな複雑な社会環境構造の中で生活する児童生徒に与える影響には大きなものがある。従って、生涯を通じて心身ともに健康な生活を営むための教育の推進は今日における極めて重要な課題の一つであると言えよう。その課題解決に迫るため、本大会では、児童生徒が優しさと思いやりの心、社会環境の変化に対応できる強い心を身につけ、さらに、多様化、複雑化する疾病や事故を自らの力で予防し、且つ管理し、たくましく生きぬいていくための具体的な方策を探っていきたい〉とあるに対して、〈近年、子どもを取り巻く社会環境の急激な変化に伴い、薬物乱用、感染症、生活習慣病の低年齢化等、新たな健康課題が指摘されている。人々が生涯を通じて心身ともに健康で安全な生活を送るためには、その基礎となる子どもの心と身体の健康に関する課題に、学校・家庭・地域が適切に対応することが極めて重要である。こうした状況のもと、学校週５日制の施行に伴い、たくましく生きるための健康や体力などの「生きる力」を育むことを目指した新学習指導要領が完全実施され、学校教育の中での健康教育推進に大きな期待が寄せられている。本協議会においては「学校新時代における豊かな心と体を育む健康教育の推進」をテーマに、これまでの研究成果を踏まえ、心身ともに健やかで自らの力で健康づくりを営む子ど

もの育成を目指して、大都市における今後の学校保健のあり方の研究協議するものである〉としている。わが国の社会環境は急速な少子・高齢化と都市化が著しいため、本協議会の研究成果は注視する必要があろう。

5回	6回	7～8回	9回	10回	11～18回	19回
京都市	大阪市		横浜市	名古屋市		京都市
5.9～10	30.6.12～13		33.6.6～7	35.2.6		43.6.9～10
20回	21回	22回	23～27回	28回	29回	30回
神戸市	横浜市	名古屋市		横浜市		福岡市
44.6.8～9		46.6.13～14		52.5.29～30		54.5.20～21
31回	32回	33回	34回	35～36回	37回	38回
札幌市	川崎市	北九州市	広島市		東京都	神戸市
55.6.21～22	56.5.24～25	57.5.23～24	58.5.8～9	61.5.25～26	61.5.25～26	62.5.31～6.1
39回	40回	41回	42回	43回	44回	45回
横浜市	名古屋市	（福岡県）		仙台市	川崎市	北九州市
63.5.22～23	H1.9.23～24	2.5.20～21		4.5.24～25	5.5.23	6.5.22
46回	47回	48回	49回	50回	51回	52回
広島市	千葉市	大阪市	京都市	東京都	神戸市	横浜市
7.5.21～22	8.5.26～27	9.5.25～26	10.5.17～18	11.5.16	12.5.14	13.5.13
53回	54回					
名古屋市	福岡市					
14.5.19	15.5.11					

＊各協議会主題＊

第20回	大都市における児童、生徒の健康の保持増進と安全を確保し明るくたくましい青少年の育成をはかるにはどうすればよいか
第22回	大都市における児童、生徒の健康の保持増進と安全の確保について究明し、明るくたくましい児童生徒を育成する
第28回	生涯保健を志向する学校保健システムの探求
第30回	開拓者の精神を生かし、新しい時代に生きる強じんな心とたくましい体をもった児童を育成する
第32回	健康で明るい人間性豊かな児童生徒の育成
第33回	大都市における児童生徒の健康を阻害しやすい諸条件を究明し健康の保持増進につとめ、明るくたくましい児童生徒を育成する
第34回	たくましいからだとゆたかな心をめざして自ら考え実践する児童生徒の育成
第37回	たくましい体とすこやかな心を持つ児童生徒の育成 ―大都市に生きる子供の健康つくりのあり方を求めて―
第38回	健康な心を体で生涯たくましく生きる子供の育成
第39回	大都市の環境変化に対応する学校保健の推進「心と体の健康を求めて」

第40回	大都市の環境の変化に対応できる児童生徒の育成
第41回	生活環境の変化をのりこえる強い心を育てる精神保健
第42回	自らの健康に関心をもち、生涯たくましく生き抜く子供の育成 ―ひろい心・すこやかな体・豊かな想像力を求めて―
第44回	「21世紀を担う児童生徒の心身の健全な成長を育む学校保健の推進」 ―自らの力で疾病を予防し、生涯にわたって 健康管理に努める子どもの育成をめざして―
第45回	「社会の変化に対応し、自らの健康づくりに 進んで取り組む子どもを育てる学校保健の推進」 ―生涯保健の基礎づくりをめざして―
第46回	「生涯を通じて健康で安全な生活を送ることのできる児童生徒の育成」 ―健やかな体と豊かな心を目指して―
第47回	「すこやかな体・やさしい心を育む学校保健の推進」
第48回	「ひとりひとりの子どもの豊かな心と体を育む学校保健の推進」 ―心とからだと環境―
第49回	「たくましく思いやりのある子供を育む学校保健の推進」 ―生きる力を育てる学校・家庭・地域―
第50回	「豊かな心と体を持ち21世紀へ飛躍する児童生徒を育む学校保健の推進」
第51回	「21世紀をすこやかでたくましく生きる子供たちを育む学校保健の推進」 ―学ぶ・創る・拓く・共に生きる―
第52回	「21世紀を自らの力で元気に生きる子どもを育み、学校保健のあらたな展開」 ―自然に親しみ・人を愛し・自分を大切にする心を持つ子ども―
第53回	「学校新時代における豊かな心と体を育む健康教育の推進」
第54回	「学校・家庭・地域が一体となって子どもを育む新たな健康教育の推進」

（内藤　昭三）

第４節　日本学校保健会の発展　―学校保健センターへの飛躍―

昭和48年（1973）から、学校保健センター的事業がはじまったが、これは寄附行為第31条の特別事務機構によっている。昭和47年（1972）９月１日、評議員会および全国の学校保健会等合同協議会で議決され、文部省からの補助を得て学校保健センター的事業が実現した。

昭和49年（1974）より規約改正のための検討がはじまり、昭和50年（1975）２月27日に寄附行為一部変更の認可をうけた。改正された寄附行為を以下に示す。

財団法人日本学校保健会寄附行為

昭和二十一年一月二十八日　設立認可
昭和二十三年九月二日　一部変更認可
昭和二十九年七月十七日　一部変更認可
昭和四十二年四月二十一日　一部変更認可
昭和五十年二月二十七日　一部変更認可

第一章　総　　則

第一条　この会は、財団法人日本学校保健会と称する。

第二条　この会は事務所を東京都港区芝西久保明舟町二〇番地に置く。

第二章　目的及び事業

第三条　この会は、わが国学校保健の向上発展に寄与することを目的とする。

第四条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

㈠　加盟団体の総意を結集するよう相互の連絡提携を密にし、加盟団体の事業を支援するなどの中央機関的活動

㈡　学校保健の文教施策に対する協力

㈢　学校保健の振興に関する事業の企画及び実践

㈣　学校保健に関する調査研究

㈤　学校保健関係者の指導及び研修

㈥　学校保健に関する広報活動

㈦　学校保健に関する全国的大会の開催並びに各ブロック大会・職域別大会の援助

㈧　学校保健に関する資料・資材の推せん及び斡旋

㈨　その他この会の目的達成に必要な事業

事業の企画

第三章　資産及び会計

第五条　この会の資産は次の各号からなる。

㈠　基本財産

㈡　基本財産から生ずる果実

㈢　加盟団体からの拠出金

㈣　国庫その他からの補助金

㈤　寄附金品

㈥　その他の諸収入

第六条　この会の資産は会長が管理し、現金は確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。

第七条　基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむを得ない理由が生じたときは、理事会の議を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第八条　この会の経費は、第五条第二号から第六号までの資産で支弁する。

第九条　この会の事業計画及びこれに伴なう収支予算は、毎会計年度開始前、会長が編成し、理事会及び評議員会の議を経て文部大臣に届出なければならない。収支予算を変更した場合も同様とする。

事業遂行上必要がある時は、理事会の議を経て特別会計を設けることができる。

第十条　この会の決算は、会計年度終了後二か月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会及び評議員会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

この会の決算に剰余金があるときは、理事会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第十一条　収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議を経なければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第十二条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章　加盟団体

第十三条　この会の加盟団体とは全国都道府県及び指定都市における学校保健を統轄する団体で、理事会の承認を経て加盟したものをいう。

第十四条　この会の加盟団体は、この会に対し別に定める規定により、毎年度所定の拠出金を納入しなければならない。

第五章　役員及び顧問

第十五条　この会に次の役員を置く。

会　長　一名

副会長　二名

理　事　二五名以上三五名以内

（内会長一名、副会長二名、専務理事一名、常務理事若干名）

監　事　三名

評議員　五〇名以上八〇名以内

第十六条　会長及び副会長は理事会で選出し、評議員会の承認を得るものとする。

2　会長及び副会長は就任と同時に理事となる。

3　会長は、この会を代表し会務を統轄する。副会長は会長を補佐する。会長事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。

第十七条　専務理事及び常務理事は理事の互選で定める。

2　専務理事は会長の意を受けて会務を掌理する。

常務理事はこの会の常務を掌理する。

第十八条　理事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

2　理事の選出手続に関しては別に定める。

第十九条　理事は理事会を組織し、この会の業務を議決し、執行する。

第二十条　監事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

2　監事は会計並びに会務執行の状況を監査する。

第二十一条　評議員は、次の各号によって会長が委嘱する。

㈠　各加盟団体ごとに推せんする者　一名

㈡　学識経験者及び職域を考慮して委嘱する者　若干名

2　評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議する。

第二十二条　役員であって、その任に堪えないものがあるときは、理事会の議決によって解任することができる。

第二十三条　役員の任期は二年とし、再任をさまたげない。

2　補欠又は増員による役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3　役員は、任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第二十四条　この会に顧問を置くことができる。

2　顧問は評議員会に諮って会長が委嘱する。

3　顧問の任期は会長の任期による。

4　顧問は会長の諮問に応ずる。顧問は会長の求めに応じて本会の各種の会議に出席し、意見を述べることができる。

この場合において顧問は、表決に加わることはできない。

第六章　事務局

第二十五条　この会に事務を処理するため、事務局を置く。

2　事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

3　事務局長及び職員に関する事項は別に定める。

第七章　会　　議

第二十六条　会議は評議員会及び理事会とする。

2　評議員会は評議員で構成し、毎年一回会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認めたとき、または評議員の三分の一以上から会議の目的事項を示して要求があったときは、臨時に召集するものとする。

理事会は理事で構成し、随時会長が召集し、会長が議長となる。

第二十七条　評議員会は、別に定めるものの外、次の事項を審議決定する。

㈠　事業計画に関する事項

㈡　予算及び決算に関する事項

㈢　資産の処分に関する事項

㈣　会長が特に重要と認めた事項

第二十八条　理事会は、この寄附行為に定めるものの外、次の事項を議決する。

㈠　評議員会から附議または委任された事項

㈡　会長が重要と認めた事項

第二十九条　評議員会及び理事会は、各構成員の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状により代理者を定めたとき、または書面で意思を表示したものは出席者とみなす。

第三十条　評議員会及び理事会の議決は、各出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第八章　企画運営委員会

第三十一条　この会に学校保健センター的事業の企画運営委員会を置く。

第三十二条　企画運営委員会は、本会が国庫補助を受けて行なう学校保健センター的機関としての業務を適正かつ円滑に処理するため、その業務についての企画運営にあたる。

2　企画運営委員会は、前項の企画運営にあたるについての基本的方針等の基本的事項について理事会に報告し、その承認を受けるものとする。

第三十三条　企画運営委員会に委員長及び委員を置く。

委員長は理事会で理事の中から選出する。

委員は、会長が委嘱する。

第三十四条　企画運営委員会のもとに必要に応じ専門委員会を置く。

専門委員会の委員は会長が委嘱する。

第三十五条　企画運営委員会及び専門委員会について必要な事項は、この寄附行為に定めるものの外、理事会が別に定める。

第九章　専門委員会

第三十六条　この会に会長の諮問機関として次の専門委員会を置くことができる。

㈠　学校保健に関する職域委員会

㈡　会長が重要と認める課題を検討する委員会

2　前項の委員会に必要な事項は、理事会が別に定める。

第十章　寄附行為の変更及び解散

第三十七条　この寄附行為は、理事会及び評議員会の議を経、かつ、文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第三十八条　この会は、理事会及び評議員会の議を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ解散することができない。

第三十九条　この会の解散の場合における残余財産は、前条の手続を経、かつ文部大臣の認可を受けて、この会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第十一章　補　　則

この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議を経て別に定める。

附　　則

この寄附行為は、認可の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

さらに昭和50年（1975）11月28日に、副会長を２名から４名に増員する一部変更を認可された。

（瀧澤利行）

第３章　日本学校保健会の発展と学校保健センター事業の発足

第１節　役員の組織及び会議

この時期の会長は引き続き東俊郎で昭和49年（1974）まで理事長を兼任した。副会長は昭和50年（1975）11月29日より２人制から４人制となり、重田精一、湯浅泰仁、永山芳男、豊島文雄、渡邊一九、山中正一、馬場甫らがつとめている。

理事長は昭和50年よりおかず、専務理事の小栗一好を中心に理事会が運営されるようになる。

東は、昭和61年（1986）まで会長をつとめたが、その後、村瀬敏郎が副会長として会長職務を代行し、昭和63年（1988）より会長に就任する。村瀬は、平成９年（1997）まで会長に在任したが、平成９年12月14日に死去したため、その後、副会長の矢野亨が会長に就任し、現在にいたっている。

（瀧澤利行）

第２節　一般事業（昭和48～58年）

昭和48年（1973）以降の全国学校保健研究大会の開催地は以下の通りである。

⑴　全国学校保健研究大会

回数	年度(昭和)	開催道県	開催地	期日	参加人員	特別講演	大会標（主）題
23	48	富山	富山市	９月29～30	2,500	限りある地球 京都大学教授 西川義正	全人的人間形成の基礎としての学校保健・学校安全の強化をめざして
24	49	宮崎	宮崎市	11月９～10	3,500	学校保健の原点 九州大学名誉教授 遠城寺宗徳	＝健康安全な学校環境づくりのなかで＝たくましいからだ、豊かなこころ、すぐれた知性をもつ児童、生徒を育成するにはどうしたらよいか
25	50	埼玉	浦和市	11月８～９	1,800	ヒマラヤの秘峰に登頂して エベレスト日本女子登山隊副隊長 田部井淳子	心身の健康づくりや健康的な環境づくりを、積極的に実践できる児童・生徒の育成をめざして

26	51	高知	高知市	11月 13〜14	3,200	土佐といごっそう 作家 田岡典夫	たくましく豊かな人間性と、創造的な実践力をそなえた児童・生徒の育成をめざして
27	52	兵庫	神戸市	11月 11〜12	4,500	男の感覚・女の感覚 作家 藤本義一	―たくましいからだ豊かなこころ―健康意識の向上と創造的な実践力の育成をめざして
28	53	岩手	盛岡市	9月 23〜24	2,000	子育てごっこの周辺 作家 三好京三	人間性豊かでたくましい児童・生徒の育成をめざして
29	54	愛知	名古屋市	10月 19〜22	6,000	歴史を聴く 三国一朗	たくましいからだと豊かなこころ
30	55	山口	山口市	11月 7〜10	2,800	ゆとりあるしかも充実した学校経営と児童生徒の健康 甲南女子大学学長 鰺坂二夫	たくましいからだと豊かな心―自ら守り育てるからだと心―
31	56	神奈川	横浜市	11月 5〜7	4,000	豊かな人間性のための教育 朝日新聞社客員論説委員 永井道雄	＝生涯にわたる健康をめざして＝自ら考えつよくたくましく生きぬく児童生徒の育成
32	57	山形	山形市	10月 28〜30	1,800	この道に生きる 十五世名人 大山康晴	たくましいからだと豊かな心―自ら考え、行動する児童・生徒の育成―
33	58	京都	京都市	10月 27〜29	4,600	21世紀への課題 京都大学教授 高坂正堯	生涯にわたって健康で安全に生きぬく子どもの育成をめざす―学校・家庭・地域が一体となって―
34	59	東京都	東京都	10月 31〜 11月2	6,000	暮らしの再発見 NHKアナウンサー 鈴木健二	すべての子供たちに生涯にわたる健康を―自ら進んで健康つくりを実践する子供たちの育成―

35	60	長崎県	長崎市	11月 7～9	3,300	私の野球人生 ＮＨＫ野球解説者（元巨人軍監督）川上哲治	健康で活力に満ちた心豊な子供の育成を目指して―学校・家庭・地域の連携―
36	61	栃木県	宇都宮市	10月 23～25	2,500	日本語の美しさ お茶の水女子大学教授 外山滋比古	たくましく生きぬく児童・生徒の育成―家庭及び地域との連携を通して―
37	62	大阪府	大阪市	11月 11～14	6,000	現代人とこころの健康 名古屋大学医学部教授 笠原　嘉	21世紀を担う健康な子供の育成を目指して―自ら健康で安全な生活を実践する子供―
38	63	長野県	長野市	11月 10～11	2,700	育ちへのかかわり お茶の水女子大学長 河野重男	心豊で活力に満ちた子どもの育成―心とからだの健康づくりを目指して―
39	平成元年	茨城県	水戸市	11月 16～17	3,200	こどもとおとなの健康教育の起点と戦略 聖路加看護大学学長 日野原　重明	生涯にわたる健康な生活を目指して―自ら進んで健康なライフスタイルを確立する子どもの育成―
40	2	沖縄県	那　覇市・浦添市	11月 14～16	2,000	ハブと人間比較生涯論 沖縄県公害衛生研究所所長 吉田　朝啓	豊な心を持ち、生涯を通してたくましく生きぬく子どもの育成―家庭、地域との連携を通して―
41	3	奈良県	奈良市	11月 7～8	3,700	鹿の心・人の心 奈良県教育委員会委員長 花山院　親忠	生涯を通じて心身ともにすこやかでたくましく生きぬく子どもの育成―健康なライフスタイルの確立を目指して―
42	4	山梨県	甲府市	11月 5～6	2,500	ワイン文化を考える 山梨県果実酒酒造組合会長 浅井　昭吾	生涯を通じて心豊でたくましく生きる子どもの育成―家庭・地域との連携による健康なライフスタイルの確立―

43	5	大分県	大分市	11月 11～12	2,800	健康を考える 産業医科大学学長 小泉　明	生涯を通じて、豊かな心をもちたくましく生きる子どもの育成―学校・家庭・地域の連携をとおして―
44	6	和歌山県	和歌山市	11月 10～11	3,200	健康な心と生きがいを与える教育とは何か メンタル・ヘルス国際情報センター所長 小林　司	生涯を通じて健康で、明るく豊に生きる子どもの育成―健康なライフスタイルを確立する自己管理能力の育成を目指して―
45	7	徳島県	徳島市	11月 16～17	3,000	愛死について 作家・天台寺住職 瀬戸内　寂聴	生涯にわたり心豊でたくましく生きぬく子どもの育成―のぞましいライフスタイルの確立をめざして―
46	8	佐賀県	佐賀市	11月 14～15		たくましく生きるために 中央教育審議会会長 有馬　朗人	生涯を通じて健康で、豊かな心をもちたくましく生きる子どもの育成―のぞましいライフスタイル確立のための自己管理能力の育成を目指して―
47	9	鳥取県	鳥取市	9月 25～26	2,500	音楽裏論―音と人間の関係― 作曲家 神津　善行	生涯にわたり、心豊かで、たくましく生きる子どもの育成―主体的に取り組む健康なライフスタイルの確立―
48	10	宮城県	仙台市	11月 5～6	2,700	シンポジウム 「生きる力」をはぐくむ健康教育の在り方	生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力をはぐくむ健康教育の推進―健康教育21世紀への挑戦―
49	11	岐阜県	岐阜市	11月 18～19	3,200	シンポジウム 「生きる力」をはぐくむ健康教育の在り方	生涯を通じて、心豊かに生きる力をはぐくむ健康教育の推進―21世紀を担う子どもの心とからだの健康のために―

50	12	福岡県	北九州市	11月 9～10	3,000	心の健康について 国際日本文化センター所長 河合　隼雄	生涯を通じて、心豊かに生きる力をはぐくむ健康教育の推進―社会の変化に主体的に対応できる子どもの育成―
51	13	千葉県	千葉市	11月 8～9	3,000	シンポジウム 『心豊かにたくましく生きる力をはぐくむ薬物乱用防止教育の推進』	生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力をはぐくむ健康教育の推進―21世紀を担う子どもの心と体を一体としてとらえた健康つくり
52	14	福井県	福井市	11月 7～8	2,000	感動する心が健康の源 京都市スポーツ政策監 山口　良治	生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力をはぐくむ健康教育の推進―社会の変化に主体的に対応できる子どもに育成―
53	15	青森県	青森市	11月 6～7	2,000	夢・希望そして明日への一歩 国士舘大学体育学部助教授 斉藤　　仁	生涯を通じて、心豊かにたくましく生きる力をはぐくむ健康教育の推進―社会の変化に対応し、心身の健康つくりに主体的に取り組む子どもの育成―

【運営等】

1．課題別研究協議

従来、領域別会合をさらに細分して班別会議（第28回大会では50）を持っていたが、第29回愛知大会から15の領域別分科会に統合された。以前の小グループは参加者の意志の疎通を図れる利点もあったが、会場の設営や参加者の減少ということもあり、改革に踏み切られたものである。

以来、課題別研究協議会（分科会）の数は、おおむね12を超えない範囲で推移している。

2．日程等

平成12年度の第50回福岡大会より２巡目を迎えるにあたり、そのあり方が検討され、以下のような改革が実施された。

⑴　大会のスリム化を図る。

①　レセプションは、第48回宮城大会より廃止する。

②　第51回千葉大会より、学校保健会評議員会を割愛する。

③　課題別研究協議会の運営を工夫し、質的に充実するとともに、持ち時間を４時間程度とし、２日目は半日で閉会することにした。（第48回宮城大会より）

④　第51回千葉大会より、会費を1,000円値上げして6,000円とし、研究発表者の旅費を大会経費から支出することにした。

【表彰】

表彰の枠は学校保健と学校安全であり、その内訳は次のようになっている。

いくつかの特徴をあげれば、学校保健の分野で第35回長崎大会での被表彰者の数が125名と始めて100名を超え、全体的に増加してきている。また、保健行政で長年学校保健の発展に尽力した個人も表彰の対象として取り上げられるようになってきた。

【要請・陳情】

文部省（当時）への要請・陳情は、全国学校保健協議会としてではなく、そのスケジュールの中の一部として割り当てられることになった全国学校保健研究大会が行うことになり、その第１回が昭和43年の第18回岐阜大会で開催され、現在に至っている。

⑵　表彰

表彰の枠は学校保健と学校安全であり、その内実は次のようになっている。

いくつかの特徴をあげれば、「学校保健」での校長、保健主事が第25回（昭和50年）に復活した。さらに被表彰者数が全体的に増加してきた。そして第23回（昭和53年）大会より、各地の学校保健会等の団体において永年学校保健の発展に尽力してきた人々も表彰の対象として挙げられるようになった。

回数	学校保健												学校安全			
	学校医	学校歯科医	学校薬剤師	養護教諭	学校	団体	学校保健委員会	校長等	保健主事	地域団体	団体役員	計	学校	地域団体	個人	計
23	27	14	12	6	0	0	12	0	0	7	5	83	36	0	0	36
24	28	20	5	4	0	0	10	5	0	6		73	29	0	0	29
25	24	14	6	8	0	0	9	4	3	3	3	75	30	0	0	30
26	20	20	14	3	0	0	7	6	1	6	1	76	32	0	0	32
27	23	23	5	5	0	0	8	7	0	4	1	75	27	0	0	27
28	26	14	14	3	0	0	7	6	0	1	4	76	30	0	1	31
29	24	20	9	7	0	0	7	4	2	3	3	81	27	0	1	28
30	32	21	7	7	0	0	5	5	3	2	1	82	23	0	3	26
31	26	23	11	2	0	0	5	6	3	0	1	76	23	0	0	23
32	26	21	5	8	0	0	13	6	0	0	2	81	20	0	0	20
33	33	21	9	5	0	0	5	0	2	0	0	82	20	1	0	20
34	32	24	12	5	7	2	0	4	0	0	0	86	18	0	2	20
35	45	32	14	12	8	4	0	9	0	0	1	125	29	0	1	30
36	44	29	14	10	12	1	0	9	2	0	2	123	22	1	1	24
37	45	36	17	8	13	2	個人１	5	0	0	0	126	19	0	1	20
38	49	34	16	6	11		個人５	6	0	0	0	122	23	0	1	24
39	46	37	11	12	10	7	0	6	2	0	1	132	22	1	2	25

40	50	37	16	7	8	8	0	7	1	0	0	134	19	1	1	21
41	52	34	15	6	6	3	個人１	6	4	0	0	126	21	0	2	23
42	58	34	15	9	11	1	個人２	5	2	0	0	135	20	0	2	22
43	50	29	19	7	11	3	個人１	9	0	0	0	128	15	0	3	18
44	49	37	11	6	6	2	保健行政2	7	1	0	0	119	17	0	6	23
45	49	40	16	6	7	1	2	3	1	0	0	125	19	0	2	21
46	55	39	20	7	8	0	2	1	0	0	0	132	19	0	3	22
47	53	35	22	7	11	0	0	5	0	0	0	133	23	0	4	27
48	48	43	21	1	8	1	0	3	0	0	0	125	20	0	4	24
49	51	37	16	10	10	1	1	2	0	0	0	128	21	0	4	25
50	57	37	20	9	6	0	0	5	0	0	0	134	26	0	4	30
51	57	36	18	5	10	0	0	6	1	0	0	133	22	0	3	25
52	62	35	19	4	5	1	1	1	1	0	0	129	22	0	2	24
53	54	43	18	14	13	3	2	6	0	0	0	153	24	0	3	27

⑶　建議・陳情

研究大会の領域－班別体制数は次のとおりである。

第23回６―39、第24回６―40、第25回６―32、第26回６―40、第27回６―50、第28回６―36、第29回６―15、第30回６―14、第31回――、第32回６―10、

これからわかることは、第29回（昭和54年）以降、班数が激減していることである。その原因が必ずしも参加者数の減ではないが、主旨は明確ではない。

すでに第18回大会に設立された全国学校保健協議会は、研究大会の一部を割いて当てられてきた。

「全国学校保健協議会大会は、その性格があいまいであったが、高知大会（第26回、昭和51年――引用者）を契機に理事会や評議員会で論議が交わされ、徐々に理解されるようになった。すなわち、参加対象は、加盟団体の代表者とする。また、文教政策を理解する一方、自らの問題は、自ら解決をはかる。なお、必要に応じて要望書を関係機関に提出する」（「学校保健」第120号、昭和53年１月１日）ことになった。

昭和52年（1977）、第27回研究大会時の全国学校保健協議会における「学校保健の振興に関する要望」事項と文部省よりの回答を次に示す。

全国学校保健協議会の要望事項と文部省よりの回答

昭和52年度、全国学校保健協議会の要望書は、文部省に東会長、小栗専務理事がおいでになり、柳川局長に手交され、保健関係職員、健康診断について、直接伝えられました。その結果は、９月14日の「学校保健法施行規則の一部改正についての通知」にみるよう、要望に沿った改正がいくつか行われました。

昭和53年９月23日、前年度の要望事項については、文部省からの回答を、前年度議長、兵庫県の渡邊一九会長が、次の通り報告されました。

１　保健教育の充実強化に関する事項

⑴　保健主事が校内で、その機能を充分に発揮できるよう、研修の機会、任用機関および校務分掌の適正化など、諸条件を整備されたい

回答…毎年、保健主事の講習会を開催、特に職務内容の周知徹底を図っている

⑵　養護教諭の全校配置と大規模校における複数配置を早急に実現されたい

回答…このことについては、現在教職員に関する実態調査を行っている。その結果を関係各課と検討中。全校配置は、53年中に75％達成の予定。へき地、無医村地区は、特に配慮している。

⑶　学校における保健教育の充実、強化のための現職教育、指導資料の出版等必要な措置をとられたい

回答…文部省は、毎年一般教員を対象に学校保健中央講習会を開催、「小学校学校保健指導の手びき」を作成、趣旨の徹底を図っている。大学に「学校保健」の講座を設けることは、困難な問題が多いが、各大学において学校保健に対する認識を一層高めていただくことが大切と考える。なお、教育職員免許法上「学校保健」を必須単位とすることについても、同法のしくみ、教官確保など慎重な検討が必要とされている。

2　定期健康診断に関する事項

⑴　検尿、心臓、腎臓、視力、色覚等の検査について

回答…以上の検査については、ご要望の趣旨に沿って、学校保健法施行規則（省令）の改正を行い、昭和53年９月14日通知をした。昭和54年４月１日より施行。その要旨は以下の通りである。

・「尿」の検査は、毎年実施しなければならない。

・聴力の検査は、耳疾、騒音等による聴力障害が多いと考えられる場合は、全学年に実施するのが望ましい。

・色覚の検査は、色覚異常の有無、色覚異常の程度は、検査方法から除外。

その後は、ほぼ毎年、要望書は提出されているが、昭和58年（1983）に第33回全国学校保健研究大会（京都市）時の全国学校保健協議会における「学校保健の充実に関する要望事項・研究課題」を以下に示す。これらは、全国の学校保健会の蓄積を反映したものであると同時に、今後の発展への課題としても理解することができる。

昭和58年度全国学校保健協議会における学校保健の充実に関する要望事項・研究課題

要望事項

１．児童生徒の健康診断の充実強化を図る

⑴　心音、心電図の法制化について

児童生徒の心臓検診において、心音、心電図を検査項目として法制化し、これに要する経費を公費負担とされたい

２．児童生徒の精神衛生に対応する学校医の強化について

児童生徒の精神衛生面の対応を考え専門的医師の学校保健への参加を図られたい

３．学校保健に関する関係職員の資質の向上を図る

⑴　教育職員免許状取得に「学校保健・学校安全」に関する単位を必修とされたい

⑵　保健主事の役割の重要性に鑑み、研修等を充実して資質の向上を図られたい

⑶　養護教諭の完全全校配置の早期実現と、大規模校には複数配置と研修の充実を図られたい

⑷　学級担任の学校保健に対する理解を深めるための施策を講じられたい

①教職員の新採用時の講習会において、学校保健を研修内容として必ず指導されたい

②学校保健に関する中央講習会の伝達が末端まで行われるように配慮されたい

４．学校医、学校歯科医、学校薬剤師の待遇及び処遇の改善を図る

⑴　報酬の増額、公務災害補償の改善、被表彰者の増員等について、特別の配慮をされたい

５．児童生徒に対する災害共済給付の改善及び国庫補助の充実を図る

⑴　学校管理下における児童生徒に対する災害共済給付額の改訂を行うとともに、国庫補助の充実を図られたい

研究課題

1．児童生徒の健康診断の充実と健康安全管理の強化について

⑴　突然死につながる川崎病既往歴のある児童生徒に対して超音波心断層エコー検査を公費負担で実施されたい

⑵　平衡機能検査の実施について、その具体的な方法を検討されたい

⑶　障害児検診の新しい基準とその管理と指導
障害児の保健指導、保健管理の具体策

⑷　学校歯科保健の推進と強化のため、歯科衛生士の導入とその活用について

2．教職員の健康診断の考察について

⑴　教職員の定期健康診断における尿検査の年齢制限の撤廃成人病検査年齢の引下げ
学校教職員の健康管理における学校医の役割の明確化。

⑵　教職員の精神衛生対策についての適切な施策
日本学校保健センター的事業「精神の健康委員会」に検討を依頼する。

3．学校環境の衛生及び安全の強化

⑴　環境衛生検査の充実

⑵　学校施設、設備の安全管理
各学校における安全管理の基準の作成と実施

4．学校保健活動の強化について

⑴　日本学校保健会センター的事業成果の普及に関する具体的方策について

⑵　学校保健委員会の効果的な運営

5．日本学校健康会法における疾病基準の範囲拡大について

⑴　災害共済給付額の引上げと障害見舞金の範囲を児童生徒に適するようその拡大について措置されたい

※各研究課題は各保健会単位において研究することとする

⑷　諮問ならびに答申

既述のように、文部省からの諮問は、すべて昭和24年（1949）に設置された保健体育審議会にゆだねられることになった。

（瀧澤利行）

第３節　学校保健センター的事業の開始と展開

⑴　学校保健センター的事業の経緯及び概況

文部大臣は、昭和43年（1968）の保健体育審議会に「児童生徒の健康の保持増進に関する施策について」を諮問した。それを受けて、保健体育審議会は、慎重な審議を重ねた結果を昭和47年（1972）に答申した。

その答申の中で、「本答申中に述べた施策を適切に実施し、今後における積極的な学校保健を推進していくためには、次に掲げるような業務をおこなう機関（学校保健センター的機関）が必要であるので、国はその設置を考慮すべきである」と述べて、８項目にわたる重要業務を列挙している。その業務とは、

①学校保健の普及充実に関すること（学校保健に関する内外の資料の収集・整理・保存および提供、学校保健に関する広報、資料・図書の発行・刊行、学校保健に関する全国的・地域的または職域別の研究協議会・研修会・展示会等の開催）

②児童生徒等の体格、体力、栄養、疾病異常の状況等、児童生徒の総合的な健康に関する情報の収集・整理・分析および提供

③児童生徒等の積極的な健康度（体力、運動能力を含む）の評価方法についての研究と、これに基づく健康度測定の実施

④学校環境衛生と児童生徒等の健康および学習能率との関連の調査、研究

⑤地域社会の環境と児童生徒等の健康との関連の調査、研究（公害問題、地域保健との関連を含む）

⑥児童生徒等の発達段階について、特に注意すべき疾病異常（例えば、心臓・腎臓などの疾患、ぜん息などの呼吸器疾患、情緒障害、肥満、公害による健康障害などの問題があり、また、近視、扁桃肥大、う歯など、眼・耳鼻咽喉・歯科などでも問題がある）その他の心身の健康上の問題の動向、特異性などに関する調査、研究

⑦学校における健康診断の結果などにより、特に問題があると思われる疾病異常、心身の健康上の問題を持つ児童生徒等のために教育的配慮のもとに健康相談を行なう附属施設の設置

⑧上記の調査、研究、健康相談などの結果をふまえて、学校保健の推進のために、特に注意すべき事項に関しての研究とその結果の提供

の各点にわたっていた。

この答申を受けた文部省は、直ちに学校保健センターを設置することは困難であったため、その趣旨を生かすべく、財団法人日本学校保健会のこれまでの実績と社会的評価に鑑み、学校保健センター的業務の実施を本会に担わせ、その事業費として国庫補助金を昭和48年度分2,000万円交付し、業務委託した。

本会はこれを受諾して、文部省の指示によって本会の組織を改め、「学校保健センター的事業の企画運営委員会」の設置を定めて本会寄附行為を改訂し、文部省はそれを認可した。こうして、本会は昭和48年度から国庫補助金を受けて、「学校保健センター的事業」を実施することとなった。

しかし、国庫補助金は文部省が予算要求して承認された国費であるため、予算要求時の文部省の説明と異なるような事業が実施されると文部省が責任を問われることとなり、本会は、結果として文部省の意向に背馳することになる。

このようなことを避けるため、本会は常に文部省と連携を密にして学校保健センター的事業を企画運営することがもとめられた。

そこで、日本学校保健会では、企画運営委員会のもとに、保健体育審議会答申において指摘された業務内容に沿って、「普及指導事業」「調査研究事業」「健康相談事業」の３事業に分けて学校保健センター的事業を構成した。学校保健センター的事業の概要及び組織は次の通りである。

１　普及指導事業

学校保健情報の収集並びに成果の普及啓発に関する事業、センター的事業の報告、成果の刊行、内外資料の収集等を行うこととされた。

委員会は「資料委員会」（大場義夫委員長）と「学校保健の動向編纂委員会」（村上賢三委員長）の２委員会よりなった。

2　調査研究事業

当面する学校保健の重要課題を取りあげ、各課題ごとに専門委員会を設け、調査研究を重ね、それぞれの成果をまとめ学校現場に提供することとされた。

委員会は「健康度評価方法委員会」（船川幡夫委員長）、「児童生徒健康調査委員会」（黒田芳夫委員長）、「学校環境衛生委員会」（小林和夫委員長）の３委員会よりなった。

3　健康相談事業

学校保健上の課題について、教育的配慮のもとに健康相談を行う指導指針を作成することとされた。

委員会は「健康相談（肥満）委員会」（船川幡夫委員長）、「健康相談（呼吸器疾患）委員会」（江口篤壽委員長）、「健康相談（歯・口腔）委員会」（丹羽輝男委員長）の３委員会よりなった。

なお、企画運営委員会の委員長には小栗一好が就いた。

⑵　事業の変遷

昭和48年に発足した学校保健センター的事業は、その後さまざまな事業を展開していくことになる。昭和49年度は「学校保健の動向編纂委員会」を「白書委員会」として運営した。これは『学校保健の動向』が「中央中心の記述」にならざるを得なかったため、各都道府県の学校保健関係諸団体の活動を含めて「学校保健白書」として刊行することを意図したためである。

昭和50年度には「健康診断調査研究委員会」（髙石昌弘委員長）が発足した。昭和51年度には新たに調査研究事業として「学校保健管理システム委員会」（田中恒男委員長）、が発足し、健康相談事業として「健康相談（骨傷害）委員会」（船川幡夫委員長）、「健康相談（腎障害）委員会」（委員長を置かず）が発足した。なお、「健康相談（歯・口腔）委員会」の委員長は丹羽輝男から竹内光春に交替した。

昭和52年度には、「資料委員会」を「資料運営委員会」と改称した。また、「白書委員会」を発展改称し、「普及委員会」（村上賢三委員長）とし、『学校保健の動向』の編集・発行の業務に加えて、全国、地域ブロックの学校保健大会、三師会の研修会の企画・講師派遣等、および学校保健センター的事業の報告書の編集・発行と報告会の開催などを主管した。また、同年には、健康相談事業として「健康相談（心疾患）委員会」（大国真彦委員長）が置かれた。特別委員会として「学校保健管理システム委員会」のもとに「第２類学校伝染病特別委員会」（村上賢三委員長）、「健康診断調査研究委員会」のもとに「視機能に関する特別委員会」（髙石昌弘委員長）、「脊柱側彎症に関する特別委員会」（山田憲吾委員長）を設置した。

昭和53年度には、調査研究事業として、当時学校現場の問題となりはじめていた不登校に関する諸問題に対応するため、「登校拒否等情緒障害委員会」（玉井収介委員長）が置かれた。また、同じく調査研究事業として保健室の経営について検討するため「保健室経営委員会」（村田謙二委員長）が置かれた。なお、同年より「健康相談事業」は「健康増進事業」と改称され、新たに「貧血委員会」（平山宗宏委員長）、「運動医事健康増進検討委員会」（黒田善雄委員長）、「健康診断体制整備促進委員会」（足達九委員長）が置かれた。

昭和54年度は、普及指導事業において従来の「資料運営委員会」と「普及委員会」を統合

し、新たに「普及指導委員会」（小栗一好委員長）を設置し、そのもとに「普及班」（榊田桂班長）、「指導班」（村上賢三班長）、「資料班」（大場義夫班長）、「国内情報班」（下田巧班長）、「海外情報班」（詫間晋平班長）を置いた。また、健康増進事業は大幅に組織改編し、「運動医事健康増進検討委員会」（黒田善雄委員長）、「健康診断充実推進委員会」（小栗一好委員長）、「学校環境衛生推進委員会」（元山正委員長）が設置された。

昭和55年度には、「普及指導委員会」の班が「普及指導担当小委員会」（下田巧小委員長）、「資料情報小委員会」（村上賢三小委員長）、「海外情報小委員会」（詫間晋平小委員長）に再編された。調査研究事業では、新たに「姿勢と運動機能委員会」（山田憲吾委員長）、「視力委員会」（小澤和郎委員長）、「歯の保健指導委員会」（森本基委員長）、「平衡機能委員会」（荒木元秋委員長）、「心臓検診委員会」（大国真彦委員長）、「学校保健に関する特別委員会」（重田精一委員長）が設置された。

昭和56年度には、調査研究事業では「保健室経営委員会」が「保健室委員会」と改称された。そして新たな委員会として、「保健指導委員会」（藤井真美委員長）、「精神の健康委員会」（上出弘之委員長）の２つが設けられた。健康増進事業では、委員会は設けられなかったが「養護教諭実技講習事業」と「学校保健活動推進地区事業」の２事業が新たに開始された。なお、委員会ではないが、健康推進事業の一環としてはじめられた「児童生徒のからだの特性と健康状況に関する調査研究事業」の推進主体として「児童生徒健康状況調査協力者会議」（小野三嗣主査）が置かれた。

昭和57年度には、調査研究事業において、「視力委員会」は「目の健康委員会」と改称され、新たに「学校プール衛生管理委員会」（澤村良二委員長）が設けられた。また、「心臓検診委員会」は「心臓・代謝疾患委員会」（大国真彦委員長）に再編され、その下に「心疾患小委員会」（大国委員長が小委員長兼務）、「糖代謝小委員会」（北川照男小委員長）、「脂質等代謝小委員会」（大国委員長が小委員長兼務）の３小委員会を置いた。さらに健康増進事業の「児童生徒のからだの特性と健康状況に関する調査研究事業」の後続委員会として、「健康調査資料委員会」（小野三嗣委員長）が置かれた。なお、健康増進事業では、「心臓検診推進委員会」（青山松次委員長）が置かれた。

昭和58年度は、調査研究事業のうち「歯の保健指導委員会」が健康増進事業の中の「児童生徒むし歯予防啓発推進事業」となり、「むし歯予防啓発推進委員会」（能美光房委員長）が設置された。

昭和59年度には、調査研究事業では「姿勢と運動機能委員会」「平衡機能委員会」「保健室委員会」「精神の健康委員会」「目の健康委員会」が終了し、「保健指導委員会」は「高等学校の保健指導委員会」（藤井真美委員長）、「幼稚園の保健指導委員会」（重田精一委員長）に分離・継続した。また、「心臓・代謝疾患委員会」も、「心疾患委員会」（大国真彦委員長）、「糖代謝委員会」（北川照男委員長）、「脂質等代謝委員会」（大国真彦委員長）の３委員会に分離・発展した。また、健康増進事業は、従来の「運動医事健康増進相談事業」が終了し、継続の「学校環境衛生検査体制整備促進事業」「養護教諭実技講習事業」「心臓検診推進事業」「児童生徒むし歯予防啓発推進事業」の４事業に加えて、「こころとからだの健康増進事業」が開始され、「こころとからだの健康増進委員会」（宮坂忠夫委員長）が設置された。

昭和60年度には、調査研究事業は、「学校プール衛生管理委員会」「健康調査資料委員会」

が終了し、新たに「学校環境衛生指導委員会」（澤村良二委員長）、「疲労と休養委員会」（小野三嗣委員長）が置かれた。健康増進事業では、「こころとからだの健康増進委員会」が拡大・分化し、「こころを育てるからだづくり小委員会」（楠智一小委員長）、「面接技法小委員会」（中川米造小委員長）、「校内体制づくり小委員会」（大本邦嘉小委員長）、「地域支援システム・専門医連携システムづくり小委員会」（宮坂忠夫小委員長）の４小委員会が設置された。また、新たな健康推進事業の１つとして「保健指導研究事業」が開始され、当時から話題になってきた禁煙予防のための指導に向けて「禁煙指導の手引作成委員会」（平山宗宏委員長）が置かれた。

昭和61年度は、調査研究事業において、「心疾患委員会」「糖代謝委員会」「脂質等代謝委員会」が終了し、新たに「心疾患児管理指導委員会」（大国真彦委員長）、「検尿陽性者の保健指導委員会」（北川照男委員長）、「若年性成人病対策委員会」（大国真彦委員長）、「児童生徒健康手帳委員会」（足達九委員長）、「児童・生徒の健康生活リズム研究委員会」（上出弘之委員長）が設けられた。また、健康増進事業では、「保健指導研究事業」において「禁煙指導の手引作成委員会」を改編して「喫煙・飲酒等防止指導委員会」（平山宗宏委員長）を置き、「喫煙・飲酒等防止に関する保健指導の手引」の作成にあたった。さらに新たに「ヘルスカウンセリング研修委員会」（江口篤壽委員長）を設け、「ヘルスカウンセリング指導者養成講座」を実施した。

昭和62年度には、調査研究事業において「中学校の保健指導委員会」（斎藤歓能委員長）、当時社会問題となりはじめたAIDS（後天性免疫不全症候群、エイズ）に対応するため「エイズに関する指導資料作成委員会」（島田馨委員長）、そして健康診断項目の見直しを行うため「健康診断調査研究委員会」（船川幡夫委員長）が設置された。また、健康増進事業では新たに「地域学校保健委員会推進事業」が開始され、「地域学校保健組織活動推進委員会」（石井宗一委員長）が設けられた。

昭和63年度には、調査研究事業において「難聴に関する指導資料作成委員会」（田中美郷委員長）と「養護教諭研修研究委員会」（江口篤壽委員長）が置かれた。健康増進事業においてはエイズに関する指導が調査研究事業から移行して「エイズ問題を含む性に関する指導推進事業」が開始され、「エイズ問題を含む性に関する指導推進委員会」（平山宗宏委員長）が設けられた。

（瀧澤利行）

第４節　学校保健センター的事業の内容

ここでは日本学校保健会の学校保健センター的事業のうち、昭和58年度までに活動を終了した各事業の専門委員会の研究内容を原則として設置順に紹介することにする。ただし、関連性が強いと思われる委員会の場合には、続けて記述することにした。

はじめに調査研究事業からみていこう。

１　健康度評価方法委員会（昭和48～53年度）

同委員会は、児童生徒等の積極的な健康度（体力・運動能力を含む）の評価方法を検討するために設置された。昭和50年度には、運動機能検査（20秒閉眼片足立ち、40秒腕まげ懸垂、60秒連続片足とび）を全国の小・中学生約19,000名について実施した。また、昭和51年度に

は同じ対象に「自分の健康についての観察、教師の側からの健康評価」の第二次調査を実施し、運動機能検査結果との関連を検討した。以上の調査結果を参考として、運動機能検査実施の手引書「運動機能検査」を作成した。

2　児童生徒健康調査委員会（昭和48～50年度）

同委員会は、児童生徒等の総合的な健康に関する情報の収集・整理・分析、および児童生徒等の発達段階について特に注意すべき疾病異常、その他心身の健康上の問題の動向・特異性等を研究するために設置された。昭和48年度には、学校における健康調査の意義とそのあり方に関する見解をまとめ、昭和49年度以降は、４つの小委員会に分かれて、それぞれの作業課題を続行した。

第１小委員会：児童生徒の日常の生活経験の中で断続的もしくは過去の体験としてあらわれる異常の調査

第２小委員会：現在の検診手技では発見しえないが、主観的な訴えをとりあげることによって発見しうる異常の調査

第３小委員会：健康にかかわる児童生徒の認識・習慣・行動の調査

第４小委員会：健康情報処理についての電算機システムの利用

以上の検討作業の結果は、「児童生徒の健康調査」としてまとめられた。

3　学校保健管理システム委員会（昭和51～52年度）

前述の「児童生徒健康委員会」が出した「システム化を前提とした学校保健管理体系の洗い直しが必要である」との結論に応えて同委員会が設置された。システム化のための問題点の整理やシステム化に関するアンケート調査を実施し、その成果は、「効果的な学校保健管理の進め方」としてまとめられている。

4　学校環境衛生委員会（昭和48～53年度）

同委員会は、学校や地域社会の環境が児童生徒等の健康および学習能率にいかに影響するかを調査研究するために設置された。昭和48年度と49年度には、千葉県および埼玉県の小・中学校において、学校環境衛生実態調査、児童生徒および教員に対する意識調査などを実施し、昭和52年度には全国の小・中学校の学年主任を対象として、学校環境衛生活動の実態調査を実施した。以上の作業をもとに、学級担任のための「学校環境衛生活動指導資料」を作成した。

5　歯口腔委員会（昭和48～54年度）

同委員会は、歯および口腔衛生について調査研究するために、健康相談事業の一つとして活動を開始した。具体的には①歯口清掃法、②フッ化物による洗口法、③合成樹脂によるう蝕予防填塞法の３つの方法を学校保健に導入するために必要な事項に関する調査を実施し、その成果は「う蝕予防の理論と実際」としてまとめられている。

6　歯の保健指導委員会（昭和55～57年度）

同委員会は、小学校における効果的な歯の保健指導のあり方について検討するために設置された。昭和55年度には、全国の小学校約1,300校を対象に、歯の保健指導の実施状況やう蝕罹患状況に関する調査を実施した。そして、これらの結果をもとに「学級担任のための歯の保健指導」を作成した。

7　肥満委員会（昭和48～50年度）

同委員会は、肥満（やせ・低体力を含む）について調査研究するために、健康相談事業の一つとして活動を開始した。昭和48年度に東京都と埼玉県の二つの小学校で、肥満およびやせ児を対象として、その生活環境、食事調査、各種の生理機能や運動機能の検査、形態や皮脂厚等の測定を実施した。また、これらの結果を参考として、手引書「学校における肥満と『やせ』指導の実際」を作成した。昭和49年度からは、東京都学校安全会に届けられた骨折、ねんざおよび脱臼傷害事例についての調査なども実施した。

8　骨傷害委員会（昭和51～53年度）

同委員会は、骨傷害の発生の実態を明らかにするために、健康相談事業の一つとして活動を開始した。昭和51年度には、東京都内の小学校20校と中学校30校において１年間に発生した骨傷害について、生育歴・食事傾向・学校および家庭生活、および身体発育・運動能力、また骨折発生の状況とそれに関連したと思われる心身や環境の条件などについて、家族および教師に対する質問紙調査を実施した。また、昭和53年度には特殊な事例についての面接調査も実施している。以上の結果をもとに骨折予防を目的とした手引書「骨傷害とその防止」を作成した。

9　呼吸器疾患委員会（昭和48～51年度）

同委員会は、ぜん息などの呼吸器疾患について調査研究するために健康相談事業の一つとして活動を開始した。ぜん息の児童生徒の保健管理に関する事例調査、ぜんそくの児童生徒の学校における動態調査、学校保健統計のぜん息に関するデータの検討などをもとに、「ぜん息の児童生徒の保健管理指針」を作成した。

10　健康診断調査研究委員会（昭和50～52年度）

同委員会は、昭和49年度から新方式で実施されるようになった健康診断の問題点を明らかにし、今後改善すべき内容を検討するために設置された。昭和50年度には、健康診断の問題点に関するアンケートを、校長・保健主事・養護教諭ならびに都道府県教育委員会保健主管課を対象として実施した。また、昭和52年度には、健康診断を評価する基準を作成するとともに、「児童生徒の定期健康診断」に関する冊子を作成した。

11　腎疾患委員会（昭和51～54年度）

同委員会は、学校検尿の判定基準、診断基準ならびに事後措置の基準設定について研究するために、健康相談事業の一つとして活動を開始した。昭和51年度は学校現場での利用を目ざした腎臓病管理指導表を作成した。昭和52年度は、学校検尿により発見された腎疾患児の追跡調査をするとともに、患児とその家族に対して小児腎臓疾患に関する知識を普及するために「腎臓手帳―わたしの腎臓」を作成した。昭和53年度は、養護教諭と学校医に対して学校検尿と小児腎疾患に関する知識を普及するために「学校検尿のすべて」を編集出版するとともに、全国の小・中・高等学校約1,300校に対して、学校検尿の実態調査を実施した。

12　心疾患委員会（昭和52～54年度）

同委員会は、昭和52年（1977）３月に文部省研究班によって提唱された心臓検診方式および管理基準を一般に普及化するために健康相談事業の一つとして活動を開始した。

昭和52年度には、文部省研究班によってまとめられた保健調査票を改正し、心臓病スクリーニングシステムを確立した。昭和53年度には改正した保健調査票の有効性を確認し、心

臓病管理基準を改訂した。また、心疾患児のための「心臓手帳」を作成した。昭和54年度には「心臓手帳」の普及に努めるとともに、心臓検診の手引書を作成した。また、心臓検診のコンピュータ化のための検討も行った。

13　心臓検診委員会（昭和55～56年度）

同委員会は、心臓検診のコンピュータシステムを検討し、心臓検診システムにどのように組み入れるのが望ましいかを検討するために設置された。昭和55年度には、福岡県などで実施されたコンピュータによる心臓検診の結果について検討した。昭和56年度には、各メーカーのコンピュータ機器に対する調査、研究を行うとともに、心臓検診およびコンピュータ導入に関する普及啓発活動を行った。

14　保健室経営委員会（昭和53～55年度）

同委員会は、学校保健活動を効果的に進めるために重要な意義をもつ保健室経営のあり方を明らかにするために設置された。昭和53年度に実施した、養護教諭の職務実施上の問題点に関するアンケート調査の結果に基き、養護教諭が職務を円滑に遂行するための資料「保健室経営」を発行した。

15　保健室委員会（昭和56～58年度）

同委員会は、保健室における設備・備品のあり方について調査研究するために設置された。昭和56年度に実施した、保健室の設備・備品についての全国レベルでの実態調査の結果に基き、今後保健室に備えるべき設備・備品についての改善を検討した。

16　登校拒否等情緒障害委員会（昭和53～55年度）

同委員会は、登校拒否の問題に対する具体的な対策を現場の教師に提示することをめざして設置された。主として各委員のもつ事例について検討を重ね、最終報告書では、情緒障害及び登校拒否に関する用語の使い方の整理を行い、養護教諭が取り組んだ実践例などを掲載している。

17　精神の健康委員会（昭和56～58年度）

同委員会は、精神の健康に問題をもつ児童生徒の現状について把握し、そうした児童生徒の指導法に関する資料を作成するために設置された。昭和57年度には、全国の小・中・高等学校約150校において、「心の健康アンケート」を実施し、その結果を「心の健康」調査集計報告書としてまとめた。また、各委員のもつ事例についてケースカンファレンスを行い、学校現場における精神的不健康事例への指導手引書づくりに取り組んだ。

18　脊柱側彎症委員会（昭和53～54年度）

同委員会は、昭和52年度に設置された「脊柱側彎症に関する特別委員会」の作業を引き継ぐものであり、学校保健の中において、脊柱側彎症の早期発見のための具体的方法と、これに続く適切な事後措置を含む一貫した管理体制を検討し、その普及を図ることを目的としている。昭和53年度には、学校現場のための手引書「知っておきたい脊柱側彎症」を作成し、昭和54年度には検診装置に関する検討を加えた。

19　姿勢と運動機能委員会（昭和55～58年度）

同委員会は、脊柱側彎症ほか姿勢の異常全般について、その実態を明らかにするとともに、姿勢反射の発達と外傷発生との関係について知るために設置された。昭和55年度には啓発用サウンドスライドを作成し、昭和56年度と57年度には脊柱側彎症、不良姿勢、骨折等に関す

る実態調査を実施した。

20　平衡機能委員会（昭和55～58年度）

同委員会は、学校保健の場における平衡機能に関する意識の啓発を図り、児童生徒の個人の機能に応じた適切な訓練を課すことにより運動能力の向上ならびに平衡機能異常の予防を図るために設置された。昭和56年度には、平衡機能検査要領およびめまいの調査票を作成し、長崎など5県の5小学校と3中学校において調査を実施した。また、昭和58年度には、児童生徒の平衡機能を育てることをねらった手引書「姿勢・運動・乗物酔いと平衡機能」を作成した。

21　貧血委員会（昭和53～55年度）

同委員会は、貧血および倒れやすい子の実態を知ることのために設置された。昭和53年度に、東京都など4県の小・中・高等学校計6校において貧血検査および生活状態や健康状態に関する調査を実施した。また、昭和54年度と55年度は、学校関係者のための手引書づくりも併せて行った。

22　視力委員会（昭和54～56年度）

同委員会は、視力と眼の健康に関して、学校および家庭における生活指導、健康指導のあり方を全般的に検討するために設置された。児童生徒に対する指導、管理が必ずしも視力についての十分な理解がなく行われているとの現状分析の下に、現場のための手引書「目の健康と視力」を作成した。

23　目の健康委員会（昭和57～58年度）

同委員会は、視力委員会の作業を継続し、目の健康に関する問題点について幅広い検討を行うために設置された。視力に関する啓発のために「目の健康と視力」の普及を図るとともに、視力対策の指針を作成した。

24　学校保健に関する特別委員会（昭和55～56年度）

同委員会は、児童生徒の健康生活を阻む要因を再検討し、対策を考えるために設置された。母子相互作用について討議するとともに、文部省学校保健課の指導の下に「児童生徒の健康状況調査」の基礎的事項について検討した。

25　保健指導委員会（昭和56～58年度）

同委員会は、小・中・高等学校の特別活動における保健指導の実態を明らかにするために設置された。昭和57年度には、全国の小・中・高等学校の中から2,748校を選び、保健主事および養護教諭を対象として、昭和56年度の保健指導の実施状況について実態調査を実施した。また、昭和58年度には「中学校保健指導資料試案」を作成し、いくつかの主題については学級指導における保健指導の実践授業を実施した。

次に健康増進事業についてみていく。

昭和53年度から学校保健センター的事業の中の健康増進事業は、日本学校保健会の関連学校保健会（連合会）への委託事業として推進されてきた。

ここでは昭和58年度までに設置された事業推進のための各委員会の活動内容を設置順にみていくことにする。ただし、関連性が強いと思われる場合には続けて記述することにした。

1　運動医事健康増進検討委員会（昭和53～58年度）

この委員会の目的は、児童生徒の健康状態に即した運動医事相談事業を実施し、もって児童生徒の健康増進を図ることにある。群馬県など12の県の学校保健会に委託し、主として虚弱児、肥満児、疾病障害児を対象として運動医事相談事業を実施した。またその他、昭和54年度には運動医事に関する文献を収集し、資料として現場に提供した。昭和55年度には全国の小・中・高等学校各20校を対象として、健康障害児童生徒の実態調査と各学校における教科体育、体育的行事などにおけるそれら児童生徒の取り扱いなどについて調査を実施した。また、昭和57年度には手引書「健康障害児の運動指導」を出版した。

2　（心・腎）健康診断体制整備促進委員会（昭和53～56年度）

この委員会は、昭和54年度からは心臓検診調査研究事業も併せて実施し、健康診断充実推進委員会となり小栗一好日本学校保健会専務理事が委員長となった。健康診断体制整備促進事業の目的は、心・腎疾患の健診体制の整備を図ることにあり、千葉県など22の県の学校保健会に事業を委託した。また、昭和53年度には、47都道府県学校保健会および10の指定都市学校保健会を対象とした「定期健康診断における心臓・腎臓検診に関する調査」を実施した。昭和54年度と55年度の心臓検診調査研究事業は、学校における心臓検診を効果的に行うために開発された自動解析装置付心電計を用いる方法についての調査研究を、東京都など４つの都県に委託して推進した。

3　心臓検診推進委員会（昭和57～59年度）

この委員会の目的は、児童生徒の心臓検診を効果的かつ適確に行い、学校の保健管理の充実を図ることにある。北海道など８の道県の学校保健会は、心臓検診推進実施要項に基き、自動分析心電・心音計による心臓検診の実施、要精密検査者の選定などの事業を実施した。

4　学校環境衛生活動推進委員会（昭和54～59年度）

この委員会の目的は、学校における環境衛生活動を円滑に実施するため、都道府県における学校環境衛生検査体制を整備するとともに、学校薬剤師を中心とした学校保健関係者の資質の向上を図ることにある。埼玉県など36の都道府県の学校保健会は、学校環境衛生の実態調査、教職員を対象とした学校環境衛生の手引書づくり、またそれにもとづいた講習会の開催などの事業を実施した。

5　養護教諭実技講習事業（昭和55年度～平成12年度）

この事業の目的は、小・中・高等学校の養護教諭の専門性を高めるために、保健管理および保健指導に関する実技を中心とした講習会を実施することにある。昭和59年度に養護教諭研修委員会が設置された。全国を６ブロックに分け、各ブロックで毎年１回講習会を開催している。また、昭和55年度からは毎年１回「養護教諭研究大会」を開催している。

6　学校保健活動推進地区事業（昭和55～58年度）

この事業の目的は、児童生徒の健康の保持増進を図るため、一定地域の小学校、中学校および家庭が一体となり、それぞれの地域の児童生徒の健康の実態に即した総合的な保健活動について実践的な研究を行うことにある。委託を受けた北海道など４つの道県は、学校保健活動推進地区事業実施要領にのっとり、健康生活実践のための保健指導や管理方法に関する調査研究、運動機能検査の実施など健康診断に関する調査研究を実施した。

7　児童生徒のからだの特性と健康状況に関する調査研究事業（昭和56年度）

児童生徒の健康状況を把握するために、全国47都道府県の小学校182校、中学校182校において、計６万人の児童生徒を対象に昭和56年10月29日に調査を実施した。

8　健康診断充実推進委員会（昭和54～55年度）

心疾患については、児童生徒の生涯にわたる健康に大きな影響を及ぼすだけでなく、突然死の最も多い原因であることから、早期発見、早期治療及び事後措置を適切に行う必要がある。このため、心臓検診の円滑な実施が困難な地域に、モデル的に自動解析装置付心電計を導入し、心臓検診を効果的かつ適確に行い、もって学校における保健管理の充実に資することが目的とされた。

9　むし歯予防啓発推進委員会（昭和58年度～平成16年現在）

同委員会の目的は、児童生徒のむし歯予防活動を推進するために保護者の啓発を行うことにある。青森県など11の学校保健会は、幼稚園、小学校および中学校の一貫したむし歯予防に関する保健指導計画等を作成し実施するとともに、保護者に対して、家庭におけるむし歯予防実践に関する資料の作成および活用、学校懇談会などによる指導といった啓発事業を行った。

10　こころとからだの健康増進事業（昭和59年度～平成元年度）

同事業では、児童生徒のこころとからだをめぐる諸問題を検討するため、「こころを育てるからだづくり」「面接技法等」「校内体制づくり」「地域支援システム・専門医連携システムづくり」の各専門部会にわかれてモデル地区を委託し、資料作成、事例検討などを実施した。

11　保健指導研究事業（昭和60年度～　）

同事業では、次第に社会的関心を集めるようになってきた喫煙防止と飲酒・薬物乱用防止に関する保健指導資料の作成とヘルスカウンセリングに関する研究を行ったが昭和63年度より、ヘルスカウンセリングを中心に委員会活動が行われた。

12　地域学校保健組織活動推進委員会（昭和62年度～平成元年度）

同事業は、学校保健委員会の活性化と地域間の連携をめざして、地域学校保健委員会の推進を目的とし、モデル校での研究、「みんなでつくろう〔学校保健委員会〕のしおり」作成、地域学校保健委員会推進事業実施要項の作成などを行った。

13　エイズ問題を含む性に関する指導推進委員会（昭和63年度～　）

同事業は、関心の高まってきたエイズ問題を中心とした性に関する指導資料の検討・作成を行ってきた。

（瀧澤利行）

第５節　事務所の移転

昭和29年当時、財団法人日本学校保健会と改称した本会は、その後事務所の所在した第18森ビルに隣接するモルタル二階建の茅屋にあった。

昭和46年（1971）５月、森ビル株式会社より「本会の所有する土地及び建物を買取りたい」旨申入れがあり、早速、東会長、向井・可児両副会長、塚田理事長、永山常務理事等が相集り協議した結果、狭隘且つ老朽化した建物の改築についての経済問題その他を考慮し、新し

く建築される予定の第18森ビル内の一室と交換するよう交渉することを決定した。

この交渉については、主として可児副会長、永山常務理事が、弁護士尾崎重毅、公認会計士西垣長隆両氏を相談相手として当り、山中理事が庶務に当った。

森ビル株式会社と数次に亘る交渉の結果、「旧事務所建物及び土地の地上権」と「第18森ビル８階の一室約132平方米（40坪）とを交換することに合意した。この様にして旧第18森ビルが当会の拠点となった。その後、IT化が進むに伴って建物のIT機能の充実が求められ、第18森ビルもテナントが減少し、森ビル側は周辺の住宅協会の建物等を吸収して、最高のIT機能を持つ高層ビルを該地に建てることを計画した。これに伴って、森ビル側から平成８年（1996）７月当会に第19森ビル（第18森ビルと地下鉄虎ノ門駅の中間に位置）に事務所を移転して、新しいビルの完成を待つことを要請され、平成11年（1999）７月の完成まで、第19森ビルを仮事務所とした。

第18森ビル（完成後の名称は「虎ノ門２丁目タワー」）への移転は同年８月に完了、現在に至っている。この移転に際しては、森ビル側から、当会の面積の拡大が打診されたが、当時の当会の経済的理由で見送られた。また、新ビルの区分所有面積の算定について、当会の持つ面積が狭くなるからとの理由で、通常壁芯から測定するのを壁の内側から算定する等の好意が寄せられた。

また、旧ビルから新しいかつ最も充実した機能を持つビルへの移転であるため、当然その差額が問題になるが、それは本節の最初にある旧二階建の茅屋の底地権が当会に有り、また該地が高速道路の予定地にあって、将来的には補償対象になるということで、その折当会の受取る金額の中で精算されれば良いこととなった。このことに関しては当会の尾崎顧問弁護士の示唆により、本会村瀬敏郎会長と森ビル産業株式会社森章社長との間で確認書（平成８年12月）を交換した。

（青木宣昭）

第４章　21世紀に向けた日本学校保健会の発展

第１節　役員の組織

平成時代の役員は村瀬会長の死去の後、平成９年（1997）末に矢野亨が会長に就任し、現在にいたっている。

専務理事は、昭和62年（1987）に和久井健三が就任し、平成７年（1995）まで務めた。その後、同年より青木宣昭が就任し、平成11年（1999）まで務めた。その後、同年より本吉鼎三が務め、平成13年（2001）まで在任した。

その後同年より内藤昭三が就任し、現在にいたっている。

（瀧澤利行）

第２節　学校保健センター的事業の多様化

平成時代に入った日本学校保健会の期待される主要事業は、学校保健センター的事業となっていった。

平成元年度には、「疲労と休養委員会」「心疾患児管理指導委員会」「検尿陽性者の保健指導委員会」「若年性成人病対策委員会」「児童生徒健康手帳委員会」「児童・生徒の健康生活リズム研究委員会」が終了し、「生活行動と健康対策委員会」（小野三嗣委員長）、「心・腎等疾患対策委員会」（北川照男委員長）、「Ｂ型肝炎等の保健管理手引作成委員会」（西岡久壽弥委員長）、「眼の屈折力に関する調査研究委員会」（所敬委員長）がそれぞれ改編ないしは新設された。健康増進事業では、新たに「健康教育に関する手引書作成事業」が開始され、「健康教育に関する手引書作成委員会」（江口篤壽委員長）が設置された。

平成２年度には、調査研究事業において「中学校の保健指導委員会」が終了し、「学校保健活動研究委員会」（内山源委員長）、「児童・生徒歯周疾患研究委員会」（岡田昭五郎委員長）、「保健学習調査研究委員会」（国崎弘委員長）、「スポーツ傷害予防対策委員会」（中島寛之委員長）が新設された。また、健康増進事業においては「保健室における相談活動に関する調査研究事業」が開始され、「保健室相談活動調査委員会」（飯田澄美子委員長）が新設された。

平成３年度には、調査研究事業において「難聴に関する指導資料作成委員会」が終了し、新たな委員会の発足はなかったが、「健康診断調査研究委員会」に「エックス線検診小委員会」（船川委員長が小委員長兼務）が新設された。健康増進事業においては、「思春期の悩みに対する支援組織活動推進事業」が開始され、「思春期の悩みに対する支援組織活動推進委員会」（武田敏委員長）が設けられ、また、「児童生徒の健康状態サーベイランス事業」が発足し、「児童生徒の健康状態サーベイランス委員会」（平山宗宏委員長）が置かれた。その他、従来の「児童生徒等むし歯予防啓発推進事業」は「児童生徒等むし歯・口の健康つくり推進事業」に改称し、委員会も「歯・口の健康つくり推進委員会」に改称された。

平成４年度には、調査研究事業において、「学校環境衛生指導委員会」が「学校環境衛生調査研究委員会」と改編されたほか、「健康診断調査研究委員会」に「学校における結核管理マニュアル作成小委員会」（船川委員長が小委員長兼務）が新設された。また、「エイズ問題を含む性に関する指導推進委員会」には「エイズ教育指導資料作成小委員会」（平山宗宏

小委員長）が新設され、「児童生徒の健康状態サーベイランス委員会」には「リスクファクター小委員会」（堺薫小委員長）、「アレルギー小委員会」（黒梅恭芳小委員長）、「ライフスタイル小委員長」（大澤清二小委員長）が新設された。

平成５年度には、調査研究事業において、「生活行動と健康対策委員会」「児童生徒歯周疾患研究委員会は終了し、新たに「口腔機能発達研究委員会」（森本基委員長）、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会」（髙石昌弘委員長）、「音声言語障害に関する調査研究委員会」（新美成二委員長）が新設された。健康増進事業においては、「エイズ問題を含む性に関する指導推進委員会」に「社会教育教材作成小委員会」（委員長置かず）が設けられた。さらに、新たに「学校保健情報の処理と活用研究委員会」（江口篤壽委員長）が設けられた。

平成６年度には、調査研究事業において「心・腎等疾患対策委員会」「学校保健活動研究委員会」が終了し、「児童生徒の目の健康に関する調査研究委員会」（小嶋靖郎委員長）、「児童生徒の骨の健康を守るための調査研究委員会」（福永仁夫委員長）、「児童生徒の健康管理に関する調査研究委員会」（大国真彦委員長）、「保健主事資質向上委員会」（吉田瑩一郎委員長）、「水泳プール調査研究委員会」（澤村良二委員長）が新設された。健康増進事業では、新たな委員会の設置はなかったが、「エイズ教育調査研究委員会」に「小学生教材作成委員会」（平山委員長が小委員長兼務）、「中学生用ビデオ教材作成委員会」（池田熙小委員長）の２小委員会が設けられた。

平成７年度には、普及指導事業において「資料小委員会」が復活した。調査研究事業において「健康診断調査研究委員会」「養護教諭研修研究委員会」「保健学習調査研究委員会」が終了した。健康増進事業においては、「エイズ教育調査研究委員会」に「エイズ教育情報ネットワーク小委員会」（吉田勝美小委員長）、「エイズに関する指導者ビデオ作成委員会」（池田熙小委員長）の２小委員会が設けられた。さらに新たに「養護教諭研修事業」が設けられ、「養護教諭研修事業推進委員会」（髙石昌弘委員長）と「養護教諭研修事業実技講習会小委員会」（髙石委員長が小委員長兼務）、「養護教諭研修事業ヘルスカウンセリング小委員会」（髙石委員長が小委員長兼務）が同時に設けられた。

平成８年度には、調査研究事業において、「音声言語障害に関する調査研究委員会」が終了した。健康増進事業においては、「学校保健情報の処理と活用研究委員会」が終了し、「児童生徒の健康状態サーベイランス委員会」に「アトピー性皮膚炎小委員会」（山本昇壮小委員長）が置かれた。また、「保健学習推進委員会」（和唐正勝委員長）が設置された。

（瀧澤利行）

第３節　学校保健センター機能の充実と日本学校保健会

平成９年（1997）より日本学校保健会の学校保健センター的事業は「学校保健センター事業」となった。20余年にわたる活動をもとに、名実ともにわが国の学校保健センターとして事業展開するようになった。

平成９年度においては、普及指導事業において、長らく３小委員会制をとっていた体制を「普及指導委員会」（青木宣昭委員長）と「海外委員会」（詫間晋平委員長）の２委員会制とした。調査研究事業においては、「児童生徒の目の健康に関する調査研究委員会」「児童生徒の骨の健康を守るための調査研究委員会」の２委員会が終了し、「児童生徒の健康管理に関

する調査研究委員会」に「心因性難聴小委員会」（古賀慶次郎小委員長）が置かれた。さらに、新たな委員会として、「心の健康問題への対応の在り方に関する調査研究委員会」（花田雅憲委員長）と「学校給食の保健管理に関する調査研究委員会」（樋上忍委員長）の２委員会が発足した。健康増進事業においては、「養護教諭研修事業推進委員会」に「養護教諭研修システム小委員会」（石原昌江小委員長）、「保健室相談活動小委員会」（松野智子小委員長）の２小委員会が置かれた。

平成10年度には、調査研究事業において、「水泳プール調査研究委員会」が終了し、「児童生徒の健康管理に関する調査研究委員会」に新たに「学校で予防すべき伝染病等に関する解説書作成等小委員会」（平山宗宏小委員長）が置かれた。健康増進事業については前年度事業が継続した。

平成11年度には、調査研究事業において、「口腔機能発達研究委員会」が終了した。そして、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会」（石川哲也委員長）に「薬物乱用防止教育パンフレット作成小委員会」（勝野眞吾小委員長）、「薬物乱用防止教育教材作成小委員会」（川畑徹朗小委員長）、「薬物乱用防止教育ホームページ作成委員会」（野津有司小委員長）の３小委員会が置かれた。また、新たに「学校環境衛生推進委員会」（石川哲也委員長）とその下に「内分泌かく乱物質情報提供小委員会」（伊藤誉志男小委員長）が同時に置かれた。

平成12年度には、調査研究事業において、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会」に「薬物乱用防止広報啓発活動推進小委員会」（和唐正勝小委員長）が新設された。さらに「児童生徒の健康管理に関する調査研究委員会」は「保健管理調査研究委員会」（大国真彦委員長）と改編され、「健康診断調査研究小委員会」（衞藤隆小委員長）、「心臓・腎臓等管理指導小委員会」（本田悳小委員長）、「心因性視覚障害小委員会」（井上治郎小委員長）の３小委員会制をとった。また、折から国際的に懸念されるようになった新興・再興感染症に対応するため、「新興再興感染症対策調査研究委員会」（平山宗宏委員長）が置かれた。健康増進事業においては、学校保健研修事業を委託開始した。

平成13年度には、調査研究事業において、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会」に「薬物乱用防止教育参考資料作成小委員会」（勝野眞吾小委員長）が設けられた。また、「保健管理調査研究委員会」には「視力矯正指導小委員会」（井上治郎小委員長）が置かれた。健康増進事業においては、「養護教諭研修事業」が終了し、代わって「保健室経営検討委員会」（三木とみ子委員長）が設置された。

平成14年度には、調査研究事業において、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会」に「薬物乱用防止教室ビデオ作成小委員会」（勝野眞吾小委員長）が置かれた。また、「新興再興感染症対策調査研究委員会」に「結核対策研究小委員会」（平山委員長が小委員長兼務）、「保健管理調査研究委員会」に「色覚指導調査検討小委員会」「聴力調整指導小委員会」が設置された。

平成15年度には、「喫煙・飲酒・薬物乱用防止指導研究委員会」の「薬物乱用防止教室ビデオ作成小委員会」と「保健管理調査研究委員会」の「色覚指導調査検討小委員会」が終了した。健康増進事業では、「保健室経営検討委員会」に「養護教諭資質向上小委員会（三木委員長が小委員長兼務）」が設置された。

（瀧澤利行）

第４節　一般事業の展開と健康教育推進学校表彰の開始

一方、日本学校保健会の基盤事業である一般事業は、全国学校保健研究大会の主催をはじめとして、大きく変化することなく推進されてきた。しかしながら、西暦2000年を期に、21世紀における学校保健の新たな進展を期していくつかの活動が新たに展開されるようになった。

１　学校保健振興事業に関する委員会活動

一般事業は、管理運営のために業務と理事会・評議員会の開催および「学校保健振興事業」とに分けることができる。学校保健振興事業として以下のような委員会が設けられている。

①　会報「学校保健」編集委員会　（内藤昭三委員長）　委員７名

会報「学校保健」は、昭和29年（1954）２月１日から発行されている日本学校保健会の定期刊行物である。この会報では、当面する学校保健の重要事項、日本学校保健会および関連団体等の活動状況、保健的情報を主軸に編集している。都道府県および指定都市学校保健会、市区町村教育委員会、および公立の小・中・高・特殊教育諸学校に配布している。

②　「学校保健の動向」編集委員会（大澤清二委員長）　委員９名

「学校保健の動向」は、総合的な学校保健の情報資料集として毎年11月１日を期して刊行されている。内容としては、各年度の中心的な学校保健に関する事項について解説した特集と児童生徒の健康管理・健康教育、学校環境衛生、学校保健行政及び関係諸団体の組織等の動向について記述されている。

③　学校保健に関する情報委員会（衞藤隆委員長）

近年の情報化の趨勢に応じて、日本学校保健会でもインターネットによってアクセスが可能なホームページによる情報公開がなされるようになり、情報委員会では日本学校保健会のホームページ作成・運営について協議している。

④　健康教育推進学校表彰審査委員会（矢野亨委員長）　委員21名

平成14年度から実施されている健康教育推進学校表彰事業は、21世紀という新しい時代の健康教育を担う学校を学校保健のモデル的な学校として表彰することを目的としており、審査委員会による書類審査と学校訪問によって審査されている。

⑤　足の健康に関する調査研究委員会（江口篤壽委員長）　委員５名

靴選びが児童生徒の発育発達に重要な意義を持つことが指摘されるようになったため、足の健康に関する調査研究委員会を設置して、児童生徒の靴にもとめられる特性を明らかにし、適切な靴選びができるような実態調査などの調査研究に取り組み、指導資料などを作成することを行っている。

⑥　学校健康手帳活用調査研究委員会（内藤昭三委員長）　委員12名

厚生労働省が母子保健事業の一環として妊娠時点で交付している母子健康手帳は、乳幼児期の健康管理を効果的に実施する資料として高く評価されてきた。この母子健康手帳から学童期・思春期の健康を継続的に維持・増進していくうえで連続して活用できる健康手帳の作成の意義が検討されるようになった。この児童生徒の健康手帳の作成につ

いて、厚生労働省科学研究費補助金を平成14年度・15年度の２カ年にわたって交付を受け、調査研究を行った結果、「わたしの健康手帳」（試案）を作成した。今後、引き続き一般事業で調査研究を継続し、完成版を刊行することとしている。

⑦　学校保健21研究会（平山宗宏会長）　委員９名

この研究会は、今後、企業との連携による学校保健活動を推進するため、平成15年度新規に設置された。

⑧　日本学校保健会80年史編纂委員会（髙石昌弘委員長）　委員18名

昭和61年（1986）に刊行された「日本学校保健会60年史」以降の学校保健会、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師をはじめ、学校保健団体・関係者の20年間の諸活動の成果と評価を顧みて、80年史を編纂することが帝国学校衛生会設立から80年を経た平成12年（2000）より検討されており、その編纂を行うために日本学校保健会80年史編纂委員会が平成15年（2003）の９月に発足した。60年史の成果を含み、かつ日本の学校保健の歴史の概略と将来の進むべき方向をまとめた。

2　その他の一般事業

その他の一般事業として、学校保健の事務を担う学校事務職員のための「全国学校保健事務担当者連絡会」「学校保健関係図書の出版及び配布」「学校保健関係用品の推薦」「学校環境衛生に関する用品の斡旋および相談窓口の設置」「学校保健功労者の顕彰」などが行われている。

3　健康教育推進学校表彰事業

21世紀を期して始められた健康教育推進学校表彰事業は、日本学校保健会の新規事業としては規模の大きな事業として注目されている。

学校保健に関する表彰事業の先駆は、帝国学校衛生会の学校衛生表彰や昭和５年（1930）に朝日新聞社の主催による「全日本健康優良児童表彰事業」（いわゆる健康優良児表彰）とともに戦後の昭和26年（1951）に開始された「全日本健康優良学校表彰事業」にもとめることができる。この事業は小学校を対象として学校保健のモデル的活動、とりわけ家庭、学校、地域の連携による学校保健の推進を高く評価して表彰してきた。この事業はその後平成３年（1991）年に「健康推進学校表彰」と名称を変えるが、平成８年（1996）まで継続された。その年をもって朝日新聞社は健康増進活動に特定した教育表彰は終了し、その後は「朝日のびのび教育賞」という学校教育に限定しない多様な教育活動を評価する表彰を開始する。

一方で、国際的にはヘルス・プロモーティング・スクールなどの総合的な地域連携を基盤とする学校保健活動が提唱されるようになり、日本の学校保健が第二次世界大戦後一貫して追求してきた家庭や地域と連携した総合的な学校保健、あるいは学校での健康づくりが評価されるようになってきた。日本学校保健会では、朝日新聞社による健康推進学校表彰の前例を参考としながらも、学校現場で問題となってきており、学校だけでなく生活の場である家庭や地域社会がともに連携・協力することが重要とされているいじめ、虐待、不登校、性の問題、喫煙・飲酒・薬物乱用や生活習慣病の兆候など多くの健康課題への積極的なかつ教育的な活動を評価する新しい視点での全国的な表彰制度を創設することを模索した。検討の結

果、小・中・高等学校、盲、聾、養護学校を対象とする表彰事業が創設された。

この事業は、各都道府県・政令指定都市学校保健会の審査を経て、候補校が推薦される。それを９月から12月の約４ケ月間にわたって、審査委員が選考を重ね、最優秀校、優秀校、特別奨励校、優良校を表彰するものである。この事業は、家庭、学校、地域社会の連携による学校保健の推進に大きなインセンティブをあたえるものとして期待される。

（瀧澤利行）

第４編　財政

第Ⅰ期（大正９年～昭和９年）

大正９年（1920）12月５日、本会の前身である帝国学校衛生会の創立時の会則によれば、「本会の寄附金を基本財産及び経常財産の２種とし、会長これを管理する」となっている。

基本財産は指定寄附金をもってこれにあて、経常財産は会費、寄附金、基本財産より生ずる利得及びその他の雑収入等をもってこれにあてることが定められていた。

また会計の年度は、「毎年１月１日に始まり、12月20日に終る」ものと定められ、本会の収支予算及び決算は評議会の決議を経て総会に報告するものとされていた。

本会発足当初の大正10年の収支予算及び決算は次のとおりである。

帝国学校衛生会大正10年度経費収支予算

（本予算ハ便宜上大正９年12月５日本会創立ヨリ大正10年12月31日迄ヲ１年度トシタリ）

収　　入

項　　目	金額 円	附　　記
一、会　　費	2,100.000	会員１人金３円ヅツ700人分
二、広　告　料	540.000	毎号１頁30円ヅツ３頁６号分
三、寄　附　金	360.000	１人12円ヅツ30人分
四、繰　入　金	9.350	創立前有志者寄附金ヨリ必要ナル費用ヲ支出シタル残額
合　　計	3,009.350	

支　　出

項　　目	金額 円	附　　記
一、給与手当	150.000	
１．事務員手当	100.000	臨時事務ヲ委嘱シタル場合ノ手当
２．傭人手当	50.000	臨時雇入レタル時ノ手当
二、会　議　費	310.000	
１．総　会　費	60.000	
２．理事会費	50.000	
３．調査会費	100.000	
４．講演会費	100.000	
三、雑　誌　費	1,830.000	
１．雑　誌　代	1,500.000	一部25銭1,000部６号分
２．逓　送　費	150.000	一部２銭５厘1,000部６号分
３．原　稿　料	180.000	毎号１頁ノ付１円、30頁６号分
四、事　務　費	150.000	
１．通　信　費	60.000	１ケ月５円12ケ月分
２．消耗品費	60.000	
３．備　　品	30.000	
五、雑　　費	519.350	
１．集　金　費	128.000	１人会費徴収12銭ヅツ800人分以上ノ１／３ノ督促費

2．会員募集費	100.000	
3．雑支出	291.350	広告募集其ノ他ノ謝儀
六、予備費	50.000	
1．予備費	50.000	
合計	3,009.350	

帝国学校衛生会大正10年度収支決算

収入

一、会費	4,092.000	会員１人３円ヅツ1,364人
二、広告料	906.000	第１、２、３、４、５、６号
三、寄附金	429.000	主事及有志者
	100.000	大野憲一氏
四、繰入金	9.350	創立前
合計	5,536.350	

支出

一、給料手当	235.400	傭人手当、封筒、集金書、書賃
二、会議費	91.850	総会、理事会、講演会
三、雑誌費	3,480.000	第１巻第１号乃至６号印刷代
四、事務費	119.420	通信費、消耗品費
五、雑費	486.730	集金費、会員募集費
合計	※ 4,418.650	
差引残高	1,400.740	
但	100.000	積立金（東海銀行定期預金）
未収入	302.000	会費64人分　192円・広告料　110円
未払	585.040	第１巻６号代
差引残高	1,117.700	
但	100.000	積立金（定期預金）

大正10年（1920）から昭和３年（1928）までの一般会計年度別収支計算表（会計調書）は、次のとおりである。

（大正12年度は、関東大震災により会計簿焼失のため、収支共に９月１日以降の分を掲げた。大正14年は不明。）

収　入　の　部

	大正10年	大正11年	大正12年（9月1日以降の分）	大正13年	大正15年	昭和2年	昭和3年
会費	4,092.00	5,241.00	10.40	7,984.00	6,838.77	7,444.07	8,043.20
広告料	906.00	966.50	480.00	1,294.00	1,890.50	1,652.50	2,047.00
雑収入	529.00	44.00	9月1日現在金	1,380.00	271.06	1,234.79	852.16
預金利子			2,215.00	317.70	113.56	111.64	155.91
印税			借入金	12.00	157.30	123.15	656.25
寄附	529.00	44.00	1,500.00	202.50	0	0	40.00
前年度繰越金	9.35	1,117.70		※ 103.00	1,543.14	1,435.29	1,706.29
合計	5,536.35	7,369.20	4,205.40	10,976.70	10,543.47	11,766.65	12,648.65

支　出　の　部

	大正10年	大正11年	大正12年（9月1日以降の分）	大正13年	大正15年	昭和2年	昭和3年
給料手当	235.40	325.33	44.20	121.65	141.33	140.79	141.75
会議費	91.85	155.00	3.50	10.00	120.50	55.30	59.69
事業費		4,691.77	1,755.09	5,956.00	5,702.47	5,808.22	6,477.60
雑誌費	3,480.00	4,691.77	1,755.09	5,956.00	5,622.52	5,699.85	6,420.30
調査費	0	0	0	0	0	0	0
講演会費	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	79.95	108.37	57.10
事務費	119.42	133.08	25.76	63.24	77.39	100.74	94.34
雑費	486.73	710.45	305.83	954.27	666.49	755.31	1,274.89
積立金	100.00	—	2,071.02	1,319.00	—	—	—
合計	4,418.65	6,015.63	4,205.40	8,424.19	6,708.18	6,860.36	8,048.28
差引残金	1,400.74	1,353.57	※予備費	2,552.51	3,835.29	4,906.92	4,600.38

※「日本学校保健会60年史」による。

第Ⅱ期（昭和10年～20年）

昭和10年（1935）、本会は組織を変更し財団法人帝国学校衛生会となった。

この時期の収支予算の総額は、次の通りである。

昭和13年（1938）　14,517円12銭（決算額）

昭和14年（1939）　14,540円79銭

昭和18年（1943）　19,417円00銭

昭和18年度収支予算の内訳は、次の通りである。

▶本会昭和18年度収支予算及び昭和18年度事業予定

歳　出　之　部

一、事務費	3,518.00
二、事業費	15,610.00
⑴ 雑誌費	8,460.00
⑵ 研究奨励費	3,000.00
⑶ 記念事業費	3,000.00
⑷ 大会費	1,150.00
三、予備費	346.00
合計	19,474.00

歳　入　之　部

一、基本金利子	1,374.00
二、奨励補助金	1,000.00
三、会費	7,500.00
四、記念事業準備金	3,000.00
五、雑収入	2,600.00
六、前年度繰越金	4,000.00
合計	19,474.00

昭和18年度事業予定

一、雑誌「学校衛生」毎月１回発行
一、衛生訓練要項作製
一、養護要領作製
一、学校衛生に関する資料刊行
一、地方学校衛生講習会講師派遣
一、学校給食優良施設奨励
一、学校医、学校歯科医表彰
一、養護学級担任訓導表彰
一、学校衛生沿革史刊行
一、第22回全国聯合学校衛生会総会開催（松山市）
一、第13回全国学校歯科医大会開催（東京市）

第Ⅲ期（昭和21年～47年）

昭和21年（1946）１月28日、本会は財団法人日本学校衛生会と改称し設立認可された。

寄附行為によれば本会の資産は、「一、基本財産、二、加盟団体支部及び個人会員の納入金、三、補助金寄附金等、四、寄附金品、五、基本財産より生ずる果実、六、その他の諸収入」よりなるとされていた。

また、本会の予算は理事会で編成し評議員会の決議を経て定められ、決算は理事会で作製し監事の監査を経て、評議員会の承認を受けるものとされ、事業遂行上必要があるときは、評議員会の決議を経て特別会計を設けることができるとされていた。

本会の会計年度は毎年４月１日から翌年３月31日までであった。

この寄附行為は、昭和23年（1948）９月２日に一部変更され、本会の資産は、「一、基本財産、二、政府ならびにその他の補助金、三、会員および加盟団体」よりの拠出金と変更された。

また、本会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、理事長が編成し、

理事会の議決を経て文部大臣に届出しなければならないとされ、本会の決算は、会計年度終了後２ケ月以内に理事長が作成し、財産目録及び財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならないとされた。

昭和42年（1967）４月21日には、寄附行為の一部変更により賛助会員の規定が新設された。

この事由は、会員の範囲を学校保健関係者に限定せず、広く入会の道をひらいたもので、これは主として経済面の協力を仰ぐ点にあり、会費は当分、入会金３万円、年間会費１万円であった（「学校保健」68号）。また、個人会員は学校保健関係者にかぎると改められ、その他の者は賛助会員として入会することとされた。個人会員の会費は、当分年額200円であった（「学校保健」71号）。

昭和27年度決算報告によれば、

収入合計	497,611円28銭
支出合計	448,716円50銭
差引残高	48,894円78銭

であった。

昭和28年度春季評議員会で、収入中加盟団体の納入金は、過年度未納金を新年度に取立てる計画とする方針に改められることの条件で承認され、昭和28年度は次のようになった。

収入合計	1,385,954円78銭
	（過年度加盟団体負担金未納金　217,060円）
支出事務費	376,000円
事業費	739,954円78銭
公　課	20,000円
予備費	250,000円
合　計	1,385,954円78銭

昭和29年度の決算額は77万円にとどまった（「学校保健」12号）。

当時の本会事業運営不活発化の原因の１つは、加盟団体の負担金の未納にあると考えられていた（「学校保健」１号昭和29年２月１日）。

28年度の加盟団体負担金の納入は、21団体約10万円で、漸く全国大会分担金支出の程度であり、ブロック大会その他の支出は不可能の状態であった。

会報の刊行も種々の事実から実行難に遭遇しており、会報発行の財源につき特に尽力される某篤志家が、本会関係者中に現われ、昭和29年２月から毎月刊行し得る運びとなった。

国庫補助金実績一覧表

57・８・20（金）常務理事会用
（単位：千円）

48年度	49	50	51	52	53	54	55	56	57	計
18,400	19,000	18,050	19,000	※35,890	53,350	71,915	74,765	当初決定額（74,700）	（402,070）	

※文部省の少額補助金（委託事業）が加算される様になったため増額

（参考）

当初決定額	20,000	20,000	17,000	19,000	20,000	37,000	55,000	75,700	78,700	74,700	417,100
差引変更額	△1,600	△1,000	0	△950	△1,000	△1,110	△1,650	△3,785	△3,935	—	△15,030

尚　柳川覚治氏　　体育局長在任期間
自　昭和52年４月18日
至　昭和56年７月１日

昭和44年度本会予算案は、次のようなものであった。

昭和44年度本会予算案

収　　入	
科　　目	予算額
一、前年度繰越	100,000円
二、銀行利子	13,000
三、醵出金	1,450,000
四、事業収入	20,000
五、文部省補助	2,000,000
六、寄付金	450,000
七、貸室料	312,000
八、雑収入	10,000
計	4,355,000円
歳　　出	
一、事務費	1,420,000円
(1) 職員給料手当	840,000
(2) 役職員交通費	90,000
(3) 会議費	100,000
(4) 通信・電話費	100,000
(5) 備品費	20,000
(6) 消耗・光熱費	50,000
(7) 渉外費	70,000
(8) 諸費	150,000
二、事業費	2,750,000
(1) 大会費	700,000
(2) 研究費	600,000
(3) 職域別研修費	600,000
(4) 部会補助費	600,000
(5) 紀要刊行費	200,000
(6) 学校保健推進費	50,000
三、公課等	70,000
四、図書費	10,000
五、積立金	50,000
六、予備費	55,000
計	4,355,000円

本会の活動活発化のためには、寄附行為第５条に規定されている本会の資産作りが急務であり、現在少数である個人会員・賛助会員の積極的な入金が大きな課題であった（「学校保健」92号昭和47年５月１日）。

第Ⅳ期（昭和48年～58年）

昭和48年（1973）５月15日の本会理事会において機構改革検討委員会が設置され、同年９

月28日、富山市における評議員会において、「財団法人日本学校保健会は、地方学校保健会の総意を結集するよう連絡提携を密にし、その活動内容を充実する。同時に日本学校保健会は、国庫補助金による学校保健センター的事業を行う」という機構改革の基本方針が決定された（「学校保健」102号）。

昭和49年（1974）３月31日、東京において評議員と地方学校保健会長との合同会議が開催され、日本学校保健会機構改革の基本方針が再確認されるとともに、経営上の原則的な考え方として、

イ、一般庁費は基金から生ずる果実、その他で、

ロ、学校保健センター的事業の経費は国庫補助金で、

ハ、加盟団体を支援する活動の経費は加盟団体の醵出金で支出すること、

が承認された。またこの会議において、加盟団体の醵出金を従来の倍額に値上げすることが決定された（「学校保健」102号）。

現行寄附行為によれば本会の資産は、基本財産、基本財産から生ずる果実、加盟団体からの拠出金、国庫その他からの補助金、寄附金品その他の諸収入からなるものと定められている。

会計は一般会計と特別会計とよりなり、一般会計は一般事業の会計であって、基本利子、加盟団体からの拠出金、事業収入、船舶振興会補助金その他の収入でまかなわれる。特別会計は学校保健センター的事業の会計であって、国庫補助金でまかなわれる。

また会計の年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月31日までをもって一事業年度と定められ、その毎年度の予算は理事会及び評議員会の議を経て会長がこれを定め、又決算については理事会及び評議員会の承認を受けるものとされている。

昭和55年（1979）から昭和58年（1983）までの、一般会計収支計算表および学校保健センター的事業特別会計収支計算表は、次の通りである。

一般会計収支計算表（支出の部）

科目	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
管理費	21,473,997	22,862,343	23,876,964	24,067,154
事業費	7,560,921	7,773,536	7,482,810	7,110,885
繰入金支出	300,000	300,000	300,000	300,000
積立金支出	590,000	50,000	250,000	350,000
予備費	100,000	0	0	0
次期繰越収支差額	926,535	283,660	487,612	206,574
支出合計	30,951,453	31,269,539	32,397,386	32,034,613

学校保健センター的事業特別会計収支計算表（支出の部）

科目	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
普及指導事業関係費	13,446,408	9,734,733	9,109,768	10,513,579
調査研究事業関係費	9,703,100	11,679,589	10,602,477	14,265,415
健康増進事業関係費	49,378,432	53,909,125	50,685,991	61,312,314
合計	72,529,940	75,323,447	70,398,236	86,091,308

一般会計収支計算表（収入の部）

科　　目	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
基本財産運用収入	4,483,450	4,264,654	5,248,513	4,310,120
事業収入	7,067,391	7,396,620	7,981,018	8,030,172
拠出金収入	9,223,400	9,681,627	9,653,600	9,841,034
助成金収入	8,800,000	8,500,000	8,700,000	8,800,000
寄附金収入	0	0	0	0
雑収入	666,111	500,103	530,595	565,675
前期繰越収支差額	711,101	926,535	283,660	487,612
合　　計	30,951,453	31,269,539	32,397,386	32,034,613

学校保健センター的事業特別会計収支計算表（収入の部）

科　　目	昭和55年度	昭和56年度	昭和57年度	昭和58年度
国庫補助金	71,915,000	74,765,000	70,015,000	85,574,000
一般会計繰入金	300,000	300,000	300,000	300,000
受取利息	312,940	258,447	83,236	217,308
合　　計	72,527,940	75,323,447	70,398,236	86,091,308

昭和37年（1962）以降の拠出金の算定基準の推移は次表のようになる。昭和58年度拠出金明細表は次頁に掲げる通りである。

拠出金算定基準の推移

期　　間	児童生徒割当額	均等割額			
		東京都	児童・生徒20万人以上	児童・生徒20万人以下	指定都市
昭和37年	1人1銭	9,000	6,000	5,000	3,000
38年～41年	1人2銭	18,000	12,000	10,000	6,000
42年～44年	1人5銭	18,000	12,000	10,000	6,000
45年～48年	1人20銭	36,000	24,000	20,000	12,000
49年～53年	1人20銭	72,000	48,000	40,000	24,000
54年～58年	1人30銭	108,000	72,000	60,000	36,000

昭和32年　10円×学校数、昭和36年　50円×学校数

昭和58年度拠出金明細表

（文部省「昭和57年度学校基本調査速報」による昭和57年10月28日　評議員会審議決定）

（100円未満は４捨５入）（単位：円）

番号	区分／加盟団体名	小学校	中学校	高等学校	盲	聾	養	計	児童生徒数割額@30銭	均等割額	拠出金額
1	北海道	409,064	222,342	165,387	411	613	3,317	801,134	240,300	72,000	312,300
2	青森	151,693	78,064	50,725	103	183	1,126	281,894	84,600	72,000	156,600
3	岩手	133,950	67,491	51,372	124	143	1,349	254,429	76,300	72,000	148,300
4	宮城	201,113	91,456	57,818	130	216	1,222	352,025	105,600	72,000	177,600
5	秋田	107,174	53,248	43,651	73	96	736	204,978	61,900	72,000	133,900
6	山形	107,268	51,562	36,604	120	123	661	196,338	58,900	60,000	118,900
7	福島	192,573	91,539	68,671	96	158	1,266	354,303	106,300	72,000	178,300
8	茨城	278,689	124,978	81,383	133	215	1,786	487,184	146,200	72,000	218,200
9	栃木	187,709	84,296	52,028	113	140	1,154	325,440	97,600	72,000	169,600
10	群馬	191,613	880,697	580,474	89	182	1,311	340,366	102,100	72,000	174,100
11	埼玉	657,043	292,079	150,864	156	293	2,915	1,103,350	331,000	72,000	403,000
12	千葉	550,497	242,270	127,167	238	244	2,959	923,375	277,000	72,000	349,000
13	東京	979,630	456,011	218,287	369	882	5,694	1,660,873	498,200	108,000	606,200
14	神奈川	358,240	159,982	157,700	324	661	3,858	680,765	204,200	72,000	276,200
15	山梨	76,654	38,168	29,362	78	55	499	144,816	43,400	60,000	103,400
16	新潟	228,200	111,524	83,864	211	226	1,360	425,385	127,600	72,000	199,600
17	富山	109,504	49,898	32,900	78	105	885	193,370	58,000	60,000	118,000
18	石川	116,664	51,460	34,994	89	102	1,008	204,317	61,300	72,000	133,300
19	福井	77,715	36,061	23,741	61	44	679	138,301	41,500	60,000	101,500
20	長野	199,237	93,884	71,151	159	144	1,335	365,910	109,800	72,000	181,800
21	岐阜	206,418	97,420	66,320	124	132	1,180	371,594	111,500	72,000	183,500
22	静岡	359,221	163,809	92,685	218	225	2,180	618,338	185,500	72,000	257,500
23	愛知	478,526	216,270	145,808	324	661	3,858	845,447	253,600	72,000	325,600
24	三重	169,340	78,813	52,435	100	158	765	301,611	90,500	72,000	162,500
25	滋賀	116,986	50,942	34,309	100	104	668	203,109	60,900	72,000	132,900
26	京都	118,147	50,405	46,266	143	161	1,734	216,856	65,100	72,000	137,100
27	大阪	665,745	304,198	205,754	551	894	4,595	1,181,737	357,500	72,000	426,500
28	兵庫	397,091	175,976	134,594	294	348	3,047	711,710	213,500	72,000	285,500
29	奈良	130,782	58,225	32,617	58	122	804	222,608	66,800	72,000	138,800
30	和歌山	105,815	50,703	38,683	109	133	734	195,547	58,700	60,000	118,700
31	鳥取	55,200	25,094	18,409	44	52	406	99,205	29,800	60,000	89,800
32	島根	70,408	33,337	25,501	73	94	409	129,822	38,900	60,000	98,900
33	岡山	186,296	82,909	54,858	113	129	1,139	325,444	97,600	72,000	169,600
34	広島	188,459	83,938	69,104	173	192	1,756	343,622	103,100	72,000	175,100
35	山口	153,600	71,378	44,106	111	131	987	270,313	81,100	72,000	153,100
36	香川	96,486	42,677	28,456	76	80	749	168,524	50,600	60,000	110,600
37	徳島	74,094	35,059	29,906	171	98	615	139,943	42,000	60,000	102,000
38	愛媛	146,573	69,242	47,408	132	166	1,232	264,753	79,400	72,000	151,400
39	高知	75,014	31,009	21,948	68	84	660	128,783	38,600	60,000	98,600
40	福岡	237,158	109,845	102,399	305	403	3,182	453,292	136,000	72,000	208,000
41	佐賀	82,698	40,170	31,032	90	83	740	154,813	46,400	60,000	106,400
42	長崎	159,066	78,838	50,830	122	217	1,000	290,073	87,000	72,000	159,000
43	熊本	163,218	79,740	51,697	142	198	988	295,983	88,800	72,000	160,800
44	大分	117,177	56,031	40,584	97	115	947	214,951	64,500	72,000	136,500
45	宮崎	115,365	53,539	35,040	74	118	927	205,063	61,500	72,000	135,500
46	鹿児島	164,127	82,045	60,841	124	206	1,420	308,763	92,600	72,000	164,600
47	沖縄	137,479	65,118	51,884	123	362	1,392	256,358	76,900	72,000	148,900
48	横浜市	282,664	124,212	10,847				417,723	125,300	36,000	161,300
49	名古屋市	199,796	90,742	15,575				306,113	91,800	36,000	127,800
50	京都市	129,568	57,652	10,550				197,770	59,300	36,000	95,300
51	大阪市	225,032	114,477	22,725				362,234	108,700	36,000	144,700
52	神戸市	132,439	58,633	10,710				201,782	60,500	36,000	96,500
53	北九州市	102,846	47,576	804				151,126	45,400	36,000	81,400
54	川崎市	98,089	42,311	6,077				146,477	43,900	36,000	79,900
55	福岡市	105,979	45,813	4,548				156,340	46,900	36,000	82,900
56	札幌市	139,289	60,727	9,323				209,339	62,800	36,000	98,800
57	広島市	94,472	38,274	4,525				137,271	41,200	36,000	77,200
	合計	11,794,283	5,452,157	3,305,711	7,214	10,491	73,234	20,643,090	6,193,000	3,648,000	9,841,000

さらに、本会の昭和58年度末の貸借対照表は、次の通りである。

昭和58年度末貸借対照表

昭和59年３月31日

（単位：円）

1．資　産　の　部			
Ⅰ　流　動　資　産			
(1)　現　金　預　金	1,142,684		
(2)　センター的事業特別会計未収国庫補助金	6,574,000		
流　動　資　産　合　計		7,716,684	
Ⅱ　有形固定資産			
(1)　土　　地	6,707,530		
(2)　備　　品	3,924,294		
(3)　建　　物	24,830,120		
有形固定資産合計		35,461,944	
Ⅲ　その他の固定資産			
(1)　基本財産引当預金	2,038,180		
(2)　投資有価証券	50,008,556		
(3)　退職給与積立預金	3,121,885		
(4)　交通安全スライド引当預金	500,000		
その他の固定資産合計		55,668,621	
資　産　合　計			98,847,249
2．負　債　の　部			
Ⅰ　流　動　負　債			
(1)　未　　払　　金	330,000		
(2)　センター的事業特別会計未払金	6,574,000		
(3)　預　　り　　金	606,110		
流　動　負　債　合　計		7,510,110	
Ⅱ　固　定　負　債			
(1)　退職給与引当金	3,971,885		
固　定　負　債　合　計		3,971,885	
負　債　合　計			11,481,995
3．正味財産の部			
Ⅰ　基　本　金			
(1)　一　般　基　本　金	33,584,386		
(2)　日本船舶振興会助成金基本金	50,000,000		
基　本　金　合　計		83,584,386	
Ⅱ　剰　余　金			
(1)　次期繰越収支差額	206,574		
(2)　次期繰越増減差額	3,574,294		
剰　余　金　合　計		3,780,868	
正　味　財　産　合　計			87,365,254
負債及び正味財産合計			98,847,249

（注１）　次期繰越増減差額の計算

前期繰越増減差額		3,574,294円
退職給与積立預金増加額		350,000
退職給与引当金増加額	（－）	350,000
退職給与積立預金減少額	（－）	1,133,000
退職給与引当金減少額		1,133,000
（差引）　次期繰越増減差額		3,574,294

（注）　当該預金減少は、職員１名退職金支払に充当。

（注２）　基本財産たる資産

一般基本財産たる資産：	土　地	6,707,530円
	建　物	24,830,120
	預　金	2,000,000
	有価証券	46,736
	計	33,584,386
日本船舶振興会		
基本財産たる資産：	預　金	38,180
	有価証券	49,961,820
	計	50,000,000

（注３）　本表は学校保健センター的事業特別会計を含む

第Ⅴ期（昭和59年～63年）

昭和59年度以降においても、本会の会計は前述したように⑴基本財産　⑵基本財産から生ずる果実　⑶加盟団体からの拠出金　⑷国庫その他からの補助金等　⑸寄附金品　⑹その他の諸収入から構成されている。

この期間における財政上の抜本的な改正は、昭和59年度における拠出金の改訂であり、概ね300万円の増額（別表参照）を図った。

すなわち、昭和58年（1983）10月27日の評議員会において次の改訂案が提案され、その決定をみた。

第４号議案　　拠出金の増額について

Ⅰ．増額の理由

拠出金は昭和54年改正以来５ケ年間を経過したが、今回下記の理由により改正が必要になりました。

⑴　本会独自事業の強化（全国大会各ブロック大会の助成金の増額及び広報活動の強化）を図る。

⑵　センター的事業の充実拡大に伴い事務機能の向上を図る。

⑶　加盟団体の拠出金の増加により補助金及び助成金の増加を図る。

⑷　今後の物価上昇による管理運営費の増加に対応する。

Ⅱ．増　額　案

１．児童・生徒数割額　　30銭→40銭

(6,193,000円)→(8,193,000円)＝(＋2,000,000円)㋑

２．均等割額

加盟区分	摘　　要	現　行　額	改　訂　額	
10　市	指　定　都　市	@　　円 36,000	@　　円 48,000	
11　県	児童・生徒20万人以下	60,000	80,000	
35　県	児童・生徒20万人以上	72,000	96,000	
都	東　京　都	108,000円	144,000円	
計		3,648,000円	4,864,000円	
差　引			＋1,216,000円	㋺

現行との比較㋑＋㋺2,000,000円＋1,216,000円＝3,216,000円の増

Ⅲ．参　　考

過去の推移

期　　間	児童生徒数割額	均等割額				総　額
		東京都	20万人以下	20万人以下	指定都市	
昭和45年度～ 昭和48年度（４年間）	１人銭 @20	円 36,000	24,000	20,000	12,000	
昭和49年度～ 昭和53年度（５年間）	@20	72,000	48,000	40,000	24,000	(53年) 6,676,000
昭和54年度～ 昭和58年度（５年間）	@30	108,000	72,000	60,000	36,000	(58年) 9,841,000

昭和59年度拠出金明細表

（文部省「昭和58年度学校基本調査速報」による昭和58年10月27日　評議員会審議決定）

（100円未満は４捨５入）（単位：円）

番号	区分／加盟団体名	小学校	中学校	高等学校	盲	聾	養	計	児童生徒数割額@30銭	均等割額	拠出金額
1	北海道	403,551	197,758	157,944	409	583	3,442	763,687	305,500	96,000	401,500
2	青森	149,436	76,714	49,925	104	166	1,139	277,484	111,000	96,000	207,000
3	岩手	133,362	66,024	50,081	110	132	1,270	250,979	100,400	96,000	196,400
4	宮城	201,903	92,356	57,090	122	197	1,194	352,862	141,100	96,000	237,100
5	秋田	107,161	52,316	42,362	65	93	697	202,694	81,100	96,000	177,100
6	山形	107,794	50,888	34,389	119	115	619	193,924	77,600	800,000	157,600
7	福島	193,964	90,961	66,975	101	147	1,303	353,451	141,400	96,000	237,400
8	茨城	278,305	128,716	83,408	132	218	1,793	492,572	197,000	96,000	293,000
9	栃木	187,067	85,965	51,483	96	137	1,121	325,869	130,300	96,000	226,300
10	群馬	190,369	89,857	57,185	84	164	1,312	338,971	135,600	96,000	231,600
11	埼玉	645,642	303,306	153,961	156	287	3,049	1,106,401	442,600	96,000	538,600
12	千葉	544,423	252,321	132,271	237	250	3,058	932,560	373,000	96,000	469,000
13	東京	940,513	458,563	204,805	358	872	5,983	1,611,094	644,400	144,000	788,400
14	神奈川	351,480	166,231	162,327	267	519	3,606	684,430	273,800	96,000	369,800
15	山梨	75,783	38,196	28,941	77	52	503	143,552	57,400	80,000	137,400
16	新潟	228,112	109,798	82,670	195	215	1,303	422,293	169,000	96,000	265,000
17	富山	108,380	506,967	32,191	77	96	867	192,578	77,000	80,000	157,000
18	石川	115,958	52,652	34,886	84	98	993	204,671	81,900	96,000	177,900
19	福井	77,377	36,172	22,761	59	46	630	137,045	54,800	80,000	134,800
20	長野	198,410	94,658	70,962	155	147	1,287	365,619	146,200	96,000	242,200
21	岐阜	204,231	99,053	64,274	127	124	1,183	368,992	147,600	96,000	243,600
22	静岡	355,458	166,241	89,910	201	227	2,172	614,209	245,700	96,000	341,700
23	愛知	469,788	223,164	148,082	323	635	3,983	845,975	338,400	96,000	434,400
24	三重	168,096	79,304	51,390	87	140	792	299,809	120,000	96,000	216,000
25	滋賀	117,567	52,823	34,608	95	103	695	205,891	82,400	96,000	178,400
26	京都	117,534	52,326	43,841	153	162	1,840	215,856	86,300	96,000	182,300
27	大阪	645,369	313,718	201,293	515	871	4,827	1,166,593	466,600	96,000	562,600
28	兵庫	390,292	180,009	130,810	271	328	2,967	704,677	281,800	96,000	377,800
29	奈良	129,816	60,103	32,882	60	111	779	223,751	89,500	96,000	185,500
30	和歌山	102,908	51,129	36,931	106	122	722	191,918	76,800	80,000	156,800
31	鳥取	55,690	25,031	17,616	46	44	367	98,794	39,500	80,000	119,500
32	島根	70,810	32,916	24,480	64	95	424	128,789	51,500	80,000	131,500
33	岡山	184,341	85,547	53,181	112	123	1,162	324,466	129,800	96,000	225,800
34	広島	186,228	85,541	68,631	156	176	1,690	342,422	137,700	96,000	233,700
35	山口	151,588	72,614	44,406	110	130	969	269,817	108,000	96,000	204,000
36	香川	96,259	43,530	27,724	77	81	757	168,428	67,400	80,000	147,400
37	徳島	73,453	34,986	28,950	183	94	592	138,258	55,300	80,000	135,300
38	愛媛	146,152	69,338	46,585	123	164	1,187	263,549	105,400	96,000	201,400
39	高知	74,923	31,336	21,110	63	80	627	128,139	51,300	80,000	131,300
40	福岡	238,594	110,901	101,282	290	370	3,022	454,459	181,800	96,000	277,800
41	佐賀	82,741	39,863	29,853	92	76	681	153,306	61,300	80,000	141,300
42	長崎	156,704	77,736	49,280	118	192	941	284,971	114,000	96,000	210,000
43	熊本	163,973	78,207	50,193	130	171	981	293,655	117,500	96,000	213,500
44	大分	117,025	55,903	40,128	80	114	921	214,171	85,700	96,000	181,700
45	宮崎	116,350	53,150	34,375	73	108	924	204,980	82,000	96,000	178,000
46	鹿児島	164,475	79,726	58,443	114	195	1,317	304,270	121,700	96,000	217,700
47	沖縄	136,888	65,111	49,692	123	336	1,403	253,553	101,400	96,000	197,400
48	横浜市	275,673	128,331	10,873				414,877	166,000	48,000	214,000
49	名古屋市	194,485	91,703	15,805				301,993	120,800	48,000	168,800
50	京都市	126,206	58,604	10,694				195,514	78,200	48,000	126,200
51	大阪市	214,481	113,856	22,737				351,074	140,400	48,000	188,400
52	神戸市	129,814	60,278	10,792				200,884	80,400	48,000	128,400
53	北九州市	100,885	47,896	790				149,571	59,800	48,000	107,800
54	川崎市	95,059	43,035	6,061				144,155	57,700	48,000	105,700
55	福岡市	105,788	46,949	4,614				157,351	62,900	48,000	110,900
56	札幌市	140,272	62,607	9,495				212,374	84,900	48,000	132,900
57	広島市	93,594	39,790	4,562				137,946	55,200	48,000	103,200
	合計	11,632,500	5,506,784	3,252,990	6,899	9,906	73,094	20,482,173	8,193,800	4,864,000	13,057,800
昭和58年度		11,794,283	5,452,157	3,305,711	7,214	10,491	73,234	20,643,090	6,913,000	3,648,000	9,841,000

（内訳は205ページ参照）

第Ⅵ期（平成元年～５年）

平成元年度の財政上の特記事項としては、当時おおむね５年ごとに改訂されていた拠出金の値上げと、本年度から３師会からの寄附受入れを行ったことである。

拠出金については、児童生徒当り40銭から60銭に、均等割は５割増とし、概ね600万円の増額（別表参照）を図った。なお、本拠出金の単価は現在（平成15年度末）まで据置かれている。

拠出金算定基準の推移

期　　間	児童生徒割当額	均　等　割　額			
		東京都	児童・生徒20万人以上	児童・生徒20万人以下	指定都市
昭和59～63年	１人40銭	144,000	96,000	80,000	48,000
平成元年～15年	１人60銭	216,000	144,000	120,000	72,000

三師会からは日本医師会90万円、日本歯科医師会60万円、学校薬剤師会30万円の寄附を受けることとなった。この措置は本会と三師会の連携がさらに強化されたことを示すものである。

また、平成元年（1989）９月には「公益信託日本教育シューズ学校体育振興基金」から500万円の助成金を受け、当面する学校保健の課題を検討するため、次の委員会を設置した。

なお、本助成金は寄附金として現在（平成15年）まで継続されている。

⑴　発育健康診断に関する研究会（委員長　平山宗宏）

⑵　保健教育実践方途研究委員会（委員長　下田　巧）

⑶　学校保健啓発推進事業委員会（委員長　矢野　亨）（平成５年から）

⑷　足の健康に関する調査研究委員会（委員長　江口篤壽）（平成13年から）

次に、平成５年度には、日本学校保健会始まって以来の大規模な事業である「学校保健募金事業」が次のとおり計画された。

寄附金募集計画（案）

１．募金責任者の役職氏名

財団法人　日本学校保健会会長　　村　瀬　敏　郎

２．募金を行う事務所の所在地

東京都港区虎ノ門２丁目３番13号　第18森ビル　８階

３．募金の名称

財団法人　日本学校保健会賛助金

４．募金の目的

基本財産・運用財産にあてるため

５．寄附金の使途

基本財産の充実ならびに運営費にあてるため

6．寄附金の目標額（２ケ年間）
　　約30,000,000円
7．募金を行う地域
　　全　　国
8．募金の対象
　　法人及び個人
9．募金に要する経費（２ケ年間）
　　印刷費、通信運搬費　約3,000,000円
10．寄附金の管理方法
　　普通預金、定期預金、その他

この計画は財団法人の運営資金である基本財産からの果実の大幅な減少、少子化に伴う加盟団体からの拠出金の減額、さらには船舶振興会からの助成金の打切り（平成６年度から）等により提案されたものである。

これに併せ、寄附者（法人も含む）の免税優遇措置を図るため、次の資料をもとに、「特定公益増進法人」の趣旨を説明するとともに、申請を認可大臣である文部大臣に行い承認を受け、このことは今回の寄附のみならず、その後の募金活動を円滑に実施できる措置を図った。

なお、本募金活動に当たっては、本会の幹部のほか三師会の尽力により約３億660万円の額に達した。

特定公益増進法人の申請について

上記法人認可の基本要件は、その団体の事業費の70％以上が、公益事業に支出されていることです。当会の平成４年・５年の経理をみると、学校保健に対して、エイズ教育を中心に、その事業費は、その要件を充たすに充分な助成を行っています。

当該法人の指定を受けると、個人及び法人に対し寄付をお願いすることができ、個人の場合は寄付額より１万円を控除した額が、所得額の25％まで全額税額控除となります。また、法人の場合は規定のしかるべき税額控除（通常殆ど全額）されます。この様にして集められた寄付金は、基本財産に入れることも、あるいは運用財産に当てることもその団体の自由であります。

申請は随時できますが、申請は２年毎の計画書を作成し、目標額（達成させる必要はあります。）募金を行う地域・対象、これに要する経費、管理方法等を具備しなければなりません。

つきましては、別紙のような計画書（案）（省略）を用意いたしました。

申請の可否について、ご審議願います。

平成元年度拠出金明細表

（100円未満は４捨５入）（単位：円）

番号	区分／加盟団体名	小学校	中学校	高等学校	盲	聾	養	計	児童生徒数割額 @60銭	均等割額	拠出金額
1	北海道	331,687	194,518	101,010	350	497	3,629	711,691	427,600	144,000	571,000
2	青森	129,227	73,188	52,010	83	107	1,160	255,775	153,500	144,000	297,500
3	岩手	118,652	66,809	50,634	77	112	1,194	237,478	142,500	144,000	286,500
4	宮城	189,640	101,184	64,771	109	179	1,139	357,022	214,200	144,000	358,200
5	秋田	98,477	53,011	43,143	72	74	714	195,491	117,300	120,000	237,300
6	山形	101,378	53,843	36,399	75	97	623	192,415	115,400	120,000	235,400
7	福島	180,586	97,750	71,231	79	111	1,294	351,051	210,600	144,000	354,600
8	茨城	244,406	141,111	100,668	114	205	1,997	488,501	293,200	144,000	437,100
9	栃木	165,164	94,779	60,739	82	122	1,176	322,062	193,200	144,000	337,100
10	群馬	161,515	95,753	64,849	78	127	1,281	323,603	194,200	144,000	338,200
11	埼玉	524,211	322,740	194,139	186	263	3,977	1,046,516	627,900	144,000	771,900
12	千葉	455,689	268,774	171,465	194	273	3,609	900,004	540,000	144,000	684,000
13	東京	729,445	417,007	225,213	338	795	6,716	1,379,514	827,700	216,000	1,043,700
14	神奈川	279,812	172,311	226,955	234	417	4,329	684,058	410,400	144,000	554,400
15	山梨	66,385	37,758	31,184	70	54	453	135,904	81,500	120,000	201,500
16	新潟	203,451	114,179	86,342	135	182	1,217	405,506	243,300	144,000	387,300
17	富山	87,685	54,277	39,846	72	97	889	182,866	109,700	120,000	229,700
18	石川	95,139	58,214	42,819	85	93	971	197,321	118,400	120,000	238,400
19	福井	66,537	38,528	26,583	61	49	581	132,339	79,400	120,000	199,400
20	長野	172,578	100,362	80,024	135	148	1,336	354,584	212,800	144,000	356,800
21	岐阜	169,991	103,158	76,658	103	106	1,231	351,247	210,700	144,000	354,700
22	静岡	301,323	174,659	106,708	158	233	2,211	585,292	351,200	144,000	495,200
23	愛知	375,488	232,081	192,360	280	547	4,339	805,095	483,100	144,000	627,100
24	三重	140,952	83,142	60,749	76	98	860	285,877	171,500	144,000	315,500
25	滋賀	105,182	59,618	46,111	97	93	727	211,828	127,100	144,000	271,100
26	京都	97,060	57,545	62,710	125	144	2,104	219,688	131,800	144,000	275,800
27	大阪	492,309	307,853	252,349	507	693	5,479	1,059,190	635,500	144,000	779,500
28	兵庫	318,104	184,888	163,157	229	286	3,006	669,670	401,800	144,000	545,800
29	奈良	109,390	64,105	42,526	68	95	902	217,086	130,300	144,000	274,300
30	和歌山	82,792	50,065	42,045	85	106	732	175,825	105,500	120,000	225,500
31	鳥取	50,700	27,778	19,905	33	45	359	98,820	59,300	120,000	179,300
32	島根	63,061	35,957	26,147	50	92	492	125,799	75,500	120,000	195,500
33	岡山	152,656	91,932	65,036	91	104	1,181	311,000	186,600	144,000	330,600
34	広島	141,057	84,587	82,805	125	143	1,564	310,281	186,200	144,000	330,200
35	山口	124,624	74,439	52,427	86	96	880	252,552	151,500	144,000	295,500
36	香川	81,307	47,912	34,213	55	60	866	164,413	98,600	120,000	218,600
37	徳島	64,740	36,886	32,507	154	90	632	135,009	81,000	120,000	201,000
38	愛媛	124,261	72,678	52,353	92	121	1,018	250,523	150,300	144,000	294,300
39	高知	63,283	33,344	25,831	56	56	631	123,201	73,900	120,000	193,900
40	福岡	218,749	120,524	117,391	236	250	3,020	460,170	276,100	144,000	420,100
41	佐賀	76,357	41,466	30,248	62	59	638	148,830	89,300	120,000	209,300
42	長崎	137,155	76,883	51,287	80	142	868	266,415	159,800	144,000	303,800
43	熊本	152,759	82,640	50,877	106	116	868	287,366	172,400	144,000	316,400
44	大分	103,228	58,618	44,908	82	72	875	207,783	124,700	144,000	268,700
45	宮崎	105,797	58,370	37,192	50	88	750	202,247	121,300	144,000	265,300
46	鹿児島	154,581	81,778	58,173	87	137	1,340	296,096	177,700	144,000	321,700
47	沖縄	124,579	67,441	54,999	96	49	1,391	248,525	149,100	144,000	293,100
48	横浜市	230,347	127,714	8,592				366,653	220,000	72,000	292,000
49	名古屋市	157,772	89,846	11,629				259,247	155,500	72,000	227,500
50	京都市	98,771	57,335	8,538				164,584	98,800	72,000	170,800
51	大阪市	163,700	100,024	19,111				282,835	169,700	72,000	241,700
52	神戸市	107,368	62,789	9,255				179,412	107,600	72,000	179,600
53	北九州市	81,623	46,825	810				129,258	77,600	72,000	149,600
54	川崎市	77,981	41,678	5,203				124,862	74,900	72,000	146,900
55	福岡市	96,671	51,447	4,555				152,673	91,600	72,000	163,600
56	札幌市	128,962	71,754	6,273				206,989	124,200	72,000	196,200
57	広島市	87,284	49,146	7,483				143,913	86,300	72,000	158,300
	合計	9,763,568	5,665,971	3,813,145				19,333,954	11,600,100	7,248,000	18,848,100

昭和63年度拠出金明細表

（100円未満は４捨５入）（単位：円）

番号	区分 / 加盟団体名	小学校	中学校	高等学校	盲	聾	養	計	児童生徒数割額 @ 60 銭	均等割額	拠出金額
1	北海道	347,176	200,981	175,966	363	523	3,730	728,742	291,500	96,000	387,500
2	青森	133,380	75,473	52,019	87	119	1,147	262,225	104,900	96,000	200,900
3	岩手	122,649	67,530	49,919	83	120	1,220	241,521	96,600	96,000	192,600
4	宮城	192,791	101,847	63,381	111	186	1,133	359,449	143,800	96,000	239,800
5	秋田	101,481	53,424	42,758	65	80	743	198,551	79,400	80,000	159,400
6	山形	103,083	54,427	35,996	83	100	624	194,313	77,700	80,000	157,700
7	福島	183,921	98,593	69,100	81	119	1,292	353,106	141,200	96,000	237,200
8	茨城	250,861	144,503	97,479	123	204	1,961	495,131	198,100	96,000	294,100
9	栃木	169,800	96,569	58,685	89	122	1,160	326,425	130,600	96,000	226,600
10	群馬	167,356	98,603	62,972	74	126	1,297	330,428	132,200	96,000	228,200
11	埼玉	542,762	336,707	186,328	184	279	3,787	1,070,047	428,000	96,000	524,000
12	千葉	469,206	277,937	165,396	197	608	3,535	916,879	366,800	96,000	462,800
13	東京	763,580	448,759	222,713	336	392	6,539	1,442,819	577,100	144,000	721,100
14	神奈川	292,467	179,677	219,317	235	413	4,221	696,330	278,500	96,000	374,500
15	山梨	68,511	38,596	30,884	63	56	483	138,593	55,400	80,000	135,400
16	新潟	210,144	115,316	84,338	155	192	1,219	411,364	164,500	96,000	260,500
17	富山	91,963	56,038	38,296	80	101	907	187,387	75,000	80,000	155,000
18	石川	99,770	59,634	41,135	97	98	967	201,701	80,700	96,000	176,700
19	福井	69,087	39,570	25,639	64	54	592	135,006	54,000	80,000	134,000
20	長野	179,237	102,006	78,249	145	145	1,301	361,083	144,400	96,000	240,400
21	岐阜	176,639	106,616	74,333	108	107	1,250	359,053	143,600	96,000	239,600
22	静岡	311,857	178,919	104,071	165	213	2,220	597,445	239,000	96,000	335,000
23	愛知	392,473	241,156	186,167	275	553	4,297	824,921	330,000	96,000	426,000
24	三重	146,229	85,829	59,063	76	105	857	292,159	116,900	96,000	212,900
25	滋賀	108,161	60,679	43,632	91	99	738	213,400	85,400	96,000	181,400
26	京都	101,322	58,954	58,739	136	153	2,058	221,362	88,900	96,000	184,900
27	大阪	519,729	324,625	247,287	505	748	5,471	1,098,365	439,300	96,000	535,300
28	兵庫	331,924	192,032	157,763	238	292	3,052	685,301	274,100	96,000	370,100
29	奈良	112,869	65,930	41,145	69	107	878	220,998	88,400	96,000	184,400
30	和歌山	86,308	52,173	41,409	85	112	770	180,857	72,300	80,000	152,300
31	鳥取	51,919	28,028	19,510	33	42	345	99,877	40,000	80,000	120,000
32	島根	64,947	36,388	25,398	50	94	501	127,378	51,000	80,000	131,000
33	岡山	159,379	94,096	62,852	94	103	1,178	317,702	127,100	96,000	223,100
34	広島	147,733	87,510	81,538	129	151	1,661	318,722	127,500	96,000	223,500
35	山口	130,010	76,920	50,750	94	107	861	258,742	103,500	96,000	199,500
36	香川	84,908	48,855	32,955	55	62	831	167,666	67,100	80,000	147,100
37	徳島	66,533	37,340	31,670	159	99	640	136,441	54,600	80,000	134,600
38	愛媛	128,585	74,430	51,265	93	131	1,035	255,539	102,200	96,000	198,200
39	高知	65,304	34,451	24,866	63	58	636	125,378	50,200	80,000	130,200
40	福岡	223,040	122,235	114,183	242	275	2,981	462,956	185,200	96,000	281,200
41	佐賀	77,973	42,122	29,918	67	56	633	150,769	60,300	80,000	140,300
42	長崎	141,026	78,108	50,240	89	152	871	270,930	108,400	96,000	204,400
43	熊本	155,320	83,281	50,240	101	124	894	289,960	116,000	96,000	212,000
44	大分	107,149	59,534	43,909	89	79	920	211,680	84,700	96,000	180,700
45	宮崎	108,627	58,619	36,370	55	86	788	204,445	81,800	96,000	177,800
46	鹿児島	156,617	83,142	57,601	86	143	1,322	298,911	119,600	96,000	215,600
47	沖縄	127,018	68,902	53,476	100	60	1,402	250,958	100,400	96,000	196,400
48	横浜市	237,618	134,114	7,260				378,992	151,600	48,000	199,600
49	名古屋市	163,791	94,191	11,712				264,694	107,900	48,000	155,900
50	京都市	103,831	60,882	9,395				174,108	69,600	48,000	117,600
51	大阪市	171,540	106,599	19,472				297,611	119,000	48,000	167,000
52	神戸市	110,324	64,877	9,301				185,002	74,000	48,000	122,000
53	北九州市	85,518	48,826	807				135,151	54,100	48,000	102,100
54	川崎市	80,538	43,986	5,198				129,187	51,900	48,000	99,900
55	福岡市	98,483	52,165	4,539				155,187	62,100	48,000	110,100
56	札幌市	132,162	72,269	7,342				211,773	84,700	48,000	132,700
57	広島市	91,100	50,533	5,470				147,103	58,800	48,000	106,800
	合計	10,118,231	5,855,406	3,711,860	6,062	8,851	76,948	19,777,358	7,911,600	4,848,000	12,759,600

第Ⅶ期（平成６年～10年）

本期においては大きな改正・変更はないが、平成９年（1997）には、寄附行為の改正が行われ、財政に関するものとしては、新たに「賛助会員」制度が設けられた。

この「賛助会員」については昭和42年（1967）の寄附行為の改正で創設され、昭和50年に当時の賛助会員の実体により、削除されていたが今回再び復活して取り入れられた。

また、昭和47年（1972）の保健体育審議会答申に基づく「学校保健センター的事業」について、昭和48年から平成８年（1996）までの24年間の実績と、当初から実施してきた補助事業は「学校保健センター事業」であるとの認識の下、寄附行為の「学校保健センター的事業」を「学校保健センター事業」に改正した。

しかしながら、補助金予算について平成８年と平成９年とを比較してみると、ほぼ同額であり、また奇しくもそれ以降漸減傾向を示し、平成15年（2003）には約１億円の減額となっている。（別添「学校保健センター事業特別会計収支計算表(収入の部)の推移」(pp.220)参照）

次に、学校保健募金について述べると、当会の収入は元来、基本金の果実と加盟する都道府県学校保健会への賦課徴収金（各保健会の児童・生徒数による均等割額と１人60銭の割当額）となっている。１人60銭という割当額は徴収方法もなく、ほとんどが公立学校の設置者の市町村が負担しているのが実態といえる。従ってこの改訂は加盟の各学校保健会も、その必要性は理解出来ても実際問題としては困惑する許りというのが実情で、平成元年に40銭から60銭へ引き上げるのにも大変苦労した。

一方、学校保健センター事業は、国費である性質上事業費は支出されるが運営費は算定されず、その部分は当会の負担となっている。この状況の中で平成４年に村瀬敏郎会長の発案で、矢野亨副会長、杉浦稔日本医師会学校保健担当理事、青木宣昭専務理事等が相談、文部省（当時）に特定法人の認可を申請して平成５年（1993）８月１日より学校保健募金を開始した。事業開始に当たり種々検討すると、意外に学校保健は一般的には理解されていないことが分かり、学校保健の大切さを理解願うパンフレットを作ることから始められた。呼びかける対象は、学校保健関係の全員とするが、先ずは学校医であろうとした。初期は学校医も学校保健の仕事に力をつくせば何も募金まではという認識が多く、反応は今一つ盛りあがらない状況であった。

募金を進めるに当たり、区分はないけれど、企業団体については矢野亨副会長が、学校医については杉浦日医理事、青木専務理事が担当した。矢野副会長のご努力で、銀行関連の企業が多くご賛同いただき、個人についても学校歯科医、学校薬剤師にも多くの応募が得られた。

大変痛かったのは、平成７年（1995）１月の阪神淡路の大災害で災害救助というなによりも優先される義援金に注目が集まり、当方の声はいささかトーンを落とさなければならない状況になったことだった。

当初の密かな目標は５～10億円で、当時の金利では、これだけあればかなりの果実が得られるものと考えていたが、結果的には別表のように約３億円という結果になった。計画した当初は基本財産への積み立てを考えていたが、募金の終わった時点では、金利は小さいもの

となったため基本金に入れず、収支不足に備えることとした。毎年３千万円を収支補填に当てても10年間は支えられると考えた。この金額は幸いなことに平成９年度以降若干収支補填に廻され、本会の運営に寄与している。

学校保健募金会計収支報告書

（平成５年８月１日～平成10月３月31日）

１．収　入　の　部	
①　入　　金（494企業・団体）	138,199,847円
（個人　20,182名）	163,498,163円
②　銀行利息	4,895,222円
合　計	306,593,232円
２．支　出　の　部	
①　印刷代（パンフレット、趣意書、しおり等）	7,400,878円
②　趣意書・しおり等発送費	294,800円
③　事務局費（雇員費、出張旅費、領収書・礼状・振替用紙印刷代・封筒代・礼状等送料等）	3,092,330円
④　会報「学校保健」印刷代	3,154,384円
⑤　郵便局・銀行振込手数料	611,291円
⑥　各学校保健会　事務処理費返還金	11,380,000円
⑦　一般会計への繰入金（平成９年度）	18,760,000円
合　計	44,693,683円
３．収　支　差　額	
収入合計	306,593,232円
支出合計	44,693,683円
差引額	261,899,549円

この募金は拠出金の漸減傾向に対応するため緊急措置として実施されたが、平成10年度の評議員会においては「恒常的な財政基盤の確立を図るためには、拠出金の是正が必要であり、この検討に入っていく」との説明がある。

平成10年５月には、財政基盤の充実の一助として学校保健用品の審査料「10,000円→20,000円」に、推せん料を「50,000円→80,000円」に改訂し、大幅な増額を図っている。

なお、推せん用品申請一覧の昭和59年度と平成10年度を比較してみると、次のとおりとなっている。

平成10年度「学校保健用品」推薦一覧表
（平成10年４月１日～11年３月31日）

		品　　目	摘　　要	会　社　名
図書	1	「みんなの健康」	水泳プール管理の映画	日産化学工業㈱
薬品	1	カワイ肝油ドロップ	保健栄養剤	河合製薬㈱
	2	プール用殺菌消毒剤「ハイライト®」	プール用及び足腰洗い槽用殺菌消毒剤	日産化学工業㈱
	3	日曹ハイクロンＧ	プール水の殺菌・消毒	日本曹達㈱
	4	医薬品「プール用バイゲンラックス」	プール用水殺菌剤	㈱カズサ
	5	アルボース石鹸液PX-2	手指の殺菌、消毒、洗浄	㈱アルボース
	6	シャボネット石鹸液ユ・ム	手指の殺菌消毒、洗浄	サラヤ㈱
	7	こどもサンテ	目の疲れ、眼病予防、結膜充血、かゆみ等	参天製薬㈱
	8	ネフロスティックスＬ	尿検査用試薬	三共㈱
	9	トヨクロン―ＧⅢ	プール向け殺菌、消毒剤	東ソー㈱
	10	トヨクロン―Ｈ	プール向け殺菌、消毒剤	東ソー㈱
	11	ネオクロール・ニューＳ	プール用殺菌消毒剤	四国化成工業㈱
	12	イソジンうがい薬	口腔内、のどの殺菌・消毒・洗浄、口臭の除去	明治製菓㈱
	13	速乾性手指消毒剤ヒビスコールＳ	手指の殺菌消毒	サラヤ㈱
	14	ペースサン　トップＧ	プール用、足腰洗槽用殺菌消毒剤	多木化学㈱
	15	クリーンウェット	消毒用お手拭き紙	㈱トーヨ

器具器材等	1	コロロ自動うがい器　CO-SS	自動うがい器	サラヤ㈱
	2	ライオンこどもハブラシ	ハブラシ（低・高学年）	ライオン㈱
	3	携帯用酸素吸入器、O_2パック	呼吸困難時の応急用	ミドリ安全㈱
	4	サラヤ自動手指消毒器 HDI-2000	手指消毒器	サラヤ㈱
	5	JES（呼吸、吸圧）シューズ	上ばき・体育館・グランド用	日本教育シューズ協議会
	6	デジタル粉塵計　P-5型	空気環境における浮遊粉塵の測定	柴田科学器械工業㈱
	7	残留塩素測定器　OT法	飲料水、水泳プール管理の遊離残留塩素の測定	柴田科学器械工業㈱
	8	風速・温湿度計　6511	気流、温度、相対湿度の検査	日本カノマックス㈱
	9	デジタル粉じん計　HS-1	教室等の空気清浄度の検査	日本カノマックス㈱
	10	パルクリーンスペース MKS-SP40A	粉塵の除去（分煙対策）	ミドリ安全㈱
	11	パルクリーンテーブル MKS-TL20BC	粉塵の除去（分煙対策）	ミドリ安全㈱
	12	パルクリーンカウンター MKS-CO15BC	粉塵の除去（分煙対策）	ミドリ安全㈱
	13	パルクリーンパーティション　MKS-LP15	粉塵の除去（分煙対策）	ミドリ安全㈱
新規	1	おなかきれいに、健康に	ビデオでビフィズス菌・オリゴ糖の働き等の説明	㈲健康と料理社
新規	2	天然食物繊維でヘルシーアップ	食物繊維の働きやしくみをマンガ本で説明	㈲健康と料理社

昭和59年度「学校保健用品」推薦一覧

（昭和59年４月１日～昭和60年３月31日）

	番号	品　　名	摘　　要	商　　社
図書	1	養護教諭質疑応答集	学校保健の基礎事項	第一法規㈱
	2	養護教諭ハンドブック	学校保健の基礎事項	第一法規㈱
	3	逐条注解学校保健法規集	学校保健法の解説	第一法規㈱
	4	すばらしい人間のからだ 全12巻	保健指導、保健学習	㈱リブリオ出版
薬品	1	カワイ肝油ドロップ	ビタミンＡ、Ｄ栄養補給	河合製薬㈱
	2	ハイライト®90	プール消毒用	日産化学工業㈱
	3	ポキール錠、液	駆　虫　剤	ワーナー・ランバート㈱
	4	日曹ハイクロン	プール消毒用	日本曹達㈱
	5	プール用パイゲンラックス	プール消毒用	サンスターグループ開発㈱
	6	アルボース石けん液	手・指消毒、手洗い用	アルボース薬粧㈱
	7	ネオクロール、ニューW	プール消毒用	四国化成工業㈱
	8	ジュニアサンテ	お子さま目薬	参天製薬㈱
	9	ライオン　プラークテスタ〈歯みがきテスト錠〉	歯みがきテスト錠	ライオン㈱
	10	ペンギンSC ジムコンディショナー	ウレタンコートされた床の帯電清掃用	ペンギンワックス㈱
	11	ペンギンSC フロアーキーピング	木床用清掃剤	ペンギンワックス㈱
	12	シャボネット石けん液	手洗い用	サラヤ化学工業㈱
	13	南海クリーヤ	プール消毒用	南海化学工業㈱
	14	こどもマイティア15㎖	目　薬	千寿製薬㈱
	15	ヘマコンビスティックス 100枚 キッドスティックス 100枚	尿検査試薬	三共㈱

（器具器材は省略）

第Ⅷ期（平成11年～15年）

平成11年度には、本会の財政にとって画期的な予算が導入された年である。

すなわち、文部科学省から学校保健調査研究事業（委嘱事業）の予算措置がなされた年であり、従来の補助事業と併せ、特別事業の大幅な増額となった。

本調査研究事業の目的は、「学校における薬物乱用防止教育等に関する調査研究を行い、もって学校保健の充実に資する」こととなっている。

当初は「薬物」、「内分泌」関係事業のみ実施されていたが、平成15年度にはこれらに加え「喫煙」「飲酒、「結核」「シックハウス」などの事業を組み入れ、事業規模、予算規模とも大幅増となっている。

次に、平成11年度には、予算審議において、拠出金の値上げ問題に関し、次の資料が配布され値上げ額の適正額が説明されている。

資　　料

本会の収支状況の推移についてみると

・収支のバランスは、支出が収入を上回り、寄付金等収入の特別積立金、募金会計の取崩、及び賛助会費収入の新設で補填してきた。

資料①　特定預金積立及び募金会計の取崩の経過（下記参照）

・収入減の最大原因は、収入の基本となるべき拠出金の適正賦課が困難のまま推移していることが大きい。

資料②　本会の拠出金の推移（省略）

資料③　日本学校保健会拠出金調べ（省略）

・現時点で収支バランスの正常化を拠出金に求めた場合、均等割額を現状のままとすれば、児童生徒割額は以下のようになる。

（不足分を2,500万円とする）

現行拠出金	＋	不足分	＝	適正拠出金
(1,618万円)		(2,500万円)		(4,118万円)

適正拠出金	－	現行均等割金	÷	児童生徒数	＝	2.312円
(4,118万円)		(717万円)		(1,471万人)		

と算出される。

・是正のタイムリミット

上記の是正は現在の社会情勢の中で実現はかなり困難と思われる。

現在、募金の現在額を考えると年間2,000万円の支出は７～８年耐えられるのみである。この間には収支のバランスを是正しなければならない状況にある。

特定預金積立及び募金会系の取崩の経過

これらを受けて、平成13年度には「日本学校保健会財政問題検討委員会」を設置した。
検討会は4回の審議を重ねた結果、概ね次のような意見が出された。

・値上げの困難な理由の一つに本拠出金が「法令外負担金」であること
・各都道府県学校保健会も財政が厳しいこと
・日本学校保健会の一般管理費の削減や一般事業の増収等の自助努力の検討とセットとすべきであること
・日本学校保健会の事業をもっとPRすべきであること
・各都道府県学校保健会に値上げについて説得できる資料が必要であること

などにより、値上げについては各ブロックとも厳しい財政状況であるなど種々意見が出されたが、委員長見解としては「日本学校保健会の財政は危機的状況にあり、拠出金の値上げは必要である。値上げ額については、前回の委員会で示された児童生徒割についてそれぞれ60%アップを妥当と考える。時期については14年度の予算要求のまとめが終っているところもあり、15年度から実施する。

なお、値上げに当たっては、日本学校保健会としても引き続き内部努力に努めるとともに、日本学校保健会の目的・事業について広くPRする必要がある」との提案がなされたが、値上げの時期については、平成16年度を努力目標とする旨修正され了承された。

しかしながら、その後の全国学校保健協議大会や事務担当者会議等で各都道府県学校保健会から実施時期についてはさらに、検討を重ねるよう意見、要望があり、平成15年度の評議員会で平成18年度を目標にと改められ現在に至っている。

一般会計収支計算表（収入の部）の推移

科　目	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成2年	平成3年	平成4年	平成5年
基本財産収入	4,640,619	4,225,718	4,359,640	4,234,846	3,779,096	3,899,773	4,103,754	4,723,680	4,566,946	4,241,875
事業収入	8,280,216	9,385,906	8,562,877	8,873,276	9,800,417	8,909,247	8,394,869	8,431,699	9,252,657	7,776,654
拠出金収入	13,057,800	13,043,300	13,056,700	12,931,700	12,759,600	18,848,000	18,608,600	18,274,900	17,934,700	17,654,500
助成金収入	8,800,000	8,800,000	8,500,000	8,500,000	9,200,000	9,700,000	9,000,000	9,200,000	9,000,000	9,000,000
寄付金収入				350,000	1,800,000	2,900,000	2,800,000	3,000,000	3,300,000	2,800,000
雑収入	507,786	519,448	508,922	451,970	539,106	559,499	748,445	2,097,210	1,544,020	1,261,201
特定預金取崩収入						2,750,000	600,000			100,000
前期繰越収支差額	206,574	684,873	705,956	385,193	288,986	812,869	597,534	1,395,742	3,277,779	1,997,872
合　計	35,492,995	36,659,245	35,694,095	35,726,985	38,167,205	48,379,388	44,853,202	47,123,231	48,876,102	44,832,102

科　目	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
基本財産収入	3,510,582	3,347,545	2,781,148	2,506,122	2,222,678	2,172,140	2,121,384	2,087,327	2,140,923
事業収入	8,843,659	8,581,638	9,108,161	9,741,833	9,604,572	26,585,626	34,173,819	89,920,576	117,410,247
拠出金収入	17,310,600	17,023,100	16,764,200	16,457,700	16,194,900	16,003,800	15,813,867	15,637,942	15,489,879
助成金収入	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	4,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000	2,000,000
寄付金収入	1,800,000	1,800,000	1,800,000	22,560,000	24,069,000	26,111,000	20,641,000	15,250,000	22,564,070
雑収入	3,406,584	488,668	645,544	316,104	28,211	204,055	24,362	39,406	1,062
特定預金取崩収入	7,500,000	13,660,000	21,490,000			2,140,000		465,850	326,304
前期繰越収支差額	1,992,980	2,647,203	2,084,439	1,167,776	6,135,234	5,534,608	12,515,249	11,177,398	15,404,689
合　計	48,364,405	51,548,154	58,673,492	56,749,535	62,254,595	80,751,229	87,289,681	136,578,499	175,337,174

一般会計収支計算表（支出の部）の推移

科　　目	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成２年	平成３年	平成４年	平成５年
管　理　費	26,109,782	27,011,101	27,230,056	27,445,419	27,318,156	30,998,194	29,419,776	29,668,238	30,915,223	32,896,927
事　業　費	7,748,340	7,892,188	7,178,846	7,042,580	7,236,180	7,763,660	7,637,684	7,797,214	8,163,007	8,302,195
繰入金支出	300,000	300,000	300,000	500,000	300,000	400,000	300,000	300,000	300,000	300,000
積立金支出	650,000	750,000	600,000	450,000	2,500,000	8,620,000	6,100,000	6,080,000	7,500,000	1,340,000
予　備　費										
次期繰越収支差額	684,873	705,956	385,193	288,986	812,869	597,534	1,395,742	3,277,779	1,997,872	1,992,980
合　　計	35,492,995	36,659,245	35,694,095	35,726,985	38,167,205	48,379,388	44,853,202	47,123,231	48,876,102	44,832,102

科　　目	平成６年	平成７年	平成８年	平成９年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
管　理　費	34,665,134	38,278,445	46,907,720	37,986,224	40,115,070	42,194,714	40,660,050	44,837,915	43,286,681
事　業　費	9,852,068	9,885,270	9,497,996	11,428,077	15,404,917	19,845,902	31,672,899	45,322,772	98,488,436
その他支出予備						4,895,364		28,792,489	11,183,100
繰入金支出	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
特定預金取崩収入						1,000,000	2,479,717	1,920,634	3,545,315
積立金支出	900,000	1,000,000	800,000	900,000	900,000				
予　備　費									
次期繰越収支差額	2,647,203	2,084,439	1,167,776	6,135,234	5,534,608	12,515,249	12,177,015	15,404,689	18,533,642
合　　計	48,364,405	51,548,154	58,673,492	56,749,535	62,254,595	80,751,229	87,289,681	136,578,499	175,337,174

学校保健センター事業特別会計収支計算表（収入の部）の推移

	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成２年	平成３年	平成４年	平成５年
国庫補助金	77,017,000	69,316,000	62,385,000	62,385,000	62,385,000	62,385,000	62,385,000	67,033,000	286,656,000	156,410,000
一般会計繰入金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
受取利息	126,011	272,259	121,576	78,779	56,950	179,251	351,049	242,077	96,903	304,492
合　　計	77,443,011	69,888,259	62,806,576	62,763,779	62,741,950	62,864,251	63,036,049	67,575,077	287,052,903	157,014,492

	平成６年	平成７年	平成８年	平成９年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
国庫補助金	193,432,000	214,548,000	210,082,000	210,083,000	189,074,000	179,721,000	161,749,000	145,574,000	131,017,000	114,873,000
一般会計繰入金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
受取利息	430,540	89,068	64,973	44,910	44,388	39,775	115,480	18,680	1,803	213
合　　計	194,162,540	214,937,068	210,446,973	210,427,910	189,418,388	180,060,775	162,164,480	145,892,680	131,318,803	115,173,213

学校保健センター事業特別会計収支計算表（支出の部）の推移

	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年	昭和63年	平成元年	平成２年	平成３年	平成４年	平成５年
普及指導関係費	9,326,669	11,110,871	8,236,401	7,877,774	7,477,322	6,832,411	8,058,687	8,321,762	8,896,540	9,007,797
調査研究関係費	6,675,506	10,631,783	8,142,551	9,946,157	10,928,521	13,710,304	7,518,877	12,965,707	31,478,430	33,044,236
健康増進関係費	61,440,836	48,145,605	46,427,624	44,939,848	44,336,107	42,321,536	47,458,485	46,287,608	246,677,933	114,962,459
合　　計	77,443,011	69,888,259	62,806,576	62,763,779	62,741,950	62,864,251	63,036,049	67,575,077	287,052,903	157,014,492

	平成６年	平成７年	平成８年	平成９年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
普及指導関係費	8,892,826	8,343,226	9,510,845	10,233,197	10,958,708	8,862,338	9,360,426	14,157,266	15,278,947	14,822,619
調査研究関係費	41,759,024	69,651,194	55,228,293	20,346,142	27,456,668	22,791,908	18,124,905	34,393,269	31,668,786	20,948,002
健康増進関係費	143,510,690	136,942,648	145,707,835	179,848,571	151,003,012	148,406,529	134,679,149	97,342,145	84,371,070	79,402,592
合　　計	194,162,540	214,937,068	210,446,973	210,427,910	189,418,388	180,060,775	162,164,480	145,892,680	131,318,803	115,173,213

学校保健調査研究事業特別会計収支計算表の推移

区　　分	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
謝　　金	2,468,000	380,000	1,097,000	535,000	3,301,200
旅　　費	2,630,800	5,324,520	8,642,860	7,310,660	10,986,000
庁　　費	113,125,720	210,221,975	242,407,447	171,316,496	154,412,405
委　託　費	12,000,000	6,140,550	11,419,650	85,433,920	67,207,096
合　　計	130,224,520	222,067,045	263,566,957	264,596,076	235,906,701

平成15年度末財政状況

平成15年度　収支計算書総括表

（平成15年４月１日～平成16年３月31日）

（単位：円）

科目	合計	一般会計	学校保健募金会計	学校保健センター事業特別会計	学校保健調査研究事業に係る特別会計
Ⅰ　収入の部					
基本財産運用収入	2,108,601	2,108,601			
事業収入	246,301,126	246,301,126			
拠出金収入	15,401,766	15,401,766			
補助金収入	114,873,000			114,873,000	
調査研究費収入	235,906,701				235,906,701
助成金収入	2,000,000	2,000,000			
寄付金収入	9,155,000	9,155,000			
雑収入	302,469	396	301,860	213	
特定預金取崩収入	0	0			
一般会計繰入金収入	300,000			300,000	
当期収入合計	626,348,663	274,966,889	301,860	115,173,213	235,906,701
前期繰越収支差額	263,403,837	18,533,642	244,870,195		
収入合計	889,752,500	293,500,531	245,172,055	115,173,213	235,906,701
Ⅱ　支出の部					
管理費	37,674,443	37,674,443			
事業費	564,463,984	213,384,070		115,173,213	235,906,701
固定資産支出	417,690	417,690			
特別会計繰入金支出	300,000	300,000			
特定預金支出	5,742,874	5,742,874			
法人税・住民税	1,388,400	1,388,400			
消費税	9,021,602	9,021,602			
一般会計繰入支出	0	0			
貸倒損失額	33,201	33,201			
予備費	0	0			
当期支出合計	619,042,194	267,962,280	0	115,173,213	235,906,701
次期繰越金収支差額	270,710,306	25,538,251	245,172,055		
支出合計	889,752,500	293,500,531	245,172,055	115,173,213	235,906,701

平成15年度決算

（平成15年４月１日から平成16年３月31日まで）

１．収入の部

（単位：円）

勘定科目	補正予算額	決算額	差額	備考
基本財産運用収入	1,999,000	2,108,601	109,601	
基本財産利息収入	299,000	412,401	113,401	国債利金収入
基本財産賃貸料収入	1,700,000	1,696,200	△3,800	
事業収入	237,285,000	246,301,126	9,016,126	
会報購読料収入	1,400,000	1,472,160	72,160	
推薦料収入	3,600,000	3,820,000	220,000	推薦件数の増
広告料収入	13,000,000	13,160,000	160,000	
図書収入	36,000,000	39,891,683	3,891,683	売上増
学校保健用品斡旋収入	183,285,000	187,957,283	4,672,283	売上増
拠出金収入	15,330,000	15,401,766	71,766	
本年度拠出金収入	15,330,000	15,401,766	71,766	
助成金収入	2,000,000	2,000,000	0	
教育シューズ基金助成金	2,000,000	2,000,000	0	
寄付金等収入	8,555,000	9,155,000	600,000	
寄付金収入	6,855,000	6,855,000	0	
賛助金収入	1,700,000	2,300,000	600,000	賛助会員の増
募金繰入収入	0	0	0	
雑収入	1,000	396	△604	
受取利息	1,000	396	△604	
雑収入	0	0	0	
特定預金取崩収入	0	0	0	
退職給与積立預金取崩収入	0	0	0	
当期収入合計（A）	265,170,000	274,966,889	9,796,889	
前期繰越収支差額	18,533,000	18,533,642	642	
収入合計（B）	283,703,000	293,500,531	9,797,531	

2．支出の部

（単位：円）

勘定科目	補正予算額	決算額	差額	備考
管理費	38,840,000	37,674,443	△1,165,557	
給料手当	21,761,000	21,077,523	△683,477	執行減
退職金	0	0	0	（以下△は同じ）
福利厚生費	2,957,000	2,579,852	△377,148	
旅費交通費	500,000	424,975	△75,025	
理事会費	1,000,000	859,717	△140,283	
評議員会費	2,000,000	1,803,830	△196,170	
会議費	200,000	36,397	△163,603	
消耗品費	1,200,000	1,402,459	202,459	パソコン購入
通信運搬費	800,000	752,107	△47,893	
印刷製本費	700,000	788,550	88,550	要項等の印刷
保繕費	3,300,000	3,294,504	△5,496	
賃借料（倉庫）	690,000	684,540	△5,460	
光熱水道費	300,000	289,387	△10,613	
委託費	702,000	844,550	142,550	登記料
租税公課	1,330,000	1,333,100	3,100	
交際費	700,000	757,379	57,379	
雑費	700,000	745,573	45,573	
事業費	210,230,000	213,384,070	3,154,070	
保健会表彰費	5,000,000	5,639,605	639,605	実践事例集の刊行
普及活動費	400,000	299,324	△100,676	
保健教育実践研究費	52,000	55,497	3,497	
保健啓発推進事業費	0	0	0	
学校保健検討委員会	0	0	0	
財政問題検討委員会	0	0	0	
足の健康調査研究委員会	410,000	407,049	△2,951	
学校保健21研究会	1,031,000	1,048,051	17,051	
80年史編纂委員会	820,000	821,672	1,672	
事務担当者連絡会費	1,514,000	1,513,458	△542	
会報発行費	8,000,000	7,700,572	△299,428	
図書出版費	14,500,000	14,944,465	444,465	印刷費の増
学校保健用品斡旋事業費	178,503,000	180,954,377	2,451,377	支出増
雑費（事業）	0	0	0	
繰入金支出	300,000	300,000	0	
センター事業繰入金支出	300,000	300,000	0	
特定預金支出	5,800,000	5,742,874	△57,126	
退職給与積立預金支出	3,000,000	3,000,000	0	
減価償却引当預金支出	2,800,000	2,742,874	△57,126	建物及び什器
その他（予備）支出	10,708,000	10,860,893	152,893	
什器備品購入支出	0	417,690	417,690	備品購入
貸倒損失額	0	33,201	33,201	測定バッジ
法人税住民税等	2,445,000	1,388,400	△1,056,600	均等割に減額
消費税	8,263,000	9,021,602	758,602	売上増による
募金繰入支出	0	0	0	
予備費	0	0	0	
当期支出合計 (C)	265,878,000	267,962,280	2,084,280	
当期収支差額 (A)－(C)	△708,000	7,004,609	7,712,609	
次期繰越収支差額 (B)－(C)(D)	17,825,000	25,538,251	7,713,251	
支出合計 (C)＋(D)	283,703,000	293,500,531	9,797,531	

平成15年度　一般会計貸借対照表
平成16年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金	額	
【資産の部】			
流動資産			
現金預金合計	53,208,162		
未収入金	27,080,213		
棚卸資産	5,276,783		
流動資産合計		85,565,158	
固定資産			
基本財産			
土地	6,707,530		
建物	42,828,694		
建物減価償却引当預金	7,131,306		
基本財産引当預金	282,100		
投資有価証券	52,100,000		
基本財産合計	109,049,630		
その他の固定資産			
敷金	325,974		
什器備品	3,779,459		
退職給与積立預金	3,978,506		
什器備品減価償却引当預金	4,213,772		
その他の固定資産合計	12,297,711		
固定資産合計		121,347,341	
資産合計			206,912,499
【負債の部】			
流動負債			
未払金	53,573,436		
前受金	317,098		
預り税金	293,600		
預り金	495,990		
未払法人税	70,000		
流動負債合計		54,750,124	
固定負債			
建物未払金	17,270,000		
退職給与積立預金	3,978,506		
固定負債合計		21,248,506	
負債合計			75,998,630
【正味財産の部】			
正味財産			130,913,869
（うち基本金）			109,049,630
（うち当期正味財産増加額）			6,404,975
負債及び正味財産合計			206,912,499

平成15年度計算書類に対する注記

1．基本財産の増減額及びその残高は次の通りである。

（単位：円）

科目	前期末残高	当期増減額	当期末残高
土地	6,707,530	0	6,707,530
建物	44,846,800	△2,018,106	42,828,694
建物減価償却引当預金（普通）	5,113,200	2,018,106	7,131,306
基本財産引当預金（普通）	282,100	0	282,100
投資有価証券	52,100,000	0	52,100,000
合計（基本金）	109,049,630	0	109,049,630

2．固定資産のうち建物（基本財産、什器備品については減価償却相当額を減価償却引当預金として積み立てて有ります。

3．次期繰越収支差額の内容は、次の通りである。

科目	前期末残高	当期末残高
現金預金	43,365,554	80,288,375
合計	43,365,554	80,288,375
未払金	23,675,027	53,573,436
前受金	0	317,098
預り金	347,548	495,990
預り税金	739,337	293,600
未払法人税等	70,000	70,000
合計	24,831,912	54,750,124
次期繰越収支差額	18,533,642	25,538,251

平成15年度　正味財産増減計算書
（平成15年４月１日～平成16年３月31日）

（単位：円）

科　　目	金		額
【増加の部】			
資産増加額			
建物減価償却引当預金増加額	2,018,106		
什器備品減価償却引当預金増加額	724,768		
退職給与積立預金増加額	3,000,000		
什器備品購入額	417,690		
当期収支差額	7,004,609	13,165,173	
増　加　額　合　計			13,165,173
【減少の部】			
資産減少額			
什器備品除却	209,138		
建物減価償却	2,018,106		
什器備品減価償却	724,768		
期末棚卸高	808,186	3,760,198	
負債増加額			
退職給与積立預金繰入額	3,000,000	3,000,000	
減　少　額　合　計			6,760,198
当期正味財産増加額			6,404,975
前期繰越正味財産額			124,508,894
期末正味財産合計額			130,913,869

平成15年度末財産目録
平成16年３月31日現在

（単位：円）

科　　目	金	額	
〔資産の部〕			
流動資産			
現金　手元有高	46,279		
普通預金　東京三菱	52,868,283		
源泉税預り預金　東京三菱	293,600		
未収入金	27,080,213		
棚卸資産	5,276,783		
流動資産合計		85,565,158	
固定資産			
基本財産			
土地　港区虎ノ門２―10―１	6,707,530		
建物　港区虎ノ門２―３―17	42,828,694		
建物減価償却引当預金　東京三菱	7,131,306		
基本財産引当預金　東京三菱	282,100		
投資有価証券　国債	52,100,000		
基本財産計（基本金）	109,049,630		
その他固定資産			
敷金　森産業トラスト㈱	325,974		
什器備品	3,779,459		
退職給与積立預金　東京三菱	3,978,506		
什器備品減価償却引当預金　東京三菱	4,213,772		
その他固定資産合計	12,297,711		
固定資産合計		121,347,341	
資産合計			206,912,499
〔負債の部〕			
流動負債			
未払金	53,573,436		
前受金	317,098		
預り金	495,990		
預り税金	293,600		
未払法人税等	70,000		
流動負債合計		54,750,124	
固定負債			
建物未払金　森産業トラスト㈱	17,270,000		
退職給与積立預金	3,978,506		
固定負債合計		21,248,506	
負債合計			75,998,630
正味財産			130,913,869

平成15年度　学校保健募金収支報告書
（平成15年４月１日より平成16年３月31日まで）

１．収入の部	
前年度繰越	244,870,195円
銀行利息等	301,860円
合　　計	245,172,055円
２．支出の部（一般会計へ貸付）	50,000,000円
３．差引額（１－２）	195,172,055円
４．差引額の内訳	
現　　金	0円
普通預金	195,172,055円
未収入金（一般会計への貸付金）	50,000,000円
合　　計	245,172,055円

（財団法人日本学校保健会事務局）

第５編　関係団体の沿革と日本学校保健会

第１章　日本医師会における学校医活動の沿革と課題

第１節　ドイツ医学の採用と我が国の学校医活動の胎動

我が国の医学はもともと皇漢医学が本流であったが、長崎の出島を窓口としてオランダ医学が徐々に庶民の間に浸透してきた。幕末に至って嘉永２年（1849）蘭学禁止令が解かれ西洋医学は公然と普及を始めた。

明治維新の前後数年間は我が国における西洋医学の主流はイギリス医学であった。これは英国公使館付き医官ウィリス（William　Willis1827年～1894年）が戊辰戦争で官軍方、特に薩摩藩を中心として戦傷者の治療に大いに診るべきものがあり、オランダ医学に代わってイギリス医学が主流を占めようとする勢いであった。

岩佐純、相良知安が明治新政府の医道改正の職に就くや、旧来我が国に伝わっていたオランダ医学は、その源流がドイツ医学であった事から、ドイツ医学が欧州諸国に抜きん出て優秀であることを主張し、明治２年（1869）に正式に我が国の医学はドイツ医学を採用することになった。

このドイツ医学の採用は、我が国の学校医制度の発展に大きな影響をもつに至った。

なぜならば西欧諸国でドイツが最も早くから学校保健、学校医に関心があり、優れた制度を採用していたからである。すなわち、18世紀末の医師Joah. Peter Frank（1745年～1821年）は、学校衛生の父と呼ばれ、多くの業績を残した。1785年Eichstadtは、学校教育の中に、健康教育Gesundheitserziehungの項目を設定した。この流れはブレスロー大学の眼科教授Helmann Cohnが、1864年、学童が近視の多い事を統計的に発表し、学校医を置くことを主張し、シュツッツガルトのDr. Iagnaz Ellingerは、学校医の設置を熱心に主張し、1877年、初めて「学校医Schularzt」という言葉を作るにいった。

このようなドイツ医学が我が国に輸入されたことによって、同時に否応なく、我が国においても、学校医についての関心が高められたことも否定できない。

これはやがて明治31年の「公立学校に学校医を置く」という勅令発布につながる。

第２節　明治の医療事情と勅令発布前後の学校医

１　明治時代の医療事情

この頃の我が国の医療事情には大変厳しいものがあった。当時、西洋医を標榜する開業医の大部分は、医術開業試験（明治８年より）に合格しなければならなかったが、これら合格者の大部分は長谷川泰の私立済生学舎（明治８年～明治36年）で学んだ者と言われている。正規の医学校については、明治12年東京大学医学部が初めて第一回卒業生（18名）を出した。当時の医療事情としては、全国各地からの西洋医に対する要望があり、それを満たす為、明治政府は西洋医養成の必要性に迫られ、公立学校30校、私立２校を設置したが、残念ながら、我が国の経済事情から群馬医学校を含む18校が間もなく閉鎖された。当時は、全国を５地区に分け、千葉、仙台、岡山、長崎、金沢(高等中学校医学校)の他、自治体に経済余力のあった京都、大阪、名古屋の３校が加わって西洋医の養成にあたることになった。しかし、これ

らの卒業生は、各地の要望によって、各地の病院勤務者となる者が多かった。

明治26年、北里柴三郎を会長とした「大日本医会」が設立されたがこの会は、医師を主体とした我が国初の全国組織であった。

当時、西洋医学の恩恵を受けたい患者が多いのは、必然的社会現象であったが、相変わらず西洋医に関する需要と供給のバランスは、深刻であった。したがって、医療費も庶民にとっては、かなり高いものであったが、このような状況を背景として、明治11年（1878）には恩賜財団済生会が発足して困窮者の診療にあたり、また実費診療所、軽費診療所等も誕生した時代であった。かてて加えて、予防医学の知識及び体制が不備で、伝染病患者等の発生に困惑していた時代である。

2　勅令発布前後の学校医

学校医を設置する動きについては、既に各地域の自治体で行われていた。明治27年（1894）、東京の麹町区で学校嘱託医を設置し、同年神戸市でも３つの小学校に嘱託医を置いた。この機運は、やがて各地域にも拡がりを見せるに至った。この時期、我が国にも素晴らしい行政指導者がいた、三島通良である。大学を卒業して文部省の学校衛生嘱託医となった明治24年（1891）三島は、全国の学校の環境衛生と学童の発育測定を積極的に実施し、その資料に基づいて学校環境問題及び学童発育に関わる諸法規が完成した。この勅令付帯の「学校医職務規程」を見ると、教室内の換気、採光、机腰掛の適否、前列最後列の黒板との距離、暖炉と室内温度、飲料水の適否、定期の身体検査、伝染病による学校閉鎖等であったが、これらの主眼は児童生徒を取り巻く学校の環境衛生にあった事が判かる。これによって当時の学校医の職務は自ずから明分化されたが、それと同時に、学校医としての身分の確立とその待遇の決定に大いに与って力があったと言えよう。

明治29年（1896）、ようやく文部省に学校衛生課が新設され、その初代課長は三島通良であった。

このような貧しい医療事情にも拘わらず、明治31年「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」という勅令が発布された。当時の我が国の経済は、日清戦争に勝利を収めたとは言え、まだ欧米諸国と比べ、貧困というほかはなかったという状態である。しかし、我が国の将来を担う児童生徒の保健がいかに大切であるかを認識して、そのための経済支出をいとわなかった明治政府の先人の卓見に心から敬意を表したい。この誇りうる「学校医」の制度は、当時としては欧米諸国にもなく、世界で初めてと言われている。

当時の学校医の身分は、各自治体の府県知事の任免であり、学校保健の指導に強い権限を持っており、学校での発言権も大きなものがあったようである。当時の学校での入学式、卒業式では壇上に町村長と学校医、警察署長が並ぶといった図式が一般化されていた。

明治７年（1874）の統計であるが開業医のなかで漢方医が多数を占め、西洋医はわずか一割にも満たない数であったという。したがって、勅令発布の翌年（明治32年）の統計では、学校医の充足率は約20％に留まり、20年後にようやく80％を見る事が出来たという。一方漢方医は学校医にも就けず、開業も一代限りとなって、自然消滅の運命を辿るが、やがて、漢方の一部が現代医学の中に採用されるのは、昭和51年（1976）漢方薬が保険に収録されるまで、待たなければならなかった。

明治38年（1905）、岐阜県の小学校で学校看護婦が、児童のトラコーマの洗眼にあたり、

同じく明治45年（1912)、大阪府堺市でも学校看護婦が採用されている。

第３節　大正の医療事情と学校医

大正時代、学校医の主体は当然開業医であったが、大正２年（1913)「大日本学校衛生協会」(会長　北里柴三郎）が設立され、機関誌を発行して学校衛生の普及に努めた。大正５年（1916)「大日本私立衛生会」を母体として、「大日本医師会」が設立された。開業医の大部分は、大日本医師会に所属した。大正８年（1919）には、医師法が改正されて郡市区及び都道府県に医師会を設置すべき事が決定された。

大正９年（1920）12月には、学校保健会の前身である「財団法人帝国学校衛生会」が設立された。大正12年（1923）には、全国組織の日本医師会が法的に設置される事になり（会長　北里柴三郎)、ここに日本医師会、都道府県医師会、郡市区医師会というヒエラルキーが成立した。

大正に入ると学童の就学率は向上する。しかし、当然の事ながら就学率の向上と共に、病弱、虚弱児の就学も行なわれ、これが新しいこの時代の学校衛生の課題となった。この病、虚弱児に対しては、林間学校が各地で行なわれるようになった。この林間学校は、結核対策の延長線上にあると捉えられていた。一方、学童のトラコーマ対策は、やがて学校看護婦を普及させる事になった。このように、学童の疾病の多様化に伴って、眼科、耳鼻科、歯科等が学校保健の中で参加を求められるようになった。大正の学校衛生を要約すると、個人の健康管理を主体とした結核対策、虚弱児対策、栄養改善等が主眼であったといえよう。

第４節　昭和初年から太平洋戦争終結までの医療事情と学校医

昭和２年（1927）には、漸く健康保険法が実施された（法制定は大正11年)。これは保険診療を地域の医師会に請け負わせ、支払いは医師会に一括するという形で、その診療実態は一般慣行診療料金よりも、著しく低額であったので医師は勿論のこと患者の方も利用し難い面があった。

昭和６年（1931）の満州事変から、太平洋戦争終結までの、いわゆる15年戦争の間、国民は大変厳しい医療事情を体験する。

昭和初期には、世界的な恐慌と農村不況が起き、追い討ちをかけるような東北地方の凶作は、多数の欠食児、栄養不良児を出現させる。この対策として、昭和７年(1932)、学校給食が開始されるようになった。また、虚弱児、病弱児対策として、養護学校がスタートする。この養護学校はやがて、時代の要請に応じて昭和16年（1941）には1,600学級にまで増加した。

昭和13年（1938）には厚生省が設立された。それに伴って地域に保健所が設立されたが、その主な機能の１つは当時、国民病と言われ、地域に蔓延した結核予防対策の核としての役割であった。教員の結核対策も強化された。

昭和17年（1942）には今までの医師会を解散して、国民医療法による「日本医療団」が結成された。これは、強制設立であり、強制加入でもあった。

この頃の学校医活動は学校保健本来の活動から離れ、「強兵」のみに追われるようになった。特に戦争末期には、殆どの若い学校医は軍医として召集され、残された開業医は女医か、さもなくば老医であった。国民医療も学校保健も文字どおり、「冬の時代」を過ごすことに

なる。

第５節　太平洋戦争後の学校医活動と日本医師会

昭和21年（1946）、㈶帝国学校衛生会は帝国の文字を廃して日本とし、「日本学校衛生会」となった。

戦争中の日本医療団は、敗戦と共に解散され、昭和22年、新生日本医師会が社団法人として認可され、その後、都道府県医師会、郡市区医師会もそれぞれ所在地の都道府県知事の認可を得て設立された。昭和23年（1948）には、新しい医師法も制定された。

その間、学校医はやがて地域において新たに学校医会を形成する。これによって研修や情報交換、親睦等が図られたようである。この学校医会という組織は、初期には現場学校医の主導であって、どちらかと言えばボトムアップの形で発展したと言われている。したがって郡市区から道府県へと拡がりを見せ、内容も次第に充実してきた。

太平洋戦争終結後は、学校医の身分は、かっての府県知事の任免という高い地位から、市町村自治体の長の任免となり、市町村の嘱託の身分となった。この市町村の嘱託という身分はかなり不安定で、それぞれの自治体による経済的格差も大きく、学校医の要望を十分満たすには程遠いものがあった。やがて、全国的な学校医の組織を作ろうという機運が醸成された。

第６節　日本学校医会の設立

昭和29年（1954）７月、㈶日本学校衛生会は、㈶日本学校保健会と名称を改めた。

昭和29年10月松江市で、第４回全国学校保健大会が開催された際に、島根県学校医会の斡旋で、各都道府県学校医会の代表が集まって、日本学校医会（仮称）結成の話が行われた。

その事業として、⑴学校保健に関する調査研究、⑵学校医の職務に関する研究指導、⑶学校保健に関する協議、講習、講演会の開催、⑷学校医大会等の開催が上程され、全会一致の賛成を得て可決。来年度の全国学校保健大会の際に、各府県及び五大都市の学校医会が意見を持ち寄って、協議決定することになった。翌30年（1955）10月福井県で、創立総会が持たれ、会則が決定され、ここに「日本学校医会」が誕生し、併せて、第一回「日本学校医大会」が開幕された。会長に横浜市学校医会長、鳥山数衛が選任され、事務所を横浜市医師会内においた。

昭和31年（1956）10月、大津市での第二回「日本学校医大会」において、日本医師会、小畑惟清会長から、日本学校医会の拡充強化と、学校保健推進の為の補助として、金10万円が交付された。

昭和32年第三回「日本学校医大会」は、全国学校保健大会とは別に、大阪市学校医会の協力によって、大阪市のホテルで盛大に行われ、⑴学校医の待遇改善、⑵学校保健法の立法化、⑶学校医の公務執行中の災害補償制度の確立、以上の３大案件を全会一致で可決し、その実現に、活発な運動を展開することとなった。

その後、毎年一回、全国学校保健大会開催地の学校医会の協力を得て、「日本学校医大会」を開催して、学校保健に関する研究、協議、発表、講演会、学校保健功労者の表彰、会報発行などを企画実施した。かくして、加盟学校医会も次第に増加して、約40学校医会を数える

に至った。（昭和35年（1960）２月から会長に岩尾泰次郎が選任された）。

第７節　武見太郎日本医師会長の学校保健に対する考え方

昭和32年（1957）、日本医師会会長に武見太郎氏が就任する。昭和33年、新潟市における、第８回全国学校保健大会において、武見日本医師会長はその挨拶で、「日本学校医会は、日本医師会に包含さるべきである。」と発言した。それを受けて、全国の学校医会は、「日本学校医会」に大同団結する機運は、次第に弱体化し、脱会の傾向すら生じた。以来、都道府県医師会では、都道府県学校医会と、都道府県医師会学校医部会と言う、所謂二枚看板を掲げている所が多い。この武見発言の意図するところは、医師会とは別の独立した形の学校医会の動きに対し、将来の日本医師会として、些かの不安を感じた為とも言われている。なぜならば、当時の学校医会の会員は開業医師として当然地域医師会に所属するが、所属する医師会とは別個の学校医会という組織が次第に成長していくにつれ、一部に問題が派生してきたと言われる。すなわち地域の医師会活動と地域の学校医会活動は、お互い相互の信頼関係を維持しつつ、地域医療、地域保健に邁進すべきであるに拘らず、地域によっては、学校医会活動が、所属する医師会の活動と必ずしも一致しないケースがあったという。

しかし、当時の学校保健活動の実態は、夫々の郡市区での活動や都道府県医師会としての活動が中心であって、日本医師会としての組織活動はなかった。それが全国的統合への機運が起こったのは、熊本市における第13回全国学校保健大会における学校医協議会が開催された頃からである。

その後、石川、三重、群馬、愛媛、岐阜、鹿児島、と全国学校保健研究大会ごとに、学校医の会合を重ね、全国的な組織活動の必要性が強調された。

第８節　全国学校保健・学校医大会が発足

漸く、日本医師会が、全国の学校医に対し、日本医師会の組織として活動し始めたのは、昭和45年（1970）10月、秋田市における、第20回全国学校保健研究大会の際、職域部会として開催された第一回全国学校保健学校医大会からである。その時、武見太郎会長は、次のような挨拶をしている。

あ　い　さ　つ

昭和45年度全国学校保健・学校医大会の開催に当たり、一言ごあいさつ申し上げます。

日本医師会は地域医療の体系化の中で学校保健を位置づけ、医学の進歩を体系的に導入することを計画しておりました。地方医師会の努力によって、地域医師会のプロジェクトチームが編成され、学校保健サービスを実行に移した郡市医師会もきわめて多数あります。すなわち、ほとんどすべての学校医が日本医師会員であり、また、学校保健をチームワークで担当する郡市医師会は、日本医師会の組織下にあります。これらの理由から、当然日本医師会としては学校保健・学校医大会を開催する責任を痛感するものであります。

日本医師会の地域社会活動は今日世界的に評価され、グループ・メディシンの将来の形として多くの期待をもたれております。学校保健を医療情報化社会の中に導入し、新しい学校保健管理体制をつくることは今日の急務であると考えます。この点から、学校医を中心として養護教員及び学校歯科医、薬剤師、保健婦職務を加えて、一つのチームワークをつくることは当然であります。将来の学校保健の推進を目途と

して、第一回の会議がもたれた次第であります。

参加各位の熱意と努力に敬意を表するものであります。

昭和45年10月28日

この挨拶は、これからの学校保健の歩むべき方向を、適確にとらえている。

日本医師会の学校保健活動

⑴　日本医師会の会内委員会としての「学校保健委員会」活動

武見太郎日本医師会長の意向を受けて、昭和41年（1966）から日本医師会会内委員会として、「学校保健専門委員会」が発足した。この委員会は都道府県医師会、日本学校保健会、日本学校医会及び文部省等のエキスパート20名に委員を委嘱、群馬県の羽生田進氏を委員長として第一回学校保健専門委員会を昭和41年10月１日開催した。

主な検討事項をあげれば次のとおりである。

１）学校保健を建設的に進め、都道府県各地域の事情に応じて最も適確な学校保健活動の場をつくる。

２）学校給食は学童の発育、身体的条件と無関係に行なわれ、また地域の特性が認められていない。また、その実施にあたり学校医、保健担当者、栄養士の有機的連携の必要性につき検討すべきである。

３）学校医はどうすべきか、百歩前進の必要がある。学校医会は研修の場であり、日医、文部省共催で学校医指導者講習会の開催を要望する。

４）日本学校保健学会を育成して日本医学会分科会に参加できるよう要望する。

昭和47年度（1972）から、日本医師会から１名、日本学校保健会の副会長を選出することとなった。

昭和49年（1974）からは「学校保健委員会」と名称を改めたが、委員構成は斯界の専門家及び都道府県の学校保健に熱心な代表委員を加え10～15名前後を以って構成し、それぞれ会長諮問のテーマについて検討し、報告書を作成配布している。特に初期の委員会活動として注目すべきは、昭和46年（1971）から３ケ年計画で鹿児島県串木野市におけるモデル事業は、鹿児島県医師会、串木野市医師会の協力を得て、大きな成果を挙げることが出来た。更に昭和49年（1974）から「医師のための学校保健の手びき」の編集に当り、昭和57年（1982）に日本医師会編「医師のための学校保健」第一法規を出版し、全国の都道府県の学校保健活動及び個々の学校医の活動に大きな指針を与えた。同じく昭和58年（1983）には日本医師会は「学校保健を中心とする地域保健モデル事業」を秋田県岩城町（農村）、群馬県桐生市（中都市）、大阪府住之江区南港ポートタウン（大都市）を対象として実施した。

尚、学校保健委員会活動の関連であるので、付記しておくが、もともと幼稚園は文部省管轄で、学校保健の領域である。数年前、浦和市における「しらさぎ幼稚園」の飲料水事件があり、学齢期前の幼児の保健管理が問題となった。折りしも、幼稚園園医や保育所嘱託医の会を結成しようとする動きが盛り上がつていたので、それを受けて、日本医師会では、平成４年から日本医師会内に学齢期以前の幼児について、保健指導の必要性が取り上げ、学校保健の範疇である文部省管轄の幼稚園児や、厚生労働省管轄の保育所の嘱託医を対象とした

「乳幼児保健検討委員会」を発足させ、毎年１回、日本医師会主催で医師を対象とした乳幼児保健の講習会を開催すると共に「保育所・幼稚園児の保健」と題する指導書を発刊している。

以下、日本医師会における、学校保健委員会活動について、昭和41年の第１次委員会から平成15年（2003）の第21次委員会に至る委員長名、任期、諮問事項等について記す。

日本医師会における学校保健関係委員会の答申等

委　員　会　名	委員長名	諮　問　事　項　等
学校保健専門（１次） （S41.10.１―43.３.31）	羽生田　進	
学校保健専門（２次） （S44.２.22―45.３.31）	鳥羽　和博	
学校保健専門（３次） （S45.８.10―47.３.31）	小栗　一好	①　学校保健のあり方 ②　学校保健向上のため日本医師会がなすべき事項についてS46.７月～３ケ年計画でモデル事業（鹿児島県串木野市医師会）
学校保健（４次） （S49.２.23―50.３.31）	小栗　一好	「医師のための学校保健の手びき」(日医雑誌第71巻第５号S49.３.１号)
学校保健（５次） （S50.４.11―51.３.31）	小栗　一好	「医師のための学校保健の手びき」（改訂）（日医雑誌第76巻第３号S51.８.１号）
学校保健（６次） （S51.４.７―52.３.31）	小栗　一好	
学校保健（７次） （S52.５.21―53.３.31）	小栗　一好	
学校保健（８次） （S53.５.19―54.３.31）	小栗　一好	
学校保健（９次） （S54.４.20―55.３.31）	小栗　一好	
学校保健（10次） （S55.５.16―57.３.31）	小栗　一好	「医師のための学校保健」（日本医師会編・第一法規）
学校保健（11次） （S57.11.１―59.３.31）	小栗　一好	永年、日本医師会長であった武見氏に代わって長野県医師会長の花岡氏が日医会長に就任した（昭57年４月）。学校保健担当は重田精一常任理事で、日本医師会が予算を割いてモデル事業（S58～61年度）「学校保健を中心とする地域保健組織活動」を実施した。都市部として大阪の南港ポートタウン、中都市として群馬県桐生市、農村部として秋田県岩城町が指定された。三地区において２年間、それぞれの特殊性をいかした地域組織活動を展開し、大きな成果を挙げた。その報告

		書は、これからの学校保健活動の実践に貴重な参考となっている。
学校保健（12次） （S59．6．1―61．3．31）	小栗　一好	①　学校保健委員会の実現可能な活動指針 ②　学校保健における医師会の役割（特に保健情報の活用） 羽田執行部の第一期であるが、ここで言う学校保健委員会は各学校ごとに行なわれる学校保健委員会を指すもので、その開催状況については未だに地域格差が大であった。地域における学校保健活動を活発化する為には、先ずこの学校保健委員会活動を充実発展させることが重要で、その方策について種々論議された。また、地域学校保健委員会についてもその必要性を説いており、東京都大森ブロックの地域学校保健委員会の活動事例が付記されている。
学校保健（13次） （S61．5．27―63．3．31）	小栗　一好	①　学校保健における健康診断、特に健康相談の在り方 ②　児童・生徒の健康教育における医師会の役割 ★モデル事業（S62～H元年度）「学校保健における健康教育・健康相談実践活動モデル事業」を3ケ所で開始（神戸市、徳島市、岐阜県瑞浪市） 健康診断については、時代の変化に対応した健診がなされるべきで、内科、眼科、耳鼻科、それぞれについて問題点を指摘している。 健康相談については少なくとも毎月1回は行なうべきで、身体のみならず、精神の健康も求められており、その意味で健康相談事業は教育相談事業ともいえる。 健康教育については、その重要性から医師会（学校医など）がリーダーシップをとるべきであることを主張し、三箇所のモデル事業を実施した。
学校保健（14次） （S63．6．7―H2．3．31）	和久井健三	①　学校保健における健康教育実践の指針 前期における健康教育、健康相談のモデル事業は昭和62年からの3ケ年計画で、神戸市、徳島市、瑞浪市において実施され、平成元年に終了しその報告書を得たが、これを参考にしつつ学校医が行なう健康教育の機会とその留意事項について論じ、特に保護者や地域を通して行なう健康教育について述べている。尚、各都道府県医師会における健康教育の参考文献が付されている。
学校保健（15次） （H2．6．5―4．3．31）	和久井健三	①　21世紀に向けての学校医のあり方 ②「医師のための学校保健」の改訂について ☆学校医活動に関するアンケート調査（学校医・市町村教育委員会）

		★モデル事業（Ｈ２～３年度）「学校医のあり方に関するモデル事業」を３ケ所で開始（宮城県・岡山県・奈良県） 　学校医のあり方におけるモデル事業を平成２年から宮城県、岡山県、奈良県で行なったが、それを参考にしながら、まず現行の学校医制度の問題点を洗い直し、今後の展望について論じている。さらに学校医の育成について医学教育の中での不備を指摘し、その補完のための施策について論じている。 　文部省の指導要領の改訂があり、それを踏まえながら「医師の為の学校保健」の改訂に取り組むことになった。「巻尾にモデル事業報告書」
学校保健（16次） （Ｈ４．６．２―６．３．31）	藤原　　弘	①　学校における健康管理の体系化について（特に就学前乳幼児の健康教育と健康管理） 　日本医師会の懸案であった保育所嘱託医の研修とその組織化について、ようやく平成４年度から日本医師会の行事として「乳幼児保健検討委員会」が立ち上がった。健康管理の体系化について、いじめ、突然死、給食、アレルギー性疾患、眼・耳鼻科の問題点などを指摘するとともに、障害のある児童生徒への対応にも言及し、地域と連携した幅広い学校医活動について論じている。
学校保健（17次） （Ｈ６．５．24―８．３．31）	髙石　昌弘	①　学校医活動の活性化の方策と学校医研修のあり方について ☆学校医活動に関するアンケート調査 　急激な社会情勢の変化により学校保健は益々、多くの職種による協力体制が必要とされてきた。中でも地域保健活動との連携という視点から学校医活動の活性化が急務とされ、これに関連して学校医研修の在り方が課題とされた。このような背景のもとに、学校医活動の活性化の方策を論ずると共に学校医研修の在り方につき総合的に討論を進めた。その結果、日本医師会認定学校医（仮称）制度についての検討を求める提言がなされた。
学校保健（18次） （Ｈ８．５．28―10．３．31）	髙石　昌弘	①　学校精神保健の具体的展開方法、それに対応する学校医のあり方 ☆こころの健康に関するアンケート調査 　不登校、いじめ、家庭内暴力、薬物乱用、性の逸脱行動など様々な問題が子ども達の現代的課題として平成９年の保健体育審議会答申に指摘され、その対応の急務が強調された。心の健康の課題が大きなうねりとして社会問題化してきたわけである。そこで、学校精神保健の具体的展開方法とそ

		れに対応する学校医研修の在り方が論じられ、「こころの健康に関するアンケート調査」結果に基づいて検討された内容が報告された。
学校保健（19次） （H10．6．2―12．3．31）	髙石　昌弘	①　新世紀における学校医のあり方について ☆学校保健活動に関するアンケート調査 　西暦2000年という節目に当たって諸事21世紀における在り方が論じられた。学校保健も例外ではない。そこで、「新世紀における学校医の在り方」につき諸情勢の変化を分析した上で学校医活動の原点と問題点を論じ、とりわけ心の健康の課題について学校医活動の活性化方策を検討した。その結果、学校医の資質向上が最重要課題と考えられ、学校医研修体系の確立に基づく認定学校医制度につき議論が拡大した。
学校保健（20次） （H12．6．13―14．3．31）	髙石　昌弘	①　学校医活動における健康教育のあり方と推進のための方策 ☆学校医アンケート調査 　学校における健康教育が益々重視されていく中で、学校医活動と健康教育の関わりが重要なことはいうまでもない。新しい学校医活動における「健康教育」につき総合的な議論を進め、アンケート調査結果に基づく実情を把握した上で、健康教育に視座をおいた学校医活動の見直しと学校医研修の将来展望につき意見を収約した。その結果、学校医研修の具体的内容と日本医師会認定学校医制度の具現化について提言を行った。
学校保健（21次） （H14．6．25―16．3．31）	村田　光範	①　学校医活動の実践とその展開方法について ★モデル事業（各科専門医の学校保健活動に関する実践研究事業）（対象：大阪府・厚木市・千葉市医師会） ★「学校医の手引き」出版（協和企画より）

☆調査報告　★関連事項

⑵　日本医師会の主催する「学校医講習会」

この講習会は昭和49年（1974）から東京の日本医師会館で発足した。学校医になってから５年以内の医師の教育を主目的としている。「学校保健会研修会」は昭和53年（1978）度から、財団法人日本学校保健会と共催で毎年実施しているもので、どちらかといえば、ベテラン学校医を対象としたものであり、専門的に程度の高い学校保健を研修し、我が国の学校保健のレベルアップを目的としたものであったが、年を経るに従って両者に出席する聴講医師は、同じ人が多くなる傾向が見られたので、昭和62年、学校医制度発足90周年に合わせ、両者を統合して日本医師会と日本学校保健会の共催の「学校保健講習会」として一本化して現在に至っている。なお、これは平成15年から元の名称である「学校医講習会」として日本医師会主催となった。

以下、昭和49年からの講習会の講演内容の一覧を掲げる。

昭和49年度（昭和49年8月9・10日）	〈講演〉	
	1．学校保健と教育	小栗一好
	2．学校における環境管理	水野宏
	3．学校における保健教育	植村肇
	4．学校保健運営上の課題	下田巧
	5．学校における健康管理	杉浦守邦
	6．学校保健と地域保健	山口勇郎
	〈パネルディスカッション〉	
昭和50年度（昭和50年8月20・21日）	〈講演〉	
	1．学校教育と保健	小栗一好
	2．学校における保健管理	杉浦守邦
	3．学校保健計画とその運営	村上賢三
	4．学校における保健教育	下田巧
	5．学校環境衛生	小林和夫
	6．学校保健と地域保健	山口勇郎
	〈パネルディスカッション〉	
	「健康診断、健康相談をめぐって」	中村泰三
		志村昭光
	「健康教育、学校保健委員会をめぐって」	村田謙三
昭和51年度（昭和51年8月11・12日）	〈講演〉	
	1．学校保健の意義と運営	小栗一好
	2．学校における疾病・傷害の管理・指導	杉浦守邦
	3．学校保健と組織活動	村上賢三
	4．学校医と学校環境保健	小林和夫
	5．学校医と保健教育	岡本麟太郎
	6．学校保健と地域保健	山口勇郎
	〈実践報告〉	
	①市単位における健康診断	森久保敏治
	②小学校における健康相談	中村泰三
	③小学校における学校保健委員会の活動	水内昌二
	④中学校における保健組織活動	丸茂昌子
	⑤県単位の学校保健委員会の活動	青山松次
昭和52年度（昭和52年8月20・21日）	〈講演〉	
	1．学校保健の意義と運営	小栗一好
	2．学校保健と組織活動	村上賢三
	3．学校健康診断	岡本麟太郎
	4．疾病管理・健康相談	杉浦守邦
	5．学校健康教育	下田巧
	6．学校医と学校環境保健	小林和夫
	7．学校保健と地域保健	山口勇郎

	〈実践報告〉	
	①埼玉県蕨市の小・中学校健康診断の実際	中村泰三
	②日野市の循環器管理	森久保敏治
	③我が地域における疾病管理	松本兼文
	④木田郡医師会の学校保健組織活動	小西久士
	⑤医師会活動としての学校保健教育	山鳥賢一
	⑥心臓集団検診のあり方と今後の課題	高木庸一
昭和53年度（昭和53年7月29・30日）	〈講演〉	
	1．学校保健の意義と運営	小栗一好
	2．学校保健と組織活動	村上賢三
	3．学校健康診断	岡本麟太郎
	4．疾病管理・健康相談	杉浦守邦
	5．学校健康教育	下田巧
	6．学校医と学校環境保健	小林和夫
	7．学校保健と地域保健	山口勇郎
	〈実践報告〉	
	①学校保健よりみたコレラ防疫対策について	中村淳一
	②広島市学校医会の保健活動の実践	迫井忠
	③八戸市における学校保健教育活動	村井勢
	④学校保健委員会活動の問題点	鈴来久生
昭和54年度（昭和54年7月28・29日）	〈講演〉	
	1．学校保健の意義と運営	小栗一好
	2．学校保健と組織活動	村上賢三
	3．学校健康診断	岡本麟太郎
	4．異常児の発生とその対策	長畑正道
	5．疾病管理	杉浦守邦
	6．学校健康教育	下田巧
	7．学校環境保健	小林和夫
	8．学校保健と地域保健	山口勇郎
昭和55年度（昭和55年8月23・24日）	〈講演〉	
	1．学校保健の意義と運営	小栗一好
	2．学校保健と組織活動	村上賢三
	3．疾病の管理	杉浦守邦
	4．学校健康診断	岡本麟太郎
	5．学校健康教育	下田巧
	6．学校環境保健	小林和夫
	7．学校保健と地域保健	山口勇郎
	8．幼児の行動発達と精神発達	肥田野直
昭和56年度（昭和56年10月17・18日）	〈講演〉	
	1．学校保健の意義と運営	小栗一好
	2．学校保健と組織活動	村上賢三
	3．疾病の管理	杉浦守邦
	4．心身障害児の就学問題	上出弘之
	5．学校健康診断	高石昌弘

	6．学校健康教育　下田　巧 7．学校環境保健　小林和夫 8．学校保健と地域保健　山口勇郎
昭和57年度	開催されず
昭和58年度（昭和58年8月20・21日）	〈講演〉 1．学校保健の構造　小栗一好 2．学校保健と地域医療　矢野亨 3．学校保健の動向　古村澄一 4．学校保健教育　藤井真美 5．学校保健の組織と運営　下田巧 6．児童生徒の健康状態と学校における保健管理　髙石昌弘 〈実践報告〉 飯島嘉之　黒田健雄　松岡克己
昭和59年度（昭和59年8月18・19日）	〈講演〉 1．学校保健の動向と課題　文部省体育局長 2．児童生徒の健康問題と学校保健の課題　小倉学 3．学校保健教育　国崎弘 4．学校保健計画の立案とその運営　下田巧 5．学校における健康相談（ヘルスカウンセリング）　飯田澄美子 〈実践報告〉 A「地域医師会における学校医の研修活動―今、学校医に求められている保健医療技術とは何か―」 ①青森県医師会における学校医研修　千葉昌司 ②地域での取り組みについて　高島雅行 B①精神的な問題をもっている児童生徒の診断、相談、指導の事例　武貞昌志 ②慢性疾患をもっている児童生徒の診断、相談、指導の事例　石井敏和 ③学校保健の組織活動（学校保健委員会等）における参加、活動等の事例　青木宣昭
昭和60年度（昭和60年9月7・8日）	〈講演〉 1．学校保健の現状と課題　文部省体育局長 2．学校保健の構造と運営　髙石昌弘 3．学校医として考えるべき運動選手の健康管理と指導　黒田善雄 4．児童生徒のアレルギー　黒梅恭芳 5．学校医の行う保健指導　江口篤壽 〈シンポジウム〉 「最近の学校医の執務の特徴とその推進」 ①各郡市区医師会単位の学校医グループ活動　田島博 ②中学校内科校医の立場から　福田潤

	③福岡県における学校保健の現状と問題点　樋口隆三 〈実践報告〉 ①心身の健康調査表をもとにした高校における学校保健活動　黒田正宏 ②学校医、小・中学校教職員の実態調査より今後の性教育を考える 田所文夫 ③前橋市における学校保健計画のなかでの学校医の実践活動　高野介佐
昭和61年度（昭和61年10月4・5日）	〈講演〉 1．学校医の今日的役割について　文部省大臣官房審議官 2．現代社会と子どもの心　深谷昌志 3．児童生徒のおける精神保健の諸問題　稲村博 4．児童生徒のこころの発達に関する問題　詫摩武俊 〈シンポジウム〉 「学校における健康教育の改善を求めて」　江口篤壽 柳下昭夫 本吉鼎三 〈実践報告〉 1．私の児童生徒に対する健康相談 ①私の児童生徒に対する健康相談　藤木良平 ②東京都における健康相談の状況　青木宣昭 ③愛憎戦争、登校拒否を克服した2例　酒井晃 2．医師会の学校に対する健康教育 ①特に学校保健委員会を中心として　箕輪真一 ②名古屋市学校医（眼科）会の学校保健関係職員に対する組織的健康教育について　長屋幸郎 ③医師会の学校保健への対応　山口勇郎
昭和62年度（昭和62年9月18・19日）	〈講演〉 1．学校保健行政の今日的課題　文部省体育局長 【学校保健におけるスポーツ医学】 A．総論 1．学校スポーツ概論　黒田善雄 2．児童・生徒の運動機能の発達　宮下充正 B．各論 1．栄養と学校スポーツ　小林修平 2．内科系疾患と学校スポーツ　大国眞彦 3．外科系疾患と学校スポーツ　中嶋寛之 〈シンポジウム〉 「学校におけるスポーツ指導の問題点」 ①保健体育教諭の立場から　平島満 ②養護教諭の立場から　鎌田尚子 ③学校医の立場から　鈴木勝彦

昭和63年度（昭和63年10月26・27日）	④学校医の立場から	徳島　馨
	⑤指定発言	本吉鼎三
	〈講演〉	
	1．学校健康教育行政の今日的課題	文部省大臣官房審議官
	2．思春期における健康教育	江口篤壽
	3．小児科からみた思春期保健	村田光範
	4．産婦人科からみた思春期保健	松本清一
	5．泌尿器科からみた思春期保健	白井将文
	6．思春期の薬物乱用	田所作太郎
	〈シンポジウム〉	
	「現場における思春期保健の問題点」	
	①整形外科の立場から―スポーツとこころの歪み―	武藤芳照
	②青春期内科の立場から（心療内科）―環境とこころの歪み―	森　崇
	③思春期外来の経験を通して	北村邦夫
	〈対談〉	
	「日本医師会と日本学校保健会」	和久井健三 矢野　亨
平成元年度（平成元年10月27・28日）	〈講演〉	
	1．学校健康教育行政の今日的課題	文部省体育局長
	2．学校保健法運用における諸問題	文部省学校健康教育課専門官
	3．児童・生徒の貧血の現状と対策	赤塚順一
	4．成人病の若年化について	保崎純郎
	〈シンポジウム〉	
	「学校保健とアレルギー」	
	①小児科	飯倉洋治
	②眼科	小暮文雄
	③耳鼻咽喉科	石川　哮
	④皮膚科	山本一哉
	〈実践報告〉	
	「地域医療と学校保健」	
	①内科・小児科	師　研也
	②精神科	遠藤俊一
	③眼科	江口甲一郎
	④耳鼻咽喉科	黒沢　史
	⑤整形外科	高瀬佳久
平成2年度（平成2年10月26・27日）	〈講演〉	
	1．学校健康教育行政の課題	文部省体育局長
	2．健康診断の意義	久道　茂
	3．学校における健康診断の現状と課題	船川幡夫
	4．最近の学校における感染症	平山宗宏

	5．Fatigue SyndromeとEBウイルス感染症について	河　敬世
	〈シンポジウム〉	
	「学校における健康診断の課題」	
	①内科領域	福田　潤
	②眼科領域	長屋幸郎
	③耳鼻咽喉科領域	荒木元秋
	④健診体制について	青木宣昭
	〈実践報告〉	
	「学校における健康教育の現状と課題」	
	①成人病予防	桑原正彦
	②禁煙教育	山口吉彦
	③性教育	柿木成也
	④心の問題（登校拒否等）	植嶋享介
平成3年度（平成4年1月24・25日）	〈講演〉	
	1．学校健康教育行政の今日的課題	文部省体育局長
	2．健康教育の問題点	宮坂忠夫
	3．生活リズム	出口武夫
	4．子供の権利と医師	畔柳達雄
	5．こころの健康問題―学習障害―	岡　鍈次
	〈シンポジウム〉	
	「児童・生徒の健康障害―今日的課題―」	
	①整形外科領域―膝蓋骨亜脱臼	井上雅裕
	②耳鼻咽喉科領域―滲出性中耳炎	古賀慶次郎
	③眼科領域―小児の心因性視力障害	小口芳久
	〈実践報告〉	
	「医師会活動としての学校における健康教育の現状と課題」	
	①北海道・東北	後藤三雄
	②関東甲信越・中部	天野隆三
	③近畿	島津健三
	④中国・四国	尾木文之助
	⑤九州	桑原　奥
平成4年度（平成5年2月19・20日）	〈講演〉	
	1．学校健康教育行政の今日的課題	文部省体育局長
	2．これからの学校健診のあり方	平山宗宏
	3．耳鼻咽喉科疾患―特に動揺病について―	松永　喬
	4．エイズ―概要	塩川優一
	5．エイズ―性教育	田能村祐麒
	6．B型及びC型肝炎	西岡久寿弥
	7．小児の成長障害	清野佳紀
	8．児童虐待の理解と対応	小林美智子

	〈シンポジウム〉 「地域保健活動と学校保健」 ①小児成人病 ②結核健診 ③学校保健と乳幼児保健との連係	 大国眞彦 森亨 内藤昭三
平成5年度（平成6年2月18・19日）	〈講演〉 1．学校健康教育行政の今日的課題 2．ヘルスプロモーションと学校保健 3．若年性一側上肢筋萎縮症（平山病） 4．最近の衛生害虫について 5．睡眠時無呼吸症候群 6．熊本県における学校保健活動 —特に児童生徒の心と体の健康づくり事業推進委員会の活動について— 7．定期健診診断における370視力測定とその評価 〈シンポジウム〉 「学校保健は今、何をすべきか」 ①学校保健法の問題点 ②小児心身症への対応 ③学校保健は何処へ ④学校給食	 文部省大臣官房審議官 髙石昌弘 平山惠造 高田季久 高橋宏明 東家暁 小島靖郎 船川幡夫 鯨岡峻 浅野尚 中村丁次
平成6年度（平成7年1月21日）	〈講演〉 1．学校健康教育行政の今日的課題 2．児童生徒の心の問題 3．日本学校保健会について 〈対談〉 「子どもの保健と家族」 ①乳幼児保健の立場から ②学校保健の立場から 〈シンポジウム〉 「これからの学校医」 ①健康診断と健康相談 ②心のとらえ方 ③今、学校医に求められるもの ④討議	 小林敬治 真仁田昭 矢野亨 巷野悟郎 内藤昭三 神邉邦繁 南部春生 岡本健次
平成7年度（平成8年1月20日）	〈講演〉 1．学校健康教育行政の今日的課題 2．災害時における心と安全の問題について 〈シンポジウム〉 「阪神・淡路大震災を振返って—学校保健の視点から—」 ①行政の立場から	 小林敬治 山崎晃資 大西剛

	②学校医の立場から　釜谷経生 ③養護教諭の立場から　明瀬好子 ④学校医の立場から　島田照三 ⑤質疑応答―学校医活動に関するアンケート調査報告―　青木宣昭
平成8年度（平成9年1月18日）	〈講演〉 1．学校健康教育の今日的課題（O-157を含む）　板橋一太 2．新たな感染症とその対策　木村三生夫 3．世界の子どもは、今―スクールメンタルヘルスの今後―　山崎晃資 〈シンポジウム〉 「今求められる学校医の役割」 ①腸管出血性大腸菌O-157感染症の集団発生を経験して　竹中恒夫 ②子ども社会の変容といじめの意味 ―自殺・不登校・学校、学習不適応など現代教育の危機とかかわって― 土屋守 ③心の健康、精神科校医の立場から　猪股丈二 ④討議
平成9年度（平成10年1月24日）	〈講演〉 1．今後の教育のあり方　石川忠雄 〈シンポジウム〉 「学校医に期待する」 ①学校長の立場から　佐野金吾 ②保健主事の立場から　壺井忠雄 ③養護教諭の立場から　中村道子 ④学校医の立場から　福田潤 ⑤討議
平成10年度（平成11年1月23日）	〈講演〉 1．最近の学校健康教育行政の課題について　佐々木順司 2．内分泌攪乱化学物質（いわゆる環境ホルモン）の諸問題　鈴木継美 3．学校における感染症対策の動向　平山宗宏 〈シンポジウム〉 「学校医は〝こころ〟の問題にどう関わるべきか」 ①学校長の立場から　福山勇 ②養護教諭の立場から　中村泰子 ③学校医の立場から　島田照三 ④質疑応答
平成11年度（平成12年1月29日）	〈講演〉 1．最近の学校健康教育行政の課題について　文部省体育局学校健康教育課長 2．学校精神保健システム―特にバックアップ体制について―　山崎晃資 3．子どもの生活習慣に関する諸問題　村田光範 〈シンポジウム〉 「日本医師会認定学校医制度を考える」

	①アンケート調査結果報告　青木宣昭 ②都道府県医師会から見た日本医師会認定学校医制度について —賛成の立場から—　桑原正彦 佐藤健次郎 —慎重派としての意見—　富田純正 葛尾信弘 ③討議
平成12年度（平成13年2月17日）	〈講演〉 1．最近の学校健康教育行政の課題について 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長 2．生物時計と睡眠覚醒リズム　本間研一 3．学校におけるこれからの健康教育　衞藤隆 〈シンポジウム〉 「喫煙防止教育と学校医の役割—だめ！タバコ・ストップ—」 ①青少年の喫煙防止教育　川畑徹朗 ②児童生徒の喫煙行動と意識調査並びに喫煙対策　大橋勝英 ③喫煙防止教育の実際と学校医の役割—広島県医師会の活動を中心に— 新田康郎 ④質疑応答
平成13年度（平成14年2月16日）	〈講演〉 1．最近の学校健康教育行政の課題について 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長 2．児童生徒の虐待防止　花田雅憲（近大医学部精神神経科教授） 3．学校保健におけるPTSDの理解のために 金吉晴（国立精神・神経センター室長） 〈シンポジウム〉 「学校医の健康教育推進を考える」 ①学校医の活動と健康教育とのかかわり—学校医を対象とした調査結果から 衞藤隆（東大大学院教授） ②東京都医師会における精神保健活動を中心として 内藤裕郎（東京都医師会理事） ③学校におけるスポーツ健康教育の実践 福田潤（京都府医師会学校医部会幹事） ④質疑応答
平成14年度（平成15年2月15日）	〈講演〉 1．最近の学校健康教育行政の課題について 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長 2．学校における結核対策について 増山英則（結核予防会第一健康相談所長） 3．子どもとコンピューター—特に子どものこころとからだへの影響について— 村田光範（和洋女子大学教授）

	〈シンポジウム〉 「学校保健にかかわる専門相談医のあり方」 ①産婦人科の立場から　新　家　　薫（日本産婦人科医会副会長） ②精神科医の立場から　山　崎　晃　資（東海大学医学部教授） ③整形外科医の立場から　富　永　　孝（神奈川県医師会理事） ④皮膚科医の立場から　五十嵐　俊　弥（日本臨床皮膚科医学会） ※平成14年度から「学校医講習会」と名称変更
平成15年度（平成16年2月14日）	〈講演〉 1．最近の学校健康教育行政の課題について 文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課課長 2．子どもの体力　小　林　寛　道（東京大学大学院総合文化研究科教授） 3．今後の特別支援教育　小　枝　達　也（鳥取大学教育地域科学部教授） 〈シンポジウム〉 「特別支援教育に対する学校医のかかわり」 ①病弱児へのかかわり―内科・小児科　沖　　潤　一（旭川厚生病院副院長） ②視覚障害児へのかかわり―眼科 高　橋　　広（柳川リハビリテーション病院眼科・視覚リハビリテーション科部長） ③聴覚障害児へのかかわり―耳鼻咽喉科 浅　野　　尚（日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員） ④知的障害・情緒障害児へのかかわり―精神科 本　城　秀　次（名古屋大学発達心理精神科学教育研究センター長） ⑤肢体不自由児へのかかわり―整形外科 黒　坂　ふみよ（黒坂医院院長・元横浜市身体障害者福祉センター通園指導室長） ⑥特殊教育から特別支援教育への転換を図る―LD・ADHD・高機能自閉症への対応―　柘　植　雅　義（文部科学省特別支援教育調査官） ⑦討議

平成15年度学校医講習会

(3)　日本医師会が日本学校保健会と共催で行った「学校保健研修会」

この研修会は８年間継続したが、昭和61年（1986）から「学校保健講習会」に統合一本化され、さらに平成14年（2002）度から「学校医講習会」と名称を変更した。

・昭和53年（1978）度：近年における児童生徒の発達
精神的発達（講師　牧田清志）、身体的発達（講師　髙石昌弘）、シンポジウム（児童生徒の保健動態の変化）
・昭和54年度：発育における母子相互作用（講師　小林登）、小児の異常行動と現代社会（講師　長畑正道）、相互討議（学校保健における精神衛生対策）
・昭和55年度：幼児期の精神発達（講師　小嶋謙四郎・武貞昌志・肥田野直）
・昭和56年度：健康の実態（講師　平山宗宏・小野三嗣）、健康教育（講師　寺脇保・井坂行男）
・昭和57年度：児童生徒の身体発達の特徴（講師　市橋保雄・間宮武）、児童生徒の生活行動と環境（講師　栗原徹郎）
・昭和58年度：思春期の心身発達（講師　逸見武光・江幡玲子）
・昭和59年度：発達障害児の保健管理と指導（講師　前川喜平・山口薫）
・昭和60年度：児童生徒の生活リズム（講師　出口武夫）、学校検尿の事後措置と生活管理（講師　岡田敏夫）

⑷　日本医師会主催の全国学校保健・学校医大会について

昭和45年（1970）の秋田市において、第20回全国学校保健研究大会の職域部会として、「第一回全国学校保健・学校医大会」が開催された。日本医師会が学校保健に力強い歩みを始めた第一歩と言える。以来、平成15年（2003）度の第34回青森大会まで35回を数えている。

ここに第一回大会から現在までの開催年月日、開催場所、開催に伴うメインテーマ及び特別講演の演題について示す。

尚、大会の席上、所属ブロックの学校医、養護教諭、学校栄養士、各県１名宛の人達に永年の活動に対して、日本医師会長から表彰状を授与されている。

全国学校保健・学校医大会開催地等一覧

回数	期　日	場　所	メインテーマ	特別講演・演題・講師
1	S45.10.28	秋田市	—	—
2	S46.11.12	岡山市	—	—
3	S47.9.1	札幌市	—	—
4	S48.9.28	富山市	—	—
5	S49.11.8	宮崎市	—	—
6	S50.11.7	浦和市	—	—
7	S51.11.12	高知市	—	—
8	S52.11.11	神戸市	—	学校における精神衛生について　神戸大学医学部教授　黒丸正四郎
9	S53.9.22	花巻市	—	老齢化社会と学校保健　日本医師会長　武見太郎 障害児をとりまく諸問題　東京学芸大学教授　大和田健次郎

10	S54.10.19	名古屋市	—	学校精神衛生の問題点　東海大学医学部教授　牧田清志
11	S55.11.7	山口市	—	明治維新と防長の医家　日本医史学会評議会　田中助一
12	S56.11.5	横浜市	—	これからの児童生徒　日本医師会長　武見太郎
13	S57.10.28	山形市	—	小児の行動異常をめぐって　筑波大学心身障害学系教授　長畑正道
14	S58.10.27	京都市	—	心と大脳の動き　神戸市立中央市民病院長・前京都大学総長　岡本道雄
15	S59.10.31	新宿区	—	現代日本の進路を考える　評論家　草柳大蔵
16	S60.11.7	長崎市	これからの児童、生徒21世紀の担い手の健康を考える	21世紀をめざす教育を考える　国立小児病院小児医療研究センター長・前東京大学医学部教授　小林　登
17	S61.10.23	宇都宮市	次代を担う人間性豊な児童・生徒の健康を考える	今日の女性たち　参議院議員　森山真弓 思春期保健　自治医科大学付属看護学校長　松本清一
18	S62.11.14	大阪市	これからの学校保健のあり方	こどもと大人の間　手塚治虫
19	S63.11.12	長野市	心と身体の健全な発育のために	歴史と人間―佐久間象山の一側面―　作家　井手孫六
20	H1.11.18	水戸市	児童生徒の心身ともに健康な生活習慣の育成をめざして	水戸光圀の虚像と実像　茨城大学名誉教授　瀬谷義彦
21	H2.11.17	那覇市	明日を拓く児童生徒の心とからだ	心の健康　作家　なだいなだ
22	H3.11.9	奈良市	いま、学校医は	正倉院の宝物　奈良国立博物館工芸室長　阪田宗彦
23	H4.11.7	甲府市	心ゆたかで、すこやかな児童・生徒の育成を目指して	日本語の魅力　文学博士　金田一春彦
24	H5.11.13	大分市	児童生徒の健全な育成についての今日的課題	「保健」ということ　元京都大学・元東京大学教授　福永光司
25	H6.11.12	和歌山市	明日の子ども達の健康をめざして	縛られた巨人―南方熊楠の生涯―　作家　神坂次郎
26	H7.11.18	徳島市	いま、学校医に求められている課題は	第九の里ドイツ村　阿波の歴史を小説にする会会長　林啓介

27	H８.11.16	佐 賀 市	希望に満ちた心身ともに明るいこどもの育成	子どもの不安・子どもの悲しみ　九州大学教授　村田豊久 吉野ヶ里遺跡と邪馬台国　佐賀県教育委員会文化財課課長　高島忠平
28	H９.11.27	鳥 取 市	21世紀へ向けての学校医のあり方	童謡・唱歌のふるさと鳥取とっとり童話唱歌の会会長　鈴木恵一
29	H10.11. 7	仙 台 市	学校保健の新たな船出	伊達政宗と慶長遣欧使節　仙台市歴史文化事業団理事長・前仙台市収入役　東海林恒英
30	H11.11.20	岐 阜 市	21世紀の学校保健を考える	江馬蘭斎と細香　女性史研究家・作家　門　玲子
31	H12.11.11	福 岡 市	健全なからだとこころを持つ児童生徒の育成のために	養生訓余話　鳥取大学医学部教授・12代直系　貝原信明
32	H13.11.10	千 葉 市	21世紀の学校保健	佐藤泰然とその活躍　順天堂大学客員教授　酒井シズ
33	H14.11. 9	福 井 市	みつめよう子供達の未来	愛　六本山永平寺道元禅師七百五十回大遠忌局長　山田康夫
34	H15.11. 8	青 森 市	たくましく生きるこどもたちの育成をめざして	縄文文化の扉を開く　文化庁文化財部記念物課調査官　岡田康博

第26回全国学校保健・学校医大会

⑸　学校医制度創設周年行事

１）90周年式典

「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」という素晴らしい勅令が発布されたのが明治31年（1898）。この勅令は我が国の、その後の学校保健の発展に大きな影響を与えた。明治の為政者が我が

国の将来の発展には、次代を背負う児童生徒の保健にありと、着目した意義は大きい。

昭和63年（1988）は、この学校医制度ができて、丁度90周年になるのを記念して、羽田春兔日本医師会長は文部大臣塩川正十郎氏を御招きして、日本医師会館において祝賀会を開催した。このとき、長年学校医として功績のあった、159名の先生方が、栄えある文部大臣賞を受賞された。

２）95周年式典

学校医が文部大臣賞を受ける機会は、年に一回全国学校保健研究大会のおり、約50名前後の学校医が受賞される。このとき、学校歯科医、学校薬剤師の方も受賞されるが、学校医には、内科、眼科、耳鼻咽喉科があり、他科よりも、学校医は圧倒的に多い。従って文部大臣賞受賞適任者も多い事になる。そのような受賞候補者に出来るだけ受賞していただく為に、文部省にお願いして、この95周年式典を開催した。

日本医師会長　村瀬敏郎、文部大臣　鳩山邦夫、特別講演　NHK解説委員　行天良雄

受賞学校医、200名

ウ）100周年式典

平成10年（1998）１月24日、日本医師会館において、坪井栄孝日本医師会長は、町村信孝文部大臣を御招きして、記念式典を挙行した。栄えある文部大臣賞受賞者は、197名である。

（矢野　亨・雪下國雄）

第２章　日本眼科医会における学校医活動の沿革と課題

第１節　明治期

明治７年「医制」76条の制定公布により、日本の医療制度の根幹が定まったが、このうち医学教育の部分のみを文部省に残し、医事、衛生は明治８年（1875）に内務省衛生局に移された。衛生、特に公衆衛生上の大事件は、明治10年の西南戦争後のコレラの大流行で、これが衛生思想の普及や諸制度の整備を促すこととなった。

もう１つの明治政府の大事業は教育制度の確立であり、明治４年（1871）の文部省創立や５年の「学制」制定公布などに始まり、徐々に学校教育の諸制度が整備された。学校教育の普及と共に、学校保健が公衆衛生上の重要問題となり、明治20年代に関連する諸法律、規則が整備されていった。

ここでは明治時代の学校保健上の眼科に関連する問題を列挙し、解説する。

⑴　近視

民間で設立された大日本私立衛生会は民間の衛生思想の普及、上水道の整備、伝染病対策に関わったが、学校衛生（保健）にも関心を示し、明治17年の総会で「学校病」として６つの疾患を上げ、注意を喚起した。すなわち１．近視眼、２．クル病、３．衰弱、４．頭痛、貧血、５．精神病、６．伝染病であった。

明治20年代後半から30年代にかけて学校衛生施策が次第に充実し、多くの省令や訓令が発表された。明治33年の「学生生徒身体検査規程」に初めて公的に視力、眼疾が明記され、眼科が学校衛生の場に登場する。

眼屈折異常の最初の統計は、明治18年（1885）東京大学初代眼科教授梅錦之丞によるもので、大日本教育会で発表された。東京師範学校生徒319名のうち男子38.7%、女子9.6%が近視で、附属小学校児童の近視は男子４%、女子５%であった。

明治26年（1893）には大阪の私立衛生会が大阪医学校教授今井眞吉に依頼し、同じく大阪の開業医岩崎義人、司馬市太郎の協力を得て調査を行い、小学校における近視の頻度を調べた（表１）。

表１

明治26年２月、大阪市立衛生会の要請によって行われた大阪市内の小学校生徒視力調査

調査委員は今井眞吉（大阪№９）、岩崎義人（№６）、司馬市太郎（№２）ら６人であった。『日眼』１、明治30年より転載。

尋常学年	人　員	平均年齢	近視	遠視	平　視	100人ニ対スル%数	平　視　100ニ対シ比較
１学年	男　132	７年９ケ月	20	2	110	近　15.15 遠　1.52	18.18 1.82
	女　151	７年８ケ月	19	6	126	近　12.58 遠　3.97	15.08 4.76

2 学 年	男 257 女 233	8年9ケ月 8年10ケ月	35 28	23 11	199 194	近 13.62 遠 8.95 近 12.02 遠 4.72	17.59 11.56 14.43 5.67
3 学 年	男 295 女 306	9年8ケ月 9年11ケ月	47 65	32 40	216 201	近 15.93 遠 10.85 近 21.24 遠 13.07	21.29 14.81 32.33 19.90
4 学 年	男 356 女 225	10年9ケ月 10年8ケ月	64 44	35 26	257 155	近 17.98 遠 9.83 近 19.58 遠 11.56	24.90 13.62 28.39 16.77
合 計	男 1,040 女 915	9年3ケ月 9年3ケ月	166 156	92 83	782 676	近 15.96 遠 8.85 近 17.05 遠 9.07	21.23 11.76 23.08 12.28
高等学年							
1 学 年	男 175 女 108	12年11ケ月 12年9ケ月	35 14	12 4	128 90	近 20.00 遠 6.86 近 12.96 遠 3.70	27.34 9.38 15.56 4.44
2 学 年	男 225 女 69	13年2ケ月 13年1ケ月	35 6	30 16	160 47	近 15.56 遠 13.33 近 8.70 遠 23.19	21.88 18.75 12.77 34.04
3 学 年	男 150 女 66	14年 13年9ケ月	39 17	17 8	94 41	近 26.00 遠 11.33 近 25.76 遠 12.12	41.49 18.09 41.46 19.51
4 学 年	男 99 女 20	15年1ケ月 14年11ケ月	35 4	7 2	57 14	近 35.36 遠 7.07 近 20.00 遠 10.00	61.40 12.28 28.57 14.29
合 計	男 649 女 263	13年10ケ月 13年8ケ月	144 41	66 30	439 192	近 22.19 遠 10.17 近 15.59 遠 11.41	32.80 15.03 21.35 15.63
総 計	男 1,689 女 1,178		310 197	158 113	1,221 868	近 18.35 遠 9.35 近 16.72 遠 9.59	25.35 12.94 22.83 12.79

尚ホ詳細ナル各区別表アルモ略ス但シ各区ヲ対比スレバ高等校ニテ遠近視最モ多キハ東区ニシテ尋常校ニテハ西区ニ最モ多シトス

その後、明治35年（1902）には文部省直轄の大学専門学校28校の生徒10,917人の調査で、近視の率が34%と高率であり、高等教育を受けるにつれ近視の頻度も増加することが判明し、その予防法と共に学校衛生上の重大問題となっていった。

(2) トラホーム

トラホームは明治、大正、昭和、３代に亘る眼科最大の感染症であり、眼科医が組織を挙げて予防対策を行ってきたものであるが、この疾患を根絶するには第二次世界大戦後まで待たねばならなかった。

初期トラホーム統計によると、明治15年（1882）の東京八王子の竹内仙祐は全患者の40%がトラホームであったとし、井上眼科病院におけるトラホームの新患における割合は明治16年（1883）8.9%、明治30年（1897）20%、明治34年（1901）28.5%と年々増加している。大阪私立衛生会の調査（明治27年）によると、市内の小学校生徒のトラホームの率は1,896人中22%であった。いずれの統計でも本疾患の高い頻度が示されている。

学校衛生でトラホームが注目された最初は明治31年（1898）９月28日に出版された文部省の「学校伝染病予防および消毒方法」で第３類の伝染性眼炎の中に記載されたのが初めである。その後トラホームの予防に関する訓示や啓発、さらには明治40年代には命令の形で地方の行政が乗り出すようになる。トラホームに関する多くの眼科医による啓発活動が行われた。

第２節　大正、昭和（戦前）期

トラホームと近視は大正、昭和に入っても学校保健の２大テーマであった。ここではこの２つの問題の概要を述べ、併せてこの時代に学校医制度がどのように進歩したかを、眼科医会の活動を併せ解説する。

(1)　トラホーム

明治31年（1898）に定められた「学校伝染病予防及消毒方法」が大正８年（1919）に改正され、「学校伝染病予防規程」となり、大正13年（1924）にはこの規程の一部がさらに改正された。これら改正の目的はトラホーム予防の方法をより具体的にすることにあった。大正８年にはトラホーム予防法が公布され、市町村は地方長官の指示に従い、トラホーム予防ならびに治療施策を行うこととなった。官公立学校長は学校内での感染の媒介となる事項を制限または禁止した。

このような施策が奏効していることがこの時期における全国生徒児童トラホーム罹患率の低下にも表れている（表２）。

表２　全国生徒児童トラホーム罹患率の推移

年	小学校		高等女学校	中学校	実業学校	師範学校	
	男子	女子				男子	女子
大正２	17.21	18.70	10.12	9.42	10.36	7.47	6.09
3	17.07	18.66	9.98	8.90	10.03	5.95	5.78
4	16.06	17.77	9.16	7.68	9.30	6.03	5.36
5	15.86	18.32	7.41	7.22	7.89	5.61	5.23
6	15.88	17.39	7.24	6.55	7.68	5.38	5.24
7	15.56	17.39	7.81	7.09	6.81	4.97	4.57
8	14.85	16.69	7.39	6.91	7.86	5.15	4.57
9	14.22	15.94	7.20	6.42	6.88	4.60	3.80
11	14.51	15.90	7.77	7.19	7.81	5.50	4.94
12	14.94	16.48	7.10	6.22	7.78	5.83	5.19
13	14.48	14.85	6.14	6.18	6.66	5.51	5.01
14	13.76	14.93	6.20	6.78	7.07	5.58	4.58
15	13.27	14.99	6.17	5.64	6.86	5.01	5.32

昭和 2	13.00	14.54	5.75	5.28	6.62	4.73	5.15
3	12.80	14.18	5.20	4.80	6.39	4.20	3.72
4	12.15	13.54	4.76	4.72	5.82	4.64	2.80
5	12.20	13.66	4.53	4.64	5.65	4.40	3.32
6	11.66	12.90	4.43	4.37	5.56	3.25	2.56
7	11.36	12.55	4.24	4.26	5.18	3.09	2.90
8	11.01	12.26	4.08	4.12	4.54	2.38	1.86
9	10.35	11.36	3.84	3.85	4.64	1.95	1.82
10	9.79	10.85	3.85	4.08	4.40	1.96	1.88
11	9.89	11.21	3.52	3.61	4.19	1.46	2.13
12	8.95	10.85	3.34	3.41	3.07	2.73	1.33
13	9.12	10.31	3.30	3.13	4.13	2.03	1.29
14	8.82	10.26	3.28	3.05	3.74	2.09	1.67

(2) 近視予防

明治の項で述べたように学校近視の問題は大正に入っても続いた。明治45年（1912)、身体検査の統計方法が改正され、それまで左右眼別であったものが、各人別となった。大正８年（1919）には近視予防に関し、採光など環境の問題、検査の方法、眼鏡の合わせ方、遺伝やその他の近視に関する一般情報を内容とした訓示が行われた。大正９年（1920）には学校の身体検査規則が改正され、それまで視力検査を行わなかった小学校でも５、６年生に視力検査を実施することとなった。昭和12年（1937）の改正により、さらに小学校３年以上の視力検査が行われることとなり、屈折レンズを装用した検査も行われることとなった。

さらに富国強兵等など国防上の理由からも近視問題は関心をもたれ、昭和12年（1937）には文部省から文部省５カ年計画が発表され、昭和14年（1939）の厚生、文部両次官による近視予防に関する普及、環境の整備のための通達が行われ、近視予防策はさらに強化された。

しかしこの間の全国生徒児童の罹患の推移をみると、頻度が高いことと、対策の効果が十分でないことがわかる（表３)。

表３　全国生徒児童近視罹患率の推移

年	小学校		高等女学校	中学校	実業学校	師範学校	
	男子	女子				男子	女子
大正 2			10.40	15.99	16.13	20.20	11.80
3			11.00	17.51	16.68	20.05	12.24
4			11.96	18.95	17.92	24.51	13.20
5			12.96	19.49	19.57	25.25	14.80
6			14.59	20.61	20.08	26.27	16.31
7			14.86	21.94	21.44	26.06	16.44
8			16.59	22.47	22.59	27.38	18.55
9			16.63	21.75	21.72	26.65	19.23
11	12.93	15.27	24.04	27.68	24.52	36.32	28.65
12	13.57	16.01	28.39	31.49	31.23	34.05	33.33
13	13.94	16.43	29.26	32.26	33.40	35.43	33.12

14	13.59	16.37	30.14	32.73	33.39	35.21	32.26
15	14.48	17.38	31.07	33.80	33.84	37.18	31.68
昭和２	15.22	18.99	32.03	35.07	35.34	38.60	37.01
3	15.79	19.41	37.78	34.37	33.95	40.90	38.96
4	16.08	19.49	33.39	35.24	34.34	44.07	40.54
5	16.24	19.69	34.07	36.33	34.28	43.65	40.25
6	16.90	20.27	34.66	36.65	33.67	42.80	39.67
7	16.71	20.23	34.56	36.35	34.20	42.20	40.03
8	16.85	21.00	34.96	36.24	34.07	43.71	39.54
9	18.24	21.73	35.39	36.62	34.57	43.45	39.26
10	18.02	21.92	36.40	36.36	34.17	42.45	40.20
11	17.92	22.28	34.00	37.51	35.12	41.11	40.68
12	11.84	19.65	30.23	30.86	26.71	35.87	35.01
13	11.12	14.08	29.61	29.65	24.45	35.29	33.90
14	10.90	13.50	27.70	27.43	23.85	28.26	29.83

⑶　学校医制度の進歩

１）学校医制度の確立

明治31年（1898）に「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」が公布され、その後学校医の資格などが徐々に整備され、明治31年（1898）２月学校医職務規程や大正９年（1920）４月「学校医ノ資格及職務ニ関スル規程」が定められた。この改正で重要な問題は、学校医の資格は医師法による医師があたることが明記された。さらに昭和４年（1929）には明治31年（1898）に制定された「公立学校ニ学校医ヲ置クノ件」が改正され「学校医、幼稚園医令」が公布された。

２）眼科学校専門医に関する関心

上述のトラホームや近視の頻度が高いことから、これらの疾患に精通している、すなわち眼科専門の校医の必要性が徐々に認識されるようになった。大正３年（1914）東京眼科医会（甲野栗会長）が文部大臣、東京府知事に対し、「学校医ニハ眼科医ヲ加エラレンコトヲ望ム」という建議書を提出したことは注目に値する。大正15年（1926）の調査では皮膚科医、耳鼻科医、その他を含め、全国の専門医200名中、眼科医が124名と６割を超えていた。このような現実があるにもかかわらず、制度として眼科医が学校医として認められることはなかなかなかった。

昭和７年（1932）須田貞爾日本眼科医師会長から文部大臣に学校に眼科専門医を参与させる建議書を提出した。これによっても法的に眼科専門医が学校医として認められるまでには至らなかった。

３）学校衛生関連組織と眼科

大正２年（1913）に大日本学校衛生協会が発足した。大正３年（1914）には同協会の議案の１つに学校におけるトラホーム予防における適切なる方法が文部省に諮問されている。さらに同協会が関わった学校医講習会が行われ、その中の講習科目には眼科も含まれていた。

帝国学校衛生会（大正９～昭和21年）は戦後、日本学校衛生会となり、昭和29年（1954）に日本学校保健会となって現在に至っている。

現在の全国学校保健研究大会のルーツは全国聯合学校衛生会総会（大正11～昭和18年）であり、それが全国学校衛生大会（昭和21～25年）となり、昭和26年（1951）から全国学校保健大会となった。全国連合学校衛生総会が発足したおこりは大正になって各地の学校民間で情報交換や連絡会議が必要となったことによる。第６回総会では近視予防のため、特に学童ならびに幼児の読み物における文字の大きさ、行間幅、着色等が衛生上遺憾なきを期するよう刊行物の取締ならびに読書選択の指導を行うべきとの建議が出されている。

第３節　昭和（戦後）及び平成期

以上みてきたように、日本における眼科学校衛生の発達はトラホーム、近視を中心にした児童の健康状態の調査、すなわち身体検査を中心に進歩してきた。戦後になり教育基本法が制定され、学校保健による諸問題が系統的に整備されてきた。教育基本法（昭和22年）に続き、学校教育法、学校保健法などが制定され、これらの法律は法規則の追加、改正などがその後数次にわたり行われ、一段と内容を充実させた。

⑴　日本学校保健会

日本学校保健会は文部省の事業を円滑に実施する団体としてしだいに成長してきた。日本眼科医会は日本学校保健会に眼科の立場を強化するため、昭和56年（1981）より常任理事岸田博公、昭和60年（1985）以降平成16年（2004）にかけて、有沢武、長屋幸郎、上岡輝方、佐野七郎、三宅謙作の歴代会長が、それぞれ理事として参加した。また評議員に副会長、常任理事が参加してきた。これに関係する事業としては下記のものがある。

視機能に関する特別委員会（昭和51～52年）：木村泰三、佐野充、野崎道雄、視力委員会（昭和54～56年）：宇津見義治、岸田博公、佐野充、中尾主一、長屋幸郎、目の健康委員会（昭和57～58年）：所敬、遠藤成美、加藤礼一、岸田博公、佐野充、宮本吉郎、鈴村昭弘（「児童生徒の目の健康のしおり」発行）、健康調査資料委員会（昭和59～60年）：岸田博公、学校プール衛生管理委員会（昭和59～60年）：佐野七郎（「水泳プール保健衛生管理」出版）、学校環境衛生生活推進委員会（昭和61～63年）：佐野七郎、児童生徒健康手帳委員会（昭和61～平成元年）：遠藤成美ならびに朝広信彦、健康診断調査研究委員会（昭和62～平成６年）：吉田則明、小島靖郎、中学校保健指導委員会（平成元年～２年）：宮本吉郎、学校環境衛生指導委員会（平成２～４年）：高柳泰世、目の屈折力に関する調査委員会（平成元年～３年）：所敬、武田和夫、朝広信彦、河鍋楠美、児童生徒の健康状態のサーベイランス委員会（平成３～６年）：井上治郎、児童生徒の目の健康に関する調査委員会（平成６年～）：小島靖郎、楠木研二、安間哲史、篠田茂、矢沢興司、北原健二、所敬、水泳プール衛生管理委員会（平成６年～）：野近英幸、心因性視覚障害小委員会（平成12年）、心因性視覚障害Ｑ＆Ａ発行（井上治郎、出口芳久、久保田伸枝、篠田茂、吉田博）、視力矯正指導小委員会（平成13年）、学校生徒とコンタクト発行（糸井素純、井上治郎、梶田雅義、吉田博）、視覚指導調査検討小委員会、色覚問題に関する指導の手引発行：宇津見義一、北原健二、篠田茂、鈴木高遠、古野史郎。

⑵　学校保健と視力

近視は学校衛生の大きなテーマであったが、いわゆる富国強兵といわれる国防上の問題もあり、学校衛生上で熱心に対策が考えられるようになった。さらに昭和になり、弱視児童生

徒に対する調査と対策が急速に進歩した。昭和７年（1932)、東京都で弱視が身体検査で発見され、専門医による二次検査が行われた。この結果によると小学校尋常科で0.16%であった（低学年に文部省が同様調査を行い出現率0.136%)。また日本眼科医会（須田卓爾会長）は特殊学校設立特別委員会を設置した（宮下左右輔、中村重臣、広田敏夫、村上俊泰、後藤貞雄)。昭和８年（1933）に日本眼科医会は文部大臣、東京市長にその結論を建議し、昭和９年に東京市南山小学校内に弱視学級が設置された。同じ年、日本眼科医会は眼科学校医に眼科専門医を加えるよう建議したのは、前述の通りである。さらにこれも前述の如く日本眼科医会は近視予防思想普及および児童印刷物改善の具体案について厚生省と協議した。これをふまえ文部、厚生、内務省は具体案を作成した。

昭和22年（1947)、学校教育法制定により、特殊教育が確立した。

昭和44年（1969）に文部省保健体育審議会学校保健分科会に臨時委員として千葉保次が出席。昭和46年（1971)、日本眼科医会（会長中泉行正）は近視予防スライドを作製（担当：長屋幸郎)。昭和46年弱視教育問題について協議会が発足した。木村泰三参加。昭和53年（1978)、日本眼科医会（会長須田経宇）推薦370視力検査装置作製（担当：長屋幸郎)。平成５年（1993)、日本眼科医会（会長上岡輝方）編370視力表および検査装置作製（担当：小島靖郎)。

（370視力表）

昭和53年（1978）までは学校での視力検査は裸眼視力検査が中心で屈折異常を判定する目的で板付レンズによる矯正視力検査が行われていたが、昭和53年（1978）の改正で、裸眼視力検査のみになった。そして平成６年（1994）の改正で、見え方の現状を把握する目的で裸眼視力または所持眼鏡視力を測定することになり、判定もＡ（1.0以上学業に支障なし)、Ｂ(0.9～0.7まずまず支障なし)、Ｃ(0.6～0.3やや支障あり)、Ｄ（0.3未満支障あり）とすることになった。

⑶　学校保健と色覚

昭和初期にはいわゆる富国強兵策を背景にして色覚異常者の検出が学校衛生でも重要になった。大正10年（1921）発行の石原式学校用色盲表がしだいに普及し、昭和前期の色覚検査は小学校で多く実施され、昭和33年（1958）には全学年実施となった。昭和49年（1974）には実施学年が縮小され、検査の目的が程度の判定となったが、昭和53年（1978）からは色覚異常の有無の判定に代わった。昭和58年（1983）日本眼科医会（会長：羽生田進）は色覚異常者に対する教科書問題について、教科書協会へ要望書を提出した。昭和59年（1984）に図書研究センター内に色覚異常児童のための教科書対応改善に関する調査研究委員会が設置され、同年９月、教科書の色刷改善が行われた。

この頃、色覚治療の問題が社会問題となり、学校保健で色覚をどのように扱うかが議論の対象となった。昭和61年（1986）日本眼科医会（会長羽生田進)、学校保健委員会（市川宏、

深見嘉一郎、植村恭夫、早野三郎、岸田博公、高柳泰世）は小学校での色覚検査を削除、中学校での検査は将来は廃止と答申、昭和61年（1986）日本眼科医会（会長有沢武）は日本公立大学協会、日本私立大学協会に入学者選抜に対しての色覚異常者の取り扱いについての要望書を提出。昭和62年（1987）文部省は色覚問題に関する調査協力者会議（眼科委員：市川宏、岸田博公、高柳泰世）を設置。日本医師会学校保健委員会委員吉田則明は色覚検査は削除するのが望ましいと答申。昭和63年（1988）日本眼科医会（会長有沢武）学校保健健検討委員会は色覚検査の削除を答申。平成元年（1989）日本眼科医会（会長長屋幸郎）は経済諸団体に学生の就職障害を除くため色覚異常者に対する対応について要望。平成３年（1991）日本眼科医会（会長長屋幸郎）は色覚検査を臨時健康診断に移し、健康相談に重点を置くとした要望書を文部大臣に提出。平成６年（1994）日本学校保健会健康診断調査研究委員会は委員会として色覚検査を集団的に行うより、健康相談を活用することが望ましいが現状では小学校４年で１回とすることを答申。平成６年（1994）日本眼科医会は色覚検査の目的にかなう色覚検査表を早急に検討するようにとの要望書を文部省へ提出した。

色覚問題に対しては色覚異常者の差別の問題など社会運動上の問題と学校保健との問題が複雑にからみ様々な社会問題を提供した。平成14年（2002）になり文部科学省は規制緩和の流れとこれらの社会状況を考案し必須項目としての色覚検査を学校検診から削除することを決定した。これに関連し、学校保健現場で相当な混乱が生じ、日本眼科医会(会長佐野七郎)は日本医師会と協力し、この問題に対するガイドライン（宇津見義一、北原健二）を発表した。

⑷　トラホームに代わる学校保健上の眼疾

明治以来トラホームは学校衛生の一大テーマであったことは前述した。この疾患は戦後抗生物質の発見によりほとんど姿を消した。その後学校保健上における感染症としては流行性角結膜炎、出血性結膜炎、咽頭結膜熱などが挙げられる。さらに昭和49年（1974）からは眼位にも注意するようになった。その他季節的に発生するアレルギー性結膜炎、近年低年齢化するIT症候群やコンタクトレンズによる眼障害、危険な玩具による眼障害なども学校保健における新しいテーマになりつつある。平成14年（2002）に日本眼科医会（会長佐野七郎）は学校保健におけるコンタクトレンズに関する指針（宇津見義一）が発表された。

⑸　学校医と眼科

前述した如く、昭和９年（1934）に眼科医も学校医にするよう要望がなされたが、戦後、新学校関連法令施行後も昭和34年（1959）には三田弘らがその同様の陳情を続け、しだいに各地で眼科学校医が増えるようになった。昭和42年（1967）には地方交付税の積算基準として一校一名分（眼科学校医分）が加えられ、その数は加速した。昭和47年（1972）の文部省調査では、小学校33%、中学校34%、高校54%、昭和50年（1975）では小学校46.1%、中学校45%、高校64.8%に眼科学校医が配置されている。その後十分な調査が行われていないが、この数字はその後大きく変化していないようである。

⑹　日本眼科医会の学校保健活動

既に昭和初期からの日本眼科医会の活動を各項で述べてきたが、その組織的活動の主なものを長屋幸郎（元日本眼科医会会長）が総括しているものを参考にして述べる。

日本眼科医会は昭和５年（1930）に結成されたが、児童生徒の弱視対策に積極的な提案を

行い、昭和12年（1937）頃に文部省に意見を具申し、国の施策の実現に協力した。戦後も再三にわたり眼科学校医設置を交渉した。この件に関連し、千葉保次、木村泰三が努力した。昭和41年（1966）には第１回学校保健委員会(委員長湖崎克)が開かれ、昭和43年（1968）同委員会で近視予防用スライドの製作、色覚検査表の統一が協議されている。昭和46年（1971）学校保健部会で学校医の職務について論じられ、昭和49年（1974）には全国の各支部に学校保健部を置くよう要請し、平成に入りこれが実現している。昭和52年（1977）から毎年全国眼科学校医連絡協議会を併催している。昭和61年（1986）には眼科学校保健の在り方と眼科学校医の職務に関する指針を発行した（会長有沢武)。平成になり、平成12年（2000）に同じく眼科学校医在り方委員会を設け、佐野七郎会長に答申をしている（篠田茂委員長、奥田やすまさ、岩城しのぶ、佐久間芳三、鈴木高遠、早川真人)。さらに平成14年（2002）には児童生徒の視覚検討委員会を設け、やはり佐野七郎会長に答申している。この委員会は色覚に限らず、これからの学校保健を展望した委員会であった（鈴木一作委員長、矢澤興司、高野繁、千葉次郎、宮浦徹)。

（第28回全国眼科学校医連絡協議会H16年7月25日）

⑺　日本医師会の学校保健活動と日本眼科医会

眼科学校保健の推進にあたり日本医師会との協調も大きな意味があった。昭和41年(1966)日本医師会が設置した学校保健専門医委員会の委員長は羽生田進(後の眼科医会会長)であった。昭和58年（1983）からは日本医師会の学校保健委員会に委員を配し、岸田博公、多田秀一、吉田則明、上岡輝方、小島靖郎、さらにその後井上治郎、三宅謙作、吉田博など担当副会長が委員を務めた。また日本医師会の学校保健講習会では昭和59年（1984）より長屋幸郎、江口甲一郎、小島靖郎、渡辺好政が講師として参加した。また日本医師会は昭和45年(1970)より行われている全国学校医大会には毎年多くの眼科医が参加している。昭和60年（1985）から分科会別開催となり、一層多くの眼科医が参加している。

第４節　今後の眼科学校保健

明治、大正、昭和初期と劣悪な衛生環境の中で多発したトラホームを中心とする感染症対策は抗生物質の出現によって完全に解決された。

しかしその後も感染症だけをみていた悪い伝統が去らず、児童を横に並ばせ、医師が結膜を「さらっと」診る、いわゆる「あかんべ健診」が幅をきかし、感染症の消退と共に、児童生徒における視覚（視機能）の管理と指導というもう一つの目的は後手に回る傾向があった。さらにこれに追い討ちをかけたのが視力測定が370方式に変更され、色覚検査も小学校４年生のみとなり、さらにこれが必須項目から削除されるようになったために近年では眼科学校医不要論まで出る始末である。

しかし時代は子供の目を襲う様々な新しい悪い環境を作っている。たとえばIT眼症やコンタクトレンズの低年齢化などがその代表的なものである。さらに危険な玩具による眼障害

などがあり、依然として存在する流行性角結膜炎や近視などの問題と相まって学童の視生活の環境は何ら改善していないのである。

子供達の心と体の健全な発達を守りながら学校保健の重要性は全く低下はしていないはずである。このような時代背景に併せ、集団検診から個別保健教育、保健指導への転換も頭に入れ、日本眼科医会（三宅謙作会長）では平成16年（2004）に10項目に亘る学校保健のための教育材料を作製した（宇津見義一、宮浦徹、吉田博）。これらのものを使用し、一層児童生徒の視覚、視機能の管理、指導の重視、年齢や学年を考慮した学校検診、充実活性化した学校保健委員会、対話を重視した保健教育と保健指導が望まれるところである。さらに色覚の問題に関連する色覚バリアフリーなど、児童、学童の視生活、眼の環境整備についても意を用いてゆかねばならない。

（三宅謙作，吉田　博）

〔参考文献〕

(1)　日本眼科学会百周年記念誌編纂委員会：第９章　眼科と公衆衛生、日本眼科の歴史明治篇、日本眼科学会百周年記念誌第１巻、財団法人日本眼科学会、東京、1997年、239−253

(2)　宮本吉郎：第７章　眼科の保健衛生問題、６　学校保健の発展、日本眼科の歴史大正・昭和㈩篇、日本眼科学会百周年記念誌第２巻、財団法人日本眼科学会、東京、1997年、281−292

(3)　長屋幸郎：第11章　眼科と社会との関わり、３　学校保健と眼科：日本眼科の歴史昭和㈫平成篇、日本眼科学会百周年記念誌第３巻、財団法人日本眼科学会、東京、1997年、389−394

第３章　日本耳鼻咽喉科学会における学校医活動の沿革と課題

第１節　学校保健史の中の耳鼻咽喉科

学校保健の歴史の中で耳鼻咽喉科に関するものについて考察を加えて見た。

明治５年（1872）に学制が公布されて以来、学校衛生に始まる今日の学校保健は幾多の変遷を経て来たが、我が耳鼻咽喉科の学校保健との関わりは明治12年（1879年）に東京に訓旨院が開設され聴能訓練が開始された時が最初である。しかし、それ以降しばらくは耳鼻科専門医のかかわりは極めて少なく、殆んどは一般の内科校医が耳、鼻、咽頭を検診した所謂学校衛生と呼ばれた時代で、明治から大正を経て太平洋戦争終結までは、衛生学を主体とし、富国強兵という当時の国の政策によって進められていた。

昭和22年（1947）頃から都市の開業医の間から、耳鼻咽喉科学的学校健診の必要性が叫ばれて、昭和24年（1949）には教育の諸制度が順次改革されるなかで、アメリカ系の教育的学校衛生が導入され、学校保健という言葉が生まれ、これを契機として次第に耳鼻咽喉科専門医の検診と指導が必要となり、各地に耳鼻咽喉科の専門校医が誕生していった。しかし、国の予算の上で正式に認められるようになったのは昭和45年（1970）のことで、実に学校保健の中での耳鼻咽喉科学校医の身分が確立したのは新らしいことなのである。

聴力ならびに耳鼻咽喉科疾患の対策については、明治33年（1900）に制定された身体検査項目のなかに聴力検査が挙げられているが、義務教育の尋常小学校では省略してよいこととなっていて殆んど行なわれなかった。昭和12年（1937）の改正で聴力検査の方法として囁語法が取上げられ、疾病異常として中耳炎、鼻炎、鼻茸、蓄膿症、腺様増殖症、扁桃肥大等に注意せよと規定され、この時から耳鼻咽喉科疾患を学校衛生の立場から本格的に取組むようになり、専門医が身体検査をする端緒となったのである。

戦後、昭和24年（1949）の改正で身体検査の事後措置についての規定を加え、昭和28年（1953）には難聴の判別基準が示され、この時からオージオメータの導入が計られたのである。

昭和33年（1958）の学校保健法の制定により学校医の身分が確立し、従来の身体検査は健康診断と改め、注意すべき疾患名が示され、聴力検査はオージオメータによって全学年を対象として検査することになり、この結果聴覚障害児の発見が確実になり、ろう学校への適切な就学指導が行なわれるようになった。そしてさらに難聴学級発足の大きな足がかりになった。その年の６月学校保健法施行令の公布によって保健管理の体制が整った。その中で文部省は学校保健委員会を設置することが学校保健の運営上重要なものとして通達を出している。その後、昭和47年（1972）、53年（1978）と平成６年（1994）に一部改正が行なわれ、現在のようになった。

以上の如く耳鼻咽喉科は学校保健史上、歴史は浅く、検診は一般内科医に委ねられ、学校、地域社会における理解も低い状態が続き、現在もその傾向が改善されたとは云えない。この様な環境の中にあって、岡山市の高原滋夫教授（岡山大学耳鼻咽喉科）等による難聴学級の創設、宮城県医師会のヒヤリングセンター開設、本城明朗氏（岡山県）の地域保健指導など特筆されるべきであろう。

第２節　耳鼻咽喉科健康診断の制度の変遷（聴力検査を中心に）

１．聴力検査を中心とした制度の変遷

耳鼻咽喉科に関わる健康診断の制度について、聴力検査を中心に、その変遷を順次羅列すると次のとおりである。

① 明治11年（1878） 活力検査の実施―身長、体重、胸周囲、臀囲、指極、肺量、力量、握力等（米国Ｇ．Ａ．リーランドが体操伝習所を東京に創設して児童・生徒のための体操法を研究し始めた。この体操法の身体発達への効果を検討するための制定手段として行われた体格と体力の測定が活力検査であった。健康診断というより体力テスト的なもの）

② 明治21年（1888）「学生・生徒ノ活力検査ニ関スル訓令」の公布（各直轄学校に対して）―視力を追加（指極は削除、徐々に健康診断的なニュアンスを帯び始めた）

③ 明治30年（1897）「学校身体検査規程」の公布（直轄学校のみを対象とした訓令）―聴力、耳疾を追加。検査の実施は医師。

④ 明治33年（1900）「学生生徒身体検査規程」の公布（文部省令）―聴力（尋常小学校は省略可）、耳疾（身長、体重、胸囲、肺活量、脊柱、体格、視力、眼疾、聴力、耳疾、歯牙、その他）、検査の実施は学校医による。検査結果の家庭連絡を義務づけ（結果は学生・生徒またはその保護者に示すべきであるとして。それまでは文部大臣に報告されるようになっていた）

⑤ 大正９年（1920）「学生生徒児童身体検査規程」―事後措置の規程を明記（アデノイドの処置、トラコーマの洗眼、寄生虫や皮膚疾患対策。学校看護婦が担当）

昭和６年（1931）、公立学校に学校歯科医の設置。昭和７年歯牙の検査を学校歯科医が担当することになる。

⑥ 昭和12年（1937）「学校身体検査規程」（上記「学生生徒児童身体検査規程」の改正）―囁語法の採用、中耳炎、鼻炎、蓄膿症、腺様増殖症、扁桃肥大。（体位向上、体力増進のため虚弱者や筋骨薄弱者の鍛錬に重点を置いた改正）。学校職員や傭人等の身体検査を含む。就学・入学等についての身体検査や青年学校生徒の身体検査も規定。座高、胸郭、鼻および咽頭、皮膚が追加（身長、体重、胸囲、座高、栄養、脊柱、胸郭、眼、耳、鼻および咽頭、皮膚、歯牙、その他の疾病および異常）

⑦ 昭和14年（1939）「学校職員身体検査規程」―職員の健康診断が明確に制度化

⑧ 昭和19年（1944） 検査項目の簡素化（視力、聴力は実施）（身長、胸囲、体重、脊柱、栄養状態、視力、聴力、疾病異常の８項目）。国防能力との関連から視力、聴力の検査を重視。

⑨ 昭和24年（1949）「学校身体検査規程」の改正―戦時中に縮小された検査項目の復活。身体検査が学校教育の一部として位置付けられた（参考：教育基本法　昭和22年（1947）３月31日公布施行、学校教育法　昭和22年４月１日施行）。

学校教育法第12条「学校においては、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」―健康診断の根拠が明確化

⑩ 昭和28年（1953） オージオメータの導入

⑪　昭和33年（1958）４月10日公布　「学校保健法」―「身体検査」から「健康診断」へ（ひろく健康状態の評価を目途として）

「聴力はオージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする」（学校保健法施行規則第１条第５項）（当分の間囁語法も可、学校保健法施行規則附則）

⑫　昭和47年（1972）12月20日　保健体育審議会答申（心臓、腎臓疾患、喘息等を重視）

⑬　昭和48年６月６日　「学校保健法施行規則の一部改正」（文部省体育局長通達）―聴力検査の対象学年を小学校１、４年、中・高校１年とする。また「当分の間囁語法」を「特別の事情があるときは当分の間」と改める。

⑭　昭和49年７月６日　「学校保健法施行規則の一部改正」（文部省体育局長通知）―聴力検査の偶数学年の省略可、スクリーニング方式の採用

⑮　昭和53年（1978）９月14日　「学校保健法施行規則の一部改正」（文部省体育局長通知）―「聴力の検査は、耳疾、騒音等による聴力障害が多いと考えられる場合には、全学年について実施することが望ましい」

⑯　平成４年（1992）４月１日実施　「学校保健法施行規則の一部改正」―囁語法の削除

⑰　平成７年（1995）４月１日施行　「学校保健法施行規則の一部改正」―聴力検査の小学校第２学年の追加

２．オージオメータの普及に関する経過の概要

以上述べた変遷の中でオージオメータの普及は重要な内容であり、その経過の概要を次に述べておきたい。

国産の初期のオージオメータ：49A（1949年、左）とA-1001（1952年、右）。
第２次大戦後、オージオメータが国産されるに至って急速に全国に普及した。

昭和22年（1947）に成立した学校教育法により健康診断の根拠が明確になり、その内容の充実がはかられることになった。その結果として昭和28年（1953）にはオージオメータが導入され、昭和33年（1958）制定の学校保健法に「聴力はオージオメータを用いて検査し……」と明記されるに至って、学校健診における聴力の検査にオージオメータの使用が普及した。

それに伴って、昭和53年（1978）に開催された「日耳鼻学会学校保健全委員会」ですでにオージオメータの校正について各県から現況報告がなされた。以後、昭和54年、57年（1982）の会議でも解説と調査結果の報告が行われた。

昭和57年８月にJIS規格が改正されると、早くも昭和58年２月の全国代表者会議でその報告がなされ、昭和59年２月の全国代表者会議では選別用オージオメータの実態調査の結果が報告された。

昭和60年９月に「オージオメータ技術審議委員会」が発足し、当時の大島弘至日耳鼻学校保健委員会副委員長が委員長となり、耳鼻科医、製造業者などが参加して選別用オージオメータの基準作りが行われた。財団法人「機械電子検査検定協会（JMI）」（その後「日本品質保証機構（JQA）」と改称）を実施機関とし、選別用オージオメータの品質の確保と性能

の維持・向上を目的として、審議委員会で決定した内容に基づくオージオメータの試験検査を行うことになった。と同時に、昭和60年、61年、62年、63年、平成３年、４年、10年に関連事項の報告が全国代表者会議で行われた。

平成12年（2000）８月１日にJIS規格が18年ぶりに改正され、平成14年２月からは古い規格のオージオメータは製造出来なくなった。そこで平成14年、15年の全国代表者会議で報告と周知を行ない、学校側への指導を促した。

第３節　日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会の概要

１．沿　革

学校保健は、学校教育法（昭和22年）の第12条「児童・生徒等の健康診断およびこれに関係する必要な措置」をさらにおしひろめるため、学校保健法（昭和33年）が制定され、それにより学校教育の円滑な実施とその成果を確保するために新しく誕生した。

日本耳鼻咽喉科学会（日耳鼻）でも、それに呼応して現在の学校保健委員会の前身である「学校保健法対策委員会」（白岩俊雄委員長）を昭和34年（1959）３月10日に発足し、学童の耳鼻咽喉科に関する学校保健の諸種の問題を討議し、昭和36年（1961）９月22日に現在の「学校保健委員会」と改称し、日耳鼻保険部の中の一部署として正式に委員会活動がスタートした。その後、当委員会の日耳鼻学会の所属部署として、保険部から企画部、広報部、社会保障部、教育研修部と所属部署をかえ、昭和57年（1982）度より現在の社会医療部に所属している。

本委員会は、設立当初より全国すべての小・中学校の耳鼻咽喉科健診率の向上と保健指導が行われることを目的として、地道な活動が開始され、昭和51年（1976）以降からの年１回の学校保健全国代表者会議および学校保健研究会そして昭和61年（1986）２月より学校保健全国代表者会議および学校保健研修会と改名し開催してきたが、それらの事業の集大成として昭和47年（1972）５月に学校保健委員会編「音声言語障害児対策の手引」を刊行し、また昭和63年（1988）度出版の「耳鼻咽喉科の学校保健」を足掛かりとして、21世紀に向かって現在の学童が感性豊かな青壮年期の保健を得られるような学校保健の諸問題を検討している。

尚、近年の耳鼻咽喉科学校保健の課題として、心因性難聴を始めとする心因性疾患への対応、コミュニケーション障害への対応として難聴児童生徒へのケアー、特に増加している、人工内耳装用児童生徒への支援対策、音声言語異常のスクリーニングの普及と言語指導の充実などを目標に努力している。

２．歴代委員長

白岩俊雄（昭和35年～38年）を初代委員長とし、以下、堀口申作（昭和39年～44年）、古寺清（昭和45年～52年）、荒木元秋（昭和53年～62年）、柳原尚明（昭和63年～平成元年）、松永喬（平成２年～５年）、神田敬（平成６年～現在）となっている。

３．委員会活動

⑴　学校保健全国代表者会議・研修会の開催

昭和50年（1975）に日本耳鼻咽喉科学会の機構改革が行なわれ、各都道府県に学会の下部組織としての地方部会が設置されるに伴って、昭和51年から全国の委員を集めて「日耳鼻学会学校保健委員会」を毎年１回開催した。昭和54年（1979）からは「学校保健全国代表者会

議および学校保健研究会」と改称し、２日間の日程となり、更に昭和61年（1986）からは「学校保健全国代表者会議並びに学校保健研修会」と改名し、以後、協議と研修の２本立ての内容を定着させ今日に至っている。またこの会議には厚生省、文部省、日本医師会、日本学校保健会等の関係団体にも出席を依頼し、耳鼻咽喉科に関する学校保健の諸問題や在り方について検討し、当委員会の活動を推し進めるための成果を挙げてきた。発足以来一貫して東京都で行なわれてきたが、地方の学校保健事業に対する意識の活性化と会員相互の意思疎通をはかるため、平成４年度にはじめて福岡市で行なわれたが、以後は再び東京で開催されている。以下に、これまでの主な「協議」及び「研修会」について羅列する。

「協　議」

① 平衡機能（昭和54年）
② 聴力検査（インピーダンス）（昭和54、平成４、12年）
③ 聴力・言語障害（補聴器）（昭和54、57、60、61、平成８、16年）
④ 健康診断・保健調査（含未検診地区、健康診断、事後措置）（昭和54、56、57、58、59、60、61、62、63、平成１、２、３、４、６、９、10、12、13、14年）
⑤ 就学時健診（就学指導委員会）（昭和58、平成４、７、15年）
⑥ 保育所・幼稚園児の健康診断（平成15年）
⑦ アレルギー性鼻炎（昭和58、平成11年）
⑧ 学校保健全般（昭和53、59、63、平成５年）
⑨ 滲出性中耳炎（昭和63年）
⑩ 学校保健委員会（平成１、14年）
⑪ 水泳と耳鼻咽喉科疾患（平成３年）
⑫ 心因性疾患（難聴）（平成９、11年）
⑬ 睡眠時呼吸障害（平成10年）
⑭ ヘッドホン使用（昭和59年）

「研修会」

① 健康診断（保健調査）（昭和53、平成14年）
② 学校保健全般（法、保健管理）（昭和53、54、56、60、63、平成６、７、10、14、15、16年）
③ 鼻・副鼻腔・アレルギー（昭和54、56、58、60、63、平成３、11、14年）
④ 聴力検査（含チンパノメトリー、新生児）（昭和54、56、58、61、平成４、13年）
⑤ 聴覚・音声言語障害（昭和53、54、56、57、59、60、平成１、２、５、６、９、16年）
⑥ 平衡機能（昭和53、57、58、59、平成１、５年）
⑦ 教育と脳（昭和61年）
⑧ 滲出性中耳炎（昭和62年）
⑨ 騒音性難聴（ディスコ難聴、ヘッドホン難聴）（昭和56、63年）
⑩ 扁桃（睡眠時無呼吸）（平成１、４年）
⑪ スクリーニング理論（平成２年）
⑫ 動揺病（平成３、15年）
⑬ 心因性疾患（難聴、視覚障害）（平成５、11、12年）

⑭　難聴と遺伝子（平成７年）
⑮　スポーツ外傷（平成８年）
⑯　消毒（平成８年）
⑰　学校精神保健（平成９年）
⑱　人工内耳（補聴器）（平成10、16年）
⑲　感染症（中耳炎）（平成11、13年）
⑳　気候と健康（平成12年）
㉑　特殊教育、聾教育（平成15、16年）
㉒　JIS（昭和54年）
㉓　発育と発達（昭和61、62年）

⑵　耳鼻咽喉科の学校保健に関する出版物の発刊

当委員会の多くの先達の多年にわたって積み上げてきた耳鼻咽喉科の健康診断、保健指導、保健教育に関する成果を、昭和47年（1972）５月に「音声言語障害児対策の手引」としてまた昭和59年（1984）に「耳鼻咽喉科学校保健文献集」を夫々刊行し、また昭和63年（1988）には「耳鼻咽喉科の学校保健」（第一法規）、平成７年（1995）には「耳鼻咽喉科・学校保健マニュアル」（診断と治療社）を発行した（いずれも学校保健委員会編）これらの刊行物が学校保健活動のよき指針となり、耳鼻咽喉科の地域保健推進に大いに役立った。

⑶　日医全国学校保健学校医大会への参加と協力

昭和45年（1970）、それまでの日本学校医会に代わって日本医師会が主催して第１回全国学校保健学校医研究大会が秋田市で開催されたが、当初より毎年日耳鼻学校保健委員が参加して発表している。昭和62年（第18回）からは耳鼻咽喉科領域が一つの分科会として独立し、演題数も毎回10題前後となり、活発な討議がなされている。平成３年（1991）度からは耳鼻咽喉科分科会に当委員会から委員の派遣をするなど積極的に協力し、日耳鼻学会と日本医師会との緊密な連携をはかっている。

⑷　日本医師会学校保健委員会への委員の参加

昭和53年（1978）より三好佑委員、昭和60年（1985）より大島弘至委員さらに平成２年（1990）より神田敬委員（現委員長）が委員として参加し、耳鼻咽喉科学校保健の充実と発展に貢献している。

⑸　日本学校保健会への協力

日本学校保健会に対しては、理事及び評議員の派遣、センター事業への参加等を通して積極的に協力している（後述）。

⑹　耳鼻咽喉科健康診断の全国定点調査について

平成６年の学校保健法施行規則の一部改正により、平成７年（1995）からは「耳鼻咽喉疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉科疾患及び音声言語異常等に注意する。」となり、疾患名が包括された。

そこで、日耳鼻学校保健委員会としては耳鼻咽喉科健康診断結果の統計的推移を把握するために、平成12年（2000）度より継続５年間にわたって、全国に定点を設定して健康診断結果の日耳鼻選定の「判定基準」による疾患別調査を実施することにした。当初は全国16市町であったが、徐々に参加地区が増加し、平成15年（2003）度は19市町となり、平成16年度ま

で実施することになっている。

第４節　日本学校保健会のセンター（的）事業と耳鼻咽喉科関連

日本学校保健会のセンター（的）事業として展開された耳鼻咽喉科関連の委員会についてその名称、委員長名及び刊行された出版物を挙げると次のとおりである。

① 平衡機能委員会（昭和55年設立～58年）　委員長　荒木　元秋
「姿勢・運動・乗物酔いと平衡機能」昭和59年４月１日発行

② 難聴に関する指導資料作成委員会（昭和63年～平成元年）　委員長　田中　美郷
「きこえと学校生活」平成２年３月31日発行

③ 音声言語に関する調査研究委員会（平成５年～７年）　委員長　新美　成二
「声と話しことばの健康」平成８年３月10日発行

④ 心因性難聴小委員会（平成９年～11年）　委員長　古賀慶次郎
「子どもの心因性難聴Ｑ＆Ａ」平成12年２月発行

⑤ 聴力調整委員会（補聴器・人工内耳装用児童生徒への支援）（平成14年～16年）
委員長　柳原　尚明

ほかに（委員が日本耳鼻咽喉科学会から指名されたもの）

① 健康診断調査研究委員会（平成元年～６年）　委員：神田　　敬

② 学校プール衛生管理委員会（昭和57年～59年）　委員：神辺　邦繁
「水泳プールの保健衛生管理」（昭和60年５月１日発行）　委員：遠藤　朝彦

③ 学校環境衛生推進委員会（平成12年～14年）　委員：神田　　敬

④ 健康診断調査研究小委員会（平成12年～継続中）　委員：浅野　　尚

（神田　敬，浅野　尚）

〔主な参考文献〕

(1) 神辺　邦繁：学校保健のなかの耳鼻咽喉科　日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会編　耳鼻咽喉科学校保健の動向　1984．２月
(2) 池松武之亮：学校保健と耳鼻咽喉科医　耳鼻咽喉科臨床編　74：12　1981
(3) 松永　　喬：学校保健委員会　日本耳鼻咽喉科学会学会百年史　1993
(4) 荒木　元秋：耳鼻咽喉科の学校保健―歴史的展望―耳鼻咽喉科臨床編　74：12　1981
(5) 浅野　　尚：健康診断の制度の変遷　日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会編　耳鼻咽喉科学校保健の動向　2000．２月
(6) 学校保健百年史　第一法規　1973
(7) 現代学校保健全集　1985
(8) 学校保健大辞典　ぎょうせい　1996
(9) 昭和58年版耳鼻咽喉科学校保健文献集　日本耳鼻咽喉科学会学校保健委員会編　1983
(10) 耳鼻咽喉科学校保健の手引き（日本耳鼻咽喉科学会新潟県地方部会学校保健委員会）1990

第４章　日本学校歯科医会の沿革と課題

はじめに

我が国の学校歯科保健は、決して平坦な道を歩んで今日まできたのではなく、明治維新以来、国の学校教育制度と、医学教育あるいは医療制度の狭間の中で、ごく少数の民間の人々の手で始まった歯科医療確立の為の苦闘と重なっている。

学校歯科保健の流れは、その当時の学校教育についての考え方、つまり教育思潮に裏付けられた教育制度の影響を直接受けながら、歯科医師の社会的な地位の確立にいたる過程と非常に強い繋がりを持って歩んできた。そしてこれに加えて、すべての他の領域と同じように、その時々の外国の学校歯科保健の情報の影響をも受けた。

以上のような外側の多くの条件の影響を受けながら、学校歯科保健の内側では、第一に児童生徒の実際の歯科疾患の状態や教育思潮に裏付けられた現場教師を含む、いろいろの教育関係者の歯科保健に対する理解の程度の変化などによって、影響を受けながら今日に至っている。

日本学校歯科医会50周年記念誌並びに同70周年記念誌を参考にし、日本学校歯科医会の沿革及び今日の主な活動と課題について述べてみたい。

第１節　学校歯科の夜明け前

我が国の学校教育制度の今日的な確立は、明治５年（1872）８月の学制公布によるものである。当時、小学校制度が整えられるにつれて、児童生徒の中に虚弱な者、病気により休学、死亡する者が意外に多いことが注目されるようになり、その対応策として体操の導入が計画された。明治11年（1878）体操の効果測定のため、体格、体力などの測定を行い、それを活力検査とよんだ。学校身体検査の始まりである。

このころ、ようやく我が国の医学教育も形を整えつつあり、特にドイツ医学の影響を強く受けて学童生徒学生の虚弱、多病について医学の立場から注目するようになった。

保健管理、とくに学校病の登場とともに、この辺から学校保健管理の流れが強まってきた。

明治23年（1890）10月７日新たに小学校令が公布され小学校教育の目的の中に、身体発育に留意することが取り入れられ、こうした背景の下で明治24年（1891）文部省学務局に新たに学校衛生取調嘱託（三島通良）がおかれた。

明治24年（1891）６月、三重県の歯科医師の直邨善五郎は津市の養生小学校の校長の依頼によって、歯科検診を行った。歯科医師による、学童検診の初めてのものであり、また学童についてのう蝕統計報告のはじめてのもので、まさしく画期的な出来事であった。

明治29年（1896）５月に勅令によって文部省に学校衛生顧問と学校衛生主事を設けることが決まった。明治31年（1898）公立学校医設置に関する規定、学校医職務規程、明治30年（1897）公立学校に学校医をおくようにしたものである。

学校医設置が決まったことは、歯科界の有識者に大きな刺激を与え、まだ組織が弱く活動も十分でなかった日本歯科医師会は、明治31年（1898）４月の通常総会で、血脇守之助、広瀬武郎、青山松次郎、藤島太麻夫らの提案した「学校医中ニ歯科医ヲ加ウルコトヲ文部大臣ニ建議スルノ件」を採択し上申した。

学校歯科保健活動がようやく始まったのである。

第２節　口腔衛生キャンペーンから学校歯科保健の活性化へ

明治40年（1907）４月には、各地にできていた歯科医師会の連合体として、日本聯合歯科医会が結成された。

この日本聯合歯科医師会では、事業の一つとして口腔衛生思想の普及向上を挙げて、歯科医療や歯科保健への国民の理解を深めようとした。

明治45年（1912）４月、この会の総会で「歯科衛生事業に関する意見書」を文部大臣に提出することが採択されて、陳情した。そして、日本聯合歯科医師会は大正２年（1913）２月には早速、中学校、高等女学校生徒向けの「歯の衛生」というパンフレットを作って配布するという活動を始めている。その年だけで、全国175カ所の小中学校で口腔衛生講演会が開かれた。

大正３年（1914）11月には、文部省は東京帝国大学で全国の学校医を対象とした20日間の長い期間にわたる講習会を開いた。これは文部省が主催した最初の学校医の講習会である。

この最初の学校医への講習会では「学校歯科」という科目がとりあげられており、それは医科大学教授の石原久が講義を担当した。

これはこの時を第１回として引き続き毎年行われるようになったが、全国学校保健大会のはしりのようなものである。

この協議会の協議題の一つとして「歯科医をして学童の歯牙検査をなさしむる件」というのがとりあげられている。

さらに学校衛生の分野では、大正２年（1913）頃から全国の府県で学校衛生主事をおくところが出始め、しだいに各府県にも学校衛生主事がおかれるようになり、学校衛生は各府県にしっかりした根をはるようになっていった。

学校歯科の方も、次第に各地の現場での活動が始まってきた。

大正６年（1917）４月の日本聯合歯科医会総会には、香川県から学校歯科医設置について、文部大臣に建議するようにと提案があり、これを全員一致で採択した。

学校歯科保健を本当に推進するには、教員のそれに対する理解を十分にすることが大切であることは、今更断るまでもないが、大正７年（1918）８月、東京で教員を対象とした４日間の口腔衛生講習会が開かれた。学校保健の推進に対して、この口腔衛生講習会の果たした役割は極めて大きなものと言わなければならない。

このような背景の中で、大正８年（1919）日本聯合歯科医会の働きかけで、３月25日の第41回帝国議会の参議院本会議で、木下謙二郎、佃安之丞、秋田清の３人の議員の提案による「小学校児童口腔衛生施設ニ関スル建議」を満場一致で採択した。

政府に対し小学校児童の口腔衛生の向上について何らかの積極的な手をうて、ということを骨子としたものである。

国会で学校歯科保健が採り上げられた最初のものである。この会期のなかで当時国民病と言われていた結核、トラホームおよびむし歯の３つに対してその予防キャンペーンのために、それぞれの予防デーという行事を行ったが、これをきっかけに全国各地で「むし歯予防デー」のような行事が盛んに行われるようになった。

こうした口腔衛生普及活動は大体、小学校、中学校、高等学校などを中心にして展開されていたが、歯科医師の側でも、単に普及活動だけでなく、検診や校内での処置を積極的に行う者が多くなってきた。その為、市町村、区などで学校歯科医を委嘱するというケースが増えてきた。

それ以後各地で学校歯科医会の設立が続くようになる。

第３節　学校歯科医令の公布

学校の現場では、熱心な歯科医師達がそれぞれ児童の歯科検診や歯科治療に当たるという活動を行なっていたが、こうした動きは当然歯科界全体の力の高揚に支えられたものであり、本当に熱心に学校歯科の仕事を支えた人々の努力が、歯科医師に対する社会的な認識を高めるのにも大変役立ったことも見逃すことは出来ない。

そして、その流れの中で、さらに見落とせないのは、各地の学校の中に歯科診療施設をおいて、積極的に児童の歯科処置を行うところが増えてきたことである。

このような学校歯科医の現場的な活動は当然、公的にその立場を容認しないわけにいかないという雰囲気が盛り上がり、昭和５年（1930）６月には、日本歯科医師会長から文部大臣に対して「学校歯科医に関する建議書」が出された。

昭和６年（1931）６月23日勅令第144号で「学校歯科医及幼稚園歯科医令」が公布されることとなり、我が国の学校歯科保健は新たなスタートラインについた。

振り返ってみると、学校歯科医が制度化されるに至った道は大変遠かったわけである。まさに、それはそれまでの多くの歯科界のリーダーたちや、現場の学校歯科医たちがそれぞれの時期に、それぞれの場面でそれを勝ち取るために戦ってきた成果であった。

このエネルギーは学校歯科医令公布に引き続く発展の源泉となったものである。

学校歯科医令の公布は歯科界の念願の一つがかなえられたことではあったが、これが必置制になったのは、これから27年後の昭和33年（1958）の学校保健法制定の時である。

学校歯科医の公布を前にして、全国各地の学校歯科医の全国的連合組織を作ろうという雰囲気が盛り上がってきた。

昭和５年（1930）４月大阪で第８回日本医学総会が開かれ、その歯科分科会のために各地の学校歯科のリーダー達が多く集まったので、そこで全国組織を作り、学校歯科医令制定の運動をしよう、ということを申し合わせた。

しかし、監督官庁であった文部省は、この時点での全国組織の結成には批判的であってそれは実らず、単に翌昭和６年（1931）４月に東京で第１回の全国学校歯科医大会を開くことだけが決まったにとどまった。

昭和７年（1932）４月７日に日本学校歯科医会の前身である「日本聯合学校歯科医会」が設立された。以後、毎年総会が全国学校歯科医大会と同時に開催されることになった。

このころの学校歯科医の現場の活動は学校に歯科施設をおいて、そこで児童の歯科処置を行う、いわゆる校内処置の方式が中心であった。

校内処置が盛んに行われるようになった時、昭和８年（1933）に歯科医師法の改正が行われ、歯科診療所の設置についての取り扱いが変わった。それを巡って昭和10年（1935）１月、高知県知事から文部大臣に対して学校における処置が、職務規程に示す「予防処置」の範囲

に属するものと見なして良いかという照会に対して、文部省は学校歯科医職務規程に示している予防処置の範囲は「概ね歯牙の清掃、鍍銀法、乳歯の抜歯、初期う蝕の処置及び充填等、真に予防上必要なる程度」であるとした。

このように、学校歯科保健の保健管理について充実が図られ、一方保健教育面についても、小学校教育教材中に歯科保健に関するものを取り入れることになった。

日本聯合学校歯科医会はこれに対し、昭和11年（1936）「歯科衛生より見た小学国語読本本巻三、二三『むしば』の解説」を出して教員の参考にしようとした。

ちょうどこのころから日中事変は泥沼の様相を示し国全体として非常時指向となった。学校衛生は富国強兵の一翼を担うものとしての関心が持たれてきた。つまり保健管理面での活動が重視されてきた訳である。

これはむしろ厚生省の主導型のものであったようであるが、学校保健としても保健管理指向が強かったことと無関係ではない。

昭和16年（1941）公教育は国民学校制度で行われることになり、大きな改革がおこなわれたが、その教科の中の体錬科の中で衛生教育が採り上げられることになり、「身体の清潔」という中の項目として「口腔の清潔」が初めて正式の教科の中で、国民学校初等科一年から高等科二年生までに教えられることになった。

このように発展してきた学校歯科保健も太平洋戦争の戦局推移とともに、学校は勿論、学校歯科医も、戦災や疎開などによって分断され、マヒ状態に陥っていった。

第４節　学校保健法の成立まで

昭和20年（1945）８月15日、太平洋戦争の終結はすべての意味において、我が国の社会の転換点であった。

学校保健法も例外ではない。実際に全国主要都市の被災による施設の破壊、学童疎開などによる管理の混乱、それに児童生徒の体力の著しい低下と疾病の多発など、早急に対応しなければならない現実問題が山積していた。

学校歯科保健の面では、その頃現場の実際活動は、殆ど休止という状態にあったが文部省はいち早くその年10月に、学校歯科施設の状況についての調査を行ってまとめた。

壊滅に近い状態にあったと言える学校歯科保健について、このように手早い措置を執ることが出来たのは、省内に歯科保健を担当する竹内光春がいたからである。

このような主として医学、歯科医学を中心としたいわゆる保健管理面での対応だけでなく、もっと広い意味での学校保健という考え方のアプローチがこのころから始まった。

さらに、もう少し明確に新しい学校保健の方向を示したのは、昭和24年（1949）11月の「中等学校保健計画実施要領（試案）」及び昭和26年（1951）２月の「小学校保健計画実施要領（試案）」である。これは、その後の我が国の学校保健推進の指標であり原点となったものである。

これは、保健管理と保健指導とを調和し、広い視点から学校保健を眺めようとしたものである。そしてこのころを期として医学的管理のニュアンスをもった「学校衛生」という用い方から、より総合的な意味の「学校保健」という用い方に移っていくこととなった。

まず行政的には昭和23年（1948）７月、教育委員会の設置とともにそこに所管が移るよう

になった。昭和24年（1949）３月、「学校身体検査規程」が制定された。この中で、「学徒歯牙検査票」の様式がはっきり決まり、正式に全国の幼稚園、小学校から大学に至るまで使用することになった。

歯牙検査票がこれで初めて正式に陽の目をみ、また従来未処置う歯に検査のポイントが置かれていたものを、DMF（う蝕経験）という考えを導入したことも大きな改革であった。

昭和30年（1955）11月、東京で行われた第19回全国学校歯科医大会のとき「むし歯半減運動」が発足し、これを推進するため、文部省は昭和32年（1956）５月、「学校の児童生徒のう歯予防の徹底について」の通牒を出した。

昭和33年（1958）４月10日、学校保健法が公布された。

これで、新しい学校保健の理念に基づく保健管理面の基礎がかたまった。そして、この学校保健法によって学校歯科医は、はじめて必置制となったのである。

学校歯科医令公布後27年目ということになる。思えば遠い道であった。

第５節　管理と指導の調和

学校保健法成立後、学校保健全体は次第に新しい方向に動いていった。

ちょうど、この昭和33年（1958）10月「小学校学習指導要領」が改正されて保健教育について、一つの指針が打ち出された。

こんな中で「第一次むし歯半減運動」は進められ、次第に教育現場の教員たちの目が児童の歯科保健にも向けられるようになって新しい学校保健の方向にまとまる傾向をみせてきた。

日本学校歯科医会は、学校保健法第七条の健康診断の事後措置として、「治療の指示」に重点を置くことを決めたので、保健教育について積極的な努力を払わないと児童生徒の歯科保健向上を果たすことは困難となることが考えられた。特にその頃、児童のう蝕罹患状態はかなり悪化する傾向にあったのでそれは強く求められた。

このような考えの下に、学校歯科医に保健教育について、理解を求めることを主な狙いとして、昭和41年（1966）５月、「学校歯科の手びき」を発行し、学校歯科保健の保健教育指向が強まった。そして、相対的に保健管理面の活動は弱まるようになった。

昭和43年（1968）７月に「小学校学習指導要領」が改正されて、ここでは特に特別活動の中に保健指導が次第にしっかりとした位置づけを固めるようになってきた。

これを受けて、日本学校歯科医会は「指導と管理の調和」を活動の柱とすることとし昭和46年（1971）９月、「学校保健における歯科活動の手びき」を出して、教員及び学校歯科医の現場の指針としようとした。

この年、日本学校歯科医会は社団法人として発足することとなった。

昭和48年（1973）頃から社会の歯科界に対する目が厳しくなり、その中に小児に対する歯科治療なども含まれるようになった。

実際にこのころ、歯科医師は多忙なために、学校歯科医の業務の一つである保健管理での活動は極めて低調であった。

昭和50年（1975）には国会の場で児童のう蝕対策が取り上げられ、文部省はそれに対応する旨の答弁をした。

ちょうど昭和52年（1977）２月には、ゆとりの教育を主眼とする「小学校学習指導要領」

の改正があり、その時、健康診断を教育の立場では学校行事に位置づけるということとなり、学校保健の教育指向は強くなった。

昭和53年（1978）文部省は教員の歯科保健指導のための手びきとして「小学校・歯の保健指導の手引」を出して一つの方向を示した。

またこの具現をねらいとして、文部省はその年から「むし歯予防推進校」の指定を始めたのである。

こうして学校歯科保健は新しい方向に向かって進むことになった。

第６節　学校歯科保健とヘルスプロモーション

ちょうどこの昭和53年（1978）は、WHOがプライマリ・ヘルス・ケアの概念で有名なアルマ・アタ宣言を出した記念すべき年でもある。翌年、昭和54年（1979）WHOの総会において「2000年までにすべての人々に健康を」という健康宣言が採択された。その中の歯科保健に関する2000年までのグローバルゴールの一つとして「12歳児の一人平均う蝕罹患歯数が３以下になること」があげられている。

さらに、昭和61年（1986）にはWHOは第１回ヘルスプロモーションに関する国際会議を開催し、「ヘルスプロモーションとは人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセスである。」としたオタワ憲章を発表した。

こうした世界的な健康教育の新しい潮流のなかで、学校における保健教育を再構築する必要が生まれ、文部省は平成元年（1988）学習指導要領の改定を行った。その総則第１の３に「生涯を通じて健康で安全な生活を送るための基礎が培われるよう配慮しなければならない」を新たに加え、健康の保持増進に関する指導の重要性を強調するとともに、学校生活のみならずそれ以外の日常生活においても実践が促されるよう指導の徹底を図ることを強く求めた。これを受けて文部省は平成４年（1992）「小学校・歯の保健指導の手引（改訂版）」を刊行した。

むし歯は児童生徒のほとんどが保有し、また、小学校高学年の児童には歯肉の病気が増加していることから、これらの予防のための指導の充実を図ることは、当面する小学校の保健指導の重要な課題の一つであると考えたのである。

さらにこの改訂版は学校歯科保健の活動を単にう蝕予防に止めず、ヘルスプロモーションの理念に基づく歯・口の自立的な健康づくりを通して心身の健康づくりに連携するという新たなパラダイムを設定したのである。

推進指定校を中心とした総合的な歯科保健活動への取り組みが学校全体を明るくし、健康の向上に役立ち、しかも、学校の教育目標の達成に大いに貢献することを証明することとなり、このような改定を生み、より学校歯科保健活動への取り組みが強化されることになった。

学校での健康診断においても、このヘルスプロモーションに基づく新しい健康の概念が取り入れられ、平成６年（1994）12月学校保健法施行規則の一部改正が行われた。

新たに健康志向に基づいたスクリーニングの考え方が導入され、CO（要観察歯）・GO（歯周疾患要観察者）、顎関節という健康診査項目が加えられ、児童生徒に対する保健指導に直結する資料として活用するなど学校歯科保健領域の健康志向に関する方策が確立した。

第７節　確かな健康観の育成をめざして

学校保健関係の全国的な規模の研究大会では最も歴史のある全国学校歯科保健研究大会が平成８年（1996）11月、記念すべき第60回大会を迎え、秋篠宮同妃殿下のご臨席を賜り東京で開催された。

この時のメインテーマは、「21世紀の学校歯科保健―確かな健康観の育成―」であった。それまでの「学校歯科保健の包括化―発達段階に即した歯科保健指導―」をさらに進化したものである。健康志向時代をまさに先取りして論議を深めたのである。

平成９年（1997）９月、保健体育審議会は、オタワ憲章に盛られた、「ヘルスプロモーションの理念に基づく健康の保持増進」を学校保健にも取り入れるべきとの答申を出した。学校保健活動の基本を疾病志向から健康志向へと切り替え、先の健康診断の改正を完全にバックアップしたのである。

そして文部省は、この年、旧来の「むし歯予防推進指定校」を「歯・口の健康つくり推進指定校」に改称し、積極的に学校歯科保健の啓発活動、児童の歯科保健行動の変容を意図した実践活動を展開して今日に至っている。

平成12年（2000）３月、厚生省は21世紀の道標となる健康施策として「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」を示した。この施策は、自らの健康観に基づく一人一人の取り組みを社会の様々な健康関連グループが支援し、健康を実現することを理念としている。その中で10年後の具体的な目標数値が示されている。学齢期のう蝕予防目標として、12歳児の一人平均う歯数（DMF歯数）を１以下にすることがあげられている。

近年、厚生労働省や日本歯科医師会が「8020運動」を提唱しているが、「健康日本21」並びに平成15年（2003）５月それを法制化した健康増進法が施行されるようになり、う蝕や歯周疾患を生活習慣病として捉えた新たな取り組みが始まった。こうした国の諸施策の中で学校歯科保健の重要性がますます高まってきている。

長年にわたる学校歯科保健の地道な活動の積み重ねと、それに裏付けられた健康つくりの取り組みがここにきて着実に成果を挙げてきたのである。

WHOが2000年の目標に上げた「12歳児のDMF歯数３以下」は我が国では１年前倒しでクリアーし、平成15年度には2.09にまで減少することができた。平成４年度4.17の実に半分になったのである。まさに素晴らしい成果をあげることができた。我が国の学校歯科保健の将来にますます明るい展望が見えてきたと言えよう。

一方で学校歯科保健の国際交流も始まった。平成13年（2001）７月、日本学校歯科医会は学校歯科医制度70周年、社団法人日本学校歯科医会設立30周年を迎えるに当たり、記念事業として初の国際会議になる「学校歯科保健アジア会議」を東京で開催した。

（第一回学校歯科保健アジア会議・東京）

アジア各国・地域の学校歯科保健活動の情報交換と親睦交流を通して広く世界

の子供たちの健康増進に寄与しようとするものである。参加国数も東京での第１回の14カ国からタイでの第２回（平成15年２月）には22カ国とWHOの参加を得て大きく発展した。そして、平成17年（2005）台湾での第３回へと引き継がれることになった。

日本での学校歯科保健の取り組みがアジア地域のお役に少しでもなれれば、望外の喜びである。

第８節　日本学校歯科医会の現況

平成14年（2002）に創立70周年を迎えた日本学校歯科医会は、現在では会員数も約23,500名程となり年間予算額では２億3,500万円を超える規模となってきた。

各種事業も西連寺愛憲会長のもとに、全国54加盟団体の絶大な協力を得ながら着実な歩みを続けている。

昭和46年（1971）文部省から社団法人として認可されて以来、本会は同省の指導と協力を得ながら事業の展開を図ってきたが、近年では相互協力による事業も多くなり、平成13年（2001）からの「歯・口の健康つくり推進指定校」事業のように同省の委託を受けての事業も行うようになった。そして、「従来、文部科学省の行ってきた歯科保健に関する事業は、日本学校歯科医会と協力して行うか、逐次、日本学校歯科医会に移行する。」と言われるまでに信頼されるようになったのである。

ここで、平成15年度における本会の主な事業とその内容の一部を紹介して今後の学校歯科保健に対するご理解とご支援を得たい。

１　大会・協議会・研修会の開催

⑴　第67回全国学校歯科保健研究大会の開催

主題：変革に向けての学校歯科保健の飛躍

―「生きる力」を育む歯・口の健康つくりの実践をめざして―

期日：平成15年10月２日～10月３日

会場：秋田県民会館

⑵　歯・口の健康つくり推進指定校連絡協議会（文部科学省委託）

趣旨：歯及び口腔に関する保健教育並びに歯・口の健康つくり推進指定校の運営等について協議を行い、学校歯科保健の充実を図る。

期日：平成15年５月30日

会場：独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター（東京）

⑶　学校歯科保健にかかわる（学校歯科医等）研修会の開催

学校歯科医の資質の向上を目指した、ワークショップ形式の指導者養成研修セミナー

会場：香川県（７月12、13日）、東京都（７月31日）、茨城県（８月９、10日）、静岡県（10月25、26日）

２　学校歯科保健の普及と推進

⑴「学校における健康診断」の普及指導

⑵　歯・口の健康つくり運動の推進

⑶　第43回全日本学校歯科保健優良校表彰の審査および表彰

（最優秀を文部科学大臣賞に、特別賞を日本歯科医師会会長賞候補として推薦）

(4) 歯・口の健康に関する図画・ポスターの審査および表彰、標語の募集

(5) 学校歯科保健の普及および学校歯科活動のための資料収集・作成および配布

3 学校歯科保健活動の推進

(1) 「歯・口の健康つくり推進指定校」の展開（文部科学省委託）

(2) 加盟団体主催の学校歯科保健優良校（よい歯の学校）表彰等への協力

(3) 日本学校保健会センター事業「児童生徒等歯・口の健康つくり推進事業」等に関する指導と助言

(4) 盲・聾・養護学校（学級）の歯科保健対策

(5) 「健康日本21」に関わる健康増進法の目的達成のための学校歯科保健活動の推進

(6) その他歯科保健対策に関する検討と推進

4 学校歯科保健の調査研究

(1) 文部科学省委託による学校歯科保健活動調査研究事業の実施

(2) 学校保健法と健康診断および事後措置に関する検討

(3) 口腔および咬合が全身に及ぼす影響の研究と普及のための調査

(4) 学校歯科医制度（学校歯科医の専門性）についての調査研究

5 社団法人日本学校歯科医会の運営ならびに組織・機構の整備と充実

(1) 日本歯科医師会、日本学校保健会および都道府県歯科医師会との連携

(2) 加盟団体との連携強化ならびに有機的な会員増強

(3) 機構の整備と充実

(4) 学校歯科医の身分保障・待遇改善に関する検討

(5) 会員の顕彰

(6) 広報活動(会誌年２回、広報紙年４回、月間報告書の作成･配布、ホームページの運用)

(7) 各種委員会の開催

制度第一委員会（私立学校の学校歯科保健活動状況及び学校歯科医の状況（報酬・執務・組織化の有無等）の検討）

制度第二委員会（１．日本学校歯科医会諸規則・規定の見直し　２．加盟団体との連携強化及び組織拡充に繋がる制度に関する検討）

制度第三委員会（学校歯科医の資質の向上のための具体的な制度（研修制度、内容、方法等）についての検討）

学術第一委員会（学校歯科におけるスポーツ歯学の更なる検討と口腔領域の安全教育についての具体的な検討）

学術第二委員会（「健康日本21」の目標への学校歯科としての関わり、学校歯科版「健康日本21」の検討）

学術第三委員会（学校歯科保健で関わりの深い薬剤の一つとして「学校におけるフッ化物応用ガイドブック」の検討）

普及委員会　（１．学校での健康診断時の探針使用について、日本学校歯科医会の正式見解のまとめ及び周知方法の検討　２．日本学校歯科医会に寄せられる推薦依頼品の検討）

会誌広報編集等委員会（会誌・広報紙等の企画・編集、ホームページの更新）

国際交流委員会（1．学校歯科保健国際交流のための資料収集について　2．集積されている資料の活用方法の検討）

特別委員会　1．「全国大会・協議会・研修会の諸事」に関する委員会

2．「全日本学校歯科保健優良校表彰審査委員会」

3．「図画・ポスター審査委員会」

文部科学省委託事業特別委員会

1．「歯・口の健康つくり推進指定校等調査研究小委員会」

2．「学校健康診断（歯科）と事後措置についての調査研究小委員会」

3．「児童・生徒のう歯治療に関する実態調査」調査班会議

6　医事渉外および国際交流の推進

⑴　渉外に関する事項、特に国会、地方議会、関係官庁、関係諸団体、報道関係等との連携強化

⑵　FDI（国際歯科連盟）、APDF/APRO（アジア太平洋歯科連盟/太平洋地域機構）との交流および連携の強化

⑶　諸外国学校歯科関係機関との交流

7　加盟団体および関係団体の各種大会・協議会への後援ならびに協力

⑴　第53回全国学校歯科医協議会の開催への後援

期日：平成15年11月６日

会場：青森県・ホテル青森

講演：「健康」を主体とした学校歯科保健活動の考え方

講師：明海大学歯学部長　安井利一

第53回全国学校保健研究大会の開催への協力

⑵　加盟団体が主催する大会・協議会への後援

8　第３回学校歯科保健アジア会議開催準備への協力

9　その他、本会目的達成のための事業

第９節　これからの学校歯科保健活動の課題

わが国の学校歯科活動は教育活動の一環として実施され、保健教育と保健管理の有機的協調のもとで、児童生徒の生涯にわたる健康つくりの基盤を形成し、心身ともに健全な国民の育成を期す活動として展開されてきた。世界的に認知されたヘルスプロモーションの概念はわが国の学校歯科保健活動が培ってきた方法論と基本的に調和している。

わが国の学校歯科保健活動の歴史は、歯科保健活動の展開が子供達に健康観を実体として根付かせ、健康を身近な課題として認識させ、その健康へのアプローチが自己実現を含めて自らのQOL向上に大きな力になることを理解させる原動力になり得ることを証明してきた。

学校・家庭・地域社会がともに連携して子供たちを取り巻く様々な課題解決に努めることは最も大切なことである。

そして、歯・口の健康という状態を探求することにより、直接的には歯科疾患を予防するためのセルフケアをはぐくみ、結果として生涯にわたり、食べる喜び、楽しく確実なコミュニケーション、豊かな表情など，いわゆる生活の質的な向上（QOL）を得ることができる。

さらに、このような学習と態度や習慣の育成により、自分自身を見つめ、自らの心身の健康の価値を考えることが出来るようになると同時に、自分を取り巻く人々に対しても健康の価値を見出せるようになると思われる。

口腔保健の有する課題は、子供に理解されやすく、共通性があり、また咀嚼や発音あるいは全身機能とのかかわりの中で、疾病を課題とせずに、健康増進を課題にできる貴重な教育素材である。

これからの学校歯科保健活動においては、子供たちが自らの気付きのなかで、健康つくりとQOL向上を目指していけるような支援の方法と実践を展開することが大切となると考えている。

最後になりましたが、㈶日本学校保健会の創立80周年を祝うとともに、ますますのご発展を心から願うものである。

（野溝正志）

第５章　日本学校薬剤師会の沿革と課題

第１節　創立の期

昭和29年（1954）６月、学校薬剤師制度の法制化が決り「学校教育法施行規則」の中にその性格、職務等が定められるに至り、はじめて学校薬剤師の位置づけが明確にされることになった。

しかしここに至る迄の道程は決して平坦なものではなく、幾多の先駆者による実践的行動と貴重な奉仕活動が強い基盤となっていた。

それは正に薬剤師の職能を最大限に地域社会に還元しようとする努力と研鑽の根性以外のなにものでもなかった。薬学教育の目指す薬事衛生、公衆衛生の専門家とは名ばかりでその内容は物質優先の拠出、合成、分析が主流を為していたからである。当時薬剤師の医薬品に関する知識は、あくまでもその成分としての物質が問題であり、効能効果に関する臨床的知識には全くと云って良いほど及ぶものではなかった。薬剤師は完全な化学技術者であった。したがって開局した者は、改めて一つ一つの薬の名前を覚え、経験と勉学によって開局薬剤師の地位を確立して行く状態である。

このような薬剤師が学校との関わりをもつようになったのは、身近かな学校とのつながりと、衛生室へのくすりの納入、あるいは理科室への化学実験用薬品の納入等がそもそもの始まりであった。大正、昭和の初期には、あらゆるくすりや化学薬品が自由に使用し、備蓄できたことから、その取扱や管理に関する問題が、事故としてあちこちの学校で大きく表面化して来たことにある。

この時いち早く、その管理能力を発揮したのが開局薬剤師であった。爾来東京を初め全国津々浦々に開局する薬剤師は、その職能を活かす可く、学校に備蓄するくすりや化学薬品の管理にボランティア活動を展開して行ったのである。かくしてその活動の業績は学校はもとより、地域社会にも多くの賛同を得ることになり、昭和６年（1931）３月には時の内閣総理大臣浜口雄幸氏に対して、紹介議員を通して、衆議院議長藤沢幾之輔氏より意見書が送付されるまでになっていた。

その請願書の要旨は、「現時我国に於て学校医のみを以て学校衛生の完全を期することは能はず、又輓近諸学校に於ては理科実験上又は、生徒児童の疾病に対する治療上、幾多の薬品を使用しつつあるも、薬学の知識欠陥の為、危害を惹起すること尠なからざるものあり。依って学校に薬剤師を置き、学校衛生施設の完備を図り、薬品による事故発生を未然に防止せられたしと謂うに在り、衆議院は其趣旨を至当なりと認め、之を採択すべきものと議決せり、依って議院法第65条に依り別冊及御送付候也。」であった。

日本初の学校薬剤師
荻村武郎

これを遡る昭和５年（1930）５月には、東京市の麹町区で市会議員となっていた開局者の荻村武郎氏は、区の委嘱を受けてはじめて、７校を担任する学校薬剤師となっていた。

一方大正15年12月に公益法人化した日本薬剤師協会は、発

足当初から学校薬剤師設置の声があがり、幾度びか総会の議題として採り上げられた。しかし日本薬剤師協会として具体的に運動を展開する機運は起らなかった。

その間東京市の各区はもとより、東京府下各県各市を中心に学校薬剤師の委嘱、任命は全国的規模となり急速に拡大して行った。

しかしながら当時は時代的背景に恵まれず、昭和６年（1931）からはじまった満州事変は、昭和12年（1937）７月には支那事変へと進展し、学校薬剤師問題は忘れ去られた形となった。

この頃の学校薬剤師は大方が無報酬であったばかりでなく、使用器具、薬品の他指導資料は殆ど個人提供、自己負担であった。

このような悪条件下にもかかわらず、昭和14年（1939）４月に日本薬学会総会開催を機に、名古屋市公会堂に於て、第１回全国学校薬剤師協議会（名古屋市と名古屋市学校薬剤師会共催）が開かれ、１道３府19県から学校薬剤師107名が参集し、研究発表等が行われた。

次いで翌昭和15年５月には東京市学校薬剤師会と日本薬剤師協会の共催のもと、第２回全国学校薬剤師協議会が神田一ツ橋の帝国教育館で開催され、出席者は３府23県から300名余と云う盛況であった。（尚当時東京府の学校薬剤師数はおよそ350名となっていた。）この年学校給食奨励規程が制定され、学童の体位向上と栄養問題について、学校薬剤師の活動を期待する声が強くなり、学校薬剤師会は当時設立された国防化学協会と協力して、職能を発揮する活動を展開した。

このような学校薬剤師会の組織的、社会的な事業は、間もなく日本薬剤師会も関与する所となり、第１回の学校薬剤師講習会が日薬主催によって昭和16年（1941）11月に開催されることになった。この講習会はその内容がきわめて多岐に亘り、戦時下に於ける薬剤師の職責の重要性が再確認される形となり、以後学校薬剤師のみにとどまらず、全国の薬剤師を対象として開催される方向に進んで行った。

日本国民に多くの教訓を残した大戦も終り、一部の地域を除いて戦禍に復興する槌音は急速に焼土を消して行った。昭和21年（1946）10月には、当時日本薬剤師会理事で東京都学校薬剤師会の副会長であった可児重一氏は学校薬剤師設置法制化審議会で審議作成した「学校薬剤師及び幼稚園薬剤師令要綱」及び「職務規定要綱」案を文部大臣に建議書として提出している。

その後11月に京都市で開催された６大都市学校衛生協議会の席上、東京都学校校医会会長松田医学博士から「学校薬剤師設置に関し当局へ建議すること」の提案があり、これが採択され決議されたことは、その後の学校薬剤師会進展に大きく関与する契機となった。

またこの年12月には、米軍放出物資による学校給食が東京、千葉、神奈川から始まり、やがて本格的な学校給食が実施されるようになった。

このようにして学校薬剤師は、創生期、大戦を通して、学校と学校薬剤師の多面的関わりを数多く経験し、昭和22年（1947）に公衆衛生院が衛生技術官養成を目的に決めた大綱に明示された、「環境衛生」と云う言葉にさそわれるように「学校環境衛生」の課題に足を踏み入れて行くことになった。

加えて昭和23年頃から学校プール、水泳場の設置も始まり、各都府県で制定された取締条件に基づく、プールの衛生管理に関する、学校薬剤師の講習会が開催され、児童生徒の健康安全と水質管理が学校薬剤師執務の一項となった。

このように着々と実績を重ね、昭和25年（1950）に第４回全国学校衛生大会が名古屋市商工会議所で開催された折に、奈良県学校歯科医代表によって「学校薬剤師設置に関する協議案」が提出され、これが可決されたことによって学校医、学校歯科医から力強い支援を受けたことになり、その成果が翌昭和26年に結実し、学校薬剤師にとって新しい時代の元年を迎えることになったと云える。

この記念すべき昭和26年は、７月に第２回６大都市学校保健協議会、第３回関東甲信越静学校保健大会開催に見られるように学校保健問題が学校教育に欠くことのできない、重要な位置を占めていることを如実に物語っている。これらの会には当然のことながら、各都道府県代表の学校薬剤師も積極的に参加し、学校保健のかかえる課題について、薬剤師の立場から勉強と研修に努力し将来への糧とした。

やがて８月７日には待望の「都道府県学校薬剤師設置規則」が制定され、８月13日に日本薬剤師協会は在京理事会を開催し、協会内に「学校薬剤師会」を設置する件を審議決定するに至った。そして10月６日～８日にわたって、福岡市九州大学医学部講堂で開催された第１回全国学校保健大会（前年４回までは全国学校衛生大会と呼称していたものを改称し、会則を制定して発足した。）に合わせて、日本学校薬剤師大会を開催、会則も制定し、８日には福岡市に於て、全国学校薬剤師会結成大会を開催、会長：刈米達夫、副会長：可児重一、小林秦朔、横井亀吉を選任、名実共に「日本学校薬剤師会」として、新生のスタートを切ることになった。

第２節　法制化への道

第１段階としての学校薬剤師設置規則は制定されたものの、各地区教育委員会の対応はさまざまなものがあり、未設置地区も可成り多く数えられた。このような現状から日本薬剤師会は昭和27年（1952）12月、文部省へ「学校教育法」の一部改正により、学校薬剤師必置制を盛り込むよう強く要望した。

この要望に対して文部省は、昭和27年度の全国的薬剤師分布状況の調査から、都部の公立小、中、高等学校が8,200校に対し、都部に在住する薬剤師数37,000名の多きを数えるに反し、郡部にあっては7,000校に対し、14,000名と尠なく、都部と郡部の著しい薬剤師偏重をあげ、直ちに必置性を採ることに対する難色を示した。

その後日を追って学校薬剤師設置校も増加し、昭和29年（1954）７月７日文部省令第19号により、「学校教育法施行規則」の一部改正が行われ、第12条の２に学校薬剤師に関する項目が追記されることになった。

第12条の２の⑵　学校（大学を除く）には、学校薬剤師を置くことができる。

第12条の２の⑸　学校薬剤師は、学校薬事衛生に関する職務に従事する。

第12条の２の⑹　学校医、学校歯科医又は学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師でなければならない。

ここに始めて、医師、歯科医師、薬剤師３師が同じ立場で、学校保健の振興に協力する道が開かれ、以後３師協調の路線が敷かれる端緒となったと云える。この年の12月１日、２日文部省主催による、第１回目の学校薬剤師講習会が、目黒の国立公衆衛生院を会場として開催されるに至った。尚この講習会は全国を３つのブロックに分け、各地区の指導者養成を主

眼とした。

昭和24年（1949）に一度廃止になった文部省体育局は、昭和30年（1955）４月に復活した。ついで文部省初等中等教育局保健課の所管となっていた学校保健に関する行政も、体育局学校保健課に移行される方向が示された。

昭和33年（1958）４月10日いよいよ「学校保健法」が制定公布され、学校薬剤師の必置が法文化された。

第１章総則・第３条（学校環境衛生）学校においては、換気、採光、照明及び保温を適切に行い、清潔を保つ等環境衛生の維持に努め、必要に応じてその改善を図らなければならない。

第16条（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師）学校には、学校医を置くものとする。

２、大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

この法律制定は、昭和29年の「学校教育法施行規則」による、学校（大学を除く。）には、「学校薬剤師を置くことができる。」から「置くものとする。」へ前進し、永年に亘る学校薬剤師の願望がここに成就した。

しかし法律が公布されたにもかかわらず、必置制の猶予期間の切れる昭和36年度まで、一人の学校薬剤師を設置できなかった県もいくつかあった。僻地をかかえた地域では、今日なお法令の光のあたらない所があることも事実である。

第３節　事業概要

「学校保健法」の公布に伴い、昭和35年（1960）７月学校環境衛生に関する文部大臣諮問第１号が保健体育審議会に出され、その答申を受けた後、昭和36年３月に第２号の諮問が行われた。その結果６月に審議会から答申が提出され、「学校環境衛生の基準」が全国に伝達明示された。

日本学校薬剤師会は、基準解説書作成を計画、多数の識者、学者、学校薬剤師の協力を得て、昭和43年（1968）３月に「学校環境衛生の基準」解説と題して出版した。この解説書は通称「青本」と呼ばれ、全国の学校薬剤師にとって必携の書となっている。

学校薬剤師会の組織は各都道府県に学校薬剤師会があり、その傘下に支部をもっている。日本学校薬剤師会は、都道府県学校薬剤師会の総合体として、会則によって運営される。

一方日本薬剤師会には、学校薬剤師部会がおかれ、職種部会としてその育成指導を行っている。また定款によって日本学校薬剤師会と称することができることになっている。したがって事務局は日本薬剤師会の中に置かれている。対外的な活動、特に文部省関係、学校保健会活動は日本学校薬剤師会が行い、学校薬剤師活動に必要な項目、特に指導的な面は日本薬剤師会学校薬剤師部会が担当する。

現在は全国を下記10ブロックに分け、毎年１回定例的なブロック会議を開催し、本部で立案した事業について報告し、情報、意見交換を通じて、地域との意志の疎通を計っている。

北海道ブロック　　近畿ブロック
東北ブロック　　中国ブロック
関東・東京ブロック　　四国ブロック
東海ブロック　　九州ブロック
北信越ブロック

ラジオ短波放送は、毎月１回学薬アワーとして、時宜に適した問題をとりあげ全国に流している。

第33回の全国学校薬剤師講習会を石川県金沢市で６月19、20日に開催した。この時の講習録は毎回役員がテープを起し、演者の校閲を受けたものを、Ａ５版約130頁にまとめ編集出版し、全国の学校薬剤師に頒布している。

昭和46年から始めた「学校環境衛生全国一斉調査」は現在も継続して実施されている。学校内、外を含めた環境衛生の問題点をとらえ、全国的な集計を行っている。これまでに終了した内容は次の通りである。また、第23回から「全国学校保健調査」と改称し、日本学校薬剤会の事業として実施している。

第１回	昭和46年	飲料水
第２回	〃 47年	飲料水
第３回	〃 48年	照明環境
第４回	〃 49年	照明・照度
第５回	〃 50年	飲料水
第６回	〃 51年	飲料水
第７回	〃 52年	水泳場
第８回	〃 53年	水泳場
第９回	〃 54年	学校安全計画と53年度の学校薬剤師執務執行状況
第10回	〃 55年	学校給食・校内飲食物販売の衛生管理
第11回	〃 56年	学校給食・校内飲食物販売の衛生管理
第12回	〃 57年	学校校地をとりまく環境
第13回	〃 58年	給食施設・設備の衛生管理
第14回	〃 59年	給水施設・設備の衛生管理
第15回	〃 60年	保健・安全に関する活動と学校薬剤師
第16回	〃 61年	教室の学習環境に関する調査について
第17回	〃 62年	教室の学習環境に関する調査について
第18回	〃 63年	食生活環境の衛生に関する調査について
第19回	平成元年	①食生活環境の衛生に関する調査に基づく補充 ②学校における冷房・暖房設備及びその管理状況について ③学校におけるコンピュータの普及状況についての予備的な調査
第20回	〃 ２年	日常点検・環境衛生検査機器等の調査について
第21回	〃 ３年	この年度より「全国学校保健調査」と名称を変更しての日本学校薬剤師会の単独事業として発足。 飲料水の検査
第22回	〃 ４年	水泳用プールの管理及び保健室について
	〃 ５年	中止
第23回	〃 ６年	照明・照明環境及び学校・学校薬剤師の学校保健管理について
第24回	〃 ７年	空気・騒音の定期検査、日常点検、コンピュータについて
第25回	〃 ８年	飲料水の水源、定期検査、日常点検、水槽、排水、水のみ場、足洗い場について

第26回　平成９年　学校給食の衛生管理について、及び保健室、理科室の薬品について
第27回　〃 10年　水泳プールの衛生管理・ゴミ処理・薬物乱用防止活動について
第28回　〃 11年　教室の照度・照明環境、理科室の薬品管理及び薬物乱用防止活動について
第29回　〃 12年　教室等の空気、騒音環境及び騒音レベル、薬物乱用防止活動について
第30回　〃 13年　飲料水（水源・定期検査・日常点検・水槽）及び学校保健委員会について
第31回　〃 14年　学校給食の衛生管理について、及び環境衛生検査器具・医薬品等について
第32回　〃 15年　水泳プールの衛生管理、ゴミ処理、喫煙・飲酒・薬物乱用防止活動について
第33回　〃 16年　平成15年度の教室の照度・照明環境、コンピュータ及び薬物乱用防止活動について

現在、全国学校保健調査委員会が調査表の作成・評価を行い、調査表はコンピュータ処理されていてこの結果は要望に応じて都道府県単位まで取り出すことができるので、地域によってこれを資料として有効的に活用している。

昭和58年（1983）４月25日日本学校薬剤師会山中正一会長が文部省保健体育審議会委員として審議会に出席した。昭和53年（1978）度学校保健法一部改定以来、法の主旨を徹底するために学校薬剤師の資質の向上を図ってきたが、昭和57年（1982）には｛改定「学校環境衛生の基準」解説｝（青本）が出版され学校薬剤師、学校保健関係者の座右の書となった。

文部省の補助事業として日本学校保健会の学校保健センター的事業として「学校環境衛生検査体制整備促進事業」については昭和54年（1979）から毎年６県が受託して昭和58年度までに31の都道府県が事業を実施し成果を収めている。

昭和58年８月８日には学校薬剤師生みの親である本会顧問の可児重一先生が逝去され、葬儀は山中会長が葬儀委員長となり、本会と東薬会との合同葬によって執行された。

昭和59年度は日本薬剤師会の機構改革に伴い、学校保健委員会を学校薬剤師部会に吸収合併し、日本学校薬剤師会長が日本薬剤師会学校薬剤師部会長に就任することになった。

東京で全国学校薬剤師大会が開催されたのを機にして可児、永山両先生を称え「可児・永山賞」を制定した。

４月には文部省体育局学校保健課教科調査官の異動により、国崎弘教科調査官が静岡大学教授に転出、石川哲也教科調査官が就任された。

昭和60年は本会種村玄彦副会長が保健体育審議会委員として就任、審議会に出席することになった。昭和60年を迎えるに当たって「学校薬剤師の原点をみつめて」と言う標榜を掲げて学校薬剤師全会員の基本的な指導書「学校と学校薬剤師」及び「学校環境衛生の基準の解説」の活用によって学校薬剤師の職務遂行の徹底を求めた。この中の一つに全国一斉調査は会員の熱意により、35,395校の調査票の回収ができ、コンピュータによる集計が行われ、都道府県に報告をして学校保健の向上に寄与している。

昭和61年（1986）は「医療法の一部改正」があり、学校薬剤師が各都道府県薬剤師会の参画する地域医療計画にそって、学校薬剤師の職能技術を十分に活用し、地域医療に協力をす

る姿勢を示した。特に、児童生徒が「自分の健康は自分で守る」とする学校保健教育の目標を一歩進め、学校生活のみならず、地域社会においても生涯を通して、健康的で安全快適な環境条件を正しく評価して保持増進することのできる知識の普及について、実践的活動を展開する目標にそって事業活動を推進した。

昭和61年（1986）度で実施した全国一斉調査の結果から学校が所有する環境衛生器具の種類を調査したところ、所有率の高い器具を挙げると、遊離在留塩素計は約90%、プール用水温計は約75%、照度計約70%、であるが、その他の器具は50%以下の状況であり、今後の対策の必要性が認識された。

昭和62年度は学校薬剤師の資質の向上を図る目的で「学校と学校薬剤師」の本を基に日本学校薬剤師会の役員が全国の10ブロックの講習会に出席して講演を行い職務の遂行に寄与するとともに、子ども達の健康保持と関連があることや教育活動にも連動して行くこと、学校保健委員会を通じて学校保健関係者との連携の大切さについて助言指導をして会員の関心を高める努力を行った。

その他、エイズの対策が大きな問題として提起されたので、防止対策として文部省作成のパンフレットの配布、アスベスト（石綿）の除去、学校薬剤師50周年記念事業の計画が公表された。

昭和63年度では昨年に引き続き「学校と学校薬剤師」の教本によって講習会の開催をした。また、学校薬剤師の報酬について調査を実施したが、全国的に著しい格差が存在していることが判り、日本薬剤師会連盟に報告をして改善方について、日本学校薬剤師会として政治課題とするように要望を行った。

また、文部省、日本学校保健会では「学校環境衛生の基準」の改正に向けて委員会を設置して検討を３カ年に亘って行うこととし、学校環境衛生指導委員会委員は松尾学、杉下順一郎、山本幸子の３名が推選された。

平成元年度は４月12日に日本学校薬剤師会50周年記念式典が厳かに挙行され、これを記念して、全国の学校薬剤師会より推薦を受けた、147名の功績者が文部大臣表彰の栄誉を受けた。本会発足50年の歴史の輝かしい足跡を残した。

新学習指導要領により、学校保健についても変化がありそれに伴う、資料の通知、普及を積極的に行った。保健体育審議会委員に松尾学氏が就任した。

昭和から平成に年号が変わり、次代に活躍する薬学生に対して、学校保健法に基づく学校薬剤師制度の理解を図るとともに、大学の教育、研究機能と本会の活動の連携を図る意味から学校関係者に呼びかけ、学術協力者会議として首都圏薬科大学（薬学部を含む）の先生方を招聘して懇談会を開催した。

平成２年度は改定新会則が議決施行された。日本学校薬剤師会と日本薬剤師会の連携がより一層強固になると同時に薬剤師職能の分担がより明確となった。役員も副会長が５名から３名に減少して省力化をはかった。医薬分業の進展や薬局業務の多忙により、各地域に薬剤師会館の建設が相次ぎ、会議室はもとより、試験検査の設備も充実し、学校薬剤師活動の支えになっているが、分業進展の急速な流れのなかで、薬局の業務管理が多忙となってきていることである。しかしながら、使命感に燃えて取り組んできた学校保健の職務は益々重要になっていることも事実であり，なお、一層の研鑽に励むものであることを念頭に会員に理解

を求めた。また、元年（1989）10月に某私立幼稚園で発生した飲料水による病原性大腸菌による事故については、本会としてこれを重く受け止め、直ちに各都道府県に対し学校における水質管理の現状調査を依頼した。また、文部省に対しても、その内容を説明し、局長通知として各都道府県知事、教育委員会、並びに各種学校長宛てに飲料水の水質管理の徹底についての文書の発送がなされ、今後の再発防止に関する万全の体制を整えることになった。文部省の委託を受けた学校環境衛生指導委員会においては、数次にわたる本会役員との協議の結果「学校環境衛生の基準」の改訂について各項目の起草に入った。活用については基準並びに学校薬剤師の解説書、日常点検を中心とした学校教職員の指導書及び学級指導にも活用できる指導書の作成をすることになった。

平成３年（1999）度は日本学校保健会の学校環境衛生指導委員会は学校環境衛生の基盤となる「学校環境衛生の基準」の改訂作業を進め、基準案を提出する運びとなった。これと連動して日本学校薬剤師会では基準の解説の作成準備に委員会を作成して当たることになった。また、中学校、高等学校においても健康教育にかかわる実験的授業が行われ、学校薬剤師に関する資料の提供あるいは指導助言を求める例も多数見られるようになった。これらのことから学校の保健管理、健康教育に学校薬剤師が積極的に参加して行くため、新訂「学校と学校薬剤師」を編纂し、学習指導要領の内容を示すとともに学校薬剤師と直接関係する部分について解説した教本を作成し会員の資質の向上に寄与した。

平成４年６月23日に文部省体育局長裁定による学校環境衛生の基準が通知された。これは文体学第187号文部省体育局長事務代理・文部事務次官国分正明で発出され、「学校における環境衛生の徹底について」という文が添えられている。

平成５年度は学校環境衛生の基準が改定されたことにより、学校薬剤師の学校保健活動は一段と内容の充実強化が当面の責務となり、この点について会員に周知徹底すべく多くの役員が対応にあたった。次年度には学校薬剤師制度40周年事業に向けた準備もし、さらに、新基準の解説書の作成に全力を挙げ、執筆校正に当たった。平成５年度の地方交付税における学校保健関係の財源措置について文部省体育局学校健康教育課長通知として学校薬剤師の報酬は148,000円/年に増額された。

平成６年度は４月８日東京都千代田区東海大学校友会館において総会を開催し、会務・事業の計画案の承認とともに新役員の選任を行い、松尾学会長以下新執行部が選出された。総会終了後、同会場で学校薬剤師制度40周年の記念式典を挙行した。式典では都道府県学校薬剤師会から推薦された167名が文部大臣表彰を受けた。また、式典後の祝賀会では各界から多数の来賓の方々をお迎えして多数の参加者ともども表彰者の栄誉を称えた。本年は「学校環境衛生の基準」の解説書が発刊され、学校保健関係者の座右の書として十分な参考書となるものである。

日本学校保健会が特別法人の許可を受けて発足した「学校保健募金」は各地区学校保健会がそれぞれ校長を通して、資料を配布し主旨説明を行うことになったところであるが、本会も医・歯部会と協調して各都道府県に要請書を送付し逐次募金に協力をお願いした。また、阪神・淡路大地震が発生して学校の施設が破壊され、学校環境衛生の観点から、多くの課題が提起され、その対応にも追われた。特に、学校が緊急避難先となったことから、学校と対策本部との見解の相違、薬品の備蓄、使用、管理などの面で対策が講じられた。平成７年

（1995）７月には杉下順一郎氏が保健体育審議会委員に任命された。

平成８年４月12日に総会が開催され、澤村良二会長が誕生した。また、副会長には杉下順一郎、永野孝夫、佐藤春壽の３名が選出された。

平成８年５月に発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生し、死亡事故まで起き大変悲惨な事件であった。学校給食を感染源とする集団的発生に進展し、その原因究明には全国民の注目する状況に至った。厚生省はその毒性の強さと感染経路の特定が困難なことから、O157を含む病原性大腸菌を指定伝染病と位置付け、食品に係わる安全性の確保について対応した。文部省も６月には学校健康教育課長名をもって「病原性大腸菌O157に関する通知」を全国に発出するとともに８月28日には体育局長通知として「学校における環境衛生の徹底について」をより一層効果的に推進するため、「学校環境衛生の基準」の一部改定をし、学校給食の安全性を保持、推進する施策を講じた。この背景には文部省では体育局長裁定による「学校給食における衛生管理の改善に関する調査協力者会議」を発足させ、学識経験者、学校保健関係者、給食調理関係者、事業者、製造業者からなる専門家が一堂に会し協議を行った。座長は河野重男氏で、そのWG座長は杉下順一郎氏で激しい議論を重ね、定期検査票、日常点検票の作成や基準の改訂作業に携わった。

佐々木正峰局長の統率力や北見耕一課長の厚生省、労働省、通産省、農林省、建設省などとの整合性をとる交渉役は大変なものがあった。子ども達に安全な給食を確保するために国を挙げて対応して、官民一体となって取り組んだことは素晴らしいことであった。今日まで、O157による学校給食では起きていないことはこれらの対策が生きている証左である。また、協力者会議は続けられてその成果が上がり、件数、患者数も減少の傾向にある。平成９年には本会ではこの食中毒を重く受け止め、「学校給食の衛生管理」を別冊として刊行し全国会員の教本として活用した。平成10年（1998）４月22日本会の総会が開催され、会長以下副会長が重任された。学校薬剤師会の重点事業の一つである薬物乱用防止教育研修会は、従来㈶麻薬覚せい剤乱用防止センターその他との共催で開催していたが、平成10年度は日本学校薬剤師会学校薬剤師部会の事業として、諸団体との協力により第７回研修会を８月８日に開催した。平成10年12月１日に学校環境衛生の一部改訂が行われた。

平成11年４月23日には本会創立60周年記念式典が赤坂プリンスホテルで挙行された。各界のご来賓のご出席を得て、永年の学校薬剤師活動の労を称え、120名の都道府県学校薬剤師会から推薦された学校薬剤師が文部大臣表彰の栄誉を受けた。本年度から日本学校保健会会報「学校保健」を本会で毎号を購入して各都道府県学校薬剤師会に送付することになった。

平成12年度は薬物乱用防止活動に学校薬剤師として、講師の派遣を含めて積極的に参加するため、日本薬剤師会・学校薬剤師部会主催、本会後援ではじめて薬剤師を対象に「薬物乱用防止研修会」を静岡県、広島で開催した。

平成13年度は新学習指導要領が平成14年から実施されるのに伴い、新版として「学校と学校薬剤師2001」を編集刊行をした。発刊に関して本についての解説及び説明会を長井記念ホールにて開催した。また、全国学校薬剤師会長会議を開催し、会長などの選出について選挙規定が改正され、選挙管理委員会を新たに設置した。

平成13年（2001）８月28日には学校環境衛生の基準の一部改訂が行われた。この改訂の主旨について全国の学校薬剤師会員に伝達を行った。

平成14年度新設された選挙管理委員会の発足の規定により、会長の選挙公示が行われた。立候補者は澤村良二、杉下順一郎の２氏であり、投票により選挙が行われ、杉下順一郎氏が初当選した。ついで、選考委員会が開かれ、副会長に三上俊一（北海道）、小川善雄（大阪）、築城敬直（愛知）の３氏が選出された。新執行部は早速に新組織作りを行い、会務は総務、学術、会計の３部門とし、委員会は会則改定委員会、IT委員会、健康・学校環境衛生委員会、学校保健調査実行委員会、青本改正委員会の５委員会として構成することになった。さらに、学習指導要項が実施されたことにより本会として稿本を基に普及に協力するとともに、学校環境衛生の向上と健康教育への参加や参画とその内容に厚みが増した。また、学校環境衛生の基準についてはプール水質検査における総トリハロメタンの測定，シックハウス症候群に関わる基準について改訂が行われ、その普及に行動を行った。文部科学省は４月に子ども達の健康影響に対応するために、「シックハウス症候群に関する調査協力者会議」を設置し、石川哲也神戸大学教授が座長となり、本会からは白石美智子常務理事が就任して積極的に活動を続けている。IT委員会ではホームページの開設に務め、11月には全国の会員に通知した。URLはgakuyaku.jpである。

平成15年度は健康・学校環境衛生委員会の提案・運営による第１回「健康・学校環境衛生講習会」を６月28日（日）に約300名以上の全国からの出席者を得て、講演者の執筆による稿本を基に実施して好評を得た。稿本は全国の会員に2,500冊も頒布された。また、会則改定、会費の徴収方法の改正が行われ、会務を遂行するために寄与した。

シックハウス症候群の学校環境衛生の基準にホルムアルデヒド、キシレン、トルエン、パラジクロロベンゼンの４物質が加えられたのに伴い㈶日本学校保健会の要請により相談窓口が日本学校保健会内に設置された。本会から相談窓口委員として、村松學、岸野信子、杉下順一郎、佐藤美恵子、杉下一幸の５氏が毎週午後１時より５時まで担当することになり、毎月100件以上の相談に応じている。

平成16年度は役員の改選が行われたが会長立候補者は杉下順一郎氏以外はなく再選された。副会長もそれぞれ再選された。学校環境衛生の基準の改訂が平成16年２月10日に15文科ス第402号文部科学省スポーツ・青少年局長　田中壮一郎名で通知された。このことにより、本会では26名の基準解説書の改正委員会を組織して精力的に基準の解説書を作成して会員、学校保健関係者の資質の向上に寄与すべく努力をした。また、基準に二酸化窒素、ダニ及びダニアレルゲン、さらに、スチレン、エチルベンゼンが新しく加わり、これらの重要性から、新基準の講習会を全国の代表者に上京して戴き講師に石川哲也、村松学両常務理事に講義をして戴いた。

規制緩和措置により、昨日まで医薬品であったものが、今日から医薬部外品として、一般小売店で販売されることになり、「くすりの正しい使い方」について、日本薬剤師会にも協力を求めて、理事会に図り了解を得、また、日本学校薬剤師会の機関決定を行い河村建夫文部科学大臣に要望書を提出した。また、医薬品製造業者が医薬品の無償提供を行って学校現場で無差別に配付されていることは大変な危険を伴う恐れが生じることから中止するように大衆薬協議会に申し入れ善処方を要望した。この結果、製薬会社は今後行わないことになった。

平成16年は学校薬剤師制度50周年の記念すべき年に当たり、本会では、全国の学校薬剤師

会の会長に文部科学大臣表彰者の推薦をお願いし、本会推薦委員会の議を得て、文部科学大臣に推戴をして、ご裁可を得て150名の表彰者が決定された。記念式典は４月24日（土）午後３時より赤坂プリンスホテルで各界のご来賓のご出席を得て盛大に厳かに挙行された。また、本会にご協力を頂戴した機器、薬剤製造業者に感謝状を20社に贈呈をした。この機会に本会では、バッジを制定することに役員会で決定し、以後記念行事の記念品とすることになった。男性第１号は岡本彰（前日本薬剤師会副会長、学校薬剤師担当)、女性第１号は作成者の白石美智子常務理事である。

本年から、委員会は出版委員会、職能検討委員会、健康・環境衛生委員会、IT委員会学校保健調査実行委員会、研究課題に関する特別委員会の５委員会を組織して会務を実行して行くことになった。

本年度の新しい企画として、学校環境衛生の基準に列挙されている試験法が示されているが、種々科学技術の進歩により、新しい機器，試験紙が開発されている折、各地域で試験をして戴き、その成果を学術発表し、賛同が得られれば日本学校薬剤師会の選定品として全国に示して行きたいと企画を考えている。

また、第２回研修会は大阪で７月11日（日）に実施した。今日的テーマとして換気の重要性から、ロスナイ（三菱電機製造株式会社）の生みの親である吉野昌孝氏の講演が行われた。水道法については安藤正典氏に、学校環境衛生の基準については石川哲也氏が、更に薬物乱用防止教育では山澤文裕氏が行った。

第４節　今後の課題

１．子ども達を取り巻く環境は社会の複雑な様相から、少なからず影響を受けていることに留意する必要がある。特に、今日薬物乱用防止教育は多くの関係者が努力を行っている所であるが、学校薬剤師は、薬事を司る専門職であることから、小学校段階の低学年から「くすりの正しい使い方」について教育する必要がある。日本学校薬剤師会では平成16年（2004）２月25日に河村建夫文部科学大臣宛てに要望書を提出した。

平成16年２月25日
日学薬発35号

文部科学大臣
　河村　建夫様

日本学校薬剤師会
会長　杉下　順一郎

要　望　書

日頃より、日本学校薬剤師会の活動に対しましてご理解・ご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、本会では従来より、学校における薬事衛生、環境衛生などの管理、教育に従事してまいりました。また、近年は薬物乱用防止教育にも積極的に協力し、児童生徒の健康の保持増進を図って参りました。

つきましては、児童生徒の健康の保持増進を一層推進するため、下記の事項を実現していただきたく要望いたします。

記

児童生徒が、生涯にわたって医薬品を正しく使用できる資質や能力が身につくよう、以下のことを要望します。

1．小学校段階から、「医薬品の正しい使い方」に関する内容を、学習指導要項に明記していただきたい。

2．教材を作成するなど環境整備をしていただきたい。

3．学校薬剤師が学校において指導できるよう、啓発活動を行うなどご協力をいただきたい。

［要望の理由］

1．ヨーロッパ、北米などにおいては、薬物乱用防止教育とともに医薬品教育が行われ、成果を上げていること。

2．将来の医療費の国民負担を考えると、セルフメディケーションが重要となっていること。

3．規制緩和により、医薬部外品などが一般小売店で容易に入手できるようになっていること。

以上

2．日本学校薬剤師会と日本薬剤師会との関係

近年、医薬分業が全国平均50%を超え、開局薬剤師の仕事の量が増加している。

各地域の薬剤師会も薬事衛生を司ることによる公衆衛生の寄与も薬剤師の職務であることから十分な理解の基で協力体制をとることが必要であると考える。個々の学校薬剤師の活動は地域医療としての学校保健活動は大切な事柄であるがややもすると困難である事態が生じる。学校の検査業務は土、日なども可能な方法もあり、学校保健委員会で提案をして行うようにするのも一方向である。また、チームを組んで対応したり、ITの方法もある。先ず実行することを前提として予定を組むことが大切なことである。学校に検査活動に従事しているという看板を提示しておけば地域の住民も理解と協力をしてもらえるはずである。

また、学校薬剤師会の組織力の強化を図る必要がある。学校薬剤師はボランティアであるという考え方を変えてプロフェション的な考えを持つ必要があるのではないかと思う。したがって、教育者としての資質の向上、情報の収集を心がけなければならない。

3．アンチドーピング

健全なスポーツが勝つことに優先をして、鍛錬より、食品、薬物、サプリメントなどに頼る傾向が増える状況である。これは、競技者の健康を害し、フェアプレーの原則に反し、反社会的な行為であることを子ども達に教育することである。

平成16年4月にJADA（Japan Anti Doping Agency）が発足したことは喜ばしい限りである。学校薬剤師会として今後十分な対応をして行く必要がある。日本学校薬剤師会ではHPに2004年版のWADA（World Anti Doping Agency）の和訳された禁止薬物が収載されていて、情報の開示を行っている。以上の点はこれからの日本学校薬剤師会の進むべき課題と考える。

（杉　下　順一郎）

第６章　全国学校保健主事会の沿革と課題

第１節　沿革

保健主事の名称が初めて公にされたのは、昭和24年（1949年）の『中等学校保健計画実施要領（試案）』である。この２年後の昭和26年（1951年）第１回全国学校保健大会が福岡にて開催された。この大会と本会の発足とは後に最も深い関係となるのである。さらに５年後の昭和31年、本会が誕生し歴史の一頁が始まったのである。この誕生に尽力された先輩諸氏に深く敬意と感謝の意を表します。

本会の沿革を述べるに当たっては、設立以来、約半世紀にわたって毎年開催されている、「全国学校保健主事会」（後に、「同総会」、「同研修会」「同研究協議会」と名称変更）の開催状況を紹介することによって、理解いただくことになると思われる。

なお、「全国学校保健主事研究協議会」は、研究協議が始まる前に、全国の理事・評議員会を開き、会務報告、決算報告、役員改選などの議題について議論している。さらに、情報交換の時間を設けて、全国の仲間と意見交換をしながら、よりよい保健主事の在り方等研究し合っている。これらの点から、以下のように年度をおって主要事項を摘録する。

⑴　昭和29年（1954）・島根県……〈設立２年前〉

島根県で開催された第４回全国学校保健大会において、全体協議会の第５号議案として「学校保健主事の設置と職務の法制化について」、千葉、青森両県の学校保健会より提案

⑵　昭和30年（1955）・福井県福井市……（設立１年前）

第５回全国学校保健大会の第２分科会（学校保健組織部会）の協議として、全国保健主事部会の組織強化と活動促進について千葉県より提案があった。その内容は、『学校保健の運営の中心は保健主事である。現在ではその設置も不十分である。任命する人も任命される人も研究と自覚が不足している。保健主事部会団結と強化が必要である。』このように全国学校保健主事会の結成の機運が盛り上がり、福井、滋賀、群馬諸県の保健主事代表より、昭和31年の滋賀県大津市の次期大会まで原案を準備し結成大会を開くことが提案され設置の機運が一層高まった。

⑶　昭和31年（1956）・滋賀県大津市……（設立）

第６回全国学校保健大会の第２日、全体協議会議題の第５号議案「保健主事の任命法制化促進について」を要望すると、関東甲信越静学校保健大会より提案。また、分科会保健主事会において千葉、埼玉両県共同提案によって、全国学校保健主事会結成についての協議がもたれた。福井、滋賀、群馬代表の議長団により会則を審議し、満場一致の賛成を得て『全国学校保健主事会会則』が制定された（11月７日）。ここに『全国学校保健主事会』の誕生を見るにいたる。第３日、全体協議会の席で日本学校保健会の所属部として認められる。初代会長は、長倉邦雄（東京都立西高等学校）。

⑷　昭和32年（1957）・千葉県館山市……第１回全国学校保健主事会開催

第７回全国学校保健大会第３日、館山小学校において、記念すべき第１回全国学校保健主事会を開催する。協議事項①各府県保健主事会結成について、結成促進ならびに状況報告　②ブロック別保健主事会結成について　③その他の運営について

⑸　昭和33年（1958）・新潟県新潟市……第２回全国学校保健主事会開催

第８回全国学校保健大会第２日、新潟市公会堂会議室において評議員会を開催し、続いて白山中学校に席を移し総会並びに懇談会を開催する。

協議事項①教育事務簡素化および保健管理の件　②保健主事会未結成の県では、急いで結成する　③全国学校保健主事会の運営を円滑にし、かつ実績をあげるため各府県は金1,000円也の負担金を納入する。この年『学校保健法』成立と『学校保健法施行規則』の改正が行われ、また、『学校保健法及び同法施行令等の施行について』文部事務次官通達があり、保健主事の設置となる。

⑹　昭和34年（1959）・広島県広島市……第３回全国学校保健主事会開催

第９回全国学校保健大会第２日、広島県皆実高等学校講堂において評議員会、総会を開催。

協議事項①保健主事法制にともなう諸問題　②日本学校安全会法に関する問題点

⑺　昭和35年（1960）……福島県

第10回全国学校保健大会で保健主事に伴う諸問題が話し合われた。班別研究会では、保健主事の職務遂行が円滑に行われるために、保健主事を専任制にするよう要望された。

⑻　昭和36年（1961）・青森県弘前市……第４回全国学校保健主事会開催

協議事項①保健主事および保健担当教員の身分保証について　②日本学校安全会への要望事項について　③保健主事が職務を完全に遂行するにはどうすればよいか　④全国学校保健主事部会の活動を強力に推進するためにはどうすればよいか　⑤全国および都道府県保健主事部会組織の整備と強化について

⑼　昭和37年（1962）・静岡県静岡市……第５回全国学校保健主事会開催

協議事項①関東甲信越静学校保健主事会において全国の組織の再建策を立て、熊本大会に提案する

⑽　昭和38年（1963）・熊本県熊本市……第６回全国学校保健主事会開催

協議事項①保健主事の身分を確立し職務の完遂できるための負担軽減を図り、資質向上のための措置をするよう要望する。

⑾　昭和39年（1964）石川県金沢市……第７回全国学校保健主事会開催

石川県金沢市農業会館において第７回学校保健主事会総会・評議員会を開催

協議事項①前年度事業報告ならびに決算に関する件　②今年度事業案ならびに予算の承認の件　③役員改選に関する件　④組織に関する件　⑤決議文

⑿　昭和40年（1965）三重県伊勢市・伊勢市かつお・まぐろ会館……第８回学校保健主事会総会開催……今大会より総会と名称変更

協議事項①趣旨　会則第８条による年次評議員会ならびに総会　②研究協議　③決議文・草案提出　三重県承認

⒀　昭和41年（1966）群馬県前橋市……第９回全国学校保健主事総会開催

第16回全国学校保健大会の一環として、全国保健主事研究協議会開催　①趣旨　「保健主事執務上の当面する諸問題について研究協議し、学校保健の推進に寄与するとともに、相互の親睦を図る　②総会　ア表彰　全国初代会長長倉邦夫　イ決議文の採択　③会長・小林光勇（群馬県）。以下55年度の会長までは、開催県より選出する

⒁　昭和42年（1967）愛媛県松山市・道後温泉センター……第10回学校保健主事総会開催

①趣旨　前年に同じ　②研究発表

⒂　昭和43年（1968）岐阜県岐阜市・岐阜市役所大会議室……第11回学校保健主事研究協議会開催……今大会より研究協議会と名称変更

①趣旨「全国組織運営について協議し相互の親睦を図る」　②議題　ア規約改正　イ組織運営について

⒃　昭和44年（1969）鹿児島県鹿児島市……第12回全国学校保健主事研究協議会開催

①趣旨「保健主事の執務上の、当面する諸問題について研究協議しその資質を向上し、学校保健の推進に寄与するとともに相互の親睦を図る」　②研究発表（東北、近畿、九州の代表による各県の活動状況）

⒄　昭和45年（1970）秋田県秋田市……第13回全国学校保健主事研究協議会開催

研究発表

⒅　昭和46年（1971）岡山県岡山市……第14回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「保健主事執務上の諸問題について」神戸大学教授　佐守信男

⒆　昭和47年（1972）札幌市……第15回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「保健主事執務上の諸問題について」東京学芸大学教授　黒田芳夫

⒇　昭和48年（1973）富山県富山市……第16回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「今回の答申と保健主事」東京大学教授　船川幡夫

㉑　昭和49年（1974）宮崎県宮崎市……第17回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「保健教育と管理の効果的な調整と保健主事について」国立特殊教育研究所・教育工学研究室室長　詫間晋平

㉒　昭和50年（1975）埼玉県浦和市……第18回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「発育と年次的推移と学校保健」国立公衆衛生院・学校衛生室長医学博士　髙石昌弘

㉓　昭和51年（1976）高知県高知市……第19回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「学校保健に期待するもの」元高知県学校保健主事会会長、日本赤十字社水上安全指導員　宮川多慶男

㉔　昭和52年（1977）神戸市……第20回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「新教育課程と学校保健」東京家政大学教授・学習指導要領（保健体育）作成協力会議副委員長　黒田芳夫

㉕　昭和53年（1978）岩手県盛岡市……第21回全国学校保健主事研究協議会開催

講演「学校保健の課題と保健主事の任務」金沢大学名誉教授・北陸学院短期大学教授・日本学校保健会常務理事　村上賢三　この年『保健主事執務事例集』を㈱「ぎょうせい」より発刊。

㉖　昭和54年（1979）名古屋市……第22回全国学校保健主事研究協議会開催

シンポジウム、テーマ「学校保健の課題と保健主事の任務」

㉗　昭和55年（1980）山口県山口市……第23回全国学校保健主事研究協議会開催

①シンポジウム　テーマ「学校保健の課題と保健主事の任務―自ら守り育てる体と心―」②「全国学校保健主事会表彰規定」の制定

㉘　昭和56年（1981）千葉県千葉市……第24回全国学校保健主事研究協議会開催

①特別講演「子供の心の健康とその指導」筑波大学教授　小田晋　②シンポジウム　テーマ「自らの健康を育てる能力の育成を目指した学校保健活動のあり方」 ③本会会長・小川好平・千葉県立薬円台高校

⑵⑼　昭和57年（1982）福島県福島市……第25回全国学校保健主事研究協議会開催

特別講演「保健体育の課題」文部省体育局学校保健課教科調査官　吉田瑩一郎

⑵⑽　昭和58年（1983）京都市……第26回全国学校保健主事研究協議会開催

①特別講演「子どもの心とからだ・その実態と指導」東京大学医学部保健学科教授　平山宗宏　②研究発表　③研究協議（シンポジウム）テーマ「自らの健康を育てる能力の育成を目指した学校保健活動の在り方」

⑵⑾　昭和59年（1984）茨城県新治郡筑波研究学園都市……第27回全国学校保健主事研修会開催……今大会より研修会と名称変更

①標題「自ら守り育てる心とからだ」 ②講演「健康の考え方」筑波大学体育科学系教授　江口篤壽　③班別研究協議　④本会会長・今村要道・京都市立修学院中、

⑵⑿　昭和60年（1985）徳島県徳島市……第28回全国学校保健主事研修会開催

①講演「現在の健康教育のひずみ」東京慈恵会医科大学客員教授　小野三嗣　②実践発表　③研究協議

⑵⒀　昭和61年（1986）福井県坂井郡芦原町……第29回全国学校保健主事研修会開催

①講演「子どもの心と体を考える」福井医科大学副学長　楠智一　②実践研究発表　③研究協議

⑵⒁　昭和62年（1987）滋賀県大津市……第30回全国学校保健主事研修会開催

①シンポジウム　②研究発表。この年「保健主事実務必携」初版刊行㈱ぎょうせい

⑵⒂　昭和63年（1988）埼玉県浦和市……第31回全国学校保健主事研修会開催

①講演「思春期のストレス関連の健康問題」東京都駒込病院内科・心身医療科医長　河野友信　②研究発表および研究協議

⑵⒃　平成元年（1989）熊本県飽託郡北部町……第32回全国学校保健主事研修会開催

①講演「学校保健における保健主事の役割」元筑波大学体育科学系教授　江口篤壽　②研究発表および研究協議

⑵⒄　平成２年（1990）青森県青森市……第33回全国学校保健主事研修会開催

①講演「健康教育の充実と保健主事」日本体育大学教授　吉田瑩一郎　②研究発表および研究協議　③本会会長・壺井忠雄・上福岡市立第４小。この年、改訂版「保健主事・保健主任のための学校保健必携」刊行㈱ぎょうせい

⑵⒅　平成３年（1991）鳥取県鳥取市……第34回全国学校保健主事研修会開催

①講演「学校経営における保健主事の役割」文部省体育局体育官　猪股俊二　②研究発表および研究協議

⑵⒆　平成４年（1992）群馬県前橋市……第35回全国学校保健主事研修会開催

①講演「学校経営と健康教育の推進」文部省体育局体育官　猪股俊二　②研究発表および研究協議

⑵⒇　平成５年（1993）大阪市……第36回全国学校保健主事研修会開催

①講演「健康教育の推進と保健主事の課題」日本体育大学教授　吉田瑩一郎　②研究発表

及び研究協議

⑷1　平成６年（1994）香川県高松市……第37回全国学校保健主事研修会開催

①講演「学校保健の充実と保健主事への期待」国際武道大学教授　猪股俊二　②研究発表及び研究協議。この年、『保健主事・保健主任のための学校保健必携〈改訂版〉』㈱ぎょうせい

⑷2　平成７年（1995）千葉県市川市……第38回全国学校保健主事研修会開催

①趣旨　「保健主事執務上の諸問題について研修を深め、その資質の向上を図り、学校保健安全の進展に寄与する」　②講演「私と保健主事のかかわり」日本学校薬剤師会副会長　種村玄彦　③研究発表及び研究協議

⑷3　平成８年（1996）東京都・国立オリンピック記念青少年総合センター……第39回全国学校保健主事研修会開催

①講話・講演　ア基調講話「学校保健の現状と保健主事」文部省体育局学校健康教育課教科調査官　戸田芳雄　イ講演「学校保健計画の作成と保健主事」茨城県学校保健会事務局長　大沢孝久　②記念講演「学校経営と保健主事の役割」日本体育大学教授　吉田瑩一郎　③研究発表及び研究協議

⑷4　平成９年（1997）仙台市・仙台市青年文化センター……第40回全国学校保健主事研修会開催

①講話・講演　ア基調講話「学校保健の現状と保健主事の役割」文部省体育局学校健康教育課教科調査官　戸田芳雄　イ記念講演「保健主事の新しい役割と活動の充実に向けて」日本体育大学教授　吉田瑩一郎　②研究発表及び研究協議

第40回宮城大会にて、記念講演をする
日体大教授　吉田瑩一郎先生

⑷5　平成10年（1998）京都市・京都府民総合交流プラザ・京都テルサ……第41回全国学校保健主事研修会開催

①講話・講演　ア基調講話「学校保健の現状と保健主事」文部省体育局学校健康教育課教科調査官　戸田芳雄　イ記念講演「一隅を照らす」京都市左京区大原三千院門跡門主　小堀光詮　②研究発表及び研究協議　③本会会長・林眞示・千葉県立千葉大宮高等学校

⑷6　平成11年（1999）島根県松江市・島根県立産業交流会館・くにびきメッセ……第42回全国学校保健主事研究協議会開催……今大会より再び研究協議会と名称変更

今回より学校における出張等の扱いの問題から、「全国学校保健主事研修会」を改称した。

①基調講話「学校保健の今日的課題と保健主事の役割」文部省体育局学校健康教育課教科調査官　戸田芳雄　②記念講演「思春期―こころのいる場所―」岡山県川崎医科大学教授　青木省三　③研究発表及び研究協議

⑷⑺　平成12年（2000）東京都・国立オリンピック記念青少年総合センター……第43回全国学校保健主事研究協議会開催

①基調講話「学校保健の現状と保健主事」文部省体育局学校健康教育課教科調査官　戸田芳雄　②記念講演「感染症とその対策」母子愛育会・日本子ども家庭総合研究所長　平山宗宏　③研究発表及び研究協議

⑷⑻　平成13年（2001）東京都・国立オリンピック記念青少年総合センター……第44回全国学校保健主事研究協議会開催

①基調講話「学校保健の現状と保健主事」文部省スポーツ青少年局学校健康教育課教科調査官　戸田芳雄　②記念講演「学校医の立場から保健主事に期待すること」㈶日本学校保健会顧問　本吉鼎三　③研究発表及び研究協議　④本会会長・鈴木守雄・千葉県立泉高校

⑷⑼　平成14年（2002）東京都・国立オリンピック記念青少年総合センター……第45回全国学校保健主事研究協議会開催

①基調講話「学校保健の現状と保健主事の役割」文部科学省スポーツ青少年局体育官　戸田芳雄　②記念講演「心の健康と生活習慣について」国立公衆衛生院顧問　髙石昌弘　③研究発表及び研究協議

⑸⓪　平成15年（2003）奈良県橿原市かしはら万葉ホール……第46回全国学校保健主事研究協議会開催

①基調講話「学校保健の現状と保健主事」文部科学省スポーツ青少年局体育官戸田芳雄②記念講演「最近の発掘調査の成果―明日香―橿原地区を中心に古代の生活と健康から」前奈良県立橿原考古学研究所付属博物館館長　泉森皎　③研究発表及び研究協議

第46回奈良大会にて、３課題の発表者

⑸①　平成16年（2004）愛媛県松山市愛媛県県民文化会館……第47回全国学校保健主事研究協議会開催

①基調講話「学校保健の現状と保健主事の役割」文部科学省スポーツ・青少年局体育官　戸田芳雄　②記念講演「マンマの味から見習うこと」料理家　平野寿将　③研究発表及び研究協議　④本会会長・小嶋保廣・千葉県立千城台高校　⑤次年度開催地、山形県

第２節　課題

設立から約半世紀が経過した本会も、㈶日本学校保健会の所属部としてその役割を果たしてきた。この間、文部科学省はじめ、各都道府県、政令指定都市の教育委員会・学校保健会の指導を受け、さらに毎年行われる『全国学校保健主事研究協議会』での後援団体として独立行政法人日本スポーツ振興センター、全国養護教諭連絡協議会などからの協力をいただき

ながら所期の目的を果たしてきた。本会の目的とは、会則第３条に『学校保健安全の向上、推進に寄与することを目的とする』とうたっている。ちなみに、平成９年の保健体育審議会答申では、『……保健主事は、健康に関する指導体制の要として学校教育全体の調整役を果たすことのみならず、心の健康問題や学校環境の衛生管理など健康に関する現代的課題に対応し、学校が家庭・地域社会と一体となった取り組みを推進するための中心的存在として新たな役割を果たすことが必要である。……』と答申されている。

本会の当面の課題としては、

①50年余りの歴史の中で、組織率から検証してみると47都道府県と13政令指定都市の、合わせて60団体のうち18団体が未だに加入していない現状がある。この組織率を100％の加入率にすること。

②保健主事の在任年数に関することでは、現在統計的に１年から２年程度の在任年数を５年から６年、あるいは７年から８年となるように校長の指導の下で、養護教諭と協力して学校保健活動の要として活動していけるように本会の活動を進めていきたい。

（林　眞示）

第７章　全国養護教諭連絡協議会の沿革と課題

はじめに

全国養護教諭連絡協議会は、平成３年度の設立から13年を経過する。

社会情勢が著しく変化する中で、学校教育における学校保健の場にも新たな課題や養護教諭の立場にも様々な問題が出されてきた。子ども達の健康課題や子ども達に身に付けさせたい健康の保持と増進により、養護教諭の職に関わる制度の変遷がある。そこで、制度の確立や職務の在り方を振り返り、次世代への繋がりを考える必要がある。教育職員として制度化されるまでの変遷や21世紀に向けた制度の改善について次に述べる。

第１節　教育職員としての制度の変遷

⑴　学校看護婦―伝染病対応の時代―

○明治38年（1905）　トラホーム治療のため校費で学校看護婦がおかれた。

○明治41年（1908）　岐阜市高等小学校に史上初の専任学校保健婦がおかれた。（広瀬ます）

⑵　養護訓導―教育職員として職制が確立し歩み始めた時代―

○昭和16年（1941）　国民学校令の制定において、学校保健婦は養護訓導となり、養護訓導の職制が成立した。

⑶　養護教諭―健康の保持増進の充実実践の時代―

○昭和22年（1947）　学校教育法の制定により養護訓導（地方技官）は養護教諭と改称され、小・中・盲・聾・養護学校に設置された。

○昭和33年（1958）　学校保健法が公布された。

○昭和47年（1972）　保健体育審議会「児童生徒の健康の保持増進に関する施策について」答申される。養護教諭の役割について、管理的側面、個別的指導から健康に関する教育的側面、集団指導へとシフトされた。

○平成７年（1995）　学校教育法施行規則の一部改正により「保健主事は、教諭又は養護教諭をもって、これに充てる」ことが可能となった。平成14年度には全国で8,693名の養護教諭が保健主事になり、学校保健の推進や学校運営への参画を行っている。

○平成９年（1997）◆保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康保持増進のための今後の健康に関する教育の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツ振興の在り方について」答申。

25年ぶりの答申において、「養護教諭の新たな役割」が提言された。社会の急速な変化に伴い生活様式などの変化は児童生徒の心や体の健康に様々な影響を及ぼし、不登校、いじめ、薬物乱用、性の逸脱行動、生活習慣病などの現代的課題を緊急的に解決しなければならなくなった。これらは、心の問題と深く係わり解決の為には、身体的側面のケアと伴に心のケアへの両面から対応が求

められた。この役割を担う養護教諭に大きな期待が寄せられた。

〈養護教諭の新たな役割〉

①カウンセリング機能の充実

②健康に関する現代的課題の解決

③平成７年度養護教諭に保健主事への途を開く制度改正が行われたことなどに伴う資質向上、企画力、実行力、調整能力

◆教育職員養成審議会より「養護教諭の養成カリキュラムの在り方について」（報告）改善の内容が示された。

〈主な改善内容〉

①選択履修方式の導入（養護又は教職に関する科目）

②教職に関する科目の重視

・「教職への志向と一体感の形成」２単位新設・「総合演習」２単位新設

・「生徒指導及び教育相談に関する科目」２単位から４単位・「養護実習」の充実

③養護に関する科目の精選と充実

・「健康相談活動の理論及び方法」の新設

・「養護概説」新設「学校保健（養護教諭の職務を含む）」から独立

○平成10年（1998）　教育職員免許法の一部を改正する法律の公布に関する文部事務次官通達附則第18項を新設して養護教諭の免許状を有する者（３年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る）は保健の授業を担任する教諭又は講師になり得る制度的措置が講じられた。

平成15年度には、全国で1,195名が兼職発令を受け、保健の授業を担任している。

○平成12年（2000）◆教育公務員特例法の一部改正、専修免許状取得のための大学院入学資格の弾力化により、養護教諭の一種免許所有者は、大学院入学が可能となり、多くの養護教諭が大学院で学んでいる。

◆学校教育法施行規則の改正により、管理職への任用について校長及び教頭の資格が緩和され、養護教諭の管理職への任用が可能になった。

◆第７次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が公表され、養護教諭の複数配置基準が小学校851人、中学校801人以上、特殊教育諸学校61人以上となった。また、健康課題のある学校等への「加配」措置が養護教諭にも適用されることになった。

○平成16年（2004）　高等学校設置基準及び高等学校通信教育規定の改正により、その第９条において、高等学校には、相当数の養護教諭その他の養護をつかさどる職員を置くように努めなければならないとした。

第２節　全国養護教諭連絡協議会の沿革

１　全国養護教諭連絡協議会の設立

全国養護教諭連絡協議会は、平成３年度の設立から13年を経過する。

本会設立以前の昭和59年（1984）から４年間の「会長交流会」、その後「全国養護教諭会長協議会」としての４年間の合計８年間が会設立のためのステップとなり、健康教育の意義、養護教諭のあり方や方向性を研究したり、教育行政と話し合いのできる研究団体としての組織が必要となり、平成３年（1991）８月養護教諭50周年を機に、全国養護教諭の研究団体として「全国養護教諭連絡協議会」が発足した。平成４年７月の総会で会則が設立し、平成７年には初等中等教育研究連合会に加盟できたことを機に全国養護教諭連絡協議会第１回研究協議会を開催する等各方面に働きかけて行くことのできる新たな全国組織として養護教諭の研究団体の道を歩むことになる。この会の設立とその後の活動は、養護教諭の歴史に刻まれる養護教諭躍進の10年と言える。平成９年（1997）３月27日、日本女子会館５階に事務所を開設した。組織の顔ともいえる事務所を開設したということは、以前より切実な願いでもあった。現在、事務所が会の充実発展のためには不可欠のものとなっている。

２　活動の状況

本会は、相互に連絡を図り、養護教諭の職務等について研究し養護教諭の資質を高め、学校保健の向上に寄与することを目的としている。この目標を達成するために、次の事業を行っている。

○調査・研究並びに情報交換

○国並びに関係諸機関に対する要請及び建議

○その他本会の目的達成に必要な事業

本会は、各都道府県及び政令指定都市の国公立・私立学校養護教諭の研究会をもって構成している。平成16年度は54研究団体が加盟し、会員数は29,811名であった。

⑴　調査研究活動及び報告書発行

平成４年度	「全国養護教諭研究活動の状況」
平成５年度	「児童生徒の心身の健康に関する調査」
平成６年度	「健康教育に関する調査」
平成７年度	「養護教諭が関わる健康教育実践事例」
平成８年度	「心の健康に関する全国調査」
平成９年度	「保健室（施設・設備）に関する全国調査」
平成10年度	「養護教諭の新たな役割に関する調査」
平成11年度より毎年度～	「悉皆調査（保健主事登用・保健学習兼職発令・保健室等に関する調査を全国各研究会が実態把握）」
平成12年度～平成14年度	「養護教諭の職務に関する調査・研究を行う委員会発足、開催継続」
平成12年度～平成13年度	「設立10周年記念誌編集委員会設立、開催」
平成14年度	「学校での医療的ケアに関する全国調査」
平成15年度～平成16年度	「『養護教諭のこれから』が見えてくるような保健室経営について」

⑵　要請・要望活動

平成８年度～平成９年度　「養護教諭配置改善数」

平成12年度～平成15年度　「第７次公立義務教育諸学校教職員配置改善計画・第６次公立高等学校教育職員配置改善計画に関する要請」

平成13年度～平成14年度　「養護教諭の研修の充実」

平成15年度　「養護教諭に関する法改正の要望」

⑶　広報活動・研究誌の刊行

◆会報　毎年４回発行　平成15年度よりＡ４版カラー８ページ２回発行

◆研究誌「瑞星」　創刊号（平成９年度発行）
第２号（平成11年度発行）
第３号（平成13年度設立10周年記念誌発行）
第４号（平成16年度発行予定）

◆研修会記録　報告書を毎年発行し、活用している。

⑷　研究協議会・研修会の開催

◆養護教諭の研究協議会の開催

回　数	開催年度	テ　ー　マ	参加人数
第１回	1995年	健康教育を効果的に実施するための学校経営の在り方や養護教諭の果たす役割	450名
第２回	1996年	生きる力を育む ―児童生徒の心の健康に関する養護教諭の果たす役割―	650名
第３回	1997年	養護教諭の新たな役割と課題	850名
第４回	1998年	21世紀を展望した養護教諭の在り方	1,500名
第５回	1999年	21世紀を展望した養護教諭の在り方 ―総合的な学習の時間と養護教諭の関わり―	1,450名
第６回	2000年	今日的健康課題や問題行動の解決に向けて	1,170名
第７回	2001年	養護教諭の職を考える―21世紀への飛躍のために―	1,450名
第８回	2002年	養護教諭の職を考える	1,100名
第９回	2003年	養護教諭のこれまでとこれから ―将来の展望に立った職の確立―	1,582名

◆研修会の開催

回　数	開催年度	テ　ー　マ
第１回	1998年	教育職員養成審議会答申、教育職員免許法の改正について
第２回	1999年	養護教諭が行う保健学習
第３回	2000年	養護教諭が行う保健学習
第４回	2001年	養護教諭が行う保健学習
第５回	2002年	養護教諭が行う保健学習
第６回	2003年	養護教諭の今日的課題の対応

第 9 回研究協議会における矢野亨財団法人日本学校保健会会長の祝辞

第 9 回研究協議会：養老孟司による特別講演

第 3 節　今後の課題

社会情勢が変化する中で、学校教育における学校保健の場にも新たな課題や養護教諭の立場にも様々な問題が出されてきた。本会においては、教育職員として養護教諭の専門性を重視した活動の展開が求められている。

これからは、学校の危機管理問題を含め、他職種との連携における適切な対応及び特別支援教育へのサポート体制等、学校経営に視点を向けた学校保健経営の再構築が必要である。

また、三位一体改革による地方分権の推進が図られ、国から地方への財源移譲により益々、地方の時代へと教育行政が動いている。

全国組織として、本会の担う役割は重大であるので、各県各地域との連携を密にしながら組織運営を図っていく必要がある。具体的取組みとしては、

(1)　全国養護教諭連絡協議会の組織の磐石化を図る。

組織活動が適正に連携できるよう本会の会則の改正を検討し、確立を図る。

会則を厳守した運営により、養護教諭の全国組織としての基盤を確立する。

(2)　養護教諭に関わる法的諸問題の改善に努める。

学校教育法を始め、養護教諭の身分・地位の改善・向上を図るため陳情要請活動をする。

(3)　調査研究活動の充実・発展に努める。

児童生徒の健康を守り育てるために、調査研究活動の充実と発展を図る。

研究団体として、全国の会員と連携を図り、養護教諭の専門性の構築に寄与することのできる組織でありたい。

(4)　研修活動の充実を図る。

研究協議会も平成16年（2004）は、10回目を迎える。更なる充実を目指し、研修会・学校保健連絡協議会においても、今日的課題に対応するための専門的な知識・技術の習得等幅広い研修を深める。

(5)　広報活動の充実を図る。

〔参考文献〕

(1)　全国養護教諭連絡協議会設立10周年記念誌　平成14年

(2)　全国養護教諭連絡協議会総会冊子　平成16年

（野地絹江）

第８章　全国学校栄養士協議会の沿革と課題

学校給食に勤務する栄養士の身分は各市町村により対応がまちまちで様々な職種であった。そのため、「１校に１名の栄養士を、その身分は栄養教諭に」を旗印に、学校給食を実施していくには専門職員である栄養士が必要であることを国に認めてもらおうと、昭和36年11月10日に全国組織である全国学校栄養士協議会が結成された。

その後、昭和49年に学校栄養職員が国庫負担職員になり、都道府県費職員として学校給食の中枢職員として確立される。

平成16年度には国会において栄養教諭関係法案が可決され、平成17年度から栄養教諭が誕生することになり、今後学校給食と食育の関係が強く結びつけられ健康教育が進められていくことになる。

年号	月	事　　項
明治22年（1889）		山形県鶴岡町の私立忠愛小学校で仏教各宗派連合により学校給食を実施する。
明治34年（1901）	３月	学校生徒身体検査等位決定内規の体格等の基準に「栄養」の文言が使用される。
		広島県大草村義務奨励会による給食、秋田県高梨尋常高等小学校で貧困児童のための給食等を実施する。
明治44年（1911）		岡山県小田郡小田村学令児童保護会により給食実施。静岡県、岩手県下の一部で給食を実施する。
大正３年（1914）		東京の私立栄養研究所（佐伯矩博士設立）で、文部省の科学研究奨励金を得て付近学校の児童に学校給食を実施する。
大正８年（1919）	６月	東京府では、私立栄養研究所佐伯所長の援助をうけて管内小学校のパンによる学校給食を開始する。
大正12年（1923）	10月	発学73号をもって文部次官通牒「小学校児童の衛生に関する件」が発せられ、この中で、児童の栄養改善のための方法として学校給食が奨励される。
		学校看護婦職務規程に「学校給食及ビ中食に対スル注意」とある。
大正13年（1924）		文部省は震災後の学校給食状況調査を実施する。
大正15年（1926）		学校衛生技師会議の文部大臣諮問事項に対する答申に「学校給食ノ実施ヲ促スコト」とある。
昭和３年（1928）	５月	文部省分課規定改正により「学校衛生課」が「体育課」となる。
	９月	文部省訓令第18号「学校給食臨時施設方法」が定められ、はじめて国庫補助によって貧困児童救済のための学校給食が実施される。
昭和13年（1938）		文部省所管学校体育事務に「学校給食其の他学校教育の内容タル学生、生徒・児童ノ養護ニ関スル事項」があげられる。
昭和15年（1940）	４月	文部省訓令第18号「学校給食奨励規程」で従来の貧困児童だけでは

なく栄養不良、身体虚弱児童も対象に含めた栄養的な学校給食の実施が図られる。

昭和16年（1941）１月　文部省分課規定の改正により学校給食は体育局衛生課の事務分掌となる。

昭和19年（1944）　６大都市の小学校児童約200万人に対し、米、みそ等を特別配給して学校給食を実施する。

≪戦後の新しい学校給食開始≫

昭和21年（1946）１月　文部省体育局通達「学校衛生刷新ニ関スル件」で学校農園等による給食施設の普及を奨励する。

12月　文部・厚生・農林三省次官通達「学校給食実施普及奨励について」が発せられ、戦後の新しい学校給食開始の方針定まる。

同月、東京、神奈川、千葉の三都県で試験給食を開始する。

昭和22年（1947）１月　全国都市の児童約300万人に対し学校給食を開始される。

４月　６・３制新学制が発足する。

同月、財団法人日本学校衛生会学校給食事業部発足、学校給食用物資を文部省に代わって取扱うことになる。

昭和23年（1948）７月　教育委員会発足する。

12月　文部省体育局長通達「学校給食物資の取扱いに関する暫定措置要領」により各都道府県教育委員会における物資受入体制を指示、これが現在の都道府県学校給食会の起源につながる。

昭和24年（1949）３月　保健体育審議会令制定、学校給食分科審議会が設けられる。

≪戦後の新しい学校給食開始≫

昭和24年（1949）10月　ユニセフからミルクの寄贈を受けてユニセフの給食が開始される。

昭和25年（1950）５月　文部省管理局に学校給食課が設置される。

７月　８大都市の小学校児童に対し、米国寄贈の小麦粉によりはじめて完全給食が開始する。

８月　財団法人日本学校給食会が認可される。

10月　東京都で第１回全国学校給食研究協議大会が開催される。

≪完全給食が全国すべての小学校で実施≫

昭和26年（1951）２月　完全給食が全国市制地にも拡大実施され、27年４月に至り全国すべての小学校を対象に実施する。

６月　給食用物資の財源であったガリオア資金が打切られ、国庫補助による学校給食の継続を要望する運動が全国的に展開される。

昭和27年（1952）　小麦粉に対する半額国庫補助制度が開始する。

日本学校給食会が脱脂粉乳の輸入業務を開始する。また、ユニセフ寄贈の脱脂粉乳の受入れ配分業務も実施する。

昭和28年（1953）　学校給食用小麦粉にビタミンB1・B2の強化を実施する。

日本学校給食会に国庫補助400万円交付される。

≪「学校給食法」成立公布≫

昭和29年（1954）６月　第19国会で「学校給食法」成立し公布される。以後、同年中に学校給食法施行令、施行規則、実施基準等が定められ、学校給食の実施体制が整う。

昭和30年（1955）８月　日本学校給食会法制定し公布され、10月に設立する。

昭和31年（1956）３月　「学校給食法」一部改正。同法が中学校にも適用され、準要保護児童に対する給食費補助が規定される。

６月　「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」公布される。

小麦粉補助100グラム１円となる。

昭和32年（1957）５月　「盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」公布される。

６月　全国学校給食会連合会が発足する。

≪学校給食が小学校学習指導要領中の「学校行事」に位置づけられる≫

昭和33年（1958）10月　文部省告示をもって新学習指導要領が定められ、学校給食ははじめて学校行事の領域に位置づけられる。

11月　アジア極東学校給食セミナーが開催される。

先生と一緒においしい給食です！
「独立行政法人日本スポーツ振興センター提供」

昭和36年（1961）　へき地学校におけるミルク給食施設設備費及び夜間定時制高等学校夜食費に対する補助制度が設けられる。

８月　学校給食制度調査会が、学校給食制度の改善について文部大臣に答申する。

12月　学校給食15周年記念式典大会が開催される。

昭和37年（1962）４月　学校給食栄養所要量の基準が改訂される。

給食用小麦粉にビタミンＡが強化される。

昭和38年（1963）　脱脂粉乳に対する国庫補助が実現し、ミルク給食の全面実施が推進される。同時にいわゆるミルク論争が起こる。

昭和39年（1964）８月　「学校給食用牛乳供給事業の実施について」文部・農林両次官から通達。

学校給食共同調理場の施設ならびに学校栄養職員の設置費の補助制

度が設けられる。

昭和40年（1965）　特別措置によってへき地学校給食の推進が図られる。

昭和41年（1966）　高度へき地学校の全児童に対し、全額国庫補助によりパン・ミルク無償給食が実施される。

昭和43年（1968）4月　給食用小麦粉の漂白が禁止される。

≪小学校の学習指導要領中に「特別活動」に位置づけられる≫

昭和43年（1968）7月　小学校学習指導要領改正、学校給食は「特別活動」の「学級指導」に位置づけされる。

昭和44年（1969）4月　中学校学習指導要領改正、学校給食は「特別活動」の「学級指導」に位置づけされる。

学校給食共同調理場に栄養指導センター併設のため補助が計上される。

6月　全国学校給食振興期成会設立する。

昭和45年（1970）2月　保健体育審議会から学校給食の改善充実方策について文部大臣に答申がなされる。

米利用実験指定校、米飯、米粉混入パン実験指定校、米加工品利用校により学校給食における米飯、米粉混入パン、米加工品の利用実験が開始される。

昭和46年（1971）　従来、食糧管理特別会計へ繰入れとして予算計上されていた学校給食用小麦粉に対する補助金が、小麦粉購入補助金として計上され、以後、学校給食用小麦粉の取扱いは日本学校給食会が行うこととなる。

4月　文部省告示第106号、第107号により学校給食基準、夜間学校給食実施基準が一部改正され所要栄養量の基準の改訂が行われた。これに伴い「学校給食の食事内容について」体育局長通知により標準食品構成表が示された。学校給食用物資の需要体制、品質管理体制等の改善強化を図るため、学校給食総合センター設置費を含む学校給食用物資の流通合理化促進に必要な経費が予算計上される。

昭和47年（1972）4月　沖縄の本土復帰にともない学校給食関係予算に沖縄分が計上される。

学校給食の老朽施設設備の改善更新補助が計上される。

昭和48年（1973）　学校給食用小麦粉補助金は、安定供給を図るために要する経費という新たな発想のもとに、学校給食用小麦粉供給事業費補助金として予算計上される。

学校給食の改善充実のための研究指定校が指定され、研究を開始する。

日本学校給食会の学校給食研修施設（杉並区阿佐ヶ谷）を開設する。

≪学校栄養職員の人件費が国庫負担となる（国1／2、県1／2）≫

昭和49年（1973）　学校栄養職員が制度切替えにより県費負担職員となる。

日本学校給食会の学校給食研修施設に食品検査室整備される。

昭和50年（1975）　学校給食用物資安定供給対策特別事業費の補助金が予算計上される。
12月　保健体育審議会の学校給食分科審議会は、米飯の導入について教育上有意義であるとの結論をまとめた。
昭和51年（1976）4月　学校給食制度上に米飯給食が正式に位置づけられる。
7月　ハワイホノルル市で学校給食国際セミナーが開催される。
12月　学校給食30周年記念大会が開催される。
昭和52年（1977）　学校給食促進対策事業費が、食糧庁から日本学校給食会を通じ、委託炊飯を実施する学校給食パン工場に助成されることになる。
小学校及び中学校の学習指導要領改正される。
昭和54年（1979）　学校給食用米穀の値引率は、消費者米価の60%値引きに改められ、また、一定の要件を満たすものに対しては、特別措置として70%の値引きが行われる。
昭和55年（1980）2月　日本学校健康会法案が閣議決定される。
昭和56年（1981）5月　日本学校健康会法案が第94回国会衆議院本会議で可決される。
7月　臨時行政調査会から第一次答申が出され、学校給食業務の合理化についての指摘が行われる。
昭和57年（1982）6月　日本学校健康会法が公布・施行される。
7月　日本学校健康会が設立する。
昭和58年（1983）3月　臨時行政調査会から学校給食の業務の合理化ならびに国の助成措置の見直等について最終答申が出される。
昭和59年（1984）9月　学校給食法制定30周年記念大会が開催される。
9月　総務庁より学校給食関係業務の簡素合理化についての勧告がなされる。
昭和60年（1985）1月　体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」が出される。
12月　日本体育・学校健康センター法が公布される。
昭和61年（1986）1月　保健体育審議会から文部大臣に対し「学校給食の食事内容の改善について」及び「学校栄養職員の職務内容について」の答申が出される。
2月　文部省告示第16号、第17号により、学校給食実施基準及び夜間学校給食の実施基準が一部改正され、平均栄養所要量の基準の改訂が行われる。
3月　日本体育・学校健康センターが設立される。

≪文部省が「学校栄養職員の職務内容について」を通知≫

昭和61年（1986）3月　文部省体育局長が「学校栄養職員の職務内容について」を通知する。
4月　臨時教育審議会から内閣総理大臣に対し、「学校給食を通じて家庭の教育力の活性化を図る。」旨の内容を含む第二次答申が出される。
6月　臨時行政改革審議会から最終答申が出され、臨時行政調査会の答申の方向に添い、さらに学校給食の合理化等を推進すべきことが指摘される。

昭和62年（1987）　学校給食米飯導入促進事業において米飯成型機（おにぎり機械）への助成が開始される。

昭和63年（1988）　児童生徒数の減少により生ずる余剰教室等を、ランチルームに改修する事業のへの補助金が予算計上される。

≪文部省において学校健康教育課発足≫

昭和63年（1988）7月　文部省の機構改革により学校給食課と学校保健課が統合され、学校健康教育課が発足する。
体育局長から「健康教育の推進と学校健康教育課の設置について」が通知される。

平成元年（1989）4月　小学校及び中学校の学習指導要領改正される。

平成8年（1996）　学校給食において腸管出血性大腸菌O157による食中毒が大阪府堺市を中心に大量に発生し、死亡者が5名になり社会問題まで発展する。

平成9年（1997）4月　文部科学省から食中毒防止の徹底を図る目的から、「学校給食の衛生管理の基準」が発刊され、全国の学校給食関係者及び施設に配布される。

≪学校栄養職員の「特別非常勤講師制度」発足≫

平成10年（1998）7月　学校栄養職員が食に関する指導の充実が図られるようにと、文部科学省が特別非常勤講師制度活用の通知をする。

平成15年（2003）10月　日本スポーツ振興センター法が公布され、これまでの特殊法人日本体育・学校健康センターから「独立行政法人日本スポーツ振興センター」と名称が変更される。

平成16年（2004）4月　文部科学省が栄養基準を改定する。
文部科学省が「学校給食の衛生管理の基準」を改定する。

この野菜　何だかわかる？
（学校栄養職員が行う食に関する指導）

≪「栄養教諭」衆議院・参議院の本会議で可決≫

平成16年（2004）5月　衆議院と参議院の両院とも栄養教諭関係法案が全会一致で可決される。
平成17年度から栄養教諭制が誕生することになる。

（神山久夫）

第６編　加盟学校保健会の推移と現状

財団法人　北海道学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和36年10月29日　北海道学校保健会設立

昭和54年５月14日　事務所を道教育庁から北海道医師会館に移転

昭和57年５月１日　財団法人北海道学校保健会認可設立

学校保健法の制定を機に、本道学校保健の振興策について教育現場及び関係機関・団体の間で検討がすすめられ、全国都道府県の最後ではあったが、昭和36年10月に北海道学校保健会を設立することに決定、目的に賛同する14団体が加盟して発足した。会長にはこの分野の権威者である藤女子短期大学稲垣教授が就任した。

乏しい財政事情の中で、組織の拡充を図るとともに学校保健思想の啓発、研究集会の開催、学校保健に関する調査研究、資料の作成配布、学校保健功労者表彰など、各種の事業を行って本道学校保健の推進に寄与してきた。

昭和55年５月に、北海道医師会長がバトンを受け継ぎ、本会組織機構の強化と財政基盤の確立のため、北海道教育委員会をはじめ関係機関・団体の理解と協力を得て、昭和57年５月に基本財産２億円の構想で念願の財団法人化が実現した。

法人化後は、「学校保健推進相談室」の設置、各管内や市町村で実施する学校保健に関する講演会等に対する助成、実施困難な市町村に対する児童生徒の心臓検診推進事業の実施、学校環境衛生の実態調査、講習会開催、手引発行など新たな事業を展開し本道の学校保健や学校環境衛生の推進に貢献した。

しかし、平成６年頃以降は、金利動向の変化により基本財産運用収入が激減し、財政面で三師会の事業負担金増などに依存するところとなり、事業の縮小や削減、経費の節減等を行ってきたところであるが、特に近年は、財団法人として有益な事業を展開していくことが難しい状況になっており、今後のあり方について検討中である。

■ 歴代会長

稲垣　是成（藤女子短期大学教授）　昭和36年10月29日～55年５月16日

山崎　武夫（北海道医師会会長）　昭和55年５月17日～平成元年７月７日

吉田　　信（北海道医師会会長）　平成元年７月８日～11年７月７日

飯塚　弘志（北海道医師会会長）　平成11年７月８日～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉道医師会、道歯科医師会、道薬剤師会、道教育委員会、市町村教育委員会、保健所長会、道校長会（小・中・高）、道養護教員会、道PTA、道高PTA、札幌市学校保健会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、専務理事（３）、常務理事（１）、理事（17）、監事（２）

〈歳　　入〉基本財産運用収入、補助金収入、負担金収入（三師会）、事業収入（心臓検

診、歯科診療器具貸与等）

〈主な事業〉健康増進事業（へき地学校専門医検診、心臓検診推進事業、歯科検診器具貸与事業）、調査研究事業（学校環境衛生研修会、学校検診の手引、歯・口の健康つくり、学校保健講演会、学校保健研究大会）、顕彰奨励事業（学校保健功労者表彰）、普及発展事業（広報、学校保健資料収集配布）

〈その他特記事項〉

昭和47年９月　第22回全国学校保健研究大会開催（札幌市）、平成16年８月全国養護教諭研究大会（札幌市）

青森県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

大正13年～昭和21年７月県学校衛生会

昭和21年～26年３月日本学校衛生会青森県支部

昭和26年～現在青森県学校保健会

青森県学校保健会の設立

戦前、大正13年頃にすでに学校衛生会という県組織を作ったようであるが、終戦の頃は全く活動もなく、会組織のあった事も忘れられてしまっていた。

終戦の翌年であるから、昭和21年６月14日に文部省体育局経理課の福田正夫氏がバラック庁舎に来訪された。そして、学校衛生会の設立をすすめていかれた。

その頃東京には、日本学校衛生会が設立されていた。今後、学校衛生をすすめるには、全国組織に加入しなければなるまいと、急きょ各事務所の衛生担当の主事を集め、協議をすすめて、県としても設けることになった。

先ず、各地方事務所ごとに会を作り、その上に県衛生会を作るべく、準備したのであるが、青森市は、昭和21年６月28日に組織したが、弘前、八戸市も準備しただけで組織までにいかなかった。

それで、方法をかえて、先ず県組織を先につくって各部へおろすことにした。昭和21年７月３日に青森市長島小学校を会場に、県衛生会の組織会を開いたのである。そして日本学校衛生会青森県支部と呼称し、支部長には故久保木保寿先生、副には、梅原彰先生、理事長は川田正憲体育主事となり、他県に先じて、日本学校衛生会に加盟し、負担金も山口県についで、２番目位に早く納付して、全国的に連絡をとった。会費は児童一人当り、１円とした。

第１回県大会は、会場の関係で、青森市ではできなかったので、弘前保健所で開催した。この時は、協議とか分科会研究ができず、個人研究を主とした。学校衛生研究発表大会という名称であって、講演は荷見秋次郎先生にお願いした。

第２回は昭和23年弘前市和徳小学校で行なわれ、虚弱児童学級の経営発表も紹介された。

第３回は昭和24年10月７日～８日八戸市八戸小学校

第４回は昭和25年８月16日青森市橋本小学校、講師は東俊郎先生、８月17日は学校給食大会開催

第５回は昭和26年10月14日～15日、弘前保健所（東奥義塾）会場で、講師は弘前大学荒川雅男先生

第６回は昭和27年８月31日～９月１日、八戸市八戸小学校会場、湯浅謹而先生が講師で盛会であった。

学校保健大会の用語は、第５回から用いた。

学校衛生会の事業は、前に述べた通り研究発表会が主であった。他に、

１、技術講習会（健康観察、身体検査、救急法）

２、講演会（主として養護教諭、保健主事対象）

３、衛生資材の配給斡旋（終戦から昭和26年頃までつづいた）

４、巡回診療（歯科、トラホーム）

５、学校保健功労者表彰（保健、給食）

やがて、より活発な活動をすすめるために、養護教員と保健主事の専門部の必要が叫ばれ、これを設けることにきまり、これに予算も計上され、漸次その成果が期待されるようになった。

昭和30年には、学校保健主事部会が設立されるとともに、学校薬剤師が県立学校に配置され、学校常備薬の備え付け規定とその取り扱い要項を出した。

昭和36年には、第11回全国学校保健研究大会が青森市で開催され、市内の小・中・高を会場とした８つの分科会に県内外から約2,400名の参加があった。

昭和41年から県大会の開催とは別に、各郡市保健会毎に研究大会を開催し現在に至っている。

昭和45年には、第５回東北学校保健大会をはじめて青森市で開催し、平成12年鰺ヶ沢町の第35回東北学校保健大会まで計６回の開催となっている。

平成15年11月には、青森市において46年ぶり２回目となる第53回全国学校保健研究大会を開催し、市内10会場に県内外から約2,000名の参加があった。

現在、児童生徒一人当たりの負担金は、12円で以下のような事業を開催している。

1　健康教育推進事業

2　研究大会（学校保健・学校給食研究大会、学校歯科保健研究大会、健康教育発表大会、養護教員研究大会、学校保健主事研究大会）

3　学校保健功労者・団体表彰（個人・団体）

4　歯・口の健康児童と学校歯科保健優良校表彰式

5　財団化について

6　図書斡旋

急激な生活環境の変化は、児童生徒等の心身に大きな影響を与えていることから、生涯を見通した児童生徒等の健康増進と学校における健康教育の円滑な推進に寄与することを目指し、新しい構想のもとに時代の要請に即応できるよう学校保健会の活性化についての具体的な検討をすすめているところである。

■ 歴代会長

渡辺金次郎（医）昭和30年４月～46年３月

小野　定男（医）昭和46年４月～54年３月

原田　隆宜（医）昭和54年４月～平成12年３月

金上　幸夫（医）平成12年４月～15年３月

佐々木義樓（医）平成15年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（11地区）県各部会（青森県学校保健主事会、青森県養護教員会、青森県医師会小児・学校保健担当理事連絡協議会、青森県学校歯科

医会、青森県学校薬剤師会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（若干名）、理事長（１）、理事（若干名）、監事（２）、顧問（若干名）、代議員（32）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

負担金（各郡市学校保健会）、図書斡旋料

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

健康推進学校表彰、学校保健功労者・団体表彰　青森県健康教育発表大会、青森県養護教員研究大会、青森県学校保健主事研究大会、青森県学校保健研究大会、歯・口の健康児童と学校歯科保健優良校表彰式　青森県学校保健会要覧（年１回発行）、青森県学校保健年報（年１回発行）

〈その他特記事項〉

昭和36年10月　第11回全国学校保健研究大会（青森市）、昭和41年11月　学校保健会設立20周年記念式典開催（青森市）、昭和45年８月　第５回東北学校保健大会（青森市）、昭和51年８月　第11回東北学校保健大会（青森市）、昭和57年８月　第17回東北学校保健大会（弘前市）、昭和63年８月　第22回東北学校保健大会（青森市）、平成６年８月　第29回東北学校保健大会（青森市）、平成８年11月　青森県学校保健会設立50周年記念式典開催、平成12年７月　第35回東北学校保健大会（鰺ヶ沢町）、平成15年11月　第53回全国学校保健研究大会（青森市）

岩手県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和26年～39年　岩手県学校保健会結成準備段階加入・５市町村学校保健会
昭和41年９月７日　岩手県学校保健会として発会、規約、役員の決定、加入、７市町村学校保健会
昭和42年　加入市町村が増え61市町村学校保健会と高等学校部会も加入。
平成４年　市町村学校保健会が61から統合により59となる
平成13年　市町村学校保健会が59から統合により58となる

日本学校保健会委託事業

昭和55年　「健康診断体制整備促進事業」
　心臓、腎臓健診の手引き作成
昭和57年　「学校環境衛生検査体制整備促進事業」
　学校環境衛生の手引き作成
昭和60年　北海道・東北ブロック養護教諭実技講習会
平成元年８月　第24回東北学校保健大会
平成７年８月　第30回東北学校保健大会
平成10年８月　北海道・東北ブロック養護教諭実技講習会
平成13年８月　第36回東北学校保健大会

■ 歴代会長

中嶋　誠一　昭和41年９月～42年６月
南出　英憲（医）　昭和42年６月～47年３月
横川　貞夫（医）　昭和47年４月～57年３月
八木　義郎（医）　昭和57年４月～59年３月
三浦　新也（医）　昭和59年４月～平成元年３月
加藤　十郎（医）　平成元年４月～４年３月
石川　育成（医）　平成４年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各市町村学校保健会（58）、各部会（学校長、保健主事、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校給食会、高校保健部）
〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、幹事（２）、理事（59）、評議員（59）
〈歳　　入〉（分担金・補助金など主なもの）
負担金（市町村保健会、高校保健部会）、補助金（県医師会、県歯科医師会）、繰越金
〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）
岩手県学校健康教育研究大会、表彰、部会研修会

宮城県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和21年12月～23年５月　　日本学校衛生会宮城県支部
昭和23年５月～26年３月　　宮城県学校衛生連合会
昭和26年４月～53年３月　　宮城県連合学校保健会
昭和53年４月～現在　　宮城県学校保健会

組織の変遷

昭和15年頃より宮城県学校衛生会が組織されていたが詳細は不明である。

昭和21年に当時の宮城県学務課衛生技師高橋英次氏（後東北大学衛生学教授）より学校衛生会を組織するよう要請があり、昭和21年12月３日、仙台市五橋国民学校（現五橋中学校）において日本学校衛生会宮城県支部が発足した。

その後、昭和23年より宮城県学校衛生連合会、昭和26年より宮城県連合学校保健会、昭和53年にはそれまで固定化されていなかった事務局を県医師会に置き、県医師会等三師会が積極的に参画し、会の名称も現在の宮城県学校保健会となり組織運営されている。

事業内容の変遷

昭和23年11月　第１回宮城県学校衛生大会を開催、米軍軍医による「学童の個人衛生」や宮城軍政府保健課長による「公衆衛生の普及のために」等の講演があった。当時は食糧難で欠食児童の救済やトラコーマ、結核、回虫、駆除撲滅運動に力を入れた。

第２、３回大会では、文部省（現文部科学省）より講師を招聘して「学校保健に関する本省の指導方針」と題して、健康教育、健康相談等についての講演があり、本会でもこれらについて研究協議がなされた。又、東北大学医学部より講師を招き、純潔教育の講演がなされていた。第５回大会では「精神遅退児の取扱いについて」と早くも精神衛生に関する問題も取り上げていた。

その後、むし歯、近視等の疾病予防についての対策、研究が行われ、その間学校保健法の法制化実現に向けての運動も行われた。

昭和53年、宮城県学校保健会となってからは、宮城県教育委員会と緊密な連携をとりながら、日本学校保健会より健康診断体制整備（心・腎）促進事業、学校環境衛生検査体制整備促進事業、養護教諭実技講習事業、児童生徒等むし歯予防啓発推進事業、児童生徒等歯・口の健康つくり推進事業、保健室相談活動研修事業、学校保健研修事業の受託を中心に、さらには、宮城県よりむし歯予防対策推進事業、性教育モデル校指定推進事業、児童生徒等歯と口腔の健康つくり推進事業の受託を受け活動している。

■ 歴代会長

柳橋　元利（医）　　昭和21年12月～23年３月
小塚喜四郎（医）　　昭和23年４月～33年３月
板橋英太郎（医）　　昭和33年４月～42年２月

小畑　健治（学校長）昭和42年３月～44年３月
伊藤　園郎（学校長）昭和44年４月～52年３月
佐藤　良吉（学校長）昭和52年４月～53年３月
亀卦川　守（医）　昭和53年４月～58年６月
沖津　貞夫（医）　昭和58年６月～平成６年３月
師　　研也（医）　平成６年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（20地区）、県各部会（高等学校学校保健研究会、小・中・高校長会、保健主事部会、養護教員部会、医師会、歯科医師会、学校薬剤師会、教育委員会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、理事（22、内常任理事若干名）、監事（３）、評議員（若干名、現在42名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）拠出金（郡市学校保健会、県高等学校学校保健研究会）、補助金（宮城県、県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会）、寄付金（薬品団体）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
学校保健功労者表彰、「会報」・「研究集録」刊行、各部会・郡市学校保健会調査研究補助、県学校保健・安全研究大会、部会研修会（保健主事・養護教員部会）

〈その他特記事項〉
昭和27年８月　第２回全国学校保健大会開催（仙台市）、平成10年11月　第48回全国学校保健研究大会開催（仙台市）

財団法人　秋田県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和28年12月　秋田県学校保健会発足

昭和55年１月　財団法人秋田県学校保健会発足

1　秋田県学校保健会の創設

昭和26年頃から、学校における児童生徒の健康の保持増進にかかわる事業として、虚弱児童夏期保健所を開設する等、学校保健の必要性と重要性がますます強調されている社会的背景を踏まえて、昭和28年に秋田県学校保健会が発足した。

2　秋田県学校保健会の主要事業

⑴　学校保健功労者表彰事業

学校保健の振興に功績のあった個人・団体を表彰するとともに学校保健の充実と振興を図る。

・文部大臣功労者表彰（昭和28年～）

・県功労者表彰（昭和32年～）

・健康優良学校・児童表彰（昭和39年～平成２年）

・健康推進学校表彰（平成３年～９年）

⑵　秋田県学校保健研究大会及び研修会事業

学校保健推進上の課題解決を図るため、学校保健関係職員による研究協議と資質向上に資する。

・秋田県学校保健研究大会（昭和30年～）

・保健主事、養護教諭研究協議会（昭和44年～）

・学校保健校長研修会（昭和44年～59年）

⑶　学校保健安全研究推進校設置事業

学校における保健安全に関する実践的研究を深め、成果の普及に努めるため、保健安全に関する推進校を設置した。

・小・中・高等学校保健安全研究推進校（昭和43年～57年）

・小学校むし歯予防推進校（昭和51年～54年）

・むし歯予防対策事業（昭和55年～平成９年）

・健康推進対策事業（平成10年～）

3　財団法人秋田県学校保健会の再発足

児童生徒の健康の保持増進にかかわる、公益的事業の拡大と事務局機構の整備を図るため基本財産を確立し、学校保健の一層の振興を図ることを目的として、昭和55年１月財団法人秋田県学校保健会として再発足した。

・保健管理事業・組織活動推進事業・学校保健思想普及事業・学校保健顕彰事業・学校保健研修事業（昭和55年～）

■ 歴代会長

初　代　山信田嘉平（医）昭和28年12月～31年１月
2　代　荒巻　広政（医）昭和31年２月～33年６月
3　代　鈴木　次男（医）昭和33年７月～37年４月
4　代　小泉　重憲（医）昭和37年５月～43年４月
5　代　藤原慶一郎（医）昭和43年５月～49年８月
6　代　能登　彰夫（医）昭和49年９月～55年４月
7　代　神馬　恒成（医）昭和55年５月～61年５月
8　代　西成　　浩（医）昭和61年５月～平成３年12月
9　代　畑沢　　実（医）平成４年５月～７月
10　代　岡村　敏弘（医）平成５年５月～６年10月
11　代　大野　　忠（医）平成７年４月～12年５月
12　代　小山田　雍（医）平成12年５月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長、保健主事、養護教諭、関係保健団体、各郡市学校保健会（11）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、理事長（１）、理事（14）、評議員（30）監事（２）、顧問（22）

〈歳　　入〉（主なもの）基本財産利息、補助金（医師会、歯科医師会、薬剤師会、保健事業団）、賛助金、委託金（県委託事業）、寄付金、その他

〈主な事業〉健康推進対策事業（・学校保健に関する基礎データの収集と分析・移動保健教室で医療施設に恵まれない地域の学校に、医師や歯科医師等が訪問し、健康診断、健康相談、健康教室、環境衛生検査等を実施）、大会開催事業（学校保健功労者表彰等大会支援金）、研修事業（学校保健関係団体への助成）、地域保健事業（各郡市学校保健会への助成）、学校保健思想の普及事業（会誌の発行、学校保健関係図書の紹介、斡旋、ビデオの貸出）、夏期保健事業（小児喘息や健康な体作りのサマーキャンプ）

〈その他特記事項〉

昭和16年６月　全国学校歯科保健研究大会開催（秋田市）
昭和45年10月　全国学校保健研究大会開催（秋田市）
昭和47年10月　全国学校歯科保健研究大会開催（秋田市）
平成14年８月　全国養護教諭研究大会開催（秋田市）
平成15年10月　全国学校歯科保健研究大会開催（秋田市）

山形県学校保健連合会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

大正５年～昭和27年　山形県学校衛生会

昭和28年～現在　　山形県学校保健連合会

組織の変遷

大正５年に学校衛生の研究を行なう目的で、山形県学校衛生会が設立された。昭和の初頭、学校医が主体となって児童生徒の健康調査が全県的に実施され、その結果に基づき学校衛生の目標が示され、具体的な対策が示された。

終戦を迎え、指摘されるもののひとつに学童の体位の低下があげられた。当時の学校保健担当者はひとしく学校保健の急務を痛感し、行政側、医師、校長、養護教諭などが中心となって、戦後第１回の学校衛生大会が昭和23年10月、山形第三小学校で開催され、教育担当者はもちろん市町村行政関係諸団体に及ぶ参加で1,000名をこえる盛会であった。

この大会を契機として、学校衛生への関心が急速に高まり、昭和24年には県下郡市に14の学校衛生会の支部が設けられた。

昭和28年にいたり、教育委員会法改正、保健計画実施要領などが出るに及んで学校保健も一段と飛躍し、学校衛生会の名称も学校保健会と改め、山形県学校保健連合会の誕生となった。

山形県学校保健連合会の規約は、制定後９回改正されたが、骨子においては大きな変更はない。制定当時、専門事項に関する調査研究を行なうため、「学校医、学校歯科医、保健主事、養護教諭の４部会（後に学校薬剤師、給食主任の２部会が追加された。）」を置くことができるとされていたが、昭和47年の改正で廃止された。

また、制定当時、各単位保健会を「各郡市学校保健会」と称していたが、昭和47年の改正で「各地区学校保健会」とそれぞれ改称された。

組織面については、制定当時から大きな変更はなく、役員は名誉会長以下会長、副会長、理事、監事及び事務局構成で会務を施行しており、会議は単位学校保健会の代表者及び学校保健の代表者からなる理事会、代議員会が設置され、それぞれ審議、議決決定の機能を果たしている。専任職員については、学校衛生会当時から昭和46年11月まで配置され、会長の命を受け事務に従事したが、その後廃止された。

事業内容の変遷

山形県学校保健連合会の事業の変遷を、事業計画から抜粋する。

【昭和29年】

○理事会、代議員会、会長会の開催　○県学校保健大会の開催と全国学校保健大会への派遣　○学校保健功労者、学校保健優良学校の表彰　○学校保健推進協議会の設置　○医薬品（駆除剤、栄養剤等）並びに衛生材料等の推奨　○学校保健関係図書の斡旋及び機関紙の配布　○巡回による歯科検診　○４部会への活動助成

【昭和41年】

○理事会、代議員会、会長会の開催　○県学校保健大会の開催と全国学校保健大会への派遣　○学校保健功労者、学校保健優良学校、学校保健優良研究の表彰　○学校健康増進対策（心臓病疾患児童生徒の療育指導、肢体不自由児対策）　○生徒保健自主活動の推進（小学校、中学校保健研究発表会の各地区開催、高等学校保健委員研究会）　○保健関係職員研修（保健思想普及講習会及び講習会、全国講習会派遣、保健主事研究協議会、養護教員研究協議会）　○学校保健思想普及（むし歯半減運動、近視予防運動、栄養教育推進運動、安全教育協調運動、環境清潔推進運動）　○図書の刊行・斡旋

【昭和50年】

○理事会、代議員会、会長会の開催　○県学校保健大会の開催と全国・東北学校保健大会への派遣　○学校保健功労者、学校保健優良学校、学校保健優良研究の表彰　○児童生徒心電図健診事業　○図書の斡旋

【昭和60年】

○理事会、代議員会、会長会の開催　○県学校保健大会の開催と全国・東北学校保健大会への派遣　○学校保健功労者、学校保健優良学校、学校保健優良研究の表彰　○「心臓病調査票」の作成　○「学校の机、椅子の適正使用状況実態調査」（山形県委託事業）の実施　○こころとからだの健康増進事業（財団法人日本学校保健会委託事業）の実施　○図書の斡旋

■ 歴代会長

大沼　貞蔵（医）昭和28年～46年
多田　慎吾（医）昭和47年～58年
岸　　陽一（医）昭和59年～平成元年
加賀山正純（医）平成２年～５年
國井　一彦（医）平成６年～15年
有海　躬行（医）平成16年～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各地区学校保健会（12）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、理事長（１）、理事（若干名）、代議員（24）、監事（２）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）分担金（各地区学校保健会）、県負担金、寄付金、事業収益（図書斡旋など）、委託金（県の事業委託）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
県学校保健研究大会、表彰（学校保健功労者）、学校保健関係大会への派遣、会報の発行

〈その他特記事項〉
昭和57年10月　全国学校保健研究大会開催（山形市）
平成15年３月　山形県学校保健連合会50年誌発行

福島県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和24年４月　「福島県学校衛生協会」として発足し、規約が制定された。

昭和29年４月　「福島県学校保健協会」と改名し、昭和44年４月に一部改正、昭和46年最終改正を行い現在に至る。

平成元年　福島県学校保健会に改称

本会は、学校保健に関する事項を研究協議し、その普及発展を図ることを目的に、学校医・学校歯科医・学校薬剤師との連携を図りながら研修会などを行い、学校保健関係者の資質の向上と学校保健及び学校安全の充実に努めるとともに刊行物の発刊も行っている。

また、小・中学校部においては各市町村ごとに16方部、高等学校部は県内５方部に分け、各方部ごとに支部を置き、それぞれの支部において学校保健の研究、講習会等を開催し、その充実に努めている。

○刊行物　学校保健指導者用「手引き」、児童生徒用「副読本」

名　　称	初　版	備　　考
保健主事実務要録	昭34年５月	小・中学校　高等学校
健康手帳	昭37年４月	小学校・高等学校
安全読本	昭40年４月	小・中学校
学校保健・学校安全の手引	昭52年４月	学校保健関係者
学校における応急処置の手引	昭57年11月	全学校
安全ガイドブック	平15年４月	小・中学校

■ 歴代会長

中尾　秀雄　昭和21年４月～44年３月

太田　秀夫　昭和44年４月～63年３月

嶋　　多門　昭和63年４月～平成16年３月

菊池　辰夫　平成16年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉

各部会（学校医部会、学校歯科医師部会、学校薬剤師部会、保健主事部会、養護教諭部会）

〈役員構成〉

会　　長（１）　副会長（３）　理事長（１）

常務理事（１）　理　事（12）　監　事（３）

監　　事（３）　評議員（37）

〈歳　　入〉分担金、補助金など主なもの

負　担　金　　（小学校・中学校・高等学校各支部）

前年度剰余金、補助金（県教委、県保健衛生協会）

事　業　収　入　　（刊行物頒布）

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）

・学校保健講習会　各支部にて開催

・刊行物　「安全ガイドブック」小・中学校用

会報「学校保健会報」　現在　第34号

・派遣事業　各全国大会や中央講習会への派遣

・理事会、評議員会　年各１回４月～５月に開催

・調査研究　保健安全に関する調査研究の受託事業

・学校保健優良学校表彰

・学校保健功労者表彰

・学校保健感謝状

茨城県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称・組織の変遷

大正７年12月　茨城県学校衛生会設立（総裁知事、会長学務部長、副会長学務課長他２名、幹事学校衛生技師他２名）、以後30年間にわたり本県学校衛生の向上発展に貢献（学校医、学校歯科医445名で構成）

昭和23年４月26日　県内郡市学校衛生関係者（小・中学校）の代表によりこれまでの組織を改め新しく学校衛生会設立準備会開催

昭和23年８月10日　県下小・中・高等学校を対象に学校保健協議会を開催

昭和24年５月24日　茨城県学校衛生会設立（事務局を県教育庁体育保健課内におく）

昭和26年６月14日　茨城県学校保健会発足（事務局は従来通りとし、専任書記１名雇傭する）

昭和27年５月31日　第１回茨城県学校保健大会を開催し学校保健功労者表彰制度を開始

昭和28年１月28日　県学校医会発足

昭和28年２月20日　県学校保健主事部会発足

昭和28年３月11日　県学校歯科医会発足

昭和28年３月27日　県養護教員部会発足

昭和30年６月15日　学校長部会発足

昭和34年10月１日　県学校薬剤師会発足

昭和35年８月10日　市町村保健担当者部会発足

◎現在27支部、９部会（高等学校長、小中学校長、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭、学校栄養士、市町村教育委員会保健担当者の各部会）

◎昭和55年度より公立幼稚園全園加入する

◎昭和54年度より事務局独立（県メディカルセンター内）、事務局長制をとり書記２名となる

事業内容の変遷

○　昭和20年、30年代は主として研修事業（保健・安全に関すること）

○　昭和36年度に児童生徒用健康手帳発刊、昭和61年度内容全面改訂

○　昭和29年度、昭和40年度、昭和52年度、昭和63年度、平成11年度関東甲信越静学校保健大会を本県で開催する

○　昭和31年度、学校保健の手引第一集発刊

○　昭和32年度、「医薬品及び資材審査委員会」「ほう賞選考委員会」設置

○　昭和36年度、県学校保健会10周年記念大会開催

○　昭和43年度、学校保健法施行10周年、県学校保健会20周年記念大会開催

○　昭和43年度、全国学校保健（環境衛生）講習会

○　昭和48年度、関東甲信越静保健主事・養護教員研究集会水戸で開催

○　昭和53年度、全国学校薬剤師講習会

○　昭和56年度、県学校保健会設立30周年記念会報特集号発刊
○　昭和58年度、全国養護教諭研究大会（水戸市）開催
○　昭和59年度、関東甲信越静保健主事・養護教員研究集会を水戸市で開催
○　昭和59年12月６日　全国保健主事研修会を筑波で開催
○　昭和55年度より電算導入による「児童生徒健康度判定事業」（希望制、有料）を開始
○　日本学校保健会からの委託事業として昭和56、57、58年度に「運動医事相談事業」、昭和58、59、60年度に「むし歯予防啓発事業」を実施
○　平成元年11月16日、第39回全国学校保健研究大会開催（水戸市）
○　平成２年度、関東甲信越静保健主事・養護教員研究集会開催（水戸市）
○　平成３年５月、県学校保健会組織が７部27支部となる
○　平成５年度、尿第三次検査所有者へ「検尿手帳」配付開始
○　平成６年10月12日、全国学校保健研究協議会開催（水戸市）
○　平成９年度、心臓手帳活用開始
○　平成11年８月26日、第50回関東甲信越静学校保健大会開催（水戸市）
○　平成12年２月17日、県学校保健会50周年記念式典（水戸市）
○　平成12年６月、小中学校長・高等学校長部会が独立。学校栄養士部会が加わり組織が９部27支部となる
○　平成12年度「不登校対策委員会」を設置して文部科学省委託「健康相談活動支援体制整備」を実施（平成14・15年度精神科医派遣等）
○　平成13年度、「肥満対策委員会」を設置して児童生徒の生活習慣病予防に取り組む
○　平成16年11月、全国学校環境衛生・薬事衛生研究協議会開催（水戸市）

■ 歴代会長

鈴木　憲一（医）昭和24年５月～35年４月
木村　芳男（医）昭和35年２月～42年４月
庄司　　茂（医）昭和42年５月～47年４月
斉藤　良三（医）昭和47年５月～52年８月
会長代行　丸山秀太郎（医）昭和52年９月～53年４月
秦　　資宣（医）昭和53年５月～58年９月
会長代行　丸山秀太郎（医）昭和58年９月～59年４月
小川　　清（医）昭和59年５月～平成元年５月
松葉　　弘（医）平成元年６月～４年５月
丸山泰一郎（医）平成４年５月～10年６月
佐藤　　怜（医）平成10年６月～16年６月
原中　勝征（医）平成16年６月～

■ 現　　況

〈構成単位〉郡市学校保健会（27支部）、県高等学校長協会、県学校長会、県保健主事部会、県養護教諭部会、県学校栄養士部会、県学校医会、県学校歯科医会、県

学校薬剤師会、国私立学校、市町村教育委員会

〈役員構成〉会長（1）、副会長（5）、理事（若干名）、評議員（若干名）、監事（若干名）、顧問（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）負担金（全市町村、県教育委員会）、事業収益金（出版物、健康度判定）、委託金（県教委）、その他寄付金・展示料等

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）

調査研究事業、県教育委員会からの受託事業、研修事業（校長、養護教諭、保健主事、学校三師、幼稚園教諭、市町村教育委員会職員等）、表彰事業（功労者）、健康度判定事業、出版事業（会報、手引、健康手帳）、年度学校保健安全研究大会、委員会事業（不登校対策・肥満対策等）

〈その他特記事項〉

本会会長は、県医師会会長が就任する

栃木県連合学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和30年（1955）５月　栃木県連合学校保健会として発足
日本学校保健会の学校保健センター的事業、健康増進事業の委託事業として実施
昭和54・55年度（1979・80）　健康診断体制整備促進事業
昭和58年度（1983）　第34回関東甲信越静学校保健大会開催
昭和59年度（1984）　関東ブロック養護教諭実技講習会
昭和59年度（1984）　学校環境衛生検査態勢整備促進事業
昭和61年度（1986）　第36回全国学校保健研究大会開催
平成６年度（1994）　第45回関東甲信越静学校保健大会開催
平成６年度（1994）　関東ブロック養護教諭実技講習会
平成７年度（1995）　第42回全国学校薬剤師講習会
平成17年度（2005）　第56回関東甲信越静学校保健大会（宇都宮市において開催予定）

■ 歴代会長

枝　　全（医）　昭和30年（1955）５月～31年（1956）４月
市川　　清（教育長）昭和31年（1956）５月～36年（1961）４月
中田　俊治（医）　昭和36年（1961）５月～49年（1974）５月
三田　政夫（医）　昭和49年（1974）５月～52年（1977）５月
梅園　昌男（医）　昭和52年（1977）５月～63年（1988）５月
松本　兼文（医）　平成元年（1989）５月～３年（1991）５月
松本　幸三（医）　平成３年（1991）５月～15年（2003）５月
太田　照男（医）　平成15年（2003）５月～

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（16地区）
〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、理事長（１）、理事（16）
評議員（若干名）、監事（３）、顧問（１）
〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）　負担金（各郡市学校保健会・高等学校）県よりの補助金
〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）
養護教諭研究協議会、保健（体育）主事研究協議会
心肺蘇生法指導者研修会、歯科保健指導者研修会
よい歯の学校等コンクール表彰、栃木県学校保健大会
表彰（健康推進学校、学校保健功労者）
機関誌「学校保健」年１回発行、健康教育研究奨励事業
健康教育教材整備事業

群馬県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和24年10月～27年５月　　群馬県学校衛生会

昭和27年５月～現在　　群馬県学校保健会

組織の変遷

群馬県学校保健会の設立

昭和23年11月に発足した新制群馬県教育委員会を契機に、本県における学校保健の充実発展と㈶日本学校保健会の事業に協力する目的で、昭和24年10月群馬県学校衛生会が設立発足し、県教育委員会保健厚生課（現保健体育課）内に事務局が置かれた。

当会は、県内17郡市学校保健の連合体として組織され、県教育委員会と表裏一体的な関係のもとに学校保健行政の各分野に協力してきた。

昭和30年代に入り、専門部会（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭の各部会）を設置し、それぞれの部活動や事業を推進するかたわら従来の検診事業を更に強化し、専任職員を置いて児童・生徒をはじめ教職員の結核健康診断等を実施し健康管理に貢献した。

事業内容の変遷

事業は、県教育委員会と共催がほとんどだった。

１．県学校保健大会（表彰、研究発表、講演）昭和25年～46年

２．講習会（中央の伝達、各種研究会）

３．研究指定校の設置(寄生虫病、トラコーマ、結核、むし歯、学校保健委員会等々)

昭和25年～県内全域に研究指定校を毎年100校程度依頼し、関係職員の資質の向上に寄与するとともに、実践を通して知識の浸透と啓発普及を図るものであった。

しかし、時代の推移とともに伝染病等の疾患が減少し、心臓病あるいは腎臓病等の慢性疾患が注目されるようになったため、昭和45年から児童生徒健康管理対策事業として、全県下で小３、高校運動選手の心臓検診が始まった。また、貧血検査結果に身体的不定愁訴、学業成績、栄養指数等との関連性について調査を行った。

昭和55年以降、児童生徒の腎・心疾患の検診体制の整備及び事後管理を目的とした対策委員会を設置する等、児童生徒の保健管理の向上のため各種事業を実施し充実を図った。更に児童生徒及び教職員の健康の保持増進に大きな役割を果たしてきている。

■ 歴代会長

小島　軍造（県教育長）　昭和24年10月～28年３月

黒澤　得男（県教育長）　昭和28年５月～37年２月

羽生田　進（県医師会長）昭和37年４月～48年３月

池上　直一（県医師会長）昭和48年４月～50年３月

鶴谷　孔明（県医師会長）昭和50年４月～61年３月

太田　武史（県医師会長）昭和61年４月～62年３月
家崎　　智（県医師会長）昭和62年４月～平成13年３月
赤沢　達之（県医師会長）平成13年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（17地区）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（５）、理事（35以内、内常務理事若干名）、監事（３）、代議員（各郡市保健会毎に３）、顧問（４）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各郡市学校保健会）、補助金（県）助成金（関係団体）、雑収入（預金利子）、前年度余剰金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
表彰（個人、団体、優良学校）、学校保健会報（年１回発行）、健康管理指導体制の促進（腎臓、心臓疾患管理対策委員会、救急蘇生法講習会、生活習慣病対策会議、専門部会研修会）、日学保受託事業（こころとからだの健康増進事業）、各郡市学校保健会及び各専門部会活動補助、関係団体の後援

〈その他特記事項〉
昭和41年11月　全国学校保健研究大会の開催（前橋市）
平成11年10月　群馬県学校保健会設立50周年記念式典（藤岡市・みかぼみらい館）
昭和49年９月、昭和60年８月、平成８年８月、関東甲信越静学校保健大会（前橋市）

埼玉県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和23年　埼玉県学校衛生会

昭和31年　埼玉県学校保健会

組織・事業内容の変遷

埼玉県で学校医が委嘱されたのは、明治40年の浦和市の４名が初めてである。昭和５年３月には学校医会報第１号が発刊され、学校医としての研究発表が記載されている。

一方、学校歯科としては、昭和２年９月に学校保健の向上改善をはかる目的で、学校歯科医会が設立された。

終戦後の教育機構の大改革に際しては、日本学校衛生会が組織されるに伴って、埼玉県でも既存の学校医師会、学校歯科医師会に、保健主事会、養護教員会を加えて全国に先駆けて、昭和23年８月23日に浦和において、埼玉県学校衛生会を結成し創立大会が開催された。そこで、会則、評議員並びに役員を決定し、事務所を県教育局内に置いて発足した。

活動としては、専門部による保健衛生の研究並びに普及発達を図ることを主としていた。昭和24年からは、学校保健（環境）優秀校、健康優良学校健康優良児童の表彰、昭和27年には学校保健研究指定校を委嘱して研究活動を行っている。また、昭和29年からは、よい歯のコンクールの表彰が行なわれている。

昭和31年には、学校薬剤師会が発足し、学校保健の活動として学校環境衛生活動を開始した。

同年、日本学校衛生会が日本学校保健会と改称するにならって、本県も埼玉県学校保健会と改称し、若干の会則の変更を行った。５月には、県学校保健会及び地区学校保健会、さらに地域の関係機関との連携を図ることを目的として広報誌「学校保健」を創刊した。

昭和40年には、養護教員会や保健主事会を中心に学校保健研究集会を立ち上げた。

この研究集会は、平成14年度からは埼玉県教育委員会が策定した「埼玉県学校健康教育指針」を受けて、学校健康教育推進研修会と改め開催を続けている。

埼玉県学校保健会は、現在も県医師会学校医会、県歯科医師会学校歯科部、県学校薬剤師会、県学校保健主事会、県養護教員会等との密接な連携のもとに、県教育委員会の全面的な協力を得て運営を続けている。

■ 歴代会長

三田　　弘（医）昭和23年８月～35年３月

村田　憲一（医）昭和35年４月～39年３月

斉藤徳一郎（医）昭和39年４月～41年８月

高橋　貞助（医）昭和41年８月～49年３月

福島　茂夫（医）昭和49年４月～平成２年３月

仲田　　寛（医）平成２年４月～８年３月

山崎寛一郎（医）平成８年６月～16年３月
吉原　忠男（医）平成16年６月～

■ 現　　況

〈構成単位〉地区学校保健会（30地区）

〈役員構成〉会長（１）副会長（６）常任理事（15＋学識経験者若干名）理事（29）監事（３）

〈歳　　入〉（分担金・補助金など主なもの）
分担金（各市町村）県補助金、前年度剰余金、委託金（財団法人日本学校保健会）

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）
埼玉県学校健康教育推進研修会、健康相談活動研修会、広報誌「学校保健」の発行、㈶日本学校保健会より委託事業（児童生徒等歯・口の健康つくり推進事業）表彰（学校保健優良学校、学校歯科保健コンクール、学校保健功労者）、資料作成、関係団体事業への助成

〈その他特記事項〉
昭和50年11月　第25回全国学校保健研究大会（浦和市）
昭和54年８月　第30回関東甲信越静学校保健大会（浦和市）
平成２年８月　第41回関東甲信越静学校保健大会（浦和市）
平成13年８月　第52回関東甲信越静学校保健大会（さいたま市）

千葉県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

大正10年　千葉県学校衛生会

昭和21年　千葉県学校衛生会再発足

昭和26年４月～現在　千葉県学校保健会

大正10年、市川重平会長のもとに発足した千葉県学校衛生会は、昭和の時代になると、教育諸団体統合が行われ、千葉県教育会の一部会として活動した。戦後の動乱のなかで、昭和21年内容を変えて再発足し、市川重平氏が会長に再就任した。その後、昭和26年名称が千葉県学校保健会に改められた。明るく健康で、しかも充実した学校生活の確立を目指す学校保健の推進について、大いに気運が盛り上がる時期であった。

千葉県学校保健会にとって、また、わが国の学校保健にとって忘れられない事業は、昭和32年10月、館山市で開催された第７回全国学校保健大会である。この大会は「学校保健制度の整備を促進させ、心身ともに健康な国民の育成に寄与する」をテーマに掲げ開催された。参加者からは、学校保健の法的整備について多数の意見・要望が出された。この学校保健関係者一体となった努力は、翌昭和33年の学校保健法制定の原動力となり、今日の充実発展につながったものと確信している。

昭和25年～現在	学校保健講習会
昭和41年～平成５年	心臓疾患精密検査事業
昭和41年～42年	へき地学校健康診断
昭和41年～現在	環境衛生対策事業
昭和41年～45年	専門医（眼科・耳鼻科）不在地健康診断
昭和43年～49年	う歯予防対策
昭和45年～48年	腎臓検査（昭和49年に県教育委員会が尿検査、２項目実施することとなり解消）
昭和54年～平成２年	救急法講習会
昭和57年度	学校環境衛生検査体制整備促進事業
昭和57年～平成７年	保健主事研修会
昭和57年～平成７年	養護教諭研修会
昭和57年～平成11年	中・高生徒保健研究発表会
昭和57年～63年	学校保健研究大会
昭和57年～現在	歯科保健対策事業
昭和57年～現在	表彰(学校保健功労者、健康優良学校、学校歯科保健優良校表彰)
昭和58年～63年	学校保健研究指定校（むし歯予防）
平成元年～13年	学校健康教育研究大会
平成３年～現在	広報誌発行
平成８年～13年	学校保健担当者研修会
平成10年～現在	健歯児童・生徒審査会

平成13年～現在　　保健室相談活動研修会
平成14年～現在　　学校保健研修会

■ 歴代会長

市川　重平（医）昭和26年４月～43年３月
高木　良雄（医）昭和43年４月～52年３月
小林　金一（医）昭和52年４月～57年３月
桜井　義也（医）昭和57年４月～63年３月
渡辺　　武（医）昭和63年４月～平成10年３月
藤森　宗徳（医）平成10年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（23地区）、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県学校薬剤師会、学識経験者、千葉県高等学校長協会、千葉県中学校長会、千葉県小学校長会、千葉県高等学校保健主事会、千葉県高等学校教育研究会養護部会、千葉県高等学校教育研究会保健体育部会、千葉県教育研究会保健教育部会、千葉県保健主事会、千葉県養護教諭会、千葉県盲・聾養護学校教育研究会学校保健教育研究部会

〈役員構成〉顧問（１名）、会長（１名）、副会長（６名）、理事長（１名）、常務理事（10名）、理事（25名）、評議員（23名）、監事（２名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）負担金（各郡市学校保健会、公立高等学校）、県の補助金、前年度繰越金、銀行預金利息

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
健歯児童・生徒審査会（地区で選出された代表児童・生徒の審査及び表彰）、学校保健研修会（保健主事・養護教諭）、学校歯科保健優良校表彰（学校歯科保健活動に積極的に取り組み成果をあげた学校）、学校保健講習会（学校医・学校歯科医・学校薬剤師）、保健室相談活動研修会（養護教諭）、学校環境衛生対策事業、学校保健活動団体の補助、学校歯科保健推進事業（学校歯科保健に関する調査事業）、会報発行（年１回）、ワンポイント学校保健広報紙発刊（年１回）、歯科保健リーフレット発刊、エイズ教育リーフレット発刊

〈その他特記事項〉
昭和32年10月　第７回全国学校保健大会（館山市）、昭和45年６月　全国学校薬剤師講習会（成田市）、昭和46年10月　関東甲信越静学校保健大会（千葉市）、昭和46年11月　全国学校歯科医大会（千葉市）、昭和56年８月　全国養護教諭研究大会（成田市）、昭和56年11月　全国学校保健主事研究協議大会（千葉市）、昭和57年８月　関東甲信越静学校保健大会（千葉市）、昭和58年11月　全国校長・保健主事研修会（成田市）、平成３年８月　第42回関東甲信越静学校保健大会（千葉市）、平成13年11月　第51回全国学校保健研究大会（千葉市）、平成15年８月　第54回関東甲信越静学校保健大会（千葉市）

財団法人　東京都学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和13年　　東京府学校衛生会
昭和25年　　東京都学校衛生会
昭和27年　　東京都学校保健会
昭和52年９月～　財団法人東京都学校保健会

組織の変遷

当会は昭和25年に発足した東京都学校衛生会を母体としてその後，昭和27年に名称を東京都学校保健会と改め，東京都の学校保健関係者の連合体としての組織として設立されたが，事業活動の一層の充実と発展を期するため昭和52年９月寄付行為の改正を行い財団法人東京都学校保健会として認可され現在に至る．

事業内容の変遷

本会の目的は，東京都における学校保健に関する調査研究と学校保健思想の普及啓発を図り，学校保健の向上発展に寄与することである．過去における事業としては昭和29年９月に東京都教育委員会と共催し第１回東京都学校保健会大会を開催し，昭和53年から東京都学校保健・給食大会と大会名を変更，平成12年度まで開催した．

昭和56年７月10日・11日に第32回関東甲信越静学校保健大会を開催，昭和59年10月31日～11月２日に文部省，日本学校保健会，東京都教育委員会と第34回全国学校保健研究大会を共催した．

近年では平成11年５月，第50回十三大都市学校保健協議会を平成14年度に第53回関東甲信越静学校保健大会を東京都教育委員会と共催し，東京都の包括的な学校保健団体として着実に事業内容を充実発展させ学校保健の振興に大きな貢献をしてきた．

また，平成13年度にひきつづき学校医，学校歯科医，学校薬剤師，養護教諭等が連携協力し学校保健の問題解決に取り組むために学校保健研修会を平成17年度に開催する予定である．

■ 歴代会長

尾崎　剛毅（教）昭和35年10月
可児　重一（薬）昭和41年６月７日
斉藤　宗久（医）昭和44年６月
亀沢シズヱ（歯）昭和45年６月
渡辺　眞言（医）昭和50年４月
和久井健三（医）昭和59年４月
福井　光壽（医）平成６年４月
佐々木健雄（医）平成10年４月
唐澤　祥人（医）平成16年４月

■ 現　況

〈構成単位〉学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校長部会、養護教諭部会、学校保健担当教諭部会、学校保健協力部会（教育委員会・PTA）

〈役員構成〉会長（1）、副会長（4）、専務理事（1）、常務理事（6）、理事（16）、監事（2）、評議員（50）、部会幹事（13）

〈歳　　入〉（会費、補助金など主なもの）東京都より補助金、各区市町村教育委員会及び都立学校より団体賛助会員会費、賛助会員会費、事業収入

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）

部会研修会（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長・教頭、一般教諭、養護教諭、PTA）、ライオン歯科衛生研究所との共催による学童歯みがき大会の開催、東京都予防医学協会との共催による学校保健セミナーの開催、各区市学校保健会連絡協議会の開催、東京都教育委員会からの受託事業（学校三師会指導者研修会）、日本学校保健会からの受託事業（東京都学校保健研修会の開催、健康教育推進学校の表彰等）、学術講演会、会報発行、学校保健に関する刊行物の作成（例規集・歯科啓発資料・エイズ啓発資料等）

〈その他特記事項〉

昭和59年10月　全国学校保健大会開催
昭和61年5月　十一大都市学校保健連絡協議会開催
平成11年5月　第50回十三大都市学校保健協議会開催
平成14年8月　関東甲信越静学校保健大会開催

神奈川県学校保健連合会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

（大正10年頃に神奈川県学校医会、その後神奈川県学校衛生会が組織されていた記録があるが、設立年月日不詳、詳細不明）

～昭和26年　神奈川県学校衛生会

昭和26年～昭和39年　神奈川県学校保健会

昭和39年３月～現在　神奈川県学校保健連合会

組織の変遷

神奈川県学校保健連合会の設立

連合会設立以前は、学校保健に係る団体としては、神奈川県学校衛生会、一部の先進市に設置されていた学校保健会が存在した。

その後、時代の要請による全県を統一した組織づくりの声が高まり、昭和39年３月29日、神奈川県歯科医師会館において設立総会を開催した。

当初構成団体は、14市、６郡保健会ならびに県立学校保健会、私立学校保健会であった。

事業内容の変遷

昭和40年度以降、県下児童生徒を対象に「健康手帳」を頒布、また各学校に安全点検表を配布した。

また、「小学校の保健学習計画」「学校医、学校歯科医、学校薬剤師執務必要領」の作成配布、「家庭における性教育」を作成配布した。健康手帳は改訂を重ね、頒布活動を続けている。

■ 歴代会長

五十嵐貞蔵（医）昭和39年３月～55年３月

清川　謹三（医）昭和55年４月～62年４月

川口　良平（医）昭和62年５月～平成９年５月

田中　忠一（医）平成９年５月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉郡市学校保健会（22地区）、県立学校保健会、私立小学校保健会、私立中・高等学校保健会、各部会（学校長部会、養護教諭部会、PTA部会、学校医部会、学校眼科医部会、学校耳鼻咽喉科医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校栄養士部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、常務理事（９）、推薦理事（９）、理事（34）、評議員（95）、監事（３）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

県からの補助金、県下学校保健会からの会費、前年度繰越金、事業収益（健

康手帳、健康診断票等）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

県学校保健学会、県学校健康教育研究大会、調査研究委託（養護教諭部会、学校栄養士部会）、表彰事業（保健に関する実践記録・調査研究作品表彰）、健康手帳・健康診断票等の頒布、会報の発行

山梨県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

明治末期から大正末期にかけて県内各郡市に学校医会が設置され、学校保健活動が開始された。その後上部機関が必要となり、大正７年に手塚富三氏らが中心になり山梨県学校医会が結成され、昭和の初めには学校歯科医も参加し、戦前までは医者だけで組織され、学校保健の普及が図られていた。

戦後の昭和21年４月、㈶日本学校衛生会の発足に伴い、その下部組織、支部形態として同会山梨県支部が誕生した。やがて、学校教育法の施行等により、学校保健が疾病を対象とした概念から広義に疾病予防や保健管理・安全管理面に取り組むようになり「衛生」から「保健」と変わり、同時に中央への支部形態が廃止され、昭和25年４月には、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・校長・教頭・保健主事・養護教諭等で構成した山梨県学校保健会が発足し、同時にその支部の各郡市学校保健会及び高等学校保健会が誕生し、学校保健安全の普及発展を図り、学校教育の伸展に寄与している。

■ 歴代会長

小野　　徹（医）昭和25年４月～45年３月
大久保福信（医）昭和45年４月～56年３月
刑部源太郎（医）昭和56年４月～平成８年３月
溝部　孝二　　平成８年４月１日～14年３月
大久保幹雄　　平成14年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（10地区）、高等学校保健会（１地区）、各県支部（学校医部会・学校歯科医部会・学校薬剤師部会・校長部会・教頭部会・保健主事部会・養護教諭部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（７）、理事（18）、評議員（29）、監事（２）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各市町村より）、補助金（県より）、寄付金、委託金（県の事業委託）、前年度剰余金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
県学校保健大会、表彰（学校保健功労者・保健優良生徒・手塚賞・小野賞）、機関誌発行（年１回）、児童生徒健康実態調査（委託事業）心臓病判定事業

新潟県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

・昭和24年７月～30年４月……新潟県学校衛生会

・昭和30年５月～現在……新潟県学校保健会

組織・事業内容の変遷

⑴　昭和23年度に、当時の県保健体育課・県学校医会等が中心となって新潟県学校衛生会の設立準備を進めた。

⑵　昭和24年度に会を設立し、組織を固め、特に郡市支部の設立につとめた。

⑶　昭和25年度から、健康教育についての研修会を開催した。特に、戦後の学校保健の視野に立ち、学校保健委員会運営研究会、健康教育研究会、養護学級研究会等に力点をおいて実施した。

⑷　昭和33年度に全国学校保健大会を新潟市で実施した。

⑸　昭和34年度から「新潟県よい歯の学校（園）運動」を発足させ、平成15年度で第45回目の運動を実施した。（当会と県歯科医師会、新潟日報社の共催事業で、その成果を「よい歯」として編集、平成15年度で第28号を発行した）

⑹　昭和35年度から小学校健康手帳を作成普及した。

⑺　昭和37年度から当会独自で、学校保健功労者、学校保健優良校（保健教育部門、保健管理部門）の表彰を行っている。

⑻　平成14年度の「新潟県学校保健研究大会」を日本学校保健会の研修事業として実施（400余名の参加）

⑼　平成14年度から、これまで発行してきた保健主事会報を、学校保健会報「すこやか」に変更。県学校保健会の情報発信の場とした。

■ 歴代会長

初代　倉品克一郎（医）……昭和24年７月～28年４月

２代　石浜　文郷（医）……昭和28年５月～42年４月

３代　阿部　藤策（校長）……昭和42年５月～46年４月

４代　菅原　久夫（校長）……昭和46年５月～48年４月

５代　諸橋　敏夫（医）……昭和48年５月～56年４月

６代　宮川　糧平（医）……昭和56年５月～平成12年６月

７代　結城　　瑛（医）……平成12年８月～現在

■ 現　　況

〈構成団体〉郡市学校保健会（30支部）／部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校長部会、保健主事部会、養護教員部会）

〈役員構成〉会長（１）副会長（５）理事（若干名）代議員（若干名）監事（２）参与（１）

〈歳　　入〉負担金（郡市学校保健会／県補助金／三師会補助金（医・歯・薬各団体）／寄付金／事業収入（刊行物の頒布、図書斡旋）

〈主な事業〉「新潟県学校保健研究大会（学校保健功労者、学校保健優良校の表彰）」／「新潟県よい歯の学校（園）運動」／新潟県学校歯科保健大会／支部活動への助成（学校保健委員会の設立助成等）／学校保健出版物の普及

〈その他特記事項〉

・二代目会長石浜文郷先生（故人）の御寄贈による基金で「石浜賞」を設け、学校保健に関わる論文を募集し、表彰を行っている。（平成15年度で第35回）

・創立20周年記念式典……昭和43年８月（新潟市）

・創立40周年記念式典……昭和63年11月（新潟市）

・創立50周年記念式典……平成10年11月（新潟市）

・日本学校保健会委託事業「児童・生徒等の歯と口の健康づくり推進事業」を三島郡和島村で実施（平成13年度～15年度）

富山県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

大正13年～昭和21年　　富山県学校医会
昭和21年～24年　　富山県学校衛生会
昭和24年４月５日～現在　富山県学校保健会

○学校におけるトラホーム予防や伝染病予防の必要性を痛感された医師がボランティアの気持で学校医を引受け、この人たちが相互の親睦と担当者としての研修ならびに学校保健の進展を目的として、大正10年頃に富山県学校医の会を組織した。（名称不明）

○戦後、進駐軍の指導もあって、既に組織されていた学校歯科医の会を合併し、富山県学校衛生会として再発足した。

○昭和24年に富山県学校保健会と改称、この中に養護部会を設けた。

○昭和28年には、養護教員増に伴い、本会の下に富山県養護教員会の組織が発足した。その後、昭和60年組織の改正があり昭和61年富山県学校保健会養護教諭会となり現在に至る。

○昭和34年に設立された富山県学校薬剤師会が本会の事業に参画し、名実ともに学校三師の合流する会となった。

○昭和42年、本会の中に富山県保健主事会が組織され、現在に至る。

○昭和22年に東砺波郡学校保健会が創立されて以来、昭和40年に高岡市が設立、これによって県内全郡市に学校保健会の組織を確立する。常時本会との連携をとりながら、それぞれの特色ある事業を進めている。

○昭和29年に第２回北陸三県学校保健研究協議会を富山市で開催して以来、平成３年まで毎年開催。３年に１回は本県で開催、関係者の資質の向上を図っている。平成５年度より隔年開催となる。

○昭和26年から毎年開催の北陸学校保健学会に代表を派遣し、研究の成果を発表していた。

○昭和40年７月から毎年２～３号会報「富山県学校保健」を発行し、現在93号となる。

○昭和58年に置県100年記念の富山県学校保健研究大会を開催

○平成８年　本会設立50周年記念事業（式典・50年史刊行等）を実施。

■ 歴代会長

喜多　養元　　大正13年３月～
福田　美明（医）昭和７年４月～21年３月
柴田　宜輔（医）昭和21年４月～49年３月
田上　　守（医）昭和49年４月～61年２月
船崎　嘉一（医）昭和61年４月～平成13年３月
宇野　義知（医）平成13年４月～14年３月
篠川　賢久（医）平成14年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（16地区）、県医師会学校保健部会、県歯科医師会学校保健部会、県学校薬剤師会、県保健主事会、県養護教諭会、県国公立幼稚園長会、県小学校長会、県中学校長会、県高等学校長協会、地区高等学校保健連絡協議会（３地区）、私立幼稚園長会、私立高等学校長会

〈役員構成〉会長〈１〉、副会長〈７〉、常任理事〈14〉、理事〈43〉監事〈２〉、常務理事兼事務局長〈１〉、顧問〈５〉、参与〈６〉

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

会費（国公立私立幼・小・中・高等学校及び学校三師）、助成金〈県及び市町村会〉、寄付金、事業収入金（刊行物頒布、図書斡旋）、前年度繰越金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

学校健康づくり運動研究推進事業・学校歯科保健研究推進事業受託、学校保健研究推進校委託、研究団体の事業奨励、研究団体との事業共催、会報「富山県学校保健」の発行（年２回）、関係図書等の斡旋事業、表彰事業（学校保健功労者、児童生徒保健委員会活動）

〈その他特記事項〉

昭和10年６月　第14回全国学校衛生会総会開催（富山市）

昭和48年９月　第23回全国学校保健研究大会開催（富山市）

石川県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

◎昭和34年までは、詳細な記録がないためほとんど不明である。

石川県学校衛生会の記録はあるが設立年月日不詳

・昭和24年　石川県学校保健会設立準備開始

・昭和27年　石川県学校保健会会則制定

・昭和27年　第１回石川県学校保健大会開催：金沢市

・昭和30年　第３回北陸三県学校保健研究大会開催：金沢市

・昭和33年　第６回北陸三県学校保健研究大会開催：七尾市

◎昭和35年～48年度までの主な事業内容

・石川県学校保健研究大会、北陸三県学校保健研究協議会の開催

・地区研究協議会の開催（加賀、能登、高等学校保健会に分かれて開催していたが、昭和43年度より、各郡市学校保健会及び高等学校保健会単位で開催されるようになり今日に至る）

・保健主事講習会

・養護教諭技術講習会

・石川県学校医大会（昭和43年度より保健会事業として議事録に掲載されている。）

・石川県学校薬剤師大会（昭和43年度より保健会事業として議事録に掲載されている。）

・昭和35年　よい歯の学校運動実施（第１回よい歯の学校運動が実施され正しい歯のみがき方講習会が県下18会場で開催された。また、よい歯の学校運動県大会も開催され、今日に至る）

・昭和39年　全国学校保健大会開催：金沢市

・昭和40年　学校保健会功労者表彰開始（県教育委員会による学校保健功労者と併せて、石川県学校保健会として石川県学校保健会功労者表彰制度を制定し今日に至る。）

◎昭和49～60年度までの主な事業内容

従来の研究大会、講習会等の事業に加えて、石川県や㈶日本学校保健会からの委託による事業を実施

・昭和49～51年　性に関する指導のあり方の研究、性に関するアンケート調査

・昭和49～52年　近視予防と学校環境についての研究

・昭和52～56年　心臓検診事業（石川県委託）

・昭和53～55年　運動医相談事業（日本学校保健会委託）

・昭和54年　う歯予防研究事業

・昭和55年～平成８年　学校保健センター事業（石川県委託）

（公立小・中・高等学校の児童・生徒の視力、聴力異常者等の事後措置の徹底を図るため、移動検診車（わかば号　25,500千円）を購入、専門医による精密検診を実施している。また、昭

和57年度より中学１年生全員を対象に脊柱異常の精密検診を実施している。

・昭和56年　学校環境衛生に関するQ&Aの発刊

・昭和57年　学校環境衛生検査活動整備促進事業（日本学校保健会委託）

・昭和58年　脊柱側わん症予防研究事業

・昭和58～60年　児童生徒等むし歯予防促進事業（日本学校保健会委託）

◎昭和61～平成15年度

・平成元年　全国学校健康教育研究協議会開催

・平成４～８年　学校保健センター事業に使用してきた「わかば号」の老朽化に伴い、バスを廃車しワゴン車に替えた。
従来実施してきた特別検診を取り止め、耳鼻咽喉科の定期検診を実施していない学校や眼科の無医地区を対象に実施

・平成８年　本年度末をもって、学校保健センター事業終了

・平成９年　全国養護教諭研究大会開催：金沢市

・平成13年　第49回石川県学校保健研究大会兼学校保健研修会開催：志賀町

・平成14年　第50回石川県学校保健研究大会開催：鶴来町
石川県学校保健優良校表彰開始
記念誌「石川県学校保健会五〇年の歩み」発刊

■ 歴代会長

吉田　他吉（県医師会会長）　昭和36年４月～50年３月
若野　三郎（県医師会会長）　昭和50年４月～51年３月
神野　正一（県医師会会長）　昭和51年４月～55年３月
塩谷　一雄（県医師会副会長）　昭和55年４月～59年３月
永田　良作（県医師会会長）　昭和59年４月～63年３月
兼松　謙三（県医師会会長）　昭和63年４月～平成10年３月
梅田　俊彦（県医師会会長）　平成10年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各郡市（16）、高等学校保健会、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校長部会、保健主事部会、養護教員部会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、理事（22）、代議員（19）、監事（２）、顧問（１）、事務局長（１）、主事（４）

〈歳　入〉（分担金、補助金など）
負担金（各郡市・高等学校保健会・三師会）、県補助金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
表彰（石川県学校保健会表彰・石川県学校保健優良校表彰）石川県学校保健研究大会開催、よい歯の学校運動（歯のみがき方指導者講習会、歯のみがき方講習会、よい歯の学校運動石川県大会）、講習会・研究会への協力、自主

研究活動助成事業、石川県学校保健会報発行

〈その他特記事項〉

・昭和39年11月　全国学校保健大会開催（金沢市）

・平成元年11月　全国健康教育研究協議会開催（金沢市）

・平成９年８月　全国養護教諭研究大会開催（金沢市）

福井県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和21年７月31日	日本学校衛生会福井県支部結成式
昭和22年	栄養料理講習会がはじまる
昭和23年	福井地震罹災学校巡回診療実施
昭和24年	学校検便がはじまる
昭和24年10月28日	北陸三県養護教員研究協議会がはじまる（三県持ちまわり）
昭和25年２月22日	学校衛生研究発表会第１回開催
昭和26年	学校保健研究指定校制度決定（以後本会指定研究校、昭和41年まで毎年３～11・小・中・高校を指定した）
昭和26年	北陸学校保健会創立に協力
昭和27年	学校保健会に改称
昭和27年	学校歯科医設置20周年記念式挙行
昭和28年	「学校保健計画立案の手引」作成
昭和28年	第１回北陸三県学校保健研究協議会を本県にて開催（以後毎年三県持ちまわりで開催）
昭和29年	福井県学校保健大会開催を決定し、併せて優良会員表彰を始める
昭和30年	福井県安全会設立基金づくりを決定
昭和30年	第５回全国学校保健大会を本県にて開催
昭和31年	福井県安全災害見舞金内規を決定
昭和31年	会報「月刊学校保健」発行開始
昭和31年	日本一健康優良学校に鯖江市惜陰小学校が選ばれる
昭和31年	第４回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和32年	歯の正しい磨き方講習会巡回開始（以後20校ほど選んで毎年実施）
昭和32年	歯の少年少女代表コンテスト及び表彰（平成15年度より「県歯の健康づくり推進事業」の中の一事業となり、本年度まで継続実施中）
昭和33年	健康手帳福井県版作成
昭和33年	日本一健康優良学校に武生市武生西小学校が選ばれる
昭和34年	第７回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和37年	高校生徒会保健委員会連合活動開始（以後本年まで継続）
昭和37年	第10回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和38年	福井県近視予防対策協議会設立
昭和39年	福井県保健主事研究協議会をはじめる
昭和40年	第13回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和41年	本会創立20周年記念式挙行
昭和41年	本会創立20周年誌発行
昭和42年	近視予防作文募集活動をはじめる

昭和43年	県学校保健会の組織一部改正（理事長選出の方法）
昭和44年	歯科衛生ポスター作品募集をはじめる（以後50年に県歯科医師会に移管するまで）
昭和44年	第17回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和45年	第18回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和47年	「保健指導の手引」発行
昭和48年	近視予防作文募集事業を図画・ポスター標語募集事業に改変
昭和48年	県夏の健康教室（小学生肥満児対象）開催（56年まで毎年開催）
昭和48年	第21回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和49年	県学校保健会武生市分会文部大臣表彰（団体）受賞
	本会・県教委・学校医代表と語る会をはじめる
昭和51年	第24回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和53年	小・中学校「近視予防」分会代表校研究発表会開催（以後３回実施）
昭和54年	第27回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和57年	第30回北陸三県学校保健研究協議会開催
	養護教諭部会35周年記念行事開催
昭和58年	日本学校保健会学校保健センター的事業「学校環境」衛生整備促進事業の委託を受ける
昭和59年	北陸三県保健主事部長会議開催
	東海北陸ブロック養護教諭連絡協議会開催
昭和60年	第33回北陸三県学校保健研究協議会開催
昭和61年	全国学校保健主事研修大会開催
	北信越東海ブロック養護教諭実技講習会開催
	心と体のアンケート実施
昭和62年	県学校保健会事務局問題について検討
	心と体のアンケート実施
昭和63年	心と体の健康推進事業
	第36回北陸三県学校保健研究協議会開催
平成元年	県学校保健会事務局が県教育庁保健体育課内に設置
	成人病若年化予防対策事業（肥満児親子教室）開催（平成６年度まで）
平成３年	第39回北陸三県学校保健研究協議会開催
平成５年	第40回北陸三県学校保健研究協議会開催
平成７年	北信越・東海ブロック養護教諭実技講習会
	ヘルスカウンセリング事業（児童生徒の心の悩みに対する支援事業）実施（平成９年度まで）
平成８年	保健室相談活動研修会（平成12年度まで）
平成９年	第42回北陸三県学校保健研究協議会開催
平成10年	児童生徒等歯・口の健康つくり推進地域事業（平成12年度まで鯖江市）
	心の健康教育推進事業実施（平成12年度まで）

	全国学校環境衛生研究協議会開催（福井市）
平成13年	心の健康づくり推進事業実施（平成14年度まで）
	福井県学校保健研修会実施
平成14年	第52回全国学校保健研究大会
	第52回全国学校歯科医協議会
	第52回全国学校薬剤師大会
	第33回全国学校保健・学校医大会
	平成14年度全国学校保健協議大会
	県養護教諭研究協議会第50回記念大会
平成15年	第45回北陸三県学校保健研究協議会開催
	福井県歯のよい健康づくり推進事業（歯の少年少女代表コンテスト及び表彰事業を拡充）
平成16年	児童生徒健康づくり活動推進事業

■ 歴代会長

林　　慧（校長）　昭和24年～26年
坂本　　豊（校長）　昭和27年～30年
森山　貞夫（校長）　昭和31年
山田　　章（校長）　昭和32年～33年
津久見栄蔵（校長）　昭和34年～36年
吉川　伝寿（校長）　昭和37年～40年
大月　恭一（医）　昭和41年～62年
藤田　幸雄（医）　昭和63年～平成６年
中上　光雄（医）　平成７年～12年
西浦　幸男（医）　平成13年～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉分会（郡市・高等学校）16、学校医・学校歯科医・学校薬剤師・保健主事・養護教諭各部会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、事務局長（１）、理事（21）、監事（３）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各分会）、補助金（県）事業共催負担金（３社）、前年度繰越金、寄付金

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）
表彰（会員の研究事業、図画・ポスター・標語（児童・生徒）・分会活動報告書）、各専門部活動

〈その他特記事項〉
昭和41年　福井県学校保健会20周年誌刊行、昭和30年　第５回全国学校保健大会開催（10月14日～17日）、昭和57年　福井県学校保健会35年誌刊行

長野県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等――

名称の変遷

昭和33年11月～現在　長野県学校保健会

昭和32年12月　学校保健関係者の研究発表の場として第１回学校保健学会が開催され、席上学校保健会設立の決議がなされた。

昭和33年11月７日　設立総会が開かれ、同日から長野県学校保健会が発足した。

事業の変遷

昭和35年長野県学校保健・給食大会を開催。以後、年１回学校保健・安全・給食に関する研修、学校保健功労者の表彰を中心に大会を開催し、現在に至っている。

なお、現在は長野県学校保健・安全・給食大会という名称で開催している。

その他、年２回理事会の開催。学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校栄養職員部会、養護教諭部会、保健主事部会の研修事業等への支援。各部会代表者による調査研究事業の推進。全国研究大会等への派遣等を実施している。

■ 歴代会長

上条憲太郎（教育長）昭和33年11月～38年５月

小林巳根夫（教育長）昭和38年６月～40年６月

横内　秀雄（教育長）昭和40年７月～41年４月

寺島　清七（医）　昭和41年５月～53年３月

花岡　堅而（医）　昭和53年４月～57年５月

城下　知夫（医）　昭和57年６月～61年３月

伊藤　喜明（医）　昭和61年４月～平成２年３月

森　　達夫（医）　平成２年４月～10年３月

鈴木　　強（医）　平成10年４月～14年３月

中澤　　馨（医）　平成14年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉長野県医師会、長野県歯科医師会、長野県薬剤師会、長野県学校薬剤師会、長野県市長会、長野県町村会、長野県市町村教育委員会連絡協議会、長野県小学校長会、長野県中学校長会、長野県高等学校長会、㈶長野県学校給食会、長野県PTA連合会、日本スポーツ振興センター長野県支部、長野県教育委員会

各部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、保健主事部会、養護教諭部会、学校栄養職員部会）

〈役員構成〉会長（１名）、副会長（６名）、理事（９名、うち１名専務理事）、監事（２名）

〈歳　　入〉（分担金等主なもの）負担金（県、市町村、公・私立学校）、助成金（三師会等）

〈主な事業〉表彰（学校保健功労者、よい歯の学校、健康推進学校）、長野県学校保健・安全・給食大会、調査研究事業、研究大会等への派遣、各部会への助成、理事会開催、後援等。

岐阜県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

○明治５年学制公布以来、次第に学校医の必要性が認められてきたが、当時は医師会等の組織がなく、それぞれの地区の開業医に町村長、学務委員又は学校長が懇請して学校医を迎えた。しかし、全県下が足並を揃えて学校医を置くというわけでなく、理解のある町村のみで、各校に置かれたのは明治31年以降になる。

○明治41年４月岐阜市京町小学校に学校看護婦が置かれ、トラホームの治療に当った。又大正14年７月岐阜市金華小学校外５校に学校歯科医が、昭和９年９月岐阜市内９校に学校薬剤師が配置され、いずれも県で初めてのこととなる。

○学校保健の推進振興を図る協力団体として、校長、校医等で組織した県学校衛生会の存在が認められ、郡市によっては、校医会などを結成し、それぞれの地域及び分野で活動を行っていたが、全県的にみては統一された存在ではなかった。

○昭和22年11月高山市学校衛生会が発足したのを始めにして、その後数郡市で組織された。県学校衛生会を保健会に改組すると共に未設置郡市関係団体に県教育委員会等から結成促進の依頼がされた。昭和34年２月７日岐阜市徹明小学校で、県学校保健会設立総会を行い、正式に発足した。同年機関誌「学校保健」創刊号を発行、又同年11月10日岐阜市岐阜大学附属小学校で、第１回県学校保健大会を開催し、500名が参加し、研究発表及び「学校保健の基礎的問題」について、岐阜県立医科大学教授・館正知医学博士の講演が行われ盛会であった。しかし、県下の郡市学校保健会の設立を完了したのは、昭和43年７月であり、関係者のたゆまぬ努力にもかかわらず10年余の歳月を要した。

１　学校保健研究大会（県大会）

第１回：昭和34年11月10日、岐阜大学附属小学校講堂、講師：岐阜県立医科大学館正知
第２回：昭和35年11月15日、大垣市民センター、講師：東京大学重田定正
第３回：昭和37年２月16日、多治見市精華小学校、講師：金沢大学村上賢三
第４回：昭和37年10月12～13日、高山市西小学校・松倉中学校、講師：名古屋大学堀要
第５回：昭和38年10月11～12日、可児郡御崇小学校、講師：文部省湯浅謹而
第６回：昭和39年11月21～22日、養老郡高田中学校・養老女子商業高等学校、講師：文部省高橋恒三
第７回：昭和40年11月28日、羽島市竹鼻小学校、講師：東京郡立北養護学校下田功
第８回：昭和41年７月10日、岐阜市岐阜大学、講師：東京教育大学杉靖三郎
第９回：昭和42年11月12日、中津川市南小学校、講師：文部省田健一
＊昭和43年は、岐阜県で、第18回全国学校保健研究大会が開催されたため、県大会は実施せず。
第10回：昭和44年11月18日、美濃加茂市古井小学校、講師：岐阜大学附属病院加藤寿一
第11回：昭和45年11月７日、美濃地区美濃市美濃中学校
第12回：昭和46年11月７日、飛騨地区益田郡下呂町温泉会館、講師：文部省能美光房
第13回：昭和47年11月９日、西濃地区不破郡垂井町不破中学校
第14回：昭和48年11月11日、岐阜地区各務原市那加第二小学校、講師：国立特殊教育総合研究所玉井収介

第15回：昭和49年11月15日、東濃地区瑞浪市瑞浪小学校
第16回：昭和50年11月16日、美濃地区関市県刃物会館、講師：大垣女子短期大学森下正三
第17回：昭和51年10月16日、飛騨地区高山市西小学校
第18回：昭和52年11月20日、美濃加茂地区美濃加茂市東中学校、講師：岐阜大学折居忠夫
第19回：昭和53年11月16日、岐阜地区本巣郡北方小学校、講師：日本学校保健会小栗一好
第20回：昭和54年11月18日、西濃地区大垣市民会館他、講師：日本学校保健会下田巧
第21回：昭和55年10月28日、東濃地区恵那西中学校、講師：大阪大学大山良徳
第22回：昭和56年10月25日、飛騨地区吉城郡古川小学校、講師：岐阜大学折居忠夫
第23回：昭和57年10月20日、美濃地区関市文化会館、講師：中京大学平田欽逸
第24回：昭和58年10月23日、可児地区可児市福祉センター、講師：岐阜大学小山田隆明
第25回：昭和59年10月23日、岐阜地区山県郡高富中学校、講師：岐阜大学藤井真美
第26回：昭和60年10月27日、西濃地区南濃町文化会館、講師：金城学院大学鈴木栄
第27回：昭和61年10月９日、飛騨地区大野郡久々野小学校、講師：元岐阜大学佐野えんね
第28回：昭和62年11月８日、東濃地区多治見市文化会館、講師：精神科医なだいなだ
第29回：昭和63年10月28日、美濃地区郡上八幡総合文化センター、講師：北辰寺住職岡本幹翁
第30回：平成元年11月12日、岐阜地区笠松小学校、講師：NHK名古屋局小山功
第31回：平成２年10月11日、西濃地区揖斐川町中央公民館、講師：元岐阜農林高等学校松井せつ子
第32回：平成３年10月13日、飛騨地区下呂観光会館、講師：京都大学田口貞善
第33回：平成４年10月16日、東濃地区土岐市文化プラザ他、講師：美濃陶芸協会加藤卓男
第34回：平成５年10月24日、中濃地区美濃加茂市文化会館、講師：岐阜県労働基準協会大山昭男
第35回：平成６年10月21日、岐阜地区羽島市立中央中学校、講師：日本大学大国真彦
第36回：平成７年10月22日、西濃地区大垣市スイトピアセンター、講師：金城学院大学若林慎一郎
第37回：平成８年10月４日、飛騨地区高山市立中山中学校、講師：大阪府立看護大学服部祥子
第38回：平成９年10月26日、東濃地区アートピア、講師：聖徳大学教授坂本昇一
第39回：平成10年10月14日、中濃地区武芸川町町民体育館他、講師：子ども家庭教育フォーラム代表富田富士也
＊平成11年は、岐阜県で、第49回全国学校保健研究大会が開催されたため、県大会は実施せず。
第40回：平成12年10月15日、岐阜地区岐阜市民会館、講師：東京大学児玉浩子
第41回：平成13年10月12日、西濃地区養老町民会館他、講師：中部労災病院芦原睦
第42回：平成14年10月27日、飛騨地区国府町民会館、講師：元国立公衆衛生院長髙石昌弘
第43回：平成15年10月26日、東濃地区東美濃ふれあいセンター、講師：千葉大学名誉教授坂本昇一

2　委員会

（現在の委員会）

①総務委員会（昭和63年より名称変更　企画委員会）：本会の事業計画、運営に関する

具体的事項の推進並びに各委員会の連絡調整をはかる。

②広報・調査委員会：「岐阜県の学校保健」の作成。疾病・異常被患者率の調査

③表彰委員会：岐阜県学校保健会の表彰規定による功労者及び団体の選考

④心腎疾患対策委員会：幼児・児童生徒の心臓疾患・腎臓疾患等生活習慣病の予防対策を図る

⑤心の健康委員会：幼児・児童生徒の精神衛生や性教育の方策等精神の健康対策を図る。教職員の生徒理解と指導の資質の向上を図る研修会の講師派遣事業

⑥口腔衛生委員会：幼児・児童生徒の口腔疾患の実態と問題点を把握しその対策を図る

⑦学校環境衛生委員会：学校環境衛生・環境安全の実態と問題点を把握しその対策を図る

⑧特別研究委員会：特別重大な研究課題が生じたときに設置し、その対策を図る

（過去に設置された委員会）

①体力つくり委員会（昭和53年～平成６年）：児童生徒の体力問題とその対策等を調査研究し、啓発する

②調査研究委員会（昭和62～平成６年）：児童生徒の健康実態と問題点を把握し、健康教育推進上の基礎資料を作成する（平成７年より広報・調査委員会に統合）

③広報委員会（昭和63～平成６年）：各郡市学校保健会活動状況、その他保健会会誌等を編集し、啓発を図る（平成７年より広報・調査委員会に統合）

④地域学校保健委員会推進委員会（昭和62～平成６年）：地域の学校保健委員会の問題点を究明し、地域学校保健委員会の活性化を図る

■　歴代会長

吉村　良雄（医）昭和34年２月～35年３月		河合　達雄（医）昭和56年度～平成３年度	
服部　貴芳（医）昭和35年度～54年度		小坂　孝二（医）平成４年度～11年度	
真鍋　　真（医）昭和55年度		岩砂　和雄（医）平成12年度～現在	

■　現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（29地区）、各公私立高等学校、各公立幼稚園、各県部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師会、小中校長会、高等学校長会、PTA連合会、小中養護教諭部会、小中栄養職員部会、高等学校保健部会、公立幼稚園部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、常務理事（１）、理事（28）、監事（３）、代議員（39）、顧問・参与（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

負担金（郡市学校保健会　外９団体）、県助成金、雑収入、前年度繰越金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

表彰（個人、団体、環境衛生活動優良校、健康優良校、歯の優良学校）、機関誌「岐阜県の学校保健」、県学校保健研究大会、心の健康講演会、心の健康講師派遣事業、部会研修会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師会）

〈その他特記事項〉

昭和43年11月　第18回全国学校保健研究大会開催（岐阜市）、平成11年11月第49回全国学校保健研究大会開催（岐阜市）

静岡県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和７年７月～　　静岡県学校衛生会

（戦時一時中断）

昭和25年３月～　　機構を改めて、再出発

昭和27年４月～現在　静岡県学校保健会

組織の変遷

静岡県学校保健会の設立

昭和７年７月、県下各都市における、学校衛生会の連合体として創立され、県知事を総裁とし、学務部長を会長として発足した静岡県学校衛生会がその前身である。

本県学校教育における保健衛生の分野で多大の貢献をしてきたが、戦争のために、一時期その活動が中断された。

戦後学校保健の重要性が強く叫ばれ、強力な学校保健協力団体の再現が要望され、県学校衛生会は昭和25年３月23日機構を改め、県学務部長を代表者として、再出発した。

以後徐々に全県下の小学校、中学校、高等学校、盲聾養護学校の加盟を得て、それぞれの地区学校保健会が組織され、それを基盤に、会則運営細則の整備を図り、昭和27年４月１日静岡県学校保健会と名称を改め、所期の目的達成のための堅実な歩みを始めた。

事業内容の変遷

昭和24年～56年	健康優良児表彰
昭和26年～平成２年	健康優良学校表彰
昭和27年	第１回静岡県学校衛生会総会
昭和28年～現在	静岡県学校保健研究大会
昭和28年～現在	県学校保健功労者表彰
昭和30年～34年	県下小中学校児童生徒体格地図作成
昭和30年～59年	学校保健研究指定校の委嘱
昭和31年～現在	学校歯科保健優良学校表彰
昭和35年	保健主事実務の手引刊行
昭和38年	養護教諭の手引刊行
昭和40年	学校保健事務の手引刊行
昭和46年～現在	学校環境衛生活動優良校表彰
昭和48年～現在	学校保健新聞コンクール
昭和48年～平成２年	健康優良中学校表彰
昭和52年～現在	中学校・高等学校生徒保健委員研究発表会
平成３年～現在	健康推進学校表彰

■ 歴代会長

〈昭和25年３月23日　再出発　代表者浜田寿一（県学務部長）〉

岡野徳右エ門（教育長）昭和27年４月～28年３月
原　　栄作（医）　　昭和27年４月～34年３月
鈴木　健一（教育長）　昭和34年４月～35年３月
大中道　完（医）　　昭和35年４月～47年３月
太田　鋼三（医）　　昭和47年４月～55年３月
阿部　信美（医）　　昭和55年４月～平成６年３月
吉永　帰一（医）　　平成６年４月～12年３月
岡田　幹夫（医）　　平成12年４月～16年３月
鈴木　勝彦（医）　　平成16年４月～

■ 現　　況

〈構成単位〉各地区学校保健会（20地区）高等学校保健会（３地区）各部会（学校医師部会、学校歯科医師部会、学校薬剤師部会、小・中学校長部会、高等学校長部会、小・中学校養護教諭部会、高等学校養護教諭部会、高等学校保健主事部会）

〈役員構成〉会長（１）副会長（４）常務理事（１）理事（18）評議員（21）監事（２）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
各学校保健会から負担金・会費、県補助金、前年度繰越金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
静岡県学校保健研究大会、中・高等学校保健委員研究発表会、学校保健新聞（保健だより）コンクール、表彰（学校保健功労者、健康推進学校、学校歯科保健優良校、学校環境衛生活動優良校）広報誌「学校保健の動き」（年１回発行）生徒保健委員研究発表集録（年１回発行）静岡県学校保健会要覧（３年に１回発行）、学校歯科保健に関する調査、学校環境衛生活動調査、学校心臓検診結果調査、学校検尿結果調査、脊柱側彎症検診結果調査による実態把握と対策、指導管理の研究

〈その他特記事項〉
昭和37年11月　全国学校保健研究大会（静岡市）昭和44年８月　関東甲信越静学校保健大会、昭和51年　関東甲信越静保健主事・養護教諭研究集会、昭和55年８月　関東甲信越静学校保健大会（静岡市）、昭和59年８月　学校薬剤師全国大会（静岡市）、平成５年８月　関東甲信越静学校保健大会（静岡市）、平成16年８月　関東甲信越静学校保健大会（静岡市）平成16年11月　全国学校歯科保健研究大会（静岡市）

愛知県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和27年５月　愛知県学校衛生会が発展的に解消し、愛知県学校保健会を設立
昭和27年　　第１回愛知県学校保健研究大会開催
昭和29年６月　会誌「愛知県学校保健」の発刊
昭和33年５月　会誌の標題を「学校保健」に変更
昭和34年５月　愛知県立高等学校学校保健会が、分会から独立

歴代会長

横地　紀一　昭和34年５月～47年度
藍田　敏郎　昭和48年度～63年度
齋藤　定三　平成元年度～現在

現　　況

構成単位
県立学校を対象としている。
学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校の４部会及び県下５支部で構成

その他は、県学校保健会名古屋市を除く（小・中学校対象）とほぼ同様

○公立幼稚園・小・中・高等学校に保健に関する調査研究等を行い保健思想の普及啓発を図る

■ 歴代会長

田中　義邦（医）昭和27年５月～29年度
横田　豊治（医）昭和30年度～31年度
服部　敏良（医）昭和32年度～33年度
水野　慶治（医）昭和34年度～35年度
近藤　信良（医）昭和36年度～37年度
鈴木　幸司（医）昭和38年度～39年度
中島　　博（医）昭和40年度～41年度
萩須　文男（医）昭和42年度～43年度
辻　　正一（医）昭和43年度～45年度
永井　　茂（医）昭和46年度～47年度
早間　雅博（医）昭和48年度～49年度
小谷　徳郎（医）昭和50年度～51年度
鬼頭　逸雄（医）昭和52年度～55年度
村上　義雄（医）昭和56年度～57年度
嶋田　一弘（医）昭和58年度～59年度
白井　敏夫（医）昭和60年度～62年度

松岡　春三（医）昭和62年度～63年度
前川　　修（医）平成元年度～２年度
加藤　英彦（医）平成３年度～４年度
成田　眞康（医）平成５年度～６年度
加藤　英彦（医）平成７年度～８年度
簗瀬　正邦（医）平成９年度～10年度
加藤　英彦（医）平成11年度
森　　澄（医）平成12年度～15年度
志賀　捷浩（医）平成16年度～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（31地区）、本会各部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、管理第一、第二部会、保健主事部会、養護教諭部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、理事長（１）、理事（若干名）、監事（３）、評議員（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
学校負担金、県補助金、前年度からの繰越金等

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
県学校保健研究大会、地区学校保健研究大会（２か所）の開催、県教育委員会等が行う研修会、講習会への協力、各種大会、研修会等への参加、学校保健関係資料の刊行、会誌「学校保健」の発行（年２回）、表彰（⑴県学校保健会役員、郡市地区保健会役員　⑵健康優良学校（小学校）、保健活動優良学校（中学校））

〈その他特記事項〉
昭和54年10月　全国学校保健研究大会開催（名古屋市）

財団法人　三重県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和29年４月～38年７月　三重県学校保健会

昭和38年８月～現在　　財団法人三重県学校保健会

本会は、昭和29年４月任意団体として発足し、同時に三重県学校保健研究大会を開催し、以来、毎年開催することとなる。昭和33年に支部を設置し組織を強化する。昭和34年から、へき地学校巡回診療班を編成し活動する。昭和38年、財団法人として一層の組織強化を図る。昭和40年、第15回全国学校保健研究大会を本県伊勢市で開催する。同年から、心臓検診事業を開始する。昭和57年より、県立学校においては県教育委員会より委託を受け、検診事業を行う。昭和42年から平成13年事業補助金を県から受け、ぜんそく児対策・肥満児対策・性教育等各種講習会を開催する。

昭和51年から、学校保健指導資料を毎年刊行し学校等に配付している。また、健康診断体制整備委員会（心臓・腎臓）を設置し、心・腎検診のシステム化と管理指導基準を作成し、現在も引き続いている。

更に、へき地学校に対しては、耳鼻科、眼科検診に対する医師等派遣援助を行い、へき地学校の健康増進に努めている。

平成元年より、県教育委員会より委託を受け、三重県下幼稚園、小学校、中学校、高等学校における健康状態調査（三測値、疾病異常）事業を行っている。集計結果は冊子にまとめ、配布している。

平成14年から、三重県医師会と合同による身体・こころ・環境衛生に関する専門委員会を立ち上げ検討を行っている。

現在は、各種事業が軌道にのり、児童生徒健康管理に重要な役割を果たしている。

■ 歴代会長

藪本　秀一（医）昭和24年４月～33年３月

馬嶋　秋造（医）昭和33年４月～36年３月

山本淳次郎（医）昭和36年４月～42年５月

菅　　一男（医）昭和42年６月～55年５月

川原田圭一（医）昭和55年６月～57年５月

梅本　金五（医）昭和57年６月～61年５月

田中　勇雄（歯）昭和61年６月～62年５月

児玉武伊知（医）昭和62年６月～平成13年４月

加藤　正彦（医）平成13年５月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会及び高校保健会〈21支部〉

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、常務理事（７）、理事（10）、評議員（35）、監事

（３）、参与（１）、顧問（６）、専門委員（18）、支部長（21）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

会費、基本財産利息、県委託金

事業収入金（心臓検診手数料）

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの等）

顕彰（学校保健功労者及び団体・優良保健委員会・健康作文等）、三重の学校保健（年１回発行）、県及び支部学校保健大会開催、指導資料等の配布、小学校・中学校・高等学校・盲、聾、養護学校心臓検診事業、健康状態調査（三測値、疾病異常）事業、へき地学校耳鼻科・眼科検診等、身体・こころ・環境衛生に関する専門委員会開催

〈その他特記事項〉

昭和40年11月　全国学校保健研究大会開催

昭和63年７月　全国養護教諭研究大会開催

平成９年10月　全国学校保健研究協議会開催

滋賀県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称・組織の変遷

滋賀県学校保健会は、財団法人日本学校保健会に加盟し、学校保健の研究ならびに普及発展を図り学校保健施策に寄与することを目的として、昭和27年に設置されている（大正11年に滋賀県小学校医会が設置された）。事務局は、滋賀県教育委員会事務局保健体育課内に置かれ、保健行政と表裏一体となって学校保健の推進に努めている。

県下の学校保健関係者が一堂に会し、学校保健推進の大きな核となっているのが県学校保健研究大会である。昭和30年開催の第一回大会から49回を数え、半世紀に渡り学校保健・学校安全の諸問題の解明に寄与するとともに、学校保健の振興・充実に大きく貢献してきた。

また、各郡市単位でも、それぞれが研究テーマをもって研修会を開催しており、県学校保健会と一体となって学校保健の推進に取り組んでいる。

事業内容の変遷

学校保健会の事業は、前に述べたとおり学校保健研究大会や学校保健研修会が主であったが、他に、県の補助事業の一つとして、心臓疾患対策事業を昭和41年～54年まで小・中学校児童生徒（要精検者）を対象に、また昭和53年からは、高等学校１年生、障害児教育諸学校高等部１年生を対象に実施してきた。もう一つは、う歯予防を目的に昭和39年から小学生を対象にフッ化物塗布事業をはじめ、昭和56年にう歯予防対策事業と名称を変更し、ブラッシング指導、歯垢清掃度テストを加えて実施してきた。

現在は、県の委託事業として、児童生徒を対象に心臓疾患対策事業（心臓検診検討会・心臓疾患の管理票作成・印刷・配布）に取り組んでいる。もう一つは、心身ともに健康な児童生徒の育成を目指し、学校歯科保健の充実に寄与するため、専門的な立場での審査を委託し、優良校を表彰する健康教育審査表彰事業を実施している。

■ 歴代会長

伊良子光義（医）　昭和27年５月～37年３月
片岡　慶有（医）　昭和37年４月～38年３月
大西　輝彦（医）　昭和38年４月～44年３月
白倉　一夫（医）　昭和44年４月～51年３月
木原貫一郎（医）　昭和51年４月～60年３月
藤井　義顕（医）　昭和60年４月～平成８年３月
藤野　　滋（医）　平成８年４月～13年３月
山中　　孟（医）　平成13年４月～15年３月
小西　　眞（医）　平成15年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉加盟団体８（医師会、歯科医師会、学校薬剤師会、小・中・高等学校保健安全部会、保健主事会、養護教諭研究会)、学校会員（小・中・高）

〈役員構成〉会長（１)、副会長（若干名)、理事（若干名、内専務理事１)、監事（２)、評議員（20名以上)、顧問・参与（若干名）

〈歳　　入〉(分担金、補助金など主なもの)
加盟団体および会員の拠出金、県補助金・委託金

〈主な事業〉(主催・共済の主なものなど)
児童生徒心臓疾患対策事業、健康教育審査表彰事業(県学校歯科保健優良校)、学校保健功労者表彰事業、県学校保健研修会、普及振興事業、学校保健研究大会、ブロック研修会

〈その他特記事項〉
昭和31年　全国学校保健研究大会開催（大津市)、昭和42年・平成14年　学校環境衛生・薬事衛生研究協議会開催（大津市）

京都府学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和24年　中等学校保健計画実施要領（試案）の発行を機会に、地域保健委員会を設立

昭和25年　地域保健委員会（保健主事部会、養護教員部会を含む。）連絡会を開催

昭和31年　京都府学校保健連合会設立

設立の趣旨　京都府における学校保健の研究並びに普及、発展を図り施策に寄与する。

活動内容
(1) 学校保健に関する企画及び研究
(2) 保健衛生思想の普及発展
(3) 学校保健功労者並びに優秀校、健康優良児の表彰

同　　年　第１回京都府学校保健大会開催（舞鶴市内）。以後毎年開催

昭和41年　会則の改正

改正の趣旨　京都府における学校保健の研究を推進し、学校における保健管理及び保健教育の発展、向上を図ることとした。
(1) 学校保健研究大会、講習会及び研究調査
(2) 各地域保健委員会及び各部会の連絡調整
(3) 保健衛生思想の普及啓発、研究成果物の発行

昭和63年　京都府学校保健会に名称変更

設立の趣旨　京都府における学校保健を推進し、学校における保健管理及び保健教育の発展向上を期する。

活動内容
(1) 学校保健研究大会・講習会・研修会等の開催
(2) 学校保健・安全に関する調査研究
(3) 調査統計及び資料の作成
(4) 各地域学校保健会及び学校保健関係団体の連絡調整
(5) 公衆衛生の普及啓発
(6) 研究成果物の刊行
(7) 京都府が行う行事への参加

■ 歴代会長

坂部　　茂（医）　昭和31年～35年
高田喜太郎（医）　昭和36年～48年
大石　嘉雄（医）　昭和49年～55年
有馬　弘毅（医）　昭和56年
平塚　哲夫（歯）　昭和57年
藤井　正雄（薬）　昭和58年
古川　太一（医）　昭和59年～60年
長谷川博久（歯）　昭和61年～62年

白滝　忠光（薬）　昭和63年～平成元年
西　祥太郎（医）　平成２年～３年
鈴木　　實（歯）　平成４年～５年
齋藤　錠吉（薬）　平成６年～７年
福田　　潤（医）　平成８年～９年
藤井　　昭（歯）　平成10年
岩田　　明（歯）　平成11年
奥村　　裕（薬）　平成12年～13年
油谷　桂朗（医）　平成14年～15年

■ 現　　状

〈構成単位〉各地域学校保健会等（22）、各部会（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、理事長（１）、理事（12）、評議員（21）、会計監査（２）、顧問（１）、参与（８）、事務局長（１）、事務局員（12）

〈歳　　入〉負担金（各地域学校保健会等）、府補助金等（京都府教育研究団体教育研究費補助金、京都府学校保健会運営費補助金、京都府学校保健研究大会負担金）、委託金

〈主な事業〉京都府学校保健研究大会　会報「生きいき」発行

〈その他特記事項〉

昭和49年　全国学校歯科保健研究大会、昭和55年　学校環境衛生検査体制整備促進事業、昭和57年　近畿学校保健連絡協議会　近畿ブロック養護教諭実技講習会、昭和58年　全国学校保健研究大会、平成元年　北信越・東海・近畿地区ヘルスカウンセリング指導者養成講座、平成２年　近畿学校保健連絡協議会、平成６年　近畿ブロック養護教諭実技講習会、平成７年　全国環境衛生研究協議会、平成８年　近畿学校保健連絡協議会、平成10年　全国学校保健主事研修会、平成11年　近畿ブロック養護教諭実技講習会、平成14年　京都府学校保健研修会　近畿学校保健連絡協議会

大阪府学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和22年４月　大阪府学校衛生振興会大阪支部結成

昭和26年４月　大阪府学校保健振興会に改称

昭和27年４月　大阪府学校保健会に改称

○大正７年　大阪府学校医会前身結成

○昭和26年６月　初代伊賀政雄会長を中心に府学校医会を発足。以来、現10代竹中恒夫会長に至るまで時代に沿った健康問題をテーマに研修会、講習会等を開催するとともに学校医会誌を発刊し、会員の資質向上に尽力し、保健会の発展に寄与している。

○昭和32年４月　初代浜野松太郎会長を中心に府学校歯科医会を発足、以来、現11代瀬尾正会長に至るまで、本府における学校歯科保健の課題について、多角的に研究協議を重ね、研修会、講習会等の開催に加えて、学校歯科保健の向上発展を期し、表彰事業等の開催、さらには、会報を発刊し、会員の資質向上を図るとともに、保健会の発展に寄与している。

○昭和29年７月　初代橋爪鶴楠会長を中心に府学校薬剤師会連合体を発足、以来、現９代小川善雄会長に至るまで学校環境衛生の推進のため、空気、水質等の環境衛生検査をはじめ研修会、講習会等を開催し、会員の資質向上を図るとともに、保健会の発展に寄与している。

○昭和34年４月　初代青木一英会長を中心に府保健主事部会を発足、以来、現15代髙田憲二会長に至るまで、学校保健活動の充実発展を期し、新任保健主事研修会や小・中・高等学校保健主事研修会などを開催し、会員の資質向上を図るとともに、保健会の発展に寄与している。

○昭和26年４月　初代長沢久江会長を中心に府養護教諭部会を発足し、以来、現11代髙井聰美会長に至るまで、学校保健活動の充実発展を期し、研修会の開催に加え会報を発刊し、会員の資質向上を図るとともに、保健会の発展に寄与している。

○平成14年１月　大阪府学校保健会創設50周年記念事業開催。記念式典、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の永年勤続者を表彰。

○昭和28年３月　第１回大阪府学校保健研究大会を開催以来、現在に至るまで毎年本大会を開催（平成15年度第51回大会）。その時代における学校保健の課題をテーマに講演を行うとともに小・中・高等学校からそれぞれ研究発表を行っている。

■ 歴代会長

伊賀　政雄（医）　　昭和26年４月～28年３月

長谷川　等（医）　　昭和28年４月～31年３月

浜田　成政（教育長）　昭和31年４月～36年３月

鎌田　庄蔵（教育長）　昭和36年４月～42年３月

吉沢正七郎（教育長）　昭和42年４月～47年３月

玉田　義美（教育長）　昭和47年４月～49年３月
中畔　　肇（教育長）　昭和49年４月～53年３月
桝居　　孝（教育長）　昭和53年４月～55年３月
岩田　光利（教育長）　昭和55年４月～57年３月
黒田　栄次（教育長）　昭和57年４月～59年３月
黒田　幸雄（教育長）　昭和59年４月～61年３月
浅野　素雄（教育長）　昭和61年４月～62年３月
尾花　　茂（医）　　昭和62年４月～63年７月
陶山　勝彦（医）　　昭和63年７月～平成13年３月
藤本　正三（医）　　平成13年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉大阪府内の各郡市学校保健会、大阪府立高等学校保健会及び私立学校保健会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（若干名）、理事長（１）、常務理事（若干名）、理事（若干名）、評議員（若干名）、監事（２）、顧問（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各郡市学校保健会）、府教育委員会からの助成金、前年度剰余金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
大阪府学校保健研究大会、保健主事・養護教諭夏期研修会　学校医・学校歯科医・学校薬剤師研修会、大阪府学校保健会会報（年１回発行）

〈その他特記事項〉
平成15年７月　近畿学校保健連絡協議会開催、「学校長のための危機管理マニュアル」発行（平成11年３月）

兵庫県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和24年11月30日付けで兵庫県学校保健会会則を定め、それまで、各地域ごとに活動していたと思われる学校保健に関する組織を全県的組織に統一するべくスタートした。

当時の会則では「学校保健衛生の研究ならびに普及発達を図り、この施策に寄与する」（原文）という目的を掲げ、主として兵庫県学校保健大会を充実・発展させることにより県全域の学校保健活動の交流と意識の普及・向上を図っていた。

また、分担金の一部を各地域の学校保健会に還元し、活動の活性化を促すとともに、学校医、学校歯科医部会の研修会にも学校教職員の積極的な参加を呼びかけ、連携の強化を図っている。

■ 歴代会長

堀	隆三（県教育長）	昭和28年４月～31年３月
中村	宏策（県教育長）	昭和31年４月～33年３月
野瀬善三郎	（医）	昭和33年４月～40年３月
井上	正三（医）	昭和40年４月～45年３月
渡辺	一九（医）	昭和45年４月～55年３月
田野	良雄（医）	昭和55年４月～57年３月
池内	光治（医）	昭和57年４月～60年３月
藤戸	孝純（医）	昭和60年４月～平成５年３月
橋本	章男（医）	平成５年４月～15年３月
瀧谷	泰博（医）	平成15年４月～現在

（昭和27年度以前は不詳）

■ 現　況

〈構成単位〉各市郡町学校保健会（41）、各部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、保健主事部会、養護教諭部会、県立学校部会、学校園長部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（11）、理事長（１）、副理事長（１）、幹事（12）、監事（２）、理事（54）、代議員（99）

〈歳　入〉（分担金、補助金など主なもの）

分担金（各市郡町学校保健会）、県及び公共団体の助成金、事業収益（刊行物頒布等）

〈主な事業〉（主催、共催の主なもの）

表彰（学校保健に関して、会員、団体、学校安全優良校、学校給食優良学校、生徒保健委員会活動）

県学校保健会会報誌「保健教育」（年１回）、兵庫県学校保健研究協議大会、学校保健振興事業（学校医実務研修会、歯科保健大会、学校薬剤師研修会、学校保健主事研究協議大会、養護教諭研究協議大会）

〈その他特記事項〉

第27回全国学校保健研究大会（神戸市）

奈良県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和24年～30年３月29日　奈良県学校衛生協会

昭和30年３月30日～現代　奈良県学校保健会

○昭和29年５月頃より、県内の児童・生徒の実態から学校保健を振興するための団体作りを提唱され、県教育委員会、県衛生部、県学校三師会、小・中・高等学校長、学校衛生協会、育友会それぞれの代表からなる準備小委員会が８月に設けられた。

○発足後、部組織機構の整備・充実に力を入れたが、県教育委員会地方事務局の廃止や町村合併等に伴い特に支部の結成については、関係者の努力を要した。

○30年７月より、会誌「奈良県学校保健」（会報）を不定期ではあるが年間５～６回発行し、きめ細かい情報と県下の学校保健の実践を紹介し、学校保健の振興に寄与してきた。（現代は、年１回の発行となっている）

■ 歴代会長

緒方　準一（医）　昭和30年３月～58年３月

岡田　憲介（医）　昭和58年４月～62年３月

榎本　哲夫（歯）　昭和62年４月～63年３月

有山　雄基（医）　昭和63年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各支部（17郡市支部・高等学校支部）、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会、高等学校長協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、健康教育研究会、保健主事会、高等学校等保健主事会、養護教育研究会、高等学校等養護教育研究会、安全教育研究協議会、学校給食指導研究会、学校給食栄養研究会、PTA協議会、都市教育長協議会、町村教育長会、保健所長会

〈役員構成〉理事　21名〔うち会長（１）、副会長（５）、常務理事（１）〕監事（２）、評議員（38）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

会費（県内、国公私立の幼、小、中、高等学校……高等学校及び公立の幼、小、中学校は支部単位）、補助金（県）、負担金（各学校三師会）、雑収入（印税、手数料等）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

表彰（健康教育推進学校表彰事業）、印刷物の発行（学校保健会報、健康手帳）、助成（研修会、講習会、研究大会等）、派遣（全国大会等）、強調運動（歯みがき巡回指導、支部の活動推進等）

（奈良県の特徴的な事業）

・奈良県学校保健会健康教育調査研究事業

県学校保健会として、健康教育の推進を図るため、緊急を要する健康問題についての実態と、その対応の方法等について調査研究を研究団体に委託している。

平成11年度～13年度

養護教育研究会・高等学校等養護教育研究会

「心の健康に関する実態調査」

平成14年度～15年度

歯科医師会

「歯科健診ソフトの作成」

・学校保健研修会事業

学校三師会による企画で学校保健活動の効果的な進め方について研修を行い、学校保健推進の充実を図っている。

〈その他の特記事項〉

・学校環境衛生検査体制整備促進委託事業（昭和60年度）

・第49回全国学校歯科保健研究大会後援（昭和60年10月）

・第41回全国学校保健研究大会共催（平成３年11月）

・日本学校保健会委託事業（平成13年度）

和歌山県学校保健連合会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和28年11月29日　第１回和歌山県学校保健大会（県教委主催）

戦後の本県における学校保健の振興発展を図るため開催された本大会において、学校保健関係者の協力と組織化の必要が唱えられ、和歌山県学校保健会の結成について決議された。

昭和32年11月６日　和歌山県学校保健連合会設立発起人会

県学校医会、県学校歯科医師会、県学校薬剤師協会が中心となり小中学校長、PTAの代表ほか、当時各郡市単位にあった学校保健会（衛生会）の連携を図る県組織として結成された。

昭和33年４月１日　和歌山県学校保健連合会発足

会長に千田勇氏（那賀地方学校保健会長）を選出し、学校保健講習会、研究発表会、巡回講座、実地視察等のほか、保健教材や優良医薬品の選定など行うこととなった。

また、従来県教委の主催で開催されていた県学校保健大会は、以後県学校保健連合会との共催事業として実施され現在に至っている。

■ 歴代会長

千田　　勇（医）　昭和33年４月～35年３月
小沢　忠治（歯）　昭和35年４月～37年３月
小出　陽造（薬）　昭和37年４月～39年３月
木下　真澄（医）　昭和39年４月～41年３月
小沢　忠治（歯）　昭和41年４月～43年３月
小出　陽造（薬）　昭和43年４月～45年３月
西川　清定（医）　昭和45年４月～47年３月
楠井　清胤（歯）　昭和47年４月～49年３月
小出　陽造（薬）　昭和49年４月～51年３月
黒田　健雄（医）　昭和51年４月～53年３月
川崎　武彦（歯）　昭和53年４月～55年３月
小出　陽造（薬）　昭和55年４月～57年３月
黒田　健雄（医）　昭和57年４月～59年３月
川崎　武彦（歯）　昭和59年４月～60年３月
辻本　信輝（歯）　昭和60年４月～61年３月
金尾　　宏（薬）　昭和61年４月～63年３月
虎谷　良雄（医）　昭和63年４月～平成２年３月
辻本　信輝（歯）　平成２年４月～４年３月
岩本　謙三（薬）　平成４年４月～６年３月
山中　　守（医）　平成６年４月～８年３月

辻本　信輝（歯）　平成８年４月～10年３月
坂東　源司（薬）　平成10年４月～12年３月
坊岡　　進（医）　平成12年４月～14年３月
中谷　譲二（歯）　平成14年４月～16年３月

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（10郡市）、各県部会（学校医会、学校歯科医会、学校薬剤師会、学校保健主事研究会、養護教諭研究会、小・中・高等学校長会、県・高等学校PTA連合会の10部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（２）、理事（若干名）、監事（２名）、顧問（若干名）

〈歳　　入〉分担金など

〈主な事業〉（共催主催の主なもの）
表彰（歯科保健優良学校、学校保健功労者［学校、団体］）、県学校保健研究大会、県学校保健研修会等の開催、部会研修会（保健主事、養護教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師）、学校保健研究の推進等

鳥取県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和24年～29年４月　学校衛生協議会

昭和29年５月～現在　鳥取県学校保健会

組織・事業内容の変遷

昭和24年に教育長、保健関係職員、衛生部長、保健所代表、PTA会長、婦人会長、学識経験者をもって組織した学校衛生協議会を結成しているが、その当時、県下の郡市の学校保健団体は２市６郡の内、鳥取市学校衛生会、米子市学校衛生会、気高郡学校衛生会、八頭郡学校衛生会、東伯郡学童保健協会の２市３郡に結成され、それぞれが活動していたのでこの学校衛生協議会を発展的解消して、これらの郡市学校保健団体、県医師、歯科医師関係団体等を含めた県の学校保健会をつくるべく結成準備がなされた。

昭和29年５月に各郡市学校保健会、未結成郡市代表、高等学校校長会代表、県医師会・歯科医師会代表、県養護教員会長、主管課体育保健課長を交えて鳥取県学校保健会が結成された。しかし、実際に活動するには時間を要した。

昭和33年６月開店休業に等しかった県学校保健会を再建するため、鳥取県学校保健推進協議会を開催し、学校保健法の施行について検討し、かつ保健会の再建を議した。

昭和54年度に鳥取県学校保健会の補助金20万円が予算処置され、現在に至っている。

昭和59年度末結成の日野郡学校保健会が結成され、全県下に学校保健会が設置された。

■ 歴代会長

奥田　　勇　　昭和24年～33年５月

村江　正民（医）　昭和33年６月～48年３月

大坪　蔵六（医）　昭和48年４月～57年３月

桑田　岩雄（医）　昭和57年４月～平成４年３月

大石　恒善（医）　平成４年４月～６年３月

入江　宏一（医）　平成６年４月～12年３月

長田　昭夫（医）　平成12年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（４市６郡）、各県部会（学校医部・学校歯科医部・学校薬剤師部・保健体育主事部・養護教員部・教育長会・高等学校部・中学校部・小学校部）計19団体

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、理事長（１）、理事(12)、監事（２）、評議員(28)

〈歳　　入〉（分担金、補助金などの主なもの）

県補助金・負担金（各郡市学校保健会、県医・歯・薬三師会、私立高等学校、国立学校）、委託金（団体事業委託、図書斡旋料）・雑収入

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの等）

表彰事業（学校保健・安全功績表彰）、各種助成事業（県保健体育主事部会、県養護教員部会活動費助成）、研修会事業（県学校保健役員等研修会、県保健体育主事部会・養護教員部会役員研修会）、指導普及事業（刊行物等作成配布）

島根県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和25年度　学校保健の組織化

昭和26年度　島根県学校保健連盟　命名

昭和29年度　島根県学校保健協会　改名

昭和57年度　島根県学校保健会　改名

本県における学校保健の組織化は、昭和25年度に一応のまとまりをみた。

昭和26年度に、当時、飯石郡西須佐村立西須佐小学校(現、簸川郡佐田町立須佐小学校)が第１回全日本健康優良学校日本一となったのを契機とし、県下に学校保健の気運が高まり、島根県学校保健連盟が結成された。

昭和29年度に学校保健活動の全県的波及と推進を目的とし、まず、都市部の連盟支部が結成され、これに学校医、学校歯科医及びPTAを加え、市部学校保健会が確立した。続いて、同年、松江市及び出雲市を会場として行われた第４回全国学校保健大会の開催を契機に飛躍的に進展し、都市部の学校保健会の連合体として、島根県学校保健協会が結成された。

昭和33年度に学校薬剤師会が加盟した。

以来、県下の全島郡市に各保健会組織を持つ盤石な学校保健組織に成長し、昭和57年度に島根県学校保健会と改名した。

■ 歴代会長

中島　龍一（医師・県議会議長）	昭和26年４月～28年２月
大屋　正夫（医師・県議）	昭和28年３月～55年11月
坪内　権吉（医師・県学校保健協会副会長）（代行）	昭和55年12月～56年６月
古瀬　一夫（医師）	昭和56年７月16日～62年５月29日
馬庭　　迪（医師）	昭和62年５月30日～平成７年５月25日
中島　雪夫（医師）	平成７年５月26日～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉○各島郡市学校保健会　(19地区)

○各地区高等学校保健会　（３地区）

〈役員構成〉会長（１)、副会長（６)、専務理事（１)、常務理事（１)、理事（10)、評議員（22)、監事（２)、幹事（４）

〈歳　　入〉拠出金（島郡市学校保健会、各地区高等学校保健会）

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）

○中国地区学校保健研究協議大会（５年に１回）

○㈶日本学校保健会委託事業

○県学校保健会表彰

○県学校保健要覧作成

○県学校保健統計調査資料作成

○㈶日本学校保健会会報・各種資料等の配布

○学校保健関係図書の紹介

〈その他特記事項〉

・昭和29年10月　第４回全国学校保健大会開催（松江市及び出雲市）

・昭和56年７月　中国・四国ブロック養護教諭実技講習会開催（松江市）

・昭和59年８月　第14回全国性教育研究大会開催（松江市）

・昭和61年８月　全国養護教諭研究大会開催（松江市）

・平成２年10月　学校環境衛生研究協議会（松江市）

・平成９年11月　学校安全研究協議会（松江市）

・平成11年８月　第42回全国学校保健主事研究大会（松江市）

岡山県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和26年11月19日～55年５月16日　岡山県学校保健協会

昭和55年５月16日～現在　岡山県学校保健会

組織の変遷

岡山県学校保健会の設立　昭和26年11月

本会は、初代会長となった大西永次郎氏の卓越した見識と献身的な努力により昭和26年11月に発足した。

大西氏は、大正13年文部省学校衛生官（後に体育官）に奉職し、その後昭和26年５月、県立岡山朝日高等学校学校医に任命され、その年の11月初代会長に就任し、以後16年５ケ月間、本会の発展のため尽力された。

本会は、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校長部会、保健主事部会、養護教諭部会の６部会と、小・中学校26支部、高等学校７ブロックの計33の下部組織で構成され、会員相互の緊密な連携と協力を図るとともに岡山県教育委員会をはじめ関係団体との協議のもとに、児童・生徒等の健康の保持増進を期して、本県における学校保健の研究とその進展に努めている。

会の運営費については、児童・生徒からの負担金と昭和44年から独自に作成した「健康手帳」の販売収益によって充当している。

事業内容の変遷

事業内容は、各支部・ブロックにおいて、各地域の実態に即した研究実践がなされている。特に、県内10市持ち回りで、毎年開催している岡山県学校保健研究大会では、中央講師を招いての講演会、校種ごとの部会別研究発表を行い、県下各地から学校保健関係者約1,000名の参加者のもと盛大に開催している。

■ 歴代会長

大西永次郎（医）　昭和26年11月～43年３月

本城　明朗（医）　昭和43年４月～54年３月

藤原　　弘（医）　昭和54年４月～平成８年３月

永山　克巳（医）　平成８年４月～12年３月

小谷　秀成（医）　平成12年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会［26支部（小・中学校）、７ブロック（高等学校）計33］

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、理事（15）、監事（３）、評議員（33）

〈歳　　入〉（分担金・補助金等主なもの）

負担金（各支部・ブロック学校保健会負担金）、県教育委員会補助金、事業

収益

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）

岡山県学校保健推進学校表彰、岡山県学校保健会表彰（個人・団体）、岡山県歯科保健優良校表彰、岡山県学校保健研究大会・岡山県学校保健研修会・岡山県歯科保健研修会（隔年開催）、岡山県養護教諭研修会、岡山県養護教諭夏期宿泊研修会、新任保健主事研修会

〈その他特記事項〉

昭和46年11月　全国学校保健研究大会開催（岡山市）

広島県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

大正10年９月～昭和29年３月　広島県学校衛生医会

昭和29年４月～昭和34年４月　広島県学校保健衛生会

昭和34年５月～現在　広島県学校保健会

組織の変遷

学校衛生活動が学校教育と併進しなければならないことが認識されはじめ、各地で学校医による学校衛生講習会等が開かれ、学校衛生活動が軌道に乗りはじめ、大正５年県医師会定期総会で、郡市医師会に学校医会の設置を奨励する件が可決された。以後、各郡において学校医会が組織された。

大正10年広島県学校衛生医会が学校医を中心に組織された。

戦後になって、新しい健康観に立った保健教育が要請され、学校保健の振興に関する方策が各地で活発に論議、実践されるようになり、これを契機として広島県学校衛生会は発展的に解消。

教育委員会・学校・郡市保健委員会・医師会の協議により、学校保健の促進を図る目的で新しく広島県学校保健衛生会が生まれた。

その後、昭和33年の学校保健法施行等により昭和34年５月に広島県学校保健会と改称した。

事業内容の変遷

大正５年以後各郡において組織された学校医会では、学校医の連絡と行政的・保健的問題の協議、学校衛生講習会の開催等が行われた。

広島県学校衛生会では、学校衛生関係団体として活動した。

広島県学校保健会と改称されてからは、県医師会の協力を得て、寄生虫の完全駆除をめざして寄生虫病対策事業、トラホーム予防対策事業として巡回集団検診を実施するとともに、昭和48年度からは、従来からの眼科集団検診に耳鼻科を含めての児童・生徒の巡回集団検診を実施し、疾病異常の早期発見と予防対策の推進に努めている。また、県学校薬剤師会の協力を得て、学校環境衛生検査を実施し、その環境整備に努めている。

■ 歴代会長

井上　敏夫（医）　昭和29年４月～35年３月

皆川　尚常（医）　昭和35年４月～59年４月

杉本　純雄（医）　昭和59年５月～平成４年５月

福原　照明（医）　平成４年６月～10年６月

真田　幸三（医）　平成10年７月～16年５月

碓井　静照（医）　平成16年５月～

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市・地区学校保健会（23)、高等学校保健会、県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会
学校長会（小・中・高等学校)、養護教員、県教育委員会

〈役員構成〉会長（１)、副会長（７)、顧問（２)、監事（３)、理事長（１)、常任理事（17)、理事（41)、代議員（33)

〈歳　　入〉(分担金、補助金など主なもの)
負担金（各郡市・地区学校保健会、高等学校保健会)、県補助金
賛助金（県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会)、前年度繰越金

〈主な事業〉(主催・共催の主なものなど)

○学校病対策事業
・眼科医・耳鼻科医のいない市町村に専門医を派遣し、児童生徒の眼科・耳鼻科健康診断を実施
・薬剤師のいない市町村に学校薬剤師を派遣し、学校環境衛生検査を実施

○学校保健振興事業
・学校保健普及促進事業（郡市・地区等学校保健会における学校保健普及促進のための諸活動を支援する補助金を年間５か所に交付)
・学校保健会会報の発刊（学校保健関係統計資料、定期健康診断実施結果及び学校歯科保健調査の集計等を掲載)

○表彰（学校保健及び学校安全表彰・学校医等永年勤務者感謝状・学校保健推進学校表彰)

○県学校保健研究協議大会開催　○県学校保健会養護教員部会研究協議会開催

○各専門部会（学校医・学校歯科医・学校薬剤師・中国地区主事会・養護教員）への助成

○日本学校保健会と連絡調整

〈その他の特記事項〉
昭和34年11月　全国学校保健大会開催（広島市)

山口県学校保健連合会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

変貌する現代社会に適応し、学校保健の諸問題について考え、その充実発展を期するために昭和36年頃から県内各地・郡市ごとに学校保健会の結成を見た。その後、当時の山口県医師会長梅原亨らが中心になって、昭和41年に県内18の郡市学校保健会と三師会をはじめ９つの学校保健推進協力団体の協力を得て、山口県学校保健連合会が発足した。翌昭和42年９月に従前の会則を廃止して新しい規約のもとに、学校保健の普及、充実を目指す調査研究、「自ら守り育てる心と体」を標題にした研修会、講習会の開催、健康優良学校、児童生徒審査表彰、資料の刊行・斡旋、会報の発行等意欲的に事業の推進を図った。

その後、昭和44年には、結成準備中であった５つの郡市学校保健会が加入し、また、昭和55年には、県学校栄養士会、昭和59年には県教育委員会の加入を経て、現在の組織（郡市学校保健会22、学校保健推進協力団体14）となるに至った。

山口県学校保健研究協議大会は、徳山、防府、下関等県内各地を巡回して毎年開催されたが、昭和50年度第21回中国地区学校保健研究協議大会兼山口県学校保健研究協議大会を山口市で開催して以来、名称を山口県学校保健研究大会と改め、山口市を開催地として平成15年で第36回を数えている。昭和56年より学校保健活動を推進・奨励することを意図して、学校保健に関して研究的に取り組み、その継続実践成果の顕著な団体、個人に対し審査し、大会席上において表彰も行っている。

その他、特色ある事業としては、昭和50年～55年に実施された無医地区学校保健対策、学童口腔疾患予防対策、心・腎疾患対策等があげられる。昭和56年より現在に至っている県内ブロックごとの調査研究も各郡市学校保健会が緊密な連携をとり、毎年交代で研究発表がなされている。

■ 歴代会長

梅原　　亨（医）　昭和41年４月～平成５年３月
松田　昭正（医）　平成５年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（22地区）、学校保健推進協力団体（14）
〈役員構成〉会長（１）、副会長（５）、常務理事（１）、理事（若干名）、監事（２）
〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各郡市学校保健会―児童生徒一人あたり10円）、県費補助金、寄付金、前年度剰余金、健康診断票手数料、刊行物頒布
〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
研修事業（４ブロックごとの地域内共同研究の推進、学校栄養士会・保健主任会・養護教員会の研究推進、山口県学校保健研究大会の開催）、表彰事業（学校保健推進功労者表彰）、奨励事業（健康優良学校表彰）、補助事業（研

修事業の助成、会報の発行)、その他（学校保健統計資料提供、資料・健康診断票斡旋紹介）

〈その他特記事項〉

昭和55年11月　第30回全国学校保健研究大会開催（山口市)、平成12年８月第46回中国地区学校保健研究協議大会（山口市）

香川県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

本県では戦前から各都市の学校衛生会が活発に活動していた。その事業の中心は学校医・学校歯科医等が児童生徒の健康に奉仕することであったが、戦後になると、この事業に加え学校環境の管理や生活管理、教育内容、健康教育その他を総合した学校保健を実践しなければならないという新しい学校保健の考え方が出てきた。

そのため、これまで郡市単位で組織されていた学校衛生会を組織的にまとめるため、昭和23年６月に香川県学校保健会を設立した。本会では、学校医部会・学校歯科医部会・学校薬剤師部会・校長部会・保健主事部会・養護教諭部会等を有し、これらの組織の円滑な運営とともに、機関紙「学校保健」（昭和24年発行）及び「学校保健体育」（昭和29年発行）を発行したり県教育委員会との共催による研究会や講演会等の開催を通じて、戦後香川の学校保健の基礎を築いた。また、健康優良学校及び健康優良児童生徒の審査・表彰など本県学校保健の向上発展に寄与した。さらに、昭和24年から開催している香川県学校保健大会（現香川県健康教育研究大会）をはじめ、昭和28年11月には、高松市立四番丁小学校を中心に「第17回全国学校歯科医大会」及び「第３回全国学校保健大会」を共催し、学校保健教育の推進普及に大きな役割を果たした。さらに近年に至って、平成６年８月に「第37回全国保健主事研修会」、平成12年９月に「全国養護教諭研究大会」を共催し、薬物乱用防止教育、性教育・エイズ教育の推進など、健康の現代的課題の解決に向けて学校保健の推進が図られた。

■ 歴代会長

大西　義衛（医）　昭和23年６月～40年５月
松岡　健雄（医）　昭和40年６月～平成４年11月12日
久米川久夫（医）　平成４年11月13日～８年５月
形見　重男（医）　平成８年６月～16年５月
森下　立昭（医）　平成16年６月～

■ 現　　況

〈役員構成〉会長（１名）、副会長（５名以内）、理事（13名）、監事（３名）
〈構成団体〉各郡市学校保健会（高松市学校保健会等11地区）、（県医師会、県歯科医師会、県学校薬剤師会、県養護教諭協会等８団体）
〈主な事業〉（主催・共催含む）
①審査及び表彰事業（健康推進学校、よい歯の学校、よい歯の児童生徒、学校保健功労、特色ある健康づくり実践学校、健康教育推進学校）
②学校保健研究事業（研究委嘱、健康教育研究大会）
③学校保健関係者資質向上事業（構成団体への研究助成等）

徳島県学校保健連合会

■　沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

大正９年４月～15年３月　　徳島県学校衛生会
大正15年４月～昭和24年３月　徳島県教育会学校衛生部会
昭和24年～現在　　徳島県学校保健連合会

○大正９年、学校医、学校長、衛生主任教員を構成員とする徳島県学校衛生会が設立。以後毎年、学校衛生総会を開催し、会員相互の親睦と研修を深めながら、活発な活動を展開した。講演会や講習会などにおいては、中央から講師を迎えることが多く、大正11年３月の学校衛生講習会では、文部省学校衛生官・北豊吉氏を「学校衛生概論」を迎えるなど国内の最新の情報収集等に努めた。

○大正15年、徳島県の教育諸会の統合が進み、学校衛生会も徳島県教育会に継承され、徳島県教育会学校衛生部会となった。

具体的な活動経験は次のとおり。

昭和４年２月　吉田章信「運動衛生学上より見たる合理的体育」講演
昭和６年２月　大西永次郎「虚弱児の養護施設について」講演
昭和６年10月　視力保存リーフレット配布の開始（以後毎年配布）
昭和７年１月　三田谷啓「医学と教育」講演
昭和８年１月　吉川穂東「我国および欧米に於ける学校給食」講演
昭和８年６月　鈴江茂平「児童生徒の結核」講演
昭和９年12月　原　徹一「栄養学より見たる学校給食」講演
昭 和11年　　学校衛生部会経費を分配し、各都市において、学校衛生研究会を開催する。

○昭和24年４月１日、学校保健の一層の充実を推進するため、学校医・学校歯科医・学校薬剤師をはじめ、学校保健関係者・保護者代表などによる組織を新たに設立し、学校保健の諸活動を実施することとなった。

○昭和32年５月27日に、規約の改正を行い、組織体制・運営方法・実施事業などを明確に記載し、学校保健の充実に関する各種事業を計画的・効果的に実施することとした。
（現在まで、規約改正は行っていない。）

■　歴代会長

齋藤　利勝（医）昭和24年４月～36年11月
橋本　茂雄（医）昭和36年11月～39年３月
齋藤　利勝（医）昭和39年４月～55年３月
中瀬　郁雄（医）昭和55年４月～平成元年４月
中谷　浩治（医）平成元年５月～８年３月
鈴江　襄治（医）平成８年４月～16年３月
中川　利一（医）平成16年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（14郡市、県立学校・保健主事会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（９）、監事（２）、理事長（１）、理事（22）、評議員（86）、幹事（４）

〈歳　　入〉（分担金・補助金など主なもの）　負担金（各郡市学校保健会）、県費補助金、分担金（医師会・歯科医師会・学校薬剤師会）、前年度余剰金、委託金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）　学校保健安全功労者表彰（優良学校・学校医・等功労・団体功労、個人功労）、学校保健統計調査、学校環境衛生検査、学校保健安全研究協議会、学校安全講習会、教職員研修会（養護教諭・保健主事）、薬物乱用防止研修会、エイズ教育研修会、歯・口の健康つくり推進事業ほか

〈その他特記事項〉

昭和54年11月　全国学校環境衛生講習会開催（徳島市）

昭和60年11月　全国学校保健主事研修会開催（徳島市）

愛媛県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和39年４月１日～現在　愛媛県学校保健会

組織の変遷

学校、家庭、地域が一体となって積極的な学校保健活動を展開し、保健管理及び指導の充実と健康生活習慣の定着を図り、豊かな情操、強い意志と体力をもった健康でたくましい児童・生徒を育成するため郡市学校保健会、高等学校保健会を二本柱として、地域及び学校の実情に即した学校保健活動の充実、強化を図るとともに、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、保健主事部会、養護部会、校長保健部会、PTA保健部会を設置、学校保健に関する専門的な研究を行い学校保健の向上に努めている。

事業内容の変遷

昭和42年度から機関紙「愛媛学校保健」の発行。

昭和43年度から愛媛県学校保健大会を県教育委員会と共催で開催するとともに、県下全児童・生徒を対象として健康に関する作文を募集、表彰し、健康作文入選集「伸びよ若い芽・愛媛の土に」を発行。

昭和55年から６か年計画で学校保健・安全担当者の実務に直接役立つ、学校保健安全管理指導実務必携（第１集～第５集）を順次発行。

平成15年度から愛媛県学校保健大会を廃止し、愛媛県学校保健・学校安全表彰式を開催。

■ 歴代会長

笠置　正義（医）　昭和39年４月～45年３月
今川　七郎（医）　昭和45年４月～49年３月
吉野　　章（医）　昭和49年４月～平成６年３月
村上　郁夫（医）　平成６年４月～15年３月
山内　易雅（医）　平成15年３月～16年３月
久野　梧郎（医）　平成16年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（23地区）、愛媛県高等学校保健会、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、保健主事部会、養護部会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（５）、理事長（１）、理事（45名以内・常務理事若干名含む）、監事（２）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
分担金（各郡市学校保健会）、県委託料、寄附金、広告料

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
表彰（健康作文・功労者）、機関紙（年１回）発行、健康に関する作文入選

集発行、県学校保健大会（昭和43年度～平成14年度）、部会研修会（保健主事部会、養護部会）、学校保健安全管理指導実務必携（第１集～第５集）の発行（昭和55年度～60年度）、県学校保健・学校安全表彰式（平成15年度～）

〈その他特記事項〉

昭和42年10月　全国学校保健研究大会開催（松山市）、昭和48年９月　西日本地区学校保健環境衛生講習会開催（松山市）、昭和52年８月　第２回四国学校保健研究大会、第24回四国養護教諭研究大会（松山市）、昭和54年度　全国学校歯科医保健研究協議会（松山市）、昭和58、59、60年度　児童生徒等むし歯予防啓発推進事業、昭和60年８月　第６回四国学校保健研究大会、第２回四国保健主事研究大会、第28回四国養護教諭研究大会（松山市）、平成５年８月　第10回四国学校保健研究大会、第６回四国保健主事研究大会、第32回四国養護教諭研究大会（松山市）、平成13年８月　第14回四国学校保健研究大会、第10回四国保健主事研究大会、第36回四国養護教諭研究大会（松山市）

高知県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和33年～平成元年　高知県学校保健協会

平成２年～現在　　高知県学校保健会

組織の変遷

昭和33年「学校保健法」制定を契機として、地教連を中核に各郡市単位の保健会の揺籃をみ、昭和36年本会の結成となったが、学校医等との連携はまだ十分ではなかった。昭和43年「中四国学校保健研究大会」の開催を契機に、学校三師と緊密な連携を図りながら、学校保健の円滑な運営と活動の推進が行われるようになった。

昭和51年度「全国学校保健研究大会」を「全国学校三師大会」「全国保健主事大会」「全国養護教員大会」と併行して開催し、2,000余名が参加した。

昭和53～54年度、日本学校保健会から「運動医事健康増進相談事業」の研究委託を受け、肥満傾向児、側湾症児、喘息児等の健康調査を行い健康に問題を有する子の処方について成果を挙げた。

昭和58年度「学校環境衛生検査体制整備促進事業」を受託、学校薬剤師の研修会、山間へき地校の現地調査等を実施し、学校環境衛生検査体制の整備・促進に貢献した。

昭和59年度学校保健センター事業として「中・四国養護教諭実技講習会」を受託実施、中・四国九県の養護教諭の資質向上に資した。

昭和60年「学校保健管理の手びき」を刊行し、各学校・教育委員に配布し、座右の書となっている。

事業内容の変遷

各支部会（８）と関係団体（医師会、歯科医師会、学校薬剤師会、学校長会、保健主事連絡協議会、養護教員協会）を中心として活動を進めているが、より活発な活動を進め、各支部の連携を深めるために、高知県学校医・歯・薬・保健研究大会を開催し、平成16年度、第20回を迎える。

平成元年度～３年度「児童生徒等歯・口の健康つくり推進事業」を受託、歯科医師会と協力し歯科保健の向上に貢献した。

平成16年度から「児童生徒等歯・口の健康つくり推進事業」を受託し、地域の関係機関と協力し学校保健と地域保健との連携を進めることを目指している。

会長の就任

会長には、高知県市町村教育委員会連絡協議会副会長が就任し、市町村教育委員会と一体となって活動を行っている。

■ 現　　況

〈構成単位〉各支部会（８）と関係団体（医師会、歯科医師会、学校薬剤師会、学校長会、保健主事連絡協議会、養護教員協会）から構成されている。

〈役員構成〉会長（1）、副会長（6）、理事長（1）、理事（14）、幹事（4）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

県立学校等負担金、健康優良学校助成金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

○学校医・歯・薬保健研究大会

○各支部研究協議大会（公立高等学校生徒保健委員研究大会等）

○学校保健・安全表彰（健康優良学校、学校保健安全、給食に功労のあった個人、団体等）

○図書の斡旋

〈その他特記事項〉

昭和51年11月全国保健研究大会開催（高知市）

財団法人　福岡県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和17年	福岡県学校衛生会
昭和21年	日本学校衛生会福岡県支部
昭和24年３月～26年３月	福岡県学校衛生会
昭和26年４月～30年３月	福岡県学校保健会
昭和30年３月～現在	財団法人福岡県学校保健会

組織の変遷

本会は昭和17年学校衛生諸団体を統合して福岡県学校衛生会が創設されたのに始まり、21年に日本学校衛生会が設立されるに及び発展的に解消して福岡県支部として発足した。ついで、24年３月任意団体を可とする意見に基づき各郡市学校衛生会の連合体であることに改組して福岡県学校衛生会と改称、さらに26年４月、会則を変更して福岡県学校保健会と改称、さらに30年３月に財団法人の認可を受け現在に至る。

事業内容の変遷

新しい学校教育における学校保健事業及び健康教育の調査研究並びに普及進展をはかり、学校保健施策に寄与するために今日まで微力をつくしてきた。

特に、学校医の設置されていない学校に耳鼻科、眼科等の専門医を派遣し、児童生徒の検診及び保健指導を行う「へき地学校巡回保健指導」や県教育委員会等と共催している「福岡県学校健康教育研究大会」において学校保健功労者の表彰や学校保健・学校安全・学校給食に関する研究協議を行ってきた。

平成13年度から従来行われていた九州地区学校保健、養護教諭、学校栄養職員の各研究協議大会を統合して九州地区健康教育研究大会を共催して開催することとし、平成16年度は本県にて第４回大会を開催する予定である。

全国的には、昭和26年に記念すべき第１回全国学校保健大会を開催、平成12年度には参加者数3,500名を越える第50回全国学校保健研究大会を開催した。

また、財団法人日本学校保健会の委託事業である「学校保健センター事業」では昭和53年度から数々の事業を受託実施。特に健康診断（心臓・腎臓）体制整備推進事業を受託し、その結果昭和55年度から全国に先がけて県立学校生徒の心電図検査を実施することとなった。

■ 歴代会長

遠城寺宗徳（医）	昭和30年４月～36年７月
朔　　東民（医）	昭和36年９月～49年９月
竹末　庸夫（医）	昭和49年９月～51年６月
青柳　成利（医）	昭和51年６月～55年７月
石田正太郎（医）	昭和55年７月～61年６月

櫻井日出生（医）　昭和61年６月～平成５年９月
松田　一夫（医）　平成５年９月～９年６月
関原敬次郎（医）　平成９年７月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各市郡学校保健会（28団体）、三師会（県医師会、県学校歯科医会、県学校薬剤師会）、県高等学校保健会、県小中学校保健安全教育研究協議会、県小中学校養護教員研究会、県高等学校養護教諭研究会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（２）、理事長（１）、常務理事（１）、理事（10）、監事（２）、評議員（34）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
拠出金（各市郡学校保健会、三師会、県高等学校保健会）、県費補助金、前年度繰越金

〈主な事業〉（主催、共催の主なものなど）
表彰（学校保健功労者）、学校保健会報（年１回発行）、へき地学校巡回保健指導（３地区程度、眼科・耳鼻咽喉科医師による検診）、県学校健康教育研究大会（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭、学校栄養職員を対象）

〈その他特記事項〉
（日本学校保健会学校保健センター事業の受託事業）昭和54年度～55年度心臓検診調査研究事業、昭和55年度養護教諭実技講習会、昭和56年度学校環境衛生検査体制整備促進事業、昭和57年度～59年度心臓検診推進事業、昭和57年度～58年度運動医事健康増進事業、昭和59年度～61年度こころとからだの健康増進事業
（その他大会等）昭和26年10月全国学校保健研究大会開催（福岡市）、昭和59年度全国養護教諭研究大会（福岡市）、平成12年度11月第50回全国学校保健研究大会（北九州市）

佐賀県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

本学校保健会は、前身である佐賀県学校衛生会（大正10年10月～昭和24年８月）の有志によって、昭和24年９月に設立され、漸次、組織の強化とともに、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の部会が置かれた。

昭和28年に第１回の佐賀県学校保健研究協議大会が開催され回を重ねること45回を数え、研究発表及び研究協議が行われ、学校と三師会の連携のとれた研究団体として発展してきた。

また、県内各地区学校保健会、高等学校保健会の相互の連携、協力により学校保健に関する研究の進展、児童生徒の健康増進を進めている。

平成13年８月には、第１回九州地区健康教育研究大会が本県において開催され、大いなる成果をあげた。

■ 歴代会長

毛利　源三（医）　昭和24年９月～53年３月
宮崎　七郎（医）　昭和53年４月～57年３月
吉原　正智（医）　昭和57年４月～平成10年３月
凌　　俊朗（医）　平成10年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各地区学校保健会（10地区）、高等学校保健会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（若干名）、理事（若干名）、評議員（若干名）、監査（２）、常任理事（１）、幹事（１）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各地区学校保健会並びに高等学校保健会）、県補助金、寄付金

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）
表彰（学校保健功労者、学校保健安全優良学校）、県学校保健安全研究協議大会、歯と口の健康つくり研修会、会報発刊、研究委員会（心と体の健康つくり研究委員会、歯と口の健康つくり研究委員会、学校環境衛生・薬物乱用防止教育研究委員会）

〈その他の特記事項〉
県教育委員会と常に連携をとりながら会の運営につとめている。

長崎県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和25年まで

長崎県学校医会、長崎県学校歯科医会

昭和26年４月～昭和27年３月

長崎県学校衛生会（学校医会・学校歯科医会が発展的に解消統合し統一された）

昭和27年４月～現在　長崎県学校保健会

○発足当時

学校医・学校歯科医・校長・保健主事・養護教諭から組織された。

○昭和27年

郡市学校保健会の設立運動が県教育庁体育保健課学校保健係担当者により進められた。

○昭和27年11月

長崎県学校保健会発足記念大会を開催（以後、毎年県学校保健・学校安全研究協議大会を開催）

○昭和29年

学校薬剤師会が入会（学校における救急薬品の指導等）

○昭和53年～54年

日本学校保健会委託事業を受け、健康診断体制整備促進事業を実施した。

○昭和55年

学校保健推進委員会を設置し、11専門部会により研究推進（心臓部会、腎臓部会、脊柱側わん症部会、眼科部会、口腔衛生部会、スポーツ障害部会、心検コンピューター部会、耳鼻科部会、情緒障害部会、保健室経営部会、性と健康部会）

研究のまとめとして指導資料・実施要項等を発刊し、学校保健の充実・推進に寄与している。

○昭和57年～58年

日本学校保健会委託事業を受け、学校保健活動推進地区事業を実施した。

○昭和58年

日本学校保健会委託事業を受け、学校環境衛生検査体制整備促進事業及び九州ブロック養護教諭実技講習会を実施した。

○昭和60年11月７日～９日

第35回全国学校保健研究大会を開催（長崎市）

○平成４年７月29～30日

平成４年度全国養護教諭研究大会を開催（長崎市）

○平成12年

学校保健推進委員会を解散し、県学校保健会健康教育調査研究委託事業を始めた。

○平成14年

日本学校保健会委託事業を受け、学校保健研修会を実施した。

■ 歴代会長

岡田　保治（医）　昭和27年～29年３月
林田　浦治（医）　昭和29年４月～40年３月
瀧津久治郎（医）　昭和40年４月～59年３月
城谷　勝明（医）　昭和59年４月～63年３月
今村　臣正（医）　昭和63年４月～平成８年３月
井石　哲哉（医）　平成８年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（15地区）、職域部会（県小・中学校保健主事部会・県養護教諭部会・県高等学校教育研究会学校保健部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、理事長（１）、常任理事（２）、理事（若干名）、評議員（15）、監事（２）、顧問（若干名）

〈歳　　入〉（負担金、補助金など主なもの）

負担金（各郡市学校保健会）、県費補助金、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、郡市医師会、日本スポーツ振興センター補助金、前年度剰余金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

主催…長崎県学校保健・学校安全研究協議大会、長崎県養護教諭研究協議大会

事業…学校保健会報（年１回発行）、長崎県学校保健会健康教育調査研究委託事業

〈その他特記事項〉

第35回全国学校保健研究大会〔昭和60年11月７日（木）～９日（土）長崎市民会館（体育館）他12会場〕

○７日（木）職域部会　日本学校保健会評議員会、大会説明会、課題別研究協議打合せ会

○８日（金）全体会（文部大臣表彰、特別講演、全体シンポジウム）

○９日（土）課題別研究協議会（12部会）

平成４年度全国養護教諭研究大会〔平成４年７月29日（水）～30日（木）長崎市公会堂他８会場〕

○29日（水）全体会（記念講演、全体シンポジウム）

○30日（木）部会別研究協議会（８部会）

財団法人　熊本県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和21年１月28日　財団法人日本学校衛生会熊本県支部

昭和26年10月１日　熊本県学校保健会

昭和61年４月１日　財団法人熊本県学校保健会

発足時の昭和20年代は、専ら疾病対策が事業の大部分を占めていた。寄生虫、トラコーマ、むし歯及び結核への対策に重点がおかれ、特に寄生虫やトラコーマの予防については実験指定校を設け、寄生虫駆除については子どもを学校に宿泊させ一斉駆除を行っている。結核の発病も多かったことから、結核予防法制定前は、学校保健会の事業として結核検診を推進した。むし歯予防については、熱情の指導者によりむし歯予防の各種活動を展開、昭和41年からは歯科保健研究指定校を毎年２校ずつ指定し、むし歯予防の研究を行ってきた。

また、昭和28年から県学校保健研究協議大会を各郡市持ち回り制として開催している。さらに各種講習会の開催、手引き書や指導資料の作成、各種調査等を県教委と共同で行ってきた。

組織的にも、郡市会長会（学校長会）、保健主事部会、養護教諭部会と医師会、歯科医師会、薬剤師会の６部会の運営と各種委員会を設置して事業の充実を図ってきた。昭和61年４月１日からは、さらなる組織の強化と財政的基盤を確立し、事業の充実を図るため、財団法人熊本県学校保健会を設立した。

■ 歴代会長

初代会長　尾崎　　徹（医）　昭和26年

２代会長　福田　令寿（医）　昭和27年～43年

３代会長　出田　邦夫（医）　昭和44年～61年

４代会長　白男川史朗（医）　昭和62年～平成10年

５代会長　柏木　　明（医）　平成11年～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（13郡市）、高等学校保健会、各部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、会長部会、保健主事部会、高等学校養護教諭部会、小・中学校養護教諭部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、常務理事（１）、理事（22）、評議員（20）、監事（４）

〈歳　　入〉（負担金、補助金など主なもの）
寄附金、県費補助金、三師会助成金、各郡市・高等学校保健会負担金、県学校保健研究協議大会参加費、その他

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）

表彰（健康推進学校、県学校保健会表彰）、保健会誌（年１回）、県学校保健研究協議大会、合同研修会、養護教諭研究協議会（小・中・高）、各種委員会、性教育手引改訂、こころの健康アドバイザー事業

〈その他特記事項〉

昭和38年11月	全国学校保健大会（熊本市）
昭和47年	20年誌発刊
昭和58年	30年誌発刊
平成３年	40年誌発刊
平成12年	50年誌発刊
平成５年度	保健文化賞受賞
平成14年度	第１回「健康教育推進学校表彰」 最優秀校受賞（熊本市立城東小学校）

大分県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和27年以前は、郡市によっては、「学校衛生会」を設立し、各郡市独自で学校保健活動をしていた。

昭和27年10月29日　第１回大分県学校保健大会を開催
主催　大分県教育委員会
後援　県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会
表彰・講演・分科会・全体協議を行う。
全体協議の席上で県学校保健会の設立が提案され決定する。

昭和28年12月　本県における「学校保健の振興方針」が提言され同時に県学校保健会の設立にむけ準備を行う。

昭和29年５月１日　「大分県学校保健会」発足
学校医部会、学校歯科医部会、保健主事部会、養護教諭部会、給食部会……これらの部会をおく。

昭和36年　学校給食部会が分離独立する。

平成４年　全国学校保健研究大会が大分県大分市で開催された。

平成15年　平成13年に、九州地区の学校保健研究大会、養護教諭研究協議大会、学校栄養士研究協議大会の３つの大会が１つになり、九州地区健康教育研究大会となり、第３回九州地区健康教育研究大会が大分県大分市で開催された。

平成16年３月～　現在に至る。

■ 歴代会長

高橋　　基（医）　昭和29～31年３月
阿部　卓夫（医）　昭和31年４月～36年３月
御手洗信雄（医）　昭和36年４月～53年３月
杉村　　進（医）　昭和53年４月～57年３月
草津　幾夫（医）　昭和57年４月～60年５月
畑　　一郎（医）　昭和60年８月～平成３年３月
吉川　　暉（医）　平成３年４月～14年３月
嶋津　義久（医）　平成14年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（19地区）各専門部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、養護教諭部会、保健主事部会、広報部会）

〈役員構成〉会長（１名）、副会長（５名）、理事長（１名）、理事（22名）、評議員（22名）、監事（２名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

分担金（各郡市学校保健会）、県等からの補助金、広告料

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

・表彰（よい歯のコンクール、ポスター、作文、健康優良校、全員、団体等）

・「大分県学校保健」会報誌（年１回）

・大分県学校保健・安全研究協議大会

・部会研修会

宮崎県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

宮崎県学校保健会は、昭和27年５月23日、当時の宮崎県医師会会長川島真蔵氏を会長に擁して設立された。

以来、「学校保健の研究並びに普及推進を図り、これが施策に寄与する（本会会則第３条）」を目的として各種事業が推進され、本県の学校保健の充実に貢献してきた。なかでも、「学校保健大会」は、昭和29年度から始まり、昭和61年度より学校保健、学校給食研究大会が統合され、宮崎県健康教育大会として平成９年度まで、開催された。

その後は、各地区学校保健会が主体的に企画・運営し、学校、家庭、地域、関係諸機関が一堂に会して、各地区の実態に応じた、創意工夫された研究大会を開催し、現在に至っている。

また、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、保健主事、養護教諭、学校栄養職員のそれぞれの専門部会が組織的に活動しており、健康教育の推進のために大きな役割を果たしている。近年特筆すべきものとして、「心臓検診事業の推進」「喫煙、飲酒防止教育に関する資料作成」「歯科保健啓発カレンダー作成」「性に関する指導の啓発資料の配布」をはじめ、幼児児童生徒の健康の保持増進を目指した研修会等も開催している。

■ 歴代会長

川島　真蔵（医）　昭和27年５月～31年３月
大田原靖喜（医）　昭和31年４月～33年３月
高木　秀雄（医）　昭和33年４月～37年３月
前田　　隆（医）　昭和37年４月～41年３月
綾部　　勣（医）　昭和41年４月～45年３月
原田　　正（医）　昭和45年４月～49年３月
内田　　醇（医）　昭和49年４月～53年３月
黒水　啓一（医）　昭和53年４月～59年３月
城山英太郎（医）　昭和59年４月～63年３月
竹内　三郎（医）　昭和63年４月～平成４年３月
福永　克己（医）　平成４年４月～10年３月
秦　喜八郎（医）　平成10年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各地区学校保健会（16地区）専門部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、保健主事部会、養護教諭部会、学校栄養職員部会）

〈役員構成〉名誉会長（１）会長（１）副会長（５）理事長（１）理事（15）評議員（20）監事（２）

〈歳　　入〉（負担金、補助金など主なもの）

県補助金、三師会負担金、市町村負担金、県立学校負担金、前年度繰越金、利息

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

宮崎県学校保健研究大会（昭和29年度～60年度）宮崎県健康教育研究大会（昭和61年度～平成９年度）宮崎県性教育研究大会、専門部会研修会（保健主事・養護教諭）、図書印刷物作成・配布

〈その他特記事項〉

昭和48年度　全国学校保健研究協議大会（宮崎市）
平成13年度　学校保健研修会（日本学校保健会委託事業）（宮崎市）
昭和27年度　第３回九州地区学校保健研究協議大会（宮崎市）
昭和35年度　第11回　〃
昭和42年度　第18回　〃
昭和50年度　第25回　〃
昭和58年度　第33回　〃
平成３年度　第41回　〃
平成11年度　第49回　〃

鹿児島県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

本県では、昭和20年代に学校医師会、学校歯科医会が設立され、児童生徒の健康の保持増進のために取り組んでいたが、学校医師会、学校歯科医会の積極的な働きかけによって、教師や保護者を含めた鹿児島県学校保健会が昭和30年４月15日に設立された。

県学校保健会の事業内容としては、昭和30年代は、学校保健に関するいろいろな施策や活動を県下全域に浸透させるため、各市町村に学校保健会を結成し、市町村学校保健会を通して地域ぐるみの保健活動を展開していくような取組を行ってきた。

その後、本会も三師会の協力を得て、学校環境衛生、体格・体力の向上等に積極的に取り組む一方、表彰、研究会、研修会等の事業も取り入れ現在に至っている。

■ 歴代会長

田平　栄造（医）	昭和30年４月～33年３月
楠元　康雄（医）	昭和33年４月～39年３月
花牟禮淳二郎（医）	昭和39年４月～51年３月
鎌田　正寛（医）	昭和51年４月～55年３月
豊島　文雄（医）	昭和55年４月～59年３月
市来　健史（医）	昭和59年４月～平成２年３月
鮫島耕一郎（医）	平成２年４月～14年３月
米盛　　學（医）	平成14年４月～

■ 現　　況

〈構成単位〉各市町村学校保健会（96）、各部会（医師会、学校歯科医会、学校薬剤師会、連合校長協会、県小・中学校保健部会、県高等学校保健部会、養護教諭部会、PTA連合会、学校栄養士協議会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、評議員（若干名）、理事（若干名）、監事（３）、幹事（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各市町村学校保健会）、県の補助金、前年度剰余金、委託金（日本学校保健会、鹿児島県）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
表彰（学校保健・学校安全・学校給食功労者）、県健康教育研究大会、部会研修会（医師会、学校歯科医会、学校薬剤師会、連合校長協会、県小・中学校保健部会、県高等学校保健部会、養護教諭部会、PTA連合会）、「鹿児島県学校保健会報」刊行

〈その他特記事項〉
昭和44年11月全国学校保健研究大会開催（鹿児島市）、平成14年８月九州地区健康教育研究大会開催（鹿児島市）

沖縄県学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和４年～昭和39年　沖縄県学校衛生会設立

昭和39年10月　沖縄県学校保健会設立準備会設置

昭和40年２月～現在　沖縄県学校保健会

組織の変遷

沖縄県学校保健会の設立

昭和４年、学校衛生の充実のため、沖縄県学校衛生会が設立された。

当時も、組織拡充のため、各郡市に衛生会を設置することを奨励指導していたところ、同年11月島尻郡・中頭郡・国頭郡に衛生会が誕生した。当時の会費は、生徒１人当たり15銭で、県衛生会に納入していた。

主な事業は、研修会や講習会、講演会を開催し、学校衛生の充実、強化を図るためであった。

昭和20年８月終戦、昭和21年４月沖縄民政府設立、昭和27年４月琉球政府創立と同時に文教局が設置され、そこにおいて、身体検査規則等が制定された。

昭和33年７月、県下13の小中校に13人の養護教諭を初めて配置、学校保健の夜明けを迎える。昭和37年８月琉球立法院において、学校保健法、学校保健法施行令、学校保健法施行規則が制定公布され、このころから学校保健会設立の気運が高まってきた。

昭和39年10月沖縄県学校保健会設立準備会が設置され、会則、組織、事業、予算、役員人事の骨子をまとめ、昭和40年２月13日、沖縄県学校保健会設立総会を開催するとともに、第１回沖縄県学校保健大会を開催、校長、教職員、校医等300余名が参集し、第１回大会を盛り上げた。

平成11年度第35回大会まで、回を重ねるごとに充実した研究大会が開催された。

しかし、山積する現代的な健康課題の解決を図るために、学校保健、学校安全、学校給食を健康教育として捉え、総合的・包括的な取り組みを行っていく必要が生じた。このような中で、県は広い視野から健康教育を推進する目的で、学校保健・学校安全・学校給食の３つの大会を統合する方向で検討を行い、平成12年度の学校保健・学校安全研究大会を合同で開催した。平成12年度の学校保健・安全研究大会の成果を踏まえ、平成13年度より、これまで別々に開催してきた学校保健、学校安全、学校給食の３大会を統合し、平成14年１月に「第１回沖縄県健康教育研究大会」を開催した。平成15年度には、第３回大会が開催され、沖縄県学校保健会は大会運営の主軸となり、学校保健の充実発展に多大な成果を上げている。

事業内容の変遷

学校衛生会の事業は、前に述べた通り学校衛生の充実・強化を図るための研修会、講演会の開催が主であった。

昭和40年に設立された学校保健会の主な事業は、次の通りである。

１．学校保健に関する講習会又は講演会を開催する
２．学校保健に関する調査研究及び刊行
３．学校保健大会の開催
４．健康優良学校及び健康優良児童の表彰
５．その他本会の目的達成に必要と認める事項

昭和49年に会則の変更があった。

１．学校保健行政ならびに関係団体への協力
２．学校保健の研修会講習会及び講演会の開催
３．学校保健に関する調査研究
４．学校保健大会の開催
５．学校保健資料の研究ならびに推薦
６．学校保健功労者の表彰
７．その他本会の目的達成に必要な事項

■ 歴代会長

初代	徳元　八一（県PTA会長）	昭和40年２月～45年12月
２代	稲福　全志（医）	昭和45年12月～47年２月
３代	大浜　方榮（医）	昭和47年７月～58年７月
４代	宜保　好彦（医）	昭和58年８月～63年３月
５代	比嘉　国郎（医）	昭和63年４月～平成14年３月
６代	稲冨　洋明（医）	平成14年４月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉各郡市学校保健会（７地区・県立学校１）、専門部会（保健主事部会、養護教諭部会、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（５）、理事長（１）、理事（15）、監事（２）、幹事（３）、会計（１）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
分担金として、児童生徒１人あたり５円、その他、県補助金、前年度の繰り越金、銀行利息

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
県健康教育研究大会の開催、県学校保健功労者・団体の表彰、文部科学大臣表彰審査、心臓検診委員会（昭和63年度～平成７年度）、沖縄県学校腎臓・糖尿検診委員会の開催及び冊子作成、沖縄県養護教諭研究大会、県外研究大会への派遣

〈その他特記事項〉
沖縄県開催の研究大会
昭和55年　九州地区養護教諭研究協議大会の開催
昭和56年　九州地区学校保健研究協議大会の開催

昭和60年　九州ブロック養護教諭実技講習会の開催
平成元年　九州地区学校保健研究協議大会の開催
平成２年　全国学校保健研究大会の開催
平成３年　九州地区養護教諭研究協議大会の開催
平成４年　九州ブロック養護教諭実技講習会の開催
平成９年　九州地区学校保健研究大会の開催
平成10年　全国学校歯科保健研究大会の開催
平成11年　九州地区養護教諭研究協議大会の開催
平成17年　第５回九州地区健康教育研究大会の開催予定

横浜市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和23年～26年12月　横浜市学校衛生会

昭和26年～現在　横浜市学校保健会

組織・事業内容の変遷

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育委員会が発足した当時、校医や学校看護婦を中心とした学校衛生会が組織され、衛生局の所管であったが昭和26年１月に教育委員会に移管された。

○昭和26年12月横浜市学校保健会と改称し、第１回横浜市学校保健大会が、昭和33年３月27日に開催され、文部事務官湯浅謹而先生の記念講演が行われた。翌昭和34年保健会の規約を制定し、組織も学校医・歯科医・眼科医・薬剤師・校長・PTA・養護教諭の７部会及び15支部（各区及び高校）で発足し、昭和60年４月耳鼻咽喉科医が新たに加入した。その後、支部数も増加して８部会及び19支部となり現在に至っている。

○昭和33年４月横浜市学校歯科医会が主管となり、児童生徒の歯科衛生の向上を図るため歯科衛生士による巡回予防指導を試験的（衛生士１名、対象校２校）に開始した。昭和35年度には事業規模の拡大（衛生士４名、対象校25校）に伴い、市の補助事業となり、さらに昭和41年度からは事業移管により本保健会が事業主体となった。以後新体制のもと、平成15年度実績では衛生士７名により391校を巡回指導するなど、着実に成果をあげて現在に至っている。

■ 歴代会長

初　代　鳥山　数衛（医）　昭和23年11月～34年３月

２　代　五十嵐貞蔵（医）　昭和34年４月～42年３月

３　代　榊田　　桂（医）　昭和42年４月～平成３年３月

４　代　手束　和之（医）　平成３年４月～７年３月

５　代　加藤　　勲（医）　平成７年４月～８年３月

６　代　草野　眞郎（医）　平成８年４月～９年３月

７　代　大田　豊穂（医）　平成９年４月～12年３月

８　代　内藤　哲夫（医）　平成12年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉８部会（学校医、学校眼科医、学校耳鼻咽喉科医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、養護教諭、PTA）、19支部

〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、常務理事（１）、部会長理事（８）、部会理事（28）、支部長理事（19）、支部理事（19）、教委理事（３）、監事（２）、代議員（84）、参与（３）、顧問（３）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

市補助金及び県連合会補助金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

表彰（学校保健優良学校、功労者、永年勤続者等）、市保健大会、会報「よこはま学校保健」（年２回発行）、合同研修会（三師会、学校関係者、PTA）

〈その特記事項〉

健康手帳の編集・配布

名古屋市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称・組織の変遷

昭和７年９月　名古屋市学校歯科医会が長屋弘会長のもとに発足

昭和11年７月　名古屋市学校薬剤師会（県忍会長）を設立

昭和21年４月　名古屋市学校保健会山内貞二会長が就任

事業内容の変遷

昭和28年11月　名古屋市学校保健会に学術部を設立

昭和28年12月　学校保健研究会雑誌を創刊、その後「教育医学」に改称学術研究誌として各年発行

昭和35年１月　名古屋市学校保健会会報「なごや学校保健」を創刊現在に至る。

■ 歴代会長

山内　貞二（医）　昭和21年４月～35年３月

印牧富士馬（医）　昭和35年４月～39年３月

館野　　久（医）　昭和39年４月～52年３月

棚橋　龍三（医）　昭和52年４月～59年７月

津村　知足（医）　昭和60年４月～平成元年３月

渡邊　一彦（医）　平成元年４月～７年３月

松久　迪三（医）　平成７年４月～11年３月

高田　秀夫（医）　平成11年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉名古屋市学校保健会「学校医会（内・眼・耳）、学校歯科医会、学校薬剤師会、小中学校長会、高等学校長会、幼稚園長会、小中学校保健主事会、高等学校保健主事会、小中学校養護教諭会、高等学校養護教諭会、PTA連絡協議会」

〈役員構成〉会長（１）、副会長（７）、常務理事(15)、理事(24)、監事（３）、参与（３）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

会員会費、特別会費、市助成金、市負担金、寄付金、雑入金、繰越金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）

13大都市学校保健協議会、全国学校保健研究大会等への参加、研修会、講習会の開催、研究調査、研究誌の発行、会員名簿、会報の発行、学校保健協議会の開催、学校保健研究大会の開催、学校保健優良校の表彰、学校保健特別事業の実施、歯科疾患対策事業の実施、各会活動、支部活動の強化促進、学校保健研究団体の活動助成、など

〈その他特記事項〉

昭和35年２月　六大都市学校保健協議会開催、昭和46年６月　七大都市学校保健協議会開催、昭和40年５月　六大都市学校保健協議会開催、昭和59年３月学術研究誌「教育医学」名古屋、創立30年記念号の発行、平成元年９月第40回十一大都市学校保健協議会開催、平成14年５月　第53回十三大都市学校保健協議会開催

京都市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和40年１月26日　京都市学校保健会結成

（学校医会、学校歯科医会、学校薬剤師会ほか４団体）

昭和46年５月29日　組織拡充（保健研究会、安全教育研究会の加入）

本会は、昭和40年１月26日、それまで京都市学校保健の推進に寄与してきた京都市学校保健協会を発展解消して設立した。

京都市学校保健協会は、昭和26年、福岡市で開催された第１回全国学校保健大会を契機に、学校医会、学校歯科医師会、学校薬剤師会ほか３団体によって京都市学校保健推進を目的に設立され、主に、学校保健思想の啓発の場としての学校保健協議大会、学校保健関係者の研鑽の場としての学校保健学会の開催などを中心に活動してきた。

しかし、構成は研究者的な立場の団体であり、校園長、PTAは参加しておらず、学校保健を主体的に推進できる状態でなく、加えて、財政基盤も脆弱であった。

このような中で、昭和40年１月、京都市教育委員会の全面的な協賛をえて、京都市学校保健会として発足することとなった。さらに、昭和46年５月には、保健研究会、安全教育研究会が加入し、現在９部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校園長部会、保健主事部会、養護教員部会、保健教育部会、安全教育部会、PTA部会）で組織されている。

設立後、本会の組織と事業は拡充が図られ、組織面では、会長・副会長・専務理事で構成される常務委員会及び理事会、評議員会が設置されるとともに、４実行委員会（企画、広報、研究、表彰の４委員会）によって会務を処理している。また、本会の他に各行政区毎に支部会を設け、本会と連携を図りながら独自の活動を行っている。

事業面では、設立当初から学校保健協議大会と学校保健研究発表会を毎年開催している。協議大会については、３つの分科会に分け、それぞれの分科会でシンポジウムを行い、毎年活発な議論がなされている。研究発表会においては、児童・生徒及び保護者を対象とした生活実践記録や会員を対象とした研究論文の募集を行い、優秀作品について表彰及び発表を行っている。

また、学校保健の普及、情報提供の観点から、広報誌として「京都の学校保健」を毎年度３回定期に刊行し、学校保健に関する身近な話題を提供している。その他、毎年度、学校五師、教職員、PTAを対象とした研修会を開催し、学校保健に関する啓発・普及に努めている。

さらに、昭和53年度から、京都市の学校保健及び学校安全の普及と向上を図るために表彰規程を制定し、これらに関して優秀な成果をあげた学校及び団体並びに個人を表彰している。それとともに、昭和59年度からは、学校保健の基盤を学校に据え全校一体となった活動推進のために「学校保健研究実践助成校」制度を開始し、毎年２校を対象に助成し、学校あげての保健活動の展開に寄与してきた。

本会は、昭和60年に、設立20周年を迎え、記念誌「20年の歩み」を発刊するとともに、

同年11月30日に20周年記念祝賀会を功労者の臨席を得て盛大に開催した。また、平成17年には、設立40周年を迎えるにあたり、４実行委員会を中心とした記念事業を計画するとともに、学校保健に係る歴史的な物品、書籍の展示や京都市学校保健歴史年表の掲示を行い、21世紀に向けての学校保健のあり方を考え、さらなる向上を期することを目的とする「京都市学校保健の歴史展」を開催するための準備を進めている。

■ 歴代会長

奥　　岩吉（医）　昭和40年１月～45年10月
和田　正治（歯）　昭和45年12月～47年５月
平野　栄信（薬）　昭和47年５月～49年５月
高島　雅行（医）　昭和49年５月～55年６月
平塚　哲夫（歯）　昭和55年６月～57年６月
貝川　一男（薬）　昭和57年６月～59年６月
奥　　正規（医）　昭和59年６月～61年６月
村上　　勝（歯）　昭和61年６月～63年６月
堤　　英男（薬）　昭和63年６月～平成２年６月
酒井　　晃（医）　平成２年６月～４年６月
尾上　　徹（歯）　平成４年６月～６年６月
糸岡　　悟（薬）　平成６年６月～８年６月
請田　安夫（医）　平成８年６月～10年６月
藤井　　昭（歯）　平成10年６月～11年６月
岩田　　明（歯）　平成11年６月～12年６月
今村　　馨（薬）　平成12年６月～14年６月
羽場　重尤（医）　平成14年６月～16年６月
山村　　弘（歯）　平成16年６月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉京都市学校医会、京都府歯科医師会、京都市学校薬剤師会、京都市立学校園長会、京都市学校保健主事会、京都市養護教育研究会、保健教育研究会（小・中・高等学校）、安全教育研究会（小・中学校）、京都市PTA連絡協議会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（５）、専務理事（17）、理事（66）、評議員（若干名）、監事（２）、顧問（若干名）、参与（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
委託料（京都市から）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
京都市学校保健会表彰式・研修会の開催、
京都市学校保健研究発表会の開催（児童・生徒・保護者に対する「生活実践記録」、「会員研究論文」の募集、発表、表彰）、

会誌「京都の学校保健」の発行（年３回）、
京都市学校保健協議大会の開催
京都市学校保健会集録の発行
「学校保健研究実践助成校」制度の実施
学校保健関係表彰祝賀会の開催

〈その他特記事項〉

昭和58年10月　第33回全国学校保健研究大会開催
昭和60年５月　京都市学校保健会設立20周年記念誌「二〇年の歩み」発刊
昭和60年11月　京都市学校保健会設立20周年記念祝賀会開催、
昭和60年11月　京都市教育委員会教育功労者表彰受賞
平成10年５月　第49回十三大都市学校保健協議会開催（第１、７、13、19、26回、36回を開催）

大阪市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

～昭和26年７月　　大阪市学校保健振興会

　昭和26年７月14日　大阪市学校保健会設立

組織の変遷

大阪市学校保健会の設立

　本市で組織していた大阪市学校保健振興会を充実発展させるために、組織の再編成をするとともに、戦後まもなく発足した大阪学校衛生振興会から本市が独立し、昭和26年７月14日大阪市学校保健会が設立された。設立当初は、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校保健研究部会、学校衛生管理者部会、養護教員部会の６部会で活動を開始した。

　その後、校園長部会及び保健主事部会を加え、組織の充実を図り、各部会活動及び部会間の共同事業を通じて、大阪市の学校保健の振興を図ってきた。また、昭和36年には前年度の６大都市学校保健協議会で提唱されたPTA部会の設立を本市においても実現し、組織も一部改め、現在の８部会体制に至っている。

　各区においては、学校、家庭、地域が連携をし、組織的・総括的に学校保健を推進する観点から、各校園学校保健委員会、区の関係機関等が協力して、区学校保健委員会を運営していた。本会は、昭和31年６月に５日間にわたり第１回大阪市学校保健大会を開催し、以後、昭和35年まで年１回の大会を開催したが、昭和36年からは、広く学校保健の浸透を図るため、各区において学校保健大会を開催することとした。

　これらを通じて、各区に区学校保健協議会が誕生し、現在は本市24区の全区において総会、保健大会などの活動が展開されている。

事業内容の変遷

　広報活動としての機関誌は、昭和30年１月１日に「学校保健タイムス」の名称で創刊号を発行して以来、平成15年度末で第133号を発行するに至っている。

　また、健康づくり推進事業として、平成元年４月より本市校園の中から「健康づくり推進指定校（園）」を指定し、研究実践を推進している。指定期間２年、指定校数２校（あるいは１校）。

■ 歴代会長

伊賀　政雄（医）　～昭和26年６月

西　紀三郎（医）　昭和26年７月～34年８月

浜野松太郎（歯）　34年９月～38年８月

宇野菊三郎（医）　38年９月～54年５月

藤田　正躬（医）　54年６月～63年５月

大崎　　恭（歯）　63年６月～平成３年５月

玉井　太郎（医）　平成３年６月～７年５月
玉城　晴孝（医）　７年６月～11年５月
酒井　國男（医）　11年６月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉大阪市、構成部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校園長部会、保健教育部会、保健主事部会、養護教員部会、PTA部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、常任理事（21）、理事（40）、代議員（若干名）、特別顧問（１）、会計監査（３）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
大阪市補助金、「学校保健タイムス」売却費、前年度剰余金

〈主な事業〉（主催・共催の主なもの）
総会、常任理事・理事会、各種委員会、大会、各区学校保健協議会への補助金交付、「健康づくり推進指定校（園）」事業委託、「学校保健タイムス」発行（年２回）

〈その他特記事項〉
昭和30年６月　第６回六大都市学校保健協議会開催、昭和35年11月　第11回六大都市学校保健協議会開催、昭和41年６月　第17回六大都市学校保健協議会開催、昭和48年５月　第24回十大都市学校保健協議会開催、昭和59年５月　第35回十一大都市学校保健協議会開催、昭和62年８月　大阪市学校保健会35周年記念大会開催、平成９年５月　第48回十三大都市学校保健協議会開催、平成15年４月　大阪市学校保健会50周年記念大会開催

神戸市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

戦前～　　神戸市学校衛生会

昭和24年　神戸市学校保健会発足

神戸市学校保健会の動向

昭和30年度～39年度

戦後の混乱時代の劣悪な社会環境や教育環境の中で学校保健の普及と向上に努力され、神戸市学校保健会の基礎作りを行った。昭和38年には第14回六大都市学校保健協議会が神戸市において開かれるとともに、昭和39年には第１回神戸市学校保健大会が開催され、学校保健の重要性の理解とその実践が叫ばれた。

昭和40年度～43年度

自主的な健康生活への理解と地域性に立脚した全員参加の学校保健活動が展開され、昭和40年から第２回、第３回、第４回、第５回と神戸市学校保健大会がもたれた。

昭和44年度～47年度

神戸市学校保健大会を第６回、第７回、第８回、第９回と開催し、昭和44年度には第20回七大都市学校保健協議会の当番をつとめ、社会環境の複雑化に伴う精神衛生、発育の加速化現象による子どもの性の問題、公害問題等に意をそそいだ活動を行ってきた。

昭和48年～58年11月

神戸市学校保健大会を昭和48年の第10回から第19回まで開催するとともに、昭和51年には第27回十大都市学校保健協議会、翌52年には第27回全国学校保健研究大会も本市で開かれるなど、社会環境の変化に応じた活動を行った。

昭和59年２月～現在

神戸市学校保健大会を第20回から第39回大会まで開催、昭和60年、平成３年、平成９年、平成15年には第36回、第42回、第48回、第54回兵庫県学校保健研究協議大会、平成12年には第51回十三大都市学校保健協議会を本市で開催した。また各種検診業務の充実をはかるとともに体と心の健康づくり推進指定校、学校保健委員会推進校を設定、実情に即した多面的な活動をめざし、積極的に取り組んでいる。

■ 歴代会長

和泉　正忠（医）　昭和30年度～39年度

渡辺　廉二（医）　昭和40年度～43年度

中村　征雄（医）　昭和44年度～47年度

井上　正三（医）　昭和48年度～58年11月

白石　敏之（医）　昭和59年２月～平成６年度

近藤　七郎（医）　平成７年度～14年度

津田　正治（医）　平成15年度～現在

■ 現　況

〈構成単位〉学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校園長部会、保健主事部会、養護教諭部会、PTA部会

〈役員構成〉会長（1）、副会長（4）、理事長（1）、理事（若干名、うち若干名を常任理事）、代議員（若干名）、監事（2）、顧問（1）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
○神戸市からの補助交付金○前年度繰越金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
○神戸市学校保健大会の開催○広報誌「保健神戸」発行○各種大会、研修会出席○各部会研究助成

〈その他特記事項〉
○昭和38年　第14回六大都市学校保健協議会開催○昭和44年　第20回七大都市学校保健協議会開催○昭和51年5月23日、24日　第27回十大都市学校保健協議会開催○昭和52年11月12日～14日　第27回全国学校保健研究大会開催○昭和60年10月31日　第36回兵庫県学校保健研究協議大会開催○平成3年10月　第42回兵庫県学校保健研究協議大会開催○平成9年10月　第48回兵庫県学校保健研究協議大会開催○平成12年　第51回十三大都市学校保健協議会開催○平成15年10月　第54回兵庫県学校保健研究協議大会開催

北九州市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

設立までの経緯

昭和38年２月　５市合併、北九州市発足に伴い旧市学校保健会は区学校保健会として存置

昭和38年11月　５区学校保健会代表者会議

昭和38年12月　第１回北九州市学校保健会設立準備委員会

昭和39年４月　第２回北九州市学校保健会設立準備委員会

昭和39年５月　北九州市学校保健会設立総会、北九州市学校保健会発足

組織の変遷

本会は、発足時、各区学校保健会から移行した５支部と、６つの専門部会（学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭）で組織されていたが、昭和47年に父母教師部会、昭和51年に教頭部会がそれぞれ組織され、一層の充実が図られた。

現在、５支部、８部会で組織し、本会の事務局を教育委員会学務部学校保健課内に置き、連絡調整を図りながら、その運営を行なっている。

事業の変遷

本会は、学校教育における保健管理及び保健教育の重要性にかんがみ、これに関する調査研究並びに普及進展を図り、学校保健施策の向上に寄与することを目的とし、各種事業を実施している。

主な事業として、北九州市学校保健大会を開催している。昭和40年12月に第１回大会を開催後、年１回各支部持ち回りで開催している。昨年11月には第38回大会を開催し、表彰式、公開授業、記念講演などを行い、学校保健関係者の資質向上を図った。

また、各支部・部会においても、時代に即した諸問題について調査、研究を行い、各種大会でその成果を発表している。

■ 歴代会長

小野　一雄（医）　昭和39年５月～41年12月

竹末　庸夫（医）　昭和42年４月～45年３月

天野　改造（医）　昭和45年４月～51年３月

前間　正則（医）　昭和51年４月～55年３月

櫻井日出生（医）　昭和55年４月～61年３月

大串　良士（医）　昭和61年４月～63年３月

津田　　惠（医）　昭和63年４月～平成６年３月

関原敬次郎（医）　平成６年４月～９年９月

中間　　翼（医）　平成９年10月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉５支部（門司支部、小倉支部、若松支部、八幡支部、戸畑支部）、８部会（学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、校長部会、教頭部会、保健主事部会、養護教諭部会、父母教師部会）

〈役員構成〉会長（１）、副会長（若干名）、理事（若干名　１名は常任理事）、監事（２）、評議員（40名以上50名以内）、顧問（若干名）

〈歳　　入〉（拠出金、補助金など主なもの）
市交付金（市補助金）、県交付金（県助成金）

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
表彰（学校保健優良学校、学校保健功労者、学校保健功労団体）、市学校保健大会、支部・部会研修会、会報誌「北九州市の学校保健」（年１回発行）

〈その他特記事項〉
昭和47年５月　第23回七大都市学校保健協議会、昭和57年５月　第33回十一大都市学校保健協議会、平成６年５月　第45回十三大都市学校保健協議会
平成12年11月　全国学校保健研究大会

川崎市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和23年川崎市学校保健会を発足し同時に規約を施行し、本会の事務所を川崎市教育委員会事務局に設置する。

本会は、学校教育における保健管理及び保健教育の重要性を認識し、本市における学校保健の普及進展を図り学校保健に関する施策の向上に寄与することを大きな目的にしている。

この目的を達成するため、

1．保健衛生思想の普及啓発

2．学校保健に関する調査研究

3．学校保健に関する企画及び実践

4．学校保健関係者の指導及び研修等を行っている。

又、昭和41年２月から学校保健大会を毎年開催し、児童生徒の保健教育を向上発展すべく、その年度に特に問題となる主題を設定し、協議会、講演等を行っている。

■ 歴代会長

風巻　義雄（教育委員長）	昭和23年～36年
吉水　智承（教育委員長）	昭和36年～41年
小杉　真杉（医）	昭和41年～50年
橋爪　正男（医）	昭和51年～52年
高野　　栄（医）	昭和52年～平成２年
小田切純一（医）	平成３年～４年
田辺　　誠（医）	平成５年～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長、幼稚園長、養護教諭、PTA会長、学校保健関係者

〈役員構成〉会長（１）、副会長（若干名）、幹事（若干名）、顧問（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
会費、助成金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
表彰（健康優良学校、よい歯の学校等、歯の健康）、協議会（学校歯科保健）、市学校保健大会、研修会（学校保健、学校安全、学校環境衛生）、虫歯予防推進事業

〈その他特記事項〉
昭和41年２月　第１回学校保健大会開催、昭和56年５月　第32回十一大都市学校保健協議会開催、昭和59年３月　第15回関東甲信越静学校心臓病予防研究川崎大会開催、平成５年５月　第44回十三大都市学校保健協議会開催

福岡市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

○昭和23年～昭和29年３月　福岡市学校衛生会

○昭和29年４月～現在　　福岡市学校保健会

本会は、昭和23年学校医、学校歯科医、学校教職員の参加により福岡市学校衛生会として発足、昭和26年には、次代を担う学童の保健衛生についての研究、活動を一歩すすめるため従来の内科医に眼科、耳鼻咽喉科の専門医を加え、全国でも新しい試みとして高く評価された。また同年には、学校薬剤師も加入し、第１回全国学校保健大会が、福岡市を会場として開催された。

昭和29年、福岡市学校保健会と名称を改め現在の体制が整った。

この間は、児童生徒の結核、トラコーマ、寄生虫、皮膚病等戦後特有の疾病への対応、また板付基地の航空機騒音、テレビと視力の問題に取り組んだ。

昭和29年には、う歯予防のため全国歯ブラシ訓練大会が福岡市で開催された。

昭和36年には、九州大学の協力を得、小学校を対象に心電図による心臓検診を実施、学校心臓検診の先鞭をつけた。

■ 歴代会長

中山　弘道（医）　昭和23年４月～57年３月

阿部　輝明（医）　昭和57年４月～61年３月

松田　一夫（医）　昭和61年４月～平成４年３月

大熊　隆人（医）　平成４年４月～８年３月

多田　秀敏（医）　平成８年４月～10年３月

竹嶋　康弘（医）　平成10年４月～16年３月

樋口　正士（医）　平成16年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉校長部会、教頭部会、保健主事部会、養護教諭部会、学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、PTA部会、教育委員会、その他学校保健関係者

〈役員構成〉会長（１）、副会長（４）、理事(22)、幹事（２）、顧問（２）、評議員(36)

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）

福岡市補助金、福岡県学校保健会補助金、その他

〈主な事業〉（主催、共催の主なもの）

福岡市学校保健大会、表彰（福岡市学校保健功労者、保健優良学校、よい歯・口の学校）、学校保健だより発行（年１回）、健康づくり実践指定校の設置及び助成、健康教育推進校研究助成、各種大会・協議会への派遣

〈その他特記事項〉

昭和26年　第１回日本学校保健大会開催（全国）、平成15年第54回十三大都市学校保健協議会開催　平成16年　第４回九州地区健康教育大会開催

札幌市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

昭和43年　札幌市学校保健協議会創立　会長　是安末四郎氏（札幌市医師会長）　保健管理、保健教育上の実態調査
　　機関誌「保健協」の発行
昭和44年　尿検・心臓検査の試験的実施
昭和47年　会長　金森徹平氏就任　児童生徒尿検査開始
昭和49年　札幌市学校保健会に名称変更　機関誌「札学保」発行
昭和51年　健康カード改訂作業完了（52年度より配布）
　　研修会の開催（於、医師会館）
昭和53年　「体をむしばむもの」パンフレット・指導書作成配布
昭和55年　第31回10大都市学校保健協議会札幌大会開催
　　健康相談室開催
昭和56年　心臓検診の実施（小１・中２全員）
昭和57年　加盟団体交流・PTA研修会への協力・学校保健会主催研修会開催
昭和59年　第１回札幌市学校保健会研究大会開催
昭和60年　第２回札幌市学校保健会研究大会開催
　　学校環境衛生実技研修会開催
昭和61年　パンフ「体をむしばむもの」活用状況調査
　　札学保機関誌第50号特集号発行
昭和62年　会長　笹原克己氏就任
平成元年　「パンフ」作成委員会構成・「パンフ」改訂作業完了
　　十二大都市大会準備委員会結成
平成２年　十二大都市大会実行委員会
平成３年　札幌市学校保健会OB会発足
　　第42回十二大都市学校保健協議会札幌大会開催
平成４年　３期６ケ年研究推進３委員会発足
平成５年　会長　樋口忠氏就任（札幌市医師会長）
　　札幌市学校保健会創立20周年記念事業実行委員会
平成６年　札幌市学校保健会創立20周年記念式典・祝賀会開催
　　記念誌発行　パンフ「体をむしばむもの」改訂特別委員会発足
平成７年　パンフ「体をむしばむもの」を「心と体をむしばむもの」へ改訂
平成８年　「心と体をむしばむもの」全市中学１年生へ配布
　　第12回札幌市学校保健会研究大会開催［T.Tにより公開授業・小学校］
平成９年　糖に関わる尿検査判定検討委員会・検尿システムに関する尿検査判定検討小委員会開催
　　第13回札幌市学校保健会研究大会開催［TTによる公開授業・中学校］

平成10年　札幌市学校保健会研究３部会発足
平成12年　第50回北海道学校保健研究大会札幌大会運営委員会及び実行委員会の開催
第16回札幌市学校保健会研究大会において「心の健康宣言」発表
平成13年　第50回北海道学校保健研究大会開催札幌大会（第17回札幌市学校保健会研究大会）開催（９月30日）
平成14年　十三大都市学校保健協議会札幌大会臨時役員会議開催
十三大都研究大会へ向けての第１回研究全体会及び４分科会開催
平成15年　十三大都市学校保健協議会札幌大会プレ研究大会（第19回札幌市学校保健会研究大会）開催　十三大都市学校保健協議会札幌大会運営・実行委員会開催

■ 歴代会長

初代　　是安末四郎　昭和43年12月～47年３月
二代　　金森　徹平　昭和47年４月～昭和62年３月
三代　　笹原　克己　昭和62年４月～平成５年３月
四代　　樋口　　忠　平成５年４月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉医師会内科学校医部会、医師会耳鼻科学校医部会、医師会眼科学校医部会、歯科医師会学校歯科医会、学校薬剤師会、PTA協議会、幼稚園長会、小学校長会、中学校長会、高等学校長会、小学校教頭会、中学校教頭会、小中学校養護教員会、高等学校養護教員会、学校給食栄養士会、保健主事連絡協議会の16団体
〈役員構成〉会長（１）、副会長（６）、監事（２）、理事(24)、評議員(24)、事務局(13)
〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
負担金（各加盟団体）、補助金（教育委員会、医師会）、事業収益
〈主な事業〉機関紙「札学保」発行（年３回）、表彰（文部科学大臣表彰受賞候補者推薦、道学校保健功賞受賞候補者推薦）、尿検（尿糖）判定委員会、パンフ「心と体をむしばむもの」全市中学１年生へ配布、札幌市学校保健会研究大会開催、札幌市学校保健研修会及び学校環境衛生実技研修会開催、札幌市学校保健会OB会開催、関連研究大会・研修会への参加（北海道学校保健研究大会、13大都市学校保健協議会、全国学校保健研究大会等）、理事会・評議員会開催、研究部会開催
〈その他特記事項〉
昭和55年　第31回10大都市学校保健協議会札幌大会開催、平成３年　第42回十二大都市学校保健協議会札幌大会開催、平成６年　札幌市学校保健会創立20周年記念式典・祝賀会開催・記念誌発行、平成16年　第55回十三大都市学校保健協議会札幌大会開催、札幌市学校保健会創立30周年記念式典・祝賀会開催・記念誌発行

広島市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

戦前には、市役所学務課に医師３名を配置し、各学校の巡回指導を行うとともに、市内開業医により組織された学校衛生会が中心となって児童生徒の健康診断を実施し、現在の学校保健会の母体的役割を果たした。

学制改革後の昭和23年に、学校衛生会の会員と学校関係者が一堂に会し、新たに学校保健会として発足し、佐伯益三氏が会長に選任された。

昭和34年に広島において全国学校保健大会が開催されるのを機に、同年３月広島市学校医会を設立し会長を蔵本積氏として眼科校医（33年設置）、耳鼻科校医（35年設置）を含め組織の整備が行われた。

その後、学校医会は学校保健会の中心的存在として、各種予防接種、虚弱児童の夏季林間学校等の事業を推進した。

昭和43年に蔵本積氏が広島市学校保健会会長となり、昭和49年に広島市医師会の協力を得て、ぜんそく対策林間学校を開設し、続いて他に先がけて、尿検査や心臓検診体制の整備を行うなど学校保健の推進に力点を置いてきた。

昭和50年に守屋誠氏が会長に就任し、それまで行政的には合併していたものの各地域で独自に活動していた安佐地区及び安芸地区等の各学校保健会が大同団結し、名実ともに政令指定都市にふさわしい学校保健会として拡大充実した。

昭和58年に十一大都市学校保健協議会を広島において開催し十一大都市の仲間入りをした。

昭和59年に迫井忠氏が会長に就任し川崎病検診あるいは、児童・生徒及び教職員の精神衛生対策のための「こころの健康委員会」の設置などの事業をすすめた。

平成７年に真田幸三氏が会長に就任、平成10年からは碓井静照氏が会長に就任、平成16年からは平松恵一氏が会長に就任し、児童・生徒及び教職員のための「こころの健康相談室」の充実をより一層推進するとともに、各種アレルギー疾患、薬物乱用、性の問題をはじめとする児童・生徒の現代的な健康課題への取り組みを先進的にすすめている。

■ 歴代会長

佐伯　益三（医）　昭和23年～43年
蔵本　　積（医）　昭和43年３月～50年３月
守屋　　誠（医）　昭和50年４月～59年４月
迫井　　忠（医）　昭和59年５月～平成７年４月
真田　幸三（医）　平成７年５月～10年４月
碓井　静照（医）　平成10年５月～16年４月
平松　恵一（医）　平成16年５月～現在

■ 現　況

〈構成単位〉学校医部会、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校（園）長部会、保健主事部会、養護教職員部会

〈役員構成〉会長（1）、副会長（若干名）、理事長（1）、常務理事（若干名）、理事（若干名）、監査（2）、顧問、参与（若干名）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
拠出金、市補助金、前年度繰越金

〈主な事業〉（主催・共催の主なものなど）
大会派遣事業、振興事業（表彰）、普及事業（協議会の開催、会報の発行、調査統計）、調査研究事業（各種専門委員会）、健康教室の開催、部会別研究、共催後援事業

〈その他特記事項〉
昭和34年　全国学校保健大会開催、昭和58年　十一大都市学校保健協議会開催、平成7年　十三大都市学校保健協議会開催

仙台市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

仙台市学校保健会の誕生

宮城県学校衛生会　昭和15年～17年、戦争のため中断、昭和23年～（のちの宮城県学校保健会）の下部組織として活動。

終戦直後、日本学校衛生会宮城県支部として、当時の東北大学医学部衛生学教室の高橋英次教授と仙台市医師会の小塚喜四郎先生が組織を作ったのが宮城県学校衛生会のちの宮城県学校保健会である。

昭和27年に仙台市学校保健会に名称が変わり宮城県学校保健会に参画をして活動していたが、昭和62年に仙台市に宮城町が合併、昭和63年泉市、秋保町が合併し、平成元年政令指定都市となり日本学校保健会へ加入、さらに十三大都市学校保健協議会への加入をした。

事業計画

1．健康事業に関する取り組みを図る。
2．他都市における保健事業などの調査研究を行い、事業およびその実践に当たっての向上を図る。
3．各学校内の保健委員会の活性化を図る。
4．６部会においては、次に掲げる課題に真剣に取り組み、各部会の連絡調整を図り、活力ある運営を目指す。（次に掲げる課題は２課13題であるので省略）
5．各種研修会・講習会及び大会に参加し研鑽する。

上記の５項目を主に掲げ事業を推進している。

活動状況

1．総会
　内　容：事業報告、決算、事業計画、予算、講演など
2．研究大会
　内　容：研究発表、特別講演など
3．学校保健功労者表彰
　対象者：学校医、学校歯科医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭
4．研修会
　主として、学校保健に従事する教職員を対象
5．保健主事部会、養護教諭部会の活性化を図るための援助
6．仙台市教育委員会主催の研修会への協力

■ 歴代会長

初　代　小塚喜四郎（学校医）
2　代　大友　　寧（学校医）
3　代　木村　　卓（学校医）
4　代　勝又　朝頼（校　長）

5　代　阿部　善雄（校　長）
6　代　星　　主計（校　長）
7　代　山田　直行（校　長）
8　代　鈴木　利平（学校薬剤師）
9　代　只野　誠一（学校医）
10　代　堀田　康哉（学校医）
11　代　千田　典男（学校医）

■ 現　　況

〈構成単位〉学校医、学校歯科校医、学校薬剤師、校長、保健主事、養護教諭、教育委員会

〈役員構成〉会長（1）　副会長（7）　参与（1）　常任理事(18)　理事(28)　監事（2）

〈歳　　入〉三師会会費、仙台市補助金、三師会分担金

〈主な事業〉表彰（功労者表彰）、総会、研究大会、学校保健研修会（年4回）
会報誌（年1回）

〈その他特記事項〉

平成4年5月　第43回十三大都市学校保健協議会（仙台市）
平成9年7月　全国保健主事大会（仙台市）
平成10年11月　第48回全国学校保健研究大会（宮城県・仙台市）

千葉市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

名称の変遷

昭和８年～23年　旧千葉市学校衛生会

昭和24年～28年　千葉市学校衛生会

昭和29年～現在　千葉市学校保健会

組織の変遷

千葉市学校保健会の設立

千葉市学校衛生会は、はじめ、千葉市教育会の目的を達成するための事業として、千葉市学校衛生に関する事項を行うために組織され、次いで学校衛生規定が設けられ、昭和７年までしばらくの間、胎動的蠢動を続けてきた。しかし、昭和８年、当時の市長神谷良平氏、初代会長の市川重平氏を中心にして、学校衛生の重要性と兼ねてその独立の必要性が叫ばれ、ついに「千葉市学校衛生会」として呱々の声をあげた。事務所は、千葉市立第二小学校に置かれた。そして、昭和14年に至り会の維新を計画した。それは、千葉市学校衛生会への参加を市内公私立小中学校の全学校に呼びかけ、一大機構に躍進的拡充を図ることであった。しかし、その後の社会情勢等により（戦時）ほとんど見るべき足跡はあげられなかった。

部会の変遷

1　設立当初から昭和29年度　校長部会・学校医部会・学校歯科医部会・保健主事部会・養護教諭部会の５部会で構成

2　昭和30年度から給食部会が参加　６部会

3　昭和35年度から薬剤師部会が参加　７部会

4　昭和41年度から給食部会が栄養士部会と給食指導部会に別れ　８部会

5　昭和44年度から保健指導主任部会が参加　９部会

6　平成元年度から安全指導主任部会が参加　現在の10部会となる

事業の変遷

以下、千葉市学校衛生会の初期活動について過去の足跡を拾って記載したい。

1　千葉市少年少女体育大会の開催（昭和11年から17年）

2　水泳講習会の開催（昭和10年から15年）

3　保養学園開設（昭和11年から15年）

4　体格優秀者表彰（昭和13年から17年）

5　調査研究（体温測定・その他）

6　千葉市学校衛生施設規格設定（昭和17年）

7　ツベルクリン反応検査実施（昭和15年度～）

8　保健カード制定（結核予防対策の一として制定、８年間継続身体状況調査に便す）

9　学校給食援助（給食用薪・炭・調味料の配給斡旋援助）

10　学校医補充強化斡旋

11　養護学級経営促進

終戦後、昭和22年学校教育法・教育基本法が制定され、定画期的な国家改革の動きは、学校衛生関係にも大きな影響を及ぼし、ようやく再出発の軌道に乗り、事務所も千葉市立新宿小学校に移管し、児童生徒・学生の学校衛生活動に取り組んだ。翌昭和23年７月、過去の本会を解消し、新たなる立場に起って創立総会を開催し、昭和24年新生千葉市学校衛生会を立ち上げ、目的を「千葉市における学校衛生の改善並び児童生徒、学生の体位向上を図る」こととし、それを達成するため、「学校衛生に関する調査研究・講演会・講習会・展覧会の開催、健康優良児童生徒の表彰・林間臨海学校等の衛生的施設・学校衛生視察・学校衛生功労者の顕彰・学校衛生設備の調査研究・県学校衛生会の連絡・学校給食指導・その他」について事業を推進した。その後、昭和28年まで千葉市学校衛生会として活動したが、昭和29年度より「千葉市学校保健会」に改名し、事務局を市の教育委員会に移管し、現在に至っている。（本会の変遷については、昭和24年３月刊の「学校衛生」増刊号による）

■ 歴代会長

市川　重平（医）　昭和８年～22年度
柏戸　孝雄（医）　昭和23年度～34年度
和田　平武（医）　昭和35年度～36年度
茂手木幸忠（医）　昭和37年度～53年度
森　　亘敬（医）　昭和54年度～59年度
實川　徳雄（医）　昭和60年度～平成３年度
藤森　宗徳（医）　平成４年度～５年度
太田　　昇（医）　平成６年度～11年度
神田　　敬（医）　平成12年度～現在

■ 現　　況

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、常任理事（１）、理事（26）、会計監査（２）、幹事（若干名）

〈歳　　入〉千葉市補助金・会費

〈主な行事〉千葉市学校歯科保健推進事業・健康教育の研究活動への助成・学校保健、給食指導、安全指導の充実・講演会の開催・学校保健会報の発刊（年２回）・十三大都市学校保健協議会、全国学校保健研究大会への参加・理事会・千葉市学校保健会総会の開催

〈その他特記事項〉

平成８年５月　第47回十三大都市学校保健協議会開催・平成12年２月　千葉県学校健康教育功労団体顕彰

さいたま市学校保健会

■ 沿革概況―名称・組織・事業内容の変遷等―

組織の変遷

さいたま市学校保健会の設立

平成13年５月１日、浦和市、大宮市、与野市の三市が合併し、さいたま市が誕生したことに伴い、平成13年５月31日、平成13年度第１回さいたま市学校保健会設立総会を開催し、さいたま市学校保健会を設立した。

平成15年度さいたま市が政令指定都市となったことに伴い、日本学校保健会へ加盟した。

■ 歴代会長

羽鳥　雅之（医）　平成13年５月～15年４月

山﨑　　昭（医）　平成15年５月～現在

■ 現　　況

〈構成単位〉各学校医部会（３）、学校歯科医部会、学校薬剤師部会、学校保健主事部会、養護教諭部会、学校栄養士部会

〈役員構成〉会長（１）、副会長（３）、監事（２）、常任理事（35）

〈歳　　入〉（分担金、補助金など主なもの）
補助金（さいたま市）、育成助成金（県）

〈主な事業〉（主催・共催主なものなど）
学校保健講習会、学校保健訪問、学校保健永年勤続表彰、健康づくりの標語審査会、学校歯科保健コンクール地区審査会

第７編　新たな学校保健の課題と日本学校保健会

新たな課題と21世紀の学校保健の展開に向けて（座談会）

出席者（発言順）

髙石昌弘	委員長	神田　敬	委員
矢野　亨	会長	野溝正志	委員
吉田瑩一郎	委員	杉下順一郎	委員
瀧澤利行	委員	林　眞示	委員
和唐正勝	委員	野地絹江	委員
玉垣　貢	事務局長	神山久夫	委員
内藤昭三	委員	髙野惣一	委員
雪下國雄	委員	七木田文彦	委員
吉田　博	委員	佐々木健雄	委員

○髙石委員長　ただいまから日本学校保健会80年史に係る座談会を始めたいと思います。

先生方のご支援によりまして、80年史の編纂作業は順調に進行しておりますが、この第７編のテーマは、「新たな学校保健の課題と日本学校保健会」ということでございまして、「新たな課題と21世紀の学校保健の展開に向けて」という副題がついております。80年史を作成して過去の歴史を振り返ることは重要ですが、この編纂委員会当初のご議論にありましたように過去を振り返るのみでなく、現状を踏まえて将来展望を語るべきだというのが、この第７編の意義でございます。したがって、この部分のための座談会ということになります。

まず、初めに、日本学校保健会会長の矢野先生からごあいさつを賜りたいと思います。どうぞ。

○矢野会長　大変お暑いところをご参集いただきまして、本当にありがとうございました。おかげさまで80年史も最後の座談会ということになってまいりました。皆様方、各委員の先生方のご協力を心からお礼を申し上げたいと思っております。

これから座談会でございますけれども、ひとつよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

それでは、この座談会のご発言は、80年史の目次に従って進めていきたいと思っておりますので、まず最初に、第１編の概況の中で、第１章第１節をご担当いただきました吉田瑩一郎先生、ひとつよろしくお願いをいたします。

吉田先生、どうぞ。

○吉田（瑩）委員　近年の本会の充実発展振りには、目を見張るものがあります。その第１は、センター事業等によるその時々の課題について調査研究を行い、その結果を学校の教育実践に役立つように出版物としてまとめ、最新情報を提供しているということです。第２は、自助努力による財政の充実と相俟って、事務局の体制が著しく整備されたことです。第３は、平成14年度から「21世紀・新しい時代の健康教育推進学校表彰事業」を発足させたことです。この事業は、かつて朝日新聞社が行っていた健康優良学校表彰とは異なり、小学校だけでなく、中学校、高等学校、盲・聾・養護学校というすべての校種を対象にしており、この座談会のテーマである21世紀の学校保健活動推進の大きな力になるのではと期待を寄せているところです。

第４に、今後に向けての課題として「校長に研修の機会を」ということを提案したいと思うのです。私はこれまで、保健主事資質向上委員会に深くかかわり、保健主事の手引をはじめ学校保健委員会マニュアル、学校保健活動推進マニュアルなどの作成に当たってきましたが、学校保健委員会一つを取り上げて見ましても、その設置率や開催状況は、決して期待するような進展を見せていないようです。それは、子どもたちの健康課題が学校課題として組織的、計画的に推進する体制が確立されていないからだと思うのです。もっと突き詰めていいますと、学校運営上それほど関心がもたれて

いないからだといえるわけです。

このようなこともあって、本会では平成16年度の研究課題に「学校保健教育の組織活動の充実強化」などを設定され、研究内容として学校保健委員会に対する校長・保健主事・養護教諭・学校医等の意識の向上を図ることと学校保健委員会・地域学校保健委員会の組織化の促進と活動の活性化を図ることを挙げておられます。これらは、いずれも的を得たものですが、要は保健会としてどのように進めるかにあると思うんです。やはり、全国一斉に行うというよりは、ブロック単位に実験地域を設けて先導的な実践を重ね、その成果をもとに校長研修を行うという方法です。その実施主体は計画にあるように加盟団体学校保健会と本会であることは当然ですが、具体的な方法の検討を急いでいただきたいと思っているところです。

○髙石委員長　ありがとうございました。学校教育の概況を担当されたお立場からの今後の課題についての発言でした。トップバッターの役を果していただいたわけです。

次に、第２節に当たりますのが、「保健衛生施策および児童生徒健康状態の推移」ということで、これは髙石が担当をさせていただいたわけでございます。

日本学校保健会の創設から今日に至るまでの保健衛生施策の推移を見てみますと、当然のことですけれども、子どもたちの健康状態に対応すべく内容がどんどん変わってきたというのは当然のことでございます。具体的に言えば、感染症対策から成人病対策、つまり今日の生活習慣病対策への変革でありますし、体の問題から心の問題への変革と言ってもいいかもしれません。

こういう流れの中で、再び新興・再興感染症の問題が出ていることも当然のことでございまして、忘れることができないと思います。

したがいまして、流れを見てみますと、健康の課題というのは、１つの流れということでは決してありませんで、大変複雑な総合的な見方をしていかなければいけないのではないかと思っているわけです。従来、学校保健活動の２つの領域とされておりました保健管理、保健教育、これを円滑に進めていくために組織活動が重視されてきたわけでございますけれども、学校保健委員会を初めとしての組織活動こそが大変大きな問題ではないかと思っておりますし、平成９年の保健体育審議会の答申におきましてもそのことが大変大きく重く受けとめられているわけであります。単なる学校保健委員会だけではなくて、地域学校保健委員会にかかわることも大変強調されておったことを思い出します。

吉田先生のお話にもでてまいりました「21世紀・新しい時代の健康教育推進学校表彰事業」が、ことしはもう３年目になるわけでございますけれども、過去２年間で表彰された学校を見ますと、地域学校保健委員会あるいはこれに準ずる組織活動を展開している学校が表彰されていることからも、その辺のことがよくわかると思います。

もう１つ、国際的な視点から見ますと、WHOが大きく推進しておりますヘルスプロモーティングスクール、これはまさにこれからの学校保健の方向性を示しているわけでありますが、我が国でも当然昔から学校・家庭・地域社会の連携ということは古くから言われておったわけでありまして、これを新しい視点から見ていくことが大切だろうと思っております。

そういう意味で、今後の本会の21世紀に向けての活動のキーワードは、私は「総合性」という言葉かなというふうに思っているわけでございます。次に歴史的な観点か

ら瀧澤先生いかがでしょう。

○瀧澤委員　日本学校保健会の前身である「帝国学校衛生会」からお話ししますと、ご承知のように、日本学校保健会は1920年、大正９年12月５日に36名の参加者によって設立をされた帝国学校衛生会を前身としているわけですね。この点につきましては、後ほど和唐委員よりまたご紹介があるかと思いますけれども、この日本におきましては、帝国学校衛生会の設立以前に、ご承知のように1891年、明治24年に文部省において学校衛生事項取調という、全国の小学校を中心とした学校を取り調べるという形で当時の教育条件や衛生状態というものを包括的に調査するような事業を行いました。これを取り仕切りましたのが東京帝国大学の医学部を卒業した小児科の三島通良という少壮の学者であったわけですが、当時の帝国大学を出た学者としては珍しく学校保健一筋でこの道を歩かれたという。この方の事績が中心になって、「学校衛生取調復命書摘要」という非常に大部の報告が出されて、恐らくこの報告書は、今日に至るまでこうした全国の学校衛生を調べた事績としてはまだ絶後ではないかというふうに思われます。

後に明治29年、1896年に学校衛生顧問会議という会議がスタートして、ここから明治30年代以降に始まる学校衛生の充実に関するさまざまな方策が立てられて、日本の学校衛生というものは確立していくわけですね。国際的に見ましても、この時期の学校衛生というのは決しておくれているものではなくて、ドイツのシュールヒゲーネですね、学校衛生学と比べても遜色のない内容が記載されております。

その後、学校衛生は、こうした文部省を中心とした研究から大日本私立衛生会という当時最大の民間衛生団体、それから学校衛生研究会あるいは大日本学校衛生協会など、さまざまな民間の学校衛生の研究団体によって、さまざまな角度から学校の衛生状態に関する研究がなされました。

また、当時の教育界におきましても、当時最大の教育団体であった大日本帝国教育会ですね。これが機関誌「大日本教育会界雑誌」において、しばしば学校衛生の事項を取り上げたということになっています。

したがいまして、当時から学校衛生団体それから教育団体、そして文部省といったような各方面から学校衛生というのは着実に研究をされ始めていたということがいえるかと思います。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

それでは、この年史では第２編は「帝国学校衛生会の成立とその組織、運営」ということでございまして、前に60年史がつくられたときに大変ご活躍いただいたのが和唐先生かと思います。

では、和唐先生どうぞ。

○和唐委員　私は、第２編の帝国学校衛生会の成立とその組織及び運営というところを担当させていただきました。

ご存じのように、大正９年、1920年日本学校保健会の前身であります帝国学校衛生会が発足しました。その活動の推移を見ますと、学校保健の基本的なシステムを構築していくという時代にありましたし、子どもの人口が急増するという時期にも当たっているためか、学校保健の取り組みがきわめて活発になされていました。学校保健活動を軌道に乗せるために学校医会など専門家が中心になりまして、

たくさんの各種建議とか陳情とか、諮問とか答申がなされております。「全国聯合学校衛生会記録」を拝見しますと、当時の関係者の学校保健にかける熱意とか情熱というのは、「すさまじい」という表現になるほど、非常に熱心な討議がされております。

帝国学校衛生会の事業の概要をみますと、これは瀧澤先生ともダブるかもわかりませんけれども、具体的には雑誌として「学校衛生」の発行をしております。最初は年に６回だったのが月刊という形になって、これは昭和19年まで続いております。それから、「養護」という雑誌も一時発刊したことがございます。また、「全国聯合学校衛生会」を共同開催したり、「全国体育デー」で各種の事業をやったり、「国際学校衛生会議」の再興を促したり、学校看護婦に関するさまざまな事業を行ったり、各種大会を開催したり、海浜保養などの保養事業まで実施しています。それから各種表彰事業を行ったり、健康教育で有名なC.E.ターナー教授を日本に招聘したり、多様な事業を行ってきております。

そういう面では、帝国学校衛生会は学校保健のオピニオンリーダーとして、今流に言えば唱道（アドボカシー）という言葉がありますが、いろいろな形のものを提唱していくというそういう目覚ましい活動をやってきております。

そして、現場の学校保健活動が容易にできるように、あるいは推進できるような社会環境づくりなど、多様な面で取り組んできたというところは学ぶところが多かった面であります。

そこから何がいえるかということなんですけれども、その時代と変わって、今は少子化の時代になり、そして病気も、先ほど髙石先生がおっしゃった生活習慣病の時代を迎えて、学校スリム化とか学校教育の問い直しという中で、いかに学校保健の重要性というのをこの会として唱道していくか、一般の人に理解してもらうようにしていくかというのは、これからの大きな課題になっていくのではないかと思います。

そのときに、この時期、戦前には、どちらかと言うと専門家が学校保健の牽引役となって叱咤激励するといいますか、いわゆる弁護するとかあるいは代弁するという形が多くみられました。やはりこれからは、現場の先生方とか現場の関係者の人と一緒になって学校保健の取り組みをつくっていくという、最近はやりの言葉ではないですけれども、エンパワーメントという人々に権限を付与して能力を高めていくというような取り組みが、これは、もう実際にやられているのではないかと思いますが、そういう方向がこれからますます強調されていくのではないかと思っております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

引き続いて、瀧澤先生にお願いいたしますが、第３編の日本学校保健会の成立と発展のところに入っていって結構だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○瀧澤委員　ただいま和唐先生の方からお話いただきましたように、やはり戦前の帝国学校衛生会の大きな働きというのは、学校衛生というまだこの当時一般の先生でもなかなか知らなかったようなことをまず啓発をし、そしてその研究を重ねるというこの努力ですね。しかも、雑誌「学校衛生」というのは、もう非常に充実した内容で、昭和19年まで絶えずに発刊していたと。このエネルギーだけでも当時非常にまだ理解のなかった中で地道に続けられていったこの努力というのは、高く評価されるべきであると思いますし、もう１つは、学校衛生主事あるいは学校衛生技師を中心とした専

門職の研修ですね。これについて非常に意識を持って新しい内容を常に講習すると。しかもその講師には、当時の東京帝国大学の医学部の先生方のような非常に著名な講師を、恐らく大変だったんだろうと思うんですけれども、招聘をして講習を開いたという、この辺の意識といいましょうか、この高さにはやはり敬服すべきものがあるかと思いますね。

それから、戦前の点でもう１つ言えば、やはりC.E.ターナー教授を招聘されて、学校衛生から先ほど髙石先生もおっしゃった健康教育という考え方、これを普及されるということに対して非常に熱意を持たれた。招聘団体の１つとして、当時アメリカから大教授をお呼びになったわけですから、財政的にも大変だったでしょうし、それから予定・日程などの苦心なども大変あったと思うんですけれども、そういう点でターナー教授をお呼びしたことというのが、結果的には戦後の健康教育というものへの発展につながる大きな導火線になったのではないかと思いますね。

戦後の方に若干触れさせていただきますけれども、日本学校衛生会、帝国から日本へというふうに民主化の動きで変わりますけれども、その中でやはり学校衛生関連団体の取りまとめ役としての役割というのは非常に大きくて、特に戦後始まりました全国学校衛生大会、これは後に全国学校保健大会へと変わるわけでありますけれども、こうした学校衛生行政を展開し、またそれを研究・協議しながら実践へと高めていくという、この戦略を早くから学校保健会が築かれて、もちろん研究の側面と同時にそれを広く普及すると。

戦前と大きく違いますのは、専門家が中心になっていた部分から、先ほど和唐先生のご指摘にもありましたように、例えば一般の先生方やあるいは多く人々にも学校保健を理解してもらうという形の啓発という形に事業の方向性を移していったという。この辺も戦後の学校保健会の１つの特徴であろうと思いますね。

それから、やはり大きいのは、各都道府県の学校保健会との連携のもとで、各地方の学校保健の振興というものを図ってこられたことですね。そして、1973年、昭和48年以降、学校保健センター的事業、後には学校保健センター事業として、まさに学校保健の調査・研究という側面と、それからそうした研究成果を実際に政策的な意図を受けながら具体的な実践、例えば手引書だとか指導書という形にまとめていくという、まさにヘッド・アンド・ハンドといいますか、まず調査という点では、古い表現ですけれども飛耳長目と言いますが、遠くまで目をやってそしていろいろな情報を集め、それで実際には今度は手足としてさまざまな普及を担ってこられたという点では、非常に学校保健の推進にまさに文部科学省とともにご努力いただいた部分があったのかなと。ここはいろいろなご意見あろうかと思いますけれども、まさにそれが学校保健会の本領であったかなと思いますけれども。

○髙石委員長　ありがとうございました。

最近の活動に関連してもお話しいただきましたので、事務局の立場で玉垣局長、何かつけ加えていただくことありますか。

○玉垣局長　私は、日本学校保健会のメーンの事業である全国学校保健研究大会の開催地、参加人員、特別講演、大会主題等々の資料の作成を担当させていただいておりますが、その過程で気がつきました大きな変化の１つといたしましては、保健大会における課題別研究協

議の持ち方というのがあります。

昭和54年の第29回愛知大会までは、領域別に多いときは30を超えるような班別体制がとられていましたが、31回の神奈川大会から現在の10程度の課題別研究協議に変わってきておりますが、その理由は明確ではありませんが、会場の確保等運営上の問題があったのではないかというふうに推測されます。現在学校保健研究大会も２巡目に入ったところですから、この節目の時期に大会のあり方について、原点に返って検討すべき時期に来ているのではないかという思いを持っております。

○髙石委員長　ありがとうございました。

いずれにしても、大変大きな事業を進めているわけでありますが、それには当然財政の裏づけが必要でございまして、第４編は「財政」ということでまとめることになっておりますが、専務理事の内藤先生、一言財政のお立場でお話を伺えますでしょうか。

○内藤専務　初めに、財団法人の性格というのが大事な財政の基本的な問題になりまして、寄附行為というのは俗に言う定款に当たるのかもしれませんが、寄附行為ということで性格づけられているわけでございます。

大ざっぱに申し上げますと、昭和21年の財団法人日本学校衛生会の設立、認可、それから続いて23年の一部変更によりまして本会の資産は主として基本財産、それから政府並びにその他の補助金、第３番目に会員及び加盟団体からの拠出金という、この３つの柱で収入が形づけられております。

その中で、初めは昭和37年の話ですが、それは１人１銭という加盟団体の拠出金だったんですが、その後、２銭、５銭と来まして40銭、平成元年から60銭、１人当たりの児童・生徒の割当額が60銭ということになっておりまして、当然それは収入の一番基本的なファンドだろうと思うんです。従来の経過を見ていますと、基本財産から生ずる成果物といいますか、果実、その他から入ってくる収入や国庫その他からの補助金がありますが、一番肝心なのは加盟団体からの拠出金ということでございます。拠出金は最近は法令外の負担金のために、その他の事情も加わり財政経済情勢の変化によりまして、それを値上げすることが難しくなったということなんです。

かつて財政事情が考慮されたとき、一番特筆すべきは、平成５年度に学校保健募金事業という日本学校保健会で始まって以来の大規模な事業であります。そこで約３億660万円の目標額を大幅に上回るお金をいただいて現在に至っておるわけでございます。

しかし、あくまでも拠出金が毎年財政の収入としては一番大事なものでございますが、そういった財政の厳しい時代、これについて値上げするについても難しい問題が現在続いております。

しかし、日本学校保健会の将来展望を見つめるときには、財政基盤の充実というのは避けて通ることができない。これはもう大きな課題であるわけでございますが、拠出金の値上げというところが今一番重要なポイントでございまして、これにつきましては、平成13年度に財政問題の検討委員会というのが設置されまして、時の若林委員長のもとで活発な議論を展開しまして、値上げそのものは承認をいただいております。しかし、実施時期については、今お話しのような事情によりまして、一応現在のところ平成18年度を目標としまして値上げをさせていただくということになっておるわけでございますが、その間、本会の自助努力

も必要であろうということもわかっておりまして、出版物の販売促進や、平成15年度に立ち上げました「学校保健21研究会」の企業協賛型の出前事業、その他収入の面につきまして、学校保健募金の支出をできるだけ避けることを旨としまして、そういった本会の努力による収入増を図って運営するということになっているわけでございます。

ただ、問題は、その状況を各都道府県、市町村の教育委員会などの加盟団体に対しまして、具体的な数値あるいは経費で示すなどして、理解を求めていくのも１つの方法ではないかと考えておりますが、そういった意味で、これは本会の財政問題の一番基本的な問題だろうと思っております。

○髙石委員長　ありがとうございました。

事務局のお立場で、玉垣局長、つけ加えていただくことございますか。

○玉垣局長　ただいま専務理事より、本会の財政につきまして総論を述べられたわけですが、私の方からは、若干数字も挙げながらこの20年間の財政状況の推移等を事務局の立場から振り返ってみます。

60年史以降の最初の年度であります昭和59年度の会計の規模ですが、一般会計が3,500万円、国庫補助金が7,700万円、合計で１億1,200万円になっております。その後、一般会計の規模は毎年逓増し、平成12年度に8,700万円、平成13年度には１億3,600万円ということで初めて１億を超え、さらに平成15年度は１億7,500万円となっております。これは、今、専務理事が述べられたとおり、図書収入あるいは学校環境衛生器具等のあっせん事業収入、企業との連携による事業収入が大幅にふえたことによるものであります。

これも今、専務理事がお話しされたんですが、特記すべき事柄としては、平成５年度に始まりました学校保健募金事業がありますが、多くの方々のご尽力によりまして、約３億660万円が受け入れられたことであります。

しかしながら、低金利のために思うような運用益が上がらず、さらに一般会計の収入不足を補てんするため取り崩すという事態が続いたわけですが、幸い収入増があり、平成13年度よりは取り崩しが解消できております。

このように、現在、一般会計の収支はバランスがとれておりますが、基幹的な収入であるべき拠出金の収入全体に占める割合は年々減少し、平成15年度では5.6%という率になっており、財政上の当面の大きな課題ということになっております。

次に国庫補助金についてですが、平成３年度までは横ばいないし逓減の傾向でしたが、平成４年度にエイズ対策経費が新規に計上され、２億8,700万円という額となりましたが、その後は毎年10%の削減が続き、平成15年度は１億1,500万円ということで、ピーク時の約40%まで落ち込んでおります。

一方、薬物乱用防止教育を中心とした国からの委嘱事業が平成11年度より始まり、平成15年度では２億3,500万円の交付を受けております。このため、ここ数年国からの補助金と事業委嘱経費の合計額は、３億円から４億円の間で推移し、従前に比べて大幅な増額となっております。

このように、財政規模の拡大に伴いまして、委員会活動を中心に業務量が増加し、職員につきましても、昭和59年度の４人体制から８人体制に倍増しております。さらに、諸規定の整備を行うなど事務局組織の充実強化も図られまして、所定の業務を遂行しているのが現状でございます。

現在、公益法人を取り巻く環境や国の財政の厳しい状況が続いておりますが、事務

局として今後とも業務の遂行に当たっては、常に長期的観点に立って、問題意識とチャレンジの姿勢を持つことを心がけたいというふうに考えております。

○髙石委員長　ありがとうございました。

伺いますと、まさに今、拠出金１人頭60銭というちょっと今どき安すぎるというような感じがいたしますが、一般の方は多分あまりご存じないことなのかもしれませんね。拠出金の値上げが難しいということを頭に置きながらも、今後また何とか考えていっていただかなければいけないと思いますが、それにしても、やはり関係の団体のご支援がなければ、本会はどうにも立ち行かないと思っております。

第５編は、「関係団体の沿革と日本学校保健会」ということで本会の発展のために関係団体の先生方に大変ご支援をいただいておりますが、まずは、「日本医師会における学校医活動の沿革と課題」について、雪下委員からお話しいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○雪下委員　日本学校保健会における学校医部会といいますか、分科会の歴史については、矢野会長が立派にまとめておられまして、私自身読ませていただいて大変参考になっております。今日は私に与えられた今後の学校医のあり方についての話をさせていただこうと思っております。

まず、初めに、私自身今でも中学１校と小学校２校の３校、30年以上今も学校医をさせていただいているわけですが、その中での反省を込めて、私の考えを申し上げてみたいと思っているんです。かつて学校医は、入学式や卒業式あるいは運動会や課外活動に参加して、卒業アルバム等にも校長先生の脇あたりに写されているということが多かったわけですが、しかし昨今は残念ながらそんな風景を見ることはまずなくなったといって良いと思われます。

それには、いろいろ原因があると思いますが、学校健診も次第に形骸化してまいりまして、予防接種も学校での集団接種から個別接種が原則となり、その上に日常診療の激務といいますか、今の保険制度での医師の診療体系から、なかなか学校へ行く時間もなくなったということもあり、ますます学校から疎遠になったということがあると思います。

また、学校側もカリキュラムが窮屈だというような理由、保健教育はだんだん軽視されておりまして、いろいろ指導者の資質の問題とか自覚の問題、あるいは学校の閉鎖性なども重なって、学校保健はどうも思うような発展をとげていないと言ってもいいのではないかと思っています。

その結果、学校の現場では先生方もご存じのように、不登校、いじめとか学級崩壊等の心の問題、あるいは性の問題、子どもの生活習慣病の問題、あるいは薬物・酒・たばこの乱用等の問題が山積して、まさに深刻な様相を呈しているのはご承知のとおりだと思います。

そこで、学校医としての役割の基本をどこに置くべきかということになるわけですが、新しい学習指導要領とか保健体育審議会答申等を踏まえて、３つのことがいえるのではないかと思っているわけです。

その１つは、今まで健康診断は主目的であった健康管理ということから健康教育という方に重点をシフトして、「生きていく力」づくりを目的としていくということが１つと、もう１つは「総合性」、先ほど話題になりました総合性の視点に立った多彩な活動の展開というものが必要であること。

さらにもう一つは、地域保健との連携によって、学校と家庭と地域社会での各職種が連携して学校保健活動を展開していくということが重要なポイントかというふうに思っております。

そこで、差し当たって具体的にどういうふうなことを挙げて学校医活動の活性化を図っていくかということですが、今、日本医師会では、現状における学校保健の問題点等を整理して、その活性化を図るために学校医のなすべき事項として、次の４つを緊急の課題として挙げております。

その１つは、学校健診の見直しですが、簡単に言えば健康管理から健康教育への視点で学校健診を見直していかなくてはいけないということが１つ。もう１つは、学校保健委員会の全校での完全設置・展開、さらには健康相談の実施・活用という問題であります。これらは地域との連携による健康教育の場としてどうしても必要であり、また、双方向性の情報交換の場としても大事であります。学校現場からの声を県・ブロック・全国の学校保健会等に反映させ、ブロック・県等の学校保健会でいろいろ議論されたものを各学校にこれを還元していくという点で、どうしても学校保健委員会あるいは健康相談というものを全校で実施していただかなければならないというふうに思っております。

さらにもう１つ、今日、主にこれからの展望としてお話ししたいと思うのは、専門相談医の配置についてであります。これは、学校、児童・生徒等を取り巻く環境が複雑化してくるとともに、学校保健に求められる内容も多様化してきており、特に、従来の内科、眼科、耳鼻科の３科体制では対応しきれなくなってきています。心の問題、性の問題、スポーツ障害、アレルギーの問題、薬物・酒・たばこの問題等が山積してまいりまして、どうしても精神科の先生、産婦人科の先生、整形外科の先生、皮膚科の先生等、専門医が学校保健活動に参加してくれないとやっていけないという状況になっております。またそれが学校関係者からも強く要望されているというのが現状になってきております。

しかし、ご承知のように、専門医の数を考えますと、各学校へ学校医として参加するということは全く不可能でありまして、何とか専門医がグループをつくって複数の学校群との対応をする、いろいろな方策を今構築していくために、現在神奈川と千葉と大阪の三医師会でモデル事業「各専門医の学校保健活動における実施活動の研究」というものを実施しているところであります。国にも強くそれを要望してまいりましたところが、国からも今回児童・生徒のさまざまな心身の健康問題に対応するために、学校と地域保健が連携して、健康相談活動について円滑な運営ができるよう専門医を学校へ派遣して健康相談の体制整備を図ることを目的に、「学校・地域保健推進事業の実施」ということで、新規モデル事業予算として２億１千数百万円を計上してもらったわけであります。これは、実施地域47全都道府県で１地域448万円に相当するものであり、全額国庫負担で３年間の継続事業ということになっております。これを大いに活用して、将来的には各科の専門医が校医として全国に定着できる組織を構築する努力をするつもりでいるわけであります。

また、１つつけ加えさせていただきたいのは、眼科と耳鼻科の学校医の配置についてでありますが、これは３科体制ということで、今全国で100％配置されているのかというと、そういうわけにはいっておりませんで、平成10年度の文部省での統計によ

りますと、学校医は99.7%、ほぼ100%近く学校現場に配置されているわけですが、眼科は55%、耳鼻科は52%ということで、これは平成10年度の統計で、現在はこれよりかなり上がっているようでありますが、でもまだ35%から40%くらいが耳鼻科、眼科の学校医がいないというのが現状であります。その耳鼻科、眼科のいない学校も専門相談医の中の体制に含めて、何とか全国の学校に学校医を配置させるということに努力してまいりたいと考えているところであります。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

ただいま眼科、耳鼻科のお話も出たわけでございますが、それぞれの先生方のお話を伺う前に日本医師会の関係では、矢野先生からもちょっとつけ加えていただきたいと思います。

○矢野会長　雪下先生がこれからの展望を述べられていましたが、私は学校保健における医師、及び医師会の歴史的経過について触れさせて頂きました。

１つは、ドイツ医学の採用と我が国の学校医活動の胎動です。それから、もう１つは、明治の医療事情と勅令発布前後の学校医という項目を起こしました。これは、明治31年に公立学校に学校医を置くという非常にエポックメイキングな勅令が出ましたので、その前後の医療事情も含めて書かせて頂きました。明治の学校衛生はどちらかといえば、環境衛生が主体と考えられますが、大正になりますと、就学率がアップされてくるにつれ、いわゆる虚弱児も非常に増えてきました。このとき特徴的なのは、林間学校の流行でした。すなわち、虚弱児対策、結核対策が主体となってきました。

太平洋戦争後の学校保健は、終戦後の混乱の中で、昭和21年帝国学校衛生会が財団法人日本学校衛生会となり、昭和29年、現在の財団法人日本学校保健会となります。学校医活動の領域では、政治経済の混乱にもかかわらず、各地で学校医の活動が盛んになり、昭和30年日本学校医会が結成されました。しかし、当時の日本医師会は武見会長の指導のもとで、独立した日本学校医会の存在に否定的で、各地の学校医会は医師会の中に統合されるべきと指導します。ようやく、昭和45年に日本医師会主催の第１回学校保健・学校医大会が秋田市で開催され、現在に至っております。

以来、日本医師会は、会内の委員会に学校保健委員会を設置し、先駆的な役割を果たしてきております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

日本眼科医会の吉田博先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○吉田（博）委員　学校保健における眼科のかかわりについては、古くは明治17年の大日本私立衛生会の総会で、「学校病」としての６つの疾患が上げられており、その中に近視眼とトラホームを主とするような伝染病が含まれていたことが始まりです。その後、明治33年の「学生生徒身体検査規程」に、初めて公的に視力と眼疾が明記されたことによって、眼科が正式に学校保健の場に登場してからだといわれております。

近視とトラホームは、明治、大正、昭和にわたって学校保健の二大テーマであり、そのためにこれらの疾患に精通している眼科専門の校医の必要性が徐々に認識されるようになりましたが、眼科医が学校医として認められるようになったのは、戦後、新学校教育法施行後からでありまして、次第

に各地で眼科学校医がふえるようになりました。昭和42年には、地方交付税の積算基準として１校１名分が加えられ、その結果、眼科学校医の数が急速に加速し、昭和47年の文部省の調査では、小学校で33%、中学校で34%、高校で54%でありましたが、昭和50年には小学校で46.1%、中学校で45%、高校で64%の眼科医が配置されております。先ほど、雪下先生からご紹介いただきましたように、平成10年には56%ぐらい眼科医がいますけれども、まだまだ40%余りの学校には眼科医がいないという状況は続いております。

明治、大正、昭和初期の劣悪な衛生環境の中で多発しましたトラホームを中心としたような眼感染症対策は、戦後の抗生物質の出現によって完全に解決されましたが、もう１つの眼科学校保健のテーマであります近視の問題は、解決どころか年々児童・生徒の近視の低年齢化等が進行しておりまして、さらに現代の高度情報化社会におきましては、子どもの目を襲うようなさまざまな新しい悪い環境がつくられております。例えば、デジタル機器の発達によるIT眼症や最近ふえておりますコンタクトレンズ使用者の低年齢化などが代表的なものであります。さらに、危険な玩具による眼障害や、依然として存在する流行性角結膜炎、また最近ではアレルギー性疾患、眼内疾患がふえております。また、近視などの問題と相まって、児童・生徒の視生活の環境は何ら改善していないのが現状です。

これからの眼科学校保健では、一層児童・生徒の視覚、視機能の管理・指導を重視し、年齢や学年を考慮した学校検診、充実活性化した学校保健委員会や対話を重視した保健教育や保健指導が望まれており、色覚のバリアフリーなど、児童・生徒の視生活、眼の環境衛生についても今後注意を払っていかないといけないのではないかと思っております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、耳鼻咽喉科のお立場から神田先生、よろしくお願いいたします。

○神田委員　私は、学校保健史の中の耳鼻咽喉科とその学校医活動の沿革と課題について記述いたしました。耳鼻咽喉科の中でも一番重要な点は聴覚のスクリーニングということで、聴力検査の変遷について主に書かせていただきました。

昭和20年代のときから耳鼻咽喉科検診の必要性ということが各地で叫ばれまして、昭和33年の学校保健法制定において聴覚検査がオージオメーターによって全学年を対象として検査することになり、聴覚障害児の発見と聾学校への適切な就学指導が行われるようになりました。

聴覚に関しましては、既に昭和12年、戦前において囁語（じご）法による聴力のスクリーニングが取り上げられてきましたが、さらに、昭和33年以降、オージオメーターによる選別聴力検査が導入されてきたわけでございます。

日本耳鼻咽喉科学会では、昭和34年に学校保健対策委員会が学会の中に設置されまして、それが児童生徒の耳鼻咽喉科に関する学校保健の諸々の問題について討議されまして、昭和36年９月に学校保健委員会というふうに改称し、学会に正式に委員会活動としてスタートするようになったわけでございます。

国の予算上、地方交付税の問題について、先ほど眼科の吉田先生からお話がありまし

たが、耳鼻咽喉科学校医が交付税の積算に加えられたのは、昭和45年のことで、歴史的にはまた耳鼻咽喉科の学校保健の歴史というものは極めて浅いわけでございます。その点で先ほど雪下先生からご指摘のように、耳鼻科学校医の数が十分でないということでございましたけれども、この未検診地区の解消につきましては、私どもここ十数年来努力してきまして、その配置状況も検診医を含めますとかなりの実施率は高めているわけです。私どもの調査では、学校医以外に検診医も含めますと、約80%ぐらいまで達しているということになっております。

それから、耳鼻咽喉科の学校保健の今後の課題でございますが、これはコミュニケーション障害への対応ということを重要視しているわけでございまして、そこで日本学校保健会のセンター事業として音声言語異常のスクリーニングの確立と言語指導について、また心の問題として心因性難聴への対応について取り上げていただきまして、大きな成果を上げております。さらに、現在、難聴児童・生徒のケアとして補聴器装用及び人工内耳装用児童・生徒への支援と対応をセンター事業として検討中でございます。

今後は、社会問題となっております鼻呼吸を阻害するようないわゆる鼻咽頭疾患の中で代表的な発症率の高いアレルギー性鼻炎、または近年問題となっております睡眠時無呼吸の問題についてもさらに力を注いでいく方針でございます。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、日本学校歯科医会につき、野溝先生からお話を伺いたいと思います。

○野溝委員　先ほどからお話が出ています

ように、近年、社会環境、生活スタイルが大きく変わる中で、国民の疾病構造が変わり、子どもたちの健康状況にも大きな変化があらわれてきました。つまり、小児成人病などといわれるいわゆる生活習慣病の出現です。今でも心の病などとともに大きな社会問題となっています。

私どもの歯科保健の領域におきましても、むし歯の早期発見・早期治療といった対応から最近ではむし歯・歯周疾患の予防や咬合・咀嚼機能の健全な育成など、口腔機能と全身の健康のかかわりが重視されるようになってきました。

また、最近では、国民の健康に対するニーズが多様化し、よりハイレベルの健康を求める傾向が強まっています。学校歯科保健でも、平成７年度からの健康診断の改正を受けて、むし歯治療中心の疾病志向から健康な口腔機能の育成に重点を置いた健康志向へと大きく様変わりをしてきたところでございます。これはまさに国際的な健康観の潮流、つまりヘルスプロモーションの流れに沿った動きであると思います。

近年、これからの学校教育のあり方が検討され、いわゆる「ゆとり」の中で「生きる力」を育てることが求められてきました。生きる力の基盤はもちろん健康です。健康の価値を認識し、みずから課題を見つけ、適切な情報を選択し、みずから考え行動し、よりよく問題を解決しようとする前向きな子どもたちを育てようとしています。

むし歯、歯肉炎といった歯科疾患は、これらの健康教育の素材としていくつかの優れた特徴を持っていることが長年の研究の成果から証明されてきています。つまり、１つとして、歯科疾患は罹患率が高く、子どもたちに共通の素材となっているという

こと。２番目に、むし歯も歯肉炎もある程度自分で観察することができる疾患であるということ。３番目には、自分の努力である程度この疾患をコントロールすることができるということ。自己評価ができるということですね。それから、４番目には、家庭、地域も取り込みやすい素材であるといった、学校での健康教育につなげるにはいくつかの有利な点がございます。また、小・中・高へと経年的に保健活動を続けられることから、生涯を通した国民の健康づくりにも大いに貢献するものと思われます。

平成15年、数値目標で示した「健康日本21」の実現を目指した「健康増進法」が施行されました。その中でも歯科疾患は、生活習慣病としてとらえられています。また、小学校の保健の教科の中でも、むし歯の原因を病因論とは別に生活習慣によるとしていることからも理解できますように、まさに生活習慣によって起こる病気であるということを子どもたちに理解させ、行動変容を起こさせるというような教育こそが重要であると思っております。まさに、そこが学校歯科保健が教育活動であるといわれるゆえんであります。

そのことは、ここにいらっしゃる吉田瑩一郎先生のご指導をいただきました文部省の「歯・口の健康つくり推進指定校」、あるいは日本学校保健会のセンター事業でございます「児童生徒等　歯・口の健康つくり推進事業」、こういった長年の研究から証明をされているところでございます。

こういったことを踏まえまして、我々としては、学校歯科保健活動を通して、歯科疾患の罹患率の減少を目標に置くのではなく、あくまでも学校の教育目標であります「心と体の健全な育成」に目標を置いていきたいと考えています。つまり、教育的な視点を常に中心に置いた活動をしていきたいと考えております。そのためには、教育現場の先生方との相互理解を深め、連携しながら課題の解決に取り組むことが何より大切になってくるのではないかと思っております。

そうした意味において、日本学校保健会がこれからもすべての専門部会のまとめ役としての機能をますます発揮していただきたいと願っております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

引き続きまして、日本学校薬剤師会の関連につきまして杉下先生からお話を伺いたいと思います。どうぞよろしく。

○杉下委員　学校薬剤師会の沿革と申しますと、最初に薬の問題で事故が起きて、それから学校薬剤師制度が誕生しました。その後、学校の環境衛生に従事することになり、その後の学校薬剤師会の歴史が年史に記述されています。

最近の学校薬剤師の問題は社会環境が複雑になり、それに伴って問題が出てきております。これについて積極的に取り組んでいきたいと思いますし、学校医の先生方にもご協力いただいて、問題の解決に当たりたいと考えております。

まず第一に、平成16年２月10日付けで、「学校環境衛生の基準」の改訂が通知されました。最近は、より便利で機能的な生活を求めて、新しい化学物質を使用することになりました。それに伴いまして、子どもたちの健康にも大変大きな影響を及ぼしております。その例といたしまして、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物、VOCsとが端を発し、シックハウス症候群として化学物質過敏症や中毒症状を訴える子どもたちが発生をしております。これらの発生源

は、学校建築に用いられる合板とか内装材等の接着剤です。また、石油・ガス等を用いたときの開放型暖房器具から出てくる窒素酸化物などがその例であります。こういう事柄が学校現場やあるいは学校以外の家庭、地域社会も同じように施設など身近にあるものから、化学物質が出ております。

このことから、私たちも一層研鑽をし、解決に努めていかなければならないと思います。また生物的環境的問題として、ダニアレルゲンの測定が基準に加わっております。これは、文部科学省の統計調査で明らかになっています。アレルギー性疾患に増加の傾向が著しく高くなっています。ぜんそく、アトピーなどアレルギー性疾患の原因の一つになっているのが、ダニのアレルゲンであるというふうに言われております。また、最近では、子どもたちの健康に影響があるものとして、紫外線、電磁波なども憂慮されています。これらの環境因子について研究をして、さらに実態調査、情報の収集などを行っていきたいので、ご協力を賜りたいと思っております。

また、第2に、幼児から医薬品の正しい使い方など、薬に対する教育を学習指導要領の中に入れていただきたく目標に掲げて推進していきたいと思っております。今日まで、薬物乱用防止教育、喫煙、飲酒などについて、学校教育に子どもたちの健康の保持・増進に寄与してまいりました。しかし、この薬物という問題の前に、薬とは何か、どのように使うのか、どのような作用があるかという薬に対する教育が全くなされておりません。子どもたちは、病を得てから初めてその苦痛を逃れるすべを知ると思います。また、薬剤師の言葉も教科書に記述されてないというのが現状であります。いきなり麻薬、覚醒剤、シンナーというものが出てまいりますけれども、子どもたちはとまどいがあるのではないかと思っております。

最近では、社会的な環境から、規制緩和によって、昨日まで薬であったものが一般の小売店で容易に入手できるようになりました。薬による副作用は、自己責任というふうにいわれております。ヘルスプロモーション、セルフメディケーションの理念が唱えられておりますが、薬教育を学習指導要領に明記をしていただいて、子どもたちが生涯にわたって薬を正しく使用できる資質や能力が身につくように実現をしていきたいので、日本学校保健会でも、よろしくまたご協力を賜りたいと思います。

また、第3には、学校保健委員会が大変学校では重要な位置になっております。ちょっと言葉は過ぎますが、これを必ず実施をしていただくように、義務的な方向をとっていただけないかと思います。私たちもいろいろと学校保健委員会が開催されるときに参画をしておりますが、その機能は十分とはいえないと思っております。私たちが得た専門的な情報等をぜひ活用する場が大切でありますので、この学校保健委員会で俎上に乗せて、学校医の先生方の指導・助言を受け、他の学校保健関係者の協力も得て対応すれば、学校から家庭へ、さらに地域へと広がり学校保健が確立するのではないかと思います。ひいては、国民の医療費の負担軽減にもなると思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

三師の先生方から、それぞれ大変重要なお話を伺いました。学校保健活動を推進していくためには、三師の先生方とともに保健主事、養護教諭そして学校栄養職員の先生方のご協力が大変重要だと思います。

そこで、林先生から、全国学校保健主事

会についてのお話をお願いしたいと思います。どうぞよろしく。

○林委員　私たちの「全国学校保健主事会」は、半世紀の歴史があります。草創期の様子としまして、昭和30年、1995年福井市で行われた第５回全国学校保健大会で全国学校保健主事会結成の機運が盛り上がり、滋賀県大津市の次期大会までに原案を準備することになりました。昭和31年、第６回全国学校保健大会の第２日、分科会保健主事会において、千葉、埼玉両県共同提案によって結成についての協議がもたれました。福井、滋賀、群馬代表による議長団により会則を審議し満場一致の賛成を得て、誕生を見るに至りました。同大会第３日、全体協議の席で分科会報告するとともに、「日本学校保健会」の所属部として認められ、現在に至っております。

設立以来、約50年の歴史の中で、昭和32年、1957年ですが、千葉県館山市において第１回全国学校保健主事会が、第７回全国学校保健大会の３日目の中で開催することができました。ここでの協議事項は、１つとして、各府県保健主事会結成について、結成促進並びに状況報告。２つ目として、ブロック別保健主事会結成について。３つ目として、その他の運営についての３議題でありました。

結成当時の議題がそのまま現在の課題になっているということは、何と皮肉なことでありましょうか。現在、私たちの会が取り組んでいる大きな課題の１つが、組織率の向上と充実ということなのです。47都道府県と13政令指定都市の合わせて60団体のうち、平成15年、2003年現在で18団体が加入しておりません。したがって、組織率は約70％にとどまっている現状です。この目標を100％にするよう最大の努力をしていかなればならない課題です。未加入の18団体には積極的に働きかけを行っていかなければならないと思っております。この働きかけについては、本会はもちろんのこと、財団法人の日本学校保健会や主管課である各都道府県あるいは政令指定都市の教育委員会などの協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

２つ目の課題は、各学校における保健主事の任期についてですが、平成13年の「保健主事資質向上委員会報告書」によると、小・中・高等学校のいずれの校種でも１年という回答が最も多く、平均は３年から４年となっています。保健主事の職務の性質から、短い年数ではとても無理です。任期を５年から６年ぐらいとなるよう本会からの働きかけはもとより、管理職の校長からの両面から行っていくようにしなければならないと思っております。

３つ目の課題は、保健主事個人の資質の向上についてです。この件については、研修会等の機会を通じて学んでいかなければならない問題ですが、幸い、財団法人日本学校保健会で平成５年から「保健主事資質向上委員会」を設置していただき、現在第４期の11年目となっております。その成果物として「学校保健委員会マニュアル」、これはベストセラーだそうですが、それから「学校保健活動推進マニュアル」、「保健主事の手引き（三訂版）」など関連書籍が種々出版されております。これらを研修会等の際参考書籍として利用し、あるいは活用し、保健主事のますますの資質の向上と本会の充実を推進していきたいと思っております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、全国養護教

論連絡協議会の立場で野地先生、どうぞよろしくお願いします。

○野地委員　養護教諭の職務を語るときに、当初の養護教諭の職務は、学校看護婦時代というのがございまして、特に伝染病対応の時代といえるのではないかと思っております。

1905年、明治38年トラホーム治療のために公費で学校看護婦が置かれたというような歴史。それから1908年には岐阜市の高等小学校に史上初の専任の学校看護婦が置かれたというような経過を発端にしまして、養護教諭の職務の制度が進んできたわけでございますが、しかし、そういう伝染病等の管理の時代から、現在におきましては教育職員としての養護教諭の職務が進められている現状でございます。

1941年、昭和16年ですが、国民学校令の制定によって、学校看護婦が養護訓導となり教育職員としての職制が確立した時代でございます。その時代から63年を迎えております。現在では、教育職員として学校現場で養護教諭も活動している状況がございます。

そういう一方、我々の全国養護教諭連絡協議会は、平成３年８月に養護教諭の職制が50周年になりまして、それを記念しまして全国養護教諭連絡協議会が発足しました。今年度で発足13年目になります。

本研究会では、各都道府県及び政令指定都市の国公立・私立の学校の養護教諭の研究団体、54研究団体が加盟しております。本研究会は、歴史的にはまだ浅い組織といえますが、社会情勢の変化により児童・生徒への健康教育の必要性と連絡協議会のいろいろな今までの活動におきまして、養護教諭の職制が変化してきました。特に、その職務の最近の変化と言えば、1995年、平成７年に学校教育法施行規則の一部改正により、保健主事は教諭または養護教諭をもってこれに充てることが可能となったこと。そういうような状況の中、平成14年度には全国で8,693名の養護教諭が保健主事となっており、学校保健の推進や学校運営への参画を行っております。

そして、1998年、平成10年でございますが、教育職員免許法の一部を改正する法律の公布により、養護教諭の免許状を有する者、特に３年以上養護教諭として勤務したことがある者に限りますが、保健の授業を担任する教諭または講師になり得るという制度が講じられました。そのような状況の中、平成15年度には全国で1,195名の養護教諭が兼職発令を受けて保健の授業を担任しているという状況でございます。

このように、学校保健の活動にとって中心的な存在である養護教諭が、今後も重要な責務を果たしていくことが期待されている状況がございます。

そのような状況の中、さらに社会情勢が急激に変化してきておりまして、現在、緊急的課題であります危機管理への校内体制に加え、子どもの心のケアや特別支援教育へのサポート体制等が学校現場で必要になってきております。このように、学校保健は学校経営方針に沿って、活動に取り組む必要があります。特に、学校の関係者、管理職を初め学級担任、家庭の保護者、それから校医さんを初めいろいろな専門機関との連携をとっていく必要が望まれております。

そういう状況の中で、養護教諭もやはり学校内においてコーディネーターというような役割を担っていく必要があるというようなことを認識しておりますので、今後このようなことも研修を積んでいかなければ

いけない状況がございます。

このように、養護教諭は、子どもたちのいろいろな健康問題に対応する、子どもたちの健康問題は、今複雑・深刻化しておりますので、ますますいろいろな問題が出てきております。そして、保健室が子どもたちの健康の直接的な窓口になっているという状況もございます。ですので、養護教諭の職務の充実という意味からも、現在も養護教諭の複数配置ということはされております。第七次教職員の配置計画、第六次配置計画におきまして、養護教諭の複数配置というようなこともなされておりますが、ますます複数配置の大幅な拡大をしていただきたいなというような状況もございます。そのような取り組みも今後課題として養護教諭の中にあるなと思っております。

一方、全養連におきましては、今までお話しさせていただきましたいろいろな改正された問題に対して、どう我々がそれに取り組んでいくかというようなことが大きな課題でございますので、一人一人が改善された内容を着実に実践していく、そして各研究団体が連携を取り合って、その実践を次の世代の養護教諭につなげていこうという意味からも、大会等研修会を通しまして、学校保健に関する研修会を充実していきたいなというようなことを思っております。その充実していく中に、今後も文部科学省を初め、財団法人日本学校保健会等の連携を深め、学校保健の推進を担っていきたいなというようなことを課題としていきたいと思っております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

それでは、次に全国学校栄養士協議会のお立場で神山先生、どうぞよろしくお願いいたします。

○神山委員　社団法人全国学校栄養士協議会としましては、学校給食を通して子どもたちが食事と健康の関係を正しく理解し、ふだんの生活においてそのことが実行に移せるように教えることが基本と考えております。

現代においては、町中には多種類の食品が満ちあふれております。それらを食べたいときに好きなだけ腹いっぱい食べられるという非常に恵まれた環境に子どもたちはあるわけです。そのような環境の中で実施する学校給食は、これまで地域及び家庭における食べ物においての「しつけ」と言われるものまで教えることになってきております。しかし、現状では、給食で嫌いな物が出れば食べようとせず、いとも簡単に残してしまう。また、朝食をとらずに学校に登校する。また、肥満や食べることで発疹やけいれんなどを起こしてしまう食物アレルギーなど、いろいろな問題を抱えています。

このような問題は、今後、なくなるとは考えられませんので、問題をよく理解し解決することが必要になってくると思います。ですから、食生活と健康の関係を正しく理解してもらい、生涯において個人において健康管理ができるようにすることが目的と思われます。

日本では、基本的な食習慣が形成される小・中学校時代に学校給食を経験するわけですから、学校給食は非常に重要な役割になってくると思われます。国においても、食習慣の形成を重要と考え、健康教育の充実を図る目的で、平成17年度から学校栄養職員を栄養教諭にする関係法案が先日国会において可決されました。可決の内容については、衆議院と参議院の本会議において全会一致ということですので、だれ１人反

対する議員がいなかったということであります。日本国民全体が食生活と健康の関係の指導を担う栄養教諭の誕生を願っていることのあらわれと思われます。

ぜひ、日本学校保健会においても、食生活と健康の関係に重きを置いていただきまして、全国学校栄養士協議会にご指導していただくと同時に連携を図りまして、健康教育が進められることを願うところです。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

引き続きまして、第６編の「加盟学校保健会の推移と現状」に関連してたくさんの資料が出ているわけですが、これにつきましては、茨城県学校保健会の高野先生に見ていただきましたので、高野先生からどうぞ一言お願いいたします。

○高野委員　加盟団体を代表し、本県の状況なども踏まえてお話をしたいと思います。

平成12年度に編さんいたしました茨城県の学校保健会の50年史の中で、元茨城県教育委員会の教育長でありました礒田勇先生が、当時を振り返って次のようなことを述べておりますので、まずご紹介します。

「私自身の学校保健会とのかかわりの中で忘れられないことは、課長時代の３年間に健康優良児童・生徒として４人の子どもたちが全国の特選となりました。この表彰制度の最後の年となりました昭和53年には、本県の水海道市立の三妻小学校６年生の松本勝男君が見事本県初の日本一に輝いたことです。当時、教育のいろいろな部門で本県茨城県の後進性が指摘されておりました。そして、その克服が大きな課題となっておりました折だけに、感慨無量のものがありました。茨城県の児童・生徒の体位あるいは体力がここまで伸びてきたこの成果は、とりも直さず学校保健会の地道な努力の積み重ねであり、このことが日本一を生んだといえる。」と回顧しております。

本県にとりまして、この栄誉は、児童はもとより県民にとって大きな自信と活力源につながって、これを１つの機会に、一層学校教育、とりわけ本県の保健教育の充実が図られてまいりました。

このように、日本学校保健会あるいは国が実施してまいりました、あるいは実施しております事業の成果と影響は、教育はもとより広く県民あるいは国民の生活の意欲に刺激を与え、いわゆる志気を鼓舞する働きも持っているのではないかと思います。

さらに、昭和48年度から日本学校保健会がずっと継続実施してきております研究・実践をその目的といたしました学校保健センター的事業の成果は、その１つ１つの時代の問題点あるいは課題をしっかりととらえて、１つ１つ物事の解決に向けた処方箋的な役割を果たしてきておるわけですし、学校保健活動の推進と児童・生徒１人１人の健康増進に大きく寄与してきているものと考えております。

さて、最近、子どもたちの現状に目をやりますと、生活環境の変化は心身に大きな影響を与えております。身体活動の機会の減少による体力あるいは運動能力の低下、肥満や生活習慣病の増加、不登校や情緒的混乱などによる心の健康に関するものなどでございます。今こそ、これらのさまざまな問題に対しあるテレビで話題になっておりますが、１つ１つの難問解決を目指したご近所の底力を発揮すべきと思いますし、この「ご近所」というのは、学校であり家庭であり地域の一体化、こういうものが強く求められていると思います。そして、行政のリーダーシップ、また国との連携を図

りながら、日本学校保健会の果たす役割が今後一層期待されるものが大きいと思います。

私ども加盟学校保健会といたしまして、今後とも日本学校保健会と十分な意思疎通、連携を図りながら、その一翼を担い、学校保健の推進と充実に取り組む所存でございます。また、そのためには、日本学校保健会に対しまして、次の２つの点にも期待をしたいと思っているところでございます。

１つは、学校保健センター的事業が充実しておりますが、充実するほどに、これは皮肉なことですが、私ども地方加盟学校保健会が非常に大きな量の書籍、パンフレット等々の送付にかかわります人員の確保と送料などの問題が１つございます。

もう１つは、この数年、私ども市町村負担金の削減が毎年５％、ここ数年ずっと続いてきております。また、あわせて少子化といったものが進む中、経費をこの自主事業で賄っている本県のような加盟学校保健会にとりましては、財源確保の点で大きな課題ともなっておるわけでございます。

このように、２点いずれも財源に関するものでございますが、日本学校保健会あるいは国との一層の連携をまた今後期待をするとともに、私どもの地方加盟学校保健会の育成にも一層の力添え、ご支援をいただければありがたいと思っております。

また、立場を変えて、私ども県に戻れば、郡・市の学校保健会をリードしていく立場にもございます。一層、日本学校保健会のご指導をいただきながら、期待される加盟団体の学校保健会を今後とも目指して努力していくことが大事であると思っております。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。

以上で第１編から第６編までご担当いただきました各先生からご発言をいただいたわけでございます。

最後になりましたが、この年史をつくるに当たって大変な努力で年表を作成してくださった七木田先生、何か一言手短かにおっしゃっていただくことがあればお願いしたいと思いますが。

○七木田委員　資料を手元に集めて年表を書くわけですけれども、資料がかなり散逸しておりまして、帝国学校衛生会の雑誌「学校衛生」につきましても、創刊号から雑誌「健康教育」、雑誌「学校保健計画」とすべての巻号を揃えている所はありません。残されている巻号につきましても、保存状態はよいとはいえません。それで、各地方にあります資料も含め、やはり体系的にどういったものがあるのかということだけでも現時点で確認しておく必要があると思います。国立教育政策研究所などにもいろいろ資料はありますけれども、そういった資料も含め、歴史ある会ですので大切に資料保存をしていただきたいと思います。最近は、デジタル処理のできる技術もありますので、そういった何らかの形での保存もできますので、少しお考えいただければありがたいと思います。

○髙石委員長　ありがとうございました。

今までお話しいただきました各先生方のご発言に関連して、何かご質問なりご意見なり承ることはございましょうか。

○吉田（瑩）委員　さきほども申し上げたところですが、学校保健会は、都道府県そして、市区町村まで組織化されているわけですから、特に市区町村の学校保健会の活動をいかに推進するかと。それはもしかしたら地域学校保健委員会の中心になるのではなかろうかなと。ですから、学校保健会

の行う事業だけでなくて、個々の学校の保健活動をもっと刺激できるような市区町村学校保健会のあり方をこれからいろいろ検討し、指導・助言を行っていくべきではなかろうかと思っております。

○髙石委員長　本当におっしゃるとおりですね。

○雪下委員　ちょっとよろしいですか。時間がないと思いますが。

○髙石委員長　手短にお願いをいたします。

○雪下委員　保健主事会の先ほどの話から、まだ組織率70％ということで、特に大都会の東京都、神奈川、大阪等においては、主事制度があまりちゃんとしたものがないように……思っておりますけれども、それは何か理由があるのですか。法的に主事は置くことになっているわけですが、それがなぜ置けない状態にあるのかということをちょっとお聞きしたいのと、それに絡みまして、養護教諭が保健主事になれるということが、これは1995年でしたか、平成７年度に決まって、実際にはまだそう多くないと思いましたが、今お聞きしたらかなりの数、8,693名が主事になっておられるということですが、実際に、主事についておられるんでしょうか。

○野地委員　はい、そうです。学校の中において。

○雪下委員　そうですか。野地先生と私は一緒に神奈川で仕事をしていた仲間ですけれども、なぜ神奈川ではその主事制度が……

○髙石委員長　わかりました。それでは、まず最初に林先生の方からちょっとお答えいただきまして、それから野地先生からと思っておりますが、どうぞ。

○林委員　「主事」という呼び方と、東京都だとか神奈川の方では「主任」という名称になっておりますね。そういった関係で、例の主任制度反対運動があった関係で、どうもうまく組織ができなかったというのもほんの一部の理由ですけれども、そういったこともあると思います。

それから、各都道府県で中心になっていただく会長が校長であったりするわけですけれども、その人の資質とか姿勢によって組織ができたり、つぶれたり、再生されたりということはあります。

だから、一概にこれがこうということではないんですけれども、とにかくそういった傾向にあるということですね。

○髙石委員長　ありがとうございました。

野地先生、つけ加えてください。

○野地委員　林先生がおっしゃられましたように、神奈川県では、主事を主任というような呼び方をしておりますので、ですから調査をするときに、主事をしていますかという調査ですと、ちょっとそれに……

○雪下委員　神奈川県の場合は、主任というのは何の権限もなくという、人選する場合もほとんど主任職の最後のところにあって、新任の先生等が割り当てられるというようなことが多いと聞いています。それもすぐ２年ごとにほとんど変わってしまうというのが現状だと思うんですね。だから、私は主任という名前でも結構だと思うんですけれども、それはそれなりの主事に値するだけの質と力を持った人がなられるということであってほしい。主事というのは大変な重要な役だと私は思っておるんですけれども。

養護の先生がたくさん入られたということは、私は大変喜ばしいことだと思いますし、養護教諭がそれに当たられるのが、現場に私たちがいまして、学校に行った場合でも、それが一番いいように思っているんですけれども。

○野地委員　私も一応主任をさせていただ

いておりますけれども、そういう状況でございます。

○髙石委員長　ありがとうございました。

ほかに何かございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

まだまだ意見交換をすべきことも多々あるようにも思いますが、時間が迫ってまいりましたので、きょうのそれぞれのご発言のまとめという意味で、佐々木先生からご発言いただきたいと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木委員　本日は、日本学校保健会80年史編纂委員会の座談会におきまして、総括という大役を仰せつかりまして、いささか緊張しております。

日本医師会、日本学校歯科医師会、日本学校薬剤師会を初めとして全国学校保健主事会、また全国養護教諭連絡協議会、全国学校栄養士協議会、都道府県学校保健会をそれぞれ代表する方々から、「新たな課題と21世紀の学校保健の展開に向けて」というテーマのもとに、大変貴重なご発言を賜りまして、本日の座談会を盛り上げていただき、大変ありがたく感謝を申し上げます。

大正９年発足以来、80年の歴史を持つ日本学校保健会は、今日までさまざまな困難を乗り越えながら少子・高齢化、低迷する経済、グローバリゼーションに対応し、我が国の次代を担う心豊かなたくましい身体を持つ児童・生徒の育成を目的として、数々の業績を築き上げてまいりました。

しかしながら、学校、児童・生徒を取り巻く環境が大変複雑化してくるとともに、学校保健に求められる内容もますます複雑化して、従来のように内科、眼科、耳鼻科の３科だけでは対応しきれない心の問題、アレルギー性疾患、スポーツ障害、また性、薬物乱用の問題など、学校医の分野だけを見ましても精神科、産婦人科、整形外科、皮膚科の各専門医の参加が強く要望されるようになって、専門医グループの学校派遣の必要に迫られてきております。先ほどの日本医師会の学校保健担当の雪下常任理事からのご報告によりますと、このグループ専門医の問題につきまして、予算が２億１千数百万円、３年事業として取られたことは、これは大変大きな意味があると思います。

現状におきます学校保健の活性化には、どうしても健診の見直し、つまり健康管理から教育への展開、また、健康相談の実施・活用、さらに、学校保健に関わる協議会の各都道府県・各市区町村単位の設置が必要であり、その上にまた、学校長を初めとする学校関係、PTAを中心とする家庭、地域社会での各職種の連携が大いに必要となってまいります。

私は、この80年史の編纂に当たりまして、60年史記念誌発行の大事業をなし遂げられました大先達の意思を十分に生かしながら、なお、やがて来る100年史編纂の基礎となればとの願いを込めて、「温故知新」が委員のご発言の中に十分に生かされておりますことを心から感謝申し上げまして、簡単ではありますが総括といたします。

ありがとうございました。

○髙石委員長　佐々木先生、ありがとうございました。大変適切なおまとめをいただきまして、座談会に加わった者として大変うれしく思っております。

それでは、最後に総まとめと申しますか、ごあいさつを兼ねまして会長矢野先生からお言葉をいただきたいと思います。

○矢野会長　約20年前に財団法人日本学校保健会の60年史が出版されました。その編集に御尽力頂いた、故下田巧先生はじめ、

関係の諸先生方に心から感謝を表したいと思います。

今回の80年史は、60年史を土台としたものですが、その後の20年の追加の他に、60年史の足らざるを補いたいというのが、目標でもありました。従来何年史というのは、その歴史だけに終わる事が多いようでありますけれども、私達の80年史は将来を展望した、このような座談会を開く事が出来ました事は、大変意義のある事で皆様方の御努力に心から感謝申し上げたいと思っております。

学校保健は、子ども達のこころとからだの健康増進を目的とする事でありますけれども、子ども達に教えたい事は自分１人だけのこころとからだの健康増進だけでなくて、他の子ども達と一緒になって、お互いの健康増進を図りましょうということだろうと思っております。これをまた違う言葉で言いますと、自分を含めたみんなが健康で幸せになる努力をすることだろうと私は思っております。私は、もともと学校保健というのは、これは私見でありますけれども、学校保健の目指すところは、子どもたちに健康というものを通じて「命の尊さ」を学ばせることでないかと私は思っております。我が国の将来というのは、子どもたちの双肩にかかっておるわけでありますが、私たち大人は次の世代を担う子どもたちに一体何をしたらいいのか。こういうことを考えますと、これからの学校保健のあり様というものが非常に大切になってくるのではないかと、このように思っております。

皆様方のご協力を心から感謝申し上げまして、あいさつといたします。ありがとうございました。

○髙石委員長　どうもありがとうございました。先生方のご協力をもちまして、無事に座談会を終えることができました。

以上をもちまして、本日の座談会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

附録　歴代会長・歴代理事等

会長・理事等

役職名＼年	大正10年度	昭和６年度	昭和21年度	昭和23年度	昭和30年度	昭和37年度	昭和42年度	昭和48年度	昭和52年度	昭和56年度	昭和58年度
顧問				小笠原道生 勝俣稔 田宮猛雄 柴沼直 伊藤日出登			内藤誉三郎 重田定正	内藤誉三郎 重田定正	内藤誉三郎 重田定正 渋谷敬三 岩尾泰次郎 向井喜男 可児重一 塚治作	内藤誉三郎 重田定正 渋谷敬三 岩尾泰次郎 向井喜男 可児重一 塚治作 氷湯浅謹男而	内藤誉三郎 重田定正 渋谷敬三 岩尾泰次郎 向井喜男 可児重一 塚治作 湯浅謹覚而 柳川覚治
会長	(当初欠員)三宅秀	三宅秀	三宅鑛一	三宅鑛一	栗山重信	栗山重信	栗山重信	東俊郎	東俊郎	東俊郎	東俊郎
副会長	横手千代之助 赤司鷹一郎	横手千代之助 中川健藏	岩原拓 奥村鶴吉	奥村鶴吉 岩原拓	岩原拓 奥村鶴吉		塚田治作 (42・10・28)	向井喜男 可児重一	湯浅泰仁男 氷山芳一 重田精一	馬場甫九 渡邊一仁 湯浅泰一 山中正一	重田精一 渡邊一九 湯浅泰仁 山中正一
理事長			岩原拓	岩原拓	岩原拓	重田定正	湯浅謹而	東俊郎	小栗一好	小栗一好	小栗一好
理事 ◎:常務理事	輕部修一吉 北豊太郎 石原喜久太郎 吉田章信 岩原兒摩拓德 可託井彦潜 永北島一秀 北三宅一藏 三森岡吉 遠山	岩原拓郎 石原喜久太郎 輕部修一 託永武彦 北北豊吉 三森多一 岡高鑛一 大大常藏 石奥道高 山齋椿	奥村鶴重吉 栗山原信 松沼田勉 柴田宅直 重田鑛正 塚武治作 三杉一義	三奥宅鑛一 岩村鑛吉 栗原山鶴拓 松田宅信 杉川木勉 市木木一 青木木吉 鈴川葉拓 勝井信 磯石千 東新	緒方一 塚田作 ◎重信 ◎東治 岩尾正 勝木郎 内田郎 三木次 鈴本次 向井苗 岡本弘 長倉一 小野男 廣田縵 磯野雄 可瀬内 千井義 室東策 小清一 水邦子 八重郎 岩久郎 大光夫 朔鳥	野塚 塚原 ◎岩東 ◎勝岩 高 三黒 ◎向 岡 小 木 竹 松 ◎可 千 ◎安 小 亀 八 氷 大 朔 竹 松 岩 五	謙 作 徹 郎 郎 次 吉 弘 博 男 縵 朔 春 道 一 つ 子 郎 四 ズ エ 宏 男 郎 次 郎 民 之 助 利 蔵	渡辺金次郎 小塚喜四郎 寺島清七 歌山松次 可山吉雄 村巨重一郎 奥本淳次 皆上賢三 門川尚信 小屋賢吉 毛田一常 五十嵐貞一昭 川村敏三 白沢正蔵 石井治行 塚田重節 清国一作 小栗正利 八尾治好 岩木重宏 野橋一郎 向田泰次郎 亀山喜謙 氷尾シ男 大木芳ズエ 朔山正男 竹西芳一 松村永つ 岩井次 五十嵐東 博 彌 邦 貞	稲垣成 藤原浩 重田次 青川三 亀渡雄 管健 柴正 緒一 嶋五 大兵 松利衛 出久亨 毛次夫 榊郎 中雅 永賢 小謹 村邦 湯申 堀真 湯龍 山芳 鶴正 坂康 五午 中好 フ 重	稲垣成 横川夫 辰元浩 青山次 和宮三 大上雄 田邊守 渡井九 管原衛 柴倉亨 嶋津夫 大田郎 渡島桂 出上行 堀浅三 渡田而 関口夫 氷山作 山中言 山下雄 松雄 一郎 平ミ 男	是貞成 慶一郎 精松一 シズエ 真一言 宜準男 豊輔 蔵一春 健六 邦雄 源夫 征三 芳桂 一雄 賢男 謹好 フ三 泰而 正ミ 治一 松作 孔男 林明 政三 文雄 子	山崎夫 亮川守 亮 掛 壇谷洋 渡邊言 青山次 井谷功 田上守 賀屋雍 平井五 梅原衛 中瀬亨 瀧津雄 榊橋郎 棚田桂 下上三 村石巧 高井三 和木弘 久田三 荒口秋 岸藤公 関尾雄 加木夫 松田学 平一 増郎 田麒 能平 小ま 安生 高	山崎夫 亮川守 亮 掛 ◎青山次 渡邊言 梅園松 河合真 大月昌 尾花達 平塚恭 梅原哲 吉本稲 山口勇 田橋龍 ◎棚田賢 ◎下上昌 ◎村石健 ◎高井元 ◎和久博 荒木龍 岸田陽 ◎関口良 ◎加藤典 ◎松尾好 ◎平木志 ◎福島久 ◎大迫延 ◎小川志 ◎安藤 ◎岩橋
監事				長松郎 稲葉二郎		長倉邦雄 渡部重徳 久保正憲	斎藤宗久 米島正一 渡部重一 久保正行 堀内フ郎	米島正一 川村敏行 関口祐太郎	松永松男 川村敏行 関口祐太郎	阿部信美 川村敏行 高橋正恒	阿部信美 内海一濶 光星郎
備考	・大正10年５月22日 帝国学校衛生会第１回総会	・昭和５年７月（第10回総会）理事20名に	・21・１・28 (財)日本学校衛生会 (財)帝国学校衛生会 (財)日本連合学校歯科医会 合併	参与 重田定正 塚田治作	・29・７・10 (財)日本学校保健会		・寄附行為一部変更		昭和50年２月 寄附行為 昭和50年11月 一部変更		

	平成5年度	平成4年度	平成3年度	平成2年度	平成元年度	昭和63年度	昭和62年度	昭和61年度	昭和60年度	昭和59年度
顧問	三治雄一好 敬覚龍正一 谷川口中栗 渋柳関山小	三治雄一好 敬覚龍正一 谷川口中栗 渋柳関山小	三治雄一好 敬覚龍正一 谷川口中栗 渋柳関山小	三郎治雄一好 敬泰次覚龍正一 谷尾川口中栗 渋岩柳関山小	三郎作治雄一好 敬泰次治覚龍正一 谷尾田川口中栗 渋岩塚柳関山小	正三郎作治雄一三 定敬泰次治覚龍正賢 田谷尾田川口中上 重渋岩塚柳関山村	正三郎男作治雄一三 定敬泰次喜治覚龍正賢 田谷尾井田川口中上 重渋岩向塚柳関山村	正三郎男作治 定敬泰次喜治覚 田谷尾井田川 重渋岩向塚柳	郎正三郎男作治 誉定敬泰次喜治覚 藤田谷尾井田川 内重渋岩向塚柳	郎正三郎男作而治 誉三定敬泰次喜治謹覚 藤田谷尾井田浅川 内重渋岩向塚湯柳
会長	村瀬敏郎	村瀬敏郎	村瀬敏郎	村瀬敏郎	村瀬敏郎	村瀬敏郎	村瀬敏郎	東俊郎	東俊郎	東俊郎
副会長	矢藤加松 野戸藤尾 亨純夫学	矢藤加松 野戸藤尾 亨純夫学	矢藤加松 野戸藤尾 亨純夫学	矢藤加松 野田藤尾 亨躬夫学	矢藤加松 野田藤尾 正増	矢加松 野藤尾 増	村尾加松 瀬花藤尾 敏増	村尾関山 瀬花口中 敏龍正	村尾関山 瀬花口中 敏龍正	村渡関山 瀬邊口中 敏一龍正
専務理事	和久井健三	和久井健三	和久井健三	和久井健三	和久井健三	和久井健三	和久井健三	小栗一好	小栗一好	小栗一好
理事 ◎：常務理事	吉沖本和◎宮藤加白鈴藤櫻清手松◎下◎江吉刑◎青上古木西◎種◎石吉壺◎安橋 田津吉井川田合山戸本口田田谷田山口嘉木木屋寺橋村木浦水村藤桐 信夫三三平雄彦郎郎桂生男之夫巧壽郎郎郎郎郎憲彦男健雄雄ま郎 貞鼎健糧幸英彌一太出日幸和一篤瑩一源宣輝慶次慎一愛玄関英忠志量 信夫三三平雄彦郎實弘生男平夫巧壽郎基昭郎郎郎郎郎

平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
三治雄一好夫	三治雄一好夫	三治雄一夫一学	三治雄一夫一学	三治雄一夫一学	三治雄一夫一学	三治雄一夫一学	三治一一学三	三治一一学三	治一一学三二	治一一学三二
敬覚龍正一	敬覚龍正増	敬覚龍正一増	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚正精　鼎	敬覚正精　鼎	覚正精　鼎良	覚正精　鼎良
谷川口中栗	谷川口中栗藤	谷川口中栗藤	谷川口中藤田尾	谷川口中藤田尾	谷川口中藤田尾	谷川口中藤田尾	谷川中田尾吉	谷川中田尾吉	川中田尾吉村	川中田尾吉村
渋柳関山小	渋柳関山小加	渋柳関山小加	渋柳関山加重松	渋柳関山加重松	渋柳関山加重松	渋柳関山加重松	渋柳山重松本	渋柳山重松本	柳山重松本澤	柳山重松本澤
村　瀬　敏　郎	村　瀬　敏　郎	村　瀬　敏　郎	矢　野　　亨	矢　野　　亨	矢　野　　亨	矢　野　　亨	矢　野　　亨	矢　野　　亨	矢　野　　亨	矢　野　　亨
亨純夫学	亨明憲学	亨明憲学	三明憲二	三明憲二	博明憲二	正明憲二	雄明憲二	雄明憲二	雄明憲二	雄明憲二
野戸藤尾	野林寺尾	野林寺尾	吉林寺村	吉林寺村	内林寺村	統田林寺村	國下林寺下	國下林寺下	國下林寺下	國下林寺下
孝増	愛	愛	鼎愛良	鼎愛良	輝愛良	愛良	愛順一郎	愛順一郎	愛順一郎	愛順一郎
矢藤加松	矢若西連松	矢若西連松	本若西連澤	本若西連澤	竹若西連澤	山若西連澤	山若西連澤	雪若西連杉	雪若西連杉	雪若西連杉
和久井　健　三	青　木　宣　昭	青　木　宣　昭	青　木　宣　昭	青　木　宣　昭	本　吉　鼎　三	本　吉　鼎　三	内　藤　昭　三	内　藤　昭　三	内　藤　昭　三	内　藤　昭　三
信夫三三平三	信也天壽雄一二	信也天壽雄一二	信也壽平朗雄	信也雄平朗雄	志也雄平瑛	志也雄平瑛	志也雄孝瑛	志也雄孝瑛	志也雄修瑛	志也人修瑛
知顕輝善章	男基燿夫夫	男基燿治夫	邦濶彦明治	邦濶彦三夫	朗彦知	朗彦知	知雄男基	知雄男基	男澄朗三	男澄朗三
伊武義信恒	三恵巧壽稔	三恵巧壽稔	郎恵穂壽	郎恵穂壽	司滋夫夫	司進滋夫	成夫郎照	成男久照	夫治久博	夫治久博
一和　篤	治郎郎生	智郎郎生	三一博郎	三博郎敬	郎孝男壽	郎孝男壽	教壽弘徳	教壽弘男	治久博忠	治久博忠
宣輝慶次	平彦夫孝	平彦夫孝	敬郎平郎	敬郎平郎	弘三二郎	弘三三郎	郎敬忠郎	郎敬忠郎	壽忠壽弘	壽忠壽弘
愛恒玄　忠	恂雄子元	恂雄子元	夫賢恂雄	夫生利示	敬平郎郎	敬平郎郎	生利熙雄	生利熙雄	弘楼郎敬	弘夫作敬
道泰	道観榮	道観榮	子根	子根	夫夫生利	夫生利示	織二子	織二子	郎雄二芳	郎雄二芳
渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳山重松	渋柳山重松	柳山重松本	柳山重松本
重松	重松	重松	重松	重松	重松	重松	重松	重松	澤	澤
谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川中田尾	谷川中田尾	川中田尾吉	川中田尾吉
田尾	田尾	田尾	田尾	田尾	田尾	田尾	吉	吉	村	村
敬覚龍正増	敬覚龍正増	敬覚龍正一増	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚正精　鼎	敬覚正精　鼎	覚正精　鼎良	覚正精　鼎良
三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治一一学三	三治一一学三	治一一学三二	治一一学三二
谷川口中栗	谷川口中栗	谷川口中栗	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川中田尾	谷川中田尾	川中田尾吉	川中田尾吉
藤	藤	藤	田尾	田尾	田尾	田尾	吉	吉	村	村
渋柳関山小	渋柳関山小	渋柳関山小	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳関山加	渋柳山重松	渋柳山重松	柳山重松本	柳山重松本
加	加	加	重松	重松	重松	重松	重松	重松	澤	澤
谷川口中栗	谷川口中栗	谷川口中栗	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川口中藤	谷川中田尾	谷川中田尾	川中田尾吉	川中田尾吉
藤	藤	藤	田尾	田尾	田尾	田尾	吉	吉	村	村
敬覚龍正一	敬覚龍正一	敬覚龍正一	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚龍正増精	敬覚正精　鼎	敬覚正精　鼎	覚正精　鼎良	覚正精　鼎良
三治雄一好	三治雄一好	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治雄一夫一	三治一一学三	三治一一学三	治一一学三二	治一一学三二
谷川口中栗	谷川口中栗	谷川口中藤

会則等の変遷

凡　例

＊会則等の変遷には、大正９年（1920）以降の「帝国学校衛生会会則」から、財団法人認可を受けての寄附行為、及び寄附行為変更の変遷を掲載した。

＊㈶日本学校保健会寄附行為は、昭和50年（1975）２月27日の一部変更認可までを掲載した。なお、昭和50年以降の寄附行為の変更については、２度の変更手続を行っている。１度目は、「寄付行為第５章第15条この会に次の役員を置く」の条文中の評議員「50名以上80名以内」を「70名以上85名以内とする」案を理事会で議決した。２度目は、平成９年に、「⑴賛助団体の加盟、⑵名誉会長を置く件、⑶学校保健センター的事業の『的』をとる」の３点を改正することが理事会で承認された。

帝國學校衛生會々則

第一條　本會ハ帝國學校衛生會ト稱ス
第二條　本會ハ學校衛生ノ進歩發達ヲ圖ルヲ目的トス
第三條　本會ハ前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
一、雜誌圖書ノ刊行　二、研究會ノ開會　三、講演會及講習會ノ開設　四、其ノ他ノ學校衛生ニ關スル事業
第四條　本會ノ事務所ヲ文部省構內ニ置ク
第五條　本會々員タラントスル者ハ氏名住所職業ヲ記シ本會々長ニ申込ムモノトス
法人其ノ他ノ團體ノ入會セントスル場合亦前項ニ準ス
第六條　本會々員ニシテ退會セントスル者ハ其ノ旨ヲ會長ニ屆出ツルヲ要ス　但シ既ニ出捐シタル金品ハ返納セサルモノトス
第七條　本會々員ヲ分テテ名譽會員正會員ノ二種トス　一、名譽會員ハ本會ニ功勞アル者ノ中評議員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ推薦シタル者　二、正會員ハ毎年會費トシテ金四圓ヲ納ムル者
第八條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク　會長　一名、副會長　二名、理事　二十名、評議員　四十名、尙必要ニ應シ地方委員若干名ヲ置クコトヲ得
第九條　評議員ハ總會ニ於テ理事ハ評議員會ニ於テ會員ノ中ヨリ之ヲ選擧シ會長副會長ハ理事ノ中ヨリ互選ス　役員ノ中缺員ヲ生シタル時ハ補缺選擧ヲ行フコトヲ得　地方委員ハ會長之ヲ囑託ス
第十條　會長ハ本會ヲ代表シテ一切ノ會務ヲ統轄シ總會、評議員會ノ議長トナル、副會長ハ會長ヲ補佐シ會長故障アルトキ之ヲ代理ス、理事ハ會長ノ命ヲ受ケ本會ノ事務ヲ分擔ス、評議員ハ會長ヨリ附議セラレタル事項ヲ審議ス、地方委員ハ當該地方ニ於ケル本會ノ事務ヲ分掌ス
第十一條　本會役員ハ總テ無給トシ其ノ任期ヲ二ケ年トス　但シ任期滿了後ト雖モ後任者ノ選任アル迄ハ其ノ職務ヲ行フモノトス
補缺員ノ任期ハ前任者ノ殘留期間トス
第十二條　總會ハ毎年一回之ヲ開會シ左ニ掲クル事項ヲ附議シ又ハ報告スルモノトス
一、收支豫算及決算　二、施行シタル事業　三、其ノ他ノ會務ニ關スル必要ナル事項、會長ハ必要ニ應シ臨時總會ヲ開クコトヲ得
第十三條　評議員會ハ會長之ヲ召集ス
第十四條　本會ノ資金ヲ基本財産ヲ以テ之ニ充テ本會ノ經費ヲ支辨ス　基本財産ハ指定寄附金ヲ以テ之ニ充ツ、經常財産ハ會費、寄附金、基本財産ヨリ生スル利得及其ノ他ノ雜收入等ヲ以テ之ニ充テ本會ノ經費ヲ支辨ス
第十五條　本會ノ收支豫算及決算ハ評議員會ノ決議ヲ經テ總會ニ之ヲ報告ス
第十六條　本會ノ會計年度ハ毎年一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル
第十七條　本會々員ニシテ其ノ義務ヲ怠リタルモノアルトキハ評議員會ノ決議ヲ以テ之ヲ除名スルコトアルヘシ
第十八條　本會ニ附設ノ事業部ヲ置クコトアルヘシ　部ニ關スル規約ハ評議員會ノ議ヲ經テ別ニ之ヲ定ム

看護部規約

一、會則第十八條ニ依リ本會ニ看護部ヲ置ク
二、看護部ハ部員相互ノ親睦ヲ厚クシ學校看護事業ノ進歩發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス
三、前條ノ目的ヲ達スル爲左ノ事業ヲ行フ
1. 雜誌ノ發行　2. 講習會・講演會・研究會・協議會等ノ開催　3. 採用就職ニ關スル紹介　4. 其ノ他學校看護ニ關スル事業
四、看護部ニ委員若干名ヲ置キ會長之ヲ囑託ス　委員ハ部ノ事務ニ從事ス
五、本部員タラントスルモノハ住所、職、氏名ヲ記シ本會ニ申込ムモノトス
六、本部員ハ毎年會費トシテ金貳圓ヲ納ムルモノトス　部員ニハ特ニ刊行セル雜誌ヲ配布ス

會長　貴族院議員　醫學博士　三宅秀
副會長　東京帝國大學教授　醫學博士　横手千代之助
同　文部次官　中川健藏

評議員・理事

文部省學校衛生官　岩原拓
東京帝國大學教授　醫學博士　石原喜久太郎
東京市學校衛生技師　醫學博士　石川良雄
東京市學校衛生技師　醫學博士　岡田道一
東京府衛生課長　輕部修伯
日本赤十字社救護課長　高橋高
學校衛生調査會委員　詫摩武彥
東京帝國大學教授　醫學博士　永井潛
文部省學校衛生官　大西永次郎
體育研究所技師　大谷武一
東京齒科醫學專門學校教授　醫學博士　奥村鶴吉
文部省體育課長　山川建
聖路加女子專門學校教授　醫學博士　齋藤潔
慶應義塾大學醫學部長　醫學博士　北島多一
體育研究所所長　醫學博士　北豐吉
東京帝國大學教授　醫學博士　三宅鑛一
文部省督學官　森岡常藏

評議員

神奈川縣學校衛生技師　今井忠宗
京都府學校衛生技師　渡邊豊次
體育研究所技師　醫學博士　吉田章信
內務省豫防課長　醫學博士　高野六郎
文部省學校衛生官補　田村森次
東京帝國大學教授　醫學博士　竹內松次郎
東京市療養所長　醫學博士　田澤鐐二
學校醫　拓植咲五郎
愛知縣學校衛生技師　中島鋭雄
東京市本郷中學校教頭　永井道明
東京帝國大學教授　醫學博士　栗山重信
東京府第六高等女學校長　丸山丈作
東京市鶴巻小學校長　小菅吉藏
山梨縣學校衛生技師　手塚富三
內務技師　醫學博士　佐藤正
千葉醫科大學教授　醫學博士　酒井卓造
千葉縣學校衛生技師　喜多浦哲太郎
栃木縣學校衛生技師　木村泉
學校醫　杉田武義
埼玉縣學校衛生技師　鈴木愛助

大正九年十二月創立　文部省構內　帝國學校衛生會

財團法人帝國學校衛生會寄附行爲

昭和十年二月二十三日法人設立許可

第一章　名　稱

第一條　本會ハ財團法人帝國學校衛生會ト稱ス

第二章　目　的

第二條　本會ハ學校衛生ノ普及發達ヲ圖ルヲ以テ目的トス

第三章　事　務　所

第三條　本會ノ事務所ハ東京市麴町區霞ケ關三丁目四番地ノ一文部省構內ニ置ク

第四章　事　業

第四條　第二條ノ目的ヲ達成スル爲メ左ノ事業ヲ行フ

一　圖書、雜誌ノ刊行

二　講演會、講習會、研究會、協議會等ノ開催

三　其他ノ學校衛生ニ關スル事業

第五章　資產及會計

第五條　本會ノ資產ハ左ニ記載シタルモノヨリ成ル

一　基本財產(本會設立當初ニ於ケル基本金參萬圓トス)

二　政府ヨリ交付セラレタル補助金

三　基本財產ニ屬セザル動產、不動產及將來收得スベキ寄附金品

四　會員ノ醵出スル會費

五　基本財產ヨリ生ズル果實

六　其他ノ諸收入

第一號ノ基本金ハ將來之ヲ增加スルコトヲ得ルモ之ヲ消費スルコトヲ得ズ

本會ニ特別會計ヲ設定スルコトヲ得特別會計ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第六條　前條ノ資產ハ評議員會ノ決議ニ依リ理事長之ヲ管理シ現金ハ確實ナル銀行信託會社等ニ預入レ置クモノトス

第七條　本會ノ經費ハ第五條第一項二號乃至六號ニ揭グルモノヲ以テ之ヲ支辨ス

第八條　本會ノ會計年度ハ每年一月一日ニ始リ十二月三十一日ニ終ル

第九條　每會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越スモノトス但評議員會ノ決議ヲ經テ其ノ一部ヲ基本金ニ繰入ルルコトヲ得

第十條　本會ノ豫算ハ每會計年度開始前理事會之ヲ編成シ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ決定シ其ノ決算ハ終了後評議員會ノ承認ヲ經ルモノトス

第六章　會　員

第十一條　本會ノ會員ヲ分チテ名譽會員及正會員トス

一　名譽會員ハ本會ニ功勞アリタル者ノ中ヨリ評議員會ノ決議ニ依リ會長之ヲ推薦ス

二　正會員ハ本會理事會宛ニ申込ヲ爲シ每年會費四圓ヲ納入スルモノトス

第十二條　會員タルノ資格ハ左ノ事由ニ據リ消滅ス

一　脫退

二　除名

三　死亡

會員ニシテ脫退セントスルトキハ其ノ旨書面ヲ以テ理事會ニ屆出ツルコトヲ要ス但既納ノ會費ハ如何ナル事情アルモ之ヲ返還セズ

第十三條　會員ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ理事會ノ決議ニ依リ之ヲ除名スルコトヲ得

一　本會ノ名譽ヲ毀損スル行爲アリタル者

二　本會ニ對シ一ケ年以上會費ヲ滯納シタル者

三　本會寄附行爲其他ノ諸規則ニ違背シタル者

第十四條　本會ハ理事會ノ決議ニ依リ學校衛生ノ振興ニ關シ本會トノ連絡提携ヲ保ツ爲地方學校衛生團體ヲ團體會員ニ推薦スルコトヲ得

第七章　役　員

第十五條　本會ニ左ノ役員ヲ置ク

會　長　一名

副會長　一名若ハ二名

理　事　十名以上

監　事　二名以上

評議員　若干名

前項ノ外顧問、參與各若干名ヲ置クコトヲ得

本會ノ役員ハ總テ名譽職トス

第十六條　評議員ハ會員中ヨリ會長之ヲ選任ス

第十七條　理事及監事ハ評議員ノ互選トス

第十八條　理事ハ理事長一名常務理事三名ヲ互選ス

第十九條　會長及副會長ハ理事會ニ於テ學校衛生關係者ノ中ヨリ之ヲ推戴ス

第二十條　顧問及參與ハ理事會ノ決議ニ依リ會長之ヲ依囑ス

第二十一條　役員ノ任期ハ各二ケ年トシ重任ヲ妨ゲズ

補缺ニ依リ選任セラレタル役員ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス

第二十二條　役員ハ任期滿了後ト雖モ後任者ノ決定スル迄其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十三條　會長ハ會務ヲ總攬ス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アルトキハ之ヲ代理ス

第二十四條　理事長ハ本會ヲ代表シ會長、副會長共ニ事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行スルモノトス

第二十五條　理事ハ評議員會ノ決議事項ヲ執行シ會務成績及資產ノ狀況ヲ評議員會並ニ監事ニ報告スルモノトス

常務理事ハ理事會ニ於テ委任セラレタル本會ノ事務ヲ處理スルモノトス

第二十六條　監事ハ本會ノ會計並ニ會務執行ノ狀況ヲ監査ス

第二十七條　評議員ハ本會ノ重要ナル事項ヲ審議決定ス

第二十八條　本會ニ地方委員ヲ置クコトヲ得

地方委員ハ各道廳府縣及殖民地ニ於ケル學校衛生技師又ハ之ニ準ズル官職ニ在ル者ニ對シ會長之ヲ依囑ス

地方委員ハ當該地方ニ於ケル本會ノ事務ヲ分掌ス

地方委員ハ必要ニ應ジ地方委員會ヲ開催スルコトヲ得

第八章　會　議

第二十九條　評議員會ハ每年一回理事長之ヲ招集ス但會長及理事長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ評議員三分ノ一以上若クハ監事ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請求アリタルトキハ理事長臨時之ヲ招集スルモノトス

第三十條　理事會ハ會長及理事長ニ於テ必要ト認ムルトキ又ハ理事三分ノ一以上ヨリ會議ノ目的タル事項ヲ示シ請求アリタルトキハ理事長之ヲ招集ス

第三十一條　評議員會及理事會ノ招集ハ少クトモ五日前ニ會議ノ目的タル事項ヲ記載シタル通知書ヲ發送スルコトヲ要ス

第三十二條　評議員會理事會ノ議長ハ理事長之ニ當ル

第三十三條　評議員會理事會ハ各員三分ノ二以上出席スルニアラザレバ開會スルコトヲ得ズ

第三十四條　評議員會、理事會ノ決議ハ出席者ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第九章　寄附行爲變更及解散

第三十五條　本寄附行爲ノ變更ハ理事過半數ノ提議ニ依リ評議員四分ノ三以上ノ同意ヲ得且主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十六條　本會解散ノ場合ニ於テハ理事、評議員全員ノ四分ノ三以上ノ同意ヲ要シ主務官廳ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス

第三十七條　本會解散ノ場合ニ於ケル殘餘財產ノ處分ハ理事、評議員全員ノ同意ヲ要シ主務官廳ノ許可ヲ得テ之ヲ決ス

附　則

第三十八條　本寄附行爲ノ施行ニ關シ必要ナル細則ハ評議員會ノ決議ヲ經テ之ヲ定ム

第三十九條　本會ニ養護部ヲ置クコトヲ得

養護部ニ關スル規定ハ別ニ之ヲ定ム

第四十條　本會設立ノ際ニ於ケル帝國學校衛生會ノ役員及會員ハ引續キ本會ノ役員及會員トス

財団法人日本学校衛生会寄附行為

昭和二十一年一月二十八日設立許可

第一章　総　　則

第一　条　本会ハ財団法人日本学校衛生会ト称ス

第二　条　本会ノ事務所ハ東京都内ニ置ク

第二章　目的及事業

第三　条　本会ハ教育ニ於ケル保健衛生ノ研究並ニ普及発達ヲ図リ之ガ施策ニ寄与スルヲ以テ目的トス

第四　条　本会ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

一　保健衛生ノ文教施策ニ対スル協力

二　保健衛生思想ノ普及啓発

三　学校衛生ニ関スル調査研究

四　学校衛生ニ関スル事業ノ企画及実践

五　学校衛生関係者ノ指導及研修

六　学校衛生施設ノ経営助成

七　学校衛生資材ノ斡旋

八　其ノ他本会ノ目的達成ニ必要ナル事業

第三章　資産及会計

第五　条　本会ノ資産ハ左ノ各号ヨリ成ル

一　基本財産

二　政府並ニ其ノ他ノ補助金

三　会員ヨリノ醵出金

四　寄付金品

五　基本財産ヨリ生ズル果実

六　其ノ他ノ諸収入

第六　条　本会ノ資産ハ理事長之ヲ管理シ現金ハ確実ナル銀行信託会社等ニ預入ルルモノトス

第七　条　基本財産ハ将来増加シ得ルモ之ヲ消費スルコトヲ得ズ但シ不得已事情ヲ生ジタルトキハ評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ承認ヲ経テ其ノ一部ヲ処分スルコトヲ得

第八　条　本会ノ経費ハ第五条第二号乃至第六号ノ資産ヲ以テ之ヲ支辨ス

第九　条　本会ノ予算ハ毎年度開始前理事会ニ於テ編成シ評議員会ノ決議ヲ経テ之ヲ定メ決算ハ毎年度終了後二月以内ニ理事会ニ於テ作製シ監事ノ監査ヲ経テ評議員会ノ承認ヲ受クルモノトス

本会ハ事業遂行上必要アルトキハ評議員会ノ決議ヲ経テ特別会計ヲ設クルコトヲ得

第十　条　毎会計年度ニ於テ剰余金ヲ生ジタルトキハ之ヲ翌年度ニ繰越スモノトス但シ理事会ノ決議ヲ経テ其ノ一部ヲ基本財産ニ繰入ルルコトヲ得

第十一条　本会ノ会計年度ハ毎年四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第四章　会　　員

第十二条　本会ハ左ノ各号ニ依ルモノヲ以テ会員トス

一　学校医、学校歯科医並ニ其ノ他ノ学校衛生関係者

二　本会ノ趣旨ニ賛同スルモノ

第五章　役員及職員

第十三条　本会ニ左ノ役員ヲ置ク

会　　長

副　会　長

理　　事　六名以上

監　　事　二名

評　議　員　六十名以内

前項ノ外顧問及参与各若干名ヲ置クコトヲ得

第十四条　会長及副会長ハ理事会ニ於テ選任ス

会長ハ本会ヲ統轄ス

副会長ハ会長ヲ補佐シ会長事故アルトキハ其ノ職務ヲ代行スルモノトス

第十五条　理事長ハ理事中ヨリ会長之ヲ委嘱ス

理事長ハ本会ヲ代表シ会務ヲ執行ス

第十六条　理事ハ評議員会ニ於テ選出シ会長之ヲ委嘱ス

理事ハ会務ヲ掌理ス

常務理事ハ理事中ヨリ会長之ヲ委嘱シ本会ノ常務ヲ掌理ス

第十七条　監事ハ評議員会ニ於テ選出シ会長之ヲ委嘱ス

監事ハ会計並ニ会務執行ノ状況ヲ監査ス

第十八条　評議員ハ左ノ各号ニ依ルモノヲ以テ之ニ充ツ

一　支部長ノ職ニアルモノ

二　学識経験アルモノニシテ理事会ニ於テ推薦セラレタルモノ

評議員ハ重要事項ヲ審議ス

第十九条　顧問及参与ハ会長之ヲ委嘱ス

顧問ハ会長ノ諮問ニ応ジ参与ハ会務ニ参画ス

第二十条　役員ニシテ其ノ任ニ堪エザルモノアルトキハ理事会ノ決議ニ依リ之ヲ解任スルコトヲ得

第二十一条　役員ノ任期ハ二年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

補欠役員ノ任期ハ前任者ノ残任期間トス

役員ハ任期満了後ト雖モ後任者ノ就任スルマデ其ノ職務ヲ行フモノトス

第二十二条　本会ニ主事及書記ヲ置キ理事長之ヲ任免ス

主事ハ理事長ノ命ニ依リ会務ヲ処理ス

書記ハ上司ノ指揮ニ依リ庶務ニ従事ス

第六章　会　　議

第二十三条　会議ハ評議員会及理事会トス

評議員会ハ毎年一回会長之ヲ招集シ会長其ノ議長トナル但シ会長ニ於テ必要ト認メタルトキ又ハ評議員ノ三分ノ一以上ヨリ会議ノ目的タル事項ヲ示シ要求アリタルトキハ臨時之ヲ招集スルモノトス

理事会ハ随時理事長之ヲ招集シ理事長其ノ議長トナル

第二十四条　評議員会ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ決議ス

一　予算及決算ニ関スル事項

二　資産ノ処分ニ関スル事項

三　会長ニ於テ特ニ重要ト認メタル事項

第二十五条　理事会ハ別ニ定ムルモノノ外左ノ事項ヲ決議ス

一　評議員会ヨリ委任セラレタル事項

二　会長及理事長ニ於テ重要ト認メタル事項

第二十六条　評議員会及理事会ハ各役員ノ三分ノ二以上出席スルニアラザレバ之ヲ開会スルコトヲ得ズ但シ委任状ニ依リ代理者ヲ定メタルトキ又ハ書面ヲ以テ表決シタルモノハ出席者ト看做ス

第二十七条　評議員会及理事会ノ決議ハ出席役員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決シ可否同数ナルトキハ議長ノ決スルトコロニ依ル

第七章　部　　会

第二十八条　本会ニ部会ヲ置ク

部会ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第八章　支　　部

第二十九条　本会ニ支部ヲ置ク

支部ニ関スル規程ハ別ニ之ヲ定ム

第九章　寄附行為変更及解散

第三十　条　本寄附行為ハ評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ認可ヲ経ルニアラザレバ之ヲ変更スルコトヲ得ズ

第三十一条　本会ハ評議員会ノ決議ニ依リ主務官庁ノ許可ヲ経ルニアラザレバ解散スルコトヲ得ズ

解散ノ場合ニ於ケル残余財産ハ主務官庁ノ指示ニ従ヒ之ヲ処分スルモノトス

附　　則

本寄附行為施行ニ関シ必要ナル細則ハ理事会ノ決議ヲ経テ別ニ之ヲ定ム

第十六条ニ依リ選出セラレタル理事就任スルニ至ル迄ノ間左記ノ者ヲ以テ理事トス

岩　原　　拓　奥　村　鶴　吉　栗　山　重　信

松　原　　勉　三　宅　鑛　一　重　田　定　正

杉　田　武　義　柴　沼　　直　塚　田　治　作

財団法人日本学校衛生会寄附行為（昭和二三年一月二八日設立認可　昭和三三年九月二日変更認可）

第一章　総　　則

第一条　この会は、財団法人日本学校衛生会という。

第二条　この会の事務所は、東京都内に置く。

第二章　目的及び事業

第三条　この会は教育における保健衛生の研究並に普及発達を図り、これが施策に寄与することを目的とする。

第四条　この会は、前条の目的を達成するため左の事業を行う。

一、保健衛生の文教施策に対する協力

二、学校衛生に関する全国的並に地方ブロック大会の開催

三、保健衛生思想の普及啓発

四、学校衛生に関する調査研究

五、学校、衛生に関する事業の企画及び実践

六、都学校衛生関係者の指導及研修

七、学校衛生施設の経営助成

八、学校衛生資材の斡旋

九、その他この会の目的達成に必要な事業

第三章　資産及会計

第五条　この会の資産は、左の各号より成る。

一、基本財産

二、政府並にその他の補助金

三、会員よりの醵出金

四、寄附金品

五、基本財産より生ずる果実

六、その他の諸収入

第六条　この会の資産は理事長が管理し、現金は、確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。

第七条　基本財産は、将来増加することはできるが消費することはできない。但し、やむを得ない事情が生じたときは、評議員会の決議により主務官庁の承認を得て、その一部を処分することができる。

第八条　この会の経費は、第五条第二号から第六号までの資産で支弁する。

第九条　この会の予算は、毎年度開始前理事会で編成し、評議員会の決議を経て定め、決算は毎年度終了後二月以内に理事会で作成し、監事の監査を経て評議員会の承認を受けるものとする。

この会は、事業遂行上必要があるときは、評議員会の決議を経て特別会計を設けることができる。

第十条　毎会計年度において剰余金が生じたときは、これを翌年度に繰越すものとする。但し、理事会の決議を経てその一部を基本財産に繰入れることができる。

第十一条　この会の会計年度は、毎年度四月一日に始り、翌年三月三十一日に終る。

第四章　会　　員

第十二条　この会は、左の各号によるものを会員とする。

一、学校医、学校歯科医、その他の学校衛生関係者

二、この会の趣旨に賛同するもの

第五章　役員及び職員

第十三条　この会に、左の役員を置く。

会　　長

副 会 長

理　　事　　六名以上

内一名を理事長とし、一名を常務理事とすることができる。

監　　事　　二　名

評 議 員　　六十名以内

前項の外、顧問及び参与各若干名を置くことができる。

第十四条　会長及び副会長は理事会で選任する。

会長はこの会を統轄する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第十五条　理事長、常務理事は、理事の互選とする。

理事長はこの会を代表し、会務を執行する。

常務理事はこの会の常務を掌理する。

第十六条　理事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。

理事は、会務を掌理する。

第十七条　監事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。

監事は、会計並に会務執行の状況を監査する。

第十八条　評議員は、左の各号によるものをもって充てる。

一、各支部より推薦された一名の代表者

二、学識経験のあるものであって、理事会で推薦されたもの

評議員は、この会の重要事項を審議する。

第十九条　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

顧問は、会長の諮問に応じ、参与は、会務に参画する。

第二十条　役員であってその任に堪えないものがあるときは、理事会の決議によって解任することができる。

第二十一条　役員の任期は二年とする。但し、重任を妨げない。

補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。役員は任期満了後でも後任者の就任するまでその職務を行うものとする。

第二十二条　この会に、事務職員員を置く。

事務職員に関する規程は、別にこれを定める。

第六章　会　　議

第二十三条　会議は、評議員会及び理事会とする。

評議員会は、毎年一回会長が招集し、会長がその議長となる。但し、会長が必要と認めたとき、又は評議員の三分の一以上より、会議の目的事項を示し要求があったときは、臨時にこれを招集するものとする。

理事会は、随時理事長が招集し、理事長が議長となる。

第二十四条　評議員会は、別に定めるものの外、左の事項を決議する。

一、予算及び決算に関する事項

二、資産の処分に関する事項

三、会長が特に重要と認めた事項

第二十五条　理事会は、別に定めるものの外左の事項を決議する。

一、評議員会より委任された事項

二、会長及び理事長が重要と認めた事項

第二十六条　評議員会及び理事会は、各役員の二分の一以上の出席者がなければ開会することができない。但し、委任状により代理者を定めたとき、又は書面で表決したものは出席者とみなす。

第二十七条　評議員会及び理事会の決議は出席役員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決す。

第七章　部　　会

第二十八条　この会に、部会を置く。

部会に関する規程は、別にこれを定める。

第八章　支　　部

第二十九条　この会に、支部を置く。

支部は、都道府県を単位とする学校衛生団体であって、その地域におけるこの会の会務を行うものとする。

第九章　学校衛生研究所

第三十条　この会に、学校衛生研究所を置く。

学校衛生研究所に関する規程は、別にこれを定める。

第十章　特別事務機構

第三十一条　この会会務の遂行上特に必要あるときは、特別事務部局を設けることができる。

特別事務部局に関する規程は、別にこれを定める。

第十一章　寄附行為の変更及び解散

第三十二条　この寄附行為は、評議員会の決議により、主務官庁の認可を経なければ変更することができない。

第三十三条　この会は、評議員会の決議により、主務官庁の認可を経なければ解散することができない。

解散の場合における残余財産は、主務官庁の指示に従って処分するものとする。

附　　則

この寄附行為に関して、必要な細則は、理事会の決議を経て別にこれを定める。

財団法人日本學校保健会寄附行爲

（昭和二一年一月二八日設立認可
昭和二三年九月二日変更認可
昭和二九年七月一七日変更認可）

第一章　総　　則

第一条　この会は、財団法人日本学校保健会と称する。

第二条　この会は事務所を東京都港区芝西久保明舟町十番地に置く。

第二章　目的及び事業

第三条　この会は、教育における保健衛生の研究並びに普及発達を図り、これが施策に寄与することを目的とする。

第四条　この会は、前条の目的を達成するために左の事業を行う。

一、保健衛生の文教施策に対する協力。

二、学校衛生に関する全国的並びに地方ブロック大会の開催。

三、学校衛生思想の普及啓発。

四、学校衛生に関する調査研究。

五、学校衛生に関する事業の企画及び実践。

六、学校衛生関係者の指導及び研修。

七、学校衛生施設の経営助成。

八、学校衛生資材の斡旋。

九、その他この会の、目的達成に必要な事業。

第三章　資産及び会計

第五条　この会の資産は左の各号から成る。

一、基本財産。

二、政府並びにその他の補助金。

三、会員及び加盟団体よりの醵出金。

四、寄附金品。

五、基本財産から生ずる果実。

六、その他の諸収入。

第六条　この会の資産は、理事長が管理し、現金は確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。

第七条　基本財産は消費し、又は担保に供してはならない。

但し、この会の事業遂行上やむを得ない理由が生じたときは理事会の議決を経且つ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第八条　この会の經費は、第五条第二号から第六号までの資産で支辨する。

第九条　この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、理事長が編成し、理事会の議決を經て文部大臣に届出しなければならない。

収支予算変更した場合も同様とする。

事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を經て特別会計を設けることができる。

第十条　この会の決算は、会計年度終了後二箇月以内に理事長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

この会の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を經て、その一部もしくは全部を基本財産に繰入し、又は翌年度に繰越すものとする。

第十条の二　収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を經、且つ、文部大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第十一条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章　加盟團体及び個人會員

第十二条　この会に加盟団体及び個人会員を置く。

一、加盟団体とは、この会の目的に賛同する都道府県及び五大市を單位とする学校保健団体で、理事会の承認を經て入会したものをいう。

二、個人会員とは、この会の目的に賛同するもので、理事会の承認を經て入会したものをいう。

第十二条の二　加盟団体及び個人会員は、この会に対し別に定める規定により毎年度一定額の賦出金を納入しなければならない。

前項以外の必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第五章　役員及び職員

第十三条　この会に左の役員を置く。

会　　長

副　会　長

理　　事　二十五名以上三十名以内

（内理事長一名、常務理事若干名）

監　　事　三名以上五名以内

評　議　員　五十名以上六十名以内

前項の外顧問及び参与各若干名を置くことができる。

第十四条　会長及び副会長は理事会で選任する。

会長はこの会を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第十五条　理事長、常務理事は理事の互選で定める。

理事長はこの会を代表し、会務を総理する。

常務理事はこの会の常務を掌理する。

第十六条　理事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。

理事は会務を掌理する。

第十七条　監事は、評議員会で選出し、会長が委嘱する。

監事は、会計並びに会務執行の状況を監査する。

第十八条　評議員は、左の各号によるものをもつて充てる。

一、加盟団体毎に推薦された一名の代表者。

二、学識經驗のあるものであつて、理事会で推薦されたもの。

評議員はこの会の重要事項を審議する。

第十九条　顧問及び参与は、会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、参與は会務に参画する。

第二十条　役員であつて、その任に堪えないものがあるときは、理事会の議決によつて解任することができる。

第二十一条　役員の任期は二年とする。

但し、重任を妨げない。

補缺による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

増員による役員の任期は現任者の残任期間とする。

役員は任期満了後でも、後任者の就任するまでは、なをその職務を行うものとする。

第二十二条　この会に事務職員を置く。

事務職員に関する規程は、別に定める。

第六章　會　　議

第二十三条　会議は、評議員会及び理事会とする。

評議員会は評議員で構成し、毎年一回会長が招集し、会長がその議長となる。

但し、会長が必要と認めたとき、又は評議員の三分の一以上から会議の目的事項を示して要求があつたときは、臨時に招集するものとする。

理事会は理事で構成し隨時理事長が招集し、理事長が議長となる。

第二十四条　評議員会は、別に定めるものの他、左の事項を審議する。

一、予算及び決算に関する事項。

二、資産の処分に関する事項。

三、会長が特に重要と認めた事項。

第二十五条　理事会は、この寄附行為に定めるものの外、左の事項を議決する。

一、評議員会から附議又は委任された事項。

二、会長及び理事長が重要と認めた事項。

第二十六条　評議員会及び理事会は、各構成員の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

但し、委任状により代理者を定めたとき、又は書面で意思を表示したものは出席者とみなす。

第二十七条　評議員会及び理事会の議決は、各出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

第七章　部　　會

第二十八条　この会に部会を置く。

部会に關する規程は別に定める。

第八章　削　　除

第二十九条　削除。

第九章　学校保健研究所

第三十条　この会に、学校保健研究所を置く。

学校保健研究所に關する規程は、別に定める。

第十章　特別事務機構

第三十一条　この会の会務の遂行上、特に必要あるときは、特別事務部局を設けることができる。

特別事務部局に關する規程は、別に定める。

第十一章　寄附行爲の変更及び解散

第三十二条　この寄附行爲は、理事会及び評議員会の議決を経、且つ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第三十三条　この会は、理事会及び評議員会の議決を経、且つ文部大臣の許可を受けなければ解散することができない。

第三十四条　この会の解散の場合における残余財産は、前条の手続を経、且つ文部大臣の許可を受けて、この会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第十二章　補　　則

この寄附行爲施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

財団法人日本学校保健会寄附行為

（昭和二一年一月二八日設立認可
昭和二三年九月二一日一部変更認可
昭和二九年七月一七日一部変更認可
昭和四二年四月二一日一部変更認可）

第一章　総　　則

第一条　この会は、財団法人日本学校保健会と称する。

第二条　この会に事務所を東京都港区芝西久保明舟町十番地に置く。

第二章　目的および事業

第三条　この会は、学校保健の研究ならびに普及発達を図り、これが施策に寄与することを目的とする。

第四条　この会は、前条の目的を達成するために左の事業を行う。

一、学校保健の文教施策に対する協力。

二、学校保健に関する全国的ならびに地方ブロック大会の開催。

三、学校保健思想の普及啓発。

四、学校保健に関する調査研究。

五、学校保健に関する事業の企画および実践。

六、学校保健関係者の指導および研修。

七、学校保健施設の経営助成。

八、学校保健資材の斡旋。

九、その他この会の目的達成に必要な事業。

第三章　資産および会計

第五条　この会の資産は左の各号から成る。

一、基本財産。

二、政府ならびにその他の補助金。

三、会員および加盟団体よりの醵出金。

四、寄附金品。

五、基本財産から生ずる果実。

六、その他の諸収入。

第六条　この会の資産は、理事長が管理し、現金は確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。

第七条　基本財産は消費し、または担保に供してはならない。

但し、この会の事業遂行やむを得ない理由が生じたときは理事会の議決を経かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第八条　この会の経費は、第五条第二号から第六号までの資産で支弁する。

第九条　この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、理事長が編成し、理事会の議決を経て文部大臣に届出しなければならない。

収支予算を変更した場合も同様とする。

事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て特別会計を設けることができる。

第十条　この会の決算は、会計年度終了後二箇月以内に理事長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

この会の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または翌年度に繰越すものとする。

第十条の二　収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部大臣の承認を受けなければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第十一条　この会の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章　加盟団体・個人会員および賛助会員

第十二条　この会に加盟団体・個人会員および賛助会員を置く。

一、加盟団体とは、この会の目的に賛同する都道府県および指定都市を単位とする学校保健団体で、理事会の承認を経て入会したものをいう。

二、個人会員とは、学校保健関係者であつて、この会の目的に賛同するもので、理事会の承認を経て入会したものをいう。

三、賛助会員とは、この会の目的に賛同する団体または個人で、理事会の承認を経て入会したものをいう。

第十二条の二　加盟団体・個人会員および賛助会員は、この会に対し別に定める規定により毎年度一定額の醵出金を納入しなければならない。

前項以外の必要な規則は、理事会の議決を経て別に定める。

第五章　役員および職員

第十三条　この会に左の役員を置く。

会　長

副　会　長

理　　事　　二十五名以上三十名以内

（内理事長一名、常務理事若干名）

監　　事　　三名以上五名以内

評　議　員　　五十名以上六十名以内

前項の外顧問および参与各若干名を置くことができる。

第十四条　会長および副会長は理事会で選任する。

会長はこの会を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第十五条　理事長、常務理事は理事の互選で定める。

理事長はこの会を代表し、会務を総理する。

常務理事はこの会の常務を掌理する。

第十六条　理事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

理事は会務を掌理する。

第十七条　監事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

監事は会計ならびに会務執行の状況を監査する。

第十八条　評議員は左の各号によるものをもつて充てる。

一、加盟団体ごとに推薦された一名の代表者。

二、学識経験のあるものであつて、理事会で推薦されたもの。

評議員はこの会の重要事項を審議する。

第十九条　顧問および参与は、会長が委嘱する。

顧問は会長の諮問に応じ、参与は会務に参画する。

第二十条　役員であつて、その任に堪えないものがあるときは、理事会の議決によつて解任することができる。

第二十一条　役員の任期は二年とする。

但し、重任を妨げない。

補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

増員による役員の任期は現任者の残任期間とする。

役員は任期満了後でも、後任者の就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

第二十二条　この会に事務職員を置く。

事務職員に関する規程は別に定める。

第六章　会　　議

第二十三条　会議は評議員会および理事会とする。

評議員会は評議員で構成し、毎年一回会長が招集し、会長がその議長となる。

但し、会長が必要と認めたとき、または評議員の三分の一以上から会議の目的事項を示して要求があつたときは、臨時に招集するものとする。

理事会は理事で構成し、随時理事長が招集し、理事長が議長となる。

第二十四条　評議員会は、別に定めるものの他、左の事項を審議する。

一、予算および決算に関する事項。

二、資産の処分に関する事項。

三、会長が特に重要と認めた事項。

第二十五条　理事会は、この寄附行為に定めるものの外、左の事項を議決する。

一、評議員会から附議または委任された事項

二、会長および理事長が重要と認めた事項。

第二十六条　評議員会および理事会は、各構成員の二分の一以上の出席がなければ開会することができない。

但し、委任状により代理者を定めたとき、または書面で意思を表示したものは出席者とみなす。

第二十七条　評議員会および理事会の議決は、各出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところに従う。

第七章　部　　会

第二十八条　この会に部会を置く。

部会に関する規程は別に定める。

第八章　削　　除

第二十九条　削除。

第九章　学校保健研究所

第三十条　この会に学校保健研究所を置く。

学校保健研究所に関する規程は別に定める。

第十章　特別事務機構

第三十一条　この会の会務の遂行上、とくに必要あるときは、特別事務部局を設けることができる。

特別事務部局に関する規程は別に定める。

第十一章　寄附行為の変更および解散

第三十二条　この寄附行為は、理事会および評議員会の議決を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第三十三条　この会は、理事会および評議員会の議決を経、かつ文部大臣の許可を受けなければ解散することができない。

第三十四条　この会の解散の場合における残余財産は、前条の手続を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第十二章　補　　則

この寄附行為施行に関して必要な細則は、理事会の議決を経て別に定める。

付

この寄附行為は昭和四十二年四月一日から適用する。

財団法人日本学校保健会寄附行為

（昭和21年1月28日設立認可
昭和23年9月2日一部変更認可
昭和29年7月17日一部変更認可
昭和42年4月21日一部変更認可
昭和50年2月27日一部変更認可）

第1章　総則

第1条　この会は、財団法人日本学校保健会と称する。

第2条　この会は事務所を東京都港区芝西久保明舟町20番地に置く。

第2章　目的及び事業

第3条　この会は、我が国学校保健の向上発展に寄与することを目的とする。

第4条　この会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　加盟団体の総意を結集するよう相互の連絡提携を密にし、加盟団体の事業を支援するなどの中央機関的活動

(2)　学校保健の文教施策に対する協力

(3)　学校保健の振興に関する事業の企画及び実践

(4)　学校保健に関する調査研究

(5)　学校保健関係者の指導及び研修

(6)　学校保健に関する広報活動

(7)　学校保健に関する全国的大会の開催並びに各ブロック大会・職域別大会の援助

(8)　学校保健に関する資料・資材の推せん及び斡旋

(9)　その他この会の目的達成に必要な事業

第3章　資産及び会計

第5条　この会の資産は次の各号からなる。

(1)　基本財産

(2)　基本財産から生ずる果実

(3)　加盟団体からの拠出金

(4)　国庫その他からの補助金

(5)　寄附金品

(6)　その他の諸収入

第6条　この会の資産は会長が管理し、現金は確実な銀行信託会社等に預け入れるものとする。

第7条　基本財産は消費し、または担保に供してはならない。ただし、この会の事業遂行上やむを得ない理由が生じたときは、理事会の議を経、かつ文部大臣の承認を受けて、その一部に限り処分することができる。

第8条　この会の経費は、第5条第2号から第6号までの資産で支弁する。

第9条　この会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前、会長が編成し、理事会及び評議員会の議を経て文部大臣に届出なければならない。収支予算を変更した場合も同様とする。

事業遂行上必要がある時は、理事会の議を経て特別会計を設けることができる。

第10条　この会の決算は、会計年度終了後2か月以内に会長が作成し、財産目録及び事業報告書並びに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会及び評議員会の承認を受け、文部大臣に報告しなければならない。

この会の決算に剰余金があるときは、理事会の議を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第11条　収支予算で定めるものを除く外、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議を経なければならない。

借入金（その会計年度内の収入をもつて償還する一時借入金を除く）についても同様とする。

第12条　この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第4章　加盟団体

第13条　この会の加盟団体とは、全国都道府県及び指定都市における学校保健を統轄する団体で、理事会の承認を経て加盟したものをいう。

第14条　この会の加盟団体は、この会に対し別に定める規定により、毎年度所定の拠出金を納入しなければならない。

第5章　役員及び顧問

第15条　この会に次の役員を置く。

会　長　1名
副会長　2名
理　事　25名以上35名以内
（内会長1名、副会長2名、専務理事1名、常務理事若干名）
監　事　3名
評議員　50名以上80名以内

第16条　会長及び副会長は理事会で選出し、評議員会の承認を得るものとする。

②　会長及び副会長は就任と同時に理事となる。

③　会長は、この会を代表し、会務を統轄する。副会長は会長を補佐する。会長事故あるときは、会長があらかじめ指名する副会長が、その職務を代行する。

第17条　専務理事及び常務理事は理事会において理事の互選で定める。

②　専務理事は会長の意を受けて会務を掌理する。
常務理事はこの会の常務を掌理する。

第18条　理事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

②　理事の選出手続に関しては別に定める。

第19条　理事は理事会を組織し、この会の業務を議決し執行する。

第20条　監事は評議員会で選出し、会長が委嘱する。

②　監事は会計並びに会務執行の状況を監査する。

第21条　評議員は、次の各号によつて会長が委嘱する。

(1)　各加盟団体ごとに推せんする者　1名

(2)　学識経験者及び職域を考慮して委嘱する者　若干名

②　評議員は評議員会を組織し、この寄附行為に定める事項を審議する。

第22条　役員であつて、その任に堪えないものがあるときは、理事会の議決によつて解任することができる。

第23条　役員の任期は二年とし、再任をさまたげない。

②　補欠又は増員による役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

③　役員は、任期満了後でも後任者の就任するまでは、その職務を行うものとする。

第24条　この会に顧問を置くことができる。

②　顧問は評議員会に諮つて会長が委嘱する。

③　顧問の任期は会長の任期による。

④　顧問は会長の諮問に応ずる。顧問は会長の求めに応じて本会の各種の会議に出席し意見を述べることができる。この場合において顧問は、表決に加わることはできない。

第6章　事務局

第25条　この会に事務を処理するため、事務局を置く。

②　事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

③　事務局長及び職員に関する事項は別に定める。

第7章　会議

第26条　会議は評議員会及び理事会とする。

②　評議員会は評議員で構成し、毎年1回会長が招集し、会長がその議長となる。ただし、会長が必要と認めたとき、又は評議員の3分の1以上から会議の目的事項を示して要求があつたときは、臨時に招集するものとする。

理事会は理事で構成し、随時会長が招集し、会長が議長となる。

第27条　評議員会は別に定めるものの外、次の事項を審議決定する。

(1)　事業計画に関する事項

(2)　予算及び決算に関する事項

(3)　資産の処分に関する事項

(4)　会長が特に重要と認めた事項

第28条　理事会は、この寄附行為に定めるものの外、次の事項を議決する。

(1)　評議員会から附議または委任された事項

(2)　会長が重要と認めた事項

第29条　評議員会及び理事会は、各構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。ただし、委任状により代理者を定めたとき、または書面で意思を表示したものは出席者とみなす。

第30条　評議員会及び理事会の議決は、各出席者の過半数をもつて決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第8章　企画運営委員会

第31条　この会に学校保健センター的事業の企画運営委員会を置く。

第32条　企画運営委員会は、本会が国庫補助を受けて行う学校保健センター的機関としての業務を適正かつ円滑に処理するため、その業務についての企画運営にあたる。

②　企画運営委員会は、前項の企画運営にあたるについての基本的方針等の基本的事項について理事会に報告し、その承認を受けるものとする。

第33条　企画運営委員会に委員長及び委員を置く。

委員長は理事会で理事の中から選出する。

委員は、会長が委嘱する。

第34条　企画運営委員会のもとに必要に応じ専門委員会を置く。

専門委員会の委員は会長が委嘱する。

第35条　企画運営委員会及び専門委員会について必要な事項は、この寄附行為に定めるものの外、理事会が別に定める。

第9章　専門委員会

第36条　この会に会長の諮問機関として次の専門委員会を置くことができる。

(1)　学校保健に関する職域委員会

(2)　会長が重要と認める課題を検討する委員会

②　前項の委員会に必要な事項は、理事会が別に定める。

第10章　寄附行為の変更及び解散

第37条　この寄附行為は、理事会及び評議員会の議を経、かつ文部大臣の認可を受けなければ変更することができない。

第38条　この会は、理事会及び評議員会の議を経、かつ文部大臣の許可を受けなければ解散することができない。

第39条　この会の解散の場合における残余財産は、前条の手続を経、かつ文部大臣の許可を受けて、この会の目的に類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

第11章　補則

この寄附行為の施行に関して必要な事項は、理事会の議を経て会長が別に定める。

附　則

この寄附行為は、認可の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

年　表

明治元～平成12年（1868―2000）

凡　例

＊日本学校保健会80年史年表は、日本学校保健会編『学校保健百年史』(第一法規)、日本学校保健会編『日本学校保健会60年史』（第一法規)、日本学校保健学会編『日本学校保健学会50年史』、帝国学校衛生会「学校衛生」、日本学校衛生会「健康教育」、日本学校保健会会報「学校保健」、田村森次『現行学校衛生関係法規』(右文館)、田村森次『新編学校衛生関係法規』(右文館)、学校保健研究会編『新学校保健法令集』(小笠原書房)、学校健康教育法令研究会監修『学校保健学校安全法令必携』(ぎょうせい)、海後宗臣監修『日本近代教育史事典』(平凡社)、久保義三他編『現代教育史事典』(東京書籍)、解説教育六法編修委員会編『解説教育六法』(三省堂)、厚生省医務局編『医制百年史』、(ぎょうせい)、厚生省五十年史編集委員会編『厚生省50年史』(中央法規出版)、基本医療六法編纂委員会編集『基本医療六法』(中央法規)、歴史学研究会編『新版日本史年表』(岩波書店)、中村政則編『年表昭和史―増補版―1926-2003』(岩波書店）等を参考にして作成した。

＊年表は、「学校衛生・学校保健」、「教育」、「医事」、「社会一般」の事項別にまとめた。

＊日本学校保健会関連項目については、太字ゴシックで掲載した。

＊月日の記載について、複数日にまたがる事項は、その初日を記載した。

＊法律制定後の改正年月日については、重要であると判断したもの以外は記載しなかった。

＊旧漢字は原則として新字体に改めた。

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1868	明治元			
1869	明治２		７月８日　大学校の官制を制定	
1871	明治４		７月18日　文部省を設置	
1872	明治５	２月11日　文部省に医務課を設く（衛生行政一般の事務管掌のため）	３月14日　教部省設置 ５月29日　東京に師範学校を設置（９月開校） ８月３日　「学制」頒布 10月25日　文部省と教部省を合併	
1873	明治６	３月23日　文部省に医務局を設置 ６月１日　学区巡視事務章程を設け、その中に公私学校設置位置が健康上害ある場合は、移転すべきことを定む（わが国学校設備衛生のはじまり）		
1874	明治７			
1875	明治８		４月８日　府県に学務課を設置 11月25日　「文部省職制及事務章程」を制定	
1877	明治10		４月12日　東京医学校と東京開成学校を合併し東京大学を創設	
1878	明治11	７月　リーランド来日（西洋体操を導入） ９月６日　文部省学務課に体操取調掛をおく 10月24日　「体操伝習所」を創設、リーランドを招聘して、学徒に適合する体操法を選定、古体操法は、東京女子師範学校、東京師範学校の生徒に実施して、その適否如何を試み、この身体的効果を活力検査により計測（わが国の学校身体検査の濫觴）		
1879	明治12	９月29日　「教育令」を制定・公布、その中におよそ児童は種痘あるいは天然痘をへた者でなければ入学することを、又伝染病に患っている者は、学校に出入することを禁ずる旨を定める（学校伝染病予防規程の濫觴）	１月15日　東京学士会院創立（日本学士院の起源） ８月　「教学聖旨」示される	
1881	明治14	６月18日　「小学校教員心得」中に身体教育は、ひとり体操のみに依存することなく、常に校舎の清潔、光線、温度の調節、大気の流通に留意し、また生徒の健康を害する癖習に汚染することを予防することに従事すること、ならびに教育上健康保全の重要性を示す	１月29日　「就学督責規則起草心得」を制定 ７月21日　「学校教員品行検定規則」を制定 ７月29日　「中学校教則大綱」を制定 ８月19日　「師範学校教則大綱」を制定	
1882	明治15		11月27日　「幼学綱要」を文部卿および参議に下賜	
1883	明治16		７月６日　「府県立師範学校通則」を制定 ９月９日　「大日本教育会」結成	
1884	明治17		１月11日　「商業学校通則」を制定 １月26日　「中学校通則」を制定 ５月９日　文部省事務取扱規則を廃止し、「文部省事務規程」を制定 ８月13日　「中学校師範学校教員免許規程」を制定（中等教員検定制度のはじまり）	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	12月25日　医学所を昌平校の管轄とする	9月8日　「明治」と改元
		6月17日　版籍奉還
	8月23日　御雇外国人医学教師ミユルレル・ホフマン来日 11月12日　長與専斎、岩倉特使の随員として欧米の医事制度調査に出発	7月14日　廃藩置県 7月29日　太政官制を改定
		9月12日　新橋・横浜間に鉄道開通
	3月4日　長與専斎、欧米の医事制度調査から帰国 6月13日　長與専斎、医務局長となる	1月10日　「徴兵令」発布 11月10日　内務省設置
	8月18日　「医制」を制定 10月30日　「種痘規則」を布達	
	5月14日　「医制」を改正 6月28日　衛生事務は、文部省より内務省へ移管	
		2月5日　西南の役起こる
		5月14日　大久保利通暗殺 8月30日　明治天皇、北陸・東海巡幸へ出発
	7月14日　内務省に中央衛生会を設置	1月25日　「朝日新聞」創刊 4月4日　沖縄県を設置（沖縄藩廃止）
	5月　高木兼寛ら成医会講習所設立（慈恵会医科大学の前身）	4月7日　農商務省設置 7月30日　明治天皇、東北・北海道巡幸に出発 10月12日　明治14年の政変 10月29日　自由党結成（総理・板垣退助）
	5月27日　「医学校通則」を制定	3月14日　伊藤博文、憲法調査のため渡欧出発 3月16日　立憲改進党結成（総理・大隈重信） 3月20日　上野動物園開園 10月10日　日本銀行開業
	2月18日　大日本私立衛生会結成 10月23日　「医術開業試験規則・医師免許規則」を制定	
	桜井女学校内に看護婦養成所を設置（看護婦教育のはじまり）	松方デフレ政策

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1885	明治18	11月18日　府県立学校の兵式体操・軽体操の教員養成を体操伝習所で行うことにつき通達 12月28日　体操伝習所を東京師範学校附属とする	8月12日　「教育令」を再び改定 12月22日　森有礼、初代文部大臣に就任	
1886	明治19	4月29日　東京師範学校附属体操伝習所廃止、高等師範学校に体操専修科を設置	3月2日　「帝国大学令」公布 4月10日　「師範学校令」、「小学校令」、「中学校令」、「諸学校通則」を公布 4月29日　東京師範学校を高等師範学校に改組 5月10日　「教科用図書検定条例」を制定 5月25日　「小学校ノ学科及其程度」を制定 5月26日　「尋常師範学校ノ学科及其程度」制定 6月21日　「小学校教員免許規則」を制定 10月8日　「尋常師範学校官制」を公布 12月22日　「尋常師範学校尋常中学校及高等女学校教員免許規則」を制定	
1887	明治20	9月15日　東京帝国大学衛生委員会を設置し学生の衛生管理にあたる	1月9日　ハウスクネヒト、帝国大学文科大学に着任 3月25日　「公私立小学校教科用図書採定方法」を制定 5月21日　「学位令」公布	
1888	明治21	12月28日　文部省学生生徒の体格検査様式を定め、直轄学校に対し活力検査を行いその結果を報告するよう指示（学校身体検査のはじめ）	5月7日　加藤弘之ら25名に初めて博士号を授与	
1889	明治22	7月　山形県鶴岡町において仏教各宗派協同忠愛協会が少数の貧困児に対し学校において無料で昼食をだす（学校給食） 忠愛協会先覚者佐藤霊山師	2月11日　文部大臣森有礼、刺客に襲われ翌日死去	
1890	明治23		3月25日　女子高等師範学校を設置 10月7日　「改正小学校令」を公布 10月30日　「教育ニ関スル勅語」（教育勅語）発布 10月31日　教育勅語発布に関し、文部大臣訓示、府県および直轄学校に対して訓令	
1891	明治24	吉田迂一が高等師範学校の学校衛生担当講師嘱託となる 4月　学校衛生の見地を加味した学校設備準則を設け、小学校の設備に関し、一定の基準を示した 9月23日　文部省に学校衛生事項取調嘱託1名を置く（三島通良） 10月1日　三島通良九州地方の学校衛生調査に出張 11月17日　小学校設備準則を改正し、校地は道徳上、衛生上に害なく、かつ児童の通学に便利な箇所を選ぶべきこと、その地に関し規定した	3月10日　「私立小学校代用規則」を制定 4月8日　「小学校設備準則」を制定 6月17日　「小学校祝日大祭日儀式規程」を制定 6月30日　「市町村立小学校長及教員名称及待遇」を制定 11月17日　「小学校教則大綱」を制定 11月17日　「学級編制等ニ関スル規則」を制定 11月17日　「小学校教員検定等ニ関スル規則」を制定 12月1日　石井亮一濃尾大地震による孤児を収容し、「孤女学院」を創設（明治39年滝野川学園） 12月15日　「尋常中学校設備準則」制定	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	12月20日　東京医学会創立	9月　日本郵船会社創立 12月22日　太政官制を廃し、内閣制度を創設 12月22日　第1次伊藤博文内閣成立
	3月2日　東京大学医学部は「帝国大学医科大学」と改称 4月23日　帝国大学分科大学の修学期限を定め医科大学は4年とした 11月15日　国際赤十字条約加盟（ジュネーブ条約）	1月26日　北海道庁を設置（函館・札幌・根室3県を廃止） 2月27日　「各省官制」公布 7月20日　「地方官官制」公布
	3月　長谷川泰ら医家法律家を結集、国家医学会を創設 5月20日　博愛社、日本赤十字社と改称 7月1日　「日本薬局方」施行 8月19日　各高等学校に医学部を設置	
	12月28日　「陸軍軍医学校条例」を公布	4月25日　「市制・町村制」公布（22年4月から施行） 4月30日　枢密院を設置
	3月15日　「薬品営業並薬品取締規則」を制定	2月11日　「大日本帝国憲法」・「皇室典範」発布 4月1日　「市制・町村制」施行 7月1日　東海道線全通 12月24日　「内閣官制」公布 12月24日　第1次山県有朋内閣成立
	経済界不況深刻化、各地で米騒動起こる、流行性感冒、はじめて全国で流行 全日本薬剤師連盟結成 4月1日　第1回日本医学会開催（東京） 4月7日　日本薬剤師連合会設立 4月15日　帝国医会結成 12月4日　北里柴三郎、ジフテリアおよび破傷風の血清療法を発見	7月1日　第1回衆議院議員総選挙 9月15日　立憲自由党結成 10月20日　「元老院」廃止 11月25日　第1回帝国議会招集 12月16日　東京・横浜間に電話開通
	3月　ツベルクリンが医科大学に到着 4月　第1回医術開業試験実施（東京）	1月9日　内村鑑三の「不敬事件」（勅語拝礼拒否）が起こる 2月20日　立憲自由党、自由党と改称（総理・板垣退助） 10月28日　濃尾地方大地震 12月18日　足尾鉱毒事件が起こる

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1892	明治25		7月11日　「尋常師範学校教員免許規則」を制定 7月11日　「尋常師範学校設備規則」を制定	
1893	明治26	12月15日　三島通良考案「小学校机、腰掛構造法」官報に登載		
1894	明治27	1月7日　直轄学校の活力検査結果をはじめて発表 5月　東京市麹町区に学校医を置く 7月　神戸市内小学校に学校医を置く 8月29日　「小学校ニ於ケル体育及衛生ニ関スル件」訓令 11月1日　「本邦人体格調査報告」官報に登載（三島通良調査）	1月31日　文部省「視学規程」を制定 3月7日　井上毅文部大臣に就任 4月6日　「高等師範学校規程」を制定 6月12日　「実業教育費国庫補助法」公布 6月25日　「高等学校令」公布（高等中学校を高等学校と改称・改組） 10月2日　「女子高等師範学校規程」を制定 10月3日　西園寺公望文部大臣に就任	
1895	明治28	3月13日　三島通良、東京高等師範学校において学校衛生学を教授 4月　普通学務局「学校衛生取調復命書摘要」印刷配布 4月　山形県において県下公立学校に学校医を設置する訓令を定める	1月29日　「高等女学校規程」を制定	
1896	明治29	5月8日　文部大臣の諮問に応じ学校衛生に関する事項を掌るために学校衛生顧問及学校衛生主事を設く 6月8日　学校衛生顧問に関する事項は、普通学務局の主管とす	12月2日　「尋常師範学校尋常中学校高等女学校教員免許規則」を制定 12月18日　文部大臣の諮問機関として「高等教育会議」を設置 12月20日　大日本教育会を改組して「帝国教育会」を結成	
1897	明治30	1月11日　学校衛生顧問に諮問して、「学校清潔法」の標準を定めた（訓令） 3月15日　学生生徒の活力検査に関する訓令を廃止し、「学生生徒身体検査規程」を制定、（学校身体検査規程の最初） 9月10日　三島通良、「小学校用机、腰掛取調報告」及び「学校児童発育取調報告」を提出 10月5日　学校衛生主事及学校衛生主事補の職務並びに定員を定めた	5月4日　「地方視学」を設置 6月22日　京都帝国大学を設置（これにより帝国大学を東京帝国大学と改称） 10月9日　「師範学校令」を公布	
1898	明治31	1月12日　「公立学校ニ学校医ヲ置ク件」公布 2月26日　「学校医職務規程」公布（学校医の資格を定めた） 6月　「師範学校建築ニ関スル件」公布 9月28日　「学校伝染病予防及消毒方法」を制定（幼稚園も準用） 10月14日　学生生徒の近視予防の見地より、検定出願教科用図書の文字印刷等に関する標準を示した（「検定出願教科用図書ノ文字印刷等ニ関スル標準」）	10月14日　「検定出願ノ教科用図書ノ文字印刷等ニ関スル規程」を制定	
1899	明治32	1月　京都市下京区学校医会結成 3月22日　「中学校及高等女学校ノ校舎寄宿舎等ノ建築ニ関スル稟申書ニ添付スヘキ図面ノ調製ニ関スル件」公布	2月7日　「中学校令」を改正（尋常中学校を中学校とする） 2月7日　「実業学校令」を公布 2月8日　「高等女学校令」公布 2月8日　「中学校編制及設備規則」を制定 2月21日　「高等女学校ノ学科及其程度ニ関スル規則」を制定 3月31日　台湾に師範学校を設置（台北・台中・台南	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	この年、東京に発疹チフス流行 11月30日　大日本私立衛生会、伝染病研究所を創立（主任、北里柴三郎）	11月22日　「外国留学生規程」を公布
	この年、痘そう大流行 ３月　伝染病研究所に国庫補助 ４月　大日本医会創立 ６月11日　日本薬剤師会設立（日本薬剤師連合会改組） 11月９日　衛生局衛生課を保健課と改称	３月４日　「弁護士法」を公布 ４月14日　「集会及政社法」、「出版法」、「版権法」公布 ９月11日　富岡製糸工場を三井に払下げ
	この年、前年よりの赤痢大流行 ４月　「医術開業試験委員会官制」公布 ４月　「薬剤師試験委員会官制」公布 ８月25日　北里柴三郎ペスト菌発見	８月１日　日清戦争起こる
	この年、コレラ流行	３月30日　日清休戦条約締結 ４月17日　日清講話条約（下関条約）調印
	この年、赤痢流行 ４月１日　「痘苗製造所官制」公布（東京大学に痘苗製造所設置） 11月28日　日本歯科医会結成	３月１日　進歩党結成（立憲改進党・立憲革新党・中国進歩党など合同） ３月31日　拓殖務省設置 ４月６日　第１回オリンピック開催（アテネ） ６月15日　三陸地方に大津波 ８月17日　学令未満児童の就学禁止を訓令す
	３月　海軍省に医務局設置 ４月１日　「伝染病予防法」を公布 10月22日　海軍軍医学校設立 10月25日　衛生局改組防疫課を置く 12月25日　志賀潔、赤痢菌を発見	２月５日　農商務省所管製鉄所を福岡県八幡村に設置（６月１日開業） ３月29日　「貨幣法」公布（金本位制確立） ７月５日　労働組合期成会結成（労働運動の母体） ８月２日　日本勧業銀行開業 12月21日　「台湾総督府官制」公布
		３月４日　「著作権法」公布 ３月10日　「印紙税法」公布 ３月16日　「国籍法」公布 ６月22日　憲政党結成（自由・進歩両党合同）
	３月27日　日本初の薬学博士誕生 ３月31日　「伝染病研究所官制」公布（大日本私立衛生会より内務省に移管） ７月４日　京都帝国大学に医科大学設置 ７月19日　「産婆規則」を公布 11月５日　ペスト患者はじめて発生	

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1899	明治32		に３校設置） ６月28日　「幼稚園保育及設備規程」を制定 ８月３日　「私立学校令」公布 10月20日　「小学校教育費国庫補助法」公布	
1900	明治33	３月26日　明治30年３月15日制定の「学生生徒身体検査規程」を省令化 ３月26日　女子の師範学校又高等女学校に在学する年齢は心身の発育上最も注意を要する時期につき試験の際並に月経時における体操科の取扱に関し注意した ４月４日　文部省分課規程を改正し学校衛生課を設置 ５月20日　文部省学校衛生課設置（三島通良就任） ８月20日　「小学校設置及設備規定（小学校令抄勅令第344号）」公布 12月28日　学校接近ノ土地ニ於テ教育上障害ノ営業開始、建物築造取締方（内務・文部両省内訓）	３月16日　「市町村立小学校教育費国庫補助法」公布 ３月26日　「学生生徒喫煙禁止」に関し訓令した ３月31日　「教員免許令」を公布 ３月31日　「教員検定委員会官制」を公布 ７月４日　「文部省直轄学校外国委託生ニ関スル規程」を制定 ８月20日　「小学校令」改正 ８月21日　「小学校令施行規則」を制定 ９月14日　津田梅子、女子英学塾を設立	
1901	明治34	３月28日　学生生徒身体検査施行上、脊椎及び体格検査の方法並びにその標準を示した（学校生徒身体検査体格等位決定内規） ４月　府県に指示し教員の健康診断を行わせる ４月８日　「校舎衛生上ノ利害調査報告書」三島通良の報告官報に登載 12月24日　「師範学校本科生徒病類別患者報告方」について訓令	３月５日　「中学校令施行規則」を制定 ３月22日　「高等女学校令施行規則」を制定	
1902	明治35	５月15日　「学校寄宿舎建築並非常変災ニ対スル設備上注意方」公布	２月６日　「中学校教授要目」を制定 ２月24日　「高等師範学校、女子高等師範学校及師範学校入学志望者入学禁止項目（文部省令第25号） ３月28日　「文部省直轄諸学校職員定数令」公布 ３月28日　広島高等師範学校を設置（高等師範学校を東京高等師範学校と改称） ３月28日　臨時教員養成所官制公布（３月29日：臨時教員養成所５校設置）	
1903	明治36	３月20日　学校衛生顧問を廃止した ３月24日　三島通良退任 ５月23日　学校衛生研究会、雑誌「学校衛生」創刊 11月１日　「学校体操場公開及校舎公会ニ使用認可方」公布 12月４日　学校衛生主事並びに学校衛生課を廃止し、学校衛生取調嘱託を存置、事務は文書課に合併	３月９日　「高等女学校教授要目」を制定 ３月27日　「専門学校令」公布 ３月31日　「公立私立専門学校規程」を制定 ４月13日　国定教科書制度成立 ４月29日　「小学校教科書図書翻刻発行規程」を制定 ５月27日　小学校教科用図書用紙標準を告示	
1904	明治37	４月　第１回万国学校衛生会議（三島通良、榊保三郎出席）ドイツニュルンベルグ ８月９日　有害紫色鉛筆の使用を禁止するの件訓令した（「学生生徒紫色鉛筆使用禁止」） ９月10日　学生生徒身体検査規程の一部を改し、検査時期を毎年４月に実施することと改正した（従来は毎年４月と10月の２回実施することとなっていた） 10月　文部省に体操及遊戯取調委員会を設置	２月22日　小学校令施行規則を改正し設備準則を大きく削除 ８月25日　東京帝国大学戸水事件	
1905	明治38	５月24日　「師範学校中学校実業学校等生徒ニ夏期休業中水泳練習督励方」公布 ９月　岐阜県において学校看護婦を公費をもって雇入れる		

	医　事　事　項	社会一般事項
	3月7日　「下水道法」を公布 3月7日　「未成年者喫煙禁止法」制定 12月5日　吉岡荒太・弥生夫妻、東京女医学校を設立	3月10日　「治安警察法」公布 3月13日　「郵便法」、「郵便為替法」公布 3月14日　「電信法」公布 3月16日　「私設鉄道法」、「鉄道営業法」公布 3月22日　「保険業法」公布 4月　金融恐慌起こる 6月21日　「道路取締規則」を公布（左側通行を規定） 9月15日　立憲政友会結成（総裁・伊藤博文）
	3月6日　「理髪営業取締規則」を公布 12月3日　日本赤十字社創立	3月2日　愛国婦人会創立 3月28日　北海道会法公布 5月20日　社会民主党結成（即日禁止） 12月10日　田中正造、足尾銅山鉱毒事件につき天皇に直訴
	1月　歯科医学会創立 3月21日　東京帝国大学医科大学に歯科講座新設 4月　日本女医会創立 4月2日　第1回日本聯合医会開催（東京） 10月6日　横浜にペスト患者発生	1月30日　日英同盟協約調印 5月8日　台湾島民を日本国籍に編入
	3月30日　帝国聯合医師会発足 9月　帝国聯合医会結成 11月27日　大日本歯科医会結成	7月15日　西園寺公望、政友会総裁となる 8月22日　東京市内に電車開通 11月15日　幸徳秋水・堺利彦ら「平民社」を設立
	2月4日　「結核予防令」公布（内務省令） 4月　日本衛生学会設立	2月10日　日露戦争始まる 4月1日　「煙草専売法」公布 6月20日　満州軍総司令部設置 8月10日　黄海海戦 12月5日　旅順203高地占領
	この年ペスト流行 3月8日　「鉱業法」を公布	2月16日　「郵便貯金法」公布 5月27日　日本海海戦 9月5日　日露講和条約（ポーツマス条約）調印 9月5日　日比谷焼討事件

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1906	明治39	6月22日　「学校伝染病予防法及消毒方法」一部改正 7月2日　「トラホーム」、肺結核、皮膚病等予防上学校清潔方法施行にあたり日常の掃除につき注意を指示した（「トラホーム、肺結核予防上学校清潔ニ関スル件」） 7月2日　学校清潔方法に関し注意・指示 9月10日　「学校生徒身体検査規程」一部改正	11月　石川亮一、精神薄弱児のために滝野川学園を開設	
1907	明治40	4月　日本連合歯科医会結成 5月9日　教員の結核漸次増加しつつあり、児童教育上憂慮すべきことであるので、その防遏について訓令した（「教員肺結核ニ関スル注意」） 5月22日　「学校生徒水泳練習奨励ニ関スル注意事項」公布 6月13日　学校ニ於ケル火災予防及生徒避難ノ方法等ニ関スル注意事項 8月　第2回万国学校衛生会議（ロンドン）代表参加	3月21日　義務教育年限を6年に延長（小学校令改正により尋常小学校6年、高等小学校2年、明治41年4月から施行） 3月25日　「帝国大学特別会計法」公布 4月　東京高等師範学校附属小学校に精薄弱のための補助学級開設 4月10日　「官立医学専門学校規程」を制定 4月17日　「師範学校規則」制定、文部省各府県師範学校の附属小学校において盲聾唖、心身発育不全児童のための特別学級を設けるよう推奨 6月22日　東北帝国大学を設置	
1908	明治41	3月6日　学校におけるトラホーム患者の点眼に関して通牒（「学校職員点眼ニ関スル件」） 9月10日　「文部省視学官及文部省視学委員職務規程」を定める		
1909	明治42	第3回万国学校衛生会議（パリ）代表参加 9月4日　学校施設ニ関スル注意（文部省訓令第11号）	4月7日　東京盲学校を設置 9月9日　学生生徒の飲酒取締法に関し訓令した（「学校生徒飲酒取締ニ関スル注意」）	
1910	明治43	4月4日　種痘に関する事項を、学齢簿、学籍簿及小学校幼稚園の卒業証書に記入するよう通達	5月31日　「師範学校教授要目」を制定 7月30日　直轄学校の学生生徒に対し、喫煙取締に関する内訓を発し注意した（「文部省直轄学校生徒学生生徒喫煙取締ニ関スル注意」） 12月22日　九州帝国大学を設置	
1911	明治44	7月29日　「高等女学校生理衛生教授要目」制定 7月31日　「中学校生理及衛生教授要目」制定		
1912	明治45・大正元	1月26日　学生生徒身体検査規程中検査項目の一部に改正を行い従来身長・体重等の計測に「メートル法を採用していたのを尺貫法に改めた 1月26日　学校伝染病予防及消毒方法中学校において特に予防すべき伝染病の種類に「パラチフス」を加えた 4月　堺市市費で学校専属看護婦5名をおく 6月　文部省係官を派し、福島県下の教員の結核の実態調査を行う 8月　高松市四番町小学校において身体虚弱児童対象の休暇集落実施		
1913	大正2	ライオン歯磨を製造していた小林商店の小林富次郎は、事業収益の社会還元のため、口腔衛生後援会等開催 1月28日　「学校体操教授項目」を制定 2月　日本連合歯科医会、中学校・高等女学校向	6月13日　「教育調査会」を設置（高等教育会議廃止）	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
		9月6日　東京に戒厳令 12月22日　満州に関する日清条約調印
	5月2日　「医師法・歯科医師法」公布 6月　日露戦争による戦没者の孤児のため帝国愛育院を浅草に設立 6月　東京市、労働者のための託児所を開設 9月3日　「医師法施行規則」、「歯科医師法施行規則」を制定	1月28日　日本社会党結成 3月　東北地方大飢饉、窮民の救済事業を実施 3月31日　「鉄道国有化法」公布 11月26日　南満州鉄道株式会社設立
	4月10日　官立医学専門学校規程制定（外国語がドイツ語となる） 9月13日　東京歯科医学専門学校、専門学校令により認可	2月22日　日本社会党に禁止命令 3月12日　「帝国鉄道庁官制」公布 12月22日　片山潜、平民協会を組織
	この年、痘瘡流行 10月7日　中央慈善協会設立	12月5日　「鉄道院官制」公布（総裁後藤新平）
	4月14日　従来の「種痘規則」を廃止し、「種痘法」を制定 9月21日　社団法人日本薬剤師会設立 12月21日　「種痘法施行規則」公布	5月6日　「新聞紙法」公布 8月14日　近江・美濃大地震 10月26日　伊藤博文、ハルビン駅頭で暗殺される 12月16日　山手線開通（品川―田端間）
		3月13日　立憲国民党結成 5月25日　「大逆事件」起こる 8月22日　「韓国併合ニ関スル条約」調印
	5月30日　恩賜財団済生会設立	5月1日　中央線全線開通 10月10日　清国・辛亥革命起こる 10月25日　片山潜ら社会党組織（2日後結社禁止）
	3月14日　私立東京女子医学専門学校、専門学校令により認可 7月11日　私立日本医学専門学校、専門学校令により認可	1月1日　清国、国号を中華民国と改める 4月14日　タイタニック号、大氷山と衝突 7月6日　第5回オリンピック（ストックホルム）、日本初参加 7月30日　明治天皇崩御 9月13日　乃木希典夫妻殉死 12月19日　第1次護憲運動はじまる
	2月11日　日本結核予防会協会設立 9月19日　「医師試験規則」制定（医術開業試験規則廃止） 9月19日　「歯科医師試験規則」制定 9月19日　「薬剤師試験規則」制定	2月11日　大正政変、桂内閣総辞職 8月8日　孫文日本に亡命 11月22日　徳川慶喜死去 12月23日　立憲同志会結党式（総裁加藤高明）

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		けの「歯の衛生」パンフレット配布 3月　大日本学校衛生協会結成 4月　奈良県に初めて学校衛生主事を置く 4月5日　雑誌「日本学校衛生」創刊（大日本私立衛生協会） 6月9日　小学校教員の肺結核に関し訓令 6月13日　学校衛生に関する事項は、大臣官房文書課の所管とした 7月16日　小学校令施行規則改正（兵式体操を「教練」と改正）		
1914	大正3	11月2日　第1回文部省主催学校衛生講習会開催 11月15日　第1回学校衛生協議会開催（大日本学校衛生協会主催） 12月11日　「教育基金令」を制定、教育資金は、国民学校職員の疾病療治料に用いることができることを定めた	1月14日　京都帝国大学沢柳事件起こる	
1915	大正4	2月23日　高等師範学校の学科を文科・理科とし、東京高等師範学校に特科として体育科をおく 4月　千葉県木更津町に初めて学校歯科医を置く 4月8日　小学校教員疾病療治料給与に関する準則を制定 8月　東京府第三高等女学校に歯科診療施設を置く 12月28日　「伝染病患家ニ於ケル生徒児童ノ欠席ハ統計上授業日数短縮ト看做シ取扱方」公布	1月27日　「公立学校職員分限令」公布	
1916	大正5	4月11日　学校衛生調査会設置 6月15日　学校衛生主事廃止後、学校衛生に関する責任者を欠いていたが、新たに学校衛生官を設け、普通学務局第二課に所属させた 11月11日　文部省内に新たに学校衛生会を設け、文部大臣の諮問に応じ、学校衛生に関する事項を調査せしむることとなり、同会規則を定めた		
1917	大正6	4月1日　「学校医ノ執務ニ関係アル事項伝達ニ関スル件」（発普124号）公布	1月29日　「公立学校職員制」公布 1月29日　「公立学校職員待遇官等等級令」公布 9月21日　「臨時教育会議」を設置（教育調査会廃止） 12月15日　臨時教育会議、兵式体操の振興に関して建議	
1918	大正7	11月20日　「撃剣柔道ニ関シ学校衛生会答申ノ件」公布	4月1日　北海道帝国大学を設置 5月3日　「帝国連合教育会」結成 12月6日　「大学令」公布（公立・私立大学、単科大学を認める） 12月6日　「高等学校令」公布（公立・私立を認め、7年制を原則とする	
1919	大正8	6月　文部省学校衛生主事会議を招集（設置県3府37県） 6月11日　学校衛生に関する事項は、普通学務局第5課の専管とした 8月29日　「学校伝染病予防規程」を制定した（従来の「学校伝染病予防及消毒方法」を廃止） 9月19日　「児童生徒及学生ノ近視予防ニ関スル注意」（文部省訓令第9号）公布	1月14日　「台湾教育令」公布 2月9日　ジョン・デューイ（John Dewey）来日 3月29日　「高等学校規程」を制定 3月29日　「大学規程」を制定 5月23日　「臨時教育委員会」を設置（臨時教育会議廃止） 5月29日　「文部省直轄学校教員養成規程」を制定	

	医　事　事　項	社会一般事項
	10月14日　伝染病研究所、内務省より文部省に移管 11月５日　北里研究所創立	７月28日　第一次世界大戦起こる ８月23日　ドイツに対して宣戦布告、第一次世界大戦に参加 11月７日　青島占領 12月18日　東京駅竣工
	６月30日　「看護婦規則」を制定 ７月14日　東北帝国大学に医科大学設置 ８月28日　「私立看護婦学校養成所指定標準」制定 12月11日　㈶北里研究所開所式	11月10日　大正天皇即位の大礼
	４月１日　伝染病研究所を東京帝国大学に附置する ６月28日　「保健衛生調査会官制」を公布 ９月22日　「医師及歯科医師試験官制」公布 11月10日　大日本医師会創立総会（東京）	１月12日　大隈首相狙撃事件 10月10日　憲政会結成（総裁加藤高明） 12月９日　夏目漱石死去
	８月20日　「国立感化院令」公布	11月７日　ソビエト政権成立（ロシア十月革命）
	10月　インフルエンザ全国各地で大流行 10月２日　社団法人北里研究所設立認可	11月11日　第一次世界大戦終わる
	３月27日　「結核予防法」ならびに「トラホーム予防法」を公布 ３月　武蔵野学院開設（最初の国立感化院） ４月　慶応義塾、医学科創設 ８月23日　「トラホーム予防法施行規則」公布 10月23日　「結核予防法施行令」（勅令第450号） 10月23日　「結核予防法施行規則」（内務省令第20号） 11月22日　大阪医科大学、大学令により設立認可（大学令による最初の公立大学） 12月24日　衛生局に調査課新設	２月９日　大原社会問題研究所設立 ３月１日　朝鮮独立運動起こる（万歳事件） ６月28日　ベルサイユ講和条約調印

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1920	大正９	２月21日　「学校医ノ資格及職務ニ関スル規程」が改正 ４月９日　「学校衛生事務ニ関スル注意」（発普195号）公布 **６月　学校衛生主事会議にて神奈川県学校衛生主事であった岩原拓が「学校衛生研究会」の設立を提唱し、満場一致の賛同を得た。これが帝国学校衛生会の前身となる** ７月27日　「学生生徒児童身体検査規程」を制定（従来の学生生徒身体検査規程を廃止） ７月27日　「学生生徒児童身体検査規程上ノ発育概評決定標準」（文部省訓令第９号）公布 11月25日　学生生徒児童身体検査規程ニ関スル注意事項（発普593号）公布 **12月５日　帝国学校衛生会設立**	１月13日　東京帝国大学森戸事件起こる ２月17日　東京帝国大学、聴講生として女子の入学を認める	
1921	大正10	１月６日　流行性感冒の予防の万全を期するため、「流行性感冒ノ予防要項」について訓令（内務省） **５月　帝国学校衛生会、雑誌「学校衛生」創刊** ６月23日　文部大臣官房に学校衛生課が設けられ（北豊吉課長）、学校衛生官の外に学校衛生官補並に属が置かれ、庶務掛、医務掛、教授衛生掛、体育運動掛の各掛が置かれた（従来普通学務局の主管事務であった学校衛生に関する事項が、学校衛生課において所管することとなった） ７月29日　文部省学校衛生課課長に北豊吉就任 ８月22日　机・腰掛が児童生徒の身体発育に支障をきさないようにするため、学校用机・腰掛に関し一定の標準を示し通達（学校用机・腰掛ノ標準ニ関スル件通牒」） 12月　師範学校における学校衛生教授に関し教授時間の配当が少ないこと、教授者の知識が乏しいことから、「師範学校ニ於ケル学校衛生教授ニ関スル件通牒」が出された。	７月９日　「教育評議会」を設置	
1922	大正11	５月４日　「学校衛生調査会官制」公布―文部大臣の監督に属し、その諮問に応じ学校衛生に関する事項を調査するため学校衛生調査会を設けた **５月12日　第１回全国聯合学校衛生会（東京府庁内商工奨励館）** ６月10日　日本赤十字社よりの好意により同社東京支部看護婦２名派遣されたので、文部省学校看護婦を命じ、学校に配置した	５月29日　「未成年者飲酒禁止法ノ趣旨徹底方」） ９月18日　女教員の産前産後に対し、特に保護方法を講ずる必要があるので、これが休養に関し訓令した 10月30日　学制頒布五十年記念式典挙行	
1923	大正12	**５月29日　第２回全国聯合学校衛生会（東京府庁商工奨励館）** ９月９日　「学校伝染病予防規程」（文部省令第18号）公布 11月　学校衛生主事会議において、「学校看護婦職務規程」を定め、学校看護婦は、学校長の監督を受け、学校医の指揮に従いその職務を補助すべきものと定めた	６月28日　米国NEA主催の世界教育会議開催 ８月28日　「盲学校及聾唖学校令」公布	
1924	大正13	３月　文部省主催学校看護婦講習会を初めて開催 **５月19日　第３回全国聯合学校衛生会（東京外国語学校講堂）** ６月10日　「地方学校衛生職員制」を制定・公布 ７月　文部省、「学校診療に関する調査」実施	４月15日　「文政審議会」を設置 ５月２日　京城帝国大学を設置	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	この年流行性感冒猖獗、コレラ流行 9月19日　国立栄養研究所設置	1月10日　国際連盟発足 3月28日　市川房枝ら新婦人協会創立 5月2日　日本で最初のメーデー（東京上野公園） 5月15日　「鉄道省官制」、「国勢院官制」公布 8月9日　「陸軍士官学校令」、「幼年学校令」公布
	11月12日　道府県衛生職員制制定	3月1日　青年同志会結成（水平社の前身） 11月4日　原敬、東京駅で刺殺される 11月25日　皇太子裕仁親王、摂政に就任
	2月　「人口動態調査令」公布 3月30日　未成年者酒類飲用を禁止するため「未成年者飲酒禁止法」を定め、同年4月1日より施行した 3月31日　「官立医科大学官制」公布 4月11日　伝染病予防法改正により、伝染病の種類中に疫痢と赤痢を含め、パラチフス、流行性脳脊髄膜炎の2種を加えた 4月22日　「健康保険法」公布	3月3日　全国水平社創立大会（京都） 4月9日　賀川豊彦ら、日本農民組合結成 7月15日　日本共産党結成（秘密結社） 11月17日　アインシュタイン来日 12月30日　ソビエト社会主義共和国連邦成立
	済生会、訪問看護婦事業はじめる（保健婦のはじまり） 11月23日　法定日本医師会設立（大日本医師会解散）	1月27日　婦人参政権獲得同盟成立 9月1日　関東大震災 12月27日　虎ノ門事件
	10月24日　医制発布50年記念式典挙行（東京・上野）	1月16日　政友会分裂 1月26日　皇太子裕仁親王御成婚 7月1日　「メートル法」実施 10月30日　内務省主催第1回明治神宮競技大会開催 11月3日　体育の日となる

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		9月9日　「学校伝染病予防規程」を制定 9月22日　「全国体育デーニ関スル件」通牒 10月25日　文部大臣の管理に属し、体育に関する調査研究及指導教授を掌らしめるため「体育研究所官制」を制定・公布 11月3日　文部省、全国体育デー実施 12月20日　行政整理のため、学校衛生官、学校衛生官補、属の定員を縮減した 12月1日　聖路加国際病院内に文部省後援の学校診療所開設		
1925	大正14	4月13日　「陸軍現役将校学校配属令」公布 4月18日　「師範学校学校衛生教授要目」制定 4月18日　「師範学校生理及衛生教授要目」制定 4月18日　「師範学校家事教授要目」制定 **5月18日　第4回全国聯合学校衛生会（大阪市中ノ島中央公会堂）**	1月10日　文政審議会、学校での軍事教育実施案を可決 12月14日　「地方社会教育職員制」公布	
1926	大正15・昭和元	**4月25日　第5回全国聯合学校衛生会（京都市立第一高等女学校）** 5月27日　学校体操教授要目を改正 6月　新潟県において公立学校看護婦規則同執務規程を制定 12月7日　「学校清潔方法」を改正	4月　東京市鶴巻小学校において身体虚弱児童のための養護学級を開設 4月20日　「青年訓練所令」公布 4月22日　「幼稚園令」公布	
1927	昭和2	**4月26日　第6回全国聯合学校衛生会（福岡・東亜博覧会大会場）** 3月12日　「学生生徒児童身体検査規程」一部改正により明治45年の改正で尺貫法を採用したのを改めて再び「メートル」法とした（発育概況決定標準も改正）		
1928	昭和3	5月3日　沖縄県学校衛生婦養成所を設置し、女子師範学生中希望者に1年間の講習を開始 5月4日　従来内務省衛生局の主管であった広義の衛生行政に関する体育運動も文部省の所管となり、学校衛生課は体育課と改称 5月8日　文部省学校衛生課廃止（北豊吉課長退任） 5月8日　文部大臣官房体育課設置（課長に北豊吉就任） **5月14日　第7回全国聯合学校衛生会（日本赤十字社参考館講堂）** **11月1日　学校看護婦の機関誌「養護」創刊（帝国学校衛生会発行）**	3月17日　台北帝国大学を設置 4月17日　文部省、思想問題に関して訓令 5月15日　帝国教育会、思想問題調査委員会を設置 9月18日　文部省、師範教育調査委員会を設置 10月4日　「学齢児童就学奨励規程」を制定	
1929	昭和4	3月12日　第1回全国学校看護婦大会 3月19日　「学校医、幼稚園医及青年訓練所医令」を制定・公布 **5月6日　第8回全国聯合学校衛生会（宮城県第二中学校）** 10月9日　文部大臣官房体育課課長に山川建就任 10月29日　「学校看護婦ニ関スル件」を訓令 11月27日　「体育運動審議会規程」を制定		
1930	昭和5	4月　東京市麹町区に学校薬剤師がおかれる（嘱託） 5月　日本一健康優良児童を選出表彰（朝日新聞社主催文部省後援）	8月19日　「新興教育研究所」創立 12月　新教育協会設立	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
		11月29日　東京放送局設立
	3月31日　内務省衛生局医制50年史刊行 4月14日　「薬剤師法」公布 10月26日　第6回極東熱帯医学大会開催（東京）	3月22日　東京放送局放送開始（初のラジオ放送） 4月22日　「治安維持法」公布 7月12日　東京放送局、本放送開始
	4月21日　全国50カ所に健康保険署設置 6月30日　「健康保険法施行令」を公布 11月10日　日本歯科医師会設立（日本聯合歯科医師会解散） 11月16日　日本薬剤師会設立	3月5日　労働農民党結成 5月25日　十勝岳噴火 7月1日　全国に青年訓練所開設 8月6日　日本放送協会設立 12月5日　社会民衆党結成 12月9日　日本農民党結成 12月25日　大正天皇崩御
	流行性感冒流行 1月1日　「健康保険法」全面施行 4月5日　「花柳病予防法」を公布 5月12日　大日本産婆会設立 7月7日　人口食糧問題調査会設置 12月　国立公園協会設立	3月6日　日本農民組合総同盟結成 3月15日　金融恐慌（銀行休業続出） 3月30日　「銀行法」公布 5月28日　第1次山東出兵決定 6月1日　立憲民政党結成（総裁浜口雄幸） 7月24日　芥川龍之介自殺 9月29日　蒋介石来日 12月30日　日本初の地下鉄開通（上野・浅草間）
		2月20日　第1回普通選挙（第16回衆議院議員選挙） 3月15日　日本共産党全国的大検挙 4月1日　「兵役法」公布（徴兵令廃止） 5月21日　野口英世死去 6月1日　立憲民政党結成 11月1日　ラジオ体操放送開始
	8月1日　健康保険署を廃し、地方庁へ移管	1月17日　労農大衆党結成 4月16日　日本共産党全国的大検挙 6月10日　拓務省設置 7月15日　日本航空輸送会社旅客輸送開始 8月19日　ドイツ飛行船ツェッペリン号来日 10月24日　ニューヨーク株式市場大暴落（世界恐慌はじまる） 11月1日　労農党結成大会
	日本精神衛生協会設立 日本民族衛生協会設立 1月　内務省に国立公園調査会設置	6月12日　内務省、地方財政の節約を指令 11月14日　浜口首相、東京駅で狙撃される

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教育事項	
		5月11日　第9回全国聯合学校衛生会（名古屋市八重尋常高等小学校講堂） 11月28日　学生生徒の近視眼予防のため教科書の活字・行間等の基準を改正		
1931	昭和6	3月　文部省体育展覧会開催（一部体育運動、二部学校衛生） 4月6日　第1回全国学校歯科医大会 **5月25日　第10回全国聯合学校衛生会（神戸市諏訪山尋常小学校）** 6月22日　「学校歯科医及幼稚園歯科医令」を制定・公布	1月10日　中学校・師範学校の「法制及経済」を改め「公民科」を設置 2月　文部省精神薄弱児童養護施設講習会開催 3月11日　「師範学校教授要目」を制定 4月30日　大阪帝国大学を設置 6月　文部省虚弱児童養護施設講習会開催 6月23日　文部省に学生思想問題調査委員会を設置 9月　文部省、小学校教員の思想問題対策協議会を開催	
1932	昭和7	2月1日　「学校医職務規程」および「学校歯科医職務規程」を制定「学校医ノ資格職務ニ関スル規程」改正 3月28日　「野球ノ統制並施行ニ関スル件」訓令 **4月7日　日本聯合学校歯科医会結成（理事長奥村鶴吉）** **5月9日　第11回全国聯合学校衛生会（金沢市高岡町高等小学校）** 7月27日　農漁村の欠食児童20万（文部省調査結果発表） 9月7日　文部省学校給食実施の主旨徹底並びに学校給食臨時施設方法に関し訓令 12月24日　「体育運動審議会官制」制定	7月　帝国教育会学制調査会、学制改革案を決定 7月8日　虚弱児童擁護連盟結成（理事長山川建） 8月　文部省、思想問題講習会を各地に開催 8月23日　国民精神文化研究所を設置	
1933	昭和8	**1月　帝国学校衛生会、学校衛生功労者表彰実施** **1月23日　雑誌「養護」を「学童養護」と改題** **5月7日　帝国学校衛生会理事会・評議員会にて財団法人化可決** **第12回全国聯合学校衛生会（横浜市横浜女子専修学校）** 10月　体育研究所に運動医事相談部を新設	2月4日　長野県教員赤化事件 2月15日　文部省に社会教育調査委員会設置 5月26日　京都帝国大学滝川事件起こる 12月　東京市南山小学校に弱視学級開設	
1934	昭和9	1月16日　学校衛生調査会より学校看護婦令について答申 **5月5日　第13回全国聯合学校衛生会（広島市本川尋常高等小学校）** 5月12日　岩原拓学校衛生官マニラ出張 5月20日　第4回全国学校衛生歯科医大会（全国学校歯科医会・日本聯合学校歯科医会・愛知県名古屋市両学校歯科医会主催） 6月4日　第7回全国ムシ歯予防デー 6月7日　文部大臣官房体育課課長に岩原拓就任 12月15日　東京市麹町尋常小学校学校衛生表彰校記念祝賀式 12月20日　「冷害凶作地ニ於ケル学校児童ノ衛生養護ニ関スル件」	6月1日　文部省に思想局設置 11月30日　「学校教職員表彰規程」を制定	
1935	昭和10	東京市特別衛生地区保健館開設 **2月13日　帝国学校衛生会、財団法人の認可を受ける** **財団法人帝国学校衛生会寄附行為できる** 3月30日　改正「学校医及幼稚園医令」公布 **5月10日　第14回全国聯合学校衛生大会（富山県立神通中学校）** 7月16日　「水害地ニ於ケル学校ノ衛生養護ニ関スル留意事項」	4月1日　「青年学校令」公布 4月1日　「青年学校教員養成所令」公布 4月1日　「青年学校規程」・「青年学校教員養成所規程」・「青年学校教員資格規程」を制定 4月15日　学校放送（全国向）開始 8月10日　「青年学校教練科等査閲令」公布 8月21日　「青年学校教練及訓練科目要旨」を制定 10月1日　青年学校開校 11月18日　教学刷新評議会設置	

	医　事　事　項	社会一般事項
	国立公園委員会設置 4月1日　「国立公園法」公布 4月1日　「寄生虫病予防法」を公布	1月26日　日本農民組合結成 7月5日　全国労農大衆党結成 9月18日　満州事変勃発
	7月23日　寄生虫病予防施行規則公布 10月1日　「常水判定標準」公布	3月1日　満州国、建国宣言を発表 5月15日　5・15事件起こる 7月24日　社会大衆党結成 10月　大日本国防婦人会結成 12月28日　日本学術振興会設立
	1月　保健衛生調査会設立 4月1日　「児童虐待防止法」公布 10月　人口問題研究会設立	1月30日　ヒトラー、独首相に就任 3月4日　ルーズベルト、米大統領に就任、ニューディール政策開始 3月27日　国際連盟を脱退 4月1日　児童虐待防止法公布 9月　内務省新庁舎落成
	3月13日　恩賜財団愛育会設立 11月　衛生局に医療制度調査会設置 11月18日　衛生局、医療制度調査実施	1月29日　日本製鉄株式会社成立 3月9日　日本団体生命保険株式会社設立 9月21日　関西地方に大風水害（室戸台風） 11月18日　日本労働組合全国評議会結成 11月20日　陸軍青年将校のクーデタ計画覚 12月　芥川賞、直木賞設定
	4月26日　結核知識展覧会（日本赤十字社並に日本結核予防協会主催） 7月27日　「社会保険調査会官制」公布 10月19日　日本結核予防協会設立	2月　湯川秀樹、中間子論を発表 2月18日　天皇機関説問題起こる 4月6日　満州国皇帝来日 8月3日　政府、団体明徴声明発明 11月17日　全日本労働総同盟創立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			11月30日　「学校教練検定規程」を制定	
1936	昭和11	4月1日　改正「学校医職務規程」公布 **4月20日　アメリカ健康教育学者C.E. ターナー来日** **5月19日　第15回全国聯合学校衛生会（長崎市立勝山尋常高等小学校）**		
1937	昭和12	1月27日　「学校身体検査規程」公布（文部省令第2号） 3月　学校衛生官並びに学校衛生官補の名称を体育官並びに体育官補と改めた 3月1日　「学校身体検査規程ノ実施ニ関スル件」公布 3月12日　改正「学校医職務規程」公布 3月31日　愛知県学校看護婦養成所設置され、高等女学校卒業者を入学させ、1カ年の教育をなす 5月1日　岐阜市において開催された全国学校看護婦協議会において学校衛生婦職制促進連盟結成 **5月1日　第16回全国聯合学校衛生会（東京女子高等師範学校）** 8月2日　第7回世界教育会議学校衛生部会開催（東京） 8月4日　世界教育会議学校衛生部外国側関係者を招待 10月1日　小学校教員の健康を保全し、児童の衛生養護を完了せしめるため教員保養所の設置計画を立て、本年度より設置を開始した **12月　雑誌「学童養護」最終号刊行、次号は雑誌「学校衛生」に合併**	3月31日　「文部省官制」改正（勅令第43号） 5月18日　教育科学研究会結成 5月26日　「文教審議会」を設置 5月29日　「青年学校教授及訓練要目」を制定 5月31日　文部省編「国体の本義」刊行 6月　教育改革同志会、教育制度改革案を発表 7月6日　文部省、国民心身鍛練運動に関し通達 7月21日　文部省に「教学局」を設置（思想局を廃止） 12月10日　内閣の諮問機関として、教育審議会設置（文教審議会廃止）	
1938	昭和13	1月8日　文部大臣官房体育課事務を嘱託す―大西永次郎 **3月16日　三宅秀逝去（帝国学校衛生会会長）** 4月15日　教員保養所全国に7カ所設置 **5月15日　第17回全国聯合学校衛生会（東京一ツ橋教育会館）**	12月8日　教育審議会「国民学校、師範学校及幼稚園ニ関スル件」答申	
1939	昭和14	3月2日　学生生徒の視力保持上夜間授業を行なう学校の照明装置に関し注意、通達した 3月25日　近視の増加著しきに鑑み、近視予防思想の普及に関し指示、訓令（近視予防思想普及	3月20日　大学の軍事教練必須科目となる 3月31日　名古屋帝国大学を設置 5月29日　「小学校武道指導要目」を制定	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	7月6日　衛生省設立躍進全国医師大会（東京） 10月20日　第1回結核予防国民運動振興週間開催	2月26日　2・26事件 2月27日　東京市内に戒厳令施行（7月18日解除） 8月1日　ベルリンオリンピック開催 10月20日　保育問題研究会設立
	3月31日　「母子保護法」公布 4月　改正「結核予防法」公布 4月5日　「保健所法」公布 5月6日　日本学術振興会国民体力に関し建議 5月14日　陸軍省医務局は国民体力向上のための強力な衛生行政の主務官庁構想として衛生省（もしくは社会省）案提出 6月15日　陸軍省医務局、再び衛生省案の代案として保健社会省構想を政府に提出 7月　改正「結核予防法施行規則」公布 7月9日　厚生省（保健社会省仮称）新設を閣議決定 7月14日　厚生省設置準備委員会規程 10月28日　「陸軍軍医予備員令」公布 11月10日　日本医師会、国民の体位向上に関する具体案を答申 12月3日　厚生省設立に関する成案を得て同日閣議決定	2月11日　文化勲章制定 6月4日　第1次近衛文麿内閣成立 7月7日　日華事変起こる（盧溝橋事件） 8月24日　「国民精神総動員実施要綱」を閣議決定（国民精神総動員運動はじまる） 9月10日　戦時経済体制へ移行（関係法令公布） 9月25日　内閣情報部設置 9月28日　日本婦人団体連盟結成 10月12日　国民精神総動員中央連盟創立 11月6日　日・独・伊防共協定調印 11月20日　宮中に大本営設置 12月13日　南京占領 12月22日　日本無産党、日本労働組合全国評議会に解散命令
	1月　改正「結核予防法施行令」公布 1月11日　厚生省設置（「厚生省官制」公布、内務省社会局廃止） 厚生省創設 3月29日　「公衆衛生院官制」公布 4月1日　「国民健康保険法」公布 4月5日　「保健所法」公布 11月29日　恩賜財団母子愛育会、愛育研究所を設立 12月6日　「国民体力管理制度調査会官制」公布 12月16日　国民体力管理制度につき同調査会に意見を諮問	4月1日　「国家総動員法」公布 4月6日　「電力管理法」公布（電力の国家管理） 4月15日　内閣に科学審議会を設置 5月9日　国民体育運動奨励 12月16日　興亜院設置
	5月15日　7帝国大学及び6官立医科大学に臨時附属医学専門部を設置（軍医の需要に即応） 5月22日　㈶結核予防会設立 7月28日　「国民体力審議会官制」公布（保健衛生調査会・	2月9日　国民精神総動員強化方策を閣議決定 3月28日　国民精神総動員委員会官制公布 4月8日　「宗教団体法」公布 5月　ノモンハン事件起こる

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		ニ関スル件」） 4月7日　第1回全国学校薬剤師協議会開催（名古屋市） 4月19日　「学校職員身体検査規程」を制定 4月19日　「学校職員身体検査実施ニ関スル件」制定 5月1日　「齲歯予防思想普及ニ関スル件」制定 **5月5日　第18回全国聯合学校衛生会（福井県福井中学校講堂）** 8月8日　文部大臣官房体育課長に小笠原道生就任		
1940	昭和15	4月8日　「国民体力法」公布、体力検査の実施 4月15日　「道府県学校身体検査集計表調整方法」公布 4月30日　学校給食臨時施設方法に関する訓令を廃止し、新たに「学校給食奨励規程」を制定 4月30日　「学校給食ノ実施ニ関スル件」 5月22日　第2回全国学校薬剤師協議会開催（東京一ツ橋帝国教育館） 7月16日　「学生生徒・青年団員及工員労務者等ノ集団勤労作業ニ依ル食糧増産施設ニ関スル件」通達 **9月28日　第19回全国聯合学校衛生会（東京一ツ橋共立講堂）** 11月14日　第19回日薬定期総会において学校薬剤師全国連合会設立の件可決 12月14日　「教員保養所令」公布 12月16日　教員保養所設置廃止ニ関スル規程 12月16日　「教育保養所創設費並ニ経常費補助規程」	3月29日　「義務教育費国庫負担法」公布 4月　壮丁教育思想調査開始 7月22日　橋田邦彦、文部大臣に就任 12月24日　国民学校令を閣議決定	
1941	昭和16	1月6日　「教職員共催組合令」 1月7日　「教職員共済組合令施行規則」 1月7日　文部大臣官房体育課廃止 1月8日　文部大臣官房体育課を体育局に昇格（体育訓練及学校衛生に関する事務の刷新改善をはかるため体育局を新設した、局長には小笠原道生就任） 3月29日　改正「教職員共済組合令」 3月29日　改正「教員保養所令」公布 4月5日　改正「道府県学校身体検査集計表調整方法」 4月5日　改正「学校給食奨励規程」公布 4月8日　改正「学校職員身体検査規程」 4月8日　改正「学校職員身体検査規程」 4月9日　改正「学校伝染病予防規程」 4月12日　改正「教員保養所設置廃止ニ関スル規程」 4月12日　改正「教員保養所創設費並ニ経営費補助規程」 **5月10日　第20回全国聯合学校衛生会（岡山市内山下国民学校講堂）** 9月11日　文部省、「体力調査会規程」制定 11月15日　第1回学校薬剤師講習会を日本薬剤師会主催で開催	1月7日　「教職員共済組合令」公布 2月28日　「国民学校令」公布 3月14日　「国民学校令施行規則」を制定 4月1日　国民学校発足 5月8日　養護学級又は養護学級に関する省令公布 6月16日　日本教育学会創立 11月1日　大学学部、予科、高等学校等の修業年限短縮（6カ月）	
1942	昭和17	3月21日　大日本武徳会創立 4月　新制度による養護訓導養成所が弘前、岡山に開設 7月17日　「文部省養護訓導執務要項」制定 7月17日　養護婦に関して通達 9月29日　「国民学校体錬科教授要項」を制定 9月30日　国民学校修了後、就職するものの中、身体	1月9日　国民勤労報国協力令施行規則に基づき学徒動員令が出される 1月24日　「国民教練所」を設置 4月　財団法人聾教育福祉会設立 5月9日　教育審議会廃止 10月　文部省養護施設講習会開催（肢体不自由児） 10月30日　学制頒布70年記念式典挙行	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	国民体力管理制度調査会・廃止） 8月25日　「人口問題研究所官制」を公布 10月1日　厚生省、初年度体力章検定を実施（15～25歳男子に義務化） 10月3日　国民体力審議会に国民体力管理制度案要綱附議	12月22日　満州開拓政策基本要綱を閣議決定
	4月8日　「国民体力法」公布 5月1日　「国民優生法」公布 5月1日　公衆衛生院庁舎完成（ロックフェラー財団寄附による） 6月20日　航空局落雷火災のため厚生省体力局（バラック建）類焼 9月25日　「国民体力法施行令」公布 9月26日　「国民体力法施行規則」公布 12月5日　厚生科学研究所を設置（公衆衛生院・栄養研究所を合併）	5月10日　戦時食糧報国運動実施要綱決定（週1日節米デー） 7月21日　日本労働総同盟解散 8月15日　民政党解党 9月27日　日独伊三国同盟調印 10月1日　総力戦研究所設置 10月12日　大政翼賛会発会式挙行 11月2日　「国民服令」公布 11月10日　紀元2600年式典挙行 11月23日　大日本産業報国会創設 12月6日　内閣情報局設置
	1月22日　人口政策確立要綱（閣議決定） 3月29日　改正「国民体力法施行令」公布 7月10日　「保健婦規則」公布 7月16日　「私立保健婦学校養成所指定規則」制定 11月29日　日本保健婦協会設立 11月29日　保健所を中心とする保健指導要綱確立に関する通達	1月16日　大日本青年団結成 3月10日　「治安維持法」改正 7月10日　関門トンネル貫通 8月1日　アメリカ対日石油輸出停止 10月15日　ゾルゲ事件 10月18日　東条英機内閣成立 12月8日　太平洋戦争（大東亜戦争）起こる（日本軍、ハワイ真珠湾攻撃、米英に宣戦布告） 12月19日　言論・出版・集会・結社臨時取締法公布
	2月21日　「国民体力法」改正、体力検査の対象拡大 2月23日　「国民医療法」公布 4月16日　「日本医療団令」を公布 6月　国民保健指導方策要綱決定 7月13日　「妊産婦手帳規程」公布 8月21日　結核予防対策要綱（閣議決定） 8月21日　「医師会及歯科医師会令」を公布	1月16日　大日本翼賛壮年団結成 2月2日　大日本婦人会結成 2月15日　シンガポール占領 2月21日　「食糧管理法」公布 2月24日　「日本銀行法」公布 4月18日　米空軍、日本本土を初空襲 6月5日　ミッドウェー海戦

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		検査の結果ツベルクリン反応陰性、希望者に対するBCG接種方に関して、厚生省文部省より指示、通達 **10月10日　第21回全国聯合学校衛生会（北海道札幌市公会堂）**	11月１日　「文部省官制」改正（大臣官房及び８局）	
1943	昭和18	３月29日　「戦時学徒体育実施要綱」を通達 **５月10日　第22回全国聯合学校衛生会（愛媛県松山市東雲高等女学校）** ８月24日　大政翼賛会、国民衛生対策を上申 12月３日　衛生物資確保対策要綱（閣議決定） 12月28日　女子中等学校卒業者に対して看護婦免許をなすことに関し通達	１月21日　「中等学校令」公布（中学校令・高等女学校令・実業学校令を廃止） ３月２日　「中学校規程」・「高等女学校規程」・「実業学校規程」を制定 ３月８日　「師範学校規程」制定 ４月１日　師範学校教科教授及修練指導要目を制定 ６月25日　学生の勤労奉仕を法制化 ７月31日　「国民学校令」改正 10月２日　学生・生徒の徴兵猶予を停止（文科系学生の一齋入営） 10月10日　「戦時国民思想確立ニ関スル基本方策要綱」を閣議決定 10月12日　「教育ニ関スル戦時非常措置方策」を閣議決定 10月18日　大日本育英会創立 10月21日　学徒出陣（明治神宮外苑で壮行会） 11月１日　「教学錬成所」を設置（国民精神文化研究所・国民錬成所を統合） 11月２日　文部省、総合防空訓練に際し学校報国隊の出動に関して通達 12月１日　全国出陣学徒初の一斉入営	
1944	昭和19	３月３日　決戦非常措置要綱による学校給食について通達 ５月17日　昭和12年制定の学校身体検査規程並に昭和14年制定の学校職員身体検査規程を廃止し、「学校身体検査規程」を制定 ８月22日　学童の集団疎開に伴う防疫の徹底に関し指示、通達 ８月29日　集団疎開学童用応急医薬品等の特別配給に関し、厚生省文部省より通達 ９月６日　疎開学童の保健衛生に関して厚生省文部省より通達 10月13日　集団疎開学童の食糧増額に関し内務省、文部省より通達 12月18日　集団疎開学童の歯科医療並に保健指導に関し指示、通達	２月16日　「国民学校令等戦時特例」公布 ２月17日　青年師範学校を創設（青年学校教員養成所廃止） ３月７日　決戦非常措置要綱に基づく学徒動員実施要綱を閣議決定 ３月23日　「青年師範学校規程」を制定 ３月24日　決戦非常措置要綱に基づく中等学校教育に関する措置要綱について通達 ４月17日　「学徒動員本部規程」を制定 ４月22日　中学校及高等女学校の養護学級経営要項を制定 ４月24日　文部省中学校及高等女学校の養護学級経営要項を制定 ４月27日　「学徒勤労動員実施要領」を通達 ４月28日　文部省、学校工場化実施を通達 ６月30日　「帝都学童集団疎開実施要領」制定 ７月19日　学徒勤労の徹底強化に関して通達 ８月23日　「学徒勤労令」公布（学校報国隊を組織） ９月　「疎開学童ニ関スル措置要領」閣議決定 ９月29日　文部省に疎開学童対策協議会を設置 10月18日　「学徒勤労表彰規程」を制定 12月19日　「動員学徒援護事業要綱」を閣議決定	
1945	昭和20	７月11日　文部省に学徒動員局を新設（総務局・体育局廃止） ８月28日　科学教育局、体育局設置案閣議決定 ９月５日　文部省の機構を改革（第一次機構改革）、学徒動員局を廃止し、体育局を設置（局長に有光次郎就任） 10月13日　文部省の機構を改革、体育局保健課設置 10月15日　文部省の機構を改革（学校教育局・社会教育局・科学教育局・体育局・教科書局を設	１月25日　大日本教化報国会結成（中央教化団体連合会解散） ３月14日　学校授業１カ年停止 ３月15日　学童集団疎開強化要綱を決定 ３月18日　「決戦教育措置要綱」を閣議決定（国民学校初等科を除き学校の授業を４月から１年間停止） ５月22日　「戦時教育令」公布 ６月22日　「戦時緊急措置法」公布	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	11月１日　厚生省改組 11月１日　「厚生省研究所官制」を公布（人口問題研究所、厚生科学研究所及び産業安全研究所を統合して厚生科学研究所を設置） 11月６日　日本医師会解散総会	11月１日　大東亜省設置 12月22日　大日本言論報国会創立
	１月15日　日本医師会設立総会 １月28日　日本歯科医師会設立 ２月12日　「薬事法」を公布 ６月25日　国民体力法による体力検査の結果、筋骨薄弱者又は結核要注意者と認められる被管理者をして国防上、産業上、国家の要請する真に剛健な心身の保有者たらしめるもくてきをもって健民修錬を行わしめるよう指示 ８月１日　健民修練所各地に開所 ８月13日　国民学校修了後工場事業場に就職する者の中環境の変化等に依り結核性疾病に罹患発病する者増加の傾向あるに鑑み之が発病防止を図る為身体検査の一部としてBCG接種を従来希望者のみに実施せるものをツ氏反応陰性者疑陽性者全員に接種するよう通達	３月18日　「戦時行政特例法」公布 ５月21日　戦時食糧自給対策発表 ５月22日　勤労報国隊整備要項発表 ６月２日　大日本労務報国会創立 ６月４日　食糧増産応急対策要綱を閣議決定 ６月25日　「学徒戦時動員体制確立要綱」を閣議決定 ７月１日　東京都制実施 11月１日　軍需省、農商省、運輸通信省設置 12月24日　徴兵適令を１年引下げ
	４月５日　「官立医学専門学校規程」制定 ７月17日　国立公園事務を一時停止	１月17日　緊急国民勤労動員方策要綱を閣議決定 １月26日　防空法による疎開命令発令 １月29日　海軍軍事教習実施ニ関スル件 ２月25日　決戦非常措置要綱を閣議決定 ６月15日　米軍、サイパン島上陸 ７月18日　東条英機内閣総辞職 ８月５日　最高戦争指導会議設置 ９月18日　男子満18歳以上を兵役に編入決定 10月24日　フィリピン沖海戦（連合艦隊事実上消滅） 10月25日　神風特攻隊第１陣出撃 11月24日　米軍機B29、東京に初めて空襲
	４月２日　医療戦時措置要綱（閣議決定） ４月５日　「医師免許の特例に関する件」公布（歯科医師から医師への転換認められる） ４月13日　「栄養士規則」制定 ５月21日　「国民医療法に基づき保健婦規則」制定 ６月27日　「保健婦養成所指定規程」制定 ８月21日　軍関係医療品を厚生省へ引継決定 ９月22日　連合国軍最高司令官総司令部（GHQ）公衆衛生対策に関する覚書発表	１月９日　米軍、ルソン島上陸 １月13日　東海地方に大地震 １月20日　大本営、本土決戦作戦大綱を決定 １月25日　最高戦争指導会議、決戦非常措置要綱を決定 ２月４日　ヤルタ会談開催 ２月19日　米軍、硫黄島上陸 ３月６日　「国民勤労動員令」公布 ３月10日　米軍機B29、東京を夜間大空襲（本土大都市空襲激化）

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教育事項	
		置）（体育局長に柴沼直就任、体育課長には北沢清就任） 10月15日　総司令部より最初の折衝として、学校歯科衛生について照会と指示あり 10月24日　文部省体育局保健課課長に塚田治作就任	8月15日　文部省、教学の再建を要望 8月16日　学徒動員解除に関し通達 8月18日　前田多聞、文部大臣に就任 8月28日　学校の授業再開について通達 9月2日　マッカーサーがK.R. Dyke陸軍大佐（のち陸軍准将となる）を情報・教育部門の責任者に内示した（CIEの歴史はここから始まる） 9月4日　文部省学徒動員局廃止 9月8日　科学教育局長に山崎匡輔（東京大学工学部教授） 9月15日　文部省「新日本建設ノ教育方針」を発表 9月20日　教科書の取扱方に関して通達 9月22日　米政府、降伏後の初期の対日方針を発表 9月22日　アメリカ太平洋陸軍総司令部（GHQ/USAFPAC）内にダイクを局長とするCIEが公式に設置される 9月26日　疎開学童の復帰に関して通達 10月6日　「戦時教育令」廃止 10月11日　「学徒勤労令」廃止 10月15日　教育研修所を設置（教学錬成所を廃止） 10月15日　学校における宗教教育の取扱に関して訓令 10月15日　学校教育局長に田中耕太郎（東京大学法学部教授） 10月15日　社会教育局長に関口泰（元朝日新聞論説委員） 10月15日　文部省、新教育方針中央講習会を開催 12月1日　全日本教員組合（全教）結成 12月2日　日本教育者組合（日教）結成 12月4日　「女子教育刷新要綱」を閣議諒解 12月31日　「修身」日本歴史及び地理の停止」に関して指令	
1946	昭和21	昭和21年度、養護教員養成講習会開催のため国庫補助金を支出 **1月28日　日本学校衛生会財団法人化の認可を受ける** **1月28日　財団法人日本学校衛生会寄附行為許可** 2月1日　「学校衛生刷新ニ関スル件」を通達 3月15日　学校伝染病予防に関し通達 **4月1日　日本学校衛生会学校衛生研究所設置** 5月10日　学校衛生に従事する職員の設置についての通牒 **5月22日　雑誌「学校衛生」再刊** 7月1日　「保健所の学校衛生協力方に関する件」 8月23日　マックロイ博士ニ協力スル日本側体育研究委員候補者選考 8月27日　文部省体育局長に伊藤日出登就任 9月　「学校歯科予防施設の振興について」通達 9月10日　学校体育研究委員会委員の発令 9月20日　学校体育研究委員会第一回総会	1月4日　GHQ/SCAP、米国教育使節団派遣を米軍陸軍省に要請（陸軍省は人選を国務省に依頼） 1月9日　GHQ、米国教育使節団に協力する日本側委員会の設置について指令 1月13日　安倍能成文部大臣就任（幣原内閣） 2月7日　米国教育使節団に協力する日本側委員会および事務局成立 2月15日　〝Education in Japan〟作成される 3月6日　第一次米国対日教育使節団来日 3月30日　第一次米国対日教育使節団報告書をGHQ/SCAPに提出 4月7日　GHQ、米国教育使節団報告書を発表（戦後教育改革の基本方針を明示） 5月7日　教職追放に関する勅令公布 5月15日　文部省「新教育指針」（第1分冊） 5月22日　田中耕太郎文部大臣就任	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	10月26日　厚生省改組	4月1日　米軍、沖縄本土に上陸 4月7日　鈴木貫太郎内閣成立 5月7日　ドイツ無条件降伏 5月25日　米空軍空襲により皇居炎上、東京の半数は焦土となる 6月23日　「義勇兵法」公布 7月17日　ポツダム会談開催 7月26日　「ポツダム宣言」発表 8月6日　米軍、広島に原子爆弾投下 8月8日　ソ連対日宣戦を布告 8月9日　米軍、長崎に原子爆弾投下 8月10日　国体護持を条件に「ポツダム宣言」受諾を決定、連合国に申し入れ 8月14日　御前会議、「ポツダム宣言」受諾を正式決定 8月15日　終戦（玉音放送） 8月22日　終戦処理会議を設置 8月26日　大東亜省・軍需省等廃止 8月26日　終戦連絡事務局を設置 8月28日　アメリカ太平洋軍の日本本土上陸開始 8月30日　Douglas MacArthur（マッカーサー）厚木到着 9月2日　GHQ設置 9月2日　東京湾上のアメリカ海軍戦艦ミズリー上で降伏文書に調印 9月9日　マッカーサー、日本管理方針を声明 9月11日　戦犯容疑者の逮捕はじまる（元首相東条英機自決未遂） 9月14日　元文相橋田邦彦自決 9月27日　天皇、マッカーサーを訪問 10月4日　GHQ、政治犯の即時釈放、思想警察の廃止等を命令 10月5日　東久邇宮内閣総辞職 10月9日　幣原喜重郎内閣成立 10月15日　「治安維持法」廃止 10月24日　国際連合成立 11月2日　日本社会党結成（書記長・片山哲） 11月2日　財閥解体始まる 11月9日　日本自由党結成（総裁・鳩山一郎） 11月16日　日本進歩党結成（総裁・町田忠治） 12月16日　近衛文麿自決 12月17日　婦人参政の新選挙法成立 12月22日　「労働組合法」公布
	1月17日　「日本赤十字令」廃止 4月11日　医療制度審議会設置 5月1日　「公衆衛生院官制」公布（厚生省研究所官制廃止） 5月1日　「人口問題研究所官制」公布 5月11日　GHQ覚書、日本帝国政府の保健及び厚生行政機構改正に関する件指令 5月28日　労働省設置（閣議決定） 8月30日　「国民医療法施行令」改正 11月1日　第1回医師国家試験実施	1月　「中央公論」、「改造」復刊、「世界」創刊 1月1日　天皇人間宣言 1月4日　GHQ、軍国主義指導者の公職追放、超国家主義団体の解散を指令 1月22日　極東国際軍事裁判所設置 2月13日　GHQ、憲法改正草案を日本政府に公布 2月17日　「食糧緊急措置令」公布 2月26日　極東委員会第1回会議開催 2月28日　「公職追放令」公布 3月6日　政府、憲法改正草案要綱を発表 4月10日　新選挙法による衆議院総選挙 4月17日　政府、憲法改正草案を発表 5月1日　メーデー復活 5月3日　極東国際軍事裁判所開廷 5月19日　皇居前広場で食糧メーデー開かれる 5月21日　GHQ、皇族の特権廃止を指令 5月22日　第1次吉田茂内閣成立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		9月25日　学校歯科予防施設の振興について通達 10月29日　学校体育研究委員会最終総会 12月11日　「学校給食実施の普及奨励について」（発体144号） 12月28日　国民学校教員及び国民学校養護教員の資格の特例に関する勅令公布	6月29日　GHQ、地理の授業の再開を許可 6月30日　文部省「新教育指針」（第2分冊）発行 7月23日　文教関係出身の国会議員により、「文教新興議員連盟」結成 7月26日　大日本教育会を「日本教育会」と改称 8月10日　総理大臣の諮問機関として「教育刷新委員会」設置 9月7日　「教育刷新委員会」設置 10月9日　文部省男女共学について指示 10月12日　GHQ、国史の授業再開を許可 10月16日　教育刷新委員会、6・3制の原案を決定 11月15日　文部省「新教育指針」（第3分冊）発行 11月29日　教育刷新委員会、教育基本法の要綱を決定（12.27建議） 12月4日　文部省に調査局を設置 12月27日　教育刷新委員会、6・3・3・4の新学制要綱を決定し建議	
1947	昭和22	昭和22年度、養護教員養成所の設置の普及のため創設費および事業費に対し国庫補助金支出 **昭和22年度財団法人日本学校衛生会の事業の経常費に対し国庫補助金支出（昭和24年度まで）** 1月　ララ物資による学校給食はじまる 昭和22年の学校給食 6月27日　文部省体育局長、有光次郎事務取扱兼任 6月18日　文部省、食糧危機のため夏休繰上げについて通達 6月27日　「学校体育指導要綱」制定 学校体育指導要綱 6月28日　文部省体育局保健課課長、平野出見体育課長兼務 7月29日　文部省体育局保健課課長に新井英夫就任 10月7日　文部省体育局長に東俊郎就任（順天堂大学教授）	1月31日　高橋誠一郎文部大臣就任（第1次吉田内閣） 2月15日　文部省「新教育指針」（第4分冊）発行 2月26日　昭和22年度から6・3制実施を閣議決定 3月4日　教育基本法案を閣議決定 3月7日　学校教育法案を決定 3月20日　学習指導要領一般編（試案） 3月31日　「教育基本法」公布 3月31日　「学校教育法」公布 4月1日　新学制による小学校・中学校発足 4月11日　GHQ、「日本の教育制度の改革方針（極東委員会指令）を発表 5月23日　「学校教育法施行規則」公布 6月8日　日本教職員組合（日教組）結成 7月8日　大学基準協会を創設し「大学基準」を制定 10月1日　帝国大学の名称を廃止して国立総合大学と改め、校名を変更 11月11日　文部省、視学制度の廃止、指導主事の設置を都道府県に通告 11月24日　教育刷新委員会、6・3義務教育制完全実施について建議	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
		7月1日　逓信省設置 7月6日　政府、国号を「日本国」と言明 8月16日　経済団体連合会創立 8月24日　衆議院、新憲法案を可決 11月3日　「日本国憲法」公布
	2月4日　医療制度審議会設置 3月7日　国民食糧栄養対策審議会設置 4月1日　「国立栄養所官制」公布 4月1日　第1回歯科医師国家試験実施 4月7日　労働者災害補償保険法公布 5月1日　公衆衛生院国民栄養部、独立して国立栄養研究所となる 5月1日　「産婆規制」が「助産婦規制」と改められる 5月21日　「予防衛生研究所官制」公布 6月5日　㈶日本助産婦看護婦保健婦協会設立 7月3日　「保健婦助産婦保健婦令」公布 8月　アメリカ社会保障制度調査団来日 9月5日　「地域保健法」公布 9月5日　改正「寄生虫病予防法」公布 10月31日　「労働安全衛生規則」公布 11月1日　㈶日本医師会、㈶日本歯科医師会設立 12月12日　児童福祉法公布 12月24日　「食品衛生法」公布	1月16日　「内閣法」公布 2月24日　「参議院議員選挙法」公布 3月8日　国民協同党結成 3月26日　「統計法」公布 3月31日　民主党結成（日本進歩党解散） 4月7日　「労働基準法」公布 4月14日　「独占禁止法」公布 4月17日　「地方自治法」公布 4月20日　第1回参議院議員選挙 4月25日　第23回衆議院議院選挙（社会党第1党となる） 4月30日　「統計法施行令」公布 4月30日　「国会法」公布 5月3日　「日本国憲法」施行 5月3日　枢密院廃止 5月3日　「行政官庁法」公布 8月4日　最高裁判所発足 9月1日　労働省設置 9月15日　関東地方大風水害（キャスリン台風） 10月21日　「国家公務員法」公布 12月31日　内務省廃止

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		11月６日　第１回衛生教育調査委員会 **11月29日　第１回全国学校衛生大会（東京）**		
1948	昭和23	４月３日　日本学校衛生学会創立総会（京都府立第一高等女学校講堂） ４月14日　「学校清潔方法」公布 ６月７日　「学校衛生統計調査実施要領」公布 **９月２日　日本学校衛生会寄附行為変更認可受ける** **９月24日　第２回全国学校衛生大会（栃木）** **９月30日　雑誌「季刊　健康教室」創刊** **11月９日　日本学校衛生会養護部会設立**	１月27日　「高等学校設置基準」を制定 ２月23日　大学設置委員会、大学設置基準を答申（新制大学設置認可の基準決定） ３月29日　文部省、教員養成はすべて大学で行う方針を発表 ４月１日　新制高等学校発足 ４月１日　新制大学発足 ４月７日　「中学校の就学義務並に盲学校及び聾学校の就学義務及び設置義務に関する政令」公布 ４月30日　「教科用図書検定規則」を制定 ６月15日　教育委員会法案を国会に提出 ６月19日　教育勅語等の排除・失効確認に関して国会両院で決議 ６月22日　文部省、国立大学設置案を決定発表 ６月25日　文部省、教育勅語等の取扱いについて通達 ６月27日　PTA第１回全国協議会開催 ６月30日　「国家公務員共済組合法」公布 ７月10日　「日本学術会議法」公布 ７月10日　「市町村立学校職員給与負担法」公布 ７月10日　「教科書の発行に関する臨時措置法」公布 ８月５日　日本教育会解散 10月　コア・カリキュラム連盟結成 10月４日　教育長・指導主事等を対象とする教育指導者講習（IFEL）開始 11月１日　教育委員会発足 12月20日　国立国語研究所設置	
1949	昭和24	**１月６日　よい子つよい子展覧会開催（東京三越）** ３月19日　「学校身体検査規程」制定 **４月９日　第３回全国学校衛生大会（神奈川）** ４月11日　「日本建築規格、木造小学校建物及び中学校建物」告示 ５月28日　中学校の「体育科」を「保健体育科」に改め３年間に70時間の保健学習を実施することになった ５月31日　文部省体育局廃止 ７月５日　「保健体育審議会令」公布 **９月20日　雑誌「学校衛生」を雑誌「健康教育」に改題** 11月18日　中等学校保健計画実施要領（試案）を発行し、中学校、高等学校における健康管理と健康教育その他の内容を示した 中等学校保健計画実施要領（試案）	１月12日　「教育公務員特例法」公布 １月12日　「教育公務員特例法施行令」公布 ２月10日　大学設置委員会、公私立大学79校を決定答申（２.21　設置認可） ２月16日　高瀬荘太郎文部大臣就任（第三次吉田内閣） ３月18日　大学設置委員会、新制大学94校（国立69、公立４、私立21）を決定答申（公私立は３.25　設置認可） ４月12日　大学基準協会、「大学院基準」を制定 ４月15日　短期大学を昭和25年度より実施を閣議決定 ４月28日　衆議院、６・３制完全実施に関する決議案を可決 ５月31日　「文部省設置法」公布（施行６.１） ５月31日　「国立学校設置法」公布（国立新制大学設置） ５月31日　「教育職員免許法」及び「同法施行規則」公布（施行９.１） ６月１日　教育刷新委員会を教育刷新審議会と改称 ６月10日　「社会教育法」公布 ７月５日　文部省、教育課程審議会・教育職員養成審議会・社会教育審議会等を設置 ７月15日　教育刷新審議会、「新学制完全実施について」建議 ７月19日　CIE顧問イールズ、新潟大学で講演し、共産主義教授の排除を勧告 ８月25日　文部省、中学校・高等学校「生徒指導要録」を制定 ８月30日　大学設置審議会、短期大学設置基準を決定 11月15日　日本教育大学協会発足 12月15日　「私立学校法」公布	

	医　事　事　項	社会一般事項
	2月10日　各官立医学専門学校を医科大学に昇格 4月2日　「地域保健法施行令」公布 6月30日　予防接種法公布 7月10日　「大麻取締法」公布 7月13日　「優生保護法」公布 7月29日　「薬事法」公布 7月30日　「医師法」、「歯科医師法」公布 7月30日　「保健婦、助産婦、看護婦法」公布 7月30日　「歯科衛生士法」公布 7月30日　「医療法」公布 8月3日　アメリカ医師会調査団来日 9月15日　母子衛生対策要綱作成 10月25日　日本薬剤師協会設立 10月27日　「医療法施行令・医師法施行規則・歯科医師法施行規則」公布 11月5日　「医療法施行規則」公布	2月9日　「国立国会図書館法」公布 3月15日　民主自由党結成（総裁・吉田茂） 6月28日　福井地方大地震 7月8日　「建設省設置法」公布 7月15日　「少年院法」公布 7月15日　GHQ、新聞事前検閲廃止 7月20日　こどもの日制定 7月24日　「消防法」公布 8月15日　大韓民国成立 9月9日　朝鮮民主主義人民共和国成立 9月15日　主婦連合会結成 10月15日　第2次吉田茂内閣成立 11月12日　極東国際軍事裁判判決 12月8日　人事院正式発足 12月10日　国連総会、世界人権宣言を採択 12月22日　初の日本学術会議開催 12月23日　東条英機ら7名絞首刑執行
	「性病予防法」公布 2月15日　第1回栄養士試験実施 5月31日　「厚生省設置法」公布 5月31日　病院管理研究所設置 6月10日　「死体解剖保存法」公布 6月20日　アメリカ薬剤師使節団来日 8月1日　人口問題審議会設置 9月13日　アメリカ薬剤師協会使節団、薬事勧告書（医事分業実施勧告）を提出 10月19日　「死体解剖保存法施行規則」公布 10月25日　「厚生省組織規程」制定 12月20日　「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」公布 12月26日　「身体障害者福祉法」公布	1月1日　GHQ、国旗の自由使用を許可 1月1日　家庭裁判所発足 1月20日　日本学術会議第1回総会開催 2月16日　第3次吉田茂内閣成立 5月25日　通商産業省設置 6月1日　総理府・地方自治庁等設置 6月1日　日本国有鉄道・日本専売公社等発足 9月7日　ドイツ連邦共和国（西ドイツ）成立 10月1日　中華人民共和国成立（主席・毛沢東） 10月7日　ドイツ民主共和国（東ドイツ）成立 11月3日　湯川秀樹、ノーベル賞授賞発表（12.10授与式）

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1950	昭和25	**3月1日　日本学校衛生会学校衛生研究所編「学校保健の研究」刊行** **3月2日　日本学校衛生会校長部会設立** 3月13日　改正「学校身体検査規程」公布 5月25日　文部省学校給食課設置（課長に前田充明就任） 7月　大学における「体育科目」の設け方について定める 7月15日　学校保健の刷新改善を図るため学校保健実験学校を定める 8月14日　文部省、新学期から完全給食実施を発表 8月19日　「教育委員会法施行令」改正（保健所との協力について規定） 9月18日　IFEL第1回養護教育講習会 **10月22日　第4回全国学校衛生大会（愛知）**	1月20日　日本育英会、教員志望学生生徒の特別奨学金貸与制度を発表 2月11日　義務教育標準教育費法案を閣議決定 2月13日　東京都、教員246名の整理を発表（レッド・パージ） 2月14日　CIE顧問イールズ、静岡大学で赤化教授追放を力説 3月14日　大学設置審議会、短期大学113校を決定 3月　旧制高等学校、最後の最後の卒業式を挙行 4月30日　「中央青少年問題協議会令」公布 5月2日　東北大学イールズ事件 5月6日　天野貞祐文部大臣就任（第三次吉田内閣） 5月16日　北海道大学イールズ事件 5月18日　全日本中学校長会創立総会開催 6月　教育過程審議会「小学校の教育課程をどのように改善すべきか」に対する答申 6月17日　文部省、学生の政治集会デモ参加禁止を通達 7月12日　日本教職員組合、免許法認定講習の中止を文部省に要望 7月13日　国立大学協会創立 8月27日　第二次米国教育使節団来日 8月29日　文部省に文化財保護委員会を設置 9月1日　天野貞祐文相、教職員のレッド・パージ実施を言明 9月18日　CIE・文部省共催、全国視聴覚教育研究会開催 9月22日　第二次米国教育使節団報告書提出 9月30日　第二次米国教育使節団報告書発表 10月17日　文部省、国旗掲揚・君が代斉唱について通達 11月7日　天野貞祐文相、全国教育長会議において修身科の復活と国民実践要領について発言	
1951	昭和26	International Union for Health Education, I International Conference, Paris, France. 2月26日　小学校保健計画実施要領（試案）を発行 小学校保健計画実施要領（試案） 3月　改正「学校衛生統計調査実施要領」公布 6月23日　北陸学校保健学会設立 **9月　雑誌「学校保健計画」創刊** **10月6日　第1回全国学校保健大会（福岡）** **12月1日　日本学校衛生会学校衛生研究所編「学校保健の研究第2集」刊行**	1月4日　教育課程審議会、道徳教育の充実方策について答申（修身科を復活せず、教育活動の全体を通じて道徳教育を強化） 2月8日　文部省、道徳教育振興方策を発表（修身科を復活せず手引書作成等による） 4月26日　文部省、「道徳教育の手引書要綱」（総説・小学校編）を発表（5.30　中学校篇・高等学校編） 5月1日　リッジウェイ、占領下諸法令の再検討を許可（占領政策緩和・日本の主権回復） 6月30日　文部省に中央産業教育審議会を設置 7月10日　「学習指導要領（一般編・試案）」改訂発行 8月7日　日教組、「教師の倫理綱領（草案）」を決定 8月28日　フルブライト法に基づく日米教育交換計画調印 10月12日　政令諮問委員会、教育制度改革試案を決定 10月31日　教育委員会制度協議会、教育委員会制度の改正に関して答申 11月8日　教育刷新審議会、中央教育審議会の設置を建議 11月10日　日教組、第1回全国教育研究大会（教研集会）を日光で開催 11月14日　天野貞祐文相、「国民実践要領」の大綱を発表 11月16日　政令諮問委員会、教育制度改革案を決定し	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	3月31日　改正「保健婦助産婦看護婦法」公布 5月1日　「精神衛生法」公布 5月4日　「生活保護法」公布 7月10日　サムス准将（GHQ厚生局長）、医薬分業問題で公開状発表 9月27日　結核対策本部設置要綱決定 11月16日　結核対策本部設置 12月26日　日本医師会、医薬強制分業に反対表明 12月28日　「毒物及び劇物取締法」公布	1月1日　マッカーサー、年頭の声明で日本の自衛権を強調 3月1日　自由党結成（民自党、民主党連立派と合同） 4月15日　「公職選挙法」公布 4月28日　国民民主党結成 5月2日　「放送法」・「電波法」公布 6月6日　マッカーサー、共産党中央委員24名の追放を指令 6月25日　朝鮮戦争起こる 6月26日　マッカーサー、共産党機関誌「アカハタ」の発行禁止を指令 7月2日　京都金閣寺全焼 7月11日　日本労働組合総評議会結成 7月28日　新聞・放送等報道機関のレッド・パージ始まる 8月10日　「警察予備隊令」公布 9月　全学連、レッド・パージ反対運動を開始 9月1日　公務員のレッド・パージの基本方針を閣議決定 10月13日　薬1万人の公職追放を解除 11月3日　「君が代」復活 11月10日　政府、旧軍人3,250人の追放解除を発表 12月13日　「地方公務員法」公布
	3月27日　衆議院において、世界保健機関憲章受諾について承認を求める件が承認される 3月29日　「社会福祉法」公布 3月31日　「結核予防法」全面改正 4月14日　改正「保健婦助産婦看護婦法」公布 5月16日　日本、世界保健機関に正式加盟 6月6日　「検疫法」公布 6月30日　「覚せい剤取締法」公布 8月10日　「保健婦、助産婦、看護婦学校養成所指定規則」制定	1月1日　マッカーサー、年頭声明で講和と日本武装の必要を強調 1月25日　米講和特使ダレス来日 2月2日　ダレス特使、対日講和の基本原則を表明 2月10日　社会民主党結党 3月31日　ダレス特使、対日講和草案を発表 4月3日　「宗教法人法」公布 4月11日　連合国軍最高司令官マッカーサー解任（後任にリッジウェイ中将） 5月5日　「児童憲章」制定 5月6日　政令諮問委員会（首相の私的諮問機関）設置 5月13日　ラジオ体操復活 6月8日　「住民登録法」公布 6月20日　政府、第1次公職追放解除を発表 6月21日　ユネスコ総会、日本の加盟を承認 6月21日　ILO（国際労働機構）総会、日本の加盟を承認 7月10日　政府、財閥解体完了と発表 8月6日　政府、第2次公職追放解除を発表 8月16日　政府、講和条約最終草案を発表（8.15　GHQから受領） 8月16日　政府、旧陸海軍人の追放解除を発表 8月22日　吉田茂首相ら講和全権任命（8.31　講和全権団一行出発） 9月1日　民間放送開始 9月8日　対日講和条約調印、日米安全保障条約調印

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			答申 11月27日　天野貞祐文相の「国民実践要領」、参議院文教委員会で論戦、文相撤回を表明	
1952	昭和27	4月3日　中学校における健康教育実施時間について通達 **8月4日　第2回全国学校保健大会（宮城）**	2月26日　天野貞祐文相、高等学校に倫理科新設を希望する旨発表 3月27日　「私立学校振興会法」公布 3月27日　教育科学研究会第1回全国連絡協議会開催 4月　CIE解体 5月21日　文部省「幼稚園基準」を通達 5月23日　国立新制大学院設置の文部省試案を発表 6月6日　「中央教育審議会」設置 8月1日　文部省機構を改革 8月8日　「義務教育費国庫負担法」公布 8月12日　岡野清豪文部大臣就任 8月30日　「文部省組織令」公布 10月14日　日本PTA（日本父母と先生の会）全国協議会結成 10月16日　日経連、「新教育制度の再検討に関する要望書」を岡野清豪文相に提出 10月17日　日教組、文教政策の基本大綱を発表 11月8日　文部省、大学設置委員会の答申に基づき、大学院修士課程修了者の学位「修士」18種を決定	
1953	昭和28	International Union for Health Education, II International Conference, Paris, France. 6月6日　九州学校保健学会設立 6月24日　保健体育審議会「独立後におけるわが国保健教育、レクリエーション並びに学校給食の新興方策について」答申 10月10日　東北学校保健学会設立 **11月15日　第3回全国学校保健大会（香川）** 11月27日　学校教育法施行規則一部を改正し保健室の設置学校医学校歯科医の設置について規定	1月21日　中央教育審議会第1回総会開催 1月23日　全国地方教育委員会連絡協議会結成 4月1日　「学位規則」公布（学位を博士・修士の2種とする新制度） 4月1日　国立大学12校（北海道・東北・東京・東京教育・東京工業・一橋・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・九州の各大学）に新制大学院を設置（国立新制大学院発足） 4月1日　「義務教育費国庫負担法」施行 5月21日　大達茂雄文部大臣に就任 6月12日　「コア・カリキュラム連盟」、「日本生活教育連盟」と改称 6月25日　大達茂雄文相、衆議院文部委員会で文教政策の基本方針を表明 7月25日　中央教育審議会、6・3制の堅持、教育委員会の現状維持等を答申 8月7日　教育課程審議会、「社会科の改善、特に道徳教育、地理・歴史教育について」答申 8月8日　「理科教育振興法」公布 8月8日　中央教育審議会「社会科教育の改善に関する答申」 8月18日　「高等学校の定時制教育及び通信教育振興法」公布 8月22日　文部省、教育課程審議会の答申に基づき「社会科の改善についての方策」を発表 8月27日　「公立学校施設費国庫負担法」公布 9月18日　吉田茂首相、文教懇談会を復活 10月12日　中央教育審議会、6・3制の堅持、教育委員会の現状維持等を答申教員の政治活動問題について協議 10月31日　「学校教育法施行令」公布 12月15日　大達茂雄文相、文教懇談会で当面の文教問題について説明、教員の政治活動規制の立法化の意思を表明	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
		10月24日　社会党、左右両派に分裂 10月25日　民間航空国内線復活 10月26日　講和・安保両条約を衆議院可決（11.18　参議委員可決）
	2月19日　国立精神衛生研究所発足 7月31日　「栄養改善法」公布 8月14日　「日本赤十字法」公布施行	2月8日　改進党結党 3月4日　十勝地震 3月8日　GHQ兵器製造禁止を緩和 3月10日　GHQ、航空管制権を返還 4月1日　琉球政府創立 4月11日　「ポツダム政令」廃止 4月21日　「公職追放令」廃止 4月28日　講和条約・安保条約発効 4月28日　GHQ解消を発表 5月1日　独立後最初のメーデー 7月19日　第15回ヘルシンキオリンピック 7月21日　公安調査庁設置 8月1日　政府の新行政機構発足 10月30日　第4次吉田茂内閣成立 11月1日　市区町村教育委員会、全国一斉に発足
	1月11日　厚生省創立15周年記念式典挙行 3月17日　「麻薬及び向精神薬取締法」公布 8月15日　「らい予防法」公布（旧法廃止） 10月13日　「地域保健法施行規則」公布 11月1日　厚生省、国民健康調査実施 12月8日　「医師法施行令・歯科医師法施行令」公布 12月8日　「死体解剖保存法施行令」公布	1月20日　アメリカ、アイゼンハワー、大統領に就任 2月1日　NHKテレビ本放送開始 3月5日　ソ連首相スターリン死去、後任にマレンコフ首相就任 3月14日　内閣不信任案可決、国会解散（バカヤロー解散） 5月21日　第5次吉田茂内閣成立 7月27日　朝鮮休戦協定調印 8月28日　民間テレビ放送開始 9月1日　「町村合併促進法」公布 9月7日　自由党、文部省に対し教員の政治活動制限措置を強く要望（大達茂雄文相、その立法措置につき与党関係方面と協議） 10月2日　池田・ロバートソン日米防衛会談開始 12月24日　奄美群島返還の日米協定調印 12月25日　奄美群島日本復帰

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			12月25日　文部省、「わが国教育の現状」（教育白書）を発表	
1954	昭和29	中国四国学校保健学会設立 **2月1日　日本学校保健会会報「学校保健」発刊** 5月29日　関東学校保健学会発起人総会 5月31日　新井英夫文部省保健課長逝去 6月3日　「学校給食法」公布 学校給食法制定記念全国大会 6月29日　近畿学校保健学会設立 7月6日　三宅鑛一逝去（日本学校保健会会長） **7月17日　日本学校衛生会は、日本学校保健会と名称変更、これと同時に日本学校保健会寄付行為一部変更** 7月25日　東海学校保健学会設立 9月25日　関東学校保健学会設立 **10月9日　第4回全国学校保健大会（島根）** 10月8日　日本学校保健学会結成（第1回総会島根県松江市） 10月9日　全日本学校医会結成	1月18日　中央教育審議会、教員の政治的中立性維持に関して答申 2月9日　教員の政治活動制限に関する教育2法案要綱を閣議決定 4月30日　文部省、改訂社会科学習指導要領の大綱を発表 5月12日　社会科問題協議会、文部省の改訂社会科大綱に反対声明 5月14日　教育2法案、参議院にて修正可決 6月3日　教育2法公布 6月3日　「教育職員免許法」改正（校長・教育長・指導主事の免許状を廃止） 8月13日　大達茂雄文相、教育委員会制度の再検討を表明 8月23日　中央教育審議会義務教育学校教員給与に関する答申 10月14日　教育課程審議会、高等学校教育課程の改訂について答申 11月15日　中央教育審議会、大学入学者選考およびこれに関連する事項についての答申 12月6日　中央教育審議会、特殊教育ならびにへき地教育振興についての答申 12月20日　中央教育審議会、かなの数え方について答申	
1955	昭和30	2月22日　文部省保健課長塚田治作就任 6月2日　文部省健康教育指定実験学校の研究発表会（豊島区立真和中学校） 10月1日　特殊法人「日本学校給食会」発足 10月13日　第2回日本学校保健学会（石川） **10月15日　第5回全国学校保健大会（福井）**	1月11日　文部省、私学振興方策の大綱を決定 1月25日　中央教育審議会委員改選（第2期委員を任命） 2月1日　教育課程審議会、教育の課程の改善、特に高等学校の教育課程について（第2次答申） 2月11日　文部省、小学校の改訂社会科の内容について発表 2月28日　教育課程審議会高等学校通信教育の実施科目拡充について（答申） 3月10日　安藤正純文相、教科書制度の再検討を事務当局に指示 3月26日　教育課程審議会、高等学校通信教育による高等学校の卒業資格を認めることについて（答申） 4月　小学校改訂社会科を実施 6月1日　全日本私学連合会発足 6月27日　教育課程審議会、高等学校教育課程の改善に関する第3次答申 7月14日　指導要録研究協議会、「指導要録」の改正原案を決定 9月12日　中央教育審議会、私立学校教育の振興について答申 10月17日　文部省、高等学校の改訂社会科の内容について発表 11月12日　民主党文教制度調査特別委員会、文教制度改革要綱を発表 12月5日　「高等学校学習指導要領」（一般編）発行、	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	2月8日　中央教育審議会「医学および歯学の教育に関する答申」 4月22日　「あへん法」公布 9月4日　厚生省、結核対策強化要綱発表	3月1日　ビキニ水爆実験で第5福竜丸被災 3月30日　公務員制度調査会設置 4月27日　「民法」公布 5月19日　「厚生年金保険法」公布 6月2日　「防衛庁設置法」・「自衛隊法」成立 6月8日　改正「警察法」公布 6月9日　「防衛庁設置法」・「自衛隊法」公布 7月1日　防衛庁・自衛隊発足 7月1日　警察庁・都道府県警察発足 10月27日　「国家賠償法」公布 11月24日　日本民主党結成（総裁鳩山一郎） 12月10日　第1次鳩山一郎内閣成立
	7月1日　国立らい研究所開設 8月16日　「歯科技工士法」公布 9月17日　日本寄生虫予防会設立 9月22日　「歯科技工士法施行規則」公布 10月7日　「医道審議会令」公布	3月19日　第2次鳩山一郎内閣成立 7月20日　経済企画庁設置 11月15日　自由民主党結成 11月22日　第3次鳩山一郎内閣成立 12月19日　「原子力基本法」・「原子力委員会設置法」公布

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			昭和31年度から実施を通達 12月５日　中央教育審議会、教科書制度の改善方策について答申	
1956	昭和31	１月13日　高等学校学習指導要領「保健体育科」編の改訂について通達（保健が「科目保健」となる） ３月30日　中学校保健体育科のうち保健の学習指導について通達 ４月28日　International Union for Health Education, III International Conference, Rome, Italy **10月13日　第６回全国学校保健大会（滋賀）** 10月17日　第３回日本学校保健学会（愛知）	１月10日　全国地方教育委員会協議会、教育委員会制度改正に反対を表明 １月16日　自民党文教制度調査特別委員会、教育委員会制度改正要綱を発表 １月27日　「臨時教育制度審議会設置法案」を閣議決定 ３月12日　「教科書法案」を国会に提出 ３月19日　東京都内10大学学長、政府の文教政策の傾向に対して反対を声明 ３月20日　自民党、10大学学長声明に反対声明 ４月20日　衆議院本会議、地方教育行政法案を可決 ５月７日　教育課程審議会教育漢字の学年配当について（答申） ５月７日　教育課程審議会、かなの数え方について（答申） ５月10日　日本高等学校教職員組合（日高教）結成 ５月24日　衆議院本会議、教科書法案を強行可決 ６月２日　参議院、地方教育行政法案の審議をめぐる大混乱により警官隊出動、可決 ６月14日　「公立養護学校設備特別措置法」公布 ６月29日　教育課程審議会、高等学校通信教育の実施科目拡充について（答申） ６月30日　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」公布 ６月31日　「地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令」公布 ７月９日　中央教育審議会、「教育・学術・文化に関する国際交流の促進について」答申 ９月28日　文部省、全国抽出学力調査を初めて実施 10月１日　地方教育行政法による任命制教育委員会発足 10月８日　教育課程審議会、高等学校通信教育課程の改正および実施科目の拡充について 10月10日　文部省に教科書調査官を設置 10月22日　「大学設置基準」（省令）を制定 11月５日　中央教育審議会、公立小・中学校の統合方策についての答申 12月５日　「各種学校規程」を制定 12月10日　中央教育審議会、短期大学制度の改善について答申 12月13日　「幼稚園設置基準」制定	
1957	昭和32	５月31日　「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律」公布 ７月３日　保健体育審議会、学校保健法成立について答申 ９月６日　「公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令」公布 **10月16日　第７回全国学校保健大会（千葉）** 10月22日　第４回日本学校保健学会（東京）	１月25日　全国市町村教育委員会連合会結成 ３月30日　「私立大学の研究設備に対する国の補助に関する法律」公布 ６月10日　文部省、第１回学力調査の結果を発表 ６月24日　理科教育審議会、理科教員養成の改善について答申 ７月29日　日教組、国民教育研究所を設立 ７月30日　松永東文相、道徳に関する独立教科設置の意向を表明 ９月10日　日本教育学会（教育政策特別委）、教員養成制度改革案を発表 ９月14日　松永東文相、小・中学校の教育課程の改善について教育課程審議会に諮問 ９月27日　文部省、小・中・高等学校の全国抽出学力	

	医　事　事　項	社会一般事項
	4月1日　医薬分業実施 10月5日　厚生行政年次報告発表（初の「厚生白書」）	3月24日　「日本学士院法」公布 5月19日　科学技術庁発足 5月24日　「売春防止法」公布 7月1日　気象庁発足 7月17日　経済白書「もはや戦後ではない」と規定 10月23日　ハンガリー事件 12月18日　国際連合総会、日本の国際連合加盟を可決 12月20日　鳩山内閣総辞職 12月23日　石橋湛山内閣成立
	4月1日　熊本県水俣市郊外、不知火海沿岸漁農村に奇病多発 4月5日　国民皆保険方針決定 4月12日　国民皆保険推進本部設置 4月30日　「保険医療機関及び保険医療養担当規則」公布 4月30日　「保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則」公布 6月1日　「自然公園法」公布 6月3日　「美容師法」公布 6月15日　「水道法」公布	1月17日　日本社会党、文教政策を決定 1月30日　南極観測隊、南極上陸に成功 2月23日　石橋湛山、病気のため内閣総辞職 2月25日　第1次岸信介内閣成立 5月15日　イギリス、クリスマス島で水爆実験 7月10日　岸信介改造内閣 7月29日　国際原子力機関発足 8月13日　憲法調査会発足 8月27日　茨城県東海村原子力研究所原子炉完成 9月29日　日本共産党、新綱領草案を発表 10月1日　日本、国連総会で安保理事会非常任理事国に当選 10月4日　ソ連、人工衛星スプートニク1号の打ち上げに成功

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			調査（社会・理科）を実施 10月12日　教育課程審議会、道徳教育のための時間特設の方針を決定 11月９日　教育課程審議会高等学校通信教育におけるラジオ放送の利用につて（答申） 11月９日　教育課程審議会、道徳教育の特設時間について中間発表 11月11日　中央教育審議会、科学技術教育の振興方策について答申 12月４日　学校教育法施行規則を改正、教頭の設置等を定める 12月20日　全国都道府県教育委員長協議会、勤務評定試案を決定 12月22日　日教組、勤務評定反対阻止闘争強化を決議、「非常事態宣言」を発表	
1958	昭和33	２月　第28回国会の文部省設置法一部改正では、これまで各局に分散していた体育事務・学校保健事務・学校給食事務を一体的に処理するため体育局を設置 ２月27日　学校保健法案、閣議決定 ３月１日　学校保健法案、国会提出（参議院文教委員会附託） ３月６日　学校保健法案、参議院文教委員会提案理由説明 ３月28日　学校保健法案、参議院本会議可決 ４月４日　学校保健法案、衆議院文教委員会提案理由説明、質疑、討論、採決、可決 ４月10日　「学校保健法」公布（法律第56号） ５月１日　体育局が設置され、その中に学校保健課が置かれる ５月３日　奥村鶴吉・岩原拓、藍授褒章授与される ５月28日　文部省、全国都道府県教育委員会の学校保健主管課長を招集、学校保健法の説明を行う ６月10日　「学校保健法施行令」公布 ６月13日　「学校保健法施行規則」公布 ６月13日　「学校伝染病予防規程」（大正13年）・「学校歯科医職務規程」（昭和７年）・「学校医職務規程」（昭和７年）・「学校身体検査規程」（昭和24年）・「学校清潔方法」（昭和23年）を廃止 ６月16日　学校保健法および同法施行令等の施行について（通達） ６月16日　学校保健法および同法施行令等の施行にともなう実施基準等について（通達） ８月12日　学校保健法と公衆衛生関係法規との関係について文部省・厚生省より通達 ８月12日　文部省、小学校、中学校、高等学校校長、保健主事の全国各県代表者を招集、学校保健法の講習会を実施 ８月15日　文部省、都道府県教育委員会学校保健関係職員を招集、学校保健法施行令施行に伴う事務処理について講習 **９月20日　第８回全国学校保健大会（新潟）** 10月４日　第５回日本学校保健学会（宮城） 11月28日　「学校保健法施行規則」一部改正通達	第２次学習指導要領改訂 ３月15日　教育課程審議会、「小学校・中学校教育課程の改善について」答申 ３月18日　文部省、「小学校・中学校『道徳』実施要項」を通達 ３月31日　教育課程審議会高等学校通信教育における職業科目の実施拡充について（答申） ４月25日　「義務教育諸学校施設費国庫負担法」公布 ４月28日　中央教育審議会、「勤労青少年教育の振興方策について」答申 ５月１日　「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の基準に関する法律」公布 ５月１日　国家公務員共済組合法公布 ７月９日　「市町村立学校職員給与負担法」を改正し、校長に管理職手当を支給 ７月23日　瀬尾弘吉文相、全国都道府県知事会議で勤務評定の完全実施を要望 ７月28日　中央教育審議会、「教員養成制度の改善方策について」答申 ８月15日　日教組・総評加盟労組、「勤評反対・民主教育を守る国民大会」を和歌山市で開催 ８月28日　小・中学校の教育課程を４領域編成、小・中学校の学習指導要領道徳編を告示 ９月15日　日教組、「勤評阻止全国統一行動」を実施 ９月18日　政府、専科大学法案を決定 10月１日　文部省、小学校学習指導要領・中学校学習指導要領を告示 10月28日　日教組勤評闘争 11月10日　文部省に教科調査官・視学委員をおく	
1959	昭和34	２月４日　奥村鶴吉逝去（日本学校保健会副会長） ５月３日　International Union for Health Education,	３月２日　中央教育審議会、「育英奨学および援護に関する事業の振興方策について」答申	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	4月23日　「衛生検査技師法」公布 4月24日　「下水道法」公布 12月27日　「国民健康保険法」公布（全面改定）これにより国民皆保険制度の基礎確立	1月31日　アメリカ、人工衛星打ち上げに成功 3月9日　関門トンネル開通 3月27日　フルシチョフ、ソ連首相に就任 3月30日　国立競技場落成 4月1日　「売春防止法」施行 6月12日　第2次岸信介内閣成立 11月27日　皇室会議、皇太子明仁と正田美智子の婚約を発表 12月23日　東京タワー完成
	4月16日　「国民年金法」公布 5月1日　年金局設置	1月1日　「メートル法」施行（尺貫法廃止） 1月1日　キューバ革命

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		IV International Conference, Düsseldorf, Federal Republic of Germany 5月15日　岩原拓逝去（日本学校保健会副会長・理事長） 11月10日　第6回日本学校保健学会（兵庫） 11月13日　日本学校安全会法案、衆議院文教委員会通過 **11月14日　第9回全国学校保健大会（広島）** 11月28日　学校保健法施行規則の一部改正 12月11日　日本学校安全会法案、衆議院通過・成立 12月17日　「日本学校安全会法」公布（法律第198号）	3月17日　衆議院、専科大学設置に関する法案を可決 4月14日　文部省に官房長を設置 7月13日　松田竹千代文相、中央教育審議会に「特殊教育の充実振興について」諮問（12.7答申） 7月28日　松田竹千代文相、教育課程審議会に「高等学校教育課程の改善について」諮問（S35.3.31答申） 8月31日　日本教育学会主催で国際教育学会議開催 9月3日　中学校の教育課程の移行措置について通達 12月7日　中央教育審議会、特殊教育の充実振興についての答申	
1960	昭和35	男性養護教諭第一号（大阪市立助松養護学校　山根康正） 山根康正 2月　体育局学校保健課長に渋谷敬三就任 2月29日　「日本学校安全会法施行令」公布（政令第12号） 3月26日　体育局長に杉江清就任 4月1日　特殊法人日本学校安全会発足 5月19日　「日本学校安全会法施行規則」公布 9月27日　千葉たつ、養護教諭初、保健文化賞受賞 **10月15日　第10回全国学校保健大会（福島）** 10月23日　第7回日本学校保健学会（福岡）	1月12日　文部省、教科書採択の公正確保について通達 1月29日　公立小学校の1学級児童数を58人から56人に改正 3月31日　教育課程審議会、「高等学校教育課程の改善について」答申 4月1日　昭和35年度から教頭にも管理職手当を支給 4月26日　教育課程審議会、「高等学校通信教育の改善について」答申 5月2日　松田竹千代文相、中央教育審議会に「大学教育の改善について」諮問 6月17日　国立大学協会、大学の秩序確立に関して声明を発表 6月18日　松田竹千代文相、国立大学長会議で大学教官の責任と学園の秩序確立について要望 6月21日　文部省、高等学校生徒に対する指導体制の確立について通達 8月4日　保健体育審議会、オリンピック東京大会の開催を契機とする「体育振興総合計画要綱」について答申 9月14日　荒木万寿夫文相、記者会見で教育基本法の再検討を表明 9月19日　日経連、大学教官の待遇改善を文部・大蔵両省に要望 10月15日　文部省、高等学校の新学習指導要領を告示 11月1日　文部省、「進みゆく社会の青少年教育」を公表	
1961	昭和36	5月1日　文部省体育局学校保健課長に高橋恒三新任 9月7日　学校保健法施行規則の一部改正 9月13日　養護教員職制実施20周年記念祝賀会 9月14日　養護教諭OBの会「みどり会」発足（会長千葉たつ） **10月15日　第11回全国学校保健大会（青森）** 11月22日　第8回日本学校保健学会（岡山）	1月10日　全国都道府県教育委員長協議会、高校生急増対策などの要望事項を決議 2月5日　日教組幹部、社会党に集団入党 3月9日　中央教育審議会、文部省提出の「5年制専門教育機関設置要綱案」を承認 3月11日　科学技術庁、科学技術者の養成について文部省に勧告 4月1日　小学校の新学習指導要領（昭和33年告示）による教育課程を全面実施 5月20日　日教組、「教師の倫理綱領」の新しい解説を発表 5月23日　大学基準協会、大学制度改革案を文相に提出 6月17日　高等専門学校を昭和37年度から設置するため、学校教育法を改正 7月10日　中央教育審議会、「大学教育の改善」のうち「大学の目的・性格」について文相に中間報告	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	4月16日　「国民年金法」公布 5月1日　年金局設置 6月1日　国民年金審議会設置	1月10日　NHK教育テレビ本放送開始 4月10日　皇太子御成婚 4月15日　「最低賃金法」公布 5月26日　国際オリンピック委員会、第18回オリンピック大会の開催地を東京と決定 6月18日　岸信介内閣改造 9月12日　ソ連、宇宙ロケット打ち上げ、9月14日月面到着 9月26日　伊勢湾台風 10月4日　ソ連の宇宙ロケット、月裏面の撮影に成功 11月11日　貿易自由化開始
	3月31日　「じん肺法」公布 8月10日　「薬剤師法」公布 8月10日　「薬事法」公布	2月23日　皇太子妃、親王をご出産 7月1日　自治省発足（自治庁昇格） 7月19日　池田勇人内閣成立 8月25日　第17回ローマオリンピック開催 9月10日　カラーテレビ本放送開始 10月12日　浅沼稲次郎社会党委員長、日比谷公会堂で刺殺 10月25日　経済審議会、「所得倍増計画にともなう長期教育計画」を報告（11.1首相に答申） 11月1日　経済審議会、国民所得倍増計画を答申 11月8日　アメリカ大統領選挙、民主党ケネディ当選 12月8日　第2次池田勇人内閣成立 12月27日　政府、「国民所得倍増計画」を決定
	1月26日　「薬事法施行令」公布 2月1日　「薬剤師法施行規則」公布 2月1日　「薬事法施行規則」公布 2月19日　日本医師会・歯科医師会、医療費値上げ問題で厚生省と対立、全国一斉休診 8月14日　3歳児健康診断制度制定 11月29日　児童扶養手当法公布	1月20日　第35代米国大統領にケネディ就任 3月8日　社会党大会、新委員長に河上丈太郎を選出 3月25日　「消防法施行令」公布 4月1日　「消防法施行規則」公布 4月12日　ソ連宇宙船地球一周飛行に成功(ガガーリン搭乗) 4月19日　米国駐日大使ライシャワー着任 5月5日　米国、人間ロケットを打ち上げ、回収成功 5月16日　韓国軍クーデター、軍事政権を樹立 6月3日　米国大統領ケネディ・ソ連首相フルシチョフ、ウィーンで会談 6月12日　「農業基本法」公布 6月12日　「防衛庁設置法」・「自衛隊法」改正公布 6月16日　「スポーツ振興法」公布 8月13日　東ドイツ、ベルリンの壁を構築 11月15日　「災害対策基本法」公布

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			8月22日　公私立大学の学科増設等の取扱、大学設置基準の運用等について通達（学科増設等を協議事項から届出事項とする） 8月30日　「高等専門学校設置基準」を制定 9月26日　文部省、全国一斉学力調査（小学校・高等学校）を実施 10月26日　文部省、中学校2・3年生全員を対象に、5教科につき、全国一斉学力調査を実施（日教組、反対闘争） 11月1日　文部省、「わが国のへきち教育」を発表 11月6日　「公立高等学校の設置、適性配置及び教職員定数の標準等に関する法律」公布 11月14日　全国知事会、高校生急増対策について政府に要望	
1962	昭和37	1月23日　文部省体育局長に前田充明新任 4月1日　国立大学5校に養護教諭養成課程（1年）が設置される（茨城大学、金沢大学、愛知学芸大学、神戸大学、岡山大学） 5月11日　学校保健法施行令一部改正 5月20日　C.E. ターナー来日（2度目の来日） 6月7日　学校保健法施行規則一部改正 6月30日　International Union for Health Education, V International Conference, Philadelphia, Pensylvania, United States of America 11月7日　第9回日本学校保健学会（東京） **11月10日　第12回全国学校保健大会（静岡）**	1月26日　高等学校生徒急増対策の財政措置を閣議了解 1月31日　小学校の1学級定員を56人から54人に、中学校は54人から52人に改正 2月21日　文部省、国立5大学に養護教員養成課程を設置することとし、設置要綱を関係機関に送付 3月29日　国立学校設置法を改正し、国立工業高等専門学校の設置を決定 3月31日　「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布 4月1日　中学校の新学習指導要領による教育課程全面実施 4月1日　工業高等専門学校発足 4月1日　「臨時義務教育教科用図書無償制度調査会」を設置 4月4日　「学校法人紛争の調停等に関する法律」公布 6月20日　国立教育会館起工式 7月11日　文部省、全国一斉学力調査を実施 10月15日　中央教育審議会、「大学教育の改善」のうち「設置および組織編成」「管理運営」「入学試験」について中間報告 11月5日　文部省、教育白書「日本の成長と教育」を発表 11月12日　教育職員養成審議会、「教員養成制度の改善について」答申 11月14日　臨時義務教育教科用図書無償制度調査会、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置について」答申	
1963	昭和38	4月1日　養護教員養成課程（1年）大学設置（山形大学、神戸大学、徳島大学） **11月9日　第13回全国学校保健大会（熊本）** **11月3日　㈶日本学校保健会会報「学校保健」発刊50号記念特集号刊行** 11月7日　第10回日本学校保健学会（熊本）	1月16日　能力開発研究所設立認可 1月28日　中央教育審議会、「大学教育の改善について」答申 3月16日　全国PTA協会発足 4月1日　高等学校の新学習指導要領による教育課程を全面実施 5月2日　文部省、小・中・高等学校の全国抽出学力調査（社会・理科）を実施中学校の道徳教育研究学校を指定 6月24日　荒木万寿夫文相、中央教育審議会に「後期中等教育の拡充整備について」諮問 7月11日　教育課程審議会、「学校における道徳教育の充実方策について」答申 7月29日　中央教育審議会、「後期中等教育の拡充整	

	医　事　事　項	社会一般事項
	2月1日　国立がんセンター竣工式（5.11業務開始） 5月17日　サリドマイド系睡眠薬の出荷を停止 5月30日　国民皆保険達成記念式典挙行 7月1日　社会保険庁設置	2月24日　憲法調査会、初の公聴会開催 6月10日　北陸トンネル開通 7月11日　創価学会、参議院で「公明党」結成 8月24日　三宅島大噴火 8月30日　戦後初の国産飛行機YS-11試験飛行に成功 9月8日　地方公務員共催組合法公布 9月12日　日本原子力研究所の国産第1号原子炉に点火 10月22日　キューバ危機 10月27日　労働省、「年少労働者白書」を発表 11月10日　警察庁、少年犯罪白書を発表 12月5日　池田勇人首相の私的諮問機関「人づくり懇談会」第1回会合 12月13日　経済企画庁、国民生活白書を発表
	5月4日　厚生省、「児童福祉白書」を発表 7月11日　「老人福祉法」公布 8月3日　戦傷病者特別養護法公布 11月2日　厚生省創立25周年記念式典挙行	1月26日　米国務省、原子力潜水艦の日本寄港希望を通告 8月5日　原水爆禁止世界大会開催 10月26日　原子力研究所、日本で初めて原子力発電に成功 11月22日　ケネディ米国大統領、テキサス州ダラスで暗殺される 12月9日　第3次池田勇人内閣成立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
			備」について検討するにあたり、「期待される人間像」と「後期中等教育のあり方」の二つの特別委員会を設置 8月16日　教育課程審議会、「盲学校・聾学校教育課程の改善について」答申 8月23日　文部省、学校教育法施行規則を改正し、高等学校は志願者が入学定員を超過しなくても選択を行うことを原則とする 9月12日　教育課程審議会、「幼稚園教育課程の改善について」答申 10月10日　文部省・警察庁、青少年非行防止に関する学校と警察との連絡強化を通達 11月16日　能力開発研究所、第1回能研テストを実施 12月21日　「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」公布教科用図書の無償措置に関する法律」（教科書無償措置法）公布	
1964	昭和39	7月　文部省体育局学校保健課長に吉川孔敏新任 11月5日　第11回日本学校保健学会（石川） **11月7日　第14回全国学校保健大会（石川）**	1月25日　文部省、特殊教育振興方策を発表 2月18日　文部省、自営農民養成の農業高等学校の設置を決定 2月25日　国立大学の学科・課程・講座・学科目に関する省令を制定 4月3日　「国立学校特別会計法」公布 6月5日　日本教育大学協会、教員養成関係学部設置基準要綱を決定 7月30日　教育職員養成審議会、教員養成のための教育課程基準案を中間発表 8月7日　文部省、幼稚園教育の振興について通達 8月31日　文部省、大学拡充整備計画を決定 12月15日　東北大学評議会、教育学部教員養成課程の分離を決定（昭和40．4．1宮城教育大学設置）	
1965	昭和40	3月31日　「国立養護教諭養成所設置法」公布 6月1日　文部省体育局長に西田剛就任 6月10日　International Union for Health Education, VI International Conference, Madrid, Spain 6月29日　文部省、「へき地学校給食特別対策要綱」を通達 11月10日　第12回日本学校保健学会（愛知） **11月13日　第15回全国学校保健大会（三重）**	1月11日　中央教育審議会、「期待される人間像」の中間報告を発表 2月1日　全国高等学校長協会、後期中等教育に関する意見書を中教審に提出 2月1日　日経連教育特別委員会、後期中等教育に対する要望書を中教審に提出 3月31日　大学基準等研究協議会、大学設置基準改善要綱を文相に答申 4月　中学校卒業者の高等学校進学率、全国70%超す 6月14日　中村梅吉文相、「小学校・中学校の教育課程の改善について」教育課程審議会に諮問	
1966	昭和41	1月19日　国立大学に保健管理センター設置計画を発表 7月1日　文部省体育局長に赤石清悦就任 7月1日　文部省体育局学校保健課長に田健一就任	4月5日　国立大学設置法を一部改正・公布（学芸大学・学部を教育大学・学部に改称） 10月31日　中央教育審議会「後期中等教育の拡充整備について」を答申、別記、期待される人間像	

	医　事　事　項	社会一般事項
	3月21日　全国で初の「小児専門病院」起工式（世田谷） 6月10日　厚生省、新庁舎落成式 7月1日　「母子福祉法」公布 7月7日　「社会保障研究所法」公布	3月24日　ライシャワー米駐日大使、米大使館前で刺され負傷 6月16日　新潟大地震 7月3日　憲法調査会、最終報告書を首相に提出 8月28日　政府、米国原子力潜水艦の日本寄港を受諾 9月17日　東京モノレール開業 10月1日　東海道新幹線開通 10月10日　第18回オリンピック東京大会開催 10月15日　ソ連フルシチョフ首相辞任、コスイギン新首相就任 10月16日　中国、初の核実験成功を発表 11月3日　アメリカ大統領選挙、民主党ジョンソン大統領当選 11月8日　パラリンピック開催（東京） 11月9日　佐藤栄作内閣成立 11月12日　米原子力潜水艦、佐世保入港 11月17日　公明党結成大会
	3月26日　体力づくり国民会議結成 3月30日　インターン制度に反対する医大卒業生は「医学部卒業者連盟」を結成 6月30日　「公害審議会令」公布 8月18日　「母子保健法」公布 11月1日　国立小児病院開院	4月9日　「オリンピック記念青少年総合センター法」公布 6月1日　「公害防止事業財団法」公布 6月2日　「新東京国際空港公団法」公布 6月3日　佐藤栄作改造内閣発足 6月12日　家永三郎、教科書検定を違憲として東京地裁に提訴 6月22日　日韓基本条約調印 7月29日　米軍機、沖縄よりベトナム爆撃 9月13日　1970年の万国博覧会大阪開催決定 10月21日　朝永振一郎、ノーベル物理学賞の受賞決定 12月10日　国連総会、日本を安保理非常任理事国に選出
	7月20日　「こどもの国協会法」公布 10月1日　厚生年金基金制度発足	6月3日　国民祝日法改正公布（敬老の日、体育の日を決定） 7月4日　閣議、新東京国際空港の建設地を成田市に決定 9月15日　「敬老の日」はじめて国民の祝日となる 12月27日　衆議院、黒い霧解散

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		7月6日　荷見秋次郎（文部省体育局学校保健課教科調査官）逝去 荷見秋次郎 10月9日　第13回日本学校保健学会（高知） **10月30日　㈶日本学校保健会設立20周年記念特集号会報「学校保健」発刊** 11月6日　北海道学校保健学会設立 **11月11日　第16回全国学校保健大会（群馬）**		
1967	昭和42	2月23日　国立養護教諭養成所を卒業した者の大学編入に関して省令公布 **4月21日　日本学校保健会寄付行為一部変更** 7月10日　第5回国際学校保健会議（チェコスロバキア・プラハ） 8月1日　全国養護教員研究会発足（会長堀内フミ） 10月6日　第14回日本学校保健学会（北海道） 11月　日本学校薬剤師会創立15周年 **11月25日　第17回全国学校保健大会（愛媛）**	10月30日　教育課程審議会、小学校の教育課程の改善について（答申）	
1968	昭和43	6月15日　文部省体育局長に安嶋弥就任 11月9日　第15回日本学校保健学会（京都） **11月22日　第18回全国学校保健大会（岐阜）**	4月17日　美濃部亮吉東京都知事、朝鮮大学校を各種学校として認可 6月6日　教育課程審議会、中学校の教育課程の改善について（答申） 7月11日　第3次学習指導要領改訂（昭和43～45年にわたる）	
1969	昭和44	1月24日　文部省体育局長に木田宏就任 **2月　㈶日本学校保健会、㈶日本船舶振興会からの補助金により「学校保健研究紀要」刊行** 9月6日　International Union for Health Education, VII International Conference, Buenos Aires, Argentina 11月1日　第16回日本学校保健学会（宮城） **11月22日　第19回全国学校保健研究大会（鹿児島）**	4月14日　新中学校学習指導要領告示（昭和47年度より実施） 4月30日　中央教育審議会、当面する大学教育の課題に対応するための方策について（答申） 7月24日　東京教育大学、筑波への移転を決定 9月30日　教育課程審議会、高等学校教育課程の改善について（答申） 12月17日　文部省、大学紛争白書を発表	
1970	昭和45	2月28日　保健体育審議会「義務教育諸学校における学校給食の改善充実方策について」答申 **4月20日　㈶日本学校保健会、文部省体育局長より「学校保健百年史」編纂事業の委嘱を受ける** **4月27日　学校保健百年史、第1回編集委員会開催** 6月1日　文部省学校保健課長に橋本真就任 **6月11日　学校保健百年史編纂関係者、国立教育研究所を訪問、教育百年史編纂の様子を見学** **6月20日　学校保健百年史、運営委員会開催** **6月24日　学校保健百年史、第2回編集委員会開催** **9月11日　学校保健百年史、調査委員会開催** **10月27日　第20回全国学校保健研究大会（秋田）**	5月18日　「日本私学振興財団法」公布 7月17日　家永教科書裁判第2次訴訟で東京地裁判決（杉本判決） 10月23日　教育課程審議会「盲、聾、養護学校の教育課程の改善について」答申	

	医　事　事　項	社会一般事項
	2月10日　厚生年金基金連合会設立 8月3日　「公害対策基本法」公布	2月17日　第2次佐藤栄作内閣成立 6月23日　家永三郎、教科書不合格処分取り消しの行政をおこす（第2次訴訟） 7月1日　欧州共同体（EC）発足 8月8日　東南アジア諸国連合（ASEAN）結成 10月20日　吉田茂89歳で逝去、戦後初の国葬 12月11日　佐藤栄作首相、非核三原則を言明
	5月8日　厚生省、イタイイタイ病について公害病と正式認定 6月10日　大気汚染防止法公布 6月10日　騒音規制法公布	1月9日　アラブ石油輸出国機構（OAPEC）結成 1月29日　東大医学部学生自治会、医師法改正に反対して無期限ストに突入 5月16日　十勝沖地震 6月15日　東大で青医連、安田講堂を占拠 6月26日　小笠原諸島返還、東京都に所属 8月8日　札幌医大で日本初の心臓移植手術 11月6日　共和党ニクソン、米国大統領に当選 12月10日　東京府中市で3億円事件発生
	5月23日　初の公害白書発表 12月1日　東京都老人医療費無料化制実施 12月15日　公害健康被害救済措置法公布	1月16日　ソ連、ソユーズ4号5号、初めて地球軌道上でドッキング、乗員移動に成功 1月18日　東大安田講堂の封鎖解除に機動隊出動 1月20日　1969年度の東大入試の中止決定 5月26日　東名高速道路全通 7月20日　米国アポロ11号月面着陸に成功
	3月20日　厚生省、スモン患者数を発表 4月14日　「柔道整復師法」公布 5月21日　「障害者基本法」公布 6月1日　「交通安全対策基本法」公布 11月1日　中央公害審査委員会発足 12月25日　「水質汚濁防止法」公布 12月25日　「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」公布	1月14日　第3次佐藤栄作内閣成立 2月11日　東大宇宙航空研、国産初の人工衛星「おおすみ」の打ち上げに成功 3月14日　大阪で日本万国博覧会開催 7月18日　東京杉並区で光化学スモッグ公害 10月1日　国勢調査で人口1億人を超す 10月21日　佐藤栄作首相、日本の首相として国連で初の演説 11月25日　三島由紀夫、割腹自殺 12月18日　公害関係14法案成立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		11月13日　学校保健百年史編集　第１回調査小委員会 11月22日　第17回日本学校保健学会（島根）		
1971	昭和46	**１月25日　学校保健百年史運営委員会** **３月19日　学校保健百年史　第３回幹事会** ６月22日　体育局長に渋谷敬三就任 **７月21日　学校保健百年史幹事会** **８月28日　学校保健百年史　第６回幹事会** **９月17日　日本学校保健会特別委員会開催　事務所移転問題について検討** **９月25日　学校保健百年史　第７回幹事会** 11月４日　第18回日本学校保健学会（大阪） **11月６日　学校保健百年史　第８回幹事会** **11月13日　第21回全国学校保健研究大会（岡山）** 12月20日　保健体育審議会「児童生徒の健康の保持増進に関する施策について」答申 **12月22日　学校保健百年史　第９回幹事会**	６月11日　中央教育審議会「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」（答申） ７月16日　筑波新大学創設準備調査会「筑波新大学のあり方について」最終報告	
1972	昭和47	**１月29日　学校保健百年史編集・調査合同委員会** **２月22日　日本学校保健会常務理事会・事務所移転特別委員会合同会** **３月10日　学校保健百年史　運営委員会** **３月26日　学校保健百年史幹事会合宿作業** **５月７日　学校保健百年史　第11回幹事会** ６月　文部省学校保健課長に波多江明就任 **７月２日　学校保健百年史　第13回幹事会** **９月２日　第22回全国学校保健研究大会（北海道）** 10月５日　第19回日本学校保健学会（青森） **10月13日　日本学校保健会特別委員会、文部省の国庫補助要求について方策協議** **10月28日　日本学校保健会、学校保健推進特別委員会、文部省の国庫補助要求について、日本学校保健会陳情の具体的方法について協議** **12月９日　学校保健百年史　第14回幹事会（編集作業終了）** 12月20日　保健体育審議会「児童生徒の健康の保持増進に関する施策について」答申	３月15日　教育課程審議会、盲学校、聾学校および養護学校の教育課程の改善について（答申） ７月３日　教職員養成審議会「教員養成の改善方策について」 ９月５日　「学制」発布百年 10月５日　「学制」発布百年、文部省記念式典	
1973	昭和48	５月17日　学校保健法施行令の一部を改正する政令 ７月８日　International Union for Health Education, VIII International Conference, Paris, France **７月25日　学校保健百年史刊行** **９月29日　第23回全国学校保健研究大会（富山）** 10月８日　第20回日本学校保健学会（福岡）	９月29日　国立学校設置法を一部改正・公布（筑波大学設置） 11月20日　「学校教育法中養護学校における就学義務及び養護学校の設置義務に関する部分の施工期日を定める政令」公布（1979年実施）	
1974	昭和49	**１月１日　日本学校保健会会報「学校保健」100号記念増大号刊行** ４月　文部省体育局学校保健課長に倉地克次就任 ６月18日　文部省体育局長に諸澤正道就任 **11月９日　第24回全国学校保健研究大会（宮崎）** 11月18日　第21回日本学校保健学会（東京）	２月25日　「学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法」公布 ５月21日　日教組教育制度検討委員会、「日本の教育改革を求めて」を報告 ５月27日　中央教育審議会、教育・学術・文化における国際交流について（答申）	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	5月20日　「視能訓練士法」公布 5月31日　「環境庁設置法」公布（7月1日発足） 6月30日　イタイイタイ病の主因、カドミウムと認定 7月16日　「視能訓練士法施行令」公布 7月19日　「視能訓練士法施行規則」公布	6月17日　沖縄返還協定調印 7月1日　環境庁発足 7月20日　日本マクドナルド1号店開店 7月30日　岩手県雫石上空で自衛隊機と全日空機衝突 9月29日　新潟水俣病訴訟で原告勝利判決 10月1日　第一勧業銀行発足 10月10日　NHK総合テレビ、全カラー化 12月3日　インド・パキスタン全面戦争
	6月8日　「労働安全衛生法」公布 6月23日　「老人福祉法」改正公布（70歳以上の医療無料化） 8月19日　「労働安全衛生法施行令」公布 9月30日　「労働安全衛生規則」公布	1月24日　横井庄一、戦後27年ぶりにグアム島密林で救出 2月3日　第11回冬季オリンピック札幌大会開催 2月19日　浅間山荘事件 2月21日　ニクソン米国大統領、中国訪問 5月15日　沖縄県本土復帰 6月11日　田中角栄通産相、「日本列島改造論」発表 6月17日　ウォーターゲート事件 7月6日　佐藤栄作内閣総辞職 7月7日　田中角栄内閣成立 7月24日　四日市ぜんそく訴訟、6社に賠償金支払い命令 8月26日　第20回ミュンヘンオリンピック開催 9月25日　田中角栄首相、訪中 11月5日　上野動物園でパンダ初公開 12月22日　第2次田中角栄内閣成立
	1月1日　老人医療無料化実施（70歳以上） 10月5日　公害健康被害の補償等に関する法律公布	1月27日　ベトナム和平協定調印 2月14日　日本、国連総会で安保理事会非常任理事国に当選 変動相場制に移行 6月22日　米ソ、核戦争防止協定に調印 8月8日　金大中事件 10月6日　第4次中東戦争 ノーベル物理学賞に江崎玲於奈氏が決まる 10月25日　第1次石油ショック 11月2日　トイレットペーパーの買いだめパニック起こる
	5月18日　国立衛生試験所創立百年記念式典挙行 5月20日　医制百年記念事業推進本部発足 11月21日　医制百年記念式典挙行（東京）	3月1日　鳥海山噴火 3月12日　小野田寛郎元少尉、フィリピンルのバング島から 30年ぶりに帰国 8月8日　ニクソン米国大統領、ウォーターゲート事件で辞 任、翌日副大統領フォードが大統領に就任 8月15日　朴韓国大統領、狙撃される 9月1日　原子力船むつ、放射能漏れ 10月8日　佐藤栄作、ノーベル平和賞受賞決定 11月18日　フォード米国大統領、現職大統領として初の来日 11月26日　田中角栄、閣議で辞意表明（大平・福田派対立） 12月9日　三木武夫内閣成立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1975	昭和50	**2月27日　日本学校保健会寄附行為一部変更** 3月8日　大西永次郎逝去 9月12日　体育局長に安養寺重夫就任 10月19日　第22回日本学校保健学会（愛媛） **11月8日　第25回全国学校保健研究大会（埼玉）**	4月28日　「短期大学設置基準」制定 7月11日　「私立学校振興助成法」公布 7月11日　学校教育法を一部改正、公布（専修学校制度創設） 12月26日　学校教育法施行規則を一部改正（主任を制度化）	
1976	昭和51	1月16日　文部省学校保健課長に遠藤丞就任 8月29日　International Union for Hralth Education, IX International Conference, Ottawa, Canada 10月10日　第23回日本学校保健学会（北海道） **11月13日　第26回全国学校保健研究大会（高知）**	5月17日　日教組の中央教育課程検討委員会「教育課程改革試案」最終報告書を発表 5月21日　学力テスト裁判の最高裁判決 6月18日　全国私立大学教授連合、私大の危機を訴える全国私大白書発表 12月18日　教育課程審議会「小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について」答申を文相に提出	
1977	昭和52	4月18日　文部省体育局長に柳川新就任 7月23日　学校教育法施行規則の一部を改正する省令（保健教育・安全教育に関わる事項改訂） 10月2日　第24回日本学校保健学会（山形） **11月12日　第27回全国学校保健研究大会（兵庫）**	4月22日　国立学校設置法を一部改正、公布（大学入試センター設置） 7月　第4次学習指導要領改訂（昭和52～53年にわたる） 7月1日　国立婦人教育会館発足 7月23日　文部省、「君が代」を国家と規定、問題化	
1978	昭和53	4月1日　学校保健法、同法施行令及び同法施行規則の一部改正等について（通知） 6月20日　文部省学校保健課長に島田治就任 **9月23日　第28回全国学校保健研究大会（岩手）** 10月15日　第25回日本学校保健学会（愛知）	3月15日　東京教育大学閉学記念式挙行 6月16日　中央教育審議会、教員の資質能力の向上について（答申） 6月17日　国立学校設置法を一部改正、公布（新構想の教育大学等を設置、上越、兵庫教育大学10月開校） 10月23日　教育課程審議会、盲学校、聾学校及び養護学校の小学部、中学部及び高等部の教育課程の基準の改善について（答申）	
1979	昭和54	9月2日　International Union for Health Education, X International Conference, London, United Kingdom **10月19日　第29回全国学校保健研究大会（愛知）** 11月11日　第26回日本学校保健学会（兵庫）	1月13日　初の国公立大学共通第一次学力試験 5月25日　「中野区教育委員候補者選定に関する区民投票条例」公布 6月8日　中央教育審議会、地域社会と文化について（答申）	
1980	昭和55	6月11日　文部省体育局保健課長に長谷川善一就任 11月2日　第27回日本学校保健学会（東京） **11月7日　第30回全国学校保健研究大会（山口）**	4月1日　小学校新教育課程の全面実施、40人学級12年計画開始 10月31日　尾鷲市立尾鷲中学校、校内暴力事件で警察官出動	
1981	昭和56	7月1日　文部省体育局長に高石邦男就任 7月1日　文部省体育局学校保健課長に森脇英一就任 10月25日　第28回日本学校保健学会（福岡） **11月7日　第31回全国学校保健研究大会（神奈川）**	6月11日　「放送大学学園法」公布 6月11日　中央教育審議会、「生涯教育について」を答申	
1982	昭和57	6月15日　日本学校健康会法可決、成立 7月9日　文部省体育局長に西崎清久就任 8月12日　International Union for Health Education, XI International Conference, Hobart, Tas-	7月26日　中国政府より教科書検定について申入れ 8月3日　韓国政府より教科書記述について申入れ	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	4月　社会福祉研修センター設置 8月1日　日本下水道事業団発足	3月10日　山陰新幹線、岡山・博多間開業 4月5日　蒋介石逝去 4月24日　茨城県東海村の動力炉核燃料開発事業団で被爆 9月30日　天皇・皇后、初の訪米 11月15日　第1回先進国首脳会議（サミット）開催
	2月　老人保健医療問題懇談会 6月10日　「振動規制法」公布 8月20日　新幹線こだま号に禁煙車	1月8日　周恩来中国首相逝去 4月5日　第1次天安門事件 6月25日　新自由クラブ結成 7月2日　ベトナム社会主義共和国樹立宣言（南北ベトナム統一） 7月17日　第21回モントリオールオリンピック開催 7月27日　ロッキード事件で田中角栄前首相を逮捕 9月9日　毛沢東中国共産党主席逝去 11月3日　民主党カーター、米国大統領に当選 11月10日　天皇在位50周年 12月24日　三木武夫内閣総辞職、福田赳夫内閣成立
	3月15日　男性の保育士の配置はじまる 6月24日　厚生省、1歳6ヵ月健診制度創設	9月3日　王貞治、756本の本塁打世界記録達成（国民栄誉賞） 9月28日　日本赤軍、日航機をハイジャック、ダッカに強制着陸
	5月1日　厚生省、㈶健康づくり振興財団の設立を認可 11月15日　「水俣病認定促進臨時措置法」公布	5月20日　新東京国際空港（成田空港）開校式 6月12日　宮城県沖地震 7月5日　農林水産省発足 8月12日　日中平和友好条約調印 12月6日　福田赳夫内閣総辞職 12月7日　大平正芳内閣成立
	7月1日　国立身体障害者リハビリテーションセンター設立 10月1日　「医薬品副作用被害救済基金法」公布 12月18日　「角膜及び腎臓の移植に関する法律」公布 12月21日　「高齢者問題の現状」と題する「高齢化社会白書」を発表	1月17日　第2次石油ショック 2月11日　イラン革命 5月4日　サッチャー英国首相に就任 6月24日　カーター米国大統領来日 6月28日　第5回サミット、東京で開催 10月26日　朴韓国大統領射殺される 11月9日　第2次大平正芳内閣成立 11月18日　第1回東京国際女子マラソン開催 12月27日　ソ連、アフガニスタンに侵攻
	11月19日　第1回全国歯科保健大会開催 11月28日　「こどもの国協会の解散及び事業の承継に関する法律」公布	6月22日　初の衆参ダブル選挙 7月17日　鈴木善幸内閣成立 7月19日　第22回モスクワオリンピック開催（日・米・中、西欧など不参加） 9月9日　イラン・イラク本格交戦 11月4日　共和党レーガン、米国大統領に当選
	3月20日　社会福祉法人こどもの国協会設立認可 6月19日　公衆衛生審議会、結核の健康診断の実施方法について答申	第二次臨時行政調査会 10月19日　福井謙一、ノーベル化学賞決定
	4月1日　日本医師会会長武見太郎引退、新会長に花岡賢而 8月17日　「老人保健法」公布	4月1日　500円硬貨発行 4月2日　フォークランド紛争 4月8日　最高裁、「第2次家永訴訟」2審判決を破棄 11月10日　ブレジネフ書記長逝去

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		mania 10月24日　第29回日本学校保健学会（石川） **10月28日　第32回全国学校保健研究大会（山形）**		
1983	昭和58	6月1日　文部省体育局学校保健課長に青柳徹就任 7月5日　文部省体育局長に古村澄一就任 **10月27日　第33回全国学校保健研究大会（京都）** 11月4日　第30回日本学校保健学会（茨城）	2月15日　町田市立忠生中学校で校内暴力をめぐり教師による刺傷事件 4月1日　放送大学開学 6月30日　中央教育審議会教科書の在り方について（答申） 11月22日　教育職員養成審議会「教員養成及び免許制度の改善について」答申	
1984	昭和59	2月11日　湯浅泰仁逝去（日本学校保健会副会長） 7月28日　湯浅謹而逝去（日本学校保健会顧問） 8月10日　文部省体育局学校保健課長に下宮進就任 10月27日　第31回日本学校保健学会（秋田） **10月31日　第34回全国学校保健研究大会（東京）**	8月7日　「日本育英会法」を改正、公布（奨学金一部有利子化） 8月21日　臨時教育審議会発足 11月20日　文部省など産業教育百年記念式典挙行	
1985	昭和60	9月1日　International Union for Health Education, XII World Conference, Dublin, Ireland **11月8日　第35回全国学校保健研究大会（長崎）** 11月23日　第32回日本学校保健学会（岡山） 12月6日　日本体育・学校健康センター法	2月9日　日教組「教育改革研究委員会」発足 11月13日　丸刈り裁判で熊本地裁判決（違法ではないと判決） 6月26日　臨教審「教育改革に関する第一次答申」首相に提出	
1986	昭和61	**3月31日　「日本学校保健会60年史」刊行** 7月17日　文部省体育局長に加戸守行就任 9月1日　文部省体育局長に國分正明就任 **10月24日　第36回全国学校保健研究大会（栃木）** 11月2日　第33回日本学校保健学会（茨城）	2月1日　東京都中野区立富士見中学校生がいじめを苦に自殺 4月23日　臨教審「教育改革に関する第二次答申」首相に提出	
1987	昭和62	1月24日　東俊郎逝去（日本学校保健会会長） 4月1日　文部省体育局学校保健課長に込山進就任 10月10日　第34回日本学校保健学会（静岡） **11月12日　第37回全国学校保健研究大会（大阪）**	3月31日　学校教育法施行規則を一部改正（単位制高校制度創設） 4月1日　臨教審「教育改革に関する第三次答申」首相に提出 6月8日　日教組結成40周年式典開催 8月7日　臨時教育審議会（第四次）最終答申 9月10日　学校教育法・私立学校法を一部改正、公布（大学審議会および大学設置・学校法人審議会設置） 12月24日　教育課程審議会、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準の改善について（答申）	
1988	昭和63	3月　向井喜男逝去（日本学校保健会顧問） 向井喜男	5月31日　教育公務員特例法を一部改正、公布（初任者研修制度導入） 12月16日　教育課程審議会、盲学校、聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申） 12月28日　教育職員免許法を一部改正、公布（専修・一種・二種免許状に区分）	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
		11月15日　上越新幹線（大宮―新潟）開業 11月26日　鈴木善幸内閣総辞職 11月27日　第１次中曽根康弘内閣成立
	２月１日　「老人保健法」施行（70歳以上の医療無料制廃止） ３月13日　東北大学医学部で日本初体外受精・着床に成功を発表 ６月12日　厚生省、エイズ研究班を発足 ９月10日　厚生省、脳死に関する研究班を発足 10月14日　東北大学で日本初の体外受精児誕生 11月　医の倫理の国際綱領	３月23日　中国自動車道全通 ５月26日　日本海中部地震 ６月13日　戸塚ヨットスクール事件 10月３日　三宅島大噴火 11月９日　レーガン米国大統領来日 12月27日　第２次中曽根康弘内閣成立
	８月　健康保険法改正（被保険者自己負担導入） ８月27日　厚相の私的諮問機関として、国民健康会議の発足を決定	７月28日　第23回ロサンゼルスオリンピック開幕 ９月６日　全韓国大統領来日 11月１日　第２次中曽根康弘改造内閣成立 11月６日　レーガン米国大統領再選 12月20日　「電電公社民営化法」成立
	３月22日　日本人エイズ第１号患者を認定 ６月１日　「男女雇用機会均等法」公布 11月１日　こどもの城開所式 12月　第一次医療法改正（医療計画の策定）	３月10日　ゴルバチョフ、ソ連共産党書記長に就任 ４月１日　日本電信電話株式会社（NTT）、日本たばこ産業株式会社発足 ８月12日　日航機、群馬県御巣鷹山に墜落 11月19日　レーガン・ゴルバチョフ首脳会談
	８月27日　厚生省、痴呆性老人対策推進本部を設置 10月１日　国立精神・神経センター設置 12月17日　厚生省、エイズ専門家会議を設置 12月19日　改正「老人保健法」成立	１月28日　スペースシャトル・チャレンジャー爆発 ４月１日　男女雇用機会均等法施行 ４月26日　ソ連、チェルノブイリ原子力発電所で大事故 ５月４日　第12回サミット、東京で開催 ７月６日　衆参ダブル選挙 ７月22日　第３次中曽根康弘内閣成立 11月21日　伊豆大島・三原山噴火 11月28日　国鉄分割・民営化関連８法成立
	５月26日　「社会福祉士・介護福祉法」公布 ６月２日　「臨床工学技士法」公布 ６月１日　㈶エイズ予防財団設立	４月１日　国鉄を分割民営化 ９月18日　天皇の腸に疾患判明 10月12日　利根川進、ノーベル医学生理学賞決定 10月19日　ニューヨーク株式市場で株が大暴落 11月６日　竹下登内閣成立 11月18日　日本航空が完全民営化
	２月23日　「臨床工学技士法施行令」公布 ３月28日　「臨床工学技士方施行規則」公布	３月13日　JR津軽海峡線開業、青函連絡船80年の歴史に幕 ３月18日　東京ドームオープン ４月10日　瀬戸大橋開通 ４月14日　アフガン和平協定 ６月１日　米ソ、中距離核戦力（IMF）全廃条約の批准書交換 ６月18日　リクルート疑惑事件 ８月20日　イラン・イラク戦争停戦 ９月17日　第24回ソウルオリンピック開催 ９月19日　昭和天皇、吐血後、重体 ９月29日　スペースシャトル打ち上げ再開 11月８日　共和党ブッシュ、米国大統領に当選 11月15日　ソ連、スペースシャトル初飛行に成功 12月27日　竹下登改造内閣成立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
		6月10日　文部省体育局長に坂元弘直就任 7月1日　文部省機構改革、生涯学習局発足、体育局は体育課、生涯スポーツ課、競技スポーツ課、学校健康教育課によって構成されることとなった 7月1日　文部省体育局学校保健教育課長に石川晋就任 7月12日　尾花茂逝去（日本学校保健会副会長） 8月28日　International Union for Health Education, XIII World Conference, Houston, Texas, United States of America 10月5日　村上賢三逝去（日本学校保健会顧問） 10月8日　第35回日本学校保健学会（和歌山） **11月10日　第38回全国学校保健研究大会（長野）**		
1989	昭和64・平成元	1月1日　重田定正逝去（日本学校保健会顧問） 4月14日　文部省体育局長に前畑安宏就任 10月27日　第36回日本学校保健学会（東京） **11月16日　第39回全国学校保健研究大会（茨城）**	3月15日　第5次学習指導要領改訂 11月17日　全日本教職員組合協議会（全教）結成（日教組分裂） 11月20日　国連、子どもの権利条約を採択	
1990	平成2	7月1日　文部省体育局長に野崎弘就任 8月1日　文部省体育局学校健康教育課長に富岡賢治就任 9月4日　塚田治作逝去（元日本学校保健会理事長） **11月15日　第40回全国学校保健研究大会（沖縄）** 11月18日　第37回日本学校保健学会（北海道）	1月13日　初の大学入試センター試験実施 1月30日　中央教育審議会、生涯学習の基盤整備について（答申） 6月29日　「生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律」公布 7月6日　兵庫県立神戸高塚高等学校で校門圧死事件 9月2日　国連「子どもの権利条約」発効	
1991	平成3	6月11日　文部省体育局長に逸見博昌就任 6月16日　International Union for Health Education, XIV World Conference, Helsinki, Finland 10月24日　第38回日本学校保健学会（鹿児島） **11月7日　第41回全国学校保健研究大会（奈良）**	2月8日　大学審議会、大学設置基準の大綱化などを答申 3月6日　全日本教職員組合協議会と日本高等学校教職員組合が合同して全日本教職員組合結成 4月2日　国立学校設置法・学校教育法を一部改正、公布（学位授与機構創設） 4月19日　中央教育審議会、新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について（答申） 6月3日　大学設置基準を一部改正（大綱化） 11月25日　大学審議会「大学院の量的整備について」答申	
1992	平成4	7月1日　文部省体育局長に奥田與志清就任 7月1日　文部省体育局学校健康教育課課長に近藤信司就任 **11月5日　第42回全国学校保健研究大会（山梨）** 1月21日　第39回日本学校保健学会（愛知）	2月26日　文部省省議、学校五日制正式決定 3月13日　学校不適応対策調査研究協力者会議「登校拒否（不登校）問題について」報告 3月23日　「学校教育法施行規則」を一部改正（9月より月1回の学校5日制実施） 10月16日　学制百二十年記念式典挙行	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	10月31日　「歯科衛生士法施行規則」公布 12月　「高齢者保健福祉推進十年戦略(ゴールドプラン)」策定	1月7日　昭和天皇逝去（87歳） 1月7日　皇太子明仁親王、皇位継承、平成と改元 2月15日　ソ連軍、アフガニスタン撤退完了 4月1日　消費税3％導入 6月2日　竹下登内閣総辞職（リクルート事件等の政治不信による）、宇野宗佑内閣成立 6月3日　第2次天安門事件 7月24日　宇野宗佑内閣退陣表明（参院選惨敗と女性問題） 8月9日　海部俊樹内閣成立 11月6日　アジア太平洋経済協力会議（APEC）発足 11月9日　ベルリンの壁撤去始まる 12月2日　東西冷戦終結（米ソ首脳マルタ会談） 12月22日　ルーマニアのチャウシェスク独裁政権崩壊
	3月29日　「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律施行規則」公布 3月29日　「柔道整復師法施行規則」公布	2月28日　第2次海部俊樹内閣成立 3月15日　ゴルバチョフ、ソ連初代大統領に就任 6月10日　ペルー大統領に日系のフジモリ氏当選 6月29日　秋篠宮家創設 8月2日　イラク軍、クウェートに侵攻 10月1日　バブル経済崩壊 10月2日　東西ドイツ国家統一 11月12日　天皇、即位の礼
	4月23日　救急救命士法 5月15日　育児休業法公布 8月14日　「救急救命士法施行規則」公布	1月17日　湾岸戦争始まる 2月24日　湾岸戦争終結 4月1日　牛肉・オレンジ輸入自由化開始 4月24日　閣議、ペルシャ湾に掃海艇派遣を決定（初の自衛隊海外派遣） 5月19日　長崎県雲仙普賢岳、大火砕流発生 7月10日　ソ連ロシア共和国大統領にエリツィン就任 7月31日　米ソ、戦略兵器削減条約（START）調印 8月24日　ソ連共産党解散 11月5日　宮沢喜一内閣成立 12月11日　欧州連合（EU）創設 12月26日　ソ連邦消滅
		3月14日　東海道新幹線のぞみ登場 5月1日　国家公務員完全週休二日制実施 5月22日　細川護熙、日本新党結成 6月15日　「PKO協力法」成立 7月1日　山形新幹線つばさ運行開始 7月25日　第25回バルセロナオリンピック開催 9月12日　日本人初の宇宙人飛行士毛利衛、米国スペースシャトル・エンデバーに搭乗 11月3日　民主党クリントン、米国大統領に当選 12月11日　宮沢喜一改造内閣成立

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1993	平成５	**11月11日　第43回全国学校保健研究大会（大分）** 11月25日　第40回日本学校保健学会（神奈川）	２月22日　文部省業者テスト排除の通知 ３月10日　高等学校設置基準を一部改正（総合学科創設） ６月３日　自民党文教部会・文教制度調査会教育行政チーム、教育基本法など見直し方針決定	
1994	平成６	**１月１日　日本学校保健会会報「学校保健」200号刊行** ７月25日　文部省体育局長に小林敬治就任 11月25日　第41回日本学校保健学会（大阪）	３月29日　参議院本会議で「子どもの権利条約」批准承認案全会一致可決（４月19日閣議決定、５月16日公布、５月22日発効） ５月16日　教養学部改組など国立学校設置法一部改正成立 11月24日　「学校教育法施行規則」を一部改正（平成７年度より月２回の学校５日制実施）	
1995	平成７	７月　文部省体育局学校健康教育課課長に北見耕一就任 ８月20日　International Union for Health Promotion and Education, XV World Conference, Makuhari, Chiba, Japan **11月16日　第45回全国学校保健研究大会（徳島市）** 11月25日　第42回日本学校保健学会（千葉）	４月19日　経済同友会、「学校から『合校』へ」提言 ９月１日　日教組、文部省との協調路線に転換	
1996	平成８	７月15日　大阪府堺市の小学校でO157発生、休校 ８月１日　文部省体育局長に佐々木正峰就任 **11月15日　第46回全国学校保健研究大会（佐賀市）** 11月23日　第43回日本学校保健学会（福島） 12月30日　小栗一好逝去（元日本学校保健会専務理事） 小栗一好	２月10日　文部省、いじめによる自殺続出により、教育長臨時会議 ７月19日　中央教育審議会、21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第１次答申） 12月２日　新しい歴史教科書をつくる会結成	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	第２次医療法改正（特定機能病院、療養型病床群の利度化） 11月19日　「環境基本法」公布	３月27日　江沢民、中国国家主席に就任 ４月23日　天皇、沖縄訪問（歴代天皇として初めて） ５月15日　Ｊリーグ開幕 ６月９日　皇太子徳仁・小和田雅子結婚の儀 ６月21日　新党さきがけ結成（代表武村正義） ６月23日　新生党結成（党首羽田孜） ７月７日　第19回サミット、東京で開催 ７月18日　55年体制崩壊（第40回総選挙、自民党過半数割れ） ８月６日　土井たか子、衆議院議長に選出（女性初） ８月９日　細川護熙非自民８党派連立内閣成立 ８月17日　円高、１ドル＝100円台 10月11日　ロシア大統領エリツィン来日 11月19日　「環境基本法」公布 12月16日　田中角栄元首相逝去
	９月　ジュネーブ宣言 12月　「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（エンゼルプラン）策定 12月16日　「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」公布	４月28日　羽田孜内閣成立（社会党連立離脱） ５月６日　英仏海峡トンネル開通 ６月27日　松本サリン事件 ６月29日　自社さきがけ連立政権樹立 ６月30日　村山富市内閣成立 ７月１日　「PL法」公布 ９月４日　関西国際空港開港 10月13日　大江健三郎、ノーベル文学賞受賞決定 12月10日　新進党結成（党首海部俊樹）
	「新ゴールドプラン」開始 ９月　患者の権利に関するリスボン宣言 12月　「障害者プラン」策定	１月１日　世界貿易機関（WTO）発足 １月17日　阪神淡路大震災 ３月20日　地下鉄サリン事件 ３月22日　警視庁など、山梨県上九一色村のオウム真理教施設一斉捜査 ４月９日　東京都知事青島幸男、大阪府知事横山ノック当選（無党派知事の誕生） ４月26日　青島幸男都知事、世界都市博覧会を中止 ６月５日　「育児・介護休業法」公布 ８月８日　村山富市改造内閣成立 11月23日　マイクロソフト・Windows95日本語版発売
	２月16日　菅直人厚相、薬害エイズ問題で謝罪 ４月１日　「らい予防法」廃止 ６月　「母体保護法」制定（優生保護法廃止）	１月11日　橋本龍太郎内閣成立 １月19日　社会党、社会民主党に党名変更 ５月31日　FIFA、サッカーワールドカップ日韓共催を決定 ７月19日　第26回アトランタオリンピック開催 ９月28日　民主党結成 11月５日　クリントン、米国大統領に再選 11月７日　第２次橋本龍太郎自民単独内閣成立（社民・さきがけ党外協力）

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
1997	平成 9	3 月13日　下田巧逝去（元日本学校保健会常務理事） 下田　巧 7 月　文部省体育局長に工藤智規就任 7 月　文部省体育局学校健康教育課課長に佐々木順司就任 9 月22日　保健体育審議会「生涯にわたる心身の健康の保持増進のための今後の健康に関する教育及びスポーツの振興の在り方について」答申 **9 月25日　第47回全国学校保健研究大会（鳥取市）** 11月 4 日　第44回日本学校保健学会（愛媛） 12月14日　村瀬敏郎逝去（日本学校保健会名誉会長）	1 月 1 日　橋本首相、教育改革を加えた 6 項目の改革を提唱 6 月11日　「小・中学校教員志望者に介護体験を義務付ける議院立法」成立 6 月13日　「大学の教員等の任期に関する法律」公布 6 月26日　中央教育審議会、21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第 2 次答申） 7 月31日　学校教育法施行規則を一部改正（「飛び入学」を制度化） 10月21日　国立大学協会常務理事会、国立大学の独立行政法人化反対決議	
1998	平成10	6 月21日　International Union for Health Promotion and Education, XVI World Conference, San Juan, Puerto Rico 7 月 1 日　文部省体育局長に遠藤昭雄就任 **9 月　日本学校保健会ホームページ開設** **11月18日　第48回全国学校保健研究大会（岐阜市）** 11月21日　第45回日本学校保健学会（茨城）	5 月20日　「スポーツ振興投票の実施等に関する法律」公布 6 月 9 日　中央省庁等改革基本法成立、文部省は文部科学省へ（2001年） 6 月10日　教育職員免許法を一部改正、公布（教職科目の単位数増加） 6 月22日　教育課程審議会、完全学校五日制に向け授業時数削減、教育内容精選、「総合的な学習時間」など審議のまとめ公表 6 月30日　中央教育審議会「新しい時代を拓く心を育てるために」―次世代を育てる心を失う危機― 7 月29日　教育課程審議会、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、盲学校聾学校及び養護学校の教育課程の基準の改善について（答申） 12月　第 6 次学習指導要領改訂（高等学校は平成11年 3 月） 12月14日　学校教育法施行規則を一部改正（「総合的な学習時間」を加える）	
1999	平成11	7 月　文部省体育局学校健康教育課課長に徳重眞光就任 **8 月 8 日　日本学校保健会事務局移転（第19森ビル仮事務所から虎ノ門 2 丁目タワー 6 階へ）** 11月27日　第46回日本学校保健学会（愛知）	3 月29日　学校教育法施行規則を一部改正（公立小・中学校についてすべての土曜日を休日とする、2002年施行） 5 月28日　学校教育法を一部改正、公布（大学 3 年で卒業が可能となる） 7 月16日　「文部科学省設置法」公布 9 月21日　中央教育審議会、今後の地方教育行政の在り方（答申） 9 月28日　東京都品川区教育委員会、公立小学校の学校選択の自由化を決定 12月16日　中央教育審議会、初等中等教育と高等教育の接続の改善について（答申）	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	7月16日　臓器移植法 12月17日　介護保健法公布 12月19日　言語聴覚士法 12月19日　精神保健福祉法	4月1日　消費税率5％引き上げ 5月1日　英国首相に労働党トニー・ブレア就任 6月28日　神戸連続児童殺傷事件で14歳少年を逮捕 8月29日　第3次家永訴訟終わる（検定制度は合憲） 9月11日　第2次橋本龍太郎改造内閣成立 10月8日　北朝鮮、金正日書記の労働党総書記就任を発表 11月17日　北海道拓殖銀行、初の都市銀行経営破綻 11月24日　山一証券自主廃業 12月11日　京都議定書採択 12月7日　「介護保険法」公布 12月18日　韓国大統領に金大中当選
	第三次医療法改正（患者への説明と理解の努力義務・地域医療支援病院制度の創設等） 1月8日　「精神保健福祉法施行令」公布 1月30日　「精神保健福祉法施行規則」公布 4月　介護保険制度開始 6月　「社会福祉基礎構造改革について（中間まとめ）」発表 8月28日　「言語聴覚士施行規則」公布 10月2日　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（感染症予防法）制度（伝染病予防法廃止） 12月28日　「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令・同施行規則」公布	2月7日　第18回長野冬季オリンピック開催 4月5日　明石海峡大橋開通 4月27日　新・民主党結党大会（代表菅直人） 5月2日　EU単一通貨ユーロ統合を決定 6月22日　金融監督庁発足 7月30日　小渕恵三内閣成立 8月17日　クリントン米国大統領、ホワイトハウス実習生と不倫認める 8月31日　北朝鮮、弾道ミサイル発射（日本上空を越えて三陸沖に着弾） 10月7日　金大中韓国大統領来日 10月12日　「金融再生関連法」成立 10月23日　日本長期信用銀行、金融再生法に基づき、一時国有化を申請 10月27日　ドイツ、シュレーダー政権誕生（社会民主党・緑の党連立） 11月25日　江沢民中国主席来日 12月1日　特定非営利活動促進法（NPO法）施行 12月12日　日本債券信用銀行を一時国有化
	「児童売春防止法」制定 精神保健福祉法改正 7月16日　「厚生労働省設置法」制定	2月22日　NTTドコモ、携帯電話iモード発売 3月24日　コソボ紛争 4月1日　整理回収機構発足 4月11日　東京都知事選で石原慎太郎当選 5月7日　「情報公開法」成立 6月23日　「男女共同参画社会基本法」公布 7月16日　「農業基本法」に代わり、「食料・農業・農村基本法」公布 8月9日　「国旗・国歌法」成立 8月20日　第一勧業・富士・日本興業銀行統合決定、世界最大みずほFGとなる 9月28日　国有化長銀、米国リップルウッドへ譲渡決定（新生銀行へ） 9月30日　茨城県東海村JCOで臨界事故 10月1日　国際協力銀行、日本政策投資銀行、国民生活金融国庫発足 10月4日　自自公3党連立政権合意 10月5日　小渕恵三連立内閣成立 12月31日　ロシア、プーチン大統領代行に就任

西暦	元号	学校衛生・学校保健事項	教　育　事　項	
2000	平成12	第４次医療法改正成立（療養病床と一般病床の区分、病院費必置私設の規制緩和等） ３月　文部省体育局学校健康教育課課長に高杉重光就任 ６月　文部省体育局長に遠藤純一郎就任 11月25日　第47回日本学校保健学会（福岡）	１月21日　文部省、校長・教頭の資格要件を緩和（社会人の校長登用など） ３月31日　国立学校設置法を一部改正、公布（大学評価・学位授与機構創設） ５月26日　中曾根文相、国立大学等の独立行政法人化の方針を表明 ６月７日　「文部科学省組織令」公布 ８月14日　「文部科学省組織規則」公布 12月４日　教育課程審議会、児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について（答申） 12月22日　教育改革国民会議が最終報告（教育基本法の見直しを提言）	

	医　事　事　項	社　会　一　般　事　項
	6月7日　「厚生労働省組織令」制定	2月6日　大阪府知事に太田房江当選（女性初知事） 3月18日　台湾総統選、陳水扁が当選（初の政権交代） 4月1日　介護保健制度始まる 4月2日　小渕恵三首相、脳梗塞で緊急入院 5月14日　小渕恵三首相逝去 4月5日　森喜朗内閣成立（自公保連立） 5月1日　第一火災海上破綻 5月14日　森喜朗首相、神の国発言 5月24日　ストーカー規制法公布 6月13日　金大中韓国大統領、北朝鮮訪問（南北共同宣言） 7月1日　金融庁発足(金融監督庁・大蔵省金融企画局統合) 7月2日　雪印乳業大阪工場出荷の乳製品で集団食中毒 7月4日　第2次森喜朗内閣発足 7月5日　三和・東海・東洋信託銀行経営統合を発表（UFJグループ） 7月8日　三宅島雄島噴火 7月12日　そごうグループ、民事再生法適用を申請 7月21日　第26回サミット、沖縄名護市で開催 9月15日　第27回シドニーオリンピック 10月10日　白川英樹、ノーベル化学賞受賞決定 10月15日　長野県知事に田中康夫当選 11月4日　旧石器捏造事件、教科書修正へ 12月8日　「少年法」改正施行（刑罰対象を16歳から14歳に引き下げ） 12月13日　米国大統領選挙、ブッシュ勝利

（七木田　文彦）

索　　引

あ　行

アイフェル（IFEL）……110
*青山松次郎　……274
*赤司鷹一郎　……35,38
アスベスト（石綿）　……291
*東俊郎　……71,81,141,147,151,168,319
アトピー性皮膚炎　……20,189
*新井英夫　……71,73,77,81,118,147,148
アルマ・アタ宣言 ……279
アレルギー性結膜炎 ……264
アレルギー性鼻炎　……19,271,448
安全指導　……10,299,431,432
アンチドーピング ……296
医学部会（日本学校衛生会）
……72,73,74,75,82,146
生きる力　……11,162,164,171,172,281,
307,448
*石黒忠悳　……28
医師のための学校保健 ……238,239,240
*石原喜久太郎　……26,27,34
*石原忍　……43
医術開業試験 ……233
医薬品の無償提供 ……294
医療的ケア ……306
*岩原拓　…34,40,71,73,75,76,77,80,81,
84,106,114,118,147,148,151
う蝕
……13,19,118,181,274,277,278,279,280
う蝕の要観察　……19
エイズ ……14,18,180,186,188,189,211,
248,291,340,342,388,390,443
衛生教育絵本 ……79,80
衛生教育調査委員会 ……140
エチルベンゼン ……294
*遠城寺宗徳　……72,75,76,168,395
*大澤謙二　……26
オージオメータ ……267,268,269,270,447
*大西永次郎　……40,42,43,54,382,389
*小笠原道生　……40,72,141
*緒方洪庵　……27
*緒方正規　……26,28,34
*奥村鶴吉　……68,71,151,469
*小栗一好
……152,168,178,179,185,359,462,463
オタワ憲章 ……279,280
音声言語異常 ……270,272,448
音声言語障害 ……189,270,271,272

か　行

改正教育令　……24
会報「学校保健」……80,160,191,215,293
夏期海浜聚落　……46
顎関節 ……279
学習指導要領 ……6,7,8,10,132,155,162,
278,279,291,292,293,299,311,312,313,
314,444,450
学制　…3,4,5,9,11,24,257,267,274,310,
358,427
学生生徒身体検査規程
……15,19,24,25,257,268,446
学徒歯牙検査票　……79,115,278
課題別分科会（全国学校保健大会）……75
*片山國嘉　……26
学級編制ニ関スル規則　……24
学校安全 ……10,14,20,154,155,156,159,
160,161,168,173,175,182,289,298,329,
367,373,381,385,390,391,392,395,398,
399,406,407,414,423
学校医 ……12,18,25,26,29,33,34,43,44,
46,51,52,54,55,56,63,64,65,67,69,71,
73,75,85,86,87,88,89,90,93,95,96,97,
99,100,101,102,103,105,106,108,110,
111,112,114,115,118,119,120,121,123,
125,129,130,131,134,135,137,139,141,
142,143,144,145,146,149,150,152,154,
155,157,159,161,173,175,176,182,192,
200,214,233,234,235,236,237,238,240,

241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 259, 261, 263, 264, 265, 267, 268, 272, 274, 275, 285, 287, 288, 302, 322, 326, 327, 329, 331, 332, 335, 337, 340, 341, 342, 343, 345, 346, 348, 350, 351, 354, 355, 356, 358, 360, 362, 363, 364, 367, 370, 371, 372, 373, 376, 377, 378, 380, 382, 384, 385, 388, 389, 390, 391, 393, 394, 395, 396, 397, 398, 400, 402, 404, 406, 408, 410, 412, 414, 415, 417, 418, 420, 421, 422, 423, 424, 426, 427, 428, 429, 430, 431, 433, 438, 439, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 457, 469, 470
学校医Schularzt ……233
学校医会 …29, 34, 43, 51, 64, 101, 111, 114, 236, 237, 238, 244, 272, 331, 332, 337, 343, 345, 346, 348, 367, 371, 376, 377, 384, 398, 412, 414, 415, 427, 439, 446
学校医協議会 ……237
学校医講習会 ……242, 252, 261
学校医職務規程 …25, 29, 55, 234, 261, 274
学校医制度 …29, 105, 108, 111, 149, 233, 241, 242, 250, 251, 255, 256, 259, 261
学校衛生（school hygiene, Schulhygiene）……22
学校衛生課 ……12, 15, 25, 26, 33, 53, 77, 141, 234, 309
学校衛生掛図 ……79, 80, 147
学校衛生官 ……26, 33, 43, 47, 382, 389
学校衛生協議会 ……33, 34, 286, 378
学校衛生研究会 ……28, 34, 389, 439
学校衛生研究所 …66, 70, 76, 79, 80, 81, 82, 83, 117, 147, 148, 470
学校衛生講習会 ……33, 34, 41, 51, 200, 384, 389
学校衛生功労者 ……46, 142, 432
学校衛生顧問 ……25, 26, 27, 274, 439
学校衛生顧問会議 ……25, 26, 27, 439
学校衛生刷新ニ関スル件 …63, 64, 85, 310
学校衛生事項取調嘱託 ……24
学校衛生事項取調復命書 ……25
学校衛生主事 ……25, 26, 33, 34, 35, 42, 54, 274, 275, 440
学校衛生振興ニ関スル件 ……33
学校衛生調査会 ……33, 47
学校衛生通信 ……79, 147, 160
学校衛生事務取扱嘱託 ……25
学校衛生取調嘱託 ……26, 34, 274
学校衛生取調復命書摘要 ……25, 439
学校衛生ハンドブック ……23, 25
学校衛生表彰会 ……47, 142
学校衛生表彰規程 ……46, 47, 142
学校栄養士部会 ……72, 75, 94, 98, 146, 332, 343, 344, 433
学校栄養職員 ……309, 311, 312, 313, 314, 356, 395, 396, 404, 450, 453
学校栄養職員の職務内容について ……313
学校環境衛生 …25, 156, 157, 177, 178, 179, 180, 181, 185, 188, 190, 191, 192, 243, 262, 273, 286, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 317, 318, 322, 323, 332, 334, 337, 339, 340, 351, 355, 360, 361, 362, 368, 370, 371, 375, 381, 384, 385, 390, 393, 396, 397, 398, 406, 423, 425, 426, 443, 449
学校環境衛生検査体制整備促進事業 …179, 290, 322, 323, 339, 370, 393, 396, 398
学校環境衛生全国一斉調査 ……289
学校環境衛生の基準 ……288, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 449
学校看護婦 …12, 18, 23, 29, 37, 43, 45, 52, 53, 54, 55, 64, 73, 96, 119, 124, 125, 140, 234, 235, 268, 304, 309, 358, 410, 440, 452
学校看護婦会 ……64
学校給食 …13, 18, 43, 52, 53, 55, 57, 58, 75, 80, 82, 86, 87, 89, 90, 91, 92, 94, 95, 97, 98, 100, 103, 104, 105, 106, 107, 113, 114, 115, 120, 126, 127, 131, 137, 138, 139, 142, 146, 147, 149, 160, 190, 200, 235, 238, 249, 286,

289, 290, 293, 309, 310, 311, 312, 313, 314, 319, 320, 322, 356, 373, 374, 389, 395, 402, 404, 406, 407, 426, 431, 432, 453
学校給食共同調理場 ……311, 312
学校給食業務の運営の合理化について ……313
学校給食功労者 ……142, 406
学校給食奨励規程 ……286, 309
学校給食における衛生管理の改善に関する調査協力者会議 ……293
学校給食の衛生管理 ……290, 293, 314
学校給食の食事内容について ……312
学校給食物資の取扱いに関する暫定措置要領 ……310
学校給食法 ……13, 86, 100, 105, 106, 107, 113, 115, 149, 311, 313
学校給食用牛乳供給事業の実施について ……311
学校教育法 ……6, 13, 65, 83, 85, 86, 88, 89, 93, 98, 102, 103, 105, 108, 113, 115, 116, 118, 120, 122, 123, 125, 136, 137, 139, 140, 149, 262, 263, 268, 269, 270, 285, 287, 288, 304, 305, 308, 345, 432, 446, 452
学校教育法第103条 …102, 103, 105, 108, 113, 115, 116, 140, 149
学校近視 ……260
学校歯科医 …13, 19, 29, 41, 45, 46, 53, 63, 64, 65, 67, 69, 71, 73, 74, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 93, 94, 95, 96, 100, 104, 105, 106, 108, 111, 112, 114, 115, 118, 119, 120, 121, 123, 124, 125, 129, 131, 134, 135, 137, 141, 142, 144, 145, 146, 149, 150, 152, 154, 155, 157, 159, 161, 175, 192, 200, 214, 237, 256, 268, 274, 275, 276, 277, 278, 280, 281, 282, 283, 287, 288, 320, 322, 326, 327, 329, 331, 332, 335, 337, 340, 341, 342, 343, 345, 346, 348, 351, 353, 355, 356, 358, 360, 362, 363, 364, 370, 371, 372, 373, 376, 377, 378, 380, 382, 385, 388, 389, 391, 392, 396, 397, 398, 400, 402, 404, 406, 408, 410, 412, 414, 417, 418, 420, 421, 422, 423, 424, 426, 428, 429, 431, 433, 448, 457
学校歯科医及幼稚園歯科医令 ……19, 276
学校歯科医会 …13, 45, 63, 64, 65, 111, 114, 124, 146, 274, 276, 277, 278, 280, 281, 282, 320, 331, 332, 337, 371, 377, 396, 398, 406, 410, 412, 414, 426, 448, 461
学校歯科医職務規程 ……89, 277
学校歯科の手びき ……278
学校歯科保健アジア会議 ……280, 283
学校歯科保健にかかわる（学校歯科医等）研修会の開催 ……281
学校嘱託医 ……234
学校身体検査規程 ……52, 65, 73, 89, 104, 112, 115, 120, 126, 268, 278
学校生活管理指導表 ……19
学校清潔方法 ……25, 115
学校体育指導要綱 ……79, 80, 85, 140
学校伝染病予防及消毒方法 ……25, 259
学校伝染病予防規程 ……33, 115, 120, 259
学校の危機管理問題 ……308
学校プール ……179, 262, 273, 286
学校保健委員会 …63, 65, 75, 82, 86, 94, 97, 100, 101, 102, 105, 125, 128, 129, 141, 142, 144, 145, 154, 159, 161, 173, 176, 180, 186, 238, 239, 240, 243, 244, 245, 246, 263, 265, 266, 267, 269, 270, 271, 272, 273, 290, 291, 296, 335, 346, 347, 360, 417, 419, 437, 438, 445, 446, 447, 450, 451, 455
学校保健会研修会 ……242
学校保健関係法令集 ……160
学校保健研究会 ……77, 147, 270, 271, 324, 412
学校保健研究紀要 ……160
学校保健憲章 ……92, 97, 100, 149, 155
学校保健講習会 ……242, 252, 265, 330, 339, 340, 376, 433

学校保健センター事業
……168, 189, 214, 221, 350, 351, 393, 395, 396, 441
学校保健センター的事業
……164, 167, 176, 177, 178, 180, 184, 188, 189, 203, 204, 207, 214, 290, 334, 354, 441, 454, 455
学校保健統計 ……17, 182, 381, 387, 390
学校保健の研究
……79, 82, 147, 329, 367, 369, 382, 404
学校保健法 …13, 63, 65, 86, 92, 93, 94, 97, 100, 104, 105, 106, 107, 108, 110, 112, 113, 114, 117, 118, 119, 120, 121, 122, 123, 124, 125, 126, 127, 128, 129, 130, 135, 136, 139, 146, 149, 155, 156, 157, 160, 161, 174, 175, 218, 236, 247, 249, 262, 267, 269, 270, 272, 276, 277, 278, 279, 282, 288, 290, 291, 298, 304, 317, 323, 331, 339, 378, 384, 393, 407, 447
学校保健法施行規則
……120, 174, 175, 269, 272, 279, 298, 407
学校保健優良学校
……142, 327, 328, 330, 338, 411, 422
学校薬剤師 …65, 75, 85, 90, 94, 96, 97, 98, 103, 104, 105, 108, 111, 112, 113, 115, 118, 119, 120, 121, 123, 125, 131, 134, 135, 137, 144, 145, 149, 152, 154, 155, 157, 159, 161, 175, 185, 192, 210, 214, 256, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 301, 320, 321, 322, 324, 326, 327, 329, 331, 333, 334, 335, 337, 340, 341, 342, 343, 345, 346, 348, 349, 350, 351, 355, 356, 358, 360, 362, 363, 364, 368, 370, 371, 372, 373, 376, 377, 378, 380, 382, 384, 385, 388, 389, 390, 391, 393, 396, 397, 398, 400, 402, 404, 406, 408, 410, 412, 414, 415, 417, 418, 420, 421, 422, 423, 424, 426, 428, 429, 430, 433, 449, 457
学校薬剤師会 …98, 108, 112, 113, 210, 285, 286, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 301, 321, 324, 331, 333, 337, 340, 348, 349, 356, 360, 368, 371, 377, 380, 384, 385, 388, 390, 393, 396, 398, 406, 412, 414, 415, 426, 449, 457
学校薬剤師講習会
……286, 287, 289, 331, 334, 340
学校薬剤師制度40周年 ……292
学校薬剤師制度50周年 ……294
学校薬剤師制度の法制化 ……285
学校薬剤師部会
……75, 94, 97, 112, 288, 290, 293, 329, 342, 343, 345, 346, 351, 356, 362, 364, 373, 382, 388, 391, 400, 402, 404, 408, 414, 417, 418, 420, 422, 424, 428, 433
学校令 ……3, 4, 5, 24, 83, 274, 304, 452
可児・永山賞 ……290
*可児重一
……112, 145, 151, 160, 286, 287, 290
*嘉納治五郎 ……28
ガリオア資金 ……94, 310
*軽部修一 ……34, 42
眼科医会
…257, 259, 261, 262, 263, 264, 265, 266, 446
眼科学校医 ……18, 263, 264, 265, 426, 447
眼科学校専門医 ……261
眼科専門医 ……261, 263
環境基本法 ……14
看護部（帝国学校衛生会）……37, 43, 45
眼疾 ……18, 257, 264, 268, 446
完全なる医事行政体系（System einer vollstandigen medizinischen Polizei 1779–1821） ……22
漢方医 ……234
季刊健康教室 ……78, 146, 147
キシレン ……294
*北里柴三郎 ……33, 35, 234, 235
*北豊吉 ……27, 33, 34, 389
*北町一郎 ……98, 147, 149

喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育 ……21
虐待の課題 ……20
教育委員会法 ……6, 90, 327
教育改革国民会議 ……9
教育基本法 …6, 13, 65, 83, 85, 86, 93, 114, 136, 158, 160, 262, 268, 432
教育公務員特例法 ……6, 96, 124, 137, 156, 305
教育刷新委員会 ……6, 8
教育職員免許法 ……6, 175, 305, 307, 452
近視 …13, 18, 23, 33, 43, 120, 177, 233, 257, 258, 259, 260, 261, 262, 263, 265, 266, 323, 328, 350, 353, 354, 446, 447
近視眼 ……43, 120, 257, 446
近視の頻度 ……257, 258, 261
近視予防 …33, 260, 262, 263, 265, 328, 350, 353, 354
近視予防策 ……260
くすりの正しい使い方 ……294, 295
屈折異常 ……257, 263
*栗山重信 ……68, 71, 75, 151, 469
グループ・メディシン ……237
結核症 ……12, 18
健康教育 …9, 10, 17, 18, 46, 47, 50, 59, 75, 77, 78, 79, 80, 82, 86, 87, 88, 93, 94, 95, 97, 102, 106, 108, 109, 110, 119, 126, 127, 131, 132, 133, 135, 136, 139, 143, 146, 147, 148, 149, 150, 161, 162, 164, 170, 171, 172, 188, 191, 192, 233, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 279, 292, 293, 294, 300, 301, 302, 306, 307, 309, 314, 320, 321, 322, 323, 334, 337, 338, 339, 342, 344, 346, 351, 352, 354, 360, 367, 368, 374, 375, 388, 395, 396, 397, 398, 399, 401, 402, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 424, 432, 437, 438, 440, 441, 444, 445, 448, 452, 453, 454, 455
健康増進法 ……14, 280, 282, 449
健康日本21 ……14, 280, 282, 449
健康報国 ……44
研究誌「瑞星」 ……307
健全学 ……4, 26
コーン（Helmann Cohn） ……23, 233
*小池正直 ……27
公衆衛生 …5, 12, 22, 23, 28, 48, 59, 71, 73, 147, 257, 266, 285, 286, 287, 296, 299, 302, 323, 359, 369
公衆衛生院 ……12, 71, 73, 147, 286, 287, 299, 302, 359
厚生省 ……12, 13, 14, 74, 88, 93, 108, 118, 121, 124, 126, 127, 129, 134, 135, 235, 263, 271, 277, 280, 293
校長部会 …72, 73, 74, 75, 76, 82, 100, 101, 102, 109, 126, 146, 331, 332, 342, 343, 345, 346, 351, 362, 382, 388, 422, 424, 431
高等学校令 ……3
高等小学校 ……3, 5, 6, 24, 29, 304, 309, 452
高等女学校令 ……3
高等専門学校制度 ……7
高等中学校 ……3, 233
公立学校ニ学校医ヲ置クノ件 ……25, 29, 51, 234, 255, 261
呼吸器系感染症 ……18
国際学校衛生会議再興方促進ニ関スル件 ……45
国定教科書 ……5
国民学校令 ……3, 4, 5, 83, 304, 452
国立学校設置法 ……6
国立大学の法人化 ……9
心の健康 ……14, 20, 21, 162, 172, 183, 190, 241, 242, 250, 254, 300, 302, 303, 306, 307, 354, 355, 360, 375, 419, 426, 454
五大都市学校保健推進協議会 ……106
国公立大学共通一次試験 ……7
*後藤新平 ……27, 35
コンタクトレンズによる眼障害 ……264

さ　行

財団法人帝国学校衛生会 ……46, 199, 235
財団法人日本学校保健会
……63, 66, 84, 117, 145, 151, 152, 158, 164, 165, 177, 186, 203, 230, 242, 308, 328, 338, 367, 395, 446, 451, 453, 457
雑誌「学童養護」 ……41, 42, 43, 45
雑誌「学校衛生」
……41, 42, 43, 73, 76, 82, 147, 200, 440, 455
雑誌「学校保健計画」……77, 78, 80, 455
雑誌「健康教育」……77, 78, 82, 455
雑誌「児童研究」……28
雑誌「養護」 ……43, 45
*佐野常民 ……27
*三田谷啓 ……43, 389
歯科医学部会 ……72, 73, 74, 75, 82, 146
歯科医師法 ……29, 276
色覚
…19, 175, 190, 262, 263, 264, 265, 266, 447
色覚異常 ……19, 175, 263, 264
色覚異常者 ……263, 264
色覚検査 ……263, 264, 265
色覚問題 ……262, 264
*重田定正
……40, 68, 71, 81, 147, 151, 358, 462, 469
自己教育力 ……8
歯周疾患要観察 ……19, 279
実業学校令 ……3
シックハウス症候群 ……294, 449
児童生徒等歯・口の健康つくり推進事業
……282, 323, 338, 393
児童生徒の健康の保持増進に関する施策について ……176, 304
児童福祉法 ……13, 104
師範学校令 ……3, 4, 24
耳鼻科医 ……261, 269, 385
事務所移転問題特別委員会 ……152
社会教育法 ……6
弱視 ……262, 263, 264
生涯学習局 ……8
生涯学習体系 ……8
消化器系感染症 ……18
小学校・歯の保健指導の手引 ……279
小学校・歯の保健指導の手引（改訂版）
……279
小学校安全指導の手びき ……10
小学校教則大綱 ……5, 24
小学校祝日大祭日儀式規程 ……24
小学校設備準則 ……24
小学校ニ於ル体育及衛生ニ関スル件 …25
小学校保健計画実施要領（試案）
……10, 83, 277
小学校保健指導の手びき ……10
小学校令 ……3, 5, 24, 274
小児生活習慣病 ……20
職域分科協議会（全国学校衛生大会）
……72, 73, 75, 82, 85, 86, 94, 95, 101, 104, 108, 127, 146
初任者研修制度 ……8
私立学校法 ……6
視力検査 ……260, 263
心因性難聴 ……190, 270, 273, 448
新構想の教育大学 ……7
人工内耳 ……270, 272, 273, 448
滲出性中耳炎 ……248, 271
尋常小学校 ……3, 5, 6, 24, 267, 268
尋常中学校 ……3
新生日本医師会 ……236
心臓・腎臓疾患対策 ……19
睡眠時呼吸障害 ……271
*杉浦守邦 ……43
健やか親子21 ……14
スチレン ……294
*駿河尚庸 ……26
生活科 ……8
生活習慣病対策 ……14, 20, 336, 438
青年学校令 ……4

生理学大意 ……4
*關以雄 ……26, 28
脊柱側わん症 ……20, 351, 398
全国学校衛生協議会 ……33
全国学校衛生大会 …55, 65, 66, 72, 75, 80, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 90, 91, 108, 142, 143, 146, 148, 262, 287, 441
全国学校栄養士協議会 …309, 453, 454, 457
全国学校看護婦大会 ……45
全国学校給食振興期成会 ……312
全国学校歯科医協議会 ……283, 355
全国学校歯科医大会 ……41, 45, 53, 112, 200, 276, 278, 340, 388
全国学校保健協議会 ……153, 156, 157, 158, 173, 174, 175
全国学校保健研究大会 ……152, 158, 159, 168, 173, 175, 191, 237, 253, 256, 262, 283, 318, 320, 321, 324, 326, 328, 332, 334, 336, 338, 340, 341, 349, 355, 358, 359, 360, 362, 364, 365, 366, 368, 370, 373, 375, 383, 387, 392, 393, 395, 396, 398, 399, 402, 406, 409, 412, 416, 419, 420, 422, 426, 430, 432, 441
全国学校保健主事会 ……297, 298, 299, 450, 451, 457
全国学校保健推進連合会 ……107, 117, 118, 121, 126, 127, 128
全国学校保健大会 …63, 65, 66, 72, 75, 76, 82, 83, 84, 85, 91, 92, 93, 94, 98, 99, 105, 106, 107, 112, 113, 114, 115, 116, 117, 121, 127, 136, 137, 138, 139, 140, 142, 143, 144, 145, 146, 148, 149, 150, 152, 153, 154, 155, 158, 236, 237, 262, 275, 287, 297, 298, 324, 327, 328, 339, 340, 342, 346, 350, 352, 353, 355, 380, 381, 385, 388, 395, 401, 414, 424, 427, 428, 441, 451
全国学校保健調査 ……289, 290
全国体育デー ……39, 45, 440
全国聯合学校衛生会 ……38, 39, 40, 41, 43, 44, 45, 46, 49, 52, 53, 56, 57, 200, 262, 440
全国聯合学校衛生会総会 ……38, 39, 40, 41, 44, 46, 49, 52, 53, 56, 57, 200, 262
専修学校専門課程 ……7
全日本学校歯科保健優良校表彰 …281, 283
専門学校令 ……3
騒音性難聴 ……271
総合的な学習の時間 ……307
総トリハロメタン ……294

た　行

*ターナー（C.E. Turner） ……48
第1回全国学校薬剤師協議会 ……286
第7回世界教育会議学校衛生部会 ……45, 58, 60
体育・健康に関する指導 ……11
「体育や保健に関する知識」の領域 …10
第一次米国教育使節団 ……63, 140
第一次むし歯半減運動 ……278
大学院入学資格の弾力化 ……305
大学入試センター試験の実施 ……8
大学部会（全国学校衛生大会） ……72, 75, 76, 94, 97, 100, 101, 127, 135
大学令 ……3, 24
大日本医会 ……234
大日本医師会 ……35, 235
大日本学校衛生協会 …33, 34, 235, 261, 439
大日本私立衛生会 ……27, 28, 235, 257, 439, 446
大日本私立衛生会雑誌 ……28
体錬科 ……5, 277
*高木兼寛 ……27
*詫摩武彦 ……34, 40
*竹内光春 ……73, 76, 81, 136, 146, 147, 178, 277
ダニ及びダニアレルゲン ……294
単位制高等学校 ……8
「単線型」の学校制度 ……6
地域保健法 ……14

逐条注解学校保健法規集 ……160, 218
*千葉たつ
……71, 74, 81, 99, 110, 114, 142, 147, 152
地方学校保健推進協議会 ……106, 117
地方教育行政の組織及び運営に関する法律
……6, 410
中央教育審議会 ……7, 171
中学校安全指導の手引 ……10
中学校令 ……3, 24
中等学校保健計画実施要領（試案）
…9, 11, 65, 74, 76, 78, 81, 83, 86, 277, 297, 369
中等学校令 ……4
腸管出血性大腸菌 ……14, 18, 250, 293, 314
聴力機能 ……19
聴力検査 ……267, 268, 269, 271, 447
*血脇守之助 ……274
*塚田治作 …68, 71, 147, 151, 152, 462, 469
帝国学校衛生会 …12, 13, 28, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 51, 53, 55, 63, 64, 65, 66, 73, 76, 140, 141, 142, 146, 152, 158, 192, 197, 198, 199, 235, 236, 261, 439, 440, 446, 455, 461
帝国大学令 ……3, 24
伝染病予防法 ……12, 18, 25
ドイツ医学 ……233, 274, 446
道徳の時間 ……7
糖尿病対策 ……19
動揺病 ……248, 271
特別活動 ……10, 184, 278, 312
特別支援教育 ……252, 308, 452
特別非常勤講師制度 ……314
都道府県学校薬剤師設置規則 ……287
*豊田順爾 ……92, 145
トラホーム …12, 18, 29, 34, 118, 120, 138, 258, 259, 261, 262, 264, 265, 275, 304, 320, 348, 358, 384, 446, 447, 452
トラホーム罹患率 ……259
トルエン ……294

な　行

*ナイチンゲール（F. Nightingale）……23
*直邨善五郎 ……274
*長與専斎 ……12, 27
難聴学級発足 ……267
21世紀教育新生プラン ……9
21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21） ……280
日本医師会 ……35, 47, 210, 214, 233, 235, 236, 237, 238, 239, 241, 242, 247, 250, 251, 252, 253, 254, 256, 264, 265, 271, 272, 444, 445, 446, 457
日本衛生会 ……28
日本学校安全会法 ……155, 298
日本学校医会 ……236, 237, 238, 272, 446
日本学校医大会 ……236
日本学校衛生会 …13, 63, 64, 65, 66, 68, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 82, 83, 84, 85, 91, 92, 93, 94, 98, 99, 104, 105, 106, 108, 110, 114, 117, 118, 119, 126, 140, 141, 142, 143, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 152, 154, 158, 200, 236, 261, 310, 319, 323, 337, 345, 353, 395, 400, 429, 441, 442, 446, 461, 469, 470, 471
日本学校衛生会寄附行為
……63, 66, 68, 71, 72, 73, 79, 80, 82, 83, 84, 145, 146, 147, 469, 470
日本学校衛生会部会規程
……72, 74, 75, 76, 146
日本学校給食会法 ……311
日本学校健康会 ……176, 313
日本学校保健会 …11, 12, 13, 14, 21, 63, 66, 84, 85, 95, 97, 98, 107, 114, 116, 117, 118, 119, 124, 126, 128, 134, 138, 145, 146, 147, 149, 150, 151, 152, 154, 156, 158, 160, 161, 164, 165, 168, 176, 177, 180, 184, 185, 186, 188, 189, 191, 192, 199, 203, 210, 219, 220, 230, 236, 238, 242, 247, 249, 252, 261, 262,

264, 271, 272, 273, 282, 284, 290, 291, 292, 293, 294, 297, 299, 302, 308, 322, 323, 328, 332, 334, 335, 337, 338, 341, 342, 346, 347, 350, 351, 354, 359, 367, 375, 380, 381, 385, 393, 395, 396, 398, 399, 405, 406, 429, 433, 437, 438, 439, 440, 441, 442, 444, 446, 448, 449, 450, 451, 453, 454, 455, 457, 461
日本学校保健学会
…21, 75, 80, 82, 93, 117, 146, 148, 149, 152, 238
日本学校薬剤師会
…98, 113, 285, 287, 288, 289, 290, 291, 292, 293, 294, 295, 296, 301, 449, 457
日本学校薬剤師会50周年記念式典 ……291
日本眼科医会
……257, 262, 263, 264, 265, 266, 446
日本健体小児ノ発育論 ……15
日本公衆衛生協会 ……28
日本国憲法 ……6, 13
日本児童学会 ……28
日本児童研究会 ……28
日本赤十字社 ……27, 45, 47, 59, 79, 83, 299
日本体育・学校健康センター法 ……313
日本薬剤師会 ……286, 287, 288, 290, 291, 293, 294, 295, 296
日本薬剤師協会 ……98, 285, 286, 287
日本聯合学校歯科医会
……63, 65, 146, 276, 277
日本聯合歯科医会 ……275
*ニューフェルド（W. Neufeld）……65, 91
乳幼児保健検討委員会 ……239, 241
年次推移 ……15, 16, 17

は　行

歯・口の健康課題 ……19
歯・口の健康つくり推進指定校
……280, 281, 282, 283, 449
歯・口の健康つくり推進指定校連絡協議会
……281
歯・口の健康に関する図画・ポスターの審査および表彰 ……282
*バギンスキー（A. Baginsky）……23
博愛社 ……27
発育促進現象 ……16, 17
バッジ ……225, 295
パラジクロロベンゼン ……294
肥満傾向児 ……17, 393
*広瀬武郎 ……274
「複線型」の学校制度 ……6
富国強兵 ……260, 262, 263, 267, 277
*富士川游 ……28, 43
*藤島太麻夫 ……274
*フランク（J.P. Frank） ……22
*古瀬安俊 ……26, 27
平衡機能 ……19, 176, 179, 184, 271, 273
米国教育使節団報告書 ……9, 140
ヘルスプロモーション
……14, 249, 279, 280, 283, 448, 450
放送大学 ……7
保健学習 …11, 108, 109, 132, 133, 188, 189, 218, 306, 307, 343
保健室 ……20, 126, 133, 156, 157, 178, 179, 183, 188, 190, 289, 290, 306, 323, 340, 354, 398, 453
保健指導 …10, 19, 88, 94, 97, 104, 132, 143, 157, 175, 176, 179, 180, 181, 184, 185, 186, 188, 218, 238, 245, 262, 266, 267, 270, 272, 277, 278, 279, 280, 329, 334, 354, 365, 395, 396, 431, 447
保健主事執務事例集 ……299
保健主事部会 …73, 75, 100, 102, 109, 297, 298, 320, 324, 329, 331, 332, 345, 346, 351, 356, 362, 364, 369, 371, 373, 382, 388, 391, 392, 399, 400, 402, 404, 408, 414, 417, 418, 420, 422, 424, 428, 429, 431, 433
保健所法 ……12, 13
保健体育審議会 …14, 19, 20, 121, 141, 157, 158, 176, 177, 214, 241, 263, 269, 280, 288,

290, 291, 293, 303, 304, 310, 312, 313, 438, 444
保健体育審議会答申 ……14, 19, 20, 177, 214, 241, 269, 303, 444
母子保健法 ……13
保養学園 ……46, 431
ホルムアルデヒド ……294, 449

ま　行

*松浦鎮次郎 ……38
*松本良順 ……4, 27
*マンレー（H. Manley） ……65, 78
*三島通良 ……15, 24, 25, 26, 234, 274, 439
*三宅鑛一 ……39, 68, 71, 81, 118, 150, 151, 469
*三宅秀 ……26, 34, 35, 37, 38, 39, 47, 461
むし歯半減運動 ……278, 328
むし歯予防推進校 ……279, 325
むし歯予防デー ……275
*村上賢三 ……75, 76, 149, 153, 177, 178, 179, 299, 358, 462
*村瀬敏郎 ……168, 187, 214, 256, 462, 463
盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律 ……311
盲学校及び聾唖学校令 ……3
*本圖（井上）晴之助 ……33
*森有礼 ……3, 24
文部省設置法 ……6, 87

や　行

夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律 ……311
薬剤師部会 ……72, 75, 94, 97, 98, 100, 104, 112, 133, 288, 290, 293, 329, 342, 343, 345, 346, 351, 356, 362, 364, 373, 382, 388, 391, 400, 402, 404, 408, 414, 417, 418, 420, 422, 424, 428, 431, 433
薬物乱用 ……14, 20, 21, 162, 172, 186, 189, 190, 192, 219, 241, 247, 290, 293, 295, 296, 304, 388, 390, 397, 427, 443, 450, 457
薬物乱用防止研修会 ……293, 390
やせ傾向 ……17, 20
*湯浅謹而 …75, 76, 81, 114, 136, 147, 151, 152, 319, 358, 410, 462
ユニセフ ……310
よい子つよい子 ……79, 84, 147, 148
よい子つよい子展覧会 ……84, 148
養護学校 …7, 8, 91, 97, 101, 116, 193, 235, 282, 304, 311, 340, 358, 361, 366, 437
養護学校の義務制 ……7
養護教育 ……46, 52, 105, 374, 375, 415
養護教諭 …65, 75, 78, 80, 82, 85, 86, 87, 89, 90, 93, 97, 99, 100, 101, 102, 103, 108, 109, 110, 113, 115, 116, 118, 119, 122, 124, 125, 129, 130, 133, 136, 139, 140, 141, 145, 146, 152, 154, 155, 156, 159, 161, 175, 179, 180, 182, 183, 184, 185, 189, 190, 218, 246, 250, 253, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 318, 319, 322, 323, 325, 326, 327, 329, 331, 332, 333, 334, 335, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 348, 349, 350, 351, 352, 354, 355, 356, 360, 361, 362, 364, 366, 368, 370, 371, 372, 373, 377, 381, 382, 383, 388, 390, 392, 393, 395, 396, 398, 399, 400, 401, 402, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 412, 420, 421, 422, 423, 424, 429, 430, 431, 433, 438, 450, 451, 452, 453, 456, 457
養護教諭の複数配置基準 ……305
養護教諭の養成カリキュラムの在り方について ……305
養護教諭養成機関 ……97, 103, 116
養護訓導 …4, 52, 63, 75, 89, 93, 96, 304, 452
養護部会 …72, 73, 74, 75, 82, 105, 108, 110, 146, 340, 348, 391, 392
養生口授 ……4
養生法 ……4, 22
幼稚園令 ……3

*横手千代之助 ……26, 35, 37, 39, 46
四六答申 ……7

ら　行

裸眼視力 ……263
流行性角結膜炎 ……18, 264, 266, 447
臨時教育審議会 ……8, 9, 313
臨時行政調査会 ……14, 313
６年制中等教育学校 ……8
ロスナイ ……295

英字・数字

370視力 ……249, 263
370方式 ……265
catch-up growth ……17
CO（要観察歯）……279
GHQ民間情報教育局（CIE） ……9
GO（歯周疾患要観察者）……279
IT症候群 ……264
JADA ……296
PTA部会 …73, 75, 113, 149, 343, 414, 417, 418, 420, 424
SARS ……14, 18
secular trend ……17
STD ……18
WADA ……296

日本学校保健会八十年史編纂委員会名簿

（平成17年３月25日現在）

氏　　名	役　　職	
雪　下　國　雄	(社)日本医師会常任理事	
野　溝　正　志	(社)日本学校歯科医会常務理事	
杉　下　順一郎	日本学校薬剤師会会長	
三　宅　謙　作	(社)日本眼科医会前副会長	平成16年 ３月31日まで
吉　田　　博	(社)日本眼科医会副会長	平成16年 ４月１日から
神　田　　敬	(社)日本耳鼻咽喉科学会評議員	
林　　眞　示	元全国学校保健主事会会長	
野　地　絹　江	全国養護教諭連絡協議会常務理事	
神　山　久　夫	(社)全国学校栄養士会理事	
佐々木　健　雄	前東京都学校保健会会長	
髙　野　惣　一	茨城県学校保健会事務局長	
髙　石　昌　弘	元国立公衆衛生院長	小委員会委員
吉　田　瑩一郎	日本体育大学名誉教授	小委員会委員
和　唐　正　勝	宇都宮大学教育学部教授	小委員会委員
瀧　澤　利　行	茨城大学教育学部教授	小委員会委員
七木田　文　彦	東京大学大学院教育学研究科博士課程	小委員会委員
矢　野　　亨	(財)日本学校保健会会長	
内　藤　昭　三	(財)日本学校保健会専務理事	小委員会委員

編纂後記

内外に大きな憂慮をもたらした災害の年が暮れ、災いを福に転じようと誰もが祈る2005年が幕を開けた。テレビでは10年を経た阪神淡路大震災後の復興の経緯が放映されている。一昔と云われる10年間の関係者の努力に心から敬意を表したい。新潟県中越地震やインド洋大津波をはじめ昨年被災された皆様も多くの困難に立ち向かいながら、一縷の明るい望みを覚えつつ先輩被災者の奮闘に想いを寄せたことであろう。

過去を正しく記録することの意義は、それぞれの時代を生きぬいた人々の生き方を、考え方を、感じ方等を活字に示すことにより、その時代の状況を伝え後世に残すことである。いろいろな組織や施設等が区切りのよい周年の記録を残すことの意義は極めて大きいと云わざるを得ない。

財団法人日本学校保健会は大正９年（1920）に帝国学校衛生会として創設された。その後、多くの名称・寄付行為等の変更を経て多彩な活動を重ねながら今日に至っている。その間の記録については、昭和57年（1982）に発足した編集委員会の大きな努力により、昭和61年（1986）に「日本学校保健会60年史」が刊行され、創設以来60年の歩みが残されている。

その後20年の歳月が流れ、21世紀初頭に財団法人日本学校保健会は80年の軌跡を刻んだことになる。矢野亨会長はこの点に留意され80年史の刊行が是非必要であると判断されて、平成15年（2003）９月に「日本学校保健会80年史」編纂委員会を発足させた。学校保健領域の各界から選ばれた十数名の委員による編纂作業が開始されたわけである。

当初は60年史以降20年間の推移を補足することで足りると考えていた委員会であったが、議論を重ねていく間に、この際原点に立ち返って80年の歩みを見直し、新しい視点から日本学校保健会の活動の歴史を纏めるべきだということになり、作業は当初予定より大幅に時間を要することとなった。それは十数年の後に迎える100周年の折の作業の基盤としても可能な限り多くの努力を今こそ投入すべきだという委員会の意向が示されたからでもある。同時に過去の沿革を正しく記録に残すことに止まらず、歴史を参照して現状を踏まえた将来の展望についても示しておくべきとの意見に基づき、「新たな学校保健の課題と日本学校保健会」と題する一編を最後に添えることとした点は本年史の大きな特性といってよいだろう。年史のなかのそれぞれの部分を執筆して頂いた委員はもとより編纂委員全員の出席による座談会形式で将来展望等を纏めることができたことは望外の喜びであった。

委員会の作業は極めて膨大であった。従って、作業を円滑に進行させるため６名による作業小委員会を構成すると共に、年表作成等のための協力者を依頼して作業を進めた。その間、学校保健会事務局にも多大の努力を頂いたことは当然である。６回に亘る編纂委員会、そして多数を数える作業小委員会の作業の結果、この度、「日本学校保健会80年史」の刊行に辿りついたことは編纂委員会代表者として大きな喜びである。

熱心に作業をリードして下さった矢野会長をはじめとする編纂委員の皆様、とりわけ作業小委員としてご活躍いただいた内藤昭三専務理事、吉田瑩一郎委員、和唐正勝委員、瀧澤利行委員、七木田文彦委員、そして、ご多忙の中ご寄稿頂いた関係団体や地域学校保健会をはじめとした執筆者の皆様、さらに常に多大の協力を惜しまなかった事務局の皆様に心から謝意を表したい。また作業の進行について格別の努力をお願いした瀧澤委員と七木田委員に深謝したいと思う。

本年史が災いを福に転ずべき新しい年の刊行物として学校保健活動の今後の発展にとり多大の寄与を果たすと同時に、来るべき日本学校保健会100年史の基盤として大きく役立つことを心から念じて止まない。

平成17年１月

財団法人日本学校保健会
日本学校保健会八十年史編纂委員会代表
髙石　昌弘

編纂後記

内外に大きな憂慮をもたらした災害の年が暮れ、災いを福に転じようと誰もが祈る2005年が幕を開けた。テレビでは10年を経た阪神淡路大震災後の復興の経緯が放映されている。一昔と云われる10年間の関係者の努力に心から敬意を表したい。新潟県中越地震やインド洋大津波をはじめ昨年被災された皆様も多くの困難に立ち向かいながら、一縷の明るい望みを覚えつつ先輩被災者の奮闘に想いを寄せたことであろう。

過去を正しく記録することの意義は、それぞれの時代を生きぬいた人々の生き方を、考え方を、感じ方等を活字に示すことにより、その時代の状況を伝え後世に残すことである。いろいろな組織や施設等が区切りのよい周年の記録を残すことの意義は極めて大きいと云わざるを得ない。

財団法人日本学校保健会は大正９年（1920）に帝国学校衛生会として創設された。その後、多くの名称・寄付行為等の変更を経て多彩な活動を重ねながら今日に至っている。その間の記録については、昭和57年（1982）に発足した編集委員会の大きな努力により、昭和61年（1986）に「日本学校保健会60年史」が刊行され、創設以来60年の歩みが残されている。

その後20年の歳月が流れ、21世紀初頭に財団法人日本学校保健会は80年の軌跡を刻んだことになる。矢野亨会長はこの点に留意され80年史の刊行が是非必要であると判断されて、平成15年（2003）９月に「日本学校保健会80年史」編纂委員会を発足させた。学校保健領域の各界から選ばれた十数名の委員による編纂作業が開始されたわけである。

当初は60年史以降20年間の推移を補足することで足りると考えていた委員会であったが、議論を重ねていく間に、この際原点に立ち返って80年の歩みを見直し、新しい視点から日本学校保健会の活動の歴史を纏めるべきだということになり、作業は当初予定より大幅に時間を要することとなった。それは十数年の後に迎える100周年の折の作業の基盤としても可能な限り多くの努力を今こそ投入すべきだという委員会の意向が示されたからでもある。同時に過去の沿革を正しく記録に残すことに止まらず、歴史を参照して現状を踏まえた将来の展望についても示しておくべきとの意見に基づき、「新たな学校保健の課題と日本学校保健会」と題する一編を最後に添えることとした点は本年史の大きな特性といってよいだろう。年史のなかのそれぞれの部分を執筆して頂いた委員はもとより編纂委員全員の出席による座談会形式で将来展望等を纏めることができたことは望外の喜びであった。

委員会の作業は極めて膨大であった。従って、作業を円滑に進行させるため６名による作業小委員会を構成すると共に、年表作成等のための協力者を依頼して作業を進めた。その間、学校保健会事務局にも多大の努力を頂いたことは当然である。６回に亘る編纂委員会、そして多数を数える作業小委員会の作業の結果、この度、「日本学校保健会80年史」の刊行に辿りついたことは編纂委員会代表者として大きな喜びである。

熱心に作業をリードして下さった矢野会長をはじめとする編纂委員の皆様、とりわけ作業小委員としてご活躍いただいた内藤昭三専務理事、吉田瑩一郎委員、和唐正勝委員、瀧澤利行委員、七木田文彦委員、そして、ご多忙の中ご寄稿頂いた関係団体や地域学校保健会をはじめとした執筆者の皆様、さらに常に多大の協力を惜しまなかった事務局の皆様に心から謝意を表したい。また作業の進行について格別の努力をお願いした瀧澤委員と七木田委員に深謝したいと思う。

本年史が災いを福に転ずべき新しい年の刊行物として学校保健活動の今後の発展にとり多大の寄与を果たすと同時に、来るべき日本学校保健会100年史の基盤として大きく役立つことを心から念じて止まない。

平成17年１月

財団法人日本学校保健会
日本学校保健会八十年史編纂委員会代表
髙石　昌弘

日本学校保健会八十年史

発行日　平成17年３月25日

編　集　㈶日本学校保健会
日本学校保健会八十年史編纂委員会

発行者　㈶日本学校保健会
〒105-0001　東京都港区虎ノ門2-3-17
虎ノ門２丁目タワー６階
TEL 03-3501-0968

印　刷　勝美印刷株式会社
〒112-0002　東京都文京区小石川1-3-7
TEL 03-3812-5201（代表）

ISBN4-903076-00-8　C0000